

『マンチュリアの社会変容と地域秩序

－明代から中華人民共和国の成立まで－』

塚瀬 進

— 目 次 —

表紙	1
目次	pp. 2-5
はじめに	pp. 6-9
第 1 章 「満洲」に関する諸見解	pp. 10-20
1. 日本での研究	
2. 中国での研究	
3. 地名への転化	
4. 矢野仁一の「満洲は中国の領土ではない」という見解について	
第 2 章 戦前、戦後におけるマンチュリア史研究の成果と問題点	pp. 21-58
はじめに	
1. 戦前における満洲史研究—東洋史研究の一分野として—	
①日露戦争後における歴史研究のはじまり	
(1)白鳥庫吉による研究	
(2)内藤湖南による研究	
②満洲国建国を契機とする歴史研究の興隆	
(1)日本国内での研究	
(2)満洲国での研究	
③小結	
2. 戦前におけるマンチュリアの調査研究	
①陸軍、満鉄、関東都督府、農商務省、外務省などによる調査報告、調査研究	
②満鉄調査部、満洲国政府機関による調査報告、調査研究	
③小結	
3. 敗戦後におけるマンチュリア史研究	
①マンチュリア史研究の低調と戦前の研究に対する批判	
②日本史研究者による満洲史研究	
③概説書から見たマンチュリア史の位置	
4. 中国におけるマンチュリア史研究	
①戦前の研究	
②概説書から見た 1980 年代以降の研究	
おわりに	

第3章 元末・明朝前期におけるマンチュリアの社会変容と地域秩序 pp. 59-85

はじめに

1. 元朝治下のマンチュリア
2. 紅巾の乱から洪武末年までのマンチュリア
 - ①ナガチュ(納哈出)の降伏まで
 - ②ナガチュの降伏以後
3. 永楽帝によるマンチュリア政策
 - ①女真の招撫
 - ②朝鮮との関係調整
 - ③モンゴル情勢の影響

おわりに

第4章 明代中期・後期におけるマンチュリアの社会変容と地域秩序 pp. 86-100

はじめに

1. 正統～成化年間の社会変容
 - ①人間の移動による社会変容
 - ②朝貢、馬市の変化
 - ③遼東での軍屯
2. 弘治～嘉靖年間の社会変容
 - ①授官規定の変更
 - ②貂皮交易の伸張
 - ③朝貢定額化による影響
3. ヌルハチ台頭前後のマンチュリア
 - ①女真の変容
 - ②遼東の状況
 - ③ヌルハチの台頭

おわりに

第5章 旗民制による清朝のマンチュリア統治 pp. 101-144

はじめに

1. 盛京における旗民制の形成
2. 吉林、黒龍江における旗人統治機構の形成
3. 旗民関係の調整の試み
4. ロシアの動向について
5. 19世紀中ごろにおけるマンチュリアの社会変容
6. ロシア、朝鮮との関係変化
7. 旗民制の崩壊と東三省の設置

おわりに

はじめに

1. 中東鉄道沿線地域の変化

- ①地域概略 ②通商ルートの変化
- ③農業生産の変化 ④金融状況の変化

2. 満鉄沿線地域の変化

- ①地域概略 ②通商ルートの変化
- ③農業生産の変化 ④金融状況の変化

3. 京奉鉄道沿線地域の変化

- ①地域概略 ②通商ルートの変化
- ③農業生産の変化 ④金融状況の変化

4. 奉吉・吉敦鉄道沿線地域の変化

- ①地域概略 ②通商ルートの変化
- ③農業生産の変化 ④金融状況の変化

5. 四洮・洮昂・打通鉄道沿線地域の変化

- ①地域概略 ②通商ルートの変化
- ③農業生産の変化 ④金融状況の変化

6. 間島地域の変化

- ①地域概略 ②通商ルートの変化
- ③農業生産の変化 ④金融状況の変化

7. 鴨緑江・松花江・黒龍江流域地域の変化

- ①鴨緑江流域地域
 - (1) 地域概略 (2) 経済状況の変化
- ②松花江流域地域
 - (1) 地域概略 (2) 経済状況の変化
- ③黒龍江流域
 - (1) 地域概略 (2) 経済状況の変化

おわりに

はじめに

1. 工業政策の推移

- ①第1期 1932～36年
- ②第2期 1937～39年、第3期 1940～45年

2. 工業化による社会変容

おわりに

第 8 章 満洲国政府が実施した統治政策のマンチュリア社会への浸透	pp. 199-214
はじめに	
1. 地方での行政力の浸透	
2. 農業政策の浸透	
3. 商業統制政策の浸透	
4. 徴税政策の推進	
おわりに	
第 9 章 1940 年代における統治政策のマンチュリア社会への浸透	pp. 215-235
はじめに	
1. 統治機構の特徴	
2. 統制経済の実施と拡大	
3. 支配政策に対するマンチュリア社会の反応	
おわりに	
第 10 章 「検閲月報」から見た満洲国の「中国人」－1940 年代の状況を中心に－	pp. 236-249
はじめに	
1. 生活に対する不満	
2. 労働者の状況	
3. 商業取引の状況	
4. 農村部の状況	
5. 満洲国統治に対する反発	
おわりに	
第 11 章 国共内戦期、東北解放区における中国共産党の財政経済政策	pp. 250-266
はじめに	
1. 東北解放区の形成と財政経済政策の変遷	
2. 対外貿易の動向	
3. 農業政策の特徴	
4. 商工業者への政策	
おわりに	
終章	pp. 267-269

はじめに

本論文のテーマは、14世紀の明代から1949年の中華人民共和国成立までの約600年間におよぶ期間、「マンチュリア」ではいかなる社会変容が生じ、どのような地域秩序が形成されていたのかを検証することである。

本論文は「満洲」(以下、括弧は略)ではなく、「マンチュリア」(以下、括弧は略)と表記する(1)。その理由は、マンチュリアは地名に限定して使い、民族名や国号として使われた満洲と混同されることを避けるためである。マンチュリアの範囲は、概ね北辺はスタノヴォイ山脈、南辺は長城、西辺は大興安嶺、東辺は鴨緑江・豆満江の内側を想定している。しかしながら、この地理上の範囲が、常に一体的なまとまりを持ちながら歴史的に推移してきたわけではない。清代の東三省の範囲、満洲国の領域、中華人民共和国の東三省の領域は、それぞれ異なり、完全には重ならない。本書は、マンチュリアの範囲は歴史的に生成されたものであり、歴史的変化に伴い、その範囲も伸縮していたという観点に立っている(2)。ある時期のマンチュリアの範囲という示し方はできるが、不変的なマンチュリアの範囲を確定することはできない(3)。

マンチュリアの特徴として、その内部は均質的ではなく、三つの地帯に分けられる点を指摘したい。第一に、農耕がおこなわれ、主に漢人が活動した南部の平野地帯。第二に、各種の狩猟民、主にツングース系の人々が活動した東部から朝鮮半島北部に連なる森林地帯。第三に、遊牧民、主にモンゴル系の人々が活動した西部の大興安嶺近隣に広がる草原地帯、という地理的特徴を持つ。

平野地帯の漢人は3世紀に漢王朝が崩壊した以後、中華王朝と結びつくことはなく、独自に強力な政治権力を樹立することはなかった。そのため、マンチュリアの覇権は、「森林地帯の民」と「草原地帯の民」で争われた。とはいえ、「森林地帯の民」が草原地帯に勢力をのばすことは困難であり、同様に「草原地帯の民」が森林地帯を制圧することも難しかった。それゆえ、三つの地帯全域を包摂する政治権力は誕生しなかった(4)。

しかしながら、14世紀の明朝成立から現在まで、マンチュリアはある程度のまとまりを持って歴史的に推移してきた。中国の強い影響を受けるとともに、北はアムール川(黒龍江)、シベリア、東は朝鮮半島、西はモンゴル高原と接していたので、周辺(モンゴル、朝鮮、ロシア)からの影響も受けていた。したがってマンチュリア史の考察には、ロシア・シベリア史、中国史、朝鮮史、モンゴル史の知識が不可欠である。

周辺とのゆるやかな関係性のなかにあったマンチュリアは、19世紀後半に国境という概念が外側から持ち込まれ、新たな歴史的段階に入った。アイグン条約、ペキン条約によりアムール川以北、ウスリー川以東はロシア領となった。これ以降、マンチュリアは中華王朝の統治空間を示す「版図」ではなく、近代主権国家が標榜する「領土」になったと考えられる(5)。清朝は帝国統治にあたって、異質な内容を持つ各地域を均質化する政策はおこなわず、それぞれの独自性を皇帝一元統治により保持してきた。しかしながら、19世紀後半の西欧列強による勢力拡大を受けて、清朝は統治政策を修正して近代主権国家的な方式を導入しようとしていた(6)。そして清末以降、中華民国、満洲国も「領土」の確定、保持

を標榜し、国境にまでおよぶ領域支配を推進した。

本論文はかかる経緯をふまえ、近代主権国家が標榜する「領土」の概念を無批判に前近代に遡らせて、マンチュリアの属性を考える方向性はない。近代主権国家が形成される以前と以後とを、連続して検討することにより、現代国家が描く「物語」の相対化を企図している。言い換えるならば、前近代と近代を別々に考察するのではなく、近代に現出した様相は、前近代に形成されたものを土台としながら、近代的なものがあらわれていく過程の検証をおこないたいと考えている。「満洲が中国の領土なのか」、「領土ではないのか」という設問は、近代主権国家の論理がつくりだしたものであり、近代主権国家の誕生以前にまでさかのぼり、こうした設問をつくり、解答しても無意味なことを示したい(7)。

清朝による帝国統治が崩壊した後、「領土」、国境線の確定が重視されただけでなく、「民族」を単位とした国民国家の形成がめざされた。しかし、「民族」の活動領域と国家の統治領域は必ずしも重ならず、ズレが存在した。例えば朝鮮人、モンゴル人はそれぞれの「民族」を主体とする国家をつくったが、国家成立以後でも依然としてマンチュリアに暮らす人々がいた。マンチュリアで活動した人々は、「民族」を単位とする国家形成の流れに沿う部分もあったが、そうではない部分もあったのである。一つの「民族」や、均質的な「国民」の形成につながる流れだけではなかった点を指摘したい。そうであったからこそ、満洲国は「五族協和」というスローガンを強調する必要があったと言えよう。

マンチュリアは漢人、ツングース系、モンゴル系の人々を抱え、中国中央の影響、周辺(モンゴル、朝鮮、ロシア、日本)の影響を受けながら、その歴史を歩んできた(8)。つまり単一ではなく多様であり、均質的ではなく重層的な特徴を持つ地域だと指摘できる。本稿では、「領土」や「民族」を単位とした歴史把握ではなく、「地域」という空間を中心にすえた歴史像の構築を目指している。また、近代以前のマンチュリアが、近代に至りどのように変容したのか、近代以降にも継承された部分、断絶した部分を明らかにし、地域が持つ固有の特徴を歴史的文脈のなかで解釈することを企図している。つまり、マンチュリアを多様性、重層性を持つ空間として、さらには前近代から近代までの期間を連続して考察することにより、その地域性を立体的、総合的に理解する試みだとまとめられる(9)。

地域的特徴の考察は、社会変容と地域秩序に焦点をあてている。社会変容は周辺集団の攻撃や中国関内からの移民増加などの外的要因から生じる一方で、衛所制度や旗民制の変容、鉄道敷設の影響、工業化政策の推進などの内的要因からも生じていた。本論文では、衛所制度と羈縻衛所制度の成立と変容(第3章、第4章)、旗民制の成立と変容(第5章)、鉄道敷設による社会変容(第6章)、工業化政策による社会変容(第7章)、統治政策の浸透による社会変容(第8章、第9章)、財政経済政策による社会変容(第11章)を考察することにより、外的要因と内的要因から生じた社会変容の様相、その結果として生じた地域秩序の変化を、マンチュリアの地域性にそくして考察する(10)。

本論文が明朝以降をあつかう理由は、以下の三点からである。第一には、明朝以降のマンチュリアは現在にもつながるまとまりを保ちつつ、歴史的に推移していた。第二に、漢人が大多数を占める以前のマンチュリアは清朝が採用した旗民制により統治されていた。旗民制を考察するためには清朝興起にまで遡る必要があり、清朝興起を考察するためには明代の検討が求められる。明代以前の状況は、20世紀にまで通じる理解の材料としては距

離が遠い(11)。第三に、明朝より以前の時代(元朝、遼・金、渤海など)に関する史料は乏しく、社会変容や地域秩序の具体的な諸相を検討することは難しいからである。

後編では研究史の整理をおこない、現在の研究の到達点について確認する

- (1) 満洲ではなく、マンチュリアを地名として研究論文に使っている論者はすでにいる。上田裕之、杉山清彦、中島楽章、古市大輔は論文で使っている。いずれも前近代史を専攻する研究者である点が興味深い。
- (2) 吉田光男[2009、11頁]は、「歴史舞台の範囲は国境線のように明確な線引きができるわけでは」なく、「境界は曖昧模糊としており、しかも状況によってそれすらも揺れ動く。地域区分はあくまでも空間の中において歴史を把握するための便法の一つにすぎない」と述べている。
- (3) 筆者はこうした考え方を持つため、現在マスコミの報道が使っている、「旧満州」＝「現中国東北部」という説明はまったく理解できない。
- (4) 外山軍治[1964、2頁]。満洲人・漢人・モンゴル人が勢力交錯した点を、マンチュリアの特徴だとする見解は戦前から存在している(例えば、松井等[1931、36-38頁])。鴛淵一[1940、1頁]は、マンチュリアは「農夫たる漢人」、「森林の獵人にて農をも営んだ満洲族」、「草原遊牧の蒙古族」の三者の争奪地であり、「満洲史は三者の争闘史」であったとしている。
- (5) 上野稔弘[2002、42-44頁]は、中華人民共和国が考える領域国家の範囲と、歴史的に中国を考える場合の空間範囲とは異なることを指摘している。
- (6) 村田雄二郎[1996、6-8頁]
- (7) 現在マンチュリアを領域下におく国家は、自らの国家形成とのかかわりからマンチュリアの歴史を語り、その「物語」を作っている。しかしながら、一国史的観点から語られる「物語」には無理がある。近代主権国家の枠組みから過去をながめた「物語」をつくることは、本書の目的ではない。こうした考え方は、矢木毅[2008]から大きな示唆を得ている。
- (8) マンチュリアに暮らした漢人、朝鮮人、満洲人、モンゴル人が「中国人」としての意識を、中華人民共和国成立以前に確固として持っていたとは考えられない。したがって、本論文では「中国人」と表記する。
- (9) こうした考え方は、羽田正[2005]から大きな示唆を得ている。
- (10) マンチュリアは日本とは異質な「歴史的リアリティ」を持つ場所であることを、本書は強調している。日本の帝国主義的な政策と関わった部分だけを取り出して、マンチュリアの特性を論じる方向性はない。日露戦争から満洲国崩壊まで、マンチュリアに対する日本の影響力は強かったが、マンチュリアのすべての動向を日本が規定していたわけではない。本書では日本の影響力に目をくばりつつも、より基底的な地域の「木目」を描き出すことを目的にしている。
- (11) 明代の女真の系譜を検討した三田村泰助[1965、70-73頁]は、建州女真や海西女真の系譜の上限は元末明初より以前には遡らないことを確認し、マンチュリアでは元末に人間集団の移動に伴う大きな社会的変容が生じ、女真社会には断層が生じたと指摘する。

参考文献

上野稔弘

2002「地域概念としての〈中国〉と東北アジア」『東北アジア地域論の可能性』
東北アジア研究センター pp. 41-49

鴛淵一

1940『奉天と遼陽』富山房 151p

外山軍治

1964『金朝史研究』同朋舎 679p

羽田正

2005『イスラーム世界の創造』東京大学出版会 316p

松井等

1931「満洲史要領」『東亜』4-8 pp. 35-44

三田村泰助

1965『清朝前史の研究』同朋舎 492p

村田雄二郎

1986「中華帝国と国民国家」『响沫集』9 pp. 6-14

矢木毅

2008「朝鮮前近代における民族意識の展開－三韓から大韓帝国まで」夫馬進編『中国東ア
ジア外交交流史の研究』京都大学学術出版会 pp. 86-117

吉田光男

2009『北東アジアの歴史と朝鮮半島』放送

第1章 「満洲」に関する諸見解

満洲は満洲語の「マンジュ (Manju)」の漢語音写である。どのような語源であり、いつから使用されたのか、長年にわたって研究がおこなわれてきた。しかしながら不明な点が多い。以下では満洲の語源、用例に関する研究史について述べてみたい。

1. 日本での研究

満洲がいつから使われたのか、その語源は何に由来するのか、最初に検討を加えたのは内藤湖南[1969]であった。内藤湖南は日露戦争の時に奉天の崇謨閣で清朝史に関する檔案の調査をおこない、その成果をもとに満洲の用例、語源について自己の見解を述べた。明朝や朝鮮の史料には満洲は使われてなく、朝鮮に出した手紙ではヌルハチは「金国汗」と称していたこと、ヌルハチが建てた東京城の天佑門には「アイシングルン」とあること、ホンタイジが遼陽城外に1630年(天聰4年)に建てた碑には「アイシン」国とあることを根拠に、ヌルハチ、ホンタイジの時には「アイシン国(金国)」と称していたと主張した。しかし、『太祖実録』が出来たころには、「アイシン国(金国)」という名称はかつての金朝を彷彿させるので使わないことにし、「満洲国」にしたと説明している。満洲の語源は偉い酋長に対する尊称に由来し、仏教の「曼殊(文珠)室利(manjusri)」の転音である指摘した。

次いで市村瓚次郎[1909]は、いつから満洲が使われるようになったのか、関係史料の分析をおこなった。市村瓚次郎も内藤湖南と一緒に、奉天の崇謨閣で清朝の檔案を調査した。また明朝や朝鮮の史料をも検討し、天聰年間(1627-35年)では後金や金の国号は見えるが満洲の国号はないことから、満洲は大清の国号を称した後に初めて現れたと主張した。そして満洲の語源として、①仏教用語に由来する、②モンゴル語、女真語で勇猛を意味する「Mang」に由来する、③肅慎の転音、④勿吉靺鞨の転音、⑥「満節」(論語の註疏にある九夷の一つ)の転訛などを指摘した。市村瓚次郎は、ホンタイジは大清に改元した時、それ以前の国号「後金」を消し去り、これまでの国号はずっと満洲であったかのような操作をしたと主張した。市村説は後年では、ホンタイジが国号を偽作したと理解され、「ホンタイジ偽作説」などと称されるようになった(市村瓚次郎は論文の中で「ホンタイジによる偽作」という表現は使っていない)。

内藤湖南、市村瓚次郎に続いて、満洲について論じたのは稲葉岩吉であった。稲葉岩吉[1915、409-416頁]は、金国や女真の名称は漢人からは忌み嫌われているので、漢人の居住地に勢力を拡大しようとしたホンタイジにとって都合の悪いものになったと解釈した。それゆえ市村瓚次郎と同様に、ホンタイジは大清に国号を改めたことを契機に、一切の記録から金国、女真を消し去り、満洲に書き換えたと主張した。満洲の由来については、一つはヌルハチの尊称が「満住」であり、それが転化して満洲になったという由来と、もう一つは内藤湖南と同様に仏教の「曼殊(文珠)室利」に由来するという二つを指摘した。その後にかかれた、稲葉岩吉[1934]でもほぼ同様の内容を述べている。

三田村泰助[1936]は『満文老檔』の分析を通じて、新たな見解を発表した。『満文老檔』にはヌルハチの時に、すでにマンジュ＝グルン(マンジュ国、満洲国)の名称が記述されており、ホンタイジ以前にも満洲の記述は存在したことが判明した。そこで三田村泰助は、

新たにマンジュ＝グルン(マンジュ国、満洲国)はヌルハチが建州女真の統合後につけた国号だと主張した。しかし、明や朝鮮からの疑念・干渉は避けるため、対外的には「建州」を称した。女真諸部の統一後(1616年)、ヌルハチは外には後金国を称し、内にはジュセン国と称して、マンジュ国はやめたと解釈した。つまり、満洲はヌルハチにより国号として使われ、その期間は1600年前後から1616年までと短く、ヌルハチ政権の変化に伴い、その使われ方も変わったと主張した。語源については、満洲は偉い酋長に対する尊称であり、「曼殊(文珠)室利」の転音であるとする内藤湖南説を踏襲している。

戦後になり、『満文老档』の原本である『満洲原档』が台湾で発見され、満洲の用例について新たな分析が可能となった。神田信夫[1972]は『満文老档』と『満洲原档』の記述を比較して、満洲の用例について検討した。「マンジュ」の語句が『満文老档』に初出するのは1613年(万暦41年)であり、この記述は『満洲原档』でも最初から書かれていたと指摘した。これにより、「マンジュ」はヌルハチ期に存在したことが確認された。そして、三田村泰助が主張した、「マンジュ国」とはヌルハチが建州女真を統合してつくった国だという見解を支持した。しかし、「女真諸部の統一後(1616年)、外には後金国を称し、内にはジュセン国と称してマンジュ国はやめた」という三田村泰助の見解には反対し、明や朝鮮には「アイシン」を使っていたが、モンゴルには「マンジュ国」と称し、国内的には天命から天聡にかけて「マンジュ国」、「アイシン」が使われていたとした。つまり、1616年の女真統一後も「マンジュ国」と称していたと主張した。こうした混用、曖昧な状況をホンタイジは整理し、1635年(天聡9年)に「民族」名を「マンジュ」とし、翌36年(崇徳元年)に「大清」を国号とした。ここに「マンジュ」は国号ではなく「民族」名となり、「民族」名として以後も使われたと主張した。神田信夫の研究は満洲の用例についてであり、満洲の語源については検討していない。

以上の神田信夫説は、通説的な理解として受け入れられている。しかし、敦氷河[2001]は神田説の根拠となっている『原档』の記述は、後代の加筆・書き込みであり、ヌルハチは「マンジュ」という国号を称していなく、「建州」、「ジュシェン」と称していたと主張した。そして、女真諸部の統一後に「マンジュ国」、「アイシン」という国号を定めたので、「建州」、「ジュシェン」は消滅したという見解を發表している。

満洲の語源について、今西春秋[1961]は部族や地名ではなく、「マンジュ」の尊称を持つ人の治める国だから「マンジュ国」と称されたと解釈している。

ツングース諸語の研究をおこなった池上二良[1987]は、満洲は「川」の意味に由来すると主張した。池上二良は、ツィンツィウスが『ツングース・満洲諸語比較音韻論』のなかで、「manju」の語句はアムール川流域の住民は「川」の意味で使っていたという指摘を重視し、さらにナナイ語などとの比定を試み、「川」の意味が語源だと主張した。

石橋秀雄[1995]は『満洲源流考』が述べる満洲の語義について考察を加えた。満洲が「民族」名となるのは、ホンタイジが1635年(天聡9年)に「ジュセン」を禁じて「マンジュ」としたことに始まり、それ以前に満洲が「民族」名として使われたことはなかった。しかし『満洲源流考』では、肅慎にまで遡る部族(民族)名として記述している。清朝の官選である『満洲源流考』がこうした記述をしている理由について、以下のように解釈した。まず、ホンタイジが1635年(天聡9年)に「ジュセン」を禁じて「マンジュ」としたのは、以

前の後金や女真との関係性を断ち切り、新たな「多部族統合国家」となったことを鮮明にする意図を持っていたからだ」と指摘した。ところが、乾隆年間の状況はホンタイジの時代とは異なり、旗人は没落したり、漢化が進み、かつての満洲人意識が失われようとしていた。それゆえ乾隆帝は、『満洲源流考』において満洲の語源を肅慎にまで遡らせ、伝統ある部族として位置づけようと考え、満洲を部族名にしたと解釈している。満洲の語義は、それを解釈、説明する人々の状況により相違したのであり、解釈、説明された時代状況をも勘案する必要性を石橋秀雄は指摘している。

満洲の語源については、日本では内藤湖南以来の「曼殊(文殊)室利」に由来し、ヌルハチらが仏教を信仰していたことも手伝い、「文殊」→「文珠」→「満洲」と転化したという見解が広く受け入れられている。松浦茂[1995、58頁]は、「マンジュ」の語源は「曼殊(文殊)室利(マンジュシュリー)」(サンスクリット語では「目出度い」の意味)であり、ヌルハチらは仏教を信仰していたので「文殊(曼殊)」を崇めており、この点に由来すると述べている。平野聡[2007、104頁]は、「マンジュという名称は、一般的に、彼ら(満洲人)が信仰する文殊菩薩にちなんでいるとされる」と述べている。

こうした見解に岡田英弘は反論している。岡田英弘[2009]は、日本人は「文殊(曼殊)師利菩薩」を「文殊」と略称するが、満洲人は略称せずに「マンジュシュリー」と呼ぶ。また、「満洲人は、自分の種族名がこの菩薩から来ているとは、夢にも思わなかった」とし、満洲の語源を「文殊師利菩薩」に比定する見解を否定した。そして、満洲の語源は不明だと主張した。

以上の日本での研究状況をまとめると、満洲はヌルハチの時から国号として使われ、ホンタイジの時に「民族」名になったという見解が定説的であり、その語源については見解が分かれていると整理できよう。

2. 中国での研究

中国では孟森[1930、1986]が先駆的に検討をし、満洲は「満住」とも書き、建州女真の首長であった李満住も名前に取り入れていた、女真の間で用いられた尊称であったと主張した。馮家昇[1933]は、満洲が使われ始めた時と、その語源に関する諸説の整理をおこなった。満洲がいつから使われたのか、①国初以来、国号としていた、②1616年にヌルハチが即位した時に国号とした、③ホンタイジの時に大清と改称する以前は満洲を国号としていたが、「文字の獄」により満洲は抹殺された、とまとめている。満洲の語源については、①「清涼」の漢語、②満洲語の「mong」(勇猛)、③名珠が取れる「満珠の地」、④戦敗した有力者が逃げ込んできて「満猪」という国を作ったことに由来、⑤日本の源氏の源満仲に由来、⑥肅慎の転音、⑦勿吉靺鞨の転音、⑧『論語註疏』に記述のある九夷の一つである「満節」に由来、⑨靺鞨の有力者の「満咄」に由来、⑩「文殊師利」に由来、⑪建州女真の有力者であった李満住の「満住」に由来、の十一種類をあげている。満洲の語源については、戦前にすでに多数の見解が存在したのである。馮家昇は諸説のなかで、否定できる見解については否定した。しかし、自己の見解については確定的な主張はしていない。

台湾では陳捷先[1963]が満洲の語源について考察し、明末の女真各部は名称として居住地の近くを流れる河川の名称を使っていたと指摘し、「婆猪河」が転音して満洲になったと

主張した。黄彰健[1967]は、朝鮮の史書である『東国史略事大文軌』にヌルハチの居住地は「萬朱」だとする記述があることをもとに、満洲は地名に由来したと主張した。

乾隆年間に作成された『満洲源流考』には、満洲は地名でなく部族名として、その由来について記述している。満洲は以前は「満珠」と書き、チベットの来書に清朝皇帝は「曼殊師利大皇帝」と書かれていたことに由来し、「珠」と「殊」は同音なので「満殊」となり、さらに「殊」は地名をあらわす「洲」に変えて、満洲という語句が誕生したと『満洲源流考』は述べている。かかる『満洲源流考』の記述内容を、他の史料で事実だと論証できるのか、王俊中[1997]はチベット語史料を分析して確認を試みた。その結果、現在見ることのできるチベット語史料において、チベットからの来書が清朝皇帝を「曼殊師利大皇帝」と記述したことは、順治年間においてはその記述が確認できた。しかし、ヌルハチ、ホンタイジの時代については確認できないので、『満洲源流考』の信憑性は低いと指摘した。そして、『満洲源流考』がチベットとの関係から満洲の語源を説明しようとしたのは、乾隆時代はチベット仏教が興隆したので、それが背景となっているのではないかと主張している。王俊中の研究により、チベットの来書にある「曼殊師利」に由来するという見解は、大きく揺らいだと言えよう。

戦後の中国においても、満洲の語源、用例に関する研究はすすめられた。滕紹箴[1981、1995、1996]は満洲の語源、用例について広範囲におよぶ史料を検討し、満洲は朝鮮の人が鴨緑江上流の女真を呼ぶ際に使った部族名であり、その居住地を示す地名であったと主張する。姚斌[1990]は、建州女真の有力者であった李満住の名前に由来すると主張し、王昊[1996]は、ホンタイジは自分たちの部族が栄えある名称を冠することを目的に、「満珠」ではなく満洲にしたと主張した。

言語学的な観点からは、長山[2009]は、「manju」の詞義を言語学的な観点から分析し、「manju」は満洲人が生業とした狩猟経済に由来してつくられたと主張した。烏拉康春[1990]と張璇如[2009]は、「勇猛な人」、英雄という意味ではないかと主張した。

邸永君[2005]、王鍾翰[2004]は、満洲の語源、用例に関する諸説を整理している。劉厚生[2007]、陳鵬[2011]は、「満洲」の語源について、①人名に由来、②満洲語が転音、③地名に由来、④部落名に由来、という四点から整理している。そして、確定的な結論を出すことは難しいと述べている。

Giovanni Stary Venezia[1988、1990]は欧米での満洲の語源に関する諸見解について整理をおこない、言語学的な観点から満洲の語源について検討を加えた。そして、満洲の語源はツングース語の「強い」「猛烈」という語句と関係があると主張している。

3. 地名への転化

民族名、国名であった満洲は、いつごろ地名に転化したのであろうか。この問題について矢野仁一[1941、4-7 頁]は、ヨーロッパの人々が地名として使うようになったと指摘した。矢野仁一は、19世紀初までヨーロッパ人も日本人も満洲は部族名と考えており、マンチュリアは「韃靼、満洲人の国土」などと称され、満洲は地名ではなかった。しかし、1830年代以降ドイツやイギリスなどヨーロッパで、満洲は地名として使われるようになったと主張した。

中見立夫[1993、278 頁]は、矢野仁一が検討していない日本人作成の地図をとりあげ、満洲が地名として使われた起源について考証した。桂川甫周が大黒屋光太夫(駿河沖で難破し、アリューシャン列島に漂着した後、シベリアを経由してペテルブルクに行き、ラクスマンとともに 1792 年に帰国した)からの聞き取りをもとに編纂した地誌『北槎聞略』(1794 年)の地図には満洲の表記が存在すること、高橋景保が作成した「日本境界略図」(1809 年)、「新訂万国全図」(1810 年)にも満洲の表記があることを指摘した。そしてこれらの事実から、日本で地名としての満洲が成立したのは、ヨーロッパよりも少しはやく、18 世紀末から 19 世紀初だと主張した。

中見立夫は、満洲という地名はマンチュリアの外の人々によりつくられたものであり、マンチュリアに暮らす人々の意向とは無関係であったことを強調する。そして、地域概念とは政治権力がその地域をどのように考えていたかを反映しており、政治権力の意向に沿って地域名称も案出されていたとし、かかる点への考慮を欠くならば、地域理解は外側からの一面的なものに陥り、地域の内在的な理解はないがしろになってしまう危険性があると指摘している。

松浦茂[2009]は満洲という語句が、日本へどのように入ってきたのか検討を加えた。松浦茂は間宮林蔵などが残した北辺調査を分析し、江戸時代には「マンチウ」「満州」の二つが使われており、「マンチウ」はアムール川沿岸の住民を経て、サハリンのアイヌの話言葉を通して伝えられ、「満州」は清朝の文献を通じて日本に広まったと指摘した。そして、「マンチウ」「満州」が清朝と結び付けて認識されていたわけではなかったと主張した。

満洲を地名として使ったのは日本人やヨーロッパ人であった。では、中国の人々はマンチュリアをどのような地名で呼んでいたのだろうか。

明朝の人々は、マンチュリア全体をあらわす地名は使っていなかったと考えられる。遼東辺牆の内側については「遼東」「遼左」などの地名を使っていた。ヌルガン地区を総称的にあらわす地名はなかったようである。『大明一統志』[巻 89]は「外夷」の部分に、朝鮮や日本と並べて「女直」という項目を設け、ヌルガン地区の状況を記述している。女直の居住地は、「東は海に、西はウリヤーンハン(兀良哈)に、南は朝鮮に、北はヌルガン」に接していると述べ、特別な地名は記述していない。『明実録』は来朝する女真たちを「東北諸胡来朝者」と記述している[『太宗実録』巻 78 永楽 6 年 4 月乙酉]。明朝は遼東とヌルガン地区ではその統治方法も異なっており、両者を合わせて呼ぶ地名、つまりマンチュリアに相当する地名は存在しなかったようである。

満洲人も地名としては、満洲を使ってはいなかった。中見立夫[2002、19 頁]は、「満洲語の語彙のなかには、のちに日本人や欧米人が地名として使う『満洲』に相当する地域名称は存在していな」かったと述べている。それゆえ、マンチュリアをあらわす地名を、満洲人は持っていなかったと推測される。

清代では盛京、吉林、黒龍江という名称が使われ、「東三省」という語句が登場した。もともと吉林や黒龍江が省となるのは 1907 年(光緒 33 年)であり、17-19 世紀には「東三省」は厳密には存在しなかった。しかし清朝は「東三省」という語句を使っていた。古市大輔[2012]は『清実録』から乾隆年間までの「東三省」の用例を網羅的に抽出して、その用例について検討した。「東三省」が『清実録』に登場するのは遅く、1733 年(雍正 11 年)であ

った。意味的には地名ではなく、盛京・吉林・黒龍江の三将軍が統率する兵士を総称する意味で使われていた。そして、「東三省」の語句は、18世紀までは領域的な意味合いは希薄であり、盛京・吉林・黒龍江の各駐防八旗や各行政機構を便宜的に総称する際に使われていたと主張している。

乾隆年間の状況を記述している『盛京通志(乾隆版)』は、「今按全省輿地、西抵山海関、東抵海濱、南至圖們江接朝鮮界、北至外興安嶺俄羅斯界、皆属奉天、吉林、黒龍江将軍所統」と記述している[巻23 建置沿革]。とくに場所を示す地名はなく、奉天・吉林・黒龍江将軍の管轄地を一つのまとまりとみなしている。

19世紀になると、『清実録』には「東三省為根本重地」などの記述が頻出し、「東三省」は地名として用いられていた。しかし、『清実録』には「満洲為本朝発祥之地」などの表現で、「満洲」を地名として使った用例は存在しない。筆者の知る範囲で清朝が「満洲」を地名的に使ったのは、1898年7月締結の「東省鉄路公司統訂合同」のなかで、旅順・大連に至る路線を「東省鉄路南満洲枝路」と述べているのが最初である[王鉄崖 1957、783-784頁]。

20世紀の中国では、マンチュリアを示す場合には「東北」、「東三省」が一般的だが、「満洲」も地名として使われていた。1911年に編纂された『東三省政略』には、「満洲而有南北之名。旅大已為租借之地。日之鉄道貫奉天而達於長春」[巻四軍事、述要]とあり、「満洲」を地名として使っている。ところが、1932年に満洲国が建国されると、満洲という語句そのものの使用が忌み嫌われた。満洲という語句は特別なニュアンスを持つものとなり、敢えて使用する「中国人」に対しては「満洲国の存在を肯定、是認している」などの憶測さえさやかれた。「マンジュ(満洲)」を民族(部族)名と決めたホンタイジは、満洲がこのような意味で使われるようになるとは、まったく想像もしなかったであろう。

戦後ではマンチュリアに相当する場所は、東北アジア、北東アジアという名称でも表記されている。菊池俊彦[2010、iii-iv頁]は、東北アジアという名称は日露戦争以降におこなわれた満洲史研究のイメージを払拭するために用いられたものだとし、これに対して北東アジアは欧米の諸言語(英語では Northeast Asia)に由来しており、欧米の学問的影響が強かった民族学、人類学の分野で戦後に用いられたと説明している。そして、東北アジア、北東アジアの用語は、それぞれ歴史的に異なった背景から用いられるようになったので、いずれに統一するかは容易ではないと述べている。

以上の諸見解を検討した結果、本書ではマンチュリアという表記を地名として使うことにした。

4. 矢野仁一の「満洲は中国の領土ではない」という見解について

満洲を論じるにあたっては、戦前に矢野仁一が主張した「満洲は中国の領土ではない」という見解について避けることはできない。

矢野仁一(経歴、研究業績は第2章第1節を参照)は、まず中国の国境は西欧近代国家の国境とは異なることを指摘する。「近代の国家、即ち『ナショナル・ステート』の間に普通に見る所の国境は」、「二つの国の領土が次第に膨張して、終に或る地点に到って接触」したもののだが、中国の国境は「皇帝の徳治」がおよぶ範囲だとする。そして、このような国

境は国境とみなすことはできないので、中国には国境は存在せず、国境が存在しない国家とは「真の国家」ではないと論断する[矢野仁一 1923]。こうした主張をさらに推し進めるならば、中国には国境線はないのだから、満洲が中国の領土だという主張にも根拠はないという見解が出てくる。また、矢野仁一は満洲事変後に発表した論説のなかで、満洲は満洲人の領土であり、満洲と中国とは別物だと主張した。さらに満洲に漢人が移住したのは19世紀以降なので、満洲を漢人固有の領土とみなすことはできない、とも主張している[矢野仁一 1932]。

以上の矢野の見解は、①「中国無国境説」、②「満洲と中国は別物説」、③「満洲は漢人固有の領土ではない説」とでもまとめられよう。では、これらに適切な論拠はあるのか、ないのか検討してみたい。

「中国無国境説」は満洲国の建国を正当化する牽強附会とは必ずしも言えず、中華王朝の持つ特徴をついている。中華王朝の支配領域についての認識は、西欧近代国家のような国家主権のおよぶ範囲の排他的支配などは意識されず、「皇帝の徳治」がおよぶ範囲、「皇帝の王化」がおよぶ領域というものであった。それゆえ国境線が不明確であるという矢野仁一の指摘は妥当なものだといえる。しかしながら、「皇帝の徳治」、「皇帝の王化」の範囲という認識は19世紀後半以降、西欧との接触のなか変容し、中国でも西欧近代国家的な国境認識、領土意識が拡大していた。矢野仁一は19世紀後半以降の中国の変化には言及せず、19世紀後半以前の状況を基準に、20世紀の状況を解釈した点が問題だと主張したい。第5章第6節で19世紀後半にマンチュリアでは国境が可視化されていく過程について述べるが、ある地域の状況を固定的に理解する方向性は問題だと指摘したい。19世紀後半以降、マンチュリアは以前とは異なる状況となり、これまで認識されていなかった国境の可視化により、「皇帝の徳治」がおよぶ範囲が領域だという認識は薄れていったと考える。

次に「満洲と中国は別物説」について見てみたい。矢野は清朝発祥の地である満洲は満洲人しか居住していなく、入関以前の清朝は満洲人のみで構成された王朝のように理解している。だが、清朝は満洲人だけを構成員にしたわけではない。1616年に後金を建国したヌルハチは、建国以前からモンゴル人や漢人の支援を受けていた。このため、清朝の前身である後金は満洲族による単一政権ではなく複数の民族集団を基盤にしていた。また清朝は帝国であり、満洲人の民族国家などではなかった。皇帝は満洲人に限られたが、満洲人の民族的利害を第一にした王朝ではなかった。矢野仁一は西欧近代国家を基準に中華王朝の性質を測定しているが、こうした測定の結論は測定以前に出ており、測定自体が無意味だと主張したい。

最後に、「満洲は漢人固有の領土ではない説」について考えてみたい。確かに矢野仁一が主張するように、満洲に住む漢人が増えるのは19世紀後半以降である。漢人が住むようになった年代の浅さをもって、矢野は「満洲は中国の領土ではない」と主張しているが、ある土地を領有する際の根拠は、その土地に移住した古さにより決まるのであろうか。一つの民族が一つの場所にずっと住み続けていることは、世界史的に見るならば少ない。たとえば、中央アジアはイラン系やトルコ系の民族が興亡を繰り返した場所であり、現在ではカザフスタン、キルギス、中華人民共和国などの領有になっている。だが、これらの国家が古代以来現在まで、中央アジアを領有していたと主張するのは無理のように思われる。

以上、やや詳しく矢野仁一の見解に対する反論を展開したが、「満洲は歴史的に中国固有の領土である」という見解にも賛同しかねる。たとえば岡部牧夫[2000]は「清朝も東北を実行支配しており、だからこそ南下するロシアも、日清戦争期の日本も、清朝を相手に条約を締結して領土や権益を獲得し、その枠組に第三国から異論はなかった。これは国際社会で、東北が中国固有の領土とみとめられたことを意味するのではないか」と指摘している。この文章から考えるに、岡部牧夫は清朝による満洲統治を西欧国家の統治と同様のものと考えているように思われる。また国際社会が「固有の領土」と認めていたことと、清朝自身がどのように考えていたかはまったく別の事柄である。当時の国際社会の主流を構成した欧米列強は、自分たちの領土認識を満洲にもあてはめて清朝と条約を締結していたのであり、そうした19世紀後半の状況をそれ以前にも遡及して、満洲の帰属を論じることは無意味だと主張したい。

矢野仁一と岡部牧夫の見解は底流では同じであり、19世紀後半に生じていた国境認識、領域認識の変化をよく理解せずに「満洲」の帰属を決めている。矢野仁一は古代以来の「皇帝の徳治」の範囲だという認識を19世紀後半以降にも延長して、「満洲は中国の領土ではない」とした。岡部牧夫は西欧近代国家の領土認識を19世紀後半以前にも遡及させて、「満洲は中国固有の領土である」とした。

本論文では、マンチュリアを固定的に捉えるのではなく、歴史的過程を歩む可変的な存在として考えている。それゆえ、「中国の領土であったのか」、はたまた「中国の領土ではなかったのか」という観点からではなく、その歴史的過程にそくした観点からマンチュリアの特質について究明する。

参考文献日本語

池上二良

1987「アムール川下流地方と松花江地方－『満州』の語源にふれて－」『東方学論集 東方学会創立四十周年記念』東方学会 pp. 45-55

石橋秀雄

1995「清朝入関後のマンジュ (Manju) 満洲の呼称めぐって」『清代中国の諸問題』山川出版社 pp. 19-36

市村瓊次郎

1909「清朝国号考」『東洋協会調査部学術報告』1 pp. 129-158

稲葉岩吉

1915『満洲発達史』大阪屋号出版社 848p

1934「満洲国号の由来」『朝鮮』227 pp. 91-102

→『増訂 満洲発達史』日本評論社、1935 pp. 563-574

今西春秋

1961「MANJU 国考」『塚本博士頌寿記念仏教史学論集』pp. 63-78

岡田英弘

2008「満洲の語源－文殊師利ではない」『別冊環 16 清朝とは何か』藤原書店 pp. 126-127

岡部 牧夫

2000「塚瀬進『満洲国 民族協和の実像』の書評」『アジア経済』41-3 pp. 77-80

神田 信夫

1972「満洲 (Manju) 国号考」『山本博士還暦記念東洋史論叢』山川出版社 pp. 155-166

→『清朝史論考』山川出版社、2005 pp. 22-33

菊池 俊彦

2010「はじめに」『北東アジアの歴史と文化』北海道大学出版会、2010 pp. i -ix

敦 冰河

2001「清初国家意識の形成と転換ーアイシン国から大清国へー」『東洋学報』83-1、2001
pp. 27-52

内藤 湖南

「日本満洲交通略説(1907年の講演録)」『東洋文化史研究』

→『内藤湖南全集』8、筑摩書房、1969 pp. 194-247。

中見 立夫

1993「地域概念の政治性」『アジアから考える1 交錯するアジア』東京大学出版会
pp. 273-295

2002「『地域』『民族』という万華鏡、『周辺』『辺境』と呼ばれた仮想空間」中見立夫編『境界を超えて 東アジアの周辺から』アジア理解講座1、山川出版社 pp. 3-33

平野 聡

2007『大清帝国と中華の混迷 興亡の世界史17』講談社 374p

古市 大輔

2012「『清実録』のなかの「東三省」の語とその用例・用法ー18世紀清朝の対マンチュリア認識との関わりにも触れながらー」『金沢大学言語文化学系論集 史学・考古学篇』4
pp. 1-58

松浦 茂

2009「文化5・6年松田・間宮の北辺調査」『アジア史学論集』2 pp. 1-18

1995『清の太祖 ヌルハチ』白帝社 299p

三田村 泰助

1936「満珠国成立過程の一考察」『東洋史研究』2-2 pp. 117-135

→『清朝前史の研究』同朋舎、1965 pp. 467-492

矢野 仁一

1923「支那無国境論」『近代支那論』弘文堂書房 pp. 1-8

1932「満洲国の建国とその使命」『外交時報』656 pp. 249-259

1941『満洲近代史』弘文堂 520p

参考文献 中国語

烏拉康春

1990「從語言論證女真、満洲之族称」『満族文化』14 pp. 55-61

王昊

1996 張甫白「“滿洲”名称考积」『史学集刊』3 pp. 29-34

王俊中

1997「『滿洲』与『文殊』的淵源及西藏政教思想中的領袖与佛菩薩」『中央研究院近代史研究所集刊』28 pp. 89-132

王鍾翰

2004「談談滿洲名称問題」『王鍾翰清史論集』1 pp. 11-16

王鉄崖

1957『中外旧約章彙編』1、生活・讀書・新知三聯書店 1046p

邱永君

2005「關於漢語“滿洲”一詞之由来」『滿語研究』1 pp. 87-90

黃彰健

1967「滿洲国国号考」『歷史語言研究所集刊』37下 pp. 459-474

→存萃学社編『清史論叢』第一集、大東圖書公司、1977 pp. 1-15

→『明清史研究叢稿』台湾商務印書館、1977 pp. 532-551

長山

2009「族称 manju 詞源探析」『滿語研究』1 pp. 13-16

張璇如

2009「關於“滿洲”族称的幾個問題」『東北边疆歷史与文化研究』吉林人民出版社 pp. 274-285

陳捷先

1963「說滿洲」『滿洲叢考』台湾大学文学院 pp. 1-24

陳鵬

2011「“滿洲”名称述考」『民族研究』3 pp. 95-103

滕紹箴

1981「試談“滿洲”一辞的源流」『學習与探索』3 pp. 141-144

→『東北歷史地理論著匯編』1、吉林人民出版社、1987 pp. 54-58

1995「滿洲滿族名称辨析(上、下)」『滿族研究』3、4 pp. 45-53、pp. 47-54

1996「“滿洲”名称考述」『民族研究』4 pp. 70-77

馮家昇

1933「滿洲名称之種種推測」『東方雜誌』30-17 pp. 61-74

孟森

1930「滿洲名称考」『清朝前紀』商務印書館(中華書局、2008復刻 pp. 1-5)

1986「滿洲名義考」『明清史論著集刊統編』中華書局 pp. 1-3

姚斌

1990「李滿住与滿族族名」『滿族研究』3 pp. 14-17

劉厚生

2007「關於滿族族称的再思考」『東北史地』1 pp. 26-28

Giovanni Stary Venezia

1988 「満洲旧名新釈」『中央民族学院学报』 6 pp. 17-18

1990 “The Meaning of the Word Manchu. A New Solution to an Old Problem ”

Central Asiatic Journal 34, no1-2 pp. 109-119

第2章 戦前、戦後におけるマンチュリア史研究の成果と問題点

はじめに

本章の目的は、戦前から戦後にかけてのマンチュリア史研究の動向について検証し、これまでのマンチュリア史研究が、どのような人たちにより、何を目的におこなわれ、何を明らかにしてきたのかを確認することにある。

まず、日露戦争を契機としてマンチュリア史研究が勃興し、満洲国建国により大きく研究は進展した軌跡をたどる。その一方で、各種機関によるマンチュリアの調査研究がはじまり、満洲国期には大規模におこなわれた経緯について述べる。ついで、敗戦後のマンチュリア史研究の停滞、日本史研究者によるマンチュリア史研究の興隆、中国における研究状況などについて考察する。

1. 戦前における満洲史研究－東洋史研究の一分野として－

①日露戦争後における研究のはじまり

(1)白鳥庫吉による研究

日本は日露戦争の結果、関東州の租借権や南満洲鉄道(以下、満鉄)の経営権を得るとともに、朝鮮半島に対する地位をより堅固にした。そうした状況を見た東京帝国大学教授の白鳥庫吉(1)は、満洲・朝鮮に関する研究の必要性を主張した。白鳥庫吉は満鉄総裁の後藤新平にかけあい、歴史研究の重要性を訴えた。これは満鉄に認められ、1908年に「南満洲鉄道株式会社歴史調査室」(東京)が発足した[中見立夫 2006、37頁]。

白鳥庫吉がこうした研究組織を立ち上げた理由は、以下の3点にまとめられる。第一には、満洲・朝鮮経営に資するための歴史研究であった。具体的には「歴史の基礎は地理」にあるので、地名、領域の確定を主たる研究目的とした[満鉄 1913、6頁]。

第二に、欧米への対抗心であった。1901～03年にかけてヨーロッパに留学した白鳥庫吉は、日本における歴史研究の遅れを痛感し、西欧のことを西欧人から教わるのはまだ許容できるが、「東洋のこと、西人の教を俟って始めて知る」というのは遺憾だと考えた。それゆえ、まだ欧米人が着手していない満洲・朝鮮の研究は、日本人が開拓できる独自分野のため、その研究により「世界の学術に貢献」できるとした[満鉄 1913、4-5頁]。

第三に、日本の東洋史研究はいまだ黎明期であり、研究者の数は少なく、人材の育成が急務となっていた。東京帝国大学教授の白鳥庫吉は、若手研究者を育成、プールの研究組織の立ち上げが必要だと考えていた。

「南満洲鉄道株式会社歴史調査室」(以下「歴史調査室」)が発足した1908年の時点での日本の東洋史研究はさかんではなく、その研究体制の整備も遅れていた。東京帝国大学はリースを招聘(1887年)して、ランケを開祖とする実証的歴史研究の導入に努め、江戸時代以来の漢学的な研究から脱却して、科学的な史料批判による歴史研究への転換をすすめた[青木富太郎 1940、146頁]。そうした状況下で育成されたのが白鳥庫吉であった(1890年卒業)。白鳥庫吉はヨーロッパ留学からの帰国後、1904年に東京帝国大学教授に就任した。この1904年は東京帝国大学文学部がその組織を大きく改変して年でもあり、哲学、史学、文学の三大学科が設けられ、史学科は国史学科、支那史学科、西洋史学科から構成される

ことになった[東京大学百年史編集委員会編 1986、624頁]。すでにリースは帰国(1902年)しており、日本人スタッフだけで史学科を立ち上げたのである。支那史学科は市村瓚次郎が中国史を、白鳥庫吉が塞外諸民族史を担当した。しかしながら、個別分野での研究蓄積はまだ少なく、研究の推進と人材育成が求められた時期であった。

白鳥庫吉は東京帝国大学卒業生の箭内互、松井等、池内宏、東京帝国大学とは関係のない稲葉岩吉、津田左右吉をメンバーとして、「歴史調査室」での研究を開始した。箭内互、松井等、稲葉岩吉が満洲を担当し、津田左右吉、池内宏が朝鮮を担当した。白鳥庫吉は彼らを、「当時これらの人々は未だ世間には名も余りしられていなかったが、今日ではいずれも博士として、或いは大学教授として、斯界に重要な位置を占め、社会的にもみな有名な人々である」と評価している[白鳥庫吉 1969-71、10巻、405頁]。後に箭内互(2)と池内宏(3)は東京帝国大学教授になり、津田左右吉(4)は早稲田大学教授、松井等(5)は国学院大学教授、稲葉岩吉(6)は朝鮮総督府修史官、建国大学教授になり、日本の東洋史研究を支える人材となった。「歴史調査室」を設けて若手研究者を育成するという、白鳥庫吉の目論見は達成されたと言えよう(7)。

1913年に『満洲歴史地理』第1巻、第2巻(8)と、津田左右吉執筆による『朝鮮歴史地理』1巻、2巻が刊行された(9)。内容の特徴としては、漢代から清初までのマンチュリアの疆域に関する考証論文が多い点である。「歴史調査室」の研究関心は、マンチュリアを統治した政治権力の勢力範囲の確定に力点があったと指摘できる。後に東京帝国大学教授となる和田清は『満洲歴史地理』の諸論文を評価して、「ほぼ満鮮東蒙の歴史上の難問を解決して、元代までの文献学的研究は完成に近く、あとには明清両代の調査が少々未了なのと、他に現地考古学的土俗学的調査が欠けているだけである」と述べている[和田清 1933、537頁]。だが、マンチュリア社会の内部状況については、まだ十分な考察はおこなわれていないと指摘したい。とはいえ、『満洲歴史地理』は漢学的な手法から離れて、実証的な歴史研究の方法によりマンチュリアの歴史について考察した、日本で最初の研究成果である点は揺るがない。

「歴史調査室」は研究成果を刊行するに至ったが、満鉄社内では現在と距離のある歴史研究を継続することに疑問が出され、1915年に「歴史調査室」は廃止された[中見立夫 2006、38頁]。しかし白鳥庫吉は研究の継続をはかり、研究室を東京帝国大学内に移し、東京帝国大学の教員を中心に研究を続けた。その成果は『満鮮地理歴史研究報告』という名称で1915年に第1冊が出され、以後1941年まで合計16冊が刊行された。

執筆者は津田左右吉、松井等、箭内互、池内宏などの「歴史調査室」のメンバーであったが、第12冊(1930年刊)に和田清(10)が「兀良哈三衛に関する研究(上)」を掲載し、メンバーに加わった。和田清は1912年に東京帝国大学に入学、1915年に東洋史学科を卒業という経歴であり、その入学時に東洋史学科は設けられていた(支那史学科は1910年に廃止され東洋史学科に改められた)(11)。白鳥庫吉、池内宏らの教育・指導を受けて東洋史研究者となった和田清は、新たな教育システムが生み出した人材であった。和田清は、元から清初にかけての中国、モンゴル、マンチュリアの歴史研究に取り組んでいた。これまでマンチュリアと朝鮮との関係については池内宏が考察をおこない、いわゆる「満鮮史」研究に取り組んでいた。だが、マンチュリアとモンゴルとの関係を取り上げた論文が『満鮮

地理歴史研究報告』に掲載されたことはなかった。和田清の参加により、いわゆる「満蒙史」研究に関する論文が掲載されることになった。和田清は1933年に東京帝国大学教授に就任し、日本を代表する「満蒙史」研究者となる。

「歴史調査室」の参加者のなかで、稲葉岩吉は特異な存在であった。稲葉岩吉は白鳥庫吉の誘いに応じて「歴史調査室」に加わったが、新聞記者時代の内藤湖南の教えを受けた経歴を持ち、自身では内藤湖南を師だと称していた[稲葉岩吉1934]。稲葉岩吉はとくに大学史学科で教育を受けた経歴はなかったが、高い史料の分析力と優れた叙述力を持っていた。「歴史調査室」に参画した約七年間の成果は、『清朝全史』上下[稲葉岩吉1914]、『満洲発達史』[稲葉岩吉1915]として刊行している。『満洲発達史』は明代から清末までのマンチュリア史について叙述しており、概説的な著作としては現在もその価値は失っていない(12)。満洲国建国後には建国大学教授に就任し、満洲国で研究教育活動をしていた。最後の著作となった『満洲国史通論』[稲葉岩吉1940]は満洲国建国の前史を述べ、満洲国に対する日本人の認識深化を目的に執筆された。古代の肅慎からはじまり、日露戦争までの「満洲通史」は、その時点での学界の諸成果を取り入れた優れた内容となっている。しかしながら、考察の方向性として主張したいことは満洲国建国の必然性であり、現代日本人にはこうした方向性を受け止めることは難しい。歴史研究と歴史認識の関係について考えさせられてしまう事例である。

(2)内藤湖南による研究

1907年に京都帝国大学の講師に就任する内藤湖南(13)も、日露戦争を契機としてマンチュリアの歴史研究をはじめた。その経緯、研究内容は、さきに見た白鳥庫吉の軌跡とは異なっていた。内藤湖南[1900]はマンチュリア史に対してはやくから関心を持っていたようで、京都帝国大学に就任する以前の1900年に、すでに明代マンチュリアの疆域に関する論文を書いていた。だが、この論文は初歩的な考察の域を出ていない、試論的なものにすぎない。本格的に内藤湖南がマンチュリア史の研究をはじめた契機は、史料との出会いが大きくかかわっていた。白鳥庫吉は日本の満洲・朝鮮経営に資することや、西欧への対抗からマンチュリアの歴史研究に着手したが、内藤湖南は日露戦争によりマンチュリアでの史料調査が可能となったことを契機に研究をはじめた。

内藤湖南は日露戦争がまだ終結していない1905年7月に奉天を訪れ、奉天文溯閣などに保存された史料の調査をおこなった(14)。この調査を皮切りに、1906年には外務省より間島問題調査の囑託を受けて渡満し、奉天では『満文老档』などの満洲語史料を収集した。ついで1908年には間島、吉林方面を踏査し、1912年には羽田亨らとともに『満文老档』の写真撮影もおこなった(15)。

数回におよぶ史料調査により内藤湖南は、これまで外国人が見たことのない清朝初期に書かれた満洲語の史料などを入手した。そして、それらの史料を分析して論文を発表したが、考察の重点は清朝政権の問題についてであり、マンチュリアという地域の特徴については考察していない(16)。

内藤湖南の関心は史料の収集と刊行にあったようで、1919年から史料復刻を目的とした『満蒙叢書の』刊行をはじめた。その「序」によると3年を1期として毎年8冊、合計24

冊を刊行する予定だと述べている。しかし実際には、1～5巻、9巻、17巻の計7冊が1919年から1923年にかけて刊行されただけであり、他は未刊である(17)。内藤湖南は史料刊行の目的を、白鳥庫吉らの研究と対比させて、「(白鳥らの研究は)其研究の成績を著して創見を以て学界を提醒し、此は其研究の資料を供給して学者、経世者の随意取用に縦せんとす」としている(18)。白鳥庫吉らとの研究とは異なる方向を内藤湖南は志向していた点を、明瞭に述べている。

内藤湖南が勤務した京都帝国大学では、白鳥庫吉や内藤湖南とはかなり異なった経歴、見解を持つ矢野仁一(19)が東洋近世史・近代史を講じ、マンチュリア史についても研究していた。矢野仁一は東京帝国大学西洋史学科で学び、卒論の題目は「露清関係殊にネルチンスク条約」であった。その後北京の法政学堂で教鞭をとり、1912年に京都帝国大学の助教授に就任した。とくに外交史研究に関してすぐれた業績を残しており、日清戦争から日露戦争までのマンチュリアをめぐるロシアの動向についての研究は、現在でも価値を失っていない[矢野仁一 1941]。

矢野仁一は周知のように、「満洲は中国の領土ではない」という見解を発表して、歴史的背景をもとに満洲国建国の正当性を主張していた(20)。矢野仁一は自らの東洋史研究の成果をもとに、「満洲と中国は異なる」という持論を展開したのである。あまり知られていないが、白鳥庫吉が主催した「歴史調査室」に参加した松井等[1930]は、矢野仁一の主張に反対する論説を書いていた。松井等は、その変化の過程を明らかにして、現在を理解することが重要だと主張し、過去のある時点の固定的な状況を、現在の理解に持ち込むことには疑問を唱えた。すなわち、日露戦争以前のマンチュリアの状況を以って、日露戦争以後のマンチュリアの状況を考えることは問題だという見解を展開した。中国の領土に対する考え方が西欧とは相違することにも言及し、日露戦争以後に満洲が置かれた状況をふまえると、中国と満洲を分けて考える主張は、「あまりに過去の事象に拘泥」し過ぎていると、矢野仁一を批判した。筆者は松井等の見解に賛意を示すが、ここで言いたいことは、矢野仁一が主張した「満洲は中国の領土ではない」という見解は、創生期のマンチュリア史研究者に共通するものではなかった点である。

日本では明治年間になると、江戸時代の漢学とは異なる東洋史研究という枠組みが、西欧で確立した実証的歴史学の手法を土台に形成された。その形成途上で日露戦争が起こり、マンチュリア・朝鮮の研究が求められ、マンチュリア史は東洋史研究の一部門となった。そして、創生期のマンチュリア史研究は東京帝国大学と京都帝国大学を拠点にして、その研究はすすめられたとまとめられる。

②満洲国建国を契機とする歴史研究の興隆

(1)日本国内での研究

満洲国の建国(1932年)を受けて、マンチュリア史研究の強化が国策的に行われた。1933年に外務省の文化事業部は満蒙文化研究事業という名目で助成金を出すことを決め、東京帝国大学と京都帝国大学にその遂行を委託した。東京帝国大学は池内宏が中心となり、三上次男(21)、旗田巍(22)が研究に従事した。京都帝国大学では羽田亨(23)が中心となり、田村実造(24)、若城久治郎、外山軍治、小川裕人らが研究にたずさわった。

京都帝国大学は1938年から『満蒙史論叢』を刊行して、その成果を公にした(25)。『満蒙史論叢』1(1938年)の「序」は羽田亨の執筆にかかり、「日露戦役の後に画期的の進歩を遂げた我が国の満蒙史研究は、満洲国の成立後更に一段の発達を示し、精緻透徹の論述が相次いで公にせられつつあるのは学界の慶事である」という文章で始まる。日露戦争を契機に着手されたマンチュリア史研究は、満洲国建国を契機として、さらなる研究の進展が国家的要請によりすすめられた。

満蒙文化研究事業の一環として、明代満蒙史料の編纂という大規模な史料編纂が企図された。具体的には、東京帝国大学では旗田巍が「李朝実録」から満洲関係の記事を採録し、京都帝国大学では三田村泰助(26)と今西春秋(27)が「明実録」から満洲・蒙古関係の記事を採録するという内容であった。明代より以前のマンチュリア史に関する史料の量はそれほど多くはなく、日露戦争後の研究の進展により、そのほとんどは分析・考察された。しかしながら、明代の関係史料は「李朝実録」、「明実録」が存在することから、膨大な量に達し、研究の進展を困難にしていた。そのため明代満蒙史料を編纂し、史料利用にあたっての困難克服が企図されたのである[田村実造1959、外山軍治1960]。明代満蒙史料は、戦前には『明代満蒙史料 蒙古篇』1(1943)だけしか刊行されなかったが、戦後にすべて刊行され、研究者の活動を支えている(28)。

マンチュリア史研究をおこなう若手研究者が増えたこともあり、雑誌『歴史学研究』は1935年に「満洲史特輯号」を刊行した。この特輯号は若手研究者による論文が14本掲載され(29)、さらにこの時点での研究成果を網羅した「満洲史参考文献目録」を付録とする充実した内容であった。執筆者は東京帝国大学出身者が多数を占めているが、後述する大上末広が入っている点は注目される。

特輯号刊行にあたっての主旨などはとくにないが、巻頭論文である三島一「満洲史研究序説」(30)は矢野仁一の「満洲は中国に非ず」論に対する反論であり、マンチュリアは漢民族、満洲族・ツングース族、モンゴル族の居住地帯であり、「この事実を歪曲するとき、それは為にする曲学阿世の史家」と述べている。

掲載論文の内容を見ると、「ツングース族の土地所有関係」、「吾都里族の部落構成」、「清末に於ける吉林省西北部の開発」、「近代に於ける満洲農業社会の変革過程」などの、マンチュリアの社会内部の状況やその変化を考察した論文、「高麗と契丹・女真との貿易関係」、「清代に於ける満支の経済的融合」、「ツァーリと満洲問題」などの、マンチュリアと周辺との関係を考察した論文が目につく。白鳥庫吉、池内宏、和田清らがおこなってきた地理的考証とは異なる問題を考察対象にしていると指摘できよう。

研究者の数は増え、広島文理科大学(現広島大学)では鴛淵一、その弟子の戸田茂喜、および浦廉一が、マンチュリア史に関する研究をおこなっていた。鴛淵一(31)は1920年に京都帝国大学東洋史専攻を卒業し、マンチュリア史、満洲語史料の研究に従事した。鴛淵一は三田村泰助、今西春秋らの満洲語の教師でもあった。鴛淵一は1932年に広島文理科大学助教授に就任し、広島を拠点にマンチュリア史研究をすすめた。鴛淵一の指導のもとで研究をはじめたのが戸田茂喜(32)であった。戸田茂喜は広島文理科大学卒業、東洋史研究室の助手となり「満文老档の研究」をおこない、その成果はいくつかの論文として発表した。1943年に満洲国に渡り、奉天図書館の司書官となった。敗戦後、シベリアに抑留され、1947

年8月に帰国を果たしたが、2ヵ月後の10月に死去した。また、1928年に京都帝国大学東洋史専攻を卒業し、1929年に広島高等師範教授となった浦廉一(33)もマンチュリア史に関する研究をしていた。

以上の他に、京都帝国大学で桑原隲蔵の指導を受けた有高巖(34)は、元代史を中心に研究していたが、マンチュリア史に関する論文も発表している。また、東京帝国大学を卒業した周藤吉之(35)は、東洋文庫や東方文化学院でマンチュリア史の研究をおこない、その成果を『清代満洲土地政策の研究』(河出書房、1944)として刊行した。基本史料を読み込んで構築された土地政策に関する大枠は、研究の進んだ現在でも通用する水準の高いものである。唐宋時代の税制、財政史研究の泰斗として知られる日野開三郎(36)は、戦前では渤海、靺鞨、遼金朝などの研究をしていた(37)。

研究者の供給源は、東京帝国大学と京都帝国大学で東洋史を専攻した人がほとんどであったが、研究者の人数は国策的なテコ入れがおこなわれたこともあり増加した。そして研究テーマもマンチュリアの社会構造や周辺地域とのかかわりなど、深まりと広がりを示していた。しかしながら、日中戦争の勃発、とくに太平洋戦争開戦後には学術研究は難しくなり、『歴史学研究 満洲史特輯号』を頂点として先細り、敗戦を迎えた(38)。

(2) 満洲国での研究

満洲国でもマンチュリア史研究はおこなわれた。1931年9月に満鉄社員が中心となり満洲学会が組織され、1932年から『満洲学報』が刊行された(39)。『満洲学報』は1944年までに合計8冊が刊行され、その内容は現地に住むがゆえに研究できる考古学に関する論文が多い点の特徴である。

執筆者のなかで注目したいのは、明末清初の研究をしている園田一亀である。満洲国以前は『怪傑張作霖』[1922]、『東北四省政局の現状』[1929]などの現状紹介の論説を執筆していたが、満洲国期には『韃靼漂流記の研究』[1939]、『清朝皇帝東巡の研究』[1944]などの歴史研究をおこなった。『満洲学報』に掲載していた明末清初の女真に関する論文は、戦後に増補され、『明代建州女直史研究』[1948]、『明代建州女直史研究(続編)』[1953]として刊行された。

奉天では満洲史学会という組織が立ち上げられ、1937年8月から『満洲史学』という雑誌を刊行した。『満洲史学』は1940年刊の第3巻2号まで確認されている。掲載論文で多いのは、『満洲学報』と同様に考古学関係の論文である。現地調査が不可欠な考古学は、満洲国期に大きな進展をみせていた。本稿では考察の対象外のため、以上の指摘に止める。

文献史料の収集もすすめられ、満鉄奉天図書館館長の衛藤利夫[1938]は、その成果を『韃靼 東北アジアの歴史と文献』として刊行した。

③ 小結

日本におけるマンチュリア史研究は、日露戦争を契機として始まり、満洲国建国を契機にさらなる進展を示した。日本の大陸政策と歩調を合わせてマンチュリア史研究は大きな成果をあげたが、批判も存在した。とくに白鳥庫吉の流れを受けた、歴史地理の考証に重点を置く研究はその意義を問われた。自らも白鳥庫吉の「歴史調査室」に参加した稲葉岩

吉は、満洲国期に次のようにコメントしている(40)。「前述満洲の歴史調査が、一旦閉鎖されて、その継続とも見るべきものが、東京帝国大学の教授を主とし、外一二の人々の手に遷されるや、それらの人々の書齋から累年公表されるものは、内容といい、叙述といい、申分なき研究ではあるが、実は、あまりに専門的であって、一般社会の歩調に順応するものではなかったから、何人もその力作に感服しつつも、亦た一般は之に熱意をもつに至らなんだ。而もその研究には、明代以前のもの多きを占め、現代満洲に副うものは見出されないのであって、悪口をたたくものは、学者の遊戯三昧だ、などというものすらあった」。稲葉岩吉は、あまりに専門すぎて、現代満洲の理解につながらない点を問題視していた。

また戦前に靺鞨や渤海の研究をしていた日野開三郎は、戦後に戦前の研究状況を振り返り、次のように述べている(41)。「我が満蒙史の研究は、満鉄会社の大きな財的支援を受け、当時の逸材を集めて出発し、先ずここに興亡した民族や部族の住域やその移動、交通路やその変遷等に結びついて史籍に出てくる重要な地名の現位置への比定に重点を置いた、いわゆる歴史地理に主力を注がれた。これは歴史研究の基礎作業として当然の出発であり、それなりの大きな成果をあげたのであるが、何分にも遺された史料の極端に少ない満蒙の事として、異論分立のことが多く、…そうした議論の華やかさの中で研究そのものは歴史地理の段階に停滞して終わった観があった。私が満蒙史への踏み込みを思いついた当時、即ち昭和もすでに十五年頃になった当時においてさえ、このマンネリズムは続いたままで、ただ日本の領土的進出の下での現地調査、特に発掘調査の成果が資料的な新味を添えていたにすぎず、満洲史家の間からさえ『満洲史は行き詰まった』との囁きが洩らされていた」。考古学における成果が新たに加わっただけで、マンチュリア史研究は行き詰まっていたと指摘している。

歴史地理の考証をこえて、マンチュリアという地域の構造的特徴、周辺地域との関連をも含みながら地域の社会変容を動的に明らかにする試みなどは、戦後の課題として残された。

日露戦争以後に勃興したマンチュリア史研究の進展、推移について見てきたが、研究の背後にある世界観が現代とは非常に異なる点を指摘したい。例えば白鳥庫吉をとりあげると、日露戦争後の1907年に「唐時代の樺太島に就いて」という論文を発表している(42)。この論文の執筆意図を白鳥庫吉は、日露戦争により南カラフトが日本の領土になったことを慶賀し、カラフトの歴史を解明して戦勝に貢献することだと述べている。かかる問題意識は堂々と研究論文で述べることなどは、現代の歴史研究者にはおよそ思いも及ばないことである。

白鳥庫吉は晩年の1936年には、「なぜ、満洲には匪賊が跋扈するのか」、その理由は歴史的に究明するという問題意識から、「極東史上に於ける満洲の歴史地理」という論説を書いている(43)。まずマンチュリアを「砂漠の蒙古、森林地帯のツングース、農耕をする中国人」の3つに分け、「満洲と云う処は、農耕民・遊牧民・狩猟民と各生活態度を異にする三人種が、三方から入り込んで来て顔を突き合せている処」であり、「チャイニーズ、モンゴール、ツングースと、三様に異った人種を載せて、古くから三つに分裂していた」とする。こうした状態が久しく続いたが、19世紀後半にロシアが勢力拡大をはじめた。これに日本は奮起して、日本人、朝鮮人の来住が増え、ついに「今日の如く支那人を主とする住民の

上に、満洲人が君臨し、日本人が之に力を添えるという特別の複雑な状態」となったとする。かかる複雑さが不安定さを生じさせ、匪賊が跋扈しているのであり、そうした不安定性を除去するためにも満洲国の建国は必要であったという論証を展開した。

言い換えるならば、漢、モンゴル、ツングースの三者が競合するため、満洲は不安定なことが多く、さらに19世紀後半以降ロシアの圧力が加わり、その不安定さは加速した。そこで日本が「加勢」、「助力」して安定を保つ必要性が生じ、満洲国の建国に至ったと説明したのである。

マンチュリアが「チャイニーズ、モンゴール、ツングース」の混住する場所であったという指摘は理解できる。だが、こうした白鳥庫吉による満洲国建国の説明に賛意を示す歴史研究者は、現代ではないであろう。現実の理解、解釈の仕方があまりに不用意だと批判することは簡単である。吉沢誠一郎[2006、56頁]が「戦前の学問と日本の対外侵略との『共犯関係』を指摘するのは容易」であり、「何も考えなくても誰にでも可能な作業」とであると指摘するように、敗戦、満洲国の崩壊という事実を知っている現代から遡及した評価は慎みたい。歴史研究者も生きた時代の世界観の影響を受けるものであり、そうしたその時代の世界観をも究明しつつ、彼らの研究成果を消化することが求められていると考える。

- (1) 白鳥庫吉(1865～1942年)。1890年東京帝国大学卒業(リースの教えを受ける)。同年学習院教授就任。1901年～1903年欧米留学。1904年東京帝国大学教授。1906年満洲、朝鮮を旅行。1908年「歴史調査室」を組織。1909年満洲で調査。1925年東京帝国大学退職。1942年死去[津田左右吉 1944]。
- (2) 箭内互(1875～1926年)。1901年東京帝国大学卒業。1908年白鳥庫吉の「歴史調査室」に参加。1919年東京帝国大学助教授。1925年白鳥庫吉、市村瓚次郎の退職をうけて教授に昇進(池内宏も同時に教授昇進)。1926年死去(52歳)(箭内互 1930)。
- (3) 池内宏(1878～1952年)。1904年東京帝国大学卒業。1909年白鳥庫吉の「歴史調査室」に参加。「文禄・慶長の役」の研究に従事。1913年東京帝国大学講師。1916年東京帝国大学に朝鮮史講座が設置されるに伴い、講座担当者として助教授に就任。1925年東京帝国大学教授。1939年東京帝国大学退職。1952年死去[三上次男 1970]。
- (4) 津田左右吉(1873～1961年)。1891年東京専門学校卒業。1908年白鳥庫吉の「歴史調査室」に参加。1920年早稲田大学教授。1940年早稲田大学辞職。1961年死去(自伝は「学究生活五十年」『津田左右吉全集』24巻所収)。
- (5) 松井等(1877～1937年)。1901年東京帝国大学卒業。1904年日露戦争に従軍。1907年国学院大学講師。1908年白鳥庫吉の「歴史調査室」に参加。1920年國學院大學教授。1921年『満鮮地理歴史研究報告』の研究担当から勇退。1937年死去(61歳)。市村瓚次郎を師と仰ぎ、満洲史に限定されない領域での研究をおこなった。和田清は松井等を称して、「多能なる松井氏は独り歴史地理の研究に止まらず、また満蒙の範囲」だけではない研究をおこなったと述べている[和田清 1933、531頁]。伝記は高橋政清[1937]を参照。
- (6) 稲葉岩吉(1876～1940年)。1900年中国へ留学。1904年日露戦争に従軍。1908年白鳥庫吉の「歴史調査室」に参加。1915年陸軍大学教官。1919-22年内藤湖南のもとで『満蒙叢書』の復刻に従事。1922年朝鮮総督府修史官。1937年建国大学教授。1940年死去[稲

- 葉岩吉 1938a)。稲葉岩吉に関する研究については、瀧澤規起[2003]、寺内威太郎[2004]、桜沢亜伊[2007]がある。その著作一覧については松原孝俊[2005]を参照。
- (7)津田左右吉は回想で、「学問上の論文らしきものを書いたのは明治時代の末からであるが、書物の形でそれを公にしたのは、『朝鮮歴史地理』と『神代史の新しい研究』とが始めであって、何れも大正二年の出版である」とし、「歴史調査室」での研究を通じて「はじめて特殊の問題についての学問的研究、特に原典批評の方法をさとるようになった」と述べている（「学究生活五十年」『津田左右吉全集』24巻、89頁、97頁）。
- (8)以下の論文が掲載された。『満洲歴史地理』第1巻－白鳥庫吉・箭内互「漢代の朝鮮」、稲葉岩吉「漢代の満洲」、箭内互「三国時代の満洲」、箭内互「晋代の満洲」、箭内互「南北朝時代の満洲」、松井等「隋唐二朝高句麗遠征の地理」、松井等「渤海国の疆域」。
- 『満洲歴史地理』第2巻－松井等「満洲に於ける遼の疆域」、松井等「遼・金時代の満洲交通路」、松井等「満洲に於ける金の疆域」、箭内互「東真国の疆域」、箭内互「満洲に於ける元の疆域」、箭内互「元明時代の満洲交通路」、稲葉岩吉「明代遼東の辺牆」、稲葉岩吉「建州女真の原地及び遷住地」、稲葉岩吉「清初の疆域」。
- (9)『朝鮮歴史地理』1巻、2巻は『津田左右吉全集』11巻、岩波書店、1964に収録されている。
- (10)和田清(1890～1963年)。1909年第一高等学校入学(東洋史の講師は箭内互)。1915年東京帝国大学東洋史学科卒業(卒業論文は「清初の蒙古経略」)。1922年東京帝国大学講師。1927年東京帝国大学助教授。1933年東京帝国大学教授。1951年東京大学退職。1963年死去(自伝は「学究生活の想出」和田清1955)。
- (11)『官報』7973号、明治43年1月24日、444頁。
- (12)『満洲発達史』は中国語にも翻訳され、楊成能訳『東北開発史』(辛未編訳社、1935)として刊行された。この翻訳書はその後、『満洲発達史』(萃文齋書店、奉天、1940)、『満洲発達史』清史資料第二輯－開国史料二第十冊(台聯国風出版社、1969)としても刊行された。
- (13)内藤湖南(1866～1934年)。1885年秋田師範学校を卒業して小学校の主席訓導(校長)になる。1887年上京して新聞記者となる。1907年京都帝国大学講師。1909年京都帝国大学教授。1926年京都帝国大学退職。1934年死去。
- (14)「游清第三記」『内藤湖南全集』7巻。この調査には東京帝国大学の市村瓚次郎も同行した[市村瓚次郎1934]。
- (15)『内藤湖南全集』7巻所収の旅行記、日記を参照。こうした内藤湖南の調査については、中見立夫[1992]、名和悦子[1998-99、2000]、陶徳民[2006]を参照。
- (16)主な論文としては以下がある。「日本満洲交通略説」1907年講演(『内藤湖南全集』8巻)、「清朝姓氏考」『芸文』3-3、3-4、1912(『内藤湖南全集』7巻)、「清朝開国期の史料」『芸文』3-11、3-12、1912(『内藤湖南全集』7巻)、「都爾鼻考」『史林』5-4、1920(『内藤湖南全集』7巻)、「女真種族の同源伝説」『民族と歴史』6-1、1921(『内藤湖南全集』8)、「清朝初期の継嗣問題」『史林』7-1、1922(『内藤湖南全集』7巻)。
- (17)『満蒙叢書』の各巻の内訳は以下である。1巻「口北三廳志」。2巻「口北三廳志」、「北征録」、「伏戎紀事」、「松亭行紀」、「塞北小鈔」、「奉使俄羅斯行程録」、「出塞紀略」、

「西征紀略」、「従西紀略」など。3巻「盛京通鑑」、「盛京典制備考」。4巻「蒙務公牘彙編」、「庫倫蒙俄卡倫」。5巻「龍沙紀略」、「黒龍江外記」、「黒龍江述略」、「卜魁城賦」、「籌蒙芻議」。9巻「瀋陽日記」。17巻「籌遼碩畫」。

(18)「序」『満蒙叢書』1巻、1919年。

(19)矢野仁一(1872～1970年)。1899年東京帝国大学西洋史学科卒業。卒論の題目は「露清関係殊にネルチンスク条約」。1905年北京の法政学堂に勤務。1912年京都帝国大学助教授。1920年京都帝国大学教授。1932年京都帝国大学退職。満洲国建国の正当化を主張。戦後、こうした言動が問われ公職追放となる。1970年死去(小野信爾1974。「学問の思い出—矢野仁一博士」『東方学回想』Ⅲ、刀水書房、2000年)。

(20)矢野仁一の見解については 第1章第4節を参照。

(21)三上次男(1907～1987年)。1932年東京帝国大学文学部東洋史学科卒業。東亜考古学会留学生として中国留学。1933年満蒙文化研究事業研究員(金史の研究に従事)。1939年東方文化学院東京研究所研究員。東京帝国大学文学部講師。1949年東京大学教授。1953年東京大学大学院人文科学研究科考古学課程担当。1967年東京大学退職。青山学院大学教授(～1977年)。1987年死去(「先学を語る—三上次男博士」『東方学回想』Ⅸ、刀水書房、2000年)。

(22)旗田巍(1908～1994年)。1931年東京帝国大学文学部東洋史学科卒業。1932年東京帝国大学東洋史研究室副手。1933年満蒙文化研究所研究員。1939年満蒙文化研究所の事業終了。東方文化学院東京研究所研究員。1940年満鉄調査部北支経済調査所調査員となり北京へ行く。1945年北京で敗戦を迎え、留用される。1948年帰国。1950年東京都立大学人文学部教授。1972年東京都立大学退職。1974年専修大学教授(～1979年)。1994年死去(「旗田巍先生略歴」『朝鮮歴史論集』下、龍溪書舎、1979年)。

(23)羽田亨(1882～1955年)。1907年東京帝国大学卒業(指導教授白鳥庫吉)。内藤湖南の招きにより京都帝国大学大学院入学。1909年京都帝国大学講師。1913年京都帝国大学助教授。1924年京都帝国大学教授。1938年京都帝国大学総長(～1945年)。1955年死去。

(24)田村実造(1904～1999年)。1929年京都帝国大学史学科東洋史専攻卒業。大学院へ進学。1940年京都帝国大学助教授。1947年京都帝国大学教授。1968年京都大学退職。1999年死去。

(25)掲載された論文は以下のとおりである。

『満蒙史論叢』1(1938年)。田村実造「唐代に於ける契丹族の研究」、若城久治郎「遼代に於ける漢人と刑法に関する一考察」、小川裕人「生女真勃興過程に関する一考察」、外山軍治「劉豫の斉国を中心として観たる金宋交渉」。

『満蒙史論叢』2(1939年)。田村実造「遼宋の交通と遼国内に於ける経済的発達」、若城久治郎「遼の枢密院に就いて」、外山軍治「金熙宗皇統年間に於ける宋との講和」、小川裕人「満洲民族の所謂『還元性』とその発展に就いて」。

『満蒙史論叢』3(1940年)。田村実造「遼代に於ける徙民政策と都市・州県制の成立」、小川裕人「遙輦氏伝説成立に関する史的考察」、外山軍治「金章宗時代に於ける北方経略と宋との交戦」。

『満蒙史論叢』4(1943年)。内田吟風「烏桓族に関する研究」、愛宕松男「天妃考」、小

野川秀美「突厥碑文訳註」。

- (26) 三田村泰助(1909～1989年)。1933年京都帝国大学東洋史学科卒業。外務省対支文化事業部満蒙文化研究班。1949年立命館大学教授。1970年立命館大学退職。1989年死去(「三田村泰助博士略年譜・著作目録」『立命館文学』418・419・420・421、1980年)。
- (27) 今西春秋(1908～1979年)。1933年京都帝国大学卒業。羽田亨教授の指導下で満洲語の研究に従事。1938年北京故宫文献館で『満文老档』の研究に従事。1943年北京大学教授。1945年敗戦後も中国滞在を継続(北京大学教授は解任)。1947年瀋陽博物館研究員。1948年北京大學講師に復職。1950年北京大學副教授。1954年帰国。1956年天理大学おやさと研究所教授。1979年死去[河内良弘 1980]。
- (28) 『明代満蒙史料 李朝実録抄』第1冊～第14冊、総索引、計15冊(東京大学文学部、1954～1958年)。『明代満蒙史料 明実録抄 満洲篇』第1冊～第6冊、項目総索引、計7冊(京都大学文学部、1954～1959年)。『明代満蒙史料 明実録抄 蒙古篇』第1冊～第10冊(附西蔵史料)、項目総索引、計11冊(京都大学文学部、1943～1959)。
- (29) 掲載論文は以下のとおりである。三島一(実際は柴三九男執筆)「満洲史研究序説」、柴三九男「ツングース族の土地所有関係」、丸亀金作「高麗と契丹・女真との貿易関係」、旗田巍「吾都里族の部落構成」、中山八郎「明末女直と八旗的統制に関する素描」、川久保悌郎「清末に於ける吉林省西北部の開発」、大上末広「近代に於ける満洲農業社会の变革過程」、江口朴郎「ツァーリと満洲問題」、野原四郎「清代に於ける満支の経済的融合」、青木富太郎「満洲考古学より東亜考古学へ」、三上次男『『満鮮地理歴史研究報告』を中心として見たる満洲中世史研究』、百瀬弘「我国に於ける満洲近世史研究の動向」、藤野彪「欧洲人の満洲語研究」、鈴木俊「満洲事件と支那人の満洲研究」。
- (30) 三島一の執筆者名で発表されたが、実際は柴三九男が執筆した論文であった(「月報」『歴史学研究 戦前期復刻版』5、青木書店、1974年)。
- (31) 鴛淵一(1896～1983年)。1920年京都帝国大学史学科東洋史専攻卒業。大学院へ進学。1923年大阪外国語学校教授。1932年広島文理科大学助教授。1941年広島文理科大学教授。1947年「清初八旗制度考」で京都大学より文学博士授与。1951年大阪市立大学教授。1983年死去。内藤湖南の女婿であった(「鴛淵一博士略歴及主要著作目録」『人文研究(大阪市立大学)』7-8、1956年)。
- (32) 戸田茂喜(1910～1947年)。1933年広島文理科大学東洋史学科卒業。大学研究科に進み「満文老档の研究」をテーマとする。1934年広島文理科大学東洋史研究室助手。1943年奉天図書館司書官。1945年シベリア抑留。1947年8月帰国。同年10月死去[鴛淵一 1950]。
- (33) 浦廉一(1895～1957年)。1920年広島高等師範学校卒業。1928年京都帝国大学史学科東洋史専攻卒業。大学院に進学。1929年広島高等師範教授。1950年広島大学文学部教授。1957年死去[杉本直治郎 1959]。
- (34) 有高巖(1884～1968年)。1911年京都帝国大学史学科卒業。大学院へ進学(桑原隲蔵の指導を受ける)。1917年京都帝国大学助手。1929年東京文理科大学助教授。1933年東京文理科大学教授。1951年立正大学教授。1968年死去(「有高巖先生略歴」『立正史学』32、1968年)。

- (35) 周藤吉之(1907～1990年)。1933年東京帝国大学文学部東洋史学科卒業。朝鮮総督府・朝鮮史編修会囑託(～1936年)。1938年東洋文庫にて「満洲農民史の研究」に従事。1941年日本学術振興会の助成を受け「清朝に於ける八旗制度の研究」に従事。1943年東方文化学院研究員。1949年東方文化学院解散。東京大学東洋文化研究所助教授。1957年東京大学東洋史学第二講座教授。1967年東京大学教授退職。1990年死去(「先学を語る一周藤吉之博士」『東方学回想』IX、刀水書房、2000年)。
- (36) 日野開三郎(1908～1989年)。1931年東京帝国大学文学部東洋史学科卒業。1935年九州帝国大学助教授。1946年九州帝国大学教授。1989年死去。
- (37) その研究成果は『日野開三郎東洋史学論集－北東アジア国際交流史の研究(上、下)』9巻、10巻、『日野開三郎東洋史学論集－東北アジア民族史(上、中、下)』14～16巻に収録されている。
- (38) 北海道大学や高等商業学校でのマンチュリア史研究は、歴史研究というよりは現状理解のための考察がほとんどであった[長岡新吉 1982、松重充浩 2006]。
- (39) 「満洲学会の創立並に現況」『満洲学報』1、1932。
- (40) 稲葉岩吉[1938b、383頁]。
- (41) 日野開三郎「解説」『日野開三郎東洋史学論集』8巻、三一書房、1984、584頁。
- (42) 「唐時代の樺太島に就いて」『白鳥庫吉全集』5巻、79頁。
- (43) 「極東史上に於ける満洲の歴史地理」『白鳥庫吉全集』9巻。

2. 戦前におけるマンチュリアの調査研究

① 陸軍、満鉄、関東都督府、農商務省、外務省などによる調査報告、調査研究

陸軍は兵要地誌的な調査のため、日清戦争以前からマンチュリアへ軍人を送り込んでいた。1883年には牛荘を拠点にして、「当港(牛荘)ヨリ東北柵外ナル諸新開ノ地方則チ清韓両国界ナル鴨緑江筋ヨリ満洲内部ノ諸要港地ニ達スル大小道路ハ勿論河川山形等逐一実査」していた(1)。こうした調査の結果は、参謀本部編『支那地誌』巻15上(満洲之部)として1889年に刊行された(2)。自然地理(山脈、河川、海岸、気候)、物産、風俗、各地の状況などが述べられている。参謀本部の調査だけあって、各地の陸軍兵力については詳しく記している。

日露戦争以前では陸軍以外の調査はほとんどおこなわれなかったが、日露戦争後に日本が「満洲経営」に乗り出すと、さまざまな機関が調査をおこないはじめた(3)。

満鉄は鉄道運営だけでなく、マンチュリアの状況を調査する調査部も設けていた。日露戦争後に満鉄調査部におこなった調査研究のなかでも、土地に関する旧慣調査は注目される。『満洲旧慣調査報告』は1913年から刊行され、1915年までに合計9冊が刊行された(4)。

『満洲旧慣調査報告』は清朝から調査時点までのマンチュリアの土地の状況について、文献だけでなく実地調査もおこない、まとめたものである。この調査報告の作成には、東亜同文書院の卒業生が多くかかわっていた。天海謙三郎、亀淵龍長は東亜同文書院の卒業後に、満鉄調査部で働きはじめた人であった(5)。天海謙三郎らは、最初は文献により官荘や王公荘園について調べたが、その実際の所在地、管理人氏名、佃戸の状況などは文献で

はわからないので、1909年から復州、蓋平などで実地調査を始めたと戦後に語っている[天海謙三郎 1958]。実地調査をはじめると、先入観的に思っていたマンチュリアの土地状況と、実際の状況とが、かなり違うことに驚いたと述べている。例えば、「我々の想像では、荘園官荘という以上、一地方に集団的に広大な面積の土地が塊在しているものと思ってい」たが、現地調査してみると、「荘園の地段がバラバラにあっちこっちに散在していて、荘園全体が一カ村否少くも数カ村に跨って連互するというふうに一団となり、その地方一帯を包容していないばかりでなく、一般の私有地すなわち旗地、民地はもちろん、他の官荘や王公荘園などと入り乱れて、いわば犬牙錯綜とでも形容すべき状態で存在」していたと述べている。

『満洲旧慣調査報告』は清朝下のマンチュリアの土地状況について、日本人が調査研究をおこなった成果の最初であり、他に類書がないことから、現在でも参照されることが多い。しかしながら、清朝下のマンチュリアの土地制度を、西欧的な範疇で理解しようとしたため、実体の説明としては適当ではない部分もある。例えば、土地制度を官有地、公有地、私有地の三分で説明しようとしているが、そもそも清朝にはこうした概念はなかった。とくに私有地の区分けには無理があり、王公荘田、旗地、一般民地を入れている(6)。これらの土地は私有地的な側面はあったが、西欧的な私有地の範疇ではくくりきれないものである。したがって、『満洲旧慣調査報告』の考察を無批判に受け入れるのではなく、戦前の研究成果と同様に、それが作成された時点での世界観を考慮して読み解く必要がある。

日露戦争後、日本のマンチュリアへの関心は高まり、調査報告書の数は大きく増えた。主な調査主体は、陸軍(軍政署)、関東都督府、農商務省、外務省、満鉄などであった。

日露戦争後すぐに、軍政署による調査がおこなわれた。遼東兵站監部『満洲要覧』1905年は、政治、産業(農業、林業、漁業、鉱業、商業など)、交通、教育、風俗などに関する調査結果を述べている。軍政署の調査なので奉天だけであり、吉林、黒龍江については言及されていない。軍政にあたって管轄地域の状況をまとめたものとして、陸軍省『明治三十七八年戦役満洲軍政史』全19冊(7)がある。これは大部な調査報告であり、軍政署下の状況について詳細に記述しているものもある。

陸軍軍人による調査も行われ、守田利遠(陸軍中佐)『満洲地誌』[1906]は個人が調査したものだが、マンチュリアをほぼカバーしている。実地調査と「満洲、蒙古、西伯利亚地方に多年定住せし幾多の清国人」から聞いたものを材料としており(「例言」)、地理、政体、殖産興業(各種産業)、運輸交通 風俗など総合的な把握を試みている。

農商務省による調査も日露戦後におこなわれた。農商務省鉱山局『清国奉天府鳳凰庁及興京庁管内金鉱調査報告』1905(実際には炭鉱の調査)、農商務省鉱山局『清国遼東半島金鉱調査報告』1905、農商務省山林局『鴨緑江流域森林作業調査復命書』1905(8)、農商務省山林局『満洲森林調査書』1906(9)、農商務省商工局『満洲商工業調査報告書』1906年などがおこなわれた。

関東都督府による調査では、関東州民政署『満洲産業調査資料』(10)と関東都督府陸軍経理部『満洲誌草稿 一般誌』、同『満洲誌草稿 地方誌』(11)が注目される。『満洲誌草稿』は1906~1911年におこなった実地調査にもとづき、「従来ノ刊行書ハ勿論陸軍海軍外務ノ各省及各領事館、関東都督府、朝鮮総督府等ノ報告書、南満鉄鉄道会社、三井物産会

社等ノ調査資料及各旅行者ノ報告等ヲ参酌シテ編成」(凡例1頁)して書いたという、実地調査と関係文献により作成された、膨大な情報を含む調査報告書である。

外務省による調査報告も多く作成された。外務省通商局『満洲事情』(12)は各地領事館からの報告をまとめたものであり、市場、貿易動向については有用である。各領事館がまとめた外務省通商局『鉄嶺事情』1908、外務省通商局『吉林経済事情』1908なども刊行された。また領事報告である『通商彙纂』にも、通商状況について重要な報告が掲載されている。

満鉄が作成した調査報告書も多い。『錦州府管内経済調査資料』1909、『南満洲経済調査資料』1909、『南満洲経済調査資料』1-6、1910-12、『満蒙交界地方経済調査資料』1-3、1909-15、『北満洲経済調査資料』上、下、1910、『続北満洲経済調査資料』1911、『吉林東南部経済調査資料』1911、『松花江黒龍江及両江沿岸経済調査資料』1912、は実地調査の結果にもとづき作成された、マンチュリア全域をカバーする大規模な調査報告書である。周知のように満鉄は鉄道運行のためにマンチュリアの実情を精力的に調査していた。その目的は今日的な研究の目的とは距離はあるが、地域経済の状況を考察する際にこれらの調査報告書は有用である。

陸軍、満鉄、関東都督府、農商務省、外務省などの機関により、1910年代後半以降も調査報告の刊行は続けられたが、調査研究は低調となった。調査研究を唯一おこなっていた満鉄調査部の『満洲旧慣調査報告』のメンバーは、1910年代後半に大半が異動してしまい、その後補充もなく、ほとんど研究できない状態となってしまった(13)。

そうしたなかで、満鉄調査部が編集した『満蒙全書』全7巻(14)は注目される。これは「我国が満蒙の開発に着手して以来、既に十有七年の星霜を閲したるに拘わらず、未だ満蒙全般の事象に関する統一的調査を欠き、為に政府及び一般国民に対し満蒙に関する正確なる体系的智識を提供し得ざりしは頗る遺憾である」という観点から編集された(15)。完成した『満蒙全書』は大部のものであり、マンチュリアについて百科全書的に記述している。とはいえ、その中味について、編集に参加していた伊藤武雄(東京帝国大学卒)は「われわれ帝大卒業生はまったく語学ができない、経験もない。調査歴もないという状態でした。そういう人間に、同文書院出身で調査経験もあるエキスパートの人たちと同じように、項目を分担させてあの全書を作らせたのだから、その成果たるやまことに不揃いでした」と戦後に回想している(16)。

1910年代後半以降もスポット的に場所を特定した調査は継続し、調査報告書も刊行された。調査報告書の傾向として指摘したい点は、東部内モンゴルに関する調査が1910年代後半以降に増えた点である。

1914年4-8月にかけて、参謀本部、農商務省、奉天総領事館、満鉄からの派遣員で編成された調査チームは東部内モンゴルを踏査し、その報告は『東部内蒙古調査報告』全7巻、1914年として刊行された。参謀本部はこれとは別に『東蒙事情』1-3号、特別号、1915-16年を刊行し、東部内モンゴルの状況について報告している。

関東都督府の陸軍部は1908年に『東部蒙古誌』上、中、下(17)を刊行しており、これに続いて『東部蒙古誌補修草稿』上、下、1914(18)、『東蒙古』1915を刊行していた。関東都督府の民政部は東部内モンゴル方面を調査して『満蒙調査復命書』全11巻、1915-18(19)

農商務省も東部内モンゴルの調査をおこない、その成果を調査報告書としてだしていた。農商務省商工局『東部内蒙古事情』1915、農商務省『東部内蒙古産業調査』全5冊、1916、農商務省『東部内蒙古畜産事情』1916があげられる。

陸軍、満鉄、関東都督府、農商務省、外務省は現状調査を主目的としており、歴史研究とは異なる方向からマンチュリアの調査をおこなっていた。歴史的な追究は、『満洲旧慣調査報告』ではおこなわれたが、その後は立ち枯れとなった。以上の調査には白鳥庫吉や内藤湖南などの大学で歴史研究をしていた人たちは関わってもなく、まったく別々におこなわれていた。つまり歴史研究者と調査担当者とは没交渉であり、それぞれがそれぞれの関心、手法でマンチュリアという場所の特徴を考察していたとまとめられる。

② 満鉄調査部、満洲国政府機関による調査報告、調査研究

満洲国の建国は、日本人によるマンチュリアに対する調査研究の性格を変える影響をおよぼした。その理由は、満洲国をどのように統治すべきなのかという、現実の国家的要請に答えることが調査研究の主目的になったからである。満洲国統治という現実に対応するため、調査機構は拡充され、多数の日本人がマンチュリアの調査研究にかかわることになった。また、満洲国建国により、日本人の調査が妨害を受ける可能性は低下し、容易に調査できる状況が生まれた。調査人員の拡充、調査領域の拡大、調査内容の深化が、満洲国建国を契機に可能となった。

1932年に関東軍は満洲国での経済建設を立案する組織として、経済調査会の設立を決定した。こうした立案をおこなえる人材を抱えていたのは満鉄だけであったので、経済調査会の構成員はすべて満鉄社員であった。経済調査会は、組織上は満鉄の一部所であったが、実質的には関東軍所属の機関という存在であった(1937年3月に経済調査会は解散)[野間清 1975]。

経済調査会は膨大な「立案調査書類」を残しており、計画立案にあたって収集した関係文書も収録されている。そうした文書のなかには、中華民国期のマンチュリアの状況について貴重な事実を記述するものも含まれている。例えば、立案調査書類 25 編第一巻第一号『満洲通貨金融方策』1936に収録されている、東三省官銀号などの経営状況に関する史料は興味深いものである。

経済調査会でマンチュリア経済史について考察した代表者として、大上末広(20)をあげたい。周知のように、大上末広はマルクス主義的な分析枠組みを用いて、マンチュリアにおける資本主義の発展状況を考察した人物である。大上末広と同じく、満鉄で活動した中西功(21)との間におこなわれた「満洲経済論争」は有名である。その内容については先行研究もあり(22)、両者の論点となった「半植民地半封建社会」における資本主義発達をどう評価するのかについて、筆者はコメントする準備はないので触れないことにする。

ここでは、大上末広のマンチュリア経済の歴史的推移に関する理解について検証してみたい。大上末広[1933a]は、清朝期のマンチュリアの土地所有は「封建的、身分制的大土地所有」(旗地、官荘など)と「自由農民による近代的零細土地所有」(一般民地)との二つから成るという理解を打ち出し、この状況は漢人移民による開拓などにより清末に崩壊した指摘している。そして大上末広[1933b]では中華民国期の状況を考察し、資本主義形成の出

発点は「封建的農業諸関係の意識的・計画的打破」にあるとし、そのためには土地整理が必要だと主張した。それゆえ、中華民国以降におこなわれた土地整理について考察し、土地整理により封建制は解消されて近代的な資本主義的生産様式に変革されるはずであったが、実際にはそうはならなかったという見解に達した。「旧封建的諸土地は、その身分制的性格を失って、民地に解消されはしたが、我らの分析に従えば、かかる封建制から近代性への推移は、ただ単に封建的身分なる旧地主に代わって、荘頭なる新地主が出現したと云うことにしか過ぎなかった」とし、結論的には「国有荒地の払下・蒙地の出放の過程は、…封建的大地主の創出過程であった」と述べている(31頁)。そして、土地整理が農業の資本主義発展に結びつかないことを、東三省政権の封建的性格から説明する。大上末広は東三省政権を、「末期封建社会の必然的産物たつ農業ルムペンの成り上がり者」、「緑林出身」者を構成員とし、「封建的絶対主義をその構造的本質」にすると規定し、近代国家がその形成過程でおこなうことは何一つしなかったと指摘する(32頁)。

清朝後半期、中華民国期のマンチュリア史に関する研究は、各帝国大学で活動した歴史研究者はまだ着手していない分野であった。大上末広は少ない研究蓄積を利用して、独自に清朝後半期から中華民国期までのマンチュリア史の再構成を試みたと評価したい。むしろ、現在の研究水準に照らすならば、大上末広の見解は史実的にも、解釈的にも多くの問題が存在する。しかしながら大上末広の意図は、満洲国政府が適切な経済政策をおこなうための歴史研究であり、現代の歴史研究者の問題意識とはまったく異なる立場からの研究であった。そうした点を考慮せずに、その問題点のみをあげつらうことは慎みたい。大上末広は東三省政権がおこなった土地整理、地租改正は、マンチュリアの農業資本主義の発展に何の貢献もしなかったので、満洲国政府は東三省政権とは違った土地政策をおこなう必要性を叫んでいた、とまで解釈することは読み込み過ぎであろうか。

経済調査会や満鉄調査部は講座派理論にもとづき研究する人たち、いわゆる「満鉄マルクス主義」の拠点のように考えられているが、こうした傾向とはまったく対蹠的な方法、立場の人も所属していた。天野元之助(23)は調査結果を復元、紹介すること、文献史料の徹底した読み込みなど、事実の解明に重点を置いた研究をすすめていた。そして戦後は中国農業史研究の大家となり、日本の東洋史研究に大きな足跡を残す。

石田精一(24)は『北満に於ける雇農の研究』の著者として、雇農の階級的性格について論じたことが知られている。しかしながら、筆者が注目したいのは雇農についての研究ではなく、1941年に発表された「南満の村落構成—特に旧官荘所在地を中心として—」という論文である[石田精一 1941]。これは遼陽県夾河村小営盤屯(盛京戸部官荘)と同県綉江村西干河子村(内務府官荘)を調査し、その村落結合について述べている。小営盤屯の耕作状況については、1843年(道光23年)、1922年(民国11年)、1940年(康德7年)のデータを検討し、1843年では開拓者一族である張氏が優勢を占めたが、その後、マンチュリア北部に移住する人、他所から流入してきた人などがいたため、村落結合の単位は同族ではなく、異姓を含む人々に変わったとする。つまり、血縁的關係から地縁的關係が重要になったと指摘したのである。さらに、地縁的關係が強くなったことから、地縁的結合としての「会」の重要性が高まり、荘頭も困窮した時には同族ではなく「会衆」の助けを受けていたことを、調査の過程で収集した文書史料にもとづき指摘している。こうした清朝から満

洲国にかけての長期のスパンを、現地調査と文書史料により論証するという手法、村落結合を社会的関係の観点から論じる方法に、筆者は大きく引き寄せられた。

満洲国政府はマンチュリアの農村についての理解を深め、どのような政策が適切なのかを考える一助として、大規模な農村調査を1935～1936年におこなった[長岡新吉1991]。しかし、実際の調査は必ずしも政策立案のためではなく、学術的な内容でおこなわれた。農村調査に参加した野間清[1976、35頁]は、調査の特徴として「農村の経済的基礎構造を究明しようとする社会的、経済的な諸関係、諸事象についての総合的な調査であり、集落のなかのモデル農家についてのサンプリング調査ではなく、一つの集落の全農家についておこなわれる悉皆調査」であったと述べている。

調査結果はまとめられ、刊行されたものも多く、マンチュリアの農村に関する重要な史料となっている(25)。調査員が見せてもらった族譜や聞き取った内容は、刊行された史料からでは知ることのできない事実が含まれている。例えば、『康德元年農村実態調査 戸別調査之部 浜江省』第一分冊に記述されている、綏化県蔡家窩堡の開拓の経緯などに関する記述は貴重である(26)。農村調査による、マンチュリア史に関する事実の豊富化は達成されたが、満洲国政府はその内容に不満を持っていた。というのは、農村調査は日本人が新しく向き合ったマンチュリア農村の現実を、学術的に認識したいという観点からおこなわれたので、政策的視角が稀薄であったかである。それゆえ満洲国政府は不要だと判断し、やがて中止となった。

満洲国政府は商業、土着資本の調査もしていた。糧棧(穀物問屋)、雑貨商などの土着資本についての調査は、満洲国以前では不可能であり、商店数やだいたいの取引額など表面的な調査が限界であった。ところが建国以後、満洲国政府は公権力を使い、土着資本の資金運用や利潤についての調査をおこなった。この調査は1939～1943年におこなわれ、調査結果の一部は、満鉄新京支社調査室『満洲土着資本実態調査報告書(統計篇)』1942年などで刊行された[江夏美千穂1996]。

土着資本の実態を明らかにすることは、満洲国権力を使っても難しかった。まして、その動向を規制することは満洲国政府にもできなかった。満洲国政府は土着資本を掌握したいと考えたが、1942年に新京商工公会がおこなった調査結果は、その掌握は無理というものであった(27)。満洲国政府は土着資本を掌握はできなかったが、満洲国の規制をすりぬける土着資本の活動の一端をとらえることには成功した。そうした調査報告は、今後の分析を待っていると言えよう(28)。

満鉄や満洲国政府の刊行物は、『旧植民地関係機関刊行物総合目録—南満州鉄道株式会社編—』、『旧植民地関係機関刊行物総合目録—満洲国・関東州編—』(29)がほぼ網羅しており、その数は非常に多い。なかには杜撰なものもあるが、1940年におこなわれた国勢調査の報告書や、財政部が編纂した貨幣に関する史料集などは、その史料的価値は高い(30)。これらの調査報告書は、満洲国期には十分に分析されることはなく、敗戦を迎えた。現在の研究者には、これら調査報告の史料的性格、限界に注意を払い、マンチュリア史の究明に利用することが求められている。

③小結

満洲国期には、東京帝国大学や京都帝国大学などでマンチュリアの歴史研究に従事する研究者は増えていた。また満洲国でもマンチュリアに関する調査、歴史研究はおこなわれていた。それゆえ個別研究ではすぐれたものも出されたが、総合化という点では不十分であった。

1942年に『満洲評論』に掲載された文章は、マンチュリアに関する研究上の問題点を以下のように述べている(31)。「研究者の中の、一つの流れは、東洋史の専攻者達の歴史的研究である。この人達の特徴を一口に言ふと、現在の満洲経済と何等のつながりも感じられない。この流れに加はるためには必ず漢文が読めなくてはならないこと」である。「第二の流れは、所謂満鉄の旧満洲経済年報以後の社会経済史研究、この方面は今日までかなり立遅れている。満洲経済年報以後、目だった労作は一つも出ていない」。「第三は、産調調査に始まる農村の実態調査である。この方面は、多額の経費と多くの人材を動員して、その後も個々的には相当実行されていながら、いまだに満洲農業全体に亘る纏まった研究成果が出ていない」。「第四は、満洲戦時経済の研究である。これは公的乃至半公的な機関で相当つつこんでなされて居り、その成果の片鱗は時々公衆の目にふれる所へも現はれてくるが、今の所では総合的な成書としては公刊されていない」。「これら研究の色々な流れを見ると、東洋史派は社会経済を知らず、社会経済史派は資料をこなしきりだけの語学力がなく、農業専門家は農業だけの数字を克明に蒐集することで終わり、現段階派は忙しくて過去とのつながりなどを見ておられるかといふ調子で、各個ばらばらである」。「個々の研究としては、たとへば、旧慣調査にしても、産調資料にしても、満洲経済年報にしても、それぞれ立派なものである。しかしそれらは要するに資料であって、研究としては半端者である。問題の領域から言っても、理論の高さから言っても、何とか現状打破の工夫なきや」。それぞれの研究者のディシプリンに規定され、総合的な理解につながっていないことを嘆いている。

問題点はあったとはいえ、満洲国期にマンチュリアに対する認識が拡大、深化したことは疑いない事実である。今後は満洲国期に調査された史料をどのように利用するのが問われている。筆者は満洲国期に出された農村調査報告書を読み、村落沿革の記述は清朝初期からはじまるものがほとんどであることを知った。農耕の歴史が長い遼東でも、明末の混乱、清朝統治の開始により、以前から続いていた村落は断絶したか、大きな再編を余儀なくされたと推測される。こう考えると、満洲国期の農村の状況を理解するには清朝期の理解が不可欠であり、清朝期の理解にはヌルハチが勃興した明朝期の理解が必要だという認識に至る。

(1)井上清他(編)1973、198-200頁。

(2)同書は1894年に参謀本部編纂課編輯『満洲地誌』博聞社としても刊行された。戦後に出された復刻には、参謀本部編『満洲地誌』国書刊行会、1976がある。『明治後期産業発達史資料』653巻、龍溪書舎、2003所収の『満洲地誌』は、原本の1889年版ではなく、博聞社が出した1894年版を復刻している。

(3)1912年までに刊行された調査報告書については、塚瀬進[2008]を参照。

(4)宮内季子『典ノ慣習』1913。宮内季子『押ノ慣習』1913。眇田熊右衛門『租権』1914。

- 亀淵龍長『蒙地』1914。天海謙三郎『内務府官荘』1914。天海謙三郎『皇産』1915。亀淵龍長『一般民地』上、中、下、1914、1915。また関東都督府臨時土地調査部『関東州土地旧慣一斑』1914も、満鉄調査部の人たちによりまとめられたものである。
- (5) 経歴、著作については井村哲郎他(編)[1996、717-718頁、745頁]。
- (6) 亀淵龍長『一般民地』上、4-6頁。
- (7) 陸軍省『明治三十七八年戦役満洲軍政史』全19冊、1915-1917。ゆまに書房より1999-2002復刻。
- (8) 『明治後期産業発達史資料』247巻、龍溪書舎、1996に所収。
- (9) 『明治後期産業発達史資料』298巻、龍溪書舎、1996に所収。
- (10) 関東州民政署『満洲産業調査資料』全8冊、1906。内訳は1農業、2醸造業、3林業、4商業、5水産業、6鉱産、7棉布及棉糸、8蚕糸業・畜産業であり、平野健一郎により考察されている[平野健一郎1981]。
- (11) 関東都督府陸軍経理部『満洲誌草稿 一般誌』全4冊、1911。同『満洲誌草稿 地方誌』全7冊、1911。クレス出版より2000復刻。
- (12) 外務省通商局『満洲事情』1-4輯、1911。大空社より1991復刻。
- (13) 井村哲郎他(編)[1996、3頁]。
- (14) 1巻(1922)ー地理及戸口、気象、満蒙の歴史、現代満蒙の諸民族、満蒙風俗略誌、年中行事、言語、宗教、教育。2巻(1922)ー行政、国際関係、財政、軍事。3巻(1923)ー農業、林業、畜産業、水産業。4巻(1922)ー工業、鉱業。5巻(1922)ー商業、交通、貨幣及金融。6巻(1923)ー法制、移民及殖民。7巻(1923)ー都市、索引。
- (15) 『満蒙全書』1巻、序、3頁。
- (16) 井村哲郎他(編)[1996、4頁]。
- (17) 『アジア学叢書』155、156、157、大空社、2006。
- (18) 『アジア学叢書』158、大空社、2006。
- (19) 1巻ー洮南方面。2巻ー鄭家屯、開魯、林西、赤峰方面。3巻ー哲里木盟北部一帯。4巻ー赤峰県。5巻ー農安、扶余、齊齊哈爾方面。6巻ー西豊、海龍、柳河方面。7巻ー吉林省中部方面。8巻ー林西、経棚方面。9巻ー扶余県。10巻ー赤峰。11巻ー開魯、通遼鎮方面。
- (20) 経歴、著作は井村哲郎他(編)[1996、776-778頁]を参照。
- (21) 経歴、著作は井村哲郎他(編)[1996、768-769頁]を参照。
- (22) 浅田喬二[1982]。
- (23) 天野元之助(1901~1980年)。1923年京都帝国大学経済学部入学。1926年3月学士試験合格。同年4月満鉄入社。1932年満鉄経済調査会へ異動。1935年北京で研究活動。1945年中国に残る。1948年帰国。京都大学人文科学研究所入所。1955年大阪市立大学教授。1964年大阪市立大学退職。1980年死去。自伝的記述は天野元之助[1961]を参照。また井村哲郎他(編)[1996、718~719頁]も参照。
- (24) 経歴、著作は[井村哲郎他(編)1996、737頁]を参照。
- (25) 調査報告書の内訳については中兼和津次[1981]を参照。
- (26) 実業部臨時産業調査局編『康徳元年農村実態調査 戸別調査之部 滨江省』第一分冊、

1937、183 頁。

(27) 「満系遊資動員策(二)」『新京経済季報』3-3、1942 104-105 頁。

(28) 門馬驍[1941]。守随一[1941]。

(29) 『旧植民地関係機関刊行物総合目録－南満州鉄道株式会社編－』アジア経済研究所、1979。『旧植民地関係機関刊行物総合目録－満州国・関東州編－』アジア経済研究所、1975。

(30) 国務院総務庁臨時国勢調査事務局編『康德七年臨時国勢調査報告』1941-1943。文生書院より 2000 復刻。財政部資料科『満洲幣制史料－硬幣篇』1936。財政部資料科『満洲幣制史料－紙幣篇』1936。

(31) 「満洲経済研究者の態度」『満洲評論』22-24、1942。

3. 敗戦後におけるマンチュリア史研究

①マンチュリア史研究の低調と戦前の研究に対する批判

敗戦により日本人はマンチュリアから引き揚げ、日本とマンチュリアの関係性は変化したことから、国策的にマンチュリア史の研究者を養成する必要性は低下した。また 1949 年に中華人民共和国が成立したため、中国史研究者の関心は中国革命の軌跡やその社会基盤などに移行したことも手伝い、マンチュリア史研究は低迷した。

1951 年の研究成果をまとめた「回顧と展望」のなかで、三上次男[史学会編 1988、7-8 頁]は次のように述べている。「満洲方面の研究はいかにも淋しい。これはアジア史上における満洲の地位およびこの地方に対する日本の政治的関心の現実と歴史研究との関係を如実に物語るものとして興味深い」とし、戦後の日本人はマンチュリアへの関心を失ったことが、マンチュリア史研究にも影響をおよぼしていると指摘する。また、「満鮮史を動体として捕えようとする歴史意識が、あまりにも論文に反映するところが少ないように見える」と述べ、研究方法のあり方にも疑問を投げかけている。

1952 年の「回顧と展望」において朝鮮史研究の大家である末松保和[史学会編 1988、10 頁]は、戦前とは異なる新たな人材の登場に期待し、次のように書いている。「最近まで約五十年間の満鮮史研究の隆成の、より広大な基盤が、時勢にあり時代に在ったことは否み得べくもなく、軍事力・政治力・そして経済力のあとを追った満洲史の研究、朝鮮史の研究であったことは、是非の論はしばらく措いて、事実とせねばならぬ」とする。そして時代は変わったことを率直に受け止め、「嘗ての朝鮮に住み、嘗ての満洲に生れ、また嘗ての朝鮮・満洲を見知した人々によってなされる朝鮮史・満洲史の研究が一応終止符を打たれた」とし、これからは「全くの新人が新しい感覚、新しい意識をもって、新しい基盤の上に立って研究を開始する日の到来を確信し且つ期待する」と記している。

1956 年の「回顧と展望」で旗田巍[史学会編 1988、14～15 頁]は、「満洲史の研究は余りにも不振であり」、「かつて盛んであった満洲史研究がこれほどまでに不振になったのには驚かざるを得ない。満洲史という言葉や概念が、すでに時代にあわなくなったためであるか」と、その不振を嘆いている。そして、「日本が植民地として支配していた時代には研究者が輩出し、その時代が終わると研究がなくなるという傾向は、喜ぶべきことではない。歴史研究の対象は、もっと学問的検討を経た上でえられねばならないと思う」と述べている。

1958 年の「回顧と展望」[史学会編 1988、17 頁]には、「満洲史学の研究成果を顧みるに、依然その多くは戦前以来の諸家に占められ、後継者は皆無に近い。それが時勢の反映とはいえ、往昔の盛況を思う時、寂寞の念を禁じ得ぬ」とある。戦後になって人材育成が断絶し、戦前に研究者となった人が細々と成果を出している状況を憂いている。

1950 年代は新たな研究者の養成はすすまず、研究も低調ではあったが、まったく研究成果がなかったわけではない(1)。東京方面では、神田信夫(2)、松村潤(3)、石橋秀雄(4)、岡田英弘(5)らにより、満洲語史料を使った入関前後の時期の研究がおこなわれた。これらの研究者は『満文老档』の翻訳をおこない、その研究水準の向上に貢献した(6)。京都方面では、三田村泰助、今西春秋、河内良弘、外山軍治が明清期の女真の動向について研究していた。また江嶋寿雄、田中克己、鴛淵一らも研究成果を出していた(7)。これらの研究に

より、明代、清代初期(入関前後)の時期に、女真、ヌルハチ・ホンタイジらがどのような状況であったのかの解明はすすんだ。

戦前の昭和期に育成され、戦後も研究を続けた人たちは、史料的には満洲語史料に依拠し、清朝史の文脈からマンチュリア史についても考察した。杉山清彦[2008、356頁]はそうした研究を、「満洲語史料を補助でなく基軸に据え、マンチュリアではなく大清王朝の興亡に沿って論題を選択」する、満洲史と清朝史を合わせた「清朝・満洲史研究」と表現している。

マンチュリア史研究の低迷が続くなかで、中国史研究、なかでも明清史研究の進展は戦後において著しいものがあつた。また、モンゴル、シベリアなどを含む北アジア史研究が1960年代には盛んになった。マンチュリア史は中国史の一部なのか、北アジア史の一部なのか、その存在意義は揺さぶられ、しだいに北アジア史研究のなかへ飲み込まれていった。『史学雑誌』「回顧と展望」の分類も、1967年からは「北アジア」のなかでマンチュリア史に関する研究は取り上げられている(8)。

戦後において東洋史研究の立場から書かれたマンチュリア史研究の整理をした論文は、外山軍治[1967]が唯一である。以後、マンチュリア史研究の整理はおこなわれていない。その理由は、研究者の怠慢ではなく、もはや整理するに足る研究成果が出されなくなったので、研究整理の必要性もなかったからだと考える。

1960年代には敗戦、満洲国の崩壊に至った歴史事実と、戦前のマンチュリア史研究はどのような関係にあつたのかが問われた。なかでも旗田巍[1964、1966]の批判はよく知られており、またその批判はとても鋭い。繁雑を厭わず、筆者なりの理解を述べたい。

旗田巍は、戦前の日本におけるアジア研究は日本の大陸政策と強く結びついて、その研究体制は育成、整備された点を確認する。多くの論者は、このことがただちに侵略的な研究内容や、日本の国策に従属した研究に結びついたわけではなく、当時の研究者が学問の純粋性の擁護に努めていた点を忘れてはならないとしているが、旗田巍はそうした点にこそ問題があつたとして議論を展開する。学問を現実からひきはなし、現実にかかわりのない態度で、現実に関係ないことを研究するのが正しい研究であり、現実とはなれて学問それ自体のために研究することが、戦前の東洋史家の伝統的態度であつたと指摘する。

旗田巍は白鳥庫吉らが執筆した『満洲歴史地理』を評して、「地名や年代の非常に綿密な考証である。そこには民衆や社会の悩みは全くない。精巧な研究ではあるが、現実とは縁の遠いものである」とする。そして「人間不在の考証的研究」からは、侵略を積極的に支えるものも、また侵略に反対するものもでてこない。東洋史学は現実の問題からはなれることによって、その純粋性を守ったが、その結果として「思想に乏しい」研究になってしまったとする。また、個々の事実に対する考証の水準は高かったが、体系的把握は不十分であつたとする。その理由は、体系的把握をする段階にまで個別研究がすすんでいなかったからではなく、体系的把握を軽視する傾向があつたとし、その結果、アジアの展望についての見通しも誤つたと述べている。

さらに旗田巍は白鳥庫吉の世界観、歴史認識をも批判する。白鳥庫吉がランケ史学をもとに東洋史という領域を開拓した功績は認めながらも、西欧的な価値観、近代主義をものさしに中国の諸事実を理解したことは、中国の遅れや欠点をあげつらうことにつながり、

その結果として中国・中国人に対する蔑視感・優越感を育んでしまったとしている。

そして、「かつて日本のアジア研究は侵略的研究体制のなかでおこなわれた。研究者は現実から目をそらし思想をすてることによって、学問の自主性・純粋性を守ろうとした。それはそれなりに相当の成果をあげた。しかし、そういう方向は、研究を個々の事実の考証に限定し、歴史の体系的認識を放棄させただけでなく、権力との無責任な結合をもたらした。しかも思想をすてることは実際には不可能であって、何ものにもとらわれぬと思っていたものが、実は近代主義の立場にたち、そこからアジアを眺めていた。そのためアジアの変革・アジア諸民族の解放という重大な歴史的事実を認識することができなかった」[旗田巍 1966、223-224 頁]と総括している。こうした批判が出されたこともあり、1960年代にはマンチュリアの歴史研究を志す研究者は生まれず、新たに興隆した北アジア史、中央アジア史の研究へと若手研究者は流れていった。

②日本史研究者によるマンチュリア史研究

東洋史研究者によるマンチュリア史研究の低迷が続くなかで、1970年代には日本史研究者による日本のマンチュリアへの勢力拡大、満洲国に関する研究が盛んになった。日露戦争以後のマンチュリア史に日本は深く関与していたので、日本の対外関係史や植民地研究をテーマにする研究者が、マンチュリア史研究をおこなうようになったのである。

日露戦争以後のマンチュリアへの日本の勢力拡大に関する研究を、どのように位置付けるかは東洋史研究者の間でも懸案となっていた。例えば、1964年の「北アジア—回顧と展望」[史学会編 1988、42 頁]では、『現代史資料七 満州事変』や満洲国期を対象とする論文を紹介している。その理由として、「旧満洲国を中心とした研究は、研究の対象を満洲に求めながら、実は主として日本の満洲進出の歴史であり、日本の満洲開発であって、満洲側に立った研究ではない。そこで、例年本誌のこの部で、こうした研究が回顧され展望されたことは殆どない。これは現在の日本の満洲史研究の大きな、しかも余りにも明瞭な限界である。満洲史研究は、清朝初期で終わるものでは決してない。戦後すでに二〇年、満洲側に立った満洲の近代化と日本の支配というものを、もう一度見直してみなければならない」と主張している。

かかる指摘がされた 1964 年の時点では、日本史研究者によるマンチュリア史研究の成果は少なく、その発信力も低かった。しかしながら、1970年代になると注目すべき研究が出されるようになった(9)。

満洲史研究会[1972]は、複数の研究者による論文集ではあるが、どの論文も「日本帝国主義による『満洲』支配の経済的特質の解明」を意図している。なぜ「満洲」を取り上げるのか、その理由として、第一に、いわゆる「満洲もの」の出版が盛行し、日本帝国主義の「満洲」支配を肯定、美化する傾向が生じていることに對抗するため。第二に、日本の植民地であった台湾、朝鮮、「満洲」のうち、研究の遅れている「満洲」の解明が必要だからだとしている。その後も同様の観点からの研究は継続し、執筆者と検討テーマを増やして、浅田喬二、小林英夫編[1986]が出された。また日本近現代史研究である岡部牧夫[1978]は、戦後はじめてとなる満洲国の概説書を出版した。

「満洲」支配についての研究がおこなわれる一方で、日本が植民地支配をした台湾、朝

鮮、東南アジアの動向と関連付けてマンチュリアの動向を考察する研究がおこなわれた。こうした観点からの研究としては、小林英夫[1975]や波形昭一[1985]があげられる。

以上のような研究成果は、『史学雑誌』の「回顧と展望」では日本史の部分で言及され、北アジア史や内陸アジア史の部分では言及されていない。1988年の「回顧と展望 内陸アジア」では、「近現代の東北地方は、満鉄、満洲事変、満洲国等日本史の論考の中に扱われるので、日本史部門近現代史を参照」としている(10)。マンチュリア史は、前近代史は内陸アジア史に含まれ、近現代史は日本史に含まれるという認識がうかがえる。日本史研究の側でのマンチュリア史研究の進展により、近現代のマンチュリア史は日本史研究者の領域だという、戦前のマンチュリア史研究者には想像も出来ない認識が生み出された。

総じて日本史研究者によるマンチュリア史研究には、戦前の大上末広などの研究成果が参照され、大上末広らの研究の多角化、豊富化という側面がうかがえる。日本帝国主義との関わりからマンチュリアを分析した大上末広らの「満鉄マルクス主義」は、戦後には日本史研究者によるマンチュリア史研究に受け継がれたことを指摘したい(11)。

日本史研究者による研究は、マンチュリアにおよぼした日本の影響を検出することには大きな成果をあげた。とはいえ、マンチュリアの社会変容は日本の影響だけから生じていたわけではない。マンチュリアの社会変容が、いかなる要因から生じ、どのような状況を生み出していたのかは、日本の影響も含めて、総合的な観点から考察する必要がある。

③概説書から見たマンチュリア史の位置

本章では、日本語で書かれたマンチュリア史に関する概説書が、どのような構成なのかを検証し、東洋史研究史上のマンチュリア史の位置について考えてみたい。

日本で最初に書かれたマンチュリア史の概説書は、稲葉岩吉が執筆した『満洲発達史』[1915]だと指摘したい。だが、概説書を目的に書かれた著作ではないので、その内容は明清期については詳しいが、明代より以前のことは簡単な記述に止まっている。

満洲国の建国後、マンチュリア史に関する概説書はいくつか刊行された。大原利武『概説満洲史』[1933]は、「満洲は此の如く古来我国と密接の関係があり、現今我生命線であるが、その歴史はあまり知られて居らぬ」という問題意識から執筆された。著者は朝鮮総督府古蹟調査委員とあり、歴史研究者ではあったが、それぞれの時期の叙述は簡単なレベルに止まっている。

及川儀右衛門『満洲通史』[1935]は肅慎・勿吉、高句麗、渤海、遼、金、元、明、清、満洲国という順序で叙述された概説書である。著者は広島高等師範学校の助教授であり、鴛淵一の弟子であった。きちんとした考証をもとに書いているが、政治史、制度史、日本との関係、文化史など多岐にわたる内容を盛り込んでいるため、マンチュリアという地域の歴史経過が不鮮明な叙述となっている。

稲葉岩吉他(編)[1935]に所収された「満洲史」は、古代満洲、高句麗、渤海、遼、金、元、明、清という構成をとっている。執筆者は矢野仁一、鴛淵一、外山軍治らであり、当時のマンチュリア史研究の第一人者たちが書いている。

矢野仁一他(編)『満洲の今昔』[1941]も、マンチュリア史の概説的な流れを記述している。その構成は、黎明期、高句麗、渤海、遼、金、元、明、清である。

豊田要三[1943]は、「序」によると、満洲国建国 11 周年を祝し、満洲の特色を歴史的に明らかにする動機から刊行したと述べている。肅慎、扶余、高句麗、渤海、遼、金、元、明、清という順序で記述している。著者は歴史研究者ではないようだが、1943 年時点までに刊行された研究成果をよく消化して記述している。とくにイデオロギー的な叙述はなく、マンチュリアの歴史推移を淡々と述べている点に特徴があると指摘したい。

戦前の概説書は、満洲国に刊行されたものがほとんどであった。それゆえマンチュリア史は満洲国につらなる歴史を叙述することであり、満洲国の領域において過去に何があったのかを整理して述べることに目的があったと指摘したい。あたかも現代の国民国家の歴史教科書が、その領有範囲の歴史を古代から現代まで並べて、「我国の歴史」と主張しているのと軌を一にしている。

戦後に書かれた概説書として、第一に、江上波夫編[1956]をあげたい。江上波夫は「序説」において、これまでの北アジア史の叙述は、中国史に従属的な傾向があったことを批判し、中国周辺民族の歴史は「より広い世界史の立場から、また彼ら民族自体を中心に書かれねばならない」と主張した。その構成は「第一編先史時代」(16 頁)、「第二編モンゴリア」(158 頁)、「第三編満洲」(72 頁)、「第四編朝鮮」(72 頁)、「付編チベット」(34 頁)であり、総頁数は 352 頁である。各編の頁数の割合は、だいたい先史時代 0.5、モンゴル 4.5、満洲 2、朝鮮 2、チベット 1 という数値であらわせる。つまりモンゴル史を重視していると指摘できる。また北アジア史はモンゴル、満洲、朝鮮、チベットから構成されるという認識を知ることができる(12)。

三上次男他(編)[1959]は、古代から現代までをカバーした概説書としての内容を持っている。書名には「朝鮮・東北アジア」とあるが、東北アジアの範囲については、とくに説明はない。「満鮮史のあけぼの」という章がある一方、「モンゴル治下の東北アジア」、「明の満洲支配」という章もあり、地域名称に混乱が見られる。

山川出版社は「世界各国史」を新版に改め、護雅夫他(編)[1981]が刊行された。その構成は、「第一章シベリア・モンゴルの古代文化」、「第二章遊牧国家の成立と発展」、「第三章遊牧国家の文明化」、「第四章モンゴルの統一」、「第五章モンゴルの分裂」、「第六章現代のモンゴル」、「第七章満洲における国家の成立」、「第八章女直民族の発展」、「第九章ロシア進出以前のシベリア諸民族」である。第二章から第六章まではモンゴル史と考えられ、モンゴル史を重視している点は旧版と同様である。北アジア史の範囲は、シベリア、モンゴル高原、満洲(現在の中国東北地区)としており、旧版の朝鮮とチベットは除外されている。

新版も旧版と同様に、マンチュリア史を北アジア史の一部としてあつかい、中国やモンゴルの動向をも視野に入れた叙述をしている。しかしながら、あつかう時期が変更されている。旧版では満洲国期や戦後の状況についても記述されたが、新版では清末までである。その理由として、「清朝の滅亡とともに、ほとんどの満洲人は漢人の中に実質的に吸収されてしまったとってよい。ここに『満洲史』は終幕となるのである。かつて満洲人やその先祖の活躍した舞台は、中国の東北地区として、以後『中国史』の中で取り扱われるべきであろう」と述べている[護雅夫他(編)1981、350 頁]。この記述には二つの疑問が残る。第一には、「満洲史」を「満洲人の歴史」と考えている点である。第二には、中華民国期にはもはや「満洲史」は存在せず、「中国史」のみが存在するという考え方である。

東北アジアという地理的概念を設定し、そのなかでマンチュリア史について述べた概説書として、神田信夫他(編)[1989]が出された。シベリア、沿海州、中国東北、朝鮮半島を東北アジアの範囲だとし、「第1部多様な民族文化」、「第2部諸民族の歴史世界」、「第3部近代化の衝撃をこえて」からなっている。東北アジアの特徴として、民族構成が複雑、多様なため、住民の生業も狩猟、漁労、農耕などさまざまである点、歴史的にひとつの大きな政治勢力により統合されたことはない点をあげている。歴史に関する第2部は中国東北、朝鮮、シベリアに分けて叙述している。全体を通して東北アジアを一つの歴史世界として把握しようとはしているが、中国東北、朝鮮、シベリアが並列的に述べられており、その関係性が不鮮明である。また第3部は広範な問題を限られた紙数で記述したため、概括的な記述に止まっている点が惜まれる。

若松寛他(編)[1999]はモンゴリア、東北平原、チベットを対象としている。モンゴリアについては時期別の構成をとっているが、マンチュリアについては「東北アジアの歴史と文化」という章を設け、古代から清朝成立期まで叙述している。そのため、個々の記述については簡単に止まり、なにより19世紀以降についての記述は存在せず、中華民国期や満洲国期について知ることができない点は、概説書としては不十分さを感じる。

明清時代の社会経済状況の変化について、概説的にまとめた著作として小峰和夫[1991]が出された。類書がない状況に不満を持ち執筆されたとあるが、一次史料の読解はせずに、二次文献だけに依拠して書いている。新たな歴史事実を発掘して叙述した著作ではないので、戦前の研究の焼き直しの域を出ていない。

山川出版社はさらに改訂を加えた「世界各国史」の編集をおこない、1998年から刊行をはじめた。このシリーズでは、「北アジア史」という独自の巻は存在しない。以前の「北アジア史」と「中央アジア史」とを合わせて、『「中央ユーラシア史」][小松久男他(編)2000]とする構成をとっている。中央ユーラシアの東端は大興安嶺までとされたため、大興安嶺以東のマンチュリアについての記述は存在しない。こうした状況について杉山清彦[2001、117-118頁]は、概説書においてマンチュリアのあつかいが低下をしていると警鐘を鳴らしている。

戦前の概説書は、満洲国へと至る筋道を古代に遡って叙述するという考え方が底流にあった。この考え方は、マンチュリア史の縦の流れについてはうまく叙述できたが、周辺の中華王朝、モンゴル、朝鮮との関係性が十分に取り込まれない内容となってしまった。戦後においては、北アジア史のなかの一部として、中国周辺史からの脱却が企図された。しかし、北アジア史という枠組みが「中央ユーラシア史」の一部となり、その過程でマンチュリアは切り捨てられてしまった。総合的なマンチュリア史をどのように描くのかについては、現在でも十分な解答は出されていない(13)。

(1)以下では、古代から元朝までの研究成果については検討対象からはずし、明朝以後を対象としている。

(2)神田信夫(1921～2003年)。1943年東京帝国大学東洋史学科卒業。1949年明治大学助教授。1956年明治大学教授。1992年明治大学退職。2003年死去。主要論文は神田信夫[2005]を参照。

(3)松村潤(1924～)。1953年東京大学東洋史学科卒業。1958年東京大学大学院退学。1962

年日本大学助教授。1970年日本大学教授。1995年日本大学退職。主要論文は松村潤[2008]を参照。

- (4) 石橋秀雄(1923～2002年)。1949年東京大学東洋史学科卒業。大学院に進学。1954年東京大学文学部助手。1957年日本女子大学助教授。1967年立教大学助教授。1968年立教大学教授。1989年立教大学退職。2002年死去。主要論文は石橋秀雄[1989]を参照。
- (5) 岡田英弘(1931～)。1953年東京大学東洋史学科卒業。1958年東京大学大学院退学。1966年東京外国語大学助教授。1973年東京外国語大学教授。1993年東京外国語大学退職。主要論文は岡田英弘[2010]を参照。
- (6) 満文老档研究会『満文老档』Ⅰ-Ⅶ、東洋文庫、1955-1963。
- (7) これらの研究者の個々の論文については、河内良弘他(編)[1972]を参照。
- (8) ここまでの記述は、古畑徹[2003]を参考にするとところが大きかった。
- (9) 日本史研究者による研究成果の整理については、鈴木隆史[1971]、金子文夫[1979、1988]、浅田喬二[1984]、村上勝彦[1984]、山本裕[2008]を参照。
- (10) 「回顧と展望 内陸アジア」『史学雑誌』97-5、1988、284頁。
- (11) 日本史研究者によるマンチュリア史研究のすべてが、講座派的な分析手法にもとづいているわけではない。おもに経済理論を研究していた石田興平[1964]も参考にされている。「上からの帝国主義的な投資植民地化は、下からの民族的な中国移住植民地化を促進し、また逆に後者が前者を可能ならしめるという関係を通じて、満洲経済は、移住植民地と投資植民地との相互媒介的な二重構造をもつ特殊な植民地経済となっていった」という石田興平の見解を山本有造は重視している[山本有造 2003、107頁]。また筆者も石田興平の見解を重視しており、清末から満洲国までの考察に際しては念頭に置いている。
- (12) 田村実造他(編)[1956]の構成は「先史時代の北アジア」、「古代遊牧国家の時代」、「征服王朝の時代」、「元朝崩壊後の北アジア」、「清代の北アジア」であり、モンゴルの歴史を中心としている。マンチュリアに関する記述もあるが、体系的記述ではないので、本文では取りあげなかった。
- (13) 概説書ではないが、『史学雑誌』「回顧と展望」の地域区分でも、マンチュリアの位置は迷走している。1966年までは「満洲」という分類が設けられていたが、1967年から「北アジア」という分類を設け、その範囲は「満洲、モンゴル、シベリア」だとした。そして1986年から「北アジア」と「中央アジア」を合わせて「内陸アジア」としている。ここにマンチュリアに関する研究は「内陸アジア」に分類されることになった[史学会編 1988、まえがき]。

4. 中国におけるマンチュリア史研究

① 戦前の研究

中国人研究者によりマンチュリア史研究がおこなわれたのは、満洲事変、満洲国建国を契機にしていた[彭明輝 1995]。満洲事変以前では、とりあげるに足る研究成果は存在しない。満洲国建国により、中国人はマンチュリアの重要性を認識して、その歴史研究を開始した。研究の方向性は、日本による満洲国建国に反対することであり、矢野仁一の主張す

る「満洲は支那に非ず」という見解に反証する点にあった。

中国人研究者による最初の「東北史」は傅斯年らによる『東北史綱』[1932]であった。しかし、ほとんど研究蓄積が無いなかで書かれたこともあり、その水準は高くはなかった。『東北史綱』は日本人の研究に対抗するため、急いでまとめられた側面が強かったことは、すでに清水美紀[2003、44～45頁]が指摘している。

中国人研究者の間では「東北史」研究の蓄積がほとんどないことが嘆かれており、研究がすすんでいないことをよく認識していた。日本では「満鮮史」研究、「満蒙史」研究に関する論文が多数出されているにもかかわらず、なぜ中国では「東北史」研究は興隆しないのかという焦燥感さえ存在した[馮家昇 1934]。

中国人研究者は「東北史」研究の立ち遅れを取り戻す試みをおこない、その成果は『禹貢半月刊』に「東北研究専号」として刊行された(1)。掲載された論文のなかには、潘承彬「明代之遼東辺牆」や劉選民「東三省京旗屯墾始末」などの水準の高いものもある。とはいえ、研究蓄積の不足から、通史的な見通しを得られる内容にはなっていない。そして日本人の研究に依存している点は、既述した『歴史学研究 満洲史特輯号』に掲載された論文や文献目録を翻訳していることから見てとれる。

こうした状況下で「東北史」研究に力を尽くしたのは金毓黻(2)であった。遼陽で生まれた金毓黻は北京大学を卒業した後、黒龍江省などの官庁に勤めていた。そうしたなか満洲事変が勃発し、満洲国が建国されるという事態に直面した。金毓黻は満洲国に残り、官庁での勤務をしながら「東北史」研究に取り組んだ。関係史料を求めて朝鮮、日本を訪問もした[梁啓政 2008]。日本人主催の満洲学会に参加して『満洲学報』に論文を掲載したり、渤海に関する『渤海国志長編』の執筆や、「東北史」に関する史料を集めた『遼海叢書』の編纂、刊行をおこなった[孫玉良 1988。王慶豊 1986]。

金毓黻は 1936 年に満洲国を脱出して国民党統治区へ移り、「東北史」研究を続けた。1941 年に古代から元末までの期間をあつかった『東北通史』[1941]を刊行した。これは、それまでの研究成果を取り入れ、基本史料にもとづいて叙述をした中国人研究者の手による最初の著作と考えられる。金毓黻は「引言」において、「今日の奇異な現象の一つとして、東北史の研究は我国ではなく日本が中心となっている」とし、さらに日本人の研究は「牽強附会」なので、そうした点を正すためにも『東北通史』を書いたと述べている。

戦前の中国において、マンチュリア史研究は振るわず、その研究水準は高くはなかった。満洲国建国を契機としておこなわれた「東北史」研究は、中国とマンチュリアが不可分な存在であることの論証に力点が置かれていた。それゆえマンチュリアという地域の特質を検証するという、いわば中国とマンチュリアの相違を明らかにするような研究がおこなわれることはなかった。

②概説書から見た 1980 年代以降の研究

中国でのマンチュリア史研究は、1980 年代になると注目すべき研究が出されるようになった。ここでは概説書を取りあげ、中国の研究状況について考察したい(3)。

古代から清代までの概説書としては、張博泉[1985]が刊行された。その構成は、「第一章 秦以前の東北」、「第二章 漢代の東北」、「第三章 晋代の東北」、「第四章 南北朝時代の東北」、

「第五章隋・唐代の東北」、「第六章遼代の東北」、「第七章金代の東北」、「第八章元代の東北」、「第九章明代の東北」、「第十章清代の東北」となっている。中華王朝との対応から「東北史」について叙述している。言い換えるならば、中華王朝の一地方史として「東北史」を位置づけていると指摘できる。

同様の主旨と内容を持つ概説書として、董万倫[1987]が刊行された。中華王朝と東北諸政権とは、密接な政治的、経済的、文化的な関係を持っていたことが記述されている。東北諸政権は中華王朝の地方政権としての評価を前提として、この概説書も構成されている。

1980年代には近現代史をあつかった概説書も刊行された。王魁喜他(編)[1984]は、アヘン戦争から第一次世界大戦までを記述している。常城(他編)[1986]は、五四運動から中華人民共和国成立までを記述している。また常城他(編)[1987]は、アヘン戦争から中華人民共和国の成立までを記述している。これら近現代史の通史は、人民闘争史観を重視した観点から叙述されている。

長い期間をあつかう概説書だけでなく、特定の観点からや時期を区切った概説書も1980年代には出された。経済史の観点から清朝期より満洲国期までを記述した概説書としては、孔経緯[1986]が刊行された。また日本の侵略に重点をおき、日清戦争から満洲国崩壊までを記述した陳善本他(編)[1989]や、満洲国期の概説書である姜念東他(編)[1980]も刊行された。

中国における研究で指摘したい点は、1980年代以降、各地の档案馆に所蔵されている档案を分析して書かれた論文が出されるようになった点である。こうした傾向は清代に顕著であり、これまで公開されることなく、档案馆に眠っていた満洲語、漢文の史料を活用した研究がおこなわれた。各地の档案馆には大量の档案が所蔵されていることが判明し、1980年代に「東北史」研究は档案を基本史料とする段階に入った。

1990年代になると、こうした研究成果を受けて、多数の研究書が出された。古代から現代までの概説書としては、佟冬他(編)全6巻[1998]が出された。現時点では、これより詳細な概説書は存在しない。第1巻は旧石器時代から高句麗まで、第2巻は渤海から金代まで、第3巻は元代から明末まで、第4巻は明末から清代前期まで、第5巻はアヘン戦争から第一次世界大戦まで、第6巻は五四運動から中華人民共和国の誕生までを記述している。基本的な観点は、中国の一地方史として「東北史」を叙述するという点である。

薛虹他(編)[1991]は、他の概説書にはない構成をとっている部分がある。注目したいのは、「第二編東北各族の競合時代」の構成である。この第二編は五章の記述からなり、第一章は漢族による東北西南部の開発について、燕の時期から晋代までを記述する。第二章では東北中部に暮らした穢貊系の民族として扶余と高句麗をとりあげ、高句麗の滅亡までを記述する。第三章は東北西部で遊牧をしていた鮮卑など、第四章では東北東部の挹婁、勿吉を取りあげ、第五章では渤海について述べ、その滅亡までを記述する。渤海までは複数の民族が東北各地に興亡したことを、こうした構成で叙述する書き方は、他の概説書にはない特徴である。また中華人民共和国以後についても簡単ではあるが述べ、文化大革命の終結した1970年代末まで叙述している。

寧夢辰[1999]は、中華王朝との関係性から東北諸政権を考察する構成をとっている。中華王朝の一地域として「東北史」を考える方向性は、中国辺疆史研究とも連動し、「東北史」

を中国边疆史の一分野とする研究が出されている。李治亭他(編)[2003]は、「東北史」を中国边疆史の一つとして叙述している。中国では中国边疆史の一部として「東北史」を位置付ける研究がおこなわれており、新疆、チベット、モンゴルなどと並列して東北を取りあげている[馬汝珩他(編)1998]。さらには東北を边疆として位置づけることを強調した、馬大正主編『中国東北边疆研究』[2003]という書名の論文集も刊行されている。

東北アジア史という設定をおこない、その古代から現代までを叙述する概説書も出された。劉徳斌他(編)[2006]は、古代から2005年までを第1期10世紀以前、第2期10世紀～1840年、第3期1840～1945年、第4期1945～1991年、第5期1992～2005年に分けて述べている。東北アジアの範囲については漠然としているが、マンチュウリアを中心とする周辺地区を指していると考えられる。

中国での「東北史」研究の特徴は、中華王朝の一地域として、中国边疆の一地域として「東北史」を位置付ける点にある(4)。そして現在の東北三省の領域において、古代から現代にかけて生じていたことが、中華王朝とどのような関係を持っていたのか、中国の边疆としていかなる役割を果たしたのかの検証を目的にしていると指摘したい(5)。

(1)「東北研究専号」『禹貢半月刊』6-3・4、1936。

(2)金毓黻(1887～1962年)。1916年北京大學卒業。1920年黒龍江省教育庁科長。その後いくつかの東三省での官職を勤める。満洲国下でも營口塩務署長などの官職を勤める。1936年満洲国から国民党統治地区へ脱出。教職につく。1949年北京大學教授。1962年死去[(金景芳1986)]。業績については栄文庫[1994]を参照。

(3)近年の中国での東北地方史研究については、李治亭[2009]が参考になる。

(4)中国における研究は、「東北史」を中華王朝の一地域史と考えることから、高句麗を朝鮮の王朝とはみなしていない。このため韓国の学会とは論争になっている。中国と韓国との間の「高句麗論争」については金光林[2004]、澤喜司郎[2004]、李鎔賢[2005]、井上直樹[2005]、古畑徹[2008]を参照。

(5)近年では中華王朝が東北統治をおこなった理念を「華夷一統」、「華夷之辨」、「羈縻而治」という概念を使って説明しようとする研究も出されている[劉信君他(編)2008]。

おわりに

戦前のマンチュリア史に関する研究は、日露戦争を契機に勃興し、満洲国の建国により大きく発展した。しかし戦後は衰退してしまい、1970年代以降に日本史研究者による成果が出されるようになった。そして1990年代以降は新たな興隆を示していると、巨視的にはまとめられよう。

それぞれの時期の研究の方向性は、マンチュリアに対する日本人の向き合いかたにより規定されていたことが確認できる。日露戦争後に研究に着手した白鳥庫吉らは、誰も明らかにしていない歴史事実を究明し、日本の東洋史研究の成果が欧米より高い水準にあることを示そうとした。各種の史料において、記述の混乱する地名を考証して、その場所をつきとめるなどの研究は、日本以外ではおこなわれていないものであった。白鳥庫吉らは未開拓な領域の、未確定な事実を考証することで、欧米の研究をこえる試みをおこなったが、

マンチュリア史の総合化、地域史像の構築には消極的であった。

満洲国期には現地調査、現地体験が可能となったことから、マンチュリア内部の地域的特質に関する研究が進められるようになった。関係史料の収集、整理、若手研究者の養成などがおこなわれたが、総合的なマンチュリア史の構築は十分には達成されなかった。

戦後はマンチュリアとの関係性が消滅したため、研究は停滞状態に陥った。しかし、満洲国建国の正当性を主張する意見の台頭に危惧を抱いた日本史研究者が、1970年代以降にマンチュリア史研究をおこなうようになった。この時点までのマンチュリア史研究は、マンチュリアと日本との政治的な関係性が、研究の背景にあったと指摘できる。

ところが、1990年代以降に勃興した研究は、マンチュリアという多様な特徴をもつ地域をより深く理解したいという、学術的な目的を背景にしている。また、新たな史料の登場(各地档案館所蔵の档案)により、マンチュリア史研究をめぐる状況は大きく変化した。筆者は、日露戦争以来100年あまりに渡っておこなわれてきたマンチュリア史研究の成果を、研究内容を規定した時代背景を考慮しつつ、可能な限り吸収、消化し、マンチュリア史研究の総合化をすすめたいと考えている。

参考文献日本語

青木富太郎

1940『東洋学の成立とその発展』蜚雪書院 344p

浅田喬二

1982「満洲経済論争をめぐる諸問題」『駒沢大学経済学論集』14-1 pp. 33-79

→浅田喬二『日本知識人の植民地認識』校倉書房、1985 pp. 47-105

1984「最近における日本植民地研究の動向」『土地制度史学』103 pp. 58-63

浅田喬二編

1986『日本帝国主義の満洲支配』時潮社 931p

天海謙三郎

1958「中国旧慣の調査について－天海謙三郎氏をめぐる座談会－」『東洋文化』25 pp. 50-123

→『中国土地文書の研究』勁草書房、1966 pp. 781-856

天野元之助

1961「過ぎ去った歳月」『人文研究(大阪市立大学)』12-8 pp. 1-16

荒武達朗

2008『近代満洲の開発と移民－渤海を渡った人びと－』汲古書院 414p

池内宏

1970『日本上代史の一研究』中央公論美術出版 208p

石田興平

1964『満洲における植民地経済の史的展開』ミネルヴァ書房 640p

石田精一

1941「南満の村落構成－特に旧官荘所在地を中心として－」『満鉄調査月報』21-9 pp. 1-65

1942『北満に於ける雇農の研究』博文館 281p

石橋秀雄

1989『清代史研究』緑蔭書房 365p

市村瓊次郎

1934「満洲出張の思出と内藤湖南博士の追懐」『漢学会雑誌』2-2 pp.144-153

稲葉岩吉

1914『清朝全史』上下、早稲田大学出版部 804p、744p

1915『満洲発達史』大阪屋号出版部 848p

1934「満鮮史学上の内藤湖南博士ー特に清朝史研究についてー」『朝鮮』231 pp.1-16

1938a「予が満鮮史研究過程」『稲葉博士還暦記念満鮮史論叢』pp.1-28

1938b『支那近世史講話』日本評論社 437p

1940『満洲国史通論』日本評論社 393p

稲葉岩吉編

1935『世界歴史大系 11 朝鮮・満洲史』平凡社 609p

井上清編

1973『歪められた古代史』毎日新聞社 246p

井上直樹

2005「高句麗史研究と『国史』ーその帰属をめぐってー(上、下)」『東アジアの古代文化』
122、123 pp.132-152、pp.178-193

井村哲郎編

1996『満鉄調査部ー関係者の証言ー』アジア経済研究所 830p

江上波夫編

1956『北アジア史(世界各国史 12)』山川出版社 408p

衛藤利夫

1938『韃靼 東北アジアの歴史と文献』東京朝日新聞社 838p

江夏美千穂

1996「満洲における企業形態『合夥』」『アジア経済』27-3 pp.72-86

及川儀右衛門

1935『満洲通史』博文館 549p

大上末広

1933a『清朝時代に於ける満洲の農業関係ー旧満洲の土地形態と地代形態ー』満鉄経済調査
会第一部 270p

1933b「満洲経済の史的考察」『満洲経済年報 一九三三年版』改造社 pp.3-35

大原利武

1933『概説満洲史』近沢書店 332p

岡田英弘

2010『モンゴル帝国から大清帝国へ』藤原書店 555p

岡部牧夫

1978『満州国』三省堂 206p

鴛淵一

1950「故戸田茂喜学士の追憶」『史学研究』2 pp. 99-101

小野信爾

1974「西原亀三と矢野仁一」『近代日本と中国』上、朝日新聞社 pp. 321-340

金子文夫

1979「1970年代における『満州』研究の状況（Ⅰ、Ⅱ）」『アジア経済』20-3、20-11 pp. 38-55、
pp. 24-43

1988「最近の満州社会経済史研究に関する文献目録（1979-1987年）」『横浜市立大学論叢
（人文科学系列）』39-2・3 pp. 185-208

河内良弘

1980「今西春秋先生をしのんで」『朝鮮学報』94 pp. 237-239

河内良弘編

1972『日本における東北アジア研究論文目録 1895-1968』汲古書院（私家版） 117p

神田信夫

2005『清朝史論考』山川出版社 451p

神田信夫編

1989『東北アジアの民族と歴史』山川出版社 550p

金光林

2004「高句麗史の帰属をめぐる韓国・朝鮮と中国の論争」『新潟産業大学人文学部紀要』16
pp. 137-149

小林英夫

1975『「大東亜共栄圏」の形成と崩壊』御茶の水書房 545p

小松久男編

2000『世界各国史4 中央ユーラシア史』山川出版社 456p

小峰和夫

1991『満洲 起源・植民・覇権』御茶の水書房 304p

桜沢亜伊

2007「『満鮮史観』の再検討ー『満鮮歴史地理調査部』と稲葉岩吉を中心としてー」『現代
社会文化研究』39 pp. 19-36

澤喜司郎

2004「中国の領土的覇権主義と高句麗史歪曲」『山口経済学雑誌』53-4 pp. 375-397

史学会編

1988『日本歴史学界の回顧と展望 17 内陸アジア』山川出版社 400p

清水美紀

2003「1930年代の『東北』地域概念の形成ー日中歴史学者の論争を中心としてー」
『日本植民地研究』15 pp. 37-53

守随 一

1941「土着資本と資金動員」『満洲経済研究年報（昭和十六年版）』 pp. 291-352

白鳥庫吉

1969-71『白鳥庫吉全集』岩波書店

「満鮮史研究の三十年」『白鳥庫吉全集』10巻 pp.403-407

杉本直治郎

1959「浦廉一博士略伝」『華夷変態』下、東洋文庫 pp.1-6

杉山清彦

2001「大清帝国史のための覚書」『満族史研究通信』10 pp.110-126

2008「大清帝国史研究の現在－日本における概況と展望－」『東洋文化研究』10
pp.347-372

鈴木隆史

1971「『満州』研究の現状と課題」『アジア経済』12-4 pp.49-60

園田一亀

1922『怪傑張作霖』中華堂 399p

1929『東北四省政局の現状』盛京時報社 132p

1939『韃靼漂流記の研究』満鉄 328p

1944『清朝皇帝東巡の研究』大和書院 276p

1948『明代建州女直史研究』国立書房 280p

1953『明代建州女直史研究(続編)』東洋文庫 401p

高橋政清

1937「松井等先生小伝」『国史学』33 pp.111-123

瀧澤規起

2003「稲葉岩吉と『満鮮史』」山田賢編『中華世界と変動する「民族」』千葉大学大学院
社会文化科学研究科 pp.57-66

田村実造

1959『明代満蒙史料』の刊行をおえて」『東洋史研究』18-2 pp.81-86

田村実造編

1956『アジア史講座第4巻 北アジア史』岩崎書店 241p

塚瀬 進

2008「日本人が作成した中国東北に関する調査報告書の有効性と限界」『環東アジア研究セ
ンター年報』3 pp.61-68

津田左右吉

1944「白鳥博士小伝」『東洋学報』29-3・4 pp.1-66

→『津田左右吉全集』24巻、岩波書店、1965 pp.109-161

1963-68『津田左右吉全集』岩波書店

寺内威太郎

2004「『満鮮史』研究と稲葉岩吉」『植民地主義と歴史学』刀水書房 pp.19-70

東京大学百年史編集委員会編

1986『東京大学百年史 部局史1(文学部)』東京大学出版会 462p

陶徳民

2006「内藤湖南の奉天調査における学術と政治」『アジア文化交流研究』1 pp.131-143

外山軍治

1960「明代満蒙史料の編集を回顧して」『立命館文学』179 pp.92-96

1967「日本における満州史研究」『歴史教育』15-9・10 pp.75-81

豊田要三

1943『満洲史』満洲事情案内所 706p

内藤湖南

1900「明東北疆域辨誤 附奴児干永寧寺碑記」『地理と歴史』1-4、1-5

→『内藤湖南全集』7巻、筑摩書房、1970 pp.301-311

1969-76『内藤湖南全集』筑摩書房

中見立夫

1992「日本の東洋史学黎明期における史料への探究」『清朝と東アジア 神田信夫先生古稀記念論集』山川出版社 pp.97-126

2006「日本的『東洋学』の形成と構図」岸本美緒編『「帝国」日本の学知3 東洋学の磁場』岩波書店 pp.13-54

長岡新吉

1982「北大における満蒙研究」『北大百年史 通説』ぎょうせい pp.746-761

1991『『満州』国臨時産業調査局の農村実体調査について』『経済学研究(北海道大学)』40-4 pp.353-377

中兼和津次

1981「旧満洲の農村および農業実態調査について」『旧満洲農村社会経済構造の分析』アジア政経学会 182p

波形昭一

1985『日本植民地金融政策史の研究』早稲田大学出版部 522p

名和悦子

1998-99「内藤湖南と間島問題(1、2)」『岡山大学大学院文化科学研究科紀要』6、7 pp.99-117、pp.235-253

2000「内藤湖南と間島問題に関する新聞論調」『岡山大学大学院文化科学研究科紀要』9 pp.137-155

野間 清

1975「満鉄経済調査会の設立とその役割」『愛知大学国際問題研究所所報』56 pp.1-56

1976「満洲農村実態調査の企画と業績」『愛知大学国際問題研究所所報』58 pp.35-66

旗田 巍

1964「満鮮史の虚像」『鈴木俊教授還暦記念東洋史論叢』pp.473-492

1966「日本における東洋史学の伝統」『歴史像再構成の課題』御茶の水書房 pp.205-228

日野開三郎

1980-88『日野開三郎東洋史学論集』三一書房

平野健一郎

1981「『満洲産業調査』（1905年）について」『年報・近代日本研究』3 pp. 429-453

古畑徹

2003「戦後日本における渤海史の歴史枠組みに関する史学史的考察」『東北大学東洋史論集』
9 pp. 215-245

2008「中韓高句麗歴史論争のゆくえ」弁納才一他(編)『東アジア共生の歴史的基礎－日本・
中国・南北コリアンの対話－』御茶の水書房 pp. 181-208

松井等

1930「満洲に於ける日本の地位」『東亜』3-2 pp. 2-10

松重充浩

2006「戦前・戦中期高等商業学校のアジア調査」『帝国日本の学知』6、岩波書店 pp. 240-282

松原孝俊

2005「稲葉岩吉(君山)著作関係目録」『韓国言語文化研究』9 pp. 3-16

松村潤

2008『明清史論考』山川出版社 457p

満州史研究会編

1972『日本帝国主義下の満州』御茶の水書房 402p

満蒙叢書刊行会

1919-22『満蒙叢書』

三上次男

1970「池内宏先生－その人と学問」池内宏『日本上代史の一研究』中央公論美術出版
pp. 187-196

三上次男編

1959『図説世界文化史大系 19 朝鮮・東北アジア』角川書店 294p

南満洲鉄道

1913『満洲歴史地理』1、2 441p、651p

村上勝彦

1984「日本資本主義と植民地」『社会経済史学の課題と展望』有斐閣 pp. 193-200

護雅夫編

1981『北アジア史 新版(世界各国史12)』山川出版社 373p

守田利遠

1906『満洲地誌』上、中、下 512p、638p、575p

門馬驍

1941「戦時下農村土着資本の課題とその基調」『満洲経済研究年報(昭和十六年版)』
pp. 227-290

箭内互

1930「文学博士箭内互氏小伝」『蒙古史研究』刀江書房 pp. 1-9

矢野仁一

1941『満洲近代史』弘文堂 520p

矢野仁一編

1941『満洲の今昔』目黒書店 335p

山本進

2009『環渤海交易圏の形成と変容－清末民国期華北・東北の市場構造－』東方書店 284p

山本裕

2008「満州」『日本植民地研究の現状と課題』アテネ社 pp. 219-248

吉澤誠一郎

2006「東洋史学の形成と中国－桑原隲蔵の場合」『「帝国」日本の学知3 東洋学の磁場』
岩波書店 pp. 55-97

李鎔賢

2005『「東北工程」と韓国の高句麗史の現状』『東アジアの古代文化』122 pp. 118-131

若松寛編

1999『アジアの歴史と文化7 北アジア』同朋舎 225p

和田清

1933「満洲蒙古史」『歴史教育』7-9 pp. 525-547

→『明治以後に於ける歴史学の発達』四海書房、1933 pp. 525-547

1955『東亜史研究 満洲篇』東洋文庫 674p

参考文献中国語

栄文庫

1994「試評金毓黻的東北地方史研究」『遼寧大学学报』1994-5 pp. 49-54

王魁喜編

1984『近代東北史』黒龍江人民出版社 493p

王慶豊

1986「金毓黻与『遼海叢書』」『社会科学輯刊』1 pp. 70-74

金毓黻

1934「東丹王陵考察記」『満洲学報』3 pp. 1-4

1936「大元大一統志考証」『満洲学報』4 pp. 9-42

1941『東北通史』（後に中国边疆史地叢書初編12冊、台聯国風出版社、1969に所収）635p

金景芳

1986「金毓黻伝略」『社会科学戦線』1986-2 pp. 233-237

姜念東編

1980『偽満洲国史』吉林人民出版社 676p

孔経緯

1986『東北経済史』四川人民出版社 555p

常城編

1986『現代東北史』黒龍江教育出版社 618p

1987『東北近現代史綱』東北師範大学出版社 290p

薛虹編

1991『中国東北通史』吉林文史出版社 836p

孫玉良

1988「金毓黻先生撰写『渤海国志長編』的始末」『社会科学戰線』4 pp. 221-224

張博泉

1985『東北地方史稿』吉林大学出版社 466p

陳善本編

1989『日本侵略中国東北史』吉林大学出版社 630p

佟冬編

1998『中国東北史』全6卷 吉林文史出版社

董万侖

1987『東北史綱要』黑龍江人民出版社 466p

寧夢辰

1999『東北地方史』遼寧大學出版會 493p

馬汝珩編

1998『清代边疆開發』上、下、山西人民出版社 656p

馬大正編

2003『中国東北边疆研究』中国社会科学出版社 322p

馮家昇

1934「我的研究東北史地的計劃」『禹貢半月刊』1-10 pp. 2-6

傅斯年編

1932『東北史綱』中央研究院歷史語言研究所 138p

彭明輝

1995「東北史地研究」『歷史地理学与現代中国史学』東大圖書 pp. 314-333

李治亭

2009「東北地方史研究的回顧与思考」『東北边疆歷史与文化研究』吉林人民出版社 pp. 24-37

李治亭編

2003『東北通史』中州古籍出版社 670p

劉信君編

2008『中国古代治理東北边疆思想研究』吉林人民出版社 260p

劉德斌編

2006『東北垂史』吉林人民出版社 533p

梁啓政

2008「金毓黻三次域外訪書述評」『社会科学戰線』5 pp. 104-106

第3章 元末・明朝前期におけるマンチュリアの社会変容と地域秩序

はじめに

本章では、元末から明朝による統治が整った15世紀半ばまでの期間、マンチュリアではいかなる社会変容が生じ、どのような地域秩序が形成されていたのか検証する。

この期間に関する研究は、これまで以下のような方向性で行われてきた。第一には、元朝が滅亡して明朝が成立するという中国王朝の交替が、マンチュリア統治に如何なる影響をおよぼしたのかという、中国史の推移からマンチュリア統治の特徴を考察する方向性があげられる〔和田清 1934-37〕。

第二には、朝鮮史との関わりから考察されてきた。元朝が衰亡したことから、その服属下にあった高麗は自立化をはじめめる。高麗の自立化は元朝という後ろ盾を失うことにつながり、王権は不安定化してしまい、やがて有力武将(李成桂)による篡奪を余儀なくされた。こうした一連の歴史経過のなかで、マンチュリアをめぐる元朝・明朝と高麗・朝鮮王朝とがどう動いたのかを考察する研究が行われている〔末松保和 1941〕。

第三には、マンチュリアに住む女真の動向に焦点をあて、元朝の衰亡による女真の自立化、明朝統治下での女真の動向を考察するという、女真史の推移を重視した研究があげられる〔園田一亀 1948、河内良弘 1992〕。

第四に、モンゴリアの動向と関連させて、元明交替の動乱期にモンゴル人がマンチュリアにおよぼした影響を考察する研究が行われている〔和田清 1932〕。

近年出された新しい観点としては、明朝によるマンチュリア政策だけを取り上げるのではなく、明帝国全体の推移のなかからマンチュリア政策を理解する方向性が提唱されている〔杉山清彦 2008〕。

本章は新たな一次史料を解説して新事実を提供するものではなく、これまでは明朝ーマンチュリア、朝鮮ーマンチュリア、女真ーマンチュリア、モンゴルーマンチュリアとそれぞれに考察されてきた研究成果を統合し、元朝末から明朝前期にかけてマンチュリアに生じていた社会変容と地域秩序について考察する試みである。

1. 元朝統治下のマンチュリア

モンゴル帝国の建国者であるテムジン(チンギス・カン)は、1206年に即位してチンギス・カンと称し、勢力拡大のための軍事行動を継続した。チンギス・カンは金朝統治下のマンチュリアにも攻め入ったが、金朝を滅ぼすことはなく1227年に死去した。その後もモンゴル帝国は膨張を続け、1234年には金朝を滅ぼし、1259年には高麗をも服属下に置いた。以下では、元朝(1271年成立)のもとでのマンチュリア統治の様相と特徴について述べてみたい。

『元史』地理志には、1287年(至元24年)に遼陽等處行中書省(以下、遼陽行省)を設置し、その下に遼陽路、広寧府路、大寧路、瀋陽路、東寧路、開元路、合蘭府水達達等路の七路を置いたとある〔『元史』卷59地理志2〕(1)。遼陽行省の北部に置かれた開元路と合蘭府水達達等路については史料が乏しく、治府の所在地や範囲管轄については諸説が乱立している(2)。遼陽等處行中書省の北辺は、アムール川河口にまでおよんでいたと推測でき

る。その理由は、元朝はアムール川下流域を統治するため、ティル(アムール川下流右岸)に東征元帥府(設置、廃止の年次不明)を置いていたからである[中村和之 2006]。中村和之[2008、48頁]は『遼東志略』の記述をもとに、元朝の管轄領域はサハリンにまで達していたと主張している。

遼陽行省の南辺には大寧路が置かれ、長城までを範囲とした。遼陽行省の西辺には瀋陽路、遼陽路が置かれ、その領域はおおむね遼河以東であった。遼河以西はモンゴル諸王に分け与えられた場所であった[叢佩遠 1998、50-94頁]。

遼陽行省の東辺は高麗と接しており、東辺の状況を理解するには、モンゴル帝国(元朝)と高麗の関係をふり返らなければならない。モンゴル軍は1231年(高宗18年)に高麗への侵攻をはじめ、1259年(高宗46年)に服属下に置いた。このため、高麗の領域は南に引き下げられ、元朝の領域が拡大した。元朝と高麗の境界は、西側はピョンヤンの南にある慈悲嶺より北、東側は和州(雙城、永興)より北となった[津田左右吉 1964a、1964b]。元朝は1276年(至元13年)に東寧路を置き、高麗と接する場所を管轄した。

以上をまとめると、遼陽行省の管轄範囲は、北辺はアムール川河口、南辺は長城、西辺は遼河付近、東辺は朝鮮半島北部(北緯39度ぐらい)であったと推定できる。当然のことであるが、後の東三省や満洲国の領域と重なる場所もあるが、重ならない場所もある。この領域を往来する使臣のため、元朝は交通路の整備にも力を入れていた[園田一亀 1949、叢佩遠 1990、郭毅生 1980]。

元代のマンチュリアにはさまざまな人間集団が暮らしていたが、その詳細については史料が少なく、判明する事実は限られている[楊茂盛 1989、叢佩遠 1993]。なかでも女真是多かったと推測される。邱樹森[2003]は元代のマンチュリアに暮らした女真を、①熟女真(遼陽以南に住む)、②生女真、③水達達女真の3つに分類している。元朝は女真を兵士の補充源にあてたり、毛皮を税として徴収したりしていた[楊保隆 1984、蔣秀松 1994]。

漢人の状況についてはよくわからないが、元代にマンチュリアは流刑地となっており、関内からの流刑者が暮らしていた。アムール川下流のヌルガンに流された流刑者は、厳しい気候風土のため自活は難しかった。それゆえ流刑地で消費する衣食の輸送費がかさみ問題となっていたことが明らかにされている[徳永洋介 1996、301-306頁]。

元朝は屯田政策を行い、農業生産を増やそうとしていた。屯田には軍士がおこなった軍屯と、農民がおこなった民屯の二種類があった[叢佩遠 1998、297-319頁]。なかには関内から送られた人もおり、例えば張成という湖北生まれの軍人は「黒龍江之東北極」で屯田に従事していた[岩間徳也 1925、王綿厚 1981]。一般田地の状況については史料不足のためよくわからないが、叢佩遠[1993]は遼陽行省での漢人による農業生産は、金代や明代と比べて、それほど劣っていなかったと主張している。

北部の合蘭府水達達等路は「土地曠闊、人民散居」「逐水草為居、以射獵為業」[『元史』卷59地理志2]という状況であり、女真、クイ(骨嵬)、ギレミ(吉里迷)、ウジェ(吾者)などが暮らしていた[王頌 1982、増井寛也 1982]。元朝による統治を『元史 地理志』は「故設官牧民、隨俗而治」と述べ、現地の状況に合わせた間接的な統治であったと解釈できる記述をしている。しかしながら程尼娜[2005]は、元朝が合蘭府水達達等路に設置した万戸府、千戸所の長官は、部落の酋長などが世襲的に就任していた例もあるが、元朝が任命し

た地方官もいた可能性を指摘している。そして元朝統治の内容を、①徴税活動の実施、②災害や飢饉に際しての救荒、③屯田政策の実施、④交通機関の整備、⑤監察のための官吏派遣とまとめ、間接的な羈縻統治ではなく、地方行政的な側面を持っていたと主張している(3)。

元朝によるマンチュリア統治は、諸部族集団の動向(北辺)、モンゴル人の動向(西辺)、高麗の動向(東辺)、中原、関内の動向(南辺)による影響を受けていた。北辺では部族間同士の抗争に元朝は介入した。アムール川下流域からサハリンにかけて暮らすクイ(骨嵬)がギレミ(吉里迷)を攻撃した事件に対して、元朝はギレミを援助する政策をとった。元朝はクイへの攻撃を1264年(至元元年)以降繰り返しておこない、元軍はクイとアムール川下流域、サハリンで戦闘を交えた。この紛争は、1308年(至大元年)にクイが毎年元朝に毛皮を献じる条件で終息した[大葉昇一 1998]。この時のアムール川下流域、サハリンでの元朝の軍事行動を、日本への侵攻(元寇)と連動させて、「もう一つの蒙古襲来」とも呼ぶべきだと解釈する見解がある[遠藤巖 1988、榎森進 1990]。これに対して中村和之[1992]は、元軍出兵はギレミを脅かすクイを討伐するという防御的色彩が強く、北海道への侵攻まで意図していなかったと反論している(4)。

西辺ではモンゴル王侯同士の抗争に介入した。興安嶺方面に勢力を持つナヤン(乃顔)は、クビライの支配に不満を持ち、1287年(至元24年)にカイドウの乱と呼応して、打倒クビライを掲げて挙兵した。ナヤンの反乱は元軍によりほどなく鎮圧されたが、同時に挙兵したカダアンの抵抗はしばらく続き、1292年(至元29年)に鎮圧された[張泰湘 1986、堀江雅明 1990、吉野正史 2008、2009]。

東辺での高麗との関係は、少しく複雑であった。高麗はモンゴル帝国に服属したため、その王位は元朝との関係を深め、元朝の意向による影響を受けていた(5)。忠烈王(1274-1308年在位)から恭愍王(1351-74年在位)までの歴代国王のほとんどは、元朝の大カガン家の公主を娶っていた[森平雅彦 1998a、巖聖欽 1995]。元朝は高麗国王と姻戚関係を結ぶだけでなく、1287年(至元24年)に征東行省という高麗統治の出先機関を設け、高麗への影響力を確保した[北村秀人 1964、程尼娜 2006]。また14世紀初めから後半にかけて、高麗王や高麗王族に藩王という称号を与えていた。

藩王の評価については論争となっている。まず、藩王は高麗帰順民が多数暮らす瀋陽地方の統治者としての役割を持っていたとし、14世紀初以降、高麗とマンチュリア南部の一体化が進められたという見解が主張された[丸亀金作 1934、岡田英弘 1959]。これに対して北村秀人[1972]は、藩王は高麗王や高麗の王族に対する元朝の優遇措置として与えられた称号であること、並びに藩王は高麗帰順民が多数暮らす瀋陽地方の統治者ではなかったことを主張した。北村秀人は、藩王は名目的称号の性格が強い存在だと指摘したのだが、森平雅彦[1998b]は藩王が瀋陽路の統治に具体的にどう関わったかは不明としながらも、瀋陽路に所領を有していた可能性を指摘している。

モンゴル軍の高麗侵攻後、元朝に投降した朝鮮人や、流浪を余儀なくされた朝鮮人のなかには遼東で暮らす人もいた[方学風 1989、王崇時 1991、呉松弟 1996、楊曉春 2007]。瀋陽や遼陽で生活する朝鮮人は多く、元朝はそうした朝鮮人を統治する機関として、瀋陽等路安撫高麗軍民総管府を設けていた[北村秀人 1972、112-117頁]。

元朝はクビライの死後、皇位継承をめぐり混乱が続いた。とくに「天曆の内乱」(1328年)による紛糾はひどく、その勢力は低下した。マンチュリア北部に暮らした人々は、元朝の衰退に乗じて1343年(至正3年)に反乱を起こした。元朝は衰えていたといえ、この反乱を鎮圧し、1355年(至正15年)には乞列迷等處諸軍萬戸府を置いて、北部の統治を強めようとしていた[和田清1934、261-263頁、大葉昇一1998、137-138頁]。そうしたなか、紅巾軍は1359年(至正19年)に遼東へも侵攻し、マンチュリアは混乱に陥った。

元朝下のマンチュリアには女真、クイ、ギレミ、漢人、朝鮮人、モンゴル人などの多様な人々が暮らしていた。元朝の統治も、そうした多様性に対応する方向でおこなわれており、さらにはそうした多様な人々の動向により、マンチュリアの状況が変動していたと指摘できる。

(1)チンギス・カンによる侵攻から元朝滅亡までのマンチュリアの状況については、叢佩遠[1998、元代東北編]を参照。遼陽行省については薛磊[2008]、都興智[2009]を参照。瀋陽路については薛磊[2006]を参照。

(2)開元路の治府であった開元城の場所については、戦前以来論争が続いている。箭内互[1913、1923]は、元初は黄龍府(農安付近)にあり、後に咸平(開原付近)に移動したと主張した。景愛[1979]、薛磊[2005]もほぼ同じ見解を述べている。池内宏[1922]は、元初は三姓付近にあり、元末に開原に移動したと主張した。和田清[1928、1944]は池内の三姓説を批判して、綏芬河流域の東寧付近に比定した。李学智[1959]は元初から現在の開原に開元城はあったと主張する。岡田英弘[1961]は寧古塔付近を主張し、張秦湘[1982]はロシア領ニコリスクに開元城はあったと主張する。

合蘭府水達達等路の問題点については、譚其驤[1981]、蔣秀松[1997a]、董万侖[1990]を参照。

(3)程尼娜が研究史上に新たな論点を主張した点は評価したい。しかし筆者は、元代においてもマンチュリア北部は中華王朝の直接統治下にあったことを主張したいかのような、やや「ナショナル」な史料解釈をしている点が気にかかる。

(4)またこの時の元軍の出兵をオホーツク文化の消滅と結び付け、元軍の出兵によりオホーツク文化の担い手は大陸から金属器の入手ができなくなり、その欠乏状態のなか擦文文化に吸収されたという、「元軍出兵による金属器の欠乏」→「オホーツク文化の滅亡」という見解を海保嶺夫[1987、133頁]は主張している。しかし大葉昇一[1998、138-141頁]は、実際にそうした金属器の欠乏が元軍出兵を原因として生じていたかは疑問だとしている。オホーツク文化の消滅と元軍出兵の間に、因果関係があったかどうかについては見解が分かれているが、元朝のマンチュリア統治がオホーツク文化圏の動向に何らかの影響を与えていたと考えられる。それゆえ、日本の北方史の理解のためには、東北アジア、中国の情勢まで視野に入れて考察する必要性が主張されている[佐々木史郎1994、338頁]。

(5)元朝による高麗統治の特徴としては森平雅彦の指摘に注目したい。森平雅彦[2008、161頁]は「元における高麗在来王朝体制の保全とは、中国伝統の華夷秩序や冊封体制の再現というより、相手国に対し一定の実質的影響力を保ちつつ、比較的高度な自律性と独自性を認めるというモンゴルの征服地支配の一般的方式が、冊封・賜印・頒曆など一部の

形式において中国風の外皮をまとって表れたものとみるのが、実態に近いのではないだろうか」と主張している。

2 紅巾の乱から洪武末年までのマンチュリア

本章では、紅巾の乱勃発(1351年)から洪武帝死去(1398年)までの期間、マンチュリアがどのような社会変動を経て、いかなる地域秩序を形成したのか検証してみたい。その際、明朝によるマンチュリア支配という明朝による統治拡大の方向性からだけでなく、明朝、高麗・朝鮮、故元勢力、北元(モンゴル人)の相互関係を重視した考察をおこないたい(1)。

①ナガチュ(納哈出)の降伏まで

1351年(至正11年)に勃発した紅巾の乱は中国各地に拡大し、紅巾軍は1359年(至正19年)に遼東へも侵攻した。紅巾軍は高麗北部にも侵攻し、首都ケソンが紅巾軍に一時占拠される事態も生じた。遼東、高麗に侵攻した紅巾軍は1362年には撃退されたが、元朝の衰退は著しく、1368年(洪武元年)にトゴンテムル(順帝)は大都を放棄して、モンゴリアへと逃亡した。元朝滅亡後、マンチュリアは明朝、北元(モンゴル人)、故元勢力(ナガチュら)、高麗の四つどもえ状態となり、その帰趨は混沌としていた。以下ではそれぞれの状況について見てみたい。

洪武帝は北元勢力の駆逐を第一にしたので、洪武初年の明軍の進撃先はマンチュリアではなく、大同、モンゴリア方面であった。1370年(洪武3年)の北征により明軍はモンゴル軍に打撃を与え、トゴンテムル(順帝)が死去したことを知った(2)。北元の凋落をうけて、1371年(洪武4年)にかつては遼陽行省平章の任にあった劉益が降伏してきた。洪武帝はこれを契機に遼東衛指揮使司を置き、劉益は指揮同知に任命した(3)。これは明朝がマンチュリアに設置した最初の衛所であった。同年洪武帝は馬雲、葉旺らの率いる明軍を送り込み、遼陽に定遼都衛指揮使司(1375年に遼東都指揮使司となる。以下、遼東都司)を置き、遼東経営に着手した(4)。明朝が遼東経営を始めた1371年(洪武4年)時点では、マンチュリアには依然として故元勢力が割拠していた。遼陽には高家奴、瀋陽には哈刺張、開原には也先不花が、そして金山(懷徳付近)を拠点とするナガチュは大きな勢力を有していた(5)。

1372年(洪武5年)は明朝によるマンチュリア制圧が頓挫し、方針転換を余儀なくされた年であった。その理由は、第一には、モンゴリア方面に出撃した明軍が北元に敗北したからである。これまで明軍による北征は順調に進んでいたが、この時の敗北をもって明軍の進撃はストップし、しばらく北征は控えられた[谷井陽子 2009、30-33頁]。第二には、11月にナガチュが牛家荘を襲撃して明軍を撃破し、その勢力の強大さを示したからである(6)。このため明朝はマンチュリアで故元勢力と武力対決し、その駆逐をおこなうという方向はとらず、遼東経営を固める方向をとった。

当初明朝は遼東に衛所と州県を置き、統治機構をつくろうとした。しかし、ナガチュの侵攻など緊迫した軍事情勢から、州県を廃止して衛所を中心とした軍事機構に重点を置く統治機構の形成につとめた(7)。衛所とは明朝が各地に置いた軍事組織であった。衛所には兵士が駐留するとともに、兵士は農業もおこない、兵農一致を原則とした。衛所のトップ

の武官は世襲であり、明朝はその家系が途切れないようさまざまな優遇措置を講じていた[川越泰博 2001]。衛所の形態にはいくつかあり、徐仁範[1999]は内地衛所、沿辺衛所、沿海衛所にわけている。遼東のような州県が存在しない場所の衛所は、地方行政的な職務もおこなった。管轄領域を持つことから、譚其驥[1935]、解毓才[1940]はこの種の衛所を「実土衛所」と呼んでいる。遼東都司および各衛所が軍事活動以外におこなった内容として、李三謀[1989、1996]は①観農、②徴税、③教育、④商業の管理、⑤裁判の五点を指摘している(8)。

明朝は衛所の軍士に屯田をおこなわせ、食糧を確保しようとした。しかし、屯田だけでは不十分であり、海運により食糧を運んでいた(9)。洪武前半では、遼東への食糧供給は屯田と海運の併用でまかなっていた[清水泰次 1937a、25-28 頁]。

明朝を衛所制度により遼東経営をすすめる一方で、軍事行動も展開した。1376 年(洪武 9 年)ごろには、ナガチュの攻撃を撃退しただけでなく、鴨緑江付近まで軍隊を進めていた(10)。また、1381 年(洪武 14 年)には内モンゴル東部の掃討をおこなった(11)。明朝の制圧領域が拡大したこと、衛所制度による遼東経営が進んだことから、1381 年(洪武 14 年)以降、故元勢力は明朝への投降をはじめた(12)。1382 年(洪武 15 年)にはナガチュの勢力圏をこえた、黒龍江流域に住むと推測される故元鯨海千戸の速哥帖木兒らが来帰した(13)。その後もマンチュリア北部の故元勢力の投降は相継いだ。こうした状況を踏まえ、洪武帝は 1387 年(洪武 20 年)にナガチュ掃討の軍事行動をおこした。

以上、明朝の遼東経営について、北元(モンゴル人)、故元勢力の動向と関連させて述べてみた。以下では、高麗とのかかわりからマンチュリアの動向を考察したい。

元朝の衰退を見た高麗の恭愍王は、1356 年(至正 16 年、恭愍王 5 年)に北辺に出兵し、元朝が統治する双城総管府を奪還した(北進政策)。恭愍王は元朝への武力抵抗に踏み切ったが、元朝が反撃に出るや恭順の意を表し、その許しを願った[池内宏 1917]。しかし、翌 1357 年(至正 17 年、恭愍王 6 年)には伊板嶺(磨天嶺、咸鏡南道の北境)を境界にすることを元朝に通告し、北進政策の継続を表明した(14)。

高麗が元朝統治からの離脱をはじめめるなか、1359 年(至正 19 年、恭愍王 8 年)に紅巾軍は高麗を侵攻し、1361 年(至正 21 年、恭愍王 10 年)に都ケソンは紅巾軍に占拠された。恭愍王は紅巾軍を撃破して 1363 年(至正 23 年、恭愍王 12 年)にケソンへの帰還を果たすが、紅巾軍侵攻後、高麗には二つの変化が生じていた。

第一には、戦乱の影響を受けて、高麗王権が不安定化したことである。恭愍王は反元政策を志向したが、紅巾軍侵攻後に王権が不安定化したため、元朝の後ろ盾は国王権力の維持に必要であった。それゆえ、元朝から自由になろうとする政策の実施は難しく、露骨な反元政策はできなかった(15)。

第二には、高麗各地で有力武将の自立化が進んだ点である。なかでも東北境を地盤とした李成桂(朝鮮王朝の太祖)は、その勢力を拡大していた[池内宏 1915a、引用は池内宏 1972、29-34 頁、浜中昇 1986]。李成桂は紅巾軍の侵攻により高麗が混乱していたさなかの 1360 年(至正 20 年、恭愍王 9 年)に、亡父を継ぎ咸興付近(東北境)の万戸となった。咸興近隣はおもに女真人が散居する区域であった。李成桂は女真人との混住地を地盤にしたので、その配下には女真人も多かった。

高麗にとっては、女真人は生活に窮すれば高麗への侵攻を繰り返したので、女真人は悩みの種であった〔西野幸雄 1988、蔣秀松 1994b〕。高麗は女真人を高麗軍に編入するとともに、その村落を郡県制により把握しようとしていた。つまり、女真人を軍隊と郡県制に取り込むことで、北辺の安定化をはかろうとしたのである〔江原正昭 1963 年〕。

明朝が故元勢力の残るマンチュリアへ侵攻するためには、高麗を味方につけておく必要があった。明朝の動きはすばやく、建国翌年の 1369 年(洪武 2 年、恭愍王 18 年)に、洪武帝は恭愍王を高麗王として冊封した(16)。洪武帝は帰還する高麗の使者との問答のなかで、いまだ遼東を平定していない不安を述べていた(17)。

恭愍王にとっても、明朝と冊封関係を結ぶことにはメリットがあった。北進政策をとる恭愍王は、親明政策をとりつつ北方へ領域を拡大することが、高麗復興につながると考えていたと思われる。1370 年(洪武 3 年、恭愍王 19 年)、恭愍王は鴨緑江以北に出兵し、遼東に残る故元勢力に打撃を与え、北辺の安定をはかる行動にでた〔池内宏 1918b、孫衛国 1997、李新峰 1998〕。故元勢力では最大のナガチュは、1362 年(至正 22 年、恭愍王 11 年)に高麗を侵攻しており、ナガチュをたたくことは恭愍王にとっても必要な措置であった(18)。しかし政権内部には親明派と親元派の対立があり、恭愍王の王権は不安定であった。

明朝と高麗の友好的な関係は、1372 年(洪武 5 年、恭愍王 21 年)のナガチュによる牛家荘の攻撃以後に崩れた。1373 年(洪武 6 年、恭愍王 22 年)に明朝から帰国した高麗の使者は、洪武帝の意向を伝える書簡を持ち帰った。その内容は厳しく高麗の行動を譴責するものであり、以後遼東経由による朝貢は禁止された(19)。明朝の高麗に対する態度変更を末松保和〔1941、153～167 頁〕は、洪武帝はナガチュによる牛家荘攻撃の背後には高麗の手引きがあったのではないかと疑い、高麗の使者が遼東を通過し、その状況をナガチュが知るのを回避するためであったと解釈している。

明朝と高麗の関係が険悪化した翌 1374 年(洪武 7 年、恭愍王 23 年)9 月に、恭愍王は親元派により殺害された。そして同年 11 月には、帰国する明使を護送する高麗の官吏が、明使を殺害して北元に投降するという事件が起きた。ここに洪武帝の高麗に対する不信はさらに高まった(20)。

恭愍王の後を継いだ禡王は、北元との関係改善にも注意を払った。禡王はナガチュや北元とも使者の往来をおこない、1377 年(洪武 10 年、禡王 3 年)2 月には、北元の年号(宣光)を使う決定までしていた(翌 1378 年 9 月に再び洪武を使うことにした)(21)。辛禡政権は即位から 1380 年(洪武 13 年、禡王 6 年)ごろまで、北元と明朝との間をさまよっていた〔池内宏 1918c、王剣 2006〕。

そうしたなか故元勢力の明朝への投降・帰順がはじまった。大勢は故元の後退、明朝の拡大という方向に傾き、高麗と北元との往来も 1380 年(洪武 13 年、禡王 6 年)を最後とした。禡王は北元との連携はあきらめ、明朝との関係改善を選択した。そこで明朝に新国王としての冊封と、刺殺された恭愍王の諡号を賜ることを求めた。しかし洪武帝の不信感は強く、逆に馬匹や金銀などの歳貢を要求して高麗の誠意を問うてきた。最終的に禡王は 1384 年(洪武 17 年、禡王 10 年)にこれまでの歳貢すべてを進献し、ようやく高麗王としての冊封を許された。1385 年(洪武 18 年、禡王 11 年)、洪武帝は禡王を冊封し、恭愍王の死以来 10 年あまりを経て、明朝と高麗の関係は落ち着いた(22)。

②ナガチュの降伏以後

故元勢力の帰順が増えたこと、高麗との関係に一段落がついたことを受けて、洪武帝は1387年(洪武20年、禡王13年)にナガチュ掃討の軍事行動をおこした(23)。洪武帝はナガチュ掃討にそなえ、軍馬の供出を高麗や琉球に要求し、軍隊の増強に力を注いでいた[金渭頭1998、蔭木原洋2008]。明軍の進撃に対してナガチュは抵抗を試みたが、勝利はできないと判断し、降伏した(24)。翌1388年(洪武21年、禡王14年)には、明軍はマンチュリア北西のペイル湖付近まで進撃し、北元勢力を敗走させた(25)。この後、北元のトグス＝テムルはモンゴル人に殺され、クビライの皇統は途切れた(26)。ここにマンチュリアに残った北元、故元勢力は掃討された。

ナガチュの降伏後、明朝は領域の確定に乗り出し、北辺には三万衛を置いた。『明実録』によると、三万衛は1387年(洪武20年)12月に置かれ、翌1388年(洪武21年)3月に開原に移されたとある(27)。最初の設置場所について『明実録』には明確な記述がないことから、その場所がどこなのか、見解がわかれている(28)。

また明朝は高麗に対して、明朝の領域は鉄嶺より北側にするという通達を出した(29)。鉄嶺は咸鏡道と江原道の境あたりであり、かつて元朝が統治した範囲の南界であった。北進政策を推進し、北辺の領域を拡大していた高麗は明朝の要求に驚いた。高麗の受け止め方は、明朝は元朝と同じ範囲を要求してきたという理解であった(鉄嶺問題)[津田左右吉1964c、1964d]。しかし、この時の明朝に鴨緑江以南にまでおよぶ領域を確保する力はなかった。明朝がしたことは、鴨緑江沿岸の黄城付近で立衛の施策をしたにとどまり、そして黄城でさえも遠すぎたため、鉄嶺衛は翌1388年(洪武21年、禡王14年)に奉集に移され、さらに1393年(洪武26年、太祖2年)に鉄嶺へと移った(30)。

モンゴル人への備えとしては、1387年(洪武20年)に大寧都指揮使司(大寧都司)を設置した(31)。もっとも大寧都司は1401年(建文3年)に保定へ移転したので、対モンゴル防衛拠点としての意義は低下した[清水泰次1918、郭紅2000]。とはいえ、ナガチュが降伏した1387年(洪武20年)に設けられた点を重視したい。またモンゴル系のウリヤーンハン(兀良哈)に対しては、1389年(洪武22年)に朶顔衛(興安嶺東方の洮兒河上流付近)、福余衛(チチハル付近)、泰寧衛(洮南付近)という三つの羈縻衛所(後述)を設けて対応した(32)。

以上のように明朝の統治機構が設けられるなか、高麗の政権は大きく揺れ動いていた。禡王は明朝の冊封を受けたとはいえ、その政権内部には明朝に不満を持つ人々もいた。鉄嶺問題が高麗に伝わると、禡王は不当な決定であると考え、高麗軍に遼東攻撃を命じた。李成桂(朝鮮王朝の太祖)は遼東攻撃を無謀な試みだと考え、1388年(洪武21年、禡王14年)5月にクーデターを起こし、都ケソンを占拠した。李成桂は禡王を廃し、高麗政権の実権を握った。

末松保和[1941、192-194頁]は、明朝による高麗圧迫政策が鉄嶺問題により爆発し、遼東攻撃という挙をとらせたという理解はしりぞけている。高麗政権のなかには、かねてから対明屈従を続ける政権に不満を持ち、高麗再興のためには対明屈従からの脱却、遼東攻撃が必要だと考える人がいた(たとえば崔瑩)。そうした高麗政権内部の対立の延長上に遼東攻撃が決断されたと考えている(33)。遼東攻撃を決めた原因については見解がわかれているが、ナガチュ降伏後のマンチュリア情勢が、高麗政権の動向に影響をおよぼしたこと

は指摘できよう。

1392年(洪武25年)に李成桂は朝鮮王朝を創設したが、洪武帝は李成桂を朝鮮国王に冊封することは保留し、「権知国事」に任命するにとどめた。洪武帝は高麗に対してさまざまな要求をおこない、高麗を圧迫していたが、朝鮮に対してはやや突き放した対応をとった(34)。ナガチュが降伏し、遼東占領をはたした後は、洪武帝にとって朝鮮の重要性は低下したからである[末松保和 1941、209-210頁]。

明朝はナガチュの降伏後、遼東各地に衛所を設置し、州県制の導入ではなく衛所による統治という方法をとった。遼東都司が管轄した25衛のうち、24衛は洪武年間に設置された[張勝彦 1976](35)。洪武年間の北限は、三万衛が置かれた開原であった。明朝は1392年(洪武25年)と1395年(洪武28年)に開原以北への出兵をしているが、この際には立衛はしていない(36)。北辺の安全のため出兵はしたが、作戦終了後は全軍すべて引き揚げ、駐屯はしなかった。

洪武帝は衛所による統治機構をつくりあげる一方、衛所に駐屯する軍士の食糧確保にも尽力した。曹樹基[1996]は、洪武年間の遼東には約13万人の軍士がいたとし、その内訳は故元勢力の軍士約3万人、謫戍による軍士約2万人、女真人や高麗人1万人、遼東土着人の軍士2万人、関内から移動した軍士5万人と推計している。こうした軍士の食糧を、洪武前半では屯田と海運の併用でまかなっていたことは既述したが、洪武後半になると明朝は海運への依存を低めようとした。1394年(洪武27年)に洪武帝は屯田による自給につとめ、海運は縮小するよう命令した(37)。とはいえ、遼東での農業生産はすぐには増加しなかったもので、海運を止めることはできなかった。だが、1397年(洪武30年)には自給できる水準にまで農業生産は増えたので、海運はおこなわないことにした(38)。

洪武末年になると、洪武帝は明軍出撃により北辺の安定化をはかるのではなく、防御を固める方針をとった。その理由は、北辺に展開する明軍の状況を考えると、モンゴルと正面から戦っても勝算はないと判断していたからである(39)。北辺防御の主体になったのは親王であった。北辺への親王の配置は1397年(洪武30年)前後にはほぼ完了し、「分封親王を軸とした分鎮体制」とも表現される防御体制が形成された[佐藤文俊 1999、38-58頁]。

洪武帝はマンチュリアにおける北元(モンゴル人)、故元勢力の軍事的掃討という目的をはたした。その一方で、衛所設置による統治機構の形成、屯田の奨励をおこない遼東経営の土台を固めた(40)。ナガチュの降伏後、広大な範囲を統治下におさめようとしたが、すぐにその不可能が明らかになり、三万衛、鉄嶺衛は当初の設置場所から撤退を余儀なくされた。洪武年間の統治範囲は、北は三万衛(開原)、東は連山関(41)、西は大寧都司までであり、マンチュリア北部にはまだおよんでいなかった。北部にまで統治がおよぶのは、永楽帝が即位し、女真の招撫をはじめるとまで待たなければならなかった。

(1) 全般的な明朝による北辺政策(主に洪武期)については[萩原淳平 1960、陳文石 1967、趙立人 1994、胡凡 1998、2006]を参照。

(2) 『太祖実録』巻52 洪武3年5月辛丑(『明代満蒙史料 蒙古篇』1、39-40頁。以下『史料蒙古』と略す)。

(3) 『太祖実録』巻61 洪武4年2月壬午(『明代満蒙史料 満洲篇』1、9-10頁。以下『史料満洲』と略す)。

- (4) 『太祖実録』巻 67 洪武 4 年 7 月辛亥(『史料満洲』 1、16 頁)。
- (5) 『太祖実録』巻 66 洪武 4 年 6 月壬寅(『史料満洲』 1、12-13 頁)。
- (6) 『太祖実録』巻 76 洪武 5 年 11 月壬申(『史料満洲』 1、25 頁)。
- (7) 州県制を廃した理由について『遼東志』は「控制諸夷、非兵不能守国、非食無以養兵、罷郡県專置軍衛」と記している(「遼海東寧道題名記」『遼東志』巻 2)。遼東の州県廃止の年次については史料により記述が異なる。『遼東志』地理志は「十年革所属州県、置衛」として、1377 年(洪武 10 年)だとしている。『太祖実録』巻 238 洪武 28 年 4 月乙亥(『史料満洲』 1、135 頁)と『明史』巻 41 地理志 2 は、金州などの州撤廃は 1395 年(洪武 28 年)だとしている[清水泰次 1935、131-133 頁。和田清 1934、330 頁注 26 も参照]。
- (8) 近年の研究では、内地に置かれた衛所も軍事組織であると同時に、州県と同様に管轄領域を持ち、地方行政的なことをしたことが指摘されている[顧誠 1989、鄭慶平 2007、于志嘉 2009]。
- (9) 『太祖実録』巻 87 洪武 7 年正月乙亥(『史料満洲』 1、34 頁)。
- (10) 『遼東志』巻 5、官師志、名宦「周鶚」。この時の出兵に関する記事は『明実録』にはない。
- (11) 『太祖実録』巻 135 洪武 14 年正月辛亥(『史料蒙古』 1、149 頁)。
- (12) 『太祖実録』巻 137 洪武 14 年 4 月壬午。同巻 138 洪武 14 年 7 月甲午(『史料満洲』 1、58-59 頁)。
- (13) 『太祖実録』巻 142 洪武 15 年 2 月壬戌(『史料満洲』 1、61 頁)。
- (14) 『高麗史』巻 39 恭愍王 6 年 8 月。
- (15) デイビット・ロビンソン[2007、167、171 頁]は恭愍王の対外政策を改めて考察し、反元という方針一辺倒ではなく、「国内的にも対外的にも柔軟な、ある意味では日和見主義的な態度で臨み」、「できるだけ多くの選択肢を持つと努力」していたと解釈している。しかし、恭愍王の政策が反元のみでは解釈できないことは、すでに北村秀人[1964、52-55 頁]が征東行省(元朝の高麗統治機関)を廃止しなかった点を論拠に指摘している。
- (16) 『太祖実録』巻 44 洪武 2 年 8 月丙子。
- (17) 『太祖実録』巻 46 洪武 2 年 10 月壬戌。
- (18) 『高麗史』巻 40 恭愍王 11 年 2 月己卯。
- (19) 『高麗史』巻 44 恭愍王 22 年 7 月壬午。
- (20) 『太祖実録』巻 116 洪武 10 年 12 月。同巻 145 洪武 15 年 5 月丁巳。
- (21) 『高麗史』巻 133 辛禡 3 年 2 月。
- (22) 『太祖実録』巻 174 洪武 18 年 7 月甲戌。
- (23) 『太祖実録』巻 180 洪武 20 年正月癸丑(『史料蒙古』 1、162-163 頁)。
- (24) 『太祖実録』巻 182 洪武 20 年 6 月丁未(『史料蒙古』 1、167-168 頁)。
- (25) 『太祖実録』巻 189 洪武 21 年 3 月甲辰(『史料蒙古』 1、191 頁)。
- (26) 『太祖実録』巻 194 洪武 21 年 10 月丙午(『史料蒙古』 1、204 頁)。
- (27) 『太祖実録』巻 187 洪武 20 年 12 月庚午、同巻 189 洪武 21 年 3 月辛丑(『史料満洲』 1、94、97-98 頁)。
- (28) 池内宏[1915b]は三姓(依蘭)付近を主張している。董万倫[1995]は池内説を批判して、

会寧に設置されたと主張する。李学智[1956]、楊暘[1980]は琿春付近に置かれた主張している。

- (29)『太祖実録』卷 187 洪武 20 年 12 月 壬申(『史料満洲』 1、94-95 頁)。鉄嶺の位置については諸説があり、池内宏[1918a]は鴨緑江岸の黄城、稲葉岩吉[1934]は平安北道の江界ではないかとしている。和田清[1934、315-320 頁]、末松保和[1941、190 頁]、張杰[2003]は咸鏡道と江原道の境あたりだとしている。本稿では和田清らの主張する、咸鏡道と江原道の境あたりであったという見解をとりたい。
- (30)『太祖実録』卷 189 洪武 21 年 3 月 辛丑、同卷 227 洪武 26 年 4 月 壬午(『史料満洲篇』 1、97、122 頁)。
- (31)『太祖実録』卷 184 洪武 20 年 8 月 辛未(『史料蒙古』 1、178 頁)。
- (32)『太祖実録』卷 196 洪武 22 年 5 月 辛卯(『史料蒙古篇』 1、208 頁)。
- (33)張輝[2003]も高麗政権内部の対立が出兵を決めた点を主張している。姜陽[2006]、張杰[2004]は、明朝による鉄嶺以北の要求に高麗が反発したためだと述べている。
- (34)例えば 1398 年(洪武 31 年)に、五軍都督府と兵部が朝鮮の討伐を主張したことに対して、まず礼部を通じてその改悛をうながし、それから討伐を考えてもおそくないと答えている(『太祖実録』卷 257 洪武 31 年 4 月 庚辰)。
- (35)各衛の設置年代は史料により異なることもある。『明実録』、『明史』などの各種史料を考証し、設置年度を検討した研究には以下がある[朱誠如 1980、楊暘 1980、徐桂榮 1992、馮季昌 1998]。
- (36)『太祖実録』卷 220 洪武 25 年 8 月 庚申。同卷 236 洪武 28 年 正月 甲子。同卷 239 洪武 28 年 6 月 辛巳(『史料蒙古』 1、228 頁、『史料満洲』 1、132 頁、137 頁)。
- (37)『太祖実録』卷 233 洪武 27 年 6 月 戊寅(『史料満洲』 1、129 頁)。
- (38)『太祖実録』卷 255 洪武 30 年 10 月 戊子(『史料満洲』 1、157 頁)。洪武年間の水運については、[清水泰次 1928、219-226 頁。星斌夫 1963、1-15 頁。樊金華、2008]を参照。
- (39)『太祖実録』卷 253 洪武 30 年 6 月 庚寅(『史料蒙古』 1、251-254 頁)。
- (40)和田清[1934、321 頁]が「洪武一朝の満洲経略は此の地に於ける元朝の勢力を覆へすことをのみ目的としたと云ひ得る」と述べているのは、やや言いすぎだと考える。
- (41)張士尊[2002、59 頁]は『太祖実録』卷 229 洪武 26 年 7 月 辛亥と『太祖実録』卷 230 洪武 26 年 11 月 丙辰の記事に着目し、この時に連山関が設けられ、これより内側への朝鮮人の入境は禁止されたと解釈した。つまり、洪武帝は連山関を遼東の東端とみなしていたという見解を主張している。筆者もこの見解に同意したい。

3 永楽帝によるマンチュリア政策

永楽帝は洪武帝が末年にとっていた防御重視の方針を転換し、マンチュリアに明朝の統治力を拡大する試みをおこなった。永楽帝は洪武年間に統治力がおよんだ遼東をこえて、マンチュリア北部、東部、西部に明朝の勢力をのばした[黄文沁 1981]。以下では、女真の招撫(北部)、朝鮮との関係調整(東部)、モンゴル情勢の影響(西部)に分けて、永楽年間の特徴について考察したい。

① 女真の招撫

永楽帝は即位後すぐに女真の招撫をおこなった。『明実録』には記載されていないが、『殊域周咨録』[中華書局、1993、733頁(原本は1583年刊行)]には1403年(永楽元年)に邢枢が黒龍江下流域に派遣され、女真の招撫をしたとある。女真の反応もはやく、同年5月には女真の首長が来朝した(1)。同年11月にはアハチュ(阿哈出)が来朝し、建州衛指揮使に任命され、女真の首長が初めて衛所の長となった(2)。以後、来朝する女真は絶えず、マンチュリア北部には続々と衛所が設けられた[楊暘1982、榎森進2008]。

明代の史書に記述される「女真」という語句には、広義と狭義との区別がある。明朝は建州女真、海西女真、野人女真の区分を使ったが[増井寛也1996]、朝鮮の史書は女真、兀良哈、兀狄哈などと記述している。これらは狭義の女真を指す。広義には、マンチュリアに暮らすツングース系諸民族の総称とも解釈でき、後の満洲族の祖先だけを指す語句ではなかった[愛新覚羅烏拉熙春2009、4、28頁]。

永楽帝による招撫以前において、マンチュリア北部に暮らした女真がいかなる状況であったかについては、史料不足のためよくわからない。しかしながら、元末から明初にかけてマンチュリア北部では、ナガチュなどの故元勢力が衰退し、その圧迫下にあった諸集団が自立化する社会変動が生じていたと推測される[河内良弘1992、36-37頁]。

建州衛の長のアハチュや建州左衛の長のモンケテムルらは、元末には三姓近隣の馬大屯という場所にいたと考証されている(3)。ところが、元末明初の社会変動を受け、彼らは南下を余儀なくされた。モンケテムルは兀狄哈(兀者野人?)の圧迫を受け、1385年(洪武18年)ごろ朝鮮東北境の吾音会(会寧)へ移動したらしい(4)。アハチュの移動経路については不明だが、1403年(永楽元年)には輝発河上流の鳳州(山城鎮付近)に移動していた[(河内良弘1992、142-143頁)]。

永楽帝は来朝した女真の首長に武職を授け、明朝の軍制組織である衛所の長に任じた。しかし女真により組織された衛所は、遼東に設置された衛所とは異なる点があった。第一に、明朝は首長が持つ特権を承認して衛所の運営をまかせ、その女真集団の統治に直接関与することはなかった。第二に、衛所の構成員に軍事的義務はなかった。第三に、首長は衛所官としての職官を与えられたが、俸禄は支給されなかった[江嶋壽雄1950、17頁]。こうした特徴を持つ衛所は羈縻衛所と呼ばれており、明朝軍制の基本組織である衛所とは区別されている[蔣秀松1992、彭建英2004]。明朝は基本的には来朝すれば官職を授け、衛所の長に任命する方針をとっていた(5)。

女真の首長にとって、羈縻衛所に組織されることは大きな意味を持っていた。首長は明朝から勅書、印璽を与えられ、衛所の長に任命された。この勅書は朝貢する際に、衛所の長であることを証明するものであり、勅書がなければ朝貢は認められなかった。つまり勅書は、衛所の長に任命された辞令であるとともに、朝貢する資格の証明書とも表現できるものであった。勅書を得た女真の首長は、朝貢により、さらには馬市での取引により、大きな経済的利益を獲得した。

以上、①明朝が直接統治するのではなく、女真の首長を衛所の長に任命して統治する、②衛所の長には勅書を与えて朝貢、馬市での取引を認めるという、明朝が実施していた措置を羈縻衛所制度と呼ぶことにする。

永楽年間におこなわれた女真の羈縻衛所制度への組み込みは、洪武年間において元朝に従っていた女真が明朝に投降、帰服したこととは、政治的、経済的な意義が異なる点を主張したい。

羈縻衛所の設立がすすめられるなか、明朝は1409年(永楽7年)に奴兒干都指揮使司(以下、ヌルガン都司)の設置を決定した(6)。そして1411年(永楽9年)にイシハ(亦失哈)の率いる兵団が、松花江、黒龍江を下りながら女真を招撫し、黒龍江右岸のテイルにヌルガン都司を開設した。

ヌルガン都司の機能は遼東都司とは大きく相違した。その設置目的は招撫であり、ヌルガン一帯の直接統治をおこなう機関ではなかった。イシハラが派遣され、ヌルガン都司に滞在した期間は統治的機能を果たしていたが、その撤収後は常駐的な官吏はいなかったと考えられる。それゆえ、統治機能を維持するためには派遣活動を続ける必要があり、派遣中止は機能停止、名目化を意味した[杉山清彦 2008、114-115頁]。

ヌルガン都司の特徴として、恒常的な統治をおこなう行政機構ではなかった点と、その運営に携わった人たちにも特徴があった点を指摘したい。第一に、明朝に出仕した女真やモンゴル人という非漢人がその運営に携わったこと、第二に、内廷(宦官)と武官が主体となり運営された、という点である[杉山清彦 2008、128-129頁]。

永楽帝はヌルガン都司の設置とともに、その近接地に永寧寺を建設した。これは、おそらく明朝の権威がヌルガンにまでおよんでいることを示すためであったと考えられる。永楽帝はかかる寺院建設を、マンチュリア東部の長白山方面でもしていた。1417年(永楽15年)に永楽帝は張信を長白山方面に派遣し、寺院の建設をおこなわせた[和田清 1937、421-424頁。池内宏 1916-20、引用は 1972、140-147頁。楊暘 1995]。永楽帝はマンチュリアの北辺と東辺に寺院を建設して、女真を慰撫する拠点にしていただけでなく、明朝の勢力がおよぶ範囲を示していたと指摘したい[杉山清彦 2008、121-127頁]。

② 朝鮮との関係調整

洪武帝は朝鮮の太祖(李成桂)を朝鮮国王に冊封することは保留していたが、永楽帝は即位後すぐに、朝鮮へ金印・誥命を渡し、太祖を朝鮮国王に封じた(7)。ここに、明朝は朝鮮を冊封し、朝鮮は明朝に事大を尽くすという関係性が正式に出来上がった。朝鮮朝廷は明朝との関係が「正常化」したことに安心したが、女真をめぐる問題が持ち上がり、難しい状況下に置かれた。

永楽帝は即位後すぐに女真の招撫をはじめたことは既述したが、朝鮮に対してもそのことを通知していた(8)。永楽帝から女真招撫の勅諭を受けた朝鮮は、対応に苦慮した。その理由は、元朝崩壊後、鴨緑江周辺の明朝と朝鮮の境域は政治的空白地となっており、そうした状況を高麗・朝鮮は利用して、北進政策をすすめるとともに女真の羈縻、懐柔をしていたからである。とくに李成桂の権力掌握後(1388年、洪武21年)、北辺の女真のなかには李成桂を慕い、方物の献上に来くるものがいた(9)。来朝した女真に対して、太祖(李成桂)は万戸、千戸の職を与えるなどの羈縻政策をおこなっていた(10)。朝鮮にとって女真への羈縻政策は、北辺の安定を保つために必要な政策であったが、永楽帝の女真招撫とは並存できない政策でもあった。

また領域問題も再度浮上した。洪武年間に明朝は鴨緑江までの確保を試みたが、それはできず、鉄嶺衛は撤退を余儀なくされたことは既述したが、永楽帝の女真招撫により、鴨緑江周辺にも明朝の影響力がおよぶことになった。朝鮮は「公嶮鎮」以南の領有を永楽帝に対して主張した(11)。永楽帝は朝鮮の主張を認め、朝鮮と領域確定で争う選択はしなかった(12)。

永楽帝は金印・誥命の授与、領域の確定という案件では朝鮮に寛大であったが、他方では朝鮮に要求もしていた。その内容は、対モンゴル戦に必要な馬匹の献上[北島万次 1995、荷見守義 2002]、マンチュリアでの農業振興に必要な耕牛の献上[(川越泰博 1986]、遼東から朝鮮に流入した人々の返還(「漫散軍」と呼ばれた)[末松保和 1941、249-264 頁]などがあげられる。こうした要求に、朝鮮もできるだけ応じる姿勢を示していた。

永楽帝が女真の招撫をおこなったことから、それまで朝鮮に入朝していた女真のなかには、明朝に入朝するものが出ていた。1405 年(永楽 3 年、太宗 5 年)以降、朝鮮東北境の女真は明朝への入朝をはじめ、モンケテムルも 1405 年(永楽 3 年)か 1406 年(永楽 4 年)に明朝へ入朝し、建州衛都指揮使に任命された[河内良弘 1992、49~50 頁]。ここにモンケテムルは明朝の官職を得て、その臣となったので、朝鮮との関係が続けることはできなくなった。明朝から見て、女真のモンケテムルも朝鮮も同じ朝貢者であり、明朝は朝貢するもの同士が互いに通交することは認めていなかった。明朝-女真、明朝-朝鮮という関係性は存在したが、女真-朝鮮という関係性は、明朝の冊封関係には存在しなかった。

永楽帝が推進したマンチュリアでの冊封関係の形成により、朝鮮は女真に対する方針の変更を余儀なくされ、女真との通交を縮小する方向性をとった。1406 年(永楽 4 年、太宗 6 年)には女真との交易の場であった慶源市を閉鎖した(13)。またこの年には、明朝に派遣される使臣が、遼東で私交することも禁止した(14)。翌 1407 年(永楽 5 年、太宗 7 年)には、青州以北を往来する人物には印信の取得を義務づけて、その往来を制限した(15)。朝鮮北辺と遼東との交易は洪武年間にはおこなわれていたが[須川英徳 2000、76-77 頁]、永楽年間には明朝による女真招撫、女真と朝鮮の私交禁止という新たな事態を受けて、相互の交易は縮小していたと指摘できよう。

交易縮小は、朝鮮との交易に依存することが深かった女真の生計を脅かした。女真のなかには交易の縮小を、掠奪により補うものもあらわれた。女真の掠奪に手を焼いた朝鮮は、1410 年(永楽 8 年、太宗 10 年)に軍隊を東北境に派遣し、モンケテムルら女真を攻撃、懲罰する行動にでた[河内良弘 1992、54-57 頁]。攻撃を受けたモンケテムルは、朝鮮との関係改善は難しいと判断し、1411 年(永楽 9 年、太宗 11 年)に鳳州(山城子付近)へと移動し、朝鮮との軋轢を回避する行動を選択した。

朝鮮は軍事行動により女真の脅威を除くことに成功したが、朝鮮が攻撃したモンケテムルは明朝の官職を持つ臣でもあったので、明朝への説明が必要であった。朝鮮は明朝に対して、この攻撃は「国家之命」ではなく「辺將」がしたものと説明し、朝鮮朝廷の決定ではなかったことを主張した(16)。

明朝と朝鮮は冊封関係を取り結んでいたため、国家レベルでの対応(例えば、馬匹や耕牛の献上など)では、朝鮮は明朝の要求に応じる姿勢を示していた。しかしながら北辺の安定確保という地域レベルの問題では、朝鮮は明朝が冊封する女真への攻撃を敢えておこなう

選択をしていた。むしろ、明朝へは周到に練られた弁明をしてはいたが、「明朝への事大」よりも北辺安定を優先していたのである。太宗以後も女真の北辺での跳梁はやまず、朝鮮は北辺の安定化をはかるために、「明朝への事大」と「女真の羈縻」という両立が難しい問題に悩まされた。かかる問題が生じた震源は、永楽帝によるマンチュリア政策にもとめられる。

③モンゴル情勢の影響

永楽帝のモンゴルへの対応は、即位後すぐに対応した女真や朝鮮にくらべて、迅速ではなかった(17)。

1408年(永楽6年)に永楽帝は、モンゴル高原で勢力を伸張していたオルジェイ・テムル(本雅失里)に朝貢をうながした(18)。そして翌1409年(永楽7年)に使者を派遣したが、オルジェイ・テムルはその使者を殺害し、明朝への敵対姿勢を示した(19)。ここに永楽帝はモンゴル遠征軍の派遣を決め、丘福を征虜大將軍に任命した。ところが丘福の率いる明軍は大敗してしまった。このため永楽帝は親征の決断を下し、1410年(永楽8年)にモンゴル高原に出撃した。

永楽帝によるモンゴル攻撃はマンチュリア情勢にも影響を与え、女真や朝鮮の動向を左右した。朝鮮は1409年(永楽7年、太宗9年)に丘福がおこなったモンゴル攻撃について探知しており、明朝が敗ればモンゴルが朝鮮北辺にまで侵攻してくることを警戒していた(20)。そして、丘福が敗れて永楽帝が親征に乗り出し、明朝の関心がモンゴル情勢に傾くなか、既述したが、朝鮮は女真への攻撃をおこない、軍事行動により北辺の安定化をはかった。朝鮮が女真攻撃に踏み切るにあたって、どれだけモンゴル情勢を勘案したのか、詳細を記述する史料はない。とはいえ、モンゴル遠征による明朝の圧力低下に、朝鮮が乗じて出兵したのではないかという、その関係性の指摘はこれまでもされてきた[和田清 1937、409頁。末永保和 1941、263-264頁]。

永楽帝は1410年(永楽8年)の第一次モンゴル親征から、死去する1424年(永楽22年)まで、五回におよぶモンゴル親征をおこなっており、1410年(永楽8年)以降の関心はモンゴル政策にあったと考えられる。

表1は、楊暘らが明らかにしたヌルガン都司管轄下における羈縻衛所を、設置年次ごとにカウントしたものである(21)。これによると永楽4年は35箇所と最も多く、永楽7年まで多数の羈縻衛所が設置されたことを示している。永楽16年-22年の間は、羈縻衛所は設置されていない。こうしたヌルガン都司管轄下の羈縻衛所の設置年代から、永楽7年には女真の有力集団の羈縻衛所制への編入、女真の招撫は一段落ついたので、以後はモンゴル政策に力点を移したという解釈はできないだろうか。もとより、永楽帝によるモンゴル政策は明帝国の推移全体のなかから、その位置づけを解釈する必要はあるが、筆者はヌルガン都司管轄下の羈縻衛所設置とのかかわりから、以上のような仮説を主張したい。

1421年(永楽19年)から翌1422年(永楽20年)にかけて、モンゴルのタタル部は遼東を侵攻し、遼東は混乱に陥った[河内良弘 1992、59-60頁]。モンゴルの脅威が遼東におよんだことに、女真は不安を感じた。鳳州(山城子付近)に移動していたモンケテムルはモンゴルの侵攻を警戒し、1423年(永楽21年)に再び朝鮮東北境の会寧に移動した。建州衛の

李滿住(アハチュの孫)も、1424年(永樂22年)に鳳州から鴨緑江支流の婆猪江流域へ移動した。こうした女真の有力集団の朝鮮北辺への移動により、再び女真と朝鮮との間には紛糾が生じてしまった[河内良弘1992、60-62頁、143-144頁]。

- (1) 『太宗実録』巻19下 永樂元年5月乙未(『史料満洲』1、175頁)。
- (2) 『太宗実録』巻24 永樂元年11月辛丑(『史料満洲』1、181頁)。
- (3) 箭内互[1913、414頁]。池内宏[1916-20、引用は1972、87-89頁]。和田清[1937、380頁]。河内良弘[1992、34頁](馬大屯を支持しながらも、疑問点についても述べている)。考古学的に「馬大屯説」が確認されたという報告が出されている[実瑋2002]。しかし、藤紹箴[2010、2011]は「馬大屯説」への批判を展開している。
- (4) 『朝鮮実録 太宗実録』巻9 太宗5年5月庚戌(『明代満蒙史料 李朝実録抄』1、166-167頁。以下『史料李朝』と略)。
- (5) 『宣宗実録』巻58 宣德4年9月丙午(『史料満洲』1、424頁)。
- (6) 『太宗実録』巻62 永樂7年閏4月己酉(『史料満洲』1、235頁)。
- (7) 『太宗実録』巻16 永樂元年2月甲寅。
- (8) 『朝鮮太宗実録』巻5 太宗3年6月己酉(『史料李朝』1、139頁)。
- (9) 例えば、後に明朝から建州左衛の長に任じられるモンケ=テムルは1395年(洪武28年、太祖4年)に朝鮮に来朝していた(『朝鮮太祖実録』巻8 太祖4年9月己巳。『史料李朝』1、66頁)。
- (10) 『朝鮮太祖実録』巻8 太祖4年12月癸卯(『史料李朝』1、67-70頁)。北島万次[1996、166~168頁]。
- (11) 『朝鮮太宗実録』巻7 太宗4年5月己未(『史料李朝』1、149-151頁)。「公嶮鎮」という地名は、朝鮮がその領域を廣大に示すために作った虚構の地名であったことは、戦前以来指摘されている[津田左右吉1964e、池内宏1919、蔣秀松1997b、劉子敏2003]。
- (12) 『朝鮮太宗実録』巻8 太宗4年10月己巳(『史料李朝』1、154頁)。
- (13) 閉鎖に対する女真の反対は強く、鉄製品の取引は禁止という条件で再開された[河内良弘1992、52頁]。
- (14) 『朝鮮太宗実録』巻11 太宗6年正月己未(『史料李朝』1、184頁)。
- (15) 『朝鮮太宗実録』巻14 太宗7年9月丁丑(『史料李朝』1、217-218頁)。
- (16) 『朝鮮太宗実録』巻19 太宗10年3月壬辰(『史料李朝』1、264-265頁)。
- (17) 永樂帝によるモンゴル政策については、[和田清1932、松本隆晴2001、谷井陽子2009]を参照。
- (18) 『太宗実録』巻55 永樂6年3月辛酉(『史料蒙古』1、335-337頁)。
- (19) 『太宗実録』巻64 永樂7年6月辛亥(『史料蒙古』1、347頁)。
- (20) 『朝鮮太宗実録』巻18 8月壬戌(『史料李朝』1、241頁)。
- (21) ヌルガン都司管轄下の羈縻衛所の設置年次は、『大明会典(万曆)』巻125や『明史』巻90兵志2にも記述はあるが、楊暘[1982]らの研究に依拠した。

おわりに

洪武帝は北元・故元勢力をマンチュリアから駆逐し、遼東都司を設けて衛所制度による統治をおこなった。しかしながら、衛所が設けられた場所は開原ぐらゐまであり、開原以北にまで統治機構を拡大することはできなかった。永楽帝は女真の招撫を積極的におこない、来朝した女真は羈縻衛所制度に組み入れた。そして、ヌルガン都司を設けて朝貢に来る女真を管轄した。

ここに明朝は、遼東都司管轄地は衛所制度により、ヌルガン都司管轄地は羈縻衛所制度による統治機構を樹立した。明朝はマンチュリアを均質的には統治していなかったことを強調したい。また、明朝は遼東では屯田をおこない、人を常住させる政策をおこなったが、ヌルガン地区へは元朝がしたような屯田政策や犯罪者の流刑など、人を長期的に定住させようとする試みはしなかった[中村和之 2008、54-55 頁]。むしろ明朝は、遼東からの出境は禁止する政策をとっていた(1)。この点からも、明朝は遼東とヌルガン地区を同一視していなかったことが見てとれる。

紅巾軍の侵攻、元朝の崩壊によりマンチュリアは混乱に陥ったが、洪武帝、永楽帝により新たな地域秩序がつけられ、遼東は衛所制度による統治し、ヌルガン地区の女真とは羈縻衛所制度により管轄し、朝鮮、モンゴルとは冊封関係で対応していたとまとめられよう。

永楽帝の死去、洪熙帝の短命な治世を経て、宣徳帝が即位した。宣徳帝は、マンチュリア政策については祖父永楽帝の方針を延長していた。女真の朝貢は無制限に受け入れるとともに、ヌルガン都司維持のためにイシハを二回派遣した[江嶋壽雄 1953]。しかしながら、永楽帝の方針遵守は財政的に難しくなった。宣徳帝について即位した正統帝は、即位後すぐに遼東総兵官、遼東都司らに造船や運糧の停止を命令した(2)。これにより、正統帝はヌルガン都司の維持を放棄したと解釈できる。さらに女真らの朝貢を制限する政策をおこない、永楽年間につくられた羈縻衛所制度は変容していった(3)。その変容過程については、次章で考察したい。

(1) 『太宗実録』巻 143 1413 年永楽 11 年 9 月丙申(『史料満洲』1、267 頁)、『太宗実録』巻 204 1418 年永楽 16 年 9 月戊申(『史料満洲』1、298 頁)。

(2) 『英宗実録』巻 1 宣徳十年正月甲戌(『史料満洲』1、529 頁)

(3) 正統年間以降もヌルガン都司は存続し、マンチュリア北部は明朝により実行支配されていたという見解は、現在の領土問題との関係から主張されている部分が多く、歴史の実体認識とは距離のある見解だと筆者は考える。ヌルガン都司は女真などの朝貢をうながす目的から設けられた。それゆえ正統年間に朝貢を制限するようになると、その存在意義は大きく低下したと考えられる。「朝貢制限をおこなう時代に、ヌルガン都司を維持する政策を明朝がとるとは考えにくい」という杉山清彦の見解に筆者も同意したい[杉山清彦 2008、118 頁]。また中国における研究でも、正統年間以降ヌルガン都司は機能喪失していたという見解が主張されている[張士尊 2003]。

参考文献日本語

愛新覺羅烏拉熙春

2009『明代の女真人』京都大学学術出版会 231p

新宮学

1998「明清社会経済史研究の新しい視点－顧誠教授の衛所研究をめぐって－」『中国－社会と文化』13 pp. 371-389

池内宏

1915a「李朝の四祖の伝説とその構成」『東洋学報』5-2、5-3 pp. 229-266、pp. 328-357
→『満鮮史研究 近世編』pp. 7-63

1915b「三万衛についての考」『史学雑誌』26-5 pp. 572-580
→『満鮮史研究 中世1』pp. 683-693

1916-20「鮮初の東北境と女真との関係(1~4)」『満鮮地理歴史研究報告』2、4、5、7
pp. 203-323、pp. 299-365、pp. 299-366、pp. 219-254
→『満鮮史研究 近世』pp. 65-222(大幅に改稿している)

1917「高麗恭愍王の元に対する反抗の運動」『東洋学報』7-1 pp. 117-136
→『満鮮史研究 中世3』pp. 175-195

1918a「高麗辛禡朝に於ける鉄嶺問題」『東洋学報』8-1 pp. 82-115
→『満鮮史研究 中世3』pp. 235-264

1918b「高麗恭愍王朝の東寧府征伐に就いての考」『東洋学報』8-2 pp. 206-248
→『満鮮史研究 中世3』pp. 197-234

1918c「高麗末に於ける明及び北元との関係」『史学雑誌』29-1~29-4 pp. 56-90、pp. 161-179、
pp. 251-271、pp. 372-389
→『満鮮史研究 中世3』pp. 265-331

1919「公嶮鎮と蘇下江」『東洋学報』9-1 pp. 100-129
→『満鮮史研究 中世3』pp. 333-360

1922「元代の地名開元の沿革」『東洋学報』12-3 pp. 46-67
→『満鮮史研究 中世1』pp. 651-681

1963a『満鮮史研究 中世1』吉川弘文館 704p

1963b『満鮮史研究 中世3』吉川弘文館 437p

1972『満鮮史研究 近世編』中央公論美術出版 339p

稲葉岩吉

1934「鉄嶺衛の位置を疑う」『青丘学叢』18 pp. 120-122

岩間徳也

1925「元張百戸墓碑考」『満蒙』65 pp. 14-31

江嶋壽雄

1950「明初における女直の遼東移住について－自在安楽二州の一考察－」『東洋史学』1
pp. 57-75

→『明代清初の女直史研究』pp. 3-21

1953「亦失哈の奴児干招撫」『西日本史学』13 pp. 43-61

→『明代清初の女直史研究』pp. 73-96

1999『明代清初の女直史研究』中国書店 629p

遠藤巖

1988「応永初期の蝦夷の反乱－中世国家の蝦夷問題によせて－」北海道・東北史研究会編『北からの日本史』三省堂 pp. 163-181

榎森進

1990「十三～十六世紀の東アジアとアイヌ民族－元・明朝とサハリン・アイヌの関係を中心に－」羽下徳彦編『北日本中世史の研究』吉川弘文館 pp. 223-268

2008「明朝のアムール政策とアイヌ民族」『中世の北東アジアとアイヌ』高志書院 pp. 65-104

江原正昭

1963「高麗の州県軍に関する一考察－女真人の高麗軍への編入を中心にして－」『朝鮮学報』28 pp. 35-74

大葉昇一

1998「クイ（骨嵬、蝦夷）・ギレミ（吉里迷）の抗争とオホーツク文化の終焉－元朝の樺太出兵と水達達経営に関わって－」『学苑』701 pp. 119-150

岡田英弘

1959「元の藩王と遼陽行省」『朝鮮学報』14 pp. 533-543

→『モンゴル帝国から大清帝国へ』藤原書店、2010 pp. 146-164

1961「開原城新考」『和田博士古稀記念東洋史論叢』講談社 pp. 247-254

海保嶺夫

1987『中世の蝦夷地』吉川弘文館 311p

蔭木原洋

2008「洪武帝初期の対琉球政策－馬・高麗・納哈出を通して－」『東洋史訪』14 pp. 1-14

川越泰博

1986「明代軍屯制の一考察－とくに朝鮮牛買付けをめぐって－」『中村治兵衛先生古稀記念東洋史論叢』刀水書房 pp. 153-170

2001「軍事行政－衛所を中心として－」『明代中国の軍制と政治』国書刊行会 pp. 35-229

河内良弘

1992『明代女真史の研究』同朋舎 760p

北島万次

1995「永楽帝期における朝鮮国王の冊封と交易」田中健夫編『前近代の日本と東アジア』吉川弘文館 pp. 196-215

1996「明の朝鮮冊封と交易関係」『中世史講座』11、学生社 pp. 152-187

北村秀人

1964「高麗に於ける征東行省について」『朝鮮学報』32 pp. 1-73

1972「高麗時代の藩王についての一考察」『人文研究(大阪市立大学)』24-10 pp. 93-144

佐々木史郎

1994「北海の交易－大陸の情勢と中世蝦夷の動向」『岩波講座日本通史』10、岩波書店
pp. 321-339

佐藤文俊

1999『明代王府の研究』研文出版 480p

清水泰次

1918「大寧都司の内徙につきて」『東洋学報』8-1 pp. 125-141

1928「明代の漕運」『史学雑誌』39-3 pp. 215-255

1935「明代の遼東経営」『東亜』8-1 pp. 131-141

1937a「明代満洲屯田考」『地友会雑誌』2-2 pp. 25-39

1937b「東蒙古に於ける明初の経営」『東亜経済研究』21-2 pp. 1-18

徐仁範

1999「衛所と衛所軍－軍士の選充方法を中心に－」『明代史研究』27 pp. 5-19

末松保和

1941「麗末鮮初に於ける対明関係」『史学論叢(京城帝国大学)』2 pp. 1-280

→『末松保和朝鮮史著作集5 高麗朝史と朝鮮朝史』吉川弘文館、1996 pp. 124-291

須川英徳

2000「朝鮮初期における経済構想」『東洋史研究』58-4 pp. 57-88

杉山清彦

2008「明初のマンチュリア進出と女真人羈縻衛所制」『中世の北東アジアとアイヌ』
高志書院 pp. 106-134

園田一亀

1949「元代南満洲の交通路について」『東洋学報』32-2 pp. 33-64

1948『明代建州女直史研究』国立書院 280p

谷井陽子

2009「明初の対モンゴル軍事政策とその帰結」『史林』92-3 pp. 27-60

津田左右吉

1964a「元代に於ける高麗西北境の混乱」『津田左右吉全集』11、岩波書店 pp. 342-366

1964b「元代に於ける高麗の東北境」『津田左右吉全集』11、岩波書店 pp. 367-378

1964c「高麗末に於ける鴨緑江畔の領土」『津田左右吉全集』11、岩波書店 pp. 379-400

1964d「高麗末に於ける東北境の開拓」『津田左右吉全集』11、岩波書店 pp. 401-416

1964e「兀良哈と斡都里との住地、并に偽公嶮鎮の位置」『津田左右吉全集』11、岩波書店
pp. 416-438

デイビット・ロビンソン

2007「モンゴル帝国の崩壊と高麗恭愍王の外交政策」夫馬進編『中国東アジア外交交流史
の研究』京都大学学術出版会 pp. 145-184

徳永洋介

1996「金元時代の流刑」梅原郁編『前近代中国の刑罰』京都大学人文科学研究所 pp. 285-321

中村和之

- 1992『北からの蒙古襲来』小論一元朝のサハリン侵攻をめぐって一『史朋』25 pp.1-9
2006「金・元・明朝の北東アジア政策と日本列島」『北方世界の交流と変容』山川出版社
pp.100-121
2008「モンゴル時代の東征元帥府と明代の奴児干都司」『中世の北東アジアとアイヌ』
高志書院 pp.43-64

西野幸雄

- 1988「高麗朝における北方両界地域について－蒙古侵略期の対応から－」『専修史学』20
pp.101-119

萩原淳平

- 1960「明初の北辺について」『東洋史研究』19-2 pp.15-47
→「元朝の崩壊と明初のモンゴル人」『明代蒙古史研究』同朋舎、1980 pp.1-46

荷見守義

- 2002「辺防と貿易－中朝関係における永楽期－」『中央大学東洋史学専攻創設五十周年記念
アジア史論叢』pp.113-135

浜中昇

- 1986「高麗末期政治史序説」『歴史評論』437 pp.54-70

星斌夫

- 1963『明代漕運の研究』日本学術振興会 517p

堀江雅明

- 1990「ナヤンの反乱について(上)」『東洋史苑』34・35 pp.73-91

増井寛也

- 1982『『乞列迷四種』試論－元明時代のアムールランドー』『立命館文学』444・445 pp.96-130
1996「明代の野人女直と海西女直(上)」『大垣女子短期大学研究紀要』37 pp.55-66

松本隆晴

- 2001「明代前期の北辺防衛と北京遷都」『明代北辺防衛体制の研究』汲古書院 pp.3-28

丸亀金作

- 1934「元・高麗関係の一齣－瀋王に就いて－」『青丘学叢』18 pp.1-57

森平雅彦

- 1998a「駙馬高麗国王の成立－元朝における高麗王の地位についての予備的考察－」
『東洋学報』79-4 pp.1-31
1998b「高麗王位下の基礎的考察－大元ウルスの一分権勢力としての高麗王家」『朝鮮史
研究会論文集』36 pp.55-87
2008「事元期高麗における在来王朝体制の保全問題」『北東アジア研究』別冊1 pp.135-172

箭内互

- 1913「満洲に於ける元の疆域」『満洲歴史地理』2 pp.268-432
1923「池内博士の『元代の地名開元の沿革』を読む」『東洋学報』13-1 pp.70-103
→1930『蒙古史研究』刀江書院 pp.899-944

吉野正史

2008「ナヤンの乱における元朝軍の陣容」『早稲田大学大学院文学研究科紀要』54-4
pp. 21-37

2009「元朝にとってのナヤン・カダアンの乱」『史観』161 pp. 34-58

和田清

1928「元代の開元路に就いて」『東洋学報』17-3 pp. 412-443

→『東亜史研究(満洲篇)』pp. 190-222

1930-32「兀良哈三衛に関する研究(上、下)」『満鮮地理歴史研究報告』12、13 pp. 137-311
pp. 261-498

→『東亜史研究(蒙古篇)』pp. 151-423

1932「明初の蒙古経略」『満鮮地理歴史研究報告』13 pp. 101-259

→『東亜史研究(蒙古篇)』pp. 1-106

1934-37「明初の満洲経略(上、下)」『満鮮地理歴史研究報告』14、15 pp. 177-298
pp. 71-292

→『東亜史研究(満洲篇)』pp. 260-477

1944「開元・古州及び毛憐」『北亜細亜学報』3 pp. 1-28

→『東亜史研究(満洲篇)』pp. 223-248

1955『東亜史研究(満洲篇)』東洋文庫 674p

1959『東亜史研究(蒙古篇)』東洋文庫 938p

参考文献中国語

于志嘉

2009「犬牙相制－以明清時代の潼關衛為例」『中央研究院歷史語言研究所集刊』80-1
pp. 77-133

王劍

2006「納哈出盤踞遼東時明朝与高麗的關係」『中国边疆史地研究』4 pp. 103-112

→『黒水文明研究』黒龍江人民出版社、2007 pp. 107-118

王崇時

1991「元代入居中国の高麗人」『東北師大学報』6 pp. 46-49

→『中朝關係史研究論文集』吉林文史出版社、1995 pp. 150-158

王綿厚

1981「張成墓碑与元代水達達路」『社会科学輯刊』3 pp. 99-105

→『東北歴史地理論著匯編』3、吉林人民出版社、1987 pp. 599-607

王頌

1982「元代極東北三族雜考」『北方論叢』1 pp. 79-83

解毓才

1940「明代衛所制度興衰考」『説文月刊』2-9、2-10、2-11、2-12 pp. 37-50、pp. 75-85、
pp. 113-126、pp. 99-122

→『明史論叢4－明代政治』学生書局、1968 pp. 155-247

郭毅生

1980「元代遼陽行省驛道考略(上、下)」『北方論叢』2、4 pp. 89-97、pp. 74-82, 100

郭紅

2000「明代大寧都司沿革考實」『歷史地理』16 pp. 145-156

邱樹森

2003「元代的女真人」『社会科学戰線』2003-4 pp. 161-164

姜陽

2006「明初鉄嶺衛設置与高麗關係述略」『韓國學論文集』15 pp. 73-79

金渭顛

1998「高麗与明之間的貢馬問題」『韓國學論文集』7 pp. 289-295

景愛

1979「關於開原路若干問題的探討」『學習与探索』3 pp. 48-57

嚴聖欽

1995「高麗与蒙元的政治軍事關係」『韓國學論文集』4 pp. 198-214

顧誠

1989「談明代的衛籍」『北京師範大學學報』5 pp. 56-65

→翻譯は、新宮学「明代の衛籍について」『東北大学東洋史論集』7、1998 pp. 239-265

胡凡

1998「論明代洪武時期的北部边防建設」『東北師大學報(哲学社会科学版)』4 pp. 47-53

2006「明代洪武永樂時期北边軍鎮建置考」『文史』77 pp. 167-180

吳松弟

1996「蒙(元)時期朝鮮半島对中国的移民」『韓國研究論叢』2 pp. 302-309

黃文沁

1981「明成祖時代遼東的經略」『明史研究專刊』4 pp. 145-170

実瑋

2002「滿族第一發祥地斡朶里故城遺址的發現」『學習与探索』2 pp. 125-126

朱誠如

1980「明遼東都司二十五衛建置考弁」『遼寧師院學報』6 pp. 52-60

→『管窺集』紫禁城出版社、2002 pp. 279-288

徐桂榮

1992「明代遼東都司諸衛轄所考」『遼寧大學學報』1 pp. 50-53

蔣秀松

1992「羈縻衛所和羈縻政策」『黑龍江民族叢刊』4 pp. 57-66

→『東北民族史研究(三)』中州古籍出版社 pp. 154-164

1994「高麗末期的東、西女真」『黑龍江民族叢刊』3 pp. 59-66

→『東北民族史研究(三)』中州古籍出版社 pp. 139-146

1997a「元代的“合蘭府”」『東北民族史研究(三)』中州古籍出版社 pp. 125-130

1997b「關於公嶮鎮的地理位置」『東北民族史研究(三)』中州古籍出版社 pp. 88-94

薛磊

- 2006 「元代瀋陽路建置芻議」『歷史地理』21 pp. 87-91
2005 「元代開原路建置新考」『元史論叢』10 pp. 150-154
2008 「元代征東省芻議」『內蒙古大學學報(哲學社會科學版)』2008-3 pp. 42-45

曹樹基

- 1996 「對明代初年田土數的新認識－兼論明初邊衛所轄的民籍人口」『歷史研究』1
pp. 147-160

叢佩遠

- 1988 「元代的野人、吾者野人、女直野人与北山野人」『史學集刊』3 pp. 13-20
1993 「元代遼陽行省境內的契丹、高麗、色目与蒙古」『史學集刊』1 pp. 7-14
1998 「元代東北編」佟冬主編『中國東北史』3、吉林文史出版社 pp. 3-530
1990 「黑龍江下游地區古代的狗國与狗站」『中國史研究』2 pp. 107-119
1993 「元代遼陽行省的農業」『北方文物』1 pp. 78-88

孫衛國

- 1997 「略論明初与麗末之中韓關係」『韓國學論文集』6 pp. 33-41

譚其驤

- 1935 「釋明代都司衛所制度」『禹貢半月刊』3-10 pp. 1-6
→『長水集』上、人民出版社、1987 pp. 150-158
1981 「元代的水達達路和開元路」『歷史地理』1 pp. 179-181
→『東北歷史地理論著彙編』3、吉林人民出版社 1987 pp. 596-598

張輝

- 2003 「鐵嶺立衛与辛禡朝出師攻遼」『中國邊疆史地研究』2003-1 pp. 19-25

張杰

- 2003 王虹「明初朱元璋經營鐵嶺以北元朝旧疆始末」馬大正主編『中國東北邊疆研究』中國
社會科學出版社 pp. 87-100
2004 「朱元璋設置鐵嶺衛于鴨綠江東始末」『遼寧大學學報(哲學社會科學版)』1 pp. 72-76

張勝彥

- 1976 「明太祖時代遼東之主權的確立与政略」『食貨』5-11 pp. 12-26

張士尊

- 2002 「明代遼東東部山区海島開發考略」『遼寧大學學報(哲學社會科學版)』30-4 pp. 58-61
2003 「奴兒干都司職能分析」『遼寧大學學報(哲學社會科學版)』31-5 pp. 46-49

張秦湘

- 1982 「試論元初開元城的位置」『學習与探索』1 pp. 118, 142-144
→『東北重研究－東北考古學研究(三)』中州古籍出版社 1994 pp. 349-352
1986 「論乃顏之亂」『民族研究』2 pp. 44-50
→『東北重研究－東北考古學研究(三)』中州古籍出版社 1994 pp. 291-298

趙立人

- 1994 「洪武時期北部邊防政策的形成与演變」『史學集刊』4 pp. 12-16

張立凡

1983「略論明代洪武期間与北元与戰和」中国蒙古史学会編『中国蒙古史学会論文選集』
pp. 248-254

陳文石

1967「明代前期遼東的边防(洪武四年—正統十四年)」『中央研究院歷史語言研究所集刊』37
上 pp. 237-312

鄭慶平

2007「衛所制度變遷与基層社会的資源配置—以明清蔚州為中心的考察」『求是學刊』34-6
pp. 150-155

程尼娜

2005「元朝对黑龍江下流女真水達達地区統括研究」『中国边疆史地研究』2 pp. 69-77
2006「元代朝鮮半島征東行省研究」『社会科学戰線』6 pp. 157-162

都興智

2009「元代遼陽行省的設置与治所變遷問題探討」『遼寧師範大學學報(社会科学版)』1
pp. 117-119

滕紹箴

2010「“斡朶里”非今“馬大屯”考」『清史研究』3 pp. 116-123
2011「“斡朶里”非今“馬大屯”考(二)」『東北史地』4 pp. 36-42

董万命

1990「元代合蘭府水達達研究」『北方文物』2 pp. 59-65
1993「明代三万衛初設地研究」『歷史地理』11 pp. 224-232
→刁書仁主編『中朝關係史研究論文集』吉林文史出版社、1995 pp. 170-181

樊金華

2008「明初南北轉運重建的真相：永樂十三年停罷海運考」『歷史地理』23 pp. 188-198

馮季昌

1998「明代遼東都司及其衛所建置考弁」『歷史地理』14 pp. 176-185

方學風

1989「元代高麗人遷入中国境内的一些史料」韓俊光主編『中国朝鮮族遷入史論文集』
黑龍江朝鮮民族出版社 pp. 384-401

彭建英

2004「明代羈縻衛所制述論」『中国边疆史地研究』3 pp. 26-38, 148

楊曉春

2007「13-14世紀遼陽、瀋陽地区高麗移民研究」『中国边疆史地研究』3 pp. 36-45

楊保隆

1984「淺談元代的女真」『民族研究』3 pp. 16-25

楊茂盛

1989「關於元代兀者的名称、分布与族属問題」『中央民族學院學報』4 pp. 26-32

楊暘

1980李治亭、傅朗云「明代遼東都司及其衛的研究」『社会科学輯刊』6 pp. 79-85

→『東北歷史地理論著匯編』4、吉林人民出版社、1986 pp.186-192

1995 敬知本「關於明成祖在東北邊陲實施以佛教“御邊”國策之我見」『博物館研究』2
pp.27-31,37

1982 袁閻琨、傅朗云『明代奴兒干都司及其衛所研究』中州書畫社 332p

1988『明代遼東都司』中州古籍出版社 303p

李學智

1956「朝鮮史籍中之『移闌豆漫』與明代三萬衛考」『大陸雜誌』12-8 pp.250-258

1959「元代設於遼東行省之開元路(上、中、下)」『大陸雜誌』18-2、18-3、18-4 pp.10-12
pp.22-26、pp.22-26

→『邊疆論文集』1、國防研究院、1964 pp.212-224

李三謀

1989「明代遼東都司、衛所的行政職能」『遼寧師範大學學報(社會科學版)』6 pp.71-77

1996「明代遼東都司衛所的農經活動」『中國邊疆史地研究』1 pp.31-37

李新峰

1998「恭愍王後期明高麗關係與明蒙戰局」『韓國學論文集』7 pp.306-312

劉子敏

2003「關於“公嶮鎮”位置的再考證」馬大正主編『中國東北邊疆研究』中國社會科學
出版社 pp.251-262

表 1

ヌルガン都司管轄下の
衛所の設置年次

年 次	設置数
洪武年間	3
永樂元年	2
2 年	6
3 年	10
4 年	35
5 年	23
6 年	21
7 年	14
8 年	7
9 年	1
1 0 年	10
1 1 年	2
1 2 年	6
1 3 年	3
1 4 年	1
1 5 年	3
合 計	147

出典；楊暘 1982、
301-311 頁より作成。

第4章 明代中期・後期におけるマンチュリアの社会変容と地域秩序

はじめに

本章では、正統年間(1436-1449年)から明末までの期間、マンチュリアではいかなる社会変容が生じ、どのような地域秩序が形成されていたのか検証する。

明朝は永楽年間までに、遼東とヌルガン地区とでは異なった統治政策をおこなっていた。遼東では衛所制度を実施した。衛所制度とは、衛所を設置して軍士を配属し、軍士が屯田をおこない、食料は自給を原則とするものであった。他方、ヌルガン地区では羈縻衛所制度を実施した。羈縻衛所制度とは、①明朝が直接統治するのではなく、女真の首長を衛所の長に任命して統治する、②衛所の長には勅書を与えて朝貢、馬市での取引を認めるものであった。ヌルガン地区に暮らした女真に対して明朝は、①「分而治之」(分割して統治して強大化を防ぐ)、②「以夷治夷」(女真のなかの有力者を擁護し、その有力者に他の女真の統制をまかせる)を基本に対応していた[欒凡 2004、王冬芳 2005]。こうした方針の具体的な措置として、羈縻衛所制度がおこなわれていたと理解したい。

明朝は遼東では衛所制度により領域的な統治をしていた。しかし、ヌルガン地区での羈縻衛所制度は領域統治を目的にはしていなかった。つまり、明朝がマンチュリアで実施した統治政策は、遼東とヌルガン地区では質的に異なっていた点を指摘したい。

かかる明朝によるマンチュリア統治は、正統年間以降変容するとともに、機能しなくなった。そしてヌルハチの勢力拡大により、これらは17世紀初には消滅した。明朝によるマンチュリア統治はいかなる要因から変容したのか、ヌルハチはどのように勢力を拡大したのか考察してみたい。研究史の詳細については塚瀬進[2012]にゆずり、本章では最小限の言及にとどめる。

1. 正統～成化年間の社会変容

① 人間の移動による社会変容

14世紀後半以降、マンチュリアでは女真が北から南へ、モンゴル人が西から東へ、漢人が南から北へと移動していた。なかでも、モンゴル人はマンチュリアへの侵攻を繰り返していた。1421年(永楽19年)にモンゴルのタタルが遼東に侵攻し、翌22年(永楽20年)もその侵攻は続いた。モンゴルの侵攻から逃れるため、女真の有力首長のモンケテムルは1423年(永楽21年)に会寧へ移動し、李満住も1424年(永楽22年)に婆猪江へ移動した[河内良弘 1992、59-61頁、143-145頁]。女真が朝鮮に近い場所へ移動した結果、女真と朝鮮との間ではトラブルが増えた。

宣徳～正統年間になると、マンチュリアの状況はより複雑化した。モンゴルではオイラトとタタルが争っていたが、タタルは永楽帝の親征を受けて弱体化し、オイラトとの抗争にも敗れた。このため1432年(宣徳7年)にタタルは、オイラトから離れるため東方へ移動した。その結果、タタルはウリヤーンハン三衛の居住地に踏み込んでしまい、ウリヤーンハンとの対立が生じた。ウリヤーンハンのなかにはタタルとのトラブルを避けるため、東方へ移動して、海西女真の居住地に踏み込むものもいた。また、タタルの一部も海西女真

を攻撃したことから、海西女真はその難を避けて移動を始めた[和田清 1930、引用は『東亜史研究(蒙古篇)』273-301頁]。ウリヤーンハン、タタルの圧迫を受けた海西女真のなかには、朝鮮の近くまで移動し、朝鮮への略奪をおこなうものもいた[河内良弘 1992、291-293頁]。女真による略奪に苦しんだ朝鮮の世宗は、女真を討伐するため、1433年(宣徳8年、世宗15年)と1437年(正統2年、世宗19年)に軍事行動にでた[王兆蘭 1990、蔣秀松 1997]。

つまり、タタルの移動がウリヤーンハンの移動をうながし、その影響を受けた女真も移動していたのであった。朝鮮近隣にまで移動した女真は、朝鮮への略奪をおこなったので、朝鮮は軍事行動により女真を鎮圧するという対応をしていた。マンチュリアで生じた社会変動は、中華王朝との関係からだけではなく、マンチュリアをめぐる状況が複合して生じていた点についても指摘したい。

正統年間においてもモンゴル人の侵攻は止まず、ウリヤーンハン、海西女真への侵攻を繰り返していた。そして1449年(正統14年)に「土木の変」が起こり、モンゴル人の侵攻は頂点に達した[荷見守義 1995、1999]。この時、マンチュリアへはトクトブハ(脱脱不花)が侵攻した[園田一亀 1948、184-194頁。川越泰博 1972]。

モンゴル人によるマンチュリア侵攻に対して、明朝が示した対応として二つ指摘したい。第一に、遼東辺牆を建築した[稲葉岩吉 1913、劉謙 1989]。明朝は1443年(正統8年)ごろに山海関から開原に至る辺牆を築いて、モンゴル人の侵攻を防ごうとした(その後、「成化三年の役」(1467年)を契機に饒陽堡までの東部辺牆がつくられた)。第二に、モンゴル人と女真が結びつき、両者が協同して明朝に反抗しないように配慮していた(1)。

女真はこれまでのように移動して、モンゴルの脅威から逃れようとした。李満住は1451年(景泰2年)に蘇子河上流から東方の富爾江上流へ移動した(2)。移動の結果、李満住の集団と朝鮮との距離は近くなり、女真による朝鮮への略奪は頻発した。朝鮮の世祖は女真を懐柔することで、その略奪を防ごうと考えたが、明朝の反対を受けてしまい、その試みは挫折した[河内良弘 1974]。略奪は女真の経済生活の一部ともなっていたので、それを止めることは難しかった[欒凡 1999、30-34、64-65頁]。

女真は略奪を繰り返したことから、明朝や朝鮮は武力制圧をおこなうこともあった。1433年(宣徳8年)から1479年(成化15年)の45年間に、明朝、朝鮮は女真に対する大規模な武力制圧を5回おこなった(3)。このため、とくに建州女真は衰えを示し、女真の有力者を羈縻して、その有力者を軸にして女真統治をするという、明朝の女真統治の根幹が揺らぐという事態も生じてしまった。以後、明朝は女真のなかに有力な提携者を見出すことができずに苦しんだ。この点について後述する。

② 朝貢、馬市の変化

正統年間以降、朝貢の条件、朝貢と馬市との関係も変化した。永楽帝が女真を招撫したことから、女真は次々に朝貢するようになった。永楽、宣徳年間「無制限な自由朝貢」[江嶋壽雄 1952 引用は『明代清初の女直史研究』136頁]とも称される状況であり、女真は朝貢をあたかも有利な商行為とみなして盛んに朝貢した。このため、女真にとって朝貢に伴う回賜や交易は不可欠なものとなった。かかる頻繁な女真の朝貢に対して、明朝はその負担に耐えることが難しくなった。正統年間から朝貢の制限をはじめ、各羈縻衛所が

派遣できる人数、回数、時期の制限をした。宣徳年間では年間 3000-4000 人の女真が朝貢したが、正統年間には年間 1500 人に制限された[江嶋壽雄 1952 引用は『明代清初の女直史研究』141-142 頁]。1464 年(天順 8 年)、1466 年(成化 2 年)にも明朝は女真の朝貢に対する制限を設けた[河内良弘 1992、478-480 頁]。

こうした明朝による朝貢制限に、女真は反発、抵抗した。女真は、①朝貢人数を増やす増貢を要求、②新衛設置により朝貢回数を増やす、③勅書の書き換え(上級勅書の内容に書き換えて朝貢条件を有利にする。名義を書き換えて再度朝貢する)などの抵抗を示した[江嶋壽雄 1958、引用は『明代清初の女直史研究』170-177 頁]。

朝貢の制限は馬市の状況にも影響をおよぼした。馬市の起源は、永楽帝が馬不足を憂慮し、開原と広寧に馬市を開設して馬の購入に努めたことにあった。その結果、永楽末年には畜馬数は 100 万匹をこえ、馬市開設の目的は達成された。しかし、女真やウリヤーンハンの馬市を終了することは、羈縻の観点から好ましくないと判断され、馬市は継続された[江嶋壽雄 1954、引用は『明代清初の女直史研究』241-242 頁]。ここに馬市は、馬の購入が目的ではなく、モンゴルや女真の羈縻が目的となった。他方、明朝は朝貢の制限に踏み切り、馬市の許可を朝貢制限の見返りとする政策をおこなった。

明朝は 1439 年(正統 4 年)に朝貢の制限をおこなったが、制限だけでは女真は不満を持つと考え、同時に、女真がこれまで北京でしていた交易を開原で行わせることに変更し、開原馬市での私市を公認した(4)。ここに馬市は朝貢制限の対価として提供された公認の交易場となり、開原に二か所(城東、南関)、広寧に一か所の計三か所となった[江嶋壽雄 1957、引用は『明代清初の女直史研究』327-329 頁]。

土木の変後、ウリヤーンハンはモンゴルと共同したとの嫌疑から、懲罰として開原城東と広寧の馬市は閉鎖された。そのため、女直が交易する開原南関だけが存続した。明朝に従順でないものには、馬市の停止が懲罰手段として用いられた。つまり、馬市は政治的な意味を持って存在していたのであった。

馬市の政治性は、1464 年(天順 8 年)の撫順馬市の開設にも見てとれる。明朝は同年 7 月に撫順での交易を認めた。その三か月後の 10 月に、女真の朝貢制限をおこなった。朝貢の制限は女真の反発を招くので、開原馬市での先例にならぬ、馬市交易を認める代わりに朝貢を制限するというやり方をしたのであった[江嶋壽雄 1958、引用は『明代清初の女直史研究』167-170 頁]。ここに馬市は、海西女真が交易する開原南関と建州女真が交易する撫順の二か所になった。

明朝は 1478 年(成化 14 年)にウリヤーンハンの馬市復開要請を認め、開原古城堡南(嘉靖 3 年に慶雲堡北に移動)と広寧に馬市を置いた。その理由は、馬市を認めないとウリヤーンハンが海西女真と結託する恐れがあるので、ウリヤーンハンの歓心を得るためという、辺境安定をはかる政治的なものであった(5)。これにより馬市は開原南関、開原古城堡南(慶雲堡北)、撫順、広寧の合計四か所となり、この状態が嘉靖末年まで約 90 年間継続した。1478 年(成化 14 年)には馬市禁約を發布して、馬市の秩序化をはかった(6)。

遼東辺牆の北側に広がるヌルガン地区に住む女真に対して、明朝は朝貢制限や馬市の開設をおこない、両者の関係は洪武・永楽年間とは異なる状況となっていた。他方、遼東の状況も変化していた。

③遼東での軍屯

遼東では衛所が設けられ、軍士が軍務を果たすとともに屯田をおこない、軍糧の自給をはかっていた。しかし、宣徳年間から逃亡する軍士が増え、屯田は崩壊していった。軍士の逃亡が増えたことを、兵部は 1429 年(宣徳 4 年)には問題視していた(7)。1434 年(宣徳 8 年)の報告では、衛所の上官が公務にかこつけて軍士を私役することが軍士逃亡の原因であり、軍士が定数に達していない状況が常態化しているので、改める必要があると述べている(8)。上官の私役に苦しみ、逃亡する軍士が多かった状況はその後も続き、屯田に従事する軍士の減少は屯田の崩壊を導いた。1445 年(正統 10 年)には屯田は有名無実化しているとの報告がされていた(9)。

衛所の上官は軍士を私役しただけでなく、屯田のなかでも肥沃な土地を占拠していた(10)。衛所が本来果たすべき役割であった軍糧の自給は、衛所の上官が腐敗したことにより不可能になった。それでも明朝は屯田の立て直しをはかるため、いくつかの対応策を講じていた。屯田を売却し、購入者には租糧の代納をさせた。売却された屯田の租糧は、一般の屯田の規定よりも低く設定された[衣保中 1993]。この他に、招民をおこない、軍士に代わって農業生産をおこなわせた。招民が耕作した民田の租糧も、一般の屯田の規定よりも低かった[周遠廉 1980]。また、軍士の姓名や耕作面積を記した簿籍の整備をおこない、屯田の回復をはかる案を上奏する官僚もいた(11)。

軍士の逃亡により荒廃した屯田の立て直しを明朝は模索したが、屯田の減少を食い止めることはできなかった。明朝は開中法により遼東への軍糧補給をはかるとともに、1444 年(正統 9 年)からは京運年例銀の運用を始めた。その後、京運年例銀の支給額は増加の一途をたどり、遼東の軍糧が銀で払われる範囲は拡大した[諸星健児 1990]。明朝の対応は、銀を遼東へ供給して軍士を養う方向へと傾斜していったのである。

以上の考察から、14 世紀後半-15 世紀中頃にかけて、モンゴル系諸集団が東方へ移動し、その結果として女真も移動し、朝鮮や明朝との間でトラブルが生じていたこと、明朝は朝貢の負担に耐え切れず、その制限をするとともに馬市を開設して女真を羈縻していたこと、遼東防衛の根幹であった衛所制は軍士の逃亡が続き、屯田での農業は振るわず、本来の役割を果たせなくなっていた点を指摘したい。

(1) 『英宗実録』巻 162 正統 13 年正月乙巳(『明代満蒙史料 満洲篇』2、220 頁。以下『史料満洲』と略す)。

(2) 『文宗実録』巻 9 元年 8 月辛未(『明代満蒙史料 李朝実録抄』5、191-193 頁。以下『史料李朝』と略す)。

(3) ①1433 年(宣徳 8 年、世宗 15 年)朝鮮が建州女真を攻撃。②1437 年(正統 2 年、世宗 19 年)朝鮮が建州女真を攻撃。③1460 年(天順 4 年、世祖 6 年)朝鮮が女真を攻撃。④1467 年(成化 3 年、世祖 13 年)明朝・朝鮮が建州女真を攻撃。⑤1479 年(成化 15 年、成宗 10 年)明朝・朝鮮が建州女真を攻撃。

(4) 『英宗実録』巻 58 正統 4 年 8 月乙未(『史料満洲』2、63-64 頁)。

(5) 『憲宗実録』巻 176 成化 14 年 3 月丙戌(『史料満洲』2、574-575 頁)。

(6) 『全遼志』巻一、山川・関梁

- (7) 『宣宗実録』 卷 59 宣徳 4 年 11 月乙卯。
- (8) 『宣宗実録』 卷 107 宣徳 8 年 12 月庚午(『史料満洲』 1、504-505 頁)。
- (9) 『英宗実録』 卷 127 正統 10 年 3 月甲申(『史料満洲』 2、174 頁)。
- (10) 『憲宗実録』 卷 161 成化 13 年正月丁未(『史料満洲』 2、554-555 頁)。
- (11) 『憲宗実録』 卷 244 成化 19 年 9 月戊申(『史料満洲』 2、651-654 頁)。

2. 弘治～嘉靖の社会変容

①授官規定の変更

成化年間に明朝・朝鮮による武力侵攻を受けた建州三衛は、1500 年代初めには衰弱していた。建州三衛の首長の影響力が低下したため、明朝は 1493 年(弘治 6 年)に羈縻衛所の首長に与える授官規定を改変し、女真を統御できる能力を持つ人物を首長にすることにした。改正の発端は大通事の王英の上奏であった。王英は最近の首長は部下による辺患を統御できないので、今後は部下に辺患をしたものがない首長に限り、授官すべきだと主張した(1)。これに対して兵部が覆奏し、①部下に辺患をした人物がないこと、②子孫もよく志を継承する者、③被虜者や略奪品の返還など明朝に功劳した者、という首長に限り授官を認める新方針を打ち出した(2)。

明朝は部下の統率ができない首長は授官せず、辺患を生じさせない力量を持つ首長に授官する政策に転換した。以前は首長の家系に連なる人物が首長の地位を世襲しており、明朝もとくに審議はせずにそれを認めていた。しかし、この方針転換により、明朝の期待に応じることのできる人物が、首長の地位を継承することになった。ここに家系ではなく、羈縻衛所の長としての力量が問われることになり、都督の地位は不安定化した。

建州三衛は弘治年間以降、その勢力は衰えていた。衰弱の兆候として、三つ指摘したい。第一には、首長の系譜が不明確になった。首長が交代(襲職)する際には、必ず明朝に申し出てその承認を得ることが必要であった。そのため首長襲職の際には、ほぼ『明実録』にその記事が掲載される。しかし、嘉靖初期以降では、建州三衛の首長の系譜を『明実録』の記述からはたどることができなくなる[園田一亀 1953、215-220 頁](3)。第二に、正徳年間末ごろから建州三衛の首長と家系上の関係が不明な人物が、都督を称して朝貢する事例が増えた点が指摘できる[河内 1992、716 頁]。経歴不明な都督が誕生した理由は、既述した 1493 年(弘治 6 年)の都督授官の方針変更に起因したと考えられる。家系上の理由からではなく、人物の力量が問われたことから、出自が卑賤な人物でも都督に昇任できたからだと考えられる。第三に、建州三衛の朝貢は振るわず、不定期になっていた。もはや定期的な朝貢が難しくなっていた点にも、その衰弱を見てとることができる[園田一亀 1953、215-225 頁、312-319 頁]。

明朝は羈縻衛所のトップとしての力量を持つ人物に授官することで、女真を羈縻する方針に変えた結果として、衛所長のポストは流動化し、とくに都督の地位は低下した。もともと都督は規模の大きい羈縻衛所の首長に与えられる、重い官職であった。しかし、弘治年間以降は小さな羈縻衛所の首長も都督に任命される一方、嘉靖年間には一衛一都督という原則は崩れ、建州衛のような大きな羈縻衛所には複数の都督が任命されていた[河内良弘

1992、716-718 頁]。明朝は授官規定の基本方針は変更せず、1533 年(嘉靖 12 年)にはさらなる詳細な明文化をおこなった(4)。

明朝の方針転換の結果、羈縻衛所の首長は有力者が世襲的に交替してきた状況から、出自は卑賤であっても実力を持つ人物が任命される道が開かれた。その一方で、首長のポストをめぐる争いが生じ、女真社会は不安定になった。こうした状況に、後述する貂皮交易の伸張、朝貢の定額化が絡み合い、女真社会の不安定さをより深くしていた。

② 貂皮交易の伸張

15 世紀後半(明は成化年間、朝鮮は成宗年間)になると、女真と明朝・朝鮮の間での貂皮交易が盛んとなった。これ以前では、女真は有力な交易品を持つことができず、交易では受動的な立場にあった。しかし、明朝・朝鮮での旺盛な貂皮の需要を背景に、女真による貂皮交易は急成長した。貂皮交易の伸張は、女真社会に大きな影響をおよぼした[河内良弘 1971、樂凡 2000]。

第一に、貂皮交易、商品交易への依存が高まり、明朝・朝鮮との経済関係が増大した。いかに貂皮を獲得して、明朝・朝鮮に販売するかが、女真にとって重要となった。第二に、女真は貂皮の販売後、農業に必要な鉄製農具や耕牛を購入した。このため女真による農業は改善され、農業生産は増加した。その結果女真の人口は増え、その居住地も拡大し、遼東や朝鮮の隣接地区に女真の生活領域がおよぶようになった。第三に、貂皮の主産地はアムール川以北のシベリアの森林地帯であった。そのため、シベリアからマンチュリアに至る交易ルートが成立した。この交易ルートを運営する商人が女真のなかから生まれ、蓄財し、富豪となる人も出た。第四に、女真は軍事力も増大させていた。1474 年(成化 10 年、成宗 5 年)に、朝鮮人は女真の鎌が骨から鉄に変化していることを観察している。

貂皮交易の伸張により女真は富裕化し、その行動は活発化した。16 世紀前後には朝鮮と隣接した鴨緑江岸では、女真による狩猟の活発化や女真部落の拡大が見られ、朝鮮とのトラブルが頻発した[河内良弘 1976]。また、16 世紀前半には貂皮貿易により富裕化した女真が朝鮮国境付近に登場する一方で、朝鮮側の咸鏡道は国境警備の重い負担と自然災害のため疲弊していた。このため貧窮化した朝鮮人のなかには、課税や賦役から逃れて、富裕な女真のもとに流入するという、以前では考えられない状況が生じていた[河内良弘 1977]。

女真は貂皮という有力商品を得たことから、交易により富を増加させていた。貂皮交易により財を蓄えた女真のなかには、その出自は卑賤であっても、明朝からの勅書を所持して、羈縻衛所の首長に任命されたと称していた人物もいた(例えば王杲)。他方、これまで有力であった建州三衛は衰退したため、嘉靖年間に女真は混乱状況に陥ってしまった。

③ 朝貢定額化による影響

1541 年(嘉靖 20 年)前後に、明朝は新たな朝貢制限を設けた。海西女真は 1000 名、建州女真は 500 名と、その朝貢人数を定め、定額に達したならば終了にすることにした[江嶋壽雄 1962、引用は『明代清初の女直史研究』186-189 頁]。これまで女真は朝貢制限に対して、衛所の新設を求めたり、他衛の名義を使ったり、勅書を借用するなど、朝貢の機会、回数を増やす方向で対応していた。そうした方向を遮断するため、明朝は朝貢の定額化をおこ

なった。言い換えるならば、正統年間以降の朝貢制限は各衛所の入貢者の人数制限であり、朝貢者の総数制限ではなかった。しかし、嘉靖年間の制限は朝貢者の総数を制限した。このため女真は従前のやり方では対応できなくなった。

朝貢定額化後に生じていた女真の状況変化として、二つ指摘したい。第一に、羈縻衛所間の勅書の争奪に勝利して朝貢の権利を勝ち取り、他の羈縻衛所には朝貢させず、自らの朝貢を増やす必要があった。このため女真同士の抗争は、以前に比べて激化した。弱小な羈縻衛所は淘汰され、勝ち残った羈縻衛所はその勢力を拡大して、政治集団としての凝集力を高めた。第二に、馬市から遠い女真は入貢しても、定額に達しているならば朝貢できない事態が発生した。それゆえ、馬市の近くに居を構える女真が出現した(5)。

こうした女真の状況変化により、次のような現象が生じていた。一つには、勅書を持つ意義は経済的な意味合いが強くなり、明朝から勅書を授与され、羈縻衛所の首長として政治的権威を示す意義は低下した。勅書の争奪が激しくなったことから、勅書に記載された人名と所持者は一致しなくなった。勅書を所持することが重要となり、明朝の権威により羈縻衛所の首長に任命された事実はどうでもよくなった。二つ目として、女真はこれまで移動を繰り返してきたが、馬市の近くに住む必要性が高まったので、居城を構えて定住するようになった。

以上の考察から、15世紀後半～16世紀前半にかけて明朝がおこなった授官規定の変更、朝貢の定額化により、マンチュリアをめぐる貂皮交易の伸張により、女真社会は変化し、その流動化がすすんでいたことを指摘したい。こうしたなか、16世紀後半にヌルハチは台頭し、女真の統一をはかったのである。

(1)河内良弘は建州女真と朝鮮との関係を考察するなかで、1490年代(弘治初年)には建州衛の首長は朝鮮への部下の侵攻を制御できなかったもので、その統制力は弱体化したと推測している(河内良弘 1992、529-535頁)。

(2)『孝宗実録』巻75 弘治6年5月乙亥(『史料満洲』3、35-36頁)。

(3)『李朝実録』では、1497年(弘治10年)以後、建州衛の記述は少なくなる。

(4)『世宗実録』巻148 嘉靖12年3月壬子(『史料満洲』3、364-365頁)

(5)『世宗実録』巻273 嘉靖22年4月癸未(『史料満洲』3、412頁)。

3. ヌルハチ台頭前後のマンチュリア

①女真の変容

16世紀前半に海西女真は南へと移動し、清朝の史籍が「扈倫四部」と呼ぶ、イエヘ、ハダ、ウラ、ホイファの諸部を形成した[叢佩遠 1984a、1984b]。イエヘは塔魯木衛から発展し、その開祖はチュクング(祝孔革、竹孔革)であった。チュクングは弘治末年～正徳初年ごろに、開原北関外のイエヘ河付近に移動した。しかし、ハダのワンジュ(王忠)に殺され、その勅書は奪われた。ハダは塔山前衛左都督であったスヘテ(速黒忒)を開祖にしている。スヘテは『満洲実録』に出てくるケシネにあたりと考証されている[松浦茂 1995、39頁]。スヘテは抗争のなかで殺されたが、その子供のワンジュ(王忠、王中)は難を逃れて、開原付近の清河(ハダ川)流域に落ち着き、ハダと称した。ワンジュは明朝の歡心を得ることに

努め、1551年(嘉靖30年)には都督へ昇任した(1)。ワンジュは、イエへのチュクングを殺してその勅書を奪うこともしたが、1553年(嘉靖32年)ごろに内紛のなかで殺された[江嶋壽雄1962 引用は『明代清初の女直史研究』191-193頁]。

海西女真同士の抗争は激化していた。その原因は、嘉靖年間の朝貢定額化により勅書の争奪が激しくなったことと、貂皮交易と銀流通の拡大が抗争激化をうながしたことにあった。明朝下での銀流通は15世紀以降拡大し、その影響はマンチュリアにもおよんだ。嘉靖年間には、女真の朝貢に対する回賜には折銀が認められ、銀が女真社会へ流入した[江嶋壽雄1962。蔣秀松1984]。遼東馬市での徴税は、嘉靖初年ぐらいには銀納化されたのではないかとの見解も出されている[荷見守義2002]。貂皮という有力商品を手にした女真は、明朝との朝貢、交易において銀を獲得する確実な方法を見出した。それゆえ、女真の朝貢、交易に対する欲求は熾烈なものとなり、女真間の抗争を激しいものとしていた。

貂皮交易により銀を蓄財した女真集団が、征服可能な集団に狙いを定めて移動して、その征服、統合をおこない、新たな集団を形成することが、遼東辺疆の外側では起きていたと推測される。そのため、出自が不明瞭な、または承襲関係が不明な人物が突如として首長に任命されることもあった[今西春秋1967、119-120頁、後藤智子1993、102頁]。16世紀の前・中期は建州女真、海西女真ともに混乱した状況にあり、弱小な勢力が分立して抗争を繰り返していた。『満洲実録』はヌルハチが挙兵する直前の状況を、みな王を僭称して殺し合い、骨肉の間でも殺し合っていたと述べている(2)。

抗争のなかで台頭したのは王杲(1529-75年)であった。王杲は撫順関と建州三衛の間に勢力をはり、その連絡を遮断して交易の利益を吸い上げていたと思われる。王杲の台頭以後、建州三衛は衰亡し、明朝への朝貢も激減していた。また、1560年代から1582年(万暦10年)ごろまで、モンゴルのトメンジャサクトハーンが遼東への侵攻を繰り返し、混乱に拍車をかけていた[園田一亀1953、256-259頁]。

こうしたなか、ワンジュの甥であるワンハン(王台)が台頭し、ハダの勢力は拡大した。ワンハンは勅書の争奪戦を有利に進めるとともに、明朝へは従順さを示した。1575年(万暦3年)には侵攻を繰り返す王杲を捕えて明朝にさしだし、明朝への恭順さを表明した。明朝は恭順なハダを擁護してイエへと建州女真を抑える、「夷を以て、夷を制する」方針で対応した(3)。ハダはワンハンのもとで強大化したが、1582年(万暦10年)にワンハンが死去すると、後継者をめぐり混乱した。すると、イエへが勢力拡大をはじめた。明朝はハダ擁護の方針は変更せず、イエへを攻撃してその弱体化をはかった[園田一亀1953、321-380頁]。

建州三衛の衰退、海西女真の抗争激化という事態に対して、明朝はハダを擁護して、女真を羈縻する方針をとっていた。かかる状況下で、1583年(万暦11年)にヌルハチは女真の統一を目指して挙兵した。

② 遼東の状況

万暦帝(在位1573-1619年)は長い治世の後半は政務への熱意を失い、国内の弊害の是正に対応していなかった。欠員となった官僚ポストの補充をおこなわなかったため、統治機構は機能不全に陥っていた。『明史』方從哲の列伝には、「六部堂上官僅四五人、都御史数

年空署、督撫監司亦屢缺不補」とあり、重要官僚の補充がおろそかにされていた状況が述べられている(4)。このため飢饉が起き、それへの対応を求める上疏が出されているにもかかわらず、放置されていた。重要な政務であった視朝は1590年(万暦18年)以降おこなわれず、1615年(万暦43年)に25年ぶりに再開されるという状況であった[和田正広1975]。

1592年(万暦20年)と1597年(万暦25年)におこなわれた豊臣秀吉による「朝鮮出兵」の影響、1599年(万暦27年)には高淮が派遣されて過酷な徴税をおこなったことから、遼東をめぐる状況は混迷していた。このため、衛所制は16世紀においても混乱しており、軍士の逃亡は止まなかった。軍士が逃亡するため屯田は荒廃し、軍糧を自給するという衛所制本来の機能は、依然として回復していなかった。

衛所の軍士は、上級武官からさまざまな名目(例えば武器の使用)で金銭を徴収されたり、上級武官の私田の耕作に使われことなどから、多くが逃亡していた[周遠廉1980a]。1558年(嘉靖37年)における開原城管轄下の10城堡の原額軍丁は5215名であったが、実在した軍丁は4218名に過ぎなかった。逃亡した軍丁は1097名であり、約20%が逃亡していた[楊暘1991、263-264頁]。軍士のなかには逃亡ではなく、官僚や上級武官への反乱を選択した人たちもいた。1509年(正徳4年)の反乱を皮切りとして、1535年(嘉靖14年)の反乱は大規模なものであった[叢佩遠1985b。岡野昌子1989。諸星健児1992]。

軍士の逃亡により、遼東の軍事力は低下していた。このため衛所の軍士ではなく、有力者の家丁が軍事力の中心となった[王廷元1981]。家丁とは、有力者が私的に養った兵士であった[鈴木正1952。馬楚堅1985。肖許1984。趙中男1991]。有力者は家丁を兵士とする一方、自己の私田を家丁に耕作させていた[姜守鵬1987]。家丁を養って軍功を挙げ、権勢を拡大した代表人物は李成梁であった[和田正広1995]。

屯田での農業生産は振るわなかったが、民田は増加していた[叢佩遠1985a]。1582年(万暦10年)の報告では、民田は屯田の約3倍の面積になっていた(5)。遼東での軍糧は屯田からだけでは賄いきれなくなり、食料の不足や価格上昇が問題となった。遼東での食糧価格は16世紀以降上昇を続けており、他地域から食料を輸送する必要性があった[全漢昇1970。欒凡2010]。しかし、大量の穀物を陸路で輸送することは経費的にも、時間的にも難しかった。また、山東から穀物を輸送するため海禁の緩和が主張されたが、明朝は伝統的な海禁政策を順守したこと、海運の活発化は軍士の逃亡を助長するなどの理由から、嘉靖年間では見送っていた。万暦年間に海運はおこなわれたが、十分な輸送力を発揮はしなかった[陳曉珊2010]。

そこで明朝は、京運年例銀などの銀を供給することで対応した。穀物を現物で確保する方法から、銀を送り、その銀を使って穀物を購入するか、銀を直接軍士に支給する方法へと変更した[諸星健児1990、張士尊1994]。そのため大量の銀が遼東に流入した。しかし、銀を支給されても穀物がなければ、その購入はできなかった。17世紀初頭では、銀があっても買う穀物がないので、兵士は銀を抱いて死ぬしかない状況だと報告されていた(6)。

1602(万暦30年)から1603年(万暦31年)に巡按遼東を務めた何爾健は、遼東の状況を次のように述べている[何爾健1982、6頁、35-36頁]。遼東の兵士の糧銀は、月四銭で薊州に比べて三分の一安い。そのうえ、三、四ヶ月も遅配したり、上官にピンハネされ、実際には1-2銭であった。これでは生活できないので、10人中8-9人は逃亡してしまう。そ

のため台堡はあるが、兵士はいない。台堡の多くは損傷しており、軍馬は弱っていたり、武器も壊れたり、古くなっている。これでは軍備はないのと同然である。沿道で哀願する人がいるので、その言葉を聞いてみると、税が重く、富める者は貧しくなり、貧しい者は逃亡しているという状況を述べていた。

③ ヌルハチの台頭

女真諸部が互いに抗争を繰り返すなか、明朝はハダ擁護により情勢の安定化をはかっていた。こうした状況下でヌルハチは台頭した。ヌルハチの世系は建州左衛に連なると称されているが、その確証はない。ヌルハチの祖父であった覚昌安は、明朝の史料には「叫場」、「教場」などと表記され[河内良弘 1992、733-736 頁]、撫順馬市で商業活動に従事していたことを档案は記述している[遼寧省档案馆 1985、808-815 頁]。ヌルハチの一族は、家系が貴顕であることではなく、商業活動を背景に銀を獲得し、勢力を拡大したと考えられる。

女真社会への銀流入は、16 世紀後半に中国への銀流通が変化したことから、より大規模になった。1570 年代にスペインがマニラを建設して、アカプルコ～マニラ間の貿易を始めたことにより、新大陸銀が中国へ流入するようになった。また、ポルトガルが長崎貿易を開始したことにより、日本銀も中国へ流入し、膨大な銀が中国に流れ込むようになった。流入した銀の多くは北辺に運ばれて軍事費として使われ、北辺では「辺疆の経済ブーム」が生じていた[岩井茂樹 1996]。多額の銀の流入は、女真の商業活動を活発化させた。既存の馬市での交易だけでは満足せず、新たな交易場の設置を求めようになった。明朝は女真を羈縻する観点から交易場の設置を認め、16 世紀後半には馬市以外に木市や互市が設けられた。これらの交易場では、朝貢とは無関係に交易が許可されたので、羈縻衛所制は変容してしまった[江嶋壽雄 1963、1968、中島楽章 2011]。

ヌルハチも明朝との交易には力を注いでいた。1588 年(万暦 16 年)にヌルハチは、撫順、清河、寬奠、饜陽での交易は国を富ませるものであると述べている(7)。対明断行までのヌルハチの目的は、他の女真が持つ勅書を獲得して、より多くの朝貢をおこなうとともに、対明交易により利益を得て国富を増やすことにあった。ヌルハチは珍重されていた人參を売却して、多額の銀を入手していた[上田裕之 2002]。対明断行に踏み切る以前のヌルハチは、明朝との関係性を最大限に活用し、羈縻衛所制を通じて自己の勢力拡大をしていたのであり、明朝の打倒などは念頭になかった。

ヌルハチは 1587 年(万暦 15 年)に、二道河子旧老城(フェアラ)に築城し、城居を始めた[和田清 1951]。女真は 15 世紀では少数の戸数で散居して、酋長の意に従って移動を繰り返す暮らしをしていた(8)。16 世紀前半でも、城郭がない集落に住んでいた(9)。しかし、16 世紀後半になると城居をはじめた。16 世紀後半には城居を可能とする、また必要とする状況が女真の間では生じていたと考えられる。城塞を建築、維持できる経済力を保持したこと、女真諸部との抗争に勝つためには指導者を中心に勢力結集が求められた点を指摘したい。

ヌルハチは周辺勢力の征服をすすめ、1599 年(万暦 27 年)にはハダを、1607 年(万暦 35 年)にはホイファを、1613 年(万暦 41 年)にはウラを、1619 年(万暦 47 年)にはイエへを滅ぼした。征服した異質な集団を取り込む制度として、ヌルハチは八旗制を創出した。ヌル

ハチは征服した諸集団を八旗に編入し、新たな勢力集団を作り上げていった。ヌルハチの台頭により、ハダを擁護して女真を羈縻するという明朝の政策は破たんし追い込まれた。

1618年(万暦46年)にヌルハチは対明断行を宣言し、明朝との戦争に突入した。明朝との関係を絶ったことにより、ヌルハチ政権は自給自足的な経済運営を強いられた。安定した農業生産を基盤にすることはできず、略奪に依存する部分も大きかった。ホンタイジの治世においても安定的な経済基盤を築くことはできず、依然として明朝からの略奪は重要であった[谷井陽子2006]。ヌルハチ・ホンタイジは、明朝との朝貢、撫順での馬市交易に代わる銀の獲得手段を、創出できていなかったと指摘できよう。

1621年(天啓元年)にヌルハチは遼東を占領し、明朝の勢力を遼河以西に駆逐した。もはや明朝へ朝貢する女真はいなくなり、馬市も消滅した。女真の朝貢は、1618年(万暦46年)のイェヘによる朝貢が最後であった[江嶋壽雄1962 引用は『明代清初の女直史研究』188頁]。ここに、永楽帝以来、明朝が女真を羈縻するために用いてきた羈縻衛所制は消滅した。明朝が授与した勅書も無意味なものとなり、ホンタイジは1639年(崇徳4年)に勅書の処分を命令した(10)。また、遼東の衛所制も崩壊し、明朝がマンチュリアで構築した統治制度は消滅した。

- (1) 『世宗実録』巻375 嘉靖30年7月辛卯(『史料満洲』3、454頁)。
- (2) 『満洲実録』巻一。
- (3) 『神宗実録』巻190 万暦15年9月癸丑(『史料満洲』4、104-106頁)。
- (4) 『明史』巻218 方從哲
- (5) 『神宗実録』巻122 万暦10年3月甲子(『史料満洲』4、47頁)。
- (6) 『光宗実録』巻7 泰昌元年8月庚午。
- (7) 『太祖高皇帝実録』巻二 戊子。
- (8) 『世宗実録』巻94 世宗23年12月己未(『史料李朝』4冊、279頁)。
- (9) 『中宗実録』巻61 中宗23年4月壬戌(『史料李朝』12冊、13頁)。
- (10) 『太宗実録』巻47 崇徳四年六月辛亥。

おわりに

明朝はマンチュリアの統治にあたって、遼東では衛所制を、ヌルガン地区では羈縻衛所制を実施し、両者の境界には遼東辺牆をつくり区分するという地域秩序をつくっていた。こうした状況を言い換えるならば、明朝は遼東では領域的な統治をしていたが、遼東辺牆の外側にあるヌルガン地区では有力者を羈縻する統治であり、領域的なものではなかった。それゆえ、ヌルガン地区を明朝の「領土」であったと主張することには配慮が必要だと指摘したい。中華王朝の版図は近代主権国家の「領土」とは異なるので、歴史的状況を無視して版図を「領土」であったと主張することはできない。

明朝によるマンチュリア統治は16世紀以降うまく機能しなくなり、そうしたなかでヌルハチは羈縻衛所制を活用して、明朝が北辺に投じた銀の獲得に努めるとともに、征服した集団を八旗制によりまとめあげていった。1635年にホンタイジは「満洲」という称号を採用し、ヌルハチ以来拡大してきた集団の名称とした(1)。したがって「満洲」とは、純血的

な人間集団ではなく、多様な集団が中に入った「容器」の新たな名称とも理解できる。

1621年(天啓元年)のヌルハチによる遼東占領により、衛所制と羈縻衛所制は消滅した。そして1644年に清朝が入関すると、多数の満洲人は関内へと移動した。入関後も清朝はマンチュリア統治にあたって、ヌルハチが羈縻衛所制を突き破る過程で創出、形成した八旗制を基軸にすえた統治をおこなった。マンチュリアに残った人々を旗人と民人とに分け、それぞれを別々に統治する「旗民制」を実施した。清朝は明朝とはまったく異なる統治政策によりマンチュリアを統治したのであった。その一方で、入関した1644年にはロシア人がアムール川(黒龍江)流域にあらわれた。清朝はロシアへの対抗に配慮をしながら、旗民制による統治政策を推進した過程については、次章で述べたい。

(1)『太宗実録』巻25 天聰九年十月庚寅。

参考文献日本語

稲葉岩吉

1913「明代遼東の辺牆」『満洲歴史地理』二、南満洲鉄道 pp.460-546

今西春秋

1967「jusen 国域号」『東方学紀要』2 pp.1-172

岩井茂樹

1996「十六・十七世紀の中国辺境社会」小野和子編『明末清初の社会と文化』京都大学人文科学研究所 pp.625-659

上田裕之

2002「清初の人参採取とハン・王公・功臣」『社会文化史学』43 pp.17-40

江嶋壽雄

1952「明正統期に於ける女直朝貢の制限」『東洋史学』6 pp.27-44

→『明代清初の女直史研究』pp.129-149

1954「遼東馬市起源」『東洋史学』9、1954 pp.1-25

→『明代清初の女直史研究』pp.217-244

1957「遼東馬市における私市と所謂開原南関馬市」『重松先生古稀紀念九州大学東洋史論叢』pp.19-39

→『明代清初の女直史研究』pp.307-331

1958「明代女直朝貢貿易の概観」『史淵』77 pp.1-25

→『明代清初の女直史研究』pp.153-181

1962「明末女直の朝貢に就て」『清水博士追悼紀念明代史論叢』pp.489-518

→『明代清初の女直史研究』pp.185-213

1963「明末遼東の互市場」『史淵』90 pp.67-94

→『明代清初の女直史研究』pp.359-389

1968「明末遼東の互市場補遺」『史淵』100 pp.157-167

→『明代清初の女直史研究』pp.393-405

1999『明代清初の女直史研究』中国書店 629p

岡野昌子

1989「嘉靖十四年の遼東兵変」『明末清初期の研究』京都大学人文科学研究所 pp. 35-65

川越泰博

1972「脱々不花王の女直経略をめぐって」『軍事史学』7-4 pp. 62-73

河内良弘

1971「明代東北アジアの貂皮貿易」『東洋史研究』30-1 pp. 62-120

→「貂皮貿易の展開」『明代女真史の研究』pp. 592-656

1974「朝鮮世祖の字小主義とその挫折」『天理大学学報』25-6 pp. 1-27

→『明代女真史の研究』pp. 365-394

1976「燕山君時代の朝鮮と女真」『朝鮮学報』81 pp. 75-91

→『明代女真史の研究』pp. 657-675

1977「中宗・明宗時代の朝鮮と女真」『朝鮮学報』82 pp. 65-100

→『明代女真史の研究』pp. 676-715

1992『明代女真史の研究』同朋舎 760p

後藤智子

1993「ホイファ世系考察」『史叢』51 pp. 92-107

鈴木正

1952「明代家丁考」『史観』37 pp. 23-40

園田一亀

1948『明代建州女直史研究』国立書院 280p

1953『明代建州女直史研究(続篇)』東洋文庫 401p

中島楽章

2011「14-16世紀、東アジア貿易秩序の変容と再編ー朝貢体制から1570年システムへー」
『社会経済史学』76-4 pp. 3-26

谷井陽子

2006「八旗制度再考(二)ー経済的背景ー」『天理大学学報』211 pp. 35-58

塚瀬進

2012「明末清初におけるマンチュリア史研究の現状と課題(上、下)」『長野大学紀要』34-1、
34-2 pp. 9-26、pp. 15-52

荷見守義

1995「明朝の冊封体制とその様態ー土木の変をめぐる李氏朝鮮との関係」『史学雑誌』104-8
pp. 37-73

1999「李朝の交隣政策とその展開ー土木の変期の明・女直・日本との関係を中心にー」
『人文研紀要(中央大学)』34 pp. 41-68

2002「明代遼東馬市抽銀考」『人文社会論叢(弘前大学人文学部)』8 pp. 1-18

松浦茂

1995『清の太祖ヌルハチ』白水社 299p

諸星健児

1990「明代遼東の軍屯に関する一考察ー宣徳～景泰年間の屯糧問題をめぐってー」『山根幸
夫教授退休記念明代史論叢』汲古書院 pp. 165-186

1992「遼東兵変と呂経」『東洋大学文学部紀要 史学科編』18 pp.75-104

和田清

1930-32「兀良哈三衛に関する研究(上、下)」『満鮮地理歴史研究報告』12、13 pp.137-311
pp.261-498

→『東亜史研究(蒙古篇)』東洋文庫、1959 pp.151-423

1951「清の太祖興起の事情について」『東洋学報』33-2 pp.127-162

→『東亜史研究(満洲篇)』東洋文庫、1955 pp.624-633

和田正広

1975「万曆政治における員缺の位置」『九州大学東洋史論集』4 pp.38-57

1995『中国官僚制の腐敗構造に関する事例研究；明清交替期の軍閥李成梁をめぐって』
九州国際大学社会文化研究所 391p

参考文献中国語

陳曉珊

2010「明代登遼海道の興廢与遼東辺疆経略」『文史』90 pp.209-234

叢佩遠

1984a「扈倫四部形成概述」『民族研究』2 pp.8-17

1984b「扈倫四部世系考索」『社会科学戦線』2 pp.200-212

1985a「明代遼東軍屯」『中国史研究』3 pp.93-107

1985b「明代遼東軍戸的反抗闘争」『史学集刊』3 pp.23-30

何爾健

1982『按遼御 疏稿』中州書画社 114p

姜守鵬

1987「明末遼東勢族」『社会科学戦線』2 pp.203-209

蒋秀松

1984「明代女真的敕貢制」『民族研究』4 pp.16-29

→『東北民族史研究(三)』中州古籍出版社、1997 pp.192-193

1997「論十五世紀三十年代朝鮮兩次入侵建州」『東北民族史研究(三)』中州古籍出版社
pp.310-320

馬楚堅

1985「明代的家丁」『明史研究專刊』8 pp.191-252

→『明清辺政与治乱』天津人民出版社、1994 pp.124-162

全漢昇

1970「明代北辺米糧価格の変動」『新亜学報』9-2 pp.49-96

→『中国經濟史研究』中、新亜研究所出版、1976 pp.261-308

遼寧省档案館

1985 遼寧省社会科学院歴史研究所『明代遼東档案匯編』上下、遼瀋書社 1236p

劉謙

1989『明遼東長城及防禦考』文物出版社 236p

樂凡

2000「明代女真族的貿易關係網及社会効応」『北方文物』1 pp.73-76

2004「明朝治理東北边疆思想芻議」『明代史研究』32 pp.10-18

2010「明代遼東的米值、軍糧与時局」『東北史地』3 pp.65-72

1999『一種文化邊緣地帶的特有經濟類型剖析』東北師範大学出版社 174p

王兆蘭

1990「15世紀30年代朝鮮兩次入侵建州」『社会科学戰線』1 pp.199-204

→刁書仁主編『中朝關係史研究論文集』吉林文史出版社、1995 pp.159-169

王廷元

1981「略論明代遼東軍戶」『安徽師大學報(哲学社会科学版)』4 pp.74-82

王冬芳

2005「明朝对女真人的羈縻政策、文化歧視及对後世的深遠影響」『明史研究』9 pp.289-298

肖許

1984「明代將帥家丁的興衰及其影響」『南開史學』1 pp.102-122

楊暘

1991『中国的東北社会(十四—十七世紀)』遼寧人民出版社 437p

衣保中

1993「試論明代遼東軍屯的破壞与民田的發展」李洵主編『明史論集』吉林文史出版社
pp.488-495

張士尊

1994「論明末遼東軍食与明清戰爭的關係」『鞍山師範學院學報』4 pp.12-21,52

趙中男

1991「論明代軍事家丁制度的歷史地位」『中国史研究』4 pp.158-164

周遠廉

1980a 謝肇華「明代遼東軍戶制初探—明代遼東档案研究之一」『社会科学輯刊』2 pp.45-60

1980b 謝肇華「明代遼東軍屯制初探—明代遼東档案研究之二」『遼寧大學學報』6 pp.53-60

第5章 旗民制による清朝のマンチュリア統治

はじめに

戦前以来、「満洲は清朝発祥の地のため、清朝は祖先の生まれ育った土地が荒らされないよう封禁政策をおこなったが、中国人の流入は止まず、満洲は中国人の土地になった」という見解が存在する(1)。しかし、こうした見解は通俗的なレベルであり、研究が進展した現在では不正確な内容として退けられている。

他方、歴史研究においては、戦前から清朝によるマンチュリア統治の特徴として、旗人と民人との区別を重視した「旗民分治」であったという見解が主張されていた。歴史研究者として最初に「旗民分治」を指摘したのは、金毓黻[1941]であった。金毓黻は清朝によるマンチュリア統治は「旗系」と「民系」の二重体系であったと解釈し、1907年(光緒33年)の東三省の設置により終了したと主張した。日本では天海謙三郎[1943、751頁]が、清朝はマンチュリアの被治者を旗籍、民籍に分けた「二元的属人主義」を採用し、それに基づいた軍・民両系統の官庁を設けていたと主張した。

戦後の日本では、「旗民分治」を主張する見解は唱えられていない。しかし中国では、この観点から清朝によるマンチュリア統治の特徴を解釈しようとする研究が出されている。張博泉[1985、418-420頁]は、金朝の猛安謀克に震源を持つ、征服者と被征服者を分けて統治する「旗民二重体系」を清朝はマンチュリア統治に採用したとしている。田志和[1987]は、清初につくられた制度を「旗民二重行政体制」とみなし、これが19世紀後半の帝国主義勢力の侵入と漢人移民の増加により変容を余儀なくされ、1907年(光緒33年)の東三省の設置に至ったと主張した。以後、表現は論者によりやや違うが、旗人と民人とに分けて統治していた点を、清朝によるマンチュリア統治の特徴だとする見解が出されている。華立[1988]は「旗民分治政策」であったとし、刁書仁[1994a]は「旗民二重行政体制」の変容を吉林を事例に検証している。康沛竹[1989]は、清代マンチュリア史を「旗民並治的行政体制」の変容過程として、暴景昇[2009]は「旗民分治体制」の形成、変容として理解している。

任玉雪[2010]は清朝によるマンチュリア統治を詳細に考察し、新たな論点を主張した。任玉雪は盛京では「旗民分治体制」、吉林では雍正、乾隆年間に「旗民分治体制」の萌芽が出現したが「軍府体制」を基調とした、黒龍江では一貫して「軍府体制」であったと、マンチュリアのなかでも盛京、吉林、黒龍江により旗人と民人の関係性は相違していた点を指摘した。

日本での研究は、清代マンチュリア史を満洲人と漢人との対立から解釈しようとする傾向が強く、旗人、民人の区別に着目した研究は存在しない。清朝が重視したのは旗人と民人の区別であり、今日的な区分ともみなせる満洲人、漢人という民族の相違ではなかった(2)。そもそも清朝が重視した旗人は満洲人、モンゴル人、漢人から構成されていたので、民族とみなすことはできない人間集団であった。民族の区別が登場するのは19世紀後半以降であり、それ以前にも民族が実態として存在したとする論法は、歴史の実態把握として適切ではない。本章では旗民制の成立、変容、消滅過程について考察し、清代マンチュリアの社会変容と地域秩序の変化について検証してみたい。

(1) 例えば小峰和夫[1991、63頁]は、「清朝は先祖発祥の地である満洲には封禁政策をおこない、漢民族の出入りを禁止していた」とか、「満州はけっして満州族以外の異民族に冒されてはならないと清朝は考えていた」と述べている。

(2) 清朝の統治方針の基本は、旗人と民人とに分けた統治であり、満洲人と漢人という区別ではなかったという見解が主張されている[頼惠敏 2007]。本章の内容もこうした清朝史研究の動向を意識している

1. 盛京における旗民制の形成

清朝は入関した1644年(順治元年)に、盛京には旗人を管轄する機関のトップとして盛京將軍(1)を置いた(2)。盛京將軍の下には副都統(3)が置かれ、副都統の下には城守尉、協領などが置かれた。城守尉の設置年代、場所については史料により異動があり、その確定は難しい(4)。城守尉は順治から康熙年間にかけて、開原、遼陽、興京、牛莊、蓋平、金州、復州、岫巖、鳳凰城などに設置され、その場所の旗人の統轄、旗租の徴収、旗人の犯罪案件の処理などをおこなった(5)。旗人に直接かかわる案件に携わったので、城守尉は「旗人の父母官」とも称された[張其卓 2005]。

入関により大多数の旗人は関内に移動したため、清朝は盛京の旗人を増やす施策をおこなった。第一に、移住してきた民人を旗籍に編入した。張士尊[2003、147-150頁]は族譜の考察を通じて、順治～乾隆年間に移住してきた民人のなかには、旗籍に編入された民人がいたことを明らかにしている。しかし、順治以降に旗籍へ入った民人の多くは軍事力としてではなく、内務府官荘や陵寢の壯丁となっていた。定宜荘[2004、198-205頁]は、こうした旗人は「随旗人」とも称され、正身旗人ではないが民人とも違うという中間的な存在として、盛京では独特の位置を占めたと指摘している。第二に、康熙年間には入関時とは逆に、北京の旗人を盛京に移動させていた。遼寧大学の研究班[李林 1992、64頁]は、収集した満洲人の族譜のなかで、46の宗族が康熙年間に関内から盛京に移動して来ており、その内17宗族が1687年(康熙26年)に集中していることを指摘している。康熙年間には岫巖、鳳凰城に移駐した京師八旗もおり、移駐した旗人を統轄するため岫巖城守尉、鳳凰城城守尉が1687年(康熙26年)に設けられていた[張其卓 2005、2006](6)。

清朝は盛京各地や駐防拠点に官荘や旗地を設け、農業生産の増加をはかっていた。盛京内務府の糧荘は、1665年(康熙4年)では27か所であったが、1700年(康熙39年)には91か所に増えていた[関嘉録 1984、93頁]。とくに、三藩の乱平定以降にその増設はすすめられ、農業労働者として広東や福建の人も送り込まれていた[佟永功 1995、90頁]。

盛京での旗人を管轄する機関は、1727年(雍正5年)に錦州と熊岳城に副都統が設けられて以後、しばらく設置されなかった(7)。次に旗人を管轄する機関が設けられたのは、アヘン戦争後に海防を重視する意見が強まり、1843年(道光23年)に金州副都統が設置された時であった。

清朝は入関後すぐに盛京將軍などの旗人の管轄機関は設けたが、民人は少なかったため、民人の管轄機関は設けていなかった。明末の戦乱で荒廃した盛京の農業をたて直すため、清朝は1653年(順治10年)に「遼東招民開墾例」を出し、遼東での開墾を積極的にすすめ

ることとした。そして同年に、民人を管轄する州県衙門を遼陽府、遼陽県、海城県に設けた。「遼東招民開墾令」を出すとともに、初めて州県衙門を設置したことと関係性があったのか、なかったのか、直接的に述べる史料は現在のところない。しかし、両者には因果関係があったと推測したい。

遼東招民開墾令は2つの内容からなっていた。1つは農民を連れてきた人には、その人数により、文官を希望するならば知県などの官職を、武官を希望するならば守備などの役職を授けることであり、もう1つは盛京までやってきた農民に特典として食糧や種子を与える内容であった(8)。清朝はこれらの特典を与えて盛京の農業生産回復をしようとしたが、14年後の1667年(康熙6年)に廃止した(9)。その廃止について述べた記事には、以下のようにある。

工科給事中李宗孔疏言、各官選補、俱按年分輪授、独招民百家送盛京者選授知県、超于各項之前。臣思此輩、驟得七品正印職銜、光榮已極、豈在急於受任。請以後招民應授之官、照各項年分、循次録用。上是之、随諭吏部、罷招民授官之例。

遼東招民開墾例の廃止をめぐっては、開墾が進展したのか、進展しなかったのかという観点から考察されてきたが、『聖祖実録』の記事は開墾については触れていない。この記事は、特典であった官職授与が官僚の序列を乱しているのを廃止したと理解できる。

官職授与にともなう問題の是正が遼東招民開墾例廃止の理由だと考え、他の史料でこの点を補強する見解が出されている。刁書仁[1994、9-10頁]は、『郎潜紀聞』初集の記事に着目して、遼東招民開墾例により知県に任じられた人は「招民知県」と呼ばれ、問題となっていたことを指摘した(10)。また張杰[2005、38頁]は『碑伝集』の「王熙伝」に着目し、やはり遼東招民開墾例により知県になった人が問題になっていたことを指摘した(11)。

以上から、遼東招民開墾例廃止の理由は、官職授与により官僚の序列が乱される事例が増えたので、康熙帝はさらなる問題発生を回避しようと考えたからだを指摘したい。遼東招民開墾例の廃止は官職授与の特典廃止であり、移民の禁止ではなかった(12)。その後も手続きを行えば山海関を出ることは可能であった(13)。

入関前では、旗人に旗地を支給し、その旗人から税糧を徴収しており、課税は人を基礎にしていた。土地ではなく人を課税対象としたやり方は、入関後もすぐには変化しなかったと思われる。だが、開墾により耕作地が増えると、人を対象とした課税は難しくなった。支給地(圈地)以外の耕地が増えたことから、民地では1658年(順治15年)から、旗地では1693年(康熙32年)から課税をはじめた[周藤吉之 1944、149、198頁]。ここに人ではなく、土地を課税対象にすることがはじまった。

州県衙門の拡充もおこなわれ、1664年(康熙3年)には開原県、鉄嶺県、蓋平県、承德県などが設けられた(14)。1653年(順治10年)から1665年(康熙4年)の10数年間は「第一次州県設置ブーム」とも例えられる時期であった(表1参照)。1657年(順治14年)には、盛京の各州県を統轄する奉天府府尹が設けられた(15)。ここに盛京には、旗人の統轄は盛京將軍をトップとし、民人の統轄には奉天府府尹をトップとする機構がつくられた。

その後も州県衙門の設置は続けられ、1733年(雍正11年)には復州、義州、寧海県が設置された。しかしながら、これ以後盛京では州県衙門の設置はおこなわれず、民人を管轄する機構の拡大は停止した。次に新たな州県衙門が設けられるのは、約130年後の1876

年(光緒2年)に岫巖州、安東県が設置された時であった。

盛京は清朝の陪都であったころから、盛京将軍、奉天府府尹以外に、清朝中央に直属した機関も設けられた。1658年(順治15年)に盛京戸部、盛京礼部、盛京工部が設置され、次いで1662年(康熙元年)に盛京刑部が、1691年(康熙30年)に盛京兵部が設けられ(16)、これらは盛京五部と呼ばれた。吏部は設けられなかった。その理由を『嘯亭雜録』は、盛京出身の官吏は少ないので、北京で選出すれば用は足りるので設けなかったと述べている(17)。盛京五部は陪都盛京の運営を担当する中央直轄機関であり、盛京将軍や奉天府尹との間に上下関係はなかった。

清朝は開墾を奨励したが、無制限、無原則な開墾は認めなかった。清朝が盛京統治にあたって固執した原則は、旗人は旗界を、民人は民界を耕作するという「旗民分治」であった。1679年(康熙18年)に清朝は丈量をおこない、旗地と民地の区分けを設定した。次いで1689年(康熙28年)には旗人が民界を、民人が旗界を開墾することを禁止した[刁書仁1991]。康熙帝は1715年(康熙54年)にも、旗界と民地の区別を命じており、旗人と民人が雑居することを問題視していた(18)。

また、清朝は柳条辺牆をつくり、マンチュリアの区分をおこなった。柳条辺牆には山海関～開原～鳳凰城を結ぶ「老辺」と、開原～舒蘭を結ぶ新辺の二つがあった。老辺は1654年(順治11年)～1678(康熙17年)の間に、新辺は1682年(康熙21年)前後につくられたと考証されている[吉田金一1977、川久保悌郎1990]。柳条辺牆はマンチュリアを、①辺牆内側の旗民が分居する農耕地区、②新辺東側の旗人、辺民が暮す狩猟地区、③新辺西側のモンゴル人の遊牧地区の3地区に分けていた。

開墾地の増加は、人を対象とした課税から、土地を把握して税糧を得る方向への転換をうながした。1726-27年(雍正4-5年)に盛京では土地の丈量がおこなわれ、紅冊(旗地の旗租、民地の税糧を徴収する際の基礎となる台帳)が作成された。紅冊に記載された旗地は旗紅冊地、民地は民紅冊地と呼ばれ、また以後の土地政策の基礎になったため「原額地」とも呼ばれた。ここに清朝は、盛京では土地を課税対象にすることを明確化した[周藤吉之1944、153-175頁]。

民人を管轄した州県衙門の機能は、清朝が関内に設けた州県衙門と同じであった。これに対して旗人を管轄した城守尉などの機能は、盛京だけの独特なものであった。盛京将軍をトップとした旗人の統治機構は、旗人の軍事鍛錬だけでなく、旗人の訴訟、旗地からの徴税などもおこなっていた。それゆえ純然たる軍政機関ではなく、民政的な事柄も管轄した(19)。盛京各地に置かれた城守尉は、駐防拠点を防衛する役割も担ったが、駐防拠点の周囲に設けられた旗界の管理もおこなうという独特な職務を果たしていた[任玉雪2007]。

18世紀前半になると盛京では二つの変化が生じていた。第一には、民人の流入が増え、民人は旗地を私墾したため、旗界が脅かされた。第二には、民人に租佃される旗地が増え、旗人の中には旗地を喪失して没落する人が出ていた。

乾隆帝は基本理念である「旗民分治」が崩れることを懸念して、民人の流入に制限を加えることにした。1740年(乾隆5年)に乾隆帝は兵部左侍郎の舒赫徳に「盛京は満洲(人)の根本の場所であるが、最近民人の流入が多く、多くの土地を耕している。奉天地方は糧米も已に充足したから、民人に耕作させるよりも、旗人に耕作させ、旗人が耕作しなければ

ば、土地は空けておき、旗人の訓練に備えよ」という上諭を出した。舒赫徳はこれを受けて、「奉天は満洲（人）の根本の場所であるから、民人との雑居は認めず、旗人の利益を第一に考える必要がある。「しかし、今いる民人を追い返すのは問題なので方法を考える」とし、舒赫徳は八か条の提案を上奏した。①単身で山海関を出て商売や傭工に従事する者を除き、その出関は禁止する。とくに家族を伴っての移住は厳禁する。②船で盛京にやってくる民人の流入を禁止する。③民人は保甲に編入し、編入を拒む民人は原籍地に帰らせる。④未耕地は旗人が耕作し、民人による開墾は禁止する。⑤盛京で勝手に鉱山を採掘するのは禁止する。⑥人参を勝手にとる者は処罰する。⑦皇族関係者は民人と訴訟になるようなことはしない。⑧盛京を離れる旗人は届出をだすこと。以上の舒赫徳の上奏に、乾隆帝は従うよう指示を出した(20)。

乾隆帝は民人が多くの土地を耕していることを問題とし、旗人に耕作させ、旗人が耕作しないならば空き地とし、旗人が鍛錬する場所にしろと述べている点に注意したい。舒赫徳の提案の内、①、②が移民の流入禁止に関するもので、「封禁政策」の根拠となっている。しかし、①は家族を伴っての移住は禁止しているが、旗人の生活に必要な商人や工匠が単身で流入することは認めている。つまり絶対的な移民禁止ではなく、条件付きの禁止であった点は指摘したい。次に④が未耕地の耕作は旗人だけに限り、民人の開墾を禁止していた点から、旗人の生計維持が目的の一つになっていたと解釈できる。

この記事の内容をもとに歴史研究者は「封禁政策」という用語を案出し、清朝によるマンチュリア統治の特徴として使っている。乾隆帝は封禁政策という語句は使っていない(21)。乾隆帝の上諭は、盛京統治の方針を明確化したものであり、旗人が民人の影響を受けて、経済的に没落、精神的に漢化されていくことを押し止める目的、つまりは旗人と民人との関係調整にあったと理解したい。「封禁政策」という表現は、マンチュリアを外部から閉ざした空間のままにしておくという意味合いが強く、その実態の理解に誤解が生じる可能性がある(22)。

民人の流入増加だけでなく、民人が旗地の実質的な所有権を手に入れ、旗人から旗地が失われていくことも問題であった。清朝は民人への旗地の売却は、「旗民不交産」の規定により禁止していた。しかしながら、民人は押、典などの租佃慣行を利用して、旗地の実質的な所有権を得ていた。このため旗地を失った旗人は多く、刁書仁[1994b、55頁]は1747年(乾隆12年)12月の盛京將軍富俊による上奏に依拠して、盛京で旗地を持たない官吏は360人、兵丁は1万5331人であり、持っている官吏は143人、兵丁は2140人に過ぎなかったと述べている。清朝はこうした状況の進展を食い止めるため、乾隆年間にはマンチュリアの農業生産を増加させる意図は捨てて、民人の流入を制限して旗人の生計保護を優先する方針に転換した。

以上の検討から、清朝は盛京では、旗人は盛京將軍をトップとした、民人は奉天府府尹をトップとした統治機構により管轄する「旗民分治」をおこなっていたこと、旗人と民人の雑居を禁止し、さらには「旗民不交産」により民人が旗地の所有権を入手することは禁止して、旗人の生計に変化が生じないように配慮していたと指摘できる。

(1) 厳密には盛京將軍という官職名はないが、以下では盛京將軍とする。その名称は何回も変わっていた。1644年(順治元年)内大臣、1645年(順治2年)阿立哈大、1646年(順治3

- 年)盛京昂邦章京、1662年(康熙元年)鎮守遼東等処將軍、1665年(康熙4年)鎮守奉天等処將軍、1747年(乾隆12年)鎮守盛京等処將軍。
- (2)『世祖実録』卷7 順治元年8月丁巳。
- (3)1727年(雍正5年)に副都統は三名となった。盛京副都統は牛莊から開原を、錦州副都統は遼西地区を、熊岳副都統は遼東半島、鴨緑江方面を管轄した(『世祖実録』卷58 雍正5年6月庚子)。
- (4)『世祖実録』卷7(順治元年8月丁巳)は1644年(順治元年)8月に、雄耀城(熊岳)、錦州、寧遠、鳳凰城、興京、義州、新城(不詳)、牛莊、岫岩、東京、蓋州、耀州、海州、鞍山、広寧の15か所に満洲章京、漢軍章京、城守官を設けたと記述している。ところが、『清会典事例』卷544兵部3官制「盛京等處駐防」には、1644年(順治元年)に満洲章京、漢軍章京、城守官を設けた場所は、熊岳、錦州、鳳凰城、寧遠、興京、遼陽、牛莊、岫岩、義州、蓋州、海州、耀州の12か所としている。鞍山、広寧、新城(不詳)は挙げられていなく、『清会典事例』と『世祖実録』の記述は一致しない。
- (5)『八旗通志初集』卷18土田志1。
- (6)1950年代の中華人民共和国下でおこなわれた調査では、遼寧省興城県の旗人の来歴形態には二つあり、一つは明末に清軍が錦州を攻略した以後居住するようになった「満洲旗人」、もう一つは順治、康熙年間に錦州に莊園が作られ、関内からやってきて旗籍に編入された「漢軍旗人」であったとしている。「満洲旗人」と「漢軍旗人」の両者により現在の満族は形成されており、1953年時点で「満洲旗人」の割合は約10%、90%は漢軍旗人だと述べている。しかし、約300年前の状況に関する聞き取り調査であり、その信憑性には疑問が残る[民族問題五種叢書遼寧省編輯委員会編1985、205頁]。
- (7)『世宗実録』卷58 雍正5年6月庚子。
- (8)『盛京通志』卷23戸口志。
- (9)『聖祖実録』卷23 康熙6年7月丁未。
- (10)『郎潜紀聞』初集卷1、13丁には次のようにある。「康熙初年、例凡招民百家送至盛京、優敘知県。謂之招民知県。後經王文靖公疏言、恐有不肖奸民、借貲為市、貽害地方、宜改授散秩、以絶徼倖、從之」。
- (11)『碑伝集』卷12「王熙伝」の康熙5年から康熙7年以前の部分には次のようにある。「疏請改招民授官之例。近例、招民百家、優授知県。夫県令宰治百里、撫綏衆民、關係匪輕、倘有不肖之輩授以此職、則百姓之累無窮。況招民百家、送至盛京、往来之貲非数千金不足、不惜数千金而得一県令、則借資為市、其心可知。既希圖謀利、其一邑之民安危又可知。臣愚、以為嗣後招民百家之人、應給与閑散官名色、頂帶、牌匾、族獎、勿授以理民之職任」。
- (12)吉田金一[1984、68-69頁]も、筆者とほぼ同じ見解を述べている。
- (13)『高宗実録』卷102乾隆4年10月丙戌。
- (14)『聖祖実録』卷12 康熙3年5月甲午。
- (15)『世祖実録』卷109 順治14年4月戊戌。
- (16)『世祖実録』卷120 順治15年9月庚子。『聖祖実録』卷150 康熙30年3月庚子。
- (17)昭誣『嘯亭雜録』卷4「盛京五部」。

- (18) 『聖祖実録』 卷 266 康熙 54 年 11 月丁未。
- (19) 筆者は、旧稿[塚瀬進 2008、271 頁]では民政機関として州県衙門が、軍政機関として将軍、副都統、城守尉が置かれたと表現した。民政機関、軍政機関という用語は史料上にはなく、筆者がその機能を解釈して論文中で使用したものである。軍政機関という用語は、軍事、軍隊に関する案件だけを管轄する機関を指す場合に使われる。旗人を管轄した副都統、城守尉は旗人の管理、旗地からの徴税など民政的なこともおこなっていた。それゆえ本書では軍政機関という用語は使わないことにした。清代マンチュリアの行政機構は現代国家のそれとは似ている点もあるが、異なる点も多い。現代国家の在り方から類推した用語を不用意に使うならば、現代国家の状況にひっぱられたイメージを持ってしまい、その実態を誤解することにつながってしまう。
- (20) 『高宗実録』 卷 115 乾隆 5 年 4 月甲午。
- (21) 誤解の無いように付け加えるが、清朝はマンチュリアを「封禁の地」にしてはいなかった、などと主張しているのではない。清朝は先祖の墳墓や人参、東珠の産地は封禁しており、自由な立ち入りを禁止していた。こうした封禁と、1740 年(乾隆 5 年)に出された乾隆帝の上諭の内容とを混同するのは問題だと主張している。かかる内容の指摘は、すでに戦前において柴三九男[1941]がしている。
- (22) 筆者は、清朝はマンチュリアで「封禁政策」を実施するという命令は発布してはいなかったもので、その廃止を表明することもなかったと考えている。清朝皇帝が「封禁政策」を廃止したという上諭を、筆者は見たことはない。清朝が 19 世紀末以降おこなった土地政策は、個別の場所の土地払い下げの許可であり、マンチュリア全域の開墾許可などは出していなかった。

2. 吉林、黒龍江における旗人統治機構の形成

順治年間において、盛京では盛京将軍をトップとする旗人の管轄機構が形成されたが、吉林、黒龍江には少数の駐防八旗が寧古塔に駐屯するだけであった。吉林、黒龍江方面への清朝勢力の拡大は、ヌルハチ・ホンタイジ期にもすすめられたが、人間を移住させて開発することや、領域支配をおこなうことはなかった。ヌルハチ、ホンタイジは服属した人々を盛京周辺に移住させ(徙民)、八旗に編入して軍事力の強化にあてた。清朝の目的は兵士の確保であり、土地ではなかった。しかし服属した住民のすべてが移動したわけではなく、アムール川中流域などの原住地に残った人もいた。ホンタイジは残留した人々には貂皮の貢納を義務付け、その見返りに衣服、帽子などを支給した。これが辺民制の原型であった[松浦茂 2006、第 7 章]。

入関により旗人のほとんどは関内に移動したため、マンチュリアの人口は激減した。ヌルハチの台頭以来、戦火の絶えなかったマンチュリアは、人口稀薄な、平穏な場所になったかに思えた。ところが、入関したまさにその年の 1644 年(順治元年)に、ロシア人がアムール川流域にあらわれ、清朝は新たな対応を迫られた。ポヤルコフがアムール川流域にあらわれた 1644 年(順治元年)から、ネルチンスク条約が締結される 1689 年(康熙 28 年)まで、アムール川流域は清朝とロシアとの衝突する場所となった。

清朝はアムール川流域の住民をロシア人の略奪から守るため、他所に住民を強制的に移住させた[松浦茂 2006、283-284 頁]。また、寧古塔を拠点に軍事力の増強をおこない、1653年(順治 10 年)に吉林將軍(1)を寧古塔に置いた。しかし兵力不足は否めず、朝鮮に援軍派遣を要請し、順治末年にはロシア人の撃退に成功した。

ロシア人の侵攻は小康状態となったが、1673 年(康熙 12 年)に三藩の乱が勃発し、マンチュリアの八旗兵の多くが関内に移動した。寧古塔で流刑者として暮らしていた呉振臣は、三藩の乱後に寧古塔の兵士は移動したため、城内に空き地が増え、城内にも漢人が住むようになったと述べている(2)。朝鮮の『李朝実録』も寧古塔の状況を記述して、1675 年(康熙 14 年)に合計 1500 名の兵士が寧古塔から移動し、残留して寧古塔警備にあたっている兵士は「老弱僅三百余人」だと述べている(3)。

寧古塔方面の八旗兵が北京や盛京に移動したことから、マンチュリアの兵力不足が問題となった。そこで、清朝はマンチュリアの先住民を八旗に編成し、兵力として動員することにした。1674 年(康熙 13 年)にアムール川中流の住民を中心に新満洲四十佐領を組織して、寧古塔、吉林、盛京に移駐させた。さらに、1675 年(康熙 14 年)にチャハルでブルニの乱が起こり、清朝は兵力の増員を必要とする状況に追い込まれた[森川哲雄 1983]。そのため新満洲の八旗への編入は継続しておこなわれ、1676 年(康熙 15 年)、1677 年(康熙 16 年)、1678 年(康熙 17 年)にも実施された[松浦茂 2006、第 8 章]。

ブルニの乱は短期間で終息し、三藩の乱も 1681 年(康熙 20 年)には平定したことから、康熙帝はマンチュリアの兵力を増強して、ロシア人との抗争に決着をつけることにした。1683 年(康熙 22 年)に黒龍江將軍(4)をアイグンに設け、これまでは兵力を置いていなかったアムール川上流の軍事力の増強をはじめた。黒龍江將軍の設置により三將軍体制が成立し、清末まで継続した。

黒龍江方面でも先住民を八旗に編入し、兵士として動員する方法がとられた。シボ、ダグール、バルガなどの先住民族が八旗に編入され、駐防八旗として各地に移駐した(5)。新満洲、シボ、バルガなどの先住民は、元来は狩猟、漁労、遊牧に依存して生活していた。ところが、八旗編入後は旗地を支給され、農耕に依存した生活へと変わった。八旗に編入された先住民は生活の「旗人化」を余儀なくされ、以前の生活を継続することは難しい状況に置かれた。

ネルチンスク条約の締結によりロシアとの抗争はひとまず終息したが、ガルダンによるハルハ侵攻、ジュンガル討伐などマンチュリア近隣での軍事行動は止まなかった。こうした軍事情勢に対応するために、清朝は防衛線として黒龍江方面を重視して、卡倫の建設、国境付近の巡察などの防衛体制を構築した[栗振復 1983]。雍正帝はジュンガルとの抗争を継続したので、フルンブイルにも駐防八旗を移駐させて、ジュンガルへの備えとしていた。

吉林、黒龍江の旗人を管轄する機構は、康熙、雍正年間には拡大を続けた。將軍の下で旗人を統轄した副都統は、吉林では五か所、黒龍江では三か所に設けられた(表 2 参照)。だが、乾隆年間にジュンガルは滅亡したため、その拡大は停止した。1756 年(乾隆 21 年)に阿勒楚喀副都統が置かれたことを最後に、しばらく旗人の管轄機構は設けられなかった。

清朝には吉林、黒龍江を均質的に統治しようとする指向はなかった。要所には卡倫が設置されたが、ロシアとの境界は巡察をおこなうにとどまり、軍隊を常駐させてはいなかった

た[宝音朝克圖 2003]。吉林では人口希薄な場所の警備は、年二回（1849年以後は年四回）の巡察で対応していたに過ぎなかった(6)。清朝は領域を確保するのではなく、人間を把握する選択をしていた。高い組織化で把握されたのは八旗制に組織、編入された人々であり、貢納の義務だけの辺民は低い組織化だとみなせる。19世紀前半までの吉林、黒龍江は、いくつかの軍事拠点以外は人跡のまれな場所であり、清朝の統治力は軍事拠点を中心として放射状的に拡散していく特徴を持っていたとまとめられよう。こうした状況は、19世紀後半以降、民人の増加、ロシアの勢力拡大、朝鮮人の流入、治安の悪化などにより変化を迫られた。

清朝は駐防拠点の周囲に官荘を設けて、食料の確保をおこなっていた。清初において黒龍江方面では農業はほとんどおこなわれていなかったのも、食料は盛京方面からの輸送に依存していた。しかし、康熙末年になると官荘を中心として、黒龍江、吉林での農業生産は増えた。そのため盛京方面からの輸送は不要になり、運糧船は打ち捨てられていた[周藤吉之 1940]。清朝による黒龍江、吉林の「開発」は、清朝が抱くマンチュリア統治の理念から推進されたわけではなく、対ロシア政策の一環として実施された点を指摘したい。

乾隆年間になると吉林に流入する民人が増えていた。1776年(乾隆41年)の上諭には、「盛京は山東、直隸と接しているため流民が流入している。これをもし駆逐するならば、その生計がなくなるので州県を設立して管理する。しかし吉林は漢地と接していなく、流民が居住するには都合が悪い。いま流民が多くなったと聞くが、今後はその流入を禁止する」とあり、吉林への民人の流入を禁止している(7)。吉林への民人流入を禁止した理由として、清朝は没落した北京在住の旗人を吉林に入植させ、その生計を立ち直らせようとしていた点も指摘したい[魏影 2010]。北京の旗人が入植する土地を確保しておくためにも、民人の開墾は禁止する必要があると、民人流入の禁止令が出されたと考えたい。

嘉慶年間以降も繰り返し吉林への民人流入を禁止しており、1806年(嘉慶11年)には現在居住する民人以外の流入は禁止し、以後は一戸たりとも増加は認めないという上諭を出していた(8)。同様の内容の上諭は1808年(嘉慶13年)、1810年(嘉慶15年)、1824年(道光4年)にも出されており、清朝は再三にわたり吉林への民人の流入禁止を表明していた(9)。しかしながら、流入した民人を追い返すことはせず、戸籍に編入して課税することでその居住を認めていた(10)。こうした清朝統治者の対応が、いかなる論理から導き出されたものであったのかは、今後の研究を待ちたい。

他方、旗人の状況も変化していた。19世紀初めには、戦乱がなくなったことから武芸の鍛錬に励まない旗人が増え、軍事力の低下が心配されていた(11)。

順治～乾隆年間の黒龍江、吉林では、先住民の八旗への編入、駐防拠点周辺での農業生産の増加など、大きな社会変容が生じていた。清朝は軍事力の増強を第一にして、旗人の駐防拠点の増設、旗人の管轄機構の拡充をおこなった。そして、吉林、黒龍江への民人流入は禁止して、旗人の生計に影響がおよばないようにしていた。吉林、黒龍江では盛京のような「旗民分治」ではなく、民人の流入禁止を基調にしていたと指摘したい。

(1) 厳密には吉林將軍という官職名はないが、以下では吉林將軍とする。名称は、1653年(順治10年)寧古塔昂邦章京、1662年(康熙元年)鎮守寧古塔等処將軍、1757年(乾隆22年)鎮守吉林等処將軍と変わった。1676年(康熙15年)に寧古塔から吉林へ移駐。

- (2) 吳振臣『寧古塔紀略』。
- (3) 『肅宗実録』卷3 肅宗元年5月甲戌。
- (4) 厳密には黒龍江将軍という官職名はないが、以下では黒龍江将軍とする。正式な名称は、鎮守黒龍江等処将軍(1683年康熙22年)である。1685年(康熙24年)に瑯瑯から墨爾根へ、1699年(康熙38年)に齊齊哈爾へ移駐した。
- (5) 後篇第5章で取り上げている、柳沢明、楠木賢道らの研究を参照。
- (6) 「吉林将軍為派員巡輯輝法、土門江事的奏折」(同治12年11月)『琿春副都統衙門档案選編』上、112-113頁。
- (7) 『高宗実録』卷1023 乾隆41年12月丁巳。
- (8) 『仁宗実録』卷164 嘉慶11年7月乙丑。
- (9) 『仁宗実録』卷196 嘉慶13年閏5月壬午、『仁宗実録』卷236 嘉慶15年11月壬子、『宣宗実録』卷65 道光4年2月丙午。
- (10) 『仁宗実録』卷190 嘉慶12年12月丙戌、『宣宗実録』卷100 道光6年7月丙戌。
- (11) 『宣宗実録』卷30 道光2年2月壬辰。

3. 旗民間の調整の試み

マンチュリアに置かれた統治機関は以下のようにまとめられる。盛京では、盛京将軍(旗人を管轄)、奉天府尹(民人を管轄)、盛京五部(旗人、民人という基準ではなく陪都盛京の運営)の三機関が設置され、それぞれ独立、併存して職務を担当した。吉林では吉林将軍が、黒龍江では黒龍江将軍が旗人を管轄した。吉林にも1726年(雍正4年)に民人を管轄する州県衙門として、永吉州、泰寧県、長寧県が設けられた。しかし、吉林将軍の管轄下ではなく奉天府尹が管轄した(1)。設置後ほどなく、民人は少数であることを理由として、泰寧県は1729年(雍正7年)に、長寧県は1736年(乾隆元年)に廃止された(2)。永吉州は1747年(乾隆12年)に廃止され、理事同知が設けられて、吉林将軍の管轄下に置かれた(3)。つまり吉林には、吉林将軍が管轄する州県衙門は存在しなかったのである。

以上からマンチュリアでの旗民制とは、盛京では旗人の管轄機関と民人の管轄機関が併存し、吉林と黒龍江は旗人の管轄機関だけが設けられ、盛京では「旗民分治」により、吉林、黒龍江では民人の流入禁止により、清朝統治の根幹を担った旗人の生計を保護する制度であったとまとめたい。

清朝は無原則な民人の流入を禁止していたため、マンチュリアでの農業や商業は振るわなかった。それゆえ税収は限られており、経費の大半は他省からの協餉に依存していた。盛京、吉林、黒龍江の収支は赤字であったが、清朝はこうした状況を改善しようとはしなかった。農業生産を振興して税糧を増やすことや、商品に課税して税収を増やす方向を、19世紀まで清朝はとらなかつた。例えば、1724年(雍正2年)に税収を増やすため、マンチュリアに流通する貨物への徴税を建議した上奏に対して、雍正帝はその必要はないと裁可していた(4)。この点から、清朝はマンチュリアの状況が変化し、旗人の生計に影響や変化がおよぶことの回避を第一にしていたと指摘できる。

乾隆年間以降、無原則な民人の流入を禁止したとはいえ、民人の流入は止まなかつた。

そのため、旗人と民人との間でのトラブルが増えるとともに、民人により旗人が圧迫される状況が生じた。乾隆年間以降、清朝は旗民間の調整をおこない、マンチュリアの社会的動揺を防ぐための改善策をいくつかおこなった。

清朝は官吏の人選を改めることで旗民間の調整をおこなった。盛京での州県衙門の官吏の任用は満漢併用でおこなってきたが、民人に通じた官吏の人選をおこなう必要性が1776年(乾隆41年)には指摘された(5)。民人を管轄する州県衙門の官吏には漢人を任用する必要性が認識され、1805年(嘉慶10年)に遼陽、寧遠、復州、海城、蓋平、寧海の知県には漢人を任用する上諭がだされた(6)。

また、明代には存在しなかった官職である理事同知、理事通判を設けることで対応した[定宜庄1993]。理事同知、理事通判は旗民間の係争処理を職務とし、1733年(雍正11年)に理事通判が奉天府に置かれた(7)。翌1734年(雍正12年)には増員され、一人は蓋平県に駐在して海城、蓋平、復州、金州を統轄し、一人は錦県に駐在して錦県、寧遠、広寧、義州を統轄した(8)。

乾隆年間になると、1747年(乾隆12年)に吉林に理事同知が置かれた(9)。興京近隣では民人が増え、民人に関わる案件が増えたので、1764年(乾隆29年)に錦州から理事通判が移駐して対応した(10)。岫巖でも民人の案件は城守尉が処理していたが、対応が難しくなり、1772年(乾隆37年)に熊岳の理事通判が岫巖に移駐することになった(11)。嘉慶年間の1800年(嘉慶5年)には長春(郭爾羅斯)に理事通判が、1810年(嘉慶15年)には伯都訥に理事同知が置かれた(12)(前掲表1参照)。清朝は民人が増え、旗民間の係争が多くなった場所には、州県制を施行するのではなく、理事同知(理事通判)を設けて対応していた(13)。

さらに、旗人を没落から救済するため、清朝は新たな政策を打ち出した。旗人の没落は軍事力の低下を意味するので、旗人の生計を改善する必要性は雍正年間から主張されていた[姜念思1999]。乾隆年間になると旗人の生計を支えた旗地制度は崩れ、もはや旗人の生計を維持するだけの水準に立て直すことは難しくなった。そこで清朝は、紅冊地(原額地)以外の土地を丈量し、丈量した土地はすべて官地に入れて租銀を徴収し、その租銀を旗人に与え、旗人の生計を支える政策を1766年(乾隆31年)から始めた[周藤吉之253-254頁]。また、民人へ典売された旗地は買い戻して再び旗人に戻すことや、随缺地(乾隆年間設置)、伍田(嘉慶年間設置)を旗人に支給して、生計の維持にあてさせることもおこなった[周藤吉之263-277頁]。

清朝は官吏の人選の見直し、理事同知、理事通判の設置、旗人の生計保護をおこない、旗民間の調整を試みていたとまとめられる。

盛京では旗民間の調整の他に、盛京将軍、奉天府尹、盛京五部の三機関の調整が求められた。これら三機関はそれぞれ独立、併存して職務を担当したとはいえ、三機関のセクショナリズムから支障が生じることもあった。「旗民分治」がきちんとおこなわれ、三機関が協議する案件が発生しなければ、三機関併存による混乱も生じなかった。しかし盛京では流入して来る民人が増え、旗人と民人との間での係争が多くなった。清朝は、1762年(乾隆27年)に盛京将軍が奉天府府尹の職務を兼轄することで問題の解決を試みた(14)。しかし、これはすぐに変更され、1765年(乾隆30年)に盛京五部の侍郎(代表格は戸部侍郎)が、盛京将軍に代わって奉天府府尹を兼轄することに改められた(15)。つまり盛京五部の権限

が強化され、盛京将軍の権限は弱化したのであった。この状況が光緒初年の崇實による改革まで 100 年余り続いた。

嘉慶、道光、咸豊、同治年間(1796-1874 年)において、州県は一つも新設されていなく、乾隆年間までに設置された州県衙門で対応していた(前掲表 1 参照)。州県以外に「庁」も設置されたが、庁は州の下部単位である民人の管轄機関とみなせるかは不明確であり、今後の研究が待たれている(16)。また旗人を統轄する機関としては、金州副都統が 1843 年(道光 23 年)に設置された点が唯一の変化であった。金州副都統の設置はアヘン戦争後に海防体制の強化が叫ばれたため、熊岳城副都統は撤廃して金州に副都統を置いて対応するという、マンチュリア外部の状況変化から設置された(17)。

清朝はマンチュリアの統治機構を大きく変えない方向で対応していたが、マンチュリアの状況は内外ともに変化していた。民人の流入により盛京の人口は増え、乾隆年間にはその収容力は飽和状態に達し、人口収容地から送出地に変わりつつあった[張士尊 2010]。そして乾隆末年(18 世紀末)になると、民人の流入は吉林にもおよぶようになった[川久保悌郎 1935]。柳条辺牆の東側にある東辺では、乾隆末年から木匪の跳梁が問題となっていた(18)。民人のなかには「不貞の徒」もおり、治安の悪化が憂慮された。

清朝は民人をどのように管轄するのか、「旗民分治」をいかに維持するのか、新たな対応が求められる状況となった。こうしたなかで 19 世紀後半以降、ロシアが再びマンチュリアへの圧力を強める行動に出た。以下では、ロシアの動向について考察し、マンチュリアの外側で生じていた変化について見てみたい。

- (1) 『世宗実録』 卷 51 雍正 4 年 12 月 戊寅。
- (2) 『世宗実録』 卷 80 雍正 7 年 4 月 己亥。『高宗実録』 卷 22 乾隆元年 7 月 丁酉。
- (3) 『高宗実録』 卷 284 乾隆 12 年 2 月 壬戌。
- (4) 『雍正朝満文朱批奏折全訳』 上、黄山書社、1998 614-615 頁。
- (5) 『高宗実録』 卷 1013 乾隆 41 年 7 月 己亥。
- (6) 『仁宗実録』 卷 149 嘉慶 10 年 8 月 己亥。
- (7) 『世宗実録』 卷 133 雍正 11 年 7 月 甲午。
- (8) 『世宗実録』 卷 144 雍正 12 年 6 月 壬申。
- (9) 『高宗実録』 卷 284 乾隆 12 年 2 月 壬戌。
- (10) 『高宗実録』 卷 720 乾隆 29 年 10 月 癸巳。
- (11) 『高宗実録』 卷 905 乾隆 37 年 3 月 辛亥。
- (12) 『仁宗実録』 卷 68 嘉慶 5 年 5 月 戊戌。
- (13) 理事同知(理事通判)と似た官職名として撫民同知、撫民通判があった。撫民同知、撫民通判は民人を管轄する官職であり「漢缺」であった。
- (14) 『高宗実録』 676 乾隆 27 年 12 月 己亥。
- (15) 『高宗実録』 卷 748 乾隆 30 年 11 月 戊寅。
- (16) 1747 年(乾隆 12 年)に永吉州が廃止され、理事同事が置かれたことを吉林庁の設置だと考える見解が多い。しかし理事同事の職務は旗民間の紛争解決であり、一定の領域を管轄するものではなかった。そのため吉林庁という行政区画を管轄していたわけではなかったという見解が出されている[任玉雪 2011、84 頁]。任玉雪[2011]は「庁」の機能に

ついて考察を加え、当初は旗民間の紛争解決を職務としたが、しだいに行政区域を持つようになり、清末になると民人の統治に重点を置いた撫民庁、直隸庁が設けられたと主張している。『大清実録』での吉林庁の初出は1810年であり、このころ吉林庁として認識されるようになったと考えられる(『仁宗実録』巻236 嘉慶15年11月壬午)。長春庁の初出は1806年、伯都訥庁の初出は1826年である(『仁宗実録』巻164 嘉慶11年7月乙丑、『宣宗実録』巻110 道光6年11月丙戌)。

(17) 『宣宗実録』巻389 道光23年2月庚辰。

(18) 『高宗実録』巻1433 乾隆58年7月庚申。嘉慶年間の『仁宗実録』には多数の木匪が東辺で活動していた記事がいくつも載っている。

4. ロシアの動向について

ネルチンスク条約により、ロシアはアムール川以南に向かうことはできなくなり、カムチャッカ、アラスカ方面へとその勢力伸張をはかった。アタラーソフは1697-98年にカムチャッカへ遠征し、カムチャッカ半島までをロシアの勢力下におさめた。ロシア人はシベリアではクロテンの毛皮を追い求めていたが、カムチャッカでラッコと遭遇した[渡辺裕2003]。ラッコの毛皮はクロテンより品質的に優れていたが、この時点ではラッコの生態や生息地については不明点が多く、捕獲方法も確立していなかった。

ラッコがアルーシャン、アラスカ方面に多数生息していることが判明したのは、1741年にベーリングがアラスカに到達した時であった。ベーリング隊(ベーリングは帰還することなくアルーシャン列島で1741年に死去した)はラッコの毛皮を持ち帰り、キャフタ経由で清朝に販売された。

18世紀中ごろには、シベリアに生息するクロテンはロシア人の捕獲により減少していたので、ラッコはクロテンに代わる毛皮商品としてロシア人の関心を集めた[森永貴子2008、78-79頁]。ラッコはクロテンより高く売れたので、ロシア商人はラッコを求めて、アルーシャン列島、アラスカへと、その活動範囲を拡大した。しかし、ラッコは海洋生物なので、シベリアの原生林に生息するクロテンの捕獲とは違った手段を必要とした。船舶、乗員の手配には多額の資本を投入する必要があり、さらにはこうしたリスクを負いながら出港しても、毛皮を入手して帰還できる確実な保証はなかった。北太平洋での毛皮交易は、個人商人には無理であることが明らかになり、ロシア政府の支援の必要性が叫ばれるようになった。ロシア政府に強く支援を要望したのは、グレゴリー・シェリホフであった。シェリホフは現地に定住地を設け、安定的に毛皮を入手し、値崩れが起きないように販売する流通過程の構築をめざして、ロシア政府への請願を繰り返した。この請願はシェリホフの存命中(1795年死去)には実現しなかったが、1799年に露米会社が設立されて実現化した[岡野恵美子1994、1997、1999]。

北太平洋のアルーシャン列島、アラスカに生息したラッコに着目したのはロシア人だけではなくなかった。イギリス商人は1780年代に北太平洋で活動を始めた。しかし、イギリス人が北太平洋で毛皮交易をするには特許会社である南海会社に、広東で毛皮を売却するには東インド会社に高額のコミッションを払う必要があった。このため、アメリカ人を前面

に立てた取引や密貿易により毛皮を獲得、販売した[木村和男 2004、116-120 頁。木村和男 2007、83-95 頁]。またメキシコを拠点に北米北西岸を北上するスペインとの抗争にも悩まされた。スペインとの対立は 1789 年にヌートカ湾事件を引き起こし、これを機会にイギリスはアメリカ北西岸に対するスペインの領有権を否定することに成功した[木村和男 2007、157-181 頁]。イギリスは外交的には勝利をおさめたが、イギリス船による毛皮交易は振るわなかった。イギリス船による北太平洋沿岸での毛皮交易のピークは 1792 年であり、1800 年には数隻にまで減少した[森永貴子 2008、144-145 頁]。東インド会社の中国貿易独占権は 1834 年に廃止されたが、この時すでにラッコは激減し、かつてのような高利潤が得られる商品ではなくなっていた。

アメリカもラッコの毛皮交易に参入した。アメリカ商人はイギリス船の姿が 1800 年ごろに見せなくなったことを受けて、広東での毛皮交易に参入した。アメリカ商人は、ボストンを出発→北太平洋岸で毛皮入手→広東で毛皮を売却して茶を購入→インド洋、喜望峰を経てボストンに帰還して茶を売却するという、世界一周の交易ルートを作り出した。この交易は高利潤を生むがゆえに「ゴールデン・ラウンド」とも呼ばれた。しかし、1810 年代にラッコが激減し、中国向けの毛皮を 1 シーズンでは確保できなくなった。また、アメリカ工業の発展により綿製品などの工業製品の輸出が増えたため、19 世紀初頭には「ゴールデン・ラウンド」は消滅した。「ゴールデン・ラウンド」は約 40 年間(1790~1830 年)ほど続いた、当時の世界史的状況が生じさせていた特異な交易ルートであった[木村和男 2004、121-149 頁]。「ゴールデン・ラウンド」の衰退と入れ替わり、アメリカ船は北太平洋では捕鯨をおこないはじめた。

1800 年前後の北太平洋では、ロシア、イギリス、アメリカがラッコをめぐる競争を繰り広げていた。ロシアの問題点は、清朝との交易はキャフタでしか認められていなかった点であった。この点を是正するため、1803 年 2 月に商務大臣ニコライ・ペトロヴィッチ・ルミャンツェフは皇帝アレクサンドル 1 世に文書を提出して、広東ルートの開拓を主張した[森永貴子 2008、156 頁]。1805 年にロシア船は初めて広東に入り、清朝官吏の許可を得て毛皮交易をおこなった。しかしロシアとの交易はキャフタ以外では認められていなかったため、この時の交易はその後に問題となり、関係した清朝官吏は処罰された(1)。以後、ロシア船は 1858 年に天津条約が締結されるまで、広東での交易はしなかった[森永貴子 2008、158-160 頁]。

ロシアが清朝との毛皮交易を拡大できないでいるなか、1820 年代以降ラッコの枯渇が目立ちはじめた。ロシアの関心はラッコの捕獲や毛皮交易の拡大から、極東での政治外交面でのプレゼンスの確保へと移行していった。それゆえアムール川方面への関心が高まり、とくにニコライ 1 世(在位 1825~1855 年)は極東問題に積極的な関心を示していた。しかし、ネルチンスク条約によりアムール川流域は清朝の領域だと決められており、またアムール川河口の調査は 1805 年にクルーゼンシュタインが、1846 年にはガブリーロフがおこなったが、両者ともに船舶の出入りはできないと報告していた[真鍋重忠 1978、174-179 頁]。そのうえ、外相のネッセリローデ(外相在職 1816-1856 年)は、清朝との関係悪化、それに伴うキャフタ貿易の中断をもっとも懸念しており、アムール川河口へのロシア船の接近を禁止していた[秋月俊幸 1994、64-65 頁]。アムール川方面への対応についてロシア政

府内部では足並みがそろわないなか、1847年にムラヴィヨフが東シベリア総督に就任した。

ムラヴィヨフはロシアが安定的な極東統治をおこなうには、①アムール河口を制してザバイカル以東の安定化をはかること、②黒龍江左岸を領有してカムチャッカとの連絡路を確保することが必要だと考えていた[佟冬主編 1985、114-115頁]。ムラヴィヨフはイギリスなどがアムール川河口を占拠し、極東への影響力を増大させることを懸念していた[山本俊朗 1989、67-68頁。アニシモフ 1993、185頁]。もはやムラヴィヨフの関心のなかには毛皮交易の拡大はなく、19世紀後半の極東国際情勢のなかでのロシアの影響力の確保を第一にしていた。こうしたムラヴィヨフの意向を受けて、1849年にネヴェリスコイはアムール川河口が航行可能であることを確認した。そして翌1850年にはアムール川河口付近にニコラエフスク哨所を設置した。

ロシアが容易にアムール川下流に勢力を扶植できた要因として、清朝の影響力が低下していた点を指摘したい。1850年代以降にロシア人がアムール川流域にあらわれた時、辺民の貢納は減少し、清朝が設けた貢納場所もアムール川上流へと後退していた。清朝の影響力はアムール川中流域にとどまり、河口付近にはおよんでいなかった。こうした辺民の貢納減少、それに伴うアムール川下流での清朝の影響力の低下には、江戸幕府の動向が関係していた。

1792年のラスクマンの根室来航に代表されるように、ロシアは18世紀末には千島列島、北海道方面にその勢力を拡大していた。江戸幕府はロシアに対抗するため、1799年に千島列島を含む東蝦夷地を直轄地とし、1807年には松前藩を他へ移封して蝦夷地のすべてを直轄地とした。これにより、江戸幕府の影響力はサハリン南部にまでおよび、幕府はサハリン・アイヌへの実効支配をすすめた。1808年には間宮林蔵と松田伝十郎を調査に派遣し、サハリン北部やアムール川下流の状況を幕府は認識した。江戸幕府は以前におこなわれていたサハリン・アイヌとサンタン人(2)との交易を禁止し、シラヌシ(サハリン南端)の会所で幕府が直接おこなうことにした[秋月俊幸 1994、49頁]。こうした江戸幕府の政策を榎森進[2007、346-347頁]は、サハリン・アイヌを清朝の辺民制から離脱させ、幕藩体制に組み込む試みであったと指摘している。

カラフトへの江戸幕府の影響力拡大により、サハリン・アイヌのなかにはアムール川に設けられた清朝の貢納地点に行くことを止める人が出ていた。1818年(嘉慶23年)の日付があるカラフトナヨロ文書には、「西散大国」(日本)と関係が生じたことにより、貢納にこなくなったト一族に対して、その貢納をうながす内容が書かれている[池上二良 1968。松浦茂 2006 208-209頁、365頁]。

1853年にヨーロッパでクリミア戦争が始まると、その影響は北太平洋にもおよんだ。翌1854年3月にはイギリス、フランスもロシアへ宣戦布告したため、ロシアは北太平洋方面の防衛強化、とくにペトロパブロフスクの防衛をする必要性が生じた。ペトロパブロフスクへの補給ルートとして、ムラヴィヨフはアムール川を利用する以外に方法はないと考えた。ムラヴィヨフは1854年5月にロシア船団を率いて、清朝の許可を得ることなく、アムール川を上流から河口に向けて航行した。

イギリス海軍は中国近海の海上ルートの保全、および北太平洋方面を航行するイギリス商船の安全確保を目的に活動した[奥平武彦 1936、John j. Stephan 1969]。そのため1854

年9月に英仏連合軍はペトロパブロフスクを攻撃し、ロシア軍と交戦した。この時ロシアはかろうじて、ペトロパブロフスクの防衛に成功した[John D. Grainger 2008]。その後、カムチャッカ方面の防衛をどうするのか、ロシア政府内では問題となった。1854年12月に海軍大臣コンスタンチン大公はムラヴィヨフに対して、海軍が防衛できるのはカムチャッカ方面ではなくアムール方面なので、ロシア艦隊はアムール方面に移動するのが上策だと述べた[オークニ 1943、207頁]。これを受けてムラヴィヨフは、翌1855年3月にロシア艦隊をペトロパブロフスクからニコラエフスクに撤退させ、英仏連合軍との再度の交戦を避けることにした。

1856年にクリミア戦争は終結し、さらにはアムール川方面への勢力拡大に慎重な姿勢を示していたネッセルローデは外相を辞任した。ロシア政府、ムラヴィヨフは積極策に出て、1858年にアイグン条約を、1860年にペキン条約を清朝と締結し、アムール川以北、ウスリー川以東の領域を獲得した。しかしながら、アムール川を経由するロシアと中国との貿易は大きくはおこなわれなかった。その理由は、第一には1858年に天津条約が締結され、ロシアは開港場を経由する海上貿易に参入できることになったこと、第二には毛皮資源の枯渇と流行の変化による毛皮需要の減退により、毛皮交易が縮小した点にあった[James R. Gibson 1968]。そしてロシアは1867年にアラスカをアメリカに売却し、1871年には極東での主港をニコラエフスクからウラジオストクへ移動して、北太平洋での交易から撤退した。

(1) 『仁宗実録』巻156 嘉慶11年(1806年)正月戊辰。

(2) アムール川下流域でツングース系の言語やニブヒ語を話す人々は、アイヌや日本人から「サントアン人(山丹、山靱、山豆)」などと呼ばれた。

5. 19世紀中ごろにおけるマンチュリアの社会変容

太平天国の乱はマンチュリアの動向にも影響をおよぼした。第一に、八旗兵の多くが関内に派遣され、マンチュリアの軍事力が低下したことが指摘できる。1857年(咸豊7年)に出された上諭には、太平天国の乱が始まって以来、吉林、黒龍江からは約1万3000人が遠征し、今でも吉林兵は約6000、黒龍江兵は約2000が出兵しているとある(1)。『吉林通志』は「咸豊二年(1852年)以来、兵隊の派遣が頻繁におこなわれ、兵士十人のうち七、八名は命を落とし、故郷に生還する兵士は二、三人にすぎない」と、生きて帰還した八旗兵は少なかったことを記述している(2)。第二に、軍事力が低下したことから治安が悪化し、「馬賊」の跳梁が激しくなった[川久保悌郎 1968]。吉林には軍隊約1万人が駐屯したが、太平天国の乱に出兵した後では4000名ほどになってしまい、治安の悪化を招いていた(3)。第三に、関内からマンチュリアに送られていた協餉が滞り、黒龍江、吉林の財政は逼迫した。関内の各省は太平天国の乱鎮圧のために多大な支出を余儀なくされ、黒龍江などに送る協餉の捻出は難しくなっていた(4)。

清朝はロシアの勢力拡大に対応して、マンチュリアの軍事力増強を志向したが、財政状況がその実現を難しくしていた。関内各省からの協餉には期待はできないので、マンチュリアで独自に財源を確保し、それを使って軍隊の増強をはかることが求められた。以下で

は、黒龍江将軍の特普欽、盛京将軍の崇實・崇厚、吉林将軍の銘安らの試みを取り上げ、どのように対応したのか検討してみたい。

黒龍江や吉林に在職した官僚のなかには、土地の開放をおこない、財源の補填にあてることを主張する人が出ていた。黒龍江将軍特普欽は呼蘭近隣の土地を開放する必要性について、以下の4点を挙げた。①開墾地から徴租をおこない不足している経費に充当する、②増加した移民を安住させる、③ロシアの脅威に備えるため辺疆を充実させる、④少なくなった人参などの採取のために封禁しておくよりも、土地を開放したほうが民生に利益がある。この主張は皇帝に認められ、1862年(同治元年)12月に裁可された[有高巖 1926。柴三九男 1934、1937。張志強 1988。張風鳴 1989]。また、吉林でも1861年(咸豊10年)12月に舒蘭近隣の招民開墾が許可され、そこからの租税は吉林の兵士の俸餉にあてることになった(5)。ここに土地の払い下げと、民人を誘致して開墾をおこなわせて税収を得る試みが具体化した。

しかし、土地の払い下げ、民人の誘致は、旗人の生計を動揺させるとの意見も強く、全面的に推進されたわけではなかった。呼蘭での土地開放は、特普欽の次に黒龍江将軍に就任した徳英が、①土地の受領者が減った、②吉林からの逃亡者が隠れる、③農耕地の増加により旗人が修練する場が減り、旗人の軍事力が弱体する、の3点を問題として主張し、以後は停止された[張風鳴 1989、145頁]。その後、黒龍江では土地の開放はほとんどおこなわれず、盛京や吉林と同様に州県制が導入されるのは20世紀になってからであった。

19世紀後半、盛京では民人の増加、「馬賊」の横行による治安の悪化が生じ、これまでの行政では対応が難しくなっていた。にもかかわらず、盛京行政は盛京将軍、盛京五部侍郎、奉天府府尹の三者が協調して行う「一職掌に対する複数権限の介入状況」が続いており、行政の滞りは深刻化していた。また人選面での問題も抱えていた。盛京将軍は官制上では軍事面のトップであったとはいえ、実際には行政ポストを歴任した軍事とは無関係な人物が就任していた。他方、盛京五部には京官ポストを歴任した官僚層が多かったため、盛京行政に強い権限を行使して、しばしば盛京将軍の職務を規制した[古市大輔 1996a]。

行政面だけでなく、財政面でも問題を抱えていた。盛京の財源は限られており、他省から送られてくる協餉に依存していた。19世紀後半には税収増加の試みとして港湾税、船税、塩税、商業税などが導入されたが、財政状況を好転させるまでには至らなかった。そうしたなか、他省の財政も苦しくなり、協餉は滞るようになった。また、盛京将軍の養廉銀は2000両であり、両江総督は1万8000両、他の総督は1万5000-2万両の養廉銀を支給されていたのと比べると非常に少なく、盛京将軍は費用のかかる改革はできない状況にあった。軍隊の増強や行政改革を実施しようとしても財源がないため、財政改革が不可欠であった[古市大輔 1997]。

1875年(光緒元年)から翌1876年(光緒2年)にかけて盛京将軍に就任した崇實は、命令系統が統一されていない点が盛京行政の混乱原因だと認識し、盛京将軍の権限強化と盛京五部の権限縮小をおこなった[古市大輔 1996b]。崇實がこうした方向性で盛京行政の改革をした背景には、1860年(咸豊10年)-1871年(同治10年)にかけて四川において成都将軍、四川総督として、馬賊鎮圧などの諸案件の処理に携わった時の経験があった。四川での職務のなかで崇實は、トップの指揮によりすべての文官、武官が動き、トップの意向に沿っ

て案件を処理する指揮、命令系統をつくることが重要だと認識した。盛京将軍に就任した際には、四川での経験を生かし、盛京将軍が一元的に指揮、命令できる機構が必要だと考え、その構築に尽力したと古市大輔は指摘している[古市大輔 2004]。

崇實は 1876 年(光緒 2 年)10 月に死去するが、弟の崇厚が盛京将軍に就任して改革を継続した。崇實・崇厚は民人が増えたにもかかわらず、雍正年間以来州県衙門の増設がおこなわれていないことを問題視していた。19 世紀後半以降、鴨緑江右岸や昌図近隣に移住する民人が増えていた。崇實・崇厚は 1876 年(光緒 2 年)に岫巖州、安東県、鳳凰直隸庁を設け、翌 1877 年(光緒 3 年)には寛甸県、通化県、懷仁県を設けて、鴨緑江右岸から柳条辺牆の東側におよぶ場所に州県衙門を置いた(6)。また、同じ 1877 年(光緒 3 年)には昌図府、奉化県、懷徳県を設けた(7)(表 3 参照)。盛京では崇實・崇厚の時に、民人の移住増加には州県制の導入で対応する方向性を明確にした。

吉林では銘安が改革に尽力した。吉林では以下の三点が問題となっていた。第一に、「馬賊」や金匪(金鉱を採掘する匪賊)の跳梁による治安の悪化であった(8)。第二に、民人が増え、以前の旗人を主にした状況ではなくなったにもかかわらず、州県衙門の新設が行われていない点であった(9)。第三に、ロシアや朝鮮との交渉案件が増えたため、対外交渉や国境防衛への対応が求められた。こうした問題の山積した吉林の状況を改めるため、銘安は 1876 年(光緒 2 年)に「剿馬賊、禁賭博、設民官、稽荒地」が必要だとする意見を述べた(10)。これが皇帝に認められ、1877 年(光緒 3 年)に署吉林将軍に任命された。銘安は吉林での改革にあたって、盛京での崇實の改革に倣う必要があるという認識に立っていた(11)。

銘安は、まず「馬賊」の討伐をすすめ、討伐に尽力しない官吏は辞めさせる措置もとった(12)。また、匪賊が隠れることのできないように、土地の開放をおこない開墾をすすめた(13)。銘安は招墾を目的とした土地開放をもおこなったとはいえ、移民実地的(辺疆に移民を送り、人口を充実させる政策)な土地開放は限定的であった。三姓近隣の土地開放を、銘安は願い出て許可を得ていたが、その目的は駐屯軍隊の軍餉確保にあった(14)。

銘安は州県衙門が増設されないことから、民人の管理はうまくいっていないと考えていた。1878 年(光緒 4 年)の上奏文では、もともと寧古塔などの各城は旗人が暮らす場所であったが、道光初年より開放がはじまり、民人が増えた。だが、殺人窃盗、戸籍婚姻などの案件は協佐(旗人)がおこなっている。協佐らは、騎射を練習するだけで吏治にうとく、多くは漢文に通じていない。今後は徴税や訴訟は州県衙門が行い、協佐らは旗務だけをする必要があると述べている(15)。州県衙門が増設されないのは問題だと銘安は考え、1881 年(光緒 7 年)に敦化県、賓州直隸庁、五常直隸庁を新設した(16)。翌 1882(光緒 8 年)には吉林府、伊通州、双城直隸庁を設けた(17)(表 3 参照)。また、州県衙門に配置する官吏にも注意をはらい、武芸に長じた旗人ではなく、民政に適した人材の登用を訴えていた(18)。

銘安とともに吉林の積弊改善に取り組んだ人物として、呉大澂があげられる[賀飛 2009]。呉大澂は金匪韓效忠の招撫をおこない、治安の回復に尽力した(19)。また軍隊を増強して、治安の回復と対ロシア防衛の強化をおこなった。具体的には、辺疆防衛を専門に行う靖辺軍を新たに編成したり(20)、琿春や寧古塔の要所に小砲台をつくっていた(21)。さらに、砲弾や弾丸は吉林で製造することの重要性を唱え、吉林機器局の設立をおこなった。

治安の回復、軍隊の増強に続いて呉大澂は、三姓、寧古塔、琿春での招墾を推進した(22)。

呉大澂のもとで招墾に尽力したのは李金鏞であった。李金鏞は 1882(光緒 8 年)に招墾局を琿春などに設立し、移民を増やしてロシアの勢力拡大に対抗しようとした[王革生 1993]。呉大澂は移民を誘致するため、山東で農民の招致を行ったりしたが、実辺政策に清朝中央は必ずしも賛成していなかった。呉大澂の上奏文への硃批には、吉林は武芸鍛錬の場所なので、まずは狩猟、次に放牧であり、農耕は末である。開墾の弊害は二つある。一つは遊民が集まり、罪を逃れる者は奥地に隠れる。もう一つは農業にばかり力を尽くし、武芸に励む旧習が失われるとあり、吉林の開墾が進むことに懸念を述べていた(23)。

銘安は吉林に山積した諸問題の解決、調整に取り組んだが、改革を断行したため他の官吏から恨まれたのか、汚職をしているとの告発を 1882(光緒 8 年)に受けてしまった(24)。そして、翌 1883 年(光緒 9 年)に病気を理由に吉林將軍を辞した(25)。銘安の打ち出した主張も継続はされなかった。次に吉林將軍に就任した希元は、①移民は多くない、②州県衙門を維持する財源がない、③ロシアに備えるための軍官が赴任して案件を処理している現状を変える必要はないとし、州県衙門の設置は不要だと 1885 年(光緒 11 年)に上奏した(26)。

特普欽、崇實・崇厚、銘安は 19 世紀後半の新たな状況に対応し、土地を開放して財源にすること、州県制を導入して民人の管理をおこなう方向性を推進した。しかし、こうした政策は必ずしも継続せず、部分的に止まった。とはいえ、土地の開放、州県制の導入はこれまで曖昧であった土地の境界への意識を高めていた。盛京と吉林の境界については、1878 年(光緒 4 年)以降境界の画定がおこなわれ、1881 年(光緒 7 年)に一応の了解に達した。柳条辺牆による区分とは異なる境界が必要とされ、近代的な行政区画につながる境界が設定された[鞠殿義 1986]。また、民人の開墾地に対する民人の権利も変化していた。清朝は丈量した私墾地は民地とはせず、官地として税糧を徴収して、その税糧を旗人に与えていた。しかし東辺外の開墾地については、1878 年(光緒 4 年)に民人による売買を認めた。開墾地の売買を認めたということは、その所有権を認めたと解釈できる[満鉄総務部事務局調査課 1915、131-132 頁]。

州県制の導入がおこなわれる一方で、治安維持や防衛力を強化する目的から、旗人を管轄する副都統も 19 世紀後半には増設された(表 4 参照)。アヘン戦争後には盛京沿岸の防備を強化する目的から、1843 年(道光 23 年)に金州副都統が設けられた(27)。興京近隣は清朝の墳墓に近い重要地でありながら、馬賊の出没があいついで治安が混乱していた。そこで治安維持の目的から副都統の設置が求められ、1875 年(光緒元年)に興京副都統が設置された(28)。対ロシア防衛を強化するため、呼蘭副都統(1878 年)、琿春副都統(1881 年)、呼倫貝副都統(1881 年)が設けられた(29)。また旗人の管理を強める目的から、1894 年(光緒 20 年)には布特哈副都統が、1899 年(光緒 25 年)には通肯副都統が設けられた(30)。

軍隊の再建もすすめられた。盛京では同治年間に西洋式の編成、装備を持つ練軍が編成された。練軍には旧来の八旗兵により編成されたものと、新たに編成されたものがあった。また、光緒年間以降、関内の軍隊が「客軍」として盛京に移動し、配置されており、盛京の軍隊は以前に比べて不統一なものとなった。こうした不統一を是正するため、1885 年(光緒 11 年)に穆図善が辦理東三省練兵事宜に着任した(31)。辦理東三省練兵事宜は盛京、吉林、黒龍江の重要駐防拠点に駐在した副都統を管轄下に置き、各將軍の軍隊への権限は後退した。辦理東三省練兵事宜が持っていた権限で画期的であったのは、盛京、吉林、黒

龍江の軍隊を統一的に動かす権限を持っていた点である。清朝はマンチュリア全体を考えて軍事行動をおこなう必要性を認識したので、辦理東三省練兵事宜は設置されたと古市大輔[2008]は指摘している。

軍隊の指揮系統として、李鴻章の権限がおよぶようになった点も新たな動向として指摘したい。1880年(光緒6年)に、李鴻章には盛京沿岸部の防衛も担当するようにとの上諭が出された(32)。これを受けて李鴻章は、一例としては1885年(光緒11年)に鳳凰辺門付近に配下の軍隊を配置して、朝鮮情勢への対応をおこなっていた(33)。

軍隊の構成や指揮命令系統が複数化するなかで、旗人は軍事力の中軸ではなくなった。旗人が修練していた弓矢は兵器の発達により、もはや使われなくなったので、旗人が伝統的な武芸の向上に励む必要性はなくなった。練軍の兵士には旗人もいたが、民人もなることができた。それゆえ、兵士＝旗人という関係性は19世紀末には薄くなっていた。旗人が持つ軍事的役割は後退したので、旗人を保護する必要性も低下した。旗人の管轄機関は20世紀になると廃止または縮小され、マンチュリア統治の中心ではなくなっていく。

1895年(光緒21年)に辦理東三省練兵事宜は廃止され、再び各将軍が軍隊の統轄をおこなうことになった。しかし、1907年に各将軍が廃止されると、東三省総督が兼任する東三省督弁が置かれて、東三省の兵事を管轄した(34)。マンチュリア全体の軍事権を統括する役職の必要性は、消滅したわけではなかったことを示している。

1860年代以降、マンチュリアでは土地の払い下げ、民人を誘致した農業振興、州県制の導入がおこなわれた。また軍事力の担い手として旗人の役割は低下してはいたが、副都統を増設して防衛力の強化をおこなっていた。土地の払い下げは旗人のへの生計を配慮して、限定的におこなわれたに過ぎなかった。清朝はロシアの勢力拡大、民人の増加に対応した政策をおこなってはいたが、これまでの統治機関を維持、活用してマンチュリア統治を継続していた。旗人の管轄機関が縮小され、州県制が大規模に拡大するのは、20世紀まで待たなければならなかった。

(1) 『文宗実録』巻228 咸豊7年閏5月辛丑。

(2) 『吉林通志』巻30、食貨志3、田賦下。

(3) 『吉林通志』巻52、武備志3、兵制3。

(4) 『黒龍江述略』巻5兵防。

(5) 『文宗実録』巻339 咸豊10年12月壬午

(6) 『光緒朝東華録』巻14 光緒3年2月戊申。

(7) 『光緒朝東華録』巻15 光緒3年3月戊午。

(8) 『光緒朝東華録』巻1 同治13年12月戊子。

(9) 銘安は吉林の様子を、次のように述べていた。「在昔時、全省惟我旗人並無民戸、原易治理。溯自咸豊初軍興以後、旗戸日見凋落。道光間招墾以來、民戸日益稠密」(昔の吉林は旗人だけで民戸はなかったので、その統治は易しかった。咸豊年間に太平天国の乱が起きて以後、旗戸が凋落するようになった。道光年間に招墾がはじまって以後、民戸が増えるようになった)。『光緒朝硃批奏摺』第85輯、光緒8年8月6日、911頁。

(10) 『清史稿』巻453、列伝240

(11) 『光緒朝東華録』巻24 光緒4年10月庚寅。

- (12) 『徳宗実録』巻 54 光緒 3 年 7 月丁丑。
- (13) 『徳宗実録』巻 69 光緒 4 年 3 月壬子、『徳宗実録』巻 77 光緒 4 年 8 月戊戌。
- (14) 『光緒朝硃批奏摺』第 92 輯 光緒 6 年 10 月 20 日 515-516 頁。
- (15) 『光緒朝東華録』巻 24 光緒 4 年 10 月庚寅。
- (16) 『徳宗実録』巻 133 光緒 7 年閏 7 月丙午。
- (17) 『徳宗実録』巻 140 光緒 7 年 12 月丁卯。また『光緒朝東華録』巻 46 光緒 8 年正月乙卯も参照。
- (18) 『光緒朝東華録』巻 42 光緒 7 年閏 7 月。
- (19) 『徳宗実録』巻 123 光緒 6 年 11 月丁丑。
- (20) 靖辺軍の沿革、編成については『吉林通志』巻 52 武備志 4、兵制 4 を参照。
- (21) 『徳宗実録』巻 131 光緒 7 年 6 月辛卯。
- (22) 『徳宗実録』巻 134 光緒 7 年 8 月庚申。
- (23) 『光緒朝硃批奏摺』第 92 輯 光緒 8 年 5 月 2 日 554-555 頁。
- (24) 『徳宗実録』巻 155 光緒 8 年 11 月辛丑。
- (25) 『徳宗実録』巻 160 光緒 9 年 2 月乙亥。
- (26) 「吉林將軍希元奏寧姓琿等處不宜添設道府庁県等官折」光緒 11 年 10 月 13 日。
『清代吉林档案史料選編 上諭奏折』9-11 頁。
- (27) 『宣宗実録』巻 389 道光 23 年 2 月庚辰。『宣宗実録』巻 392 道光 23 年 5 月己未。
- (28) 『穆宗実録』巻 371 同治 13 年 9 月己酉、『徳宗実録』巻 8 光緒元年 4 月甲午。
- (29) 『徳宗実録』巻 82 光緒 4 年 11 月丙寅。『徳宗実録』巻 129 光緒 7 年 4 月己未。
『徳宗実録』巻 130 光緒 7 年 5 月丁卯。
- (30) 『徳宗実録』巻 341 光緒 20 年 5 月乙巳。『徳宗実録』巻 431 光緒 24 年 10 月癸未。
- (31) 『徳宗実録』巻 218 光緒 11 年 10 月丁亥。
- (32) 『徳宗実録』巻 108 光緒 6 年 6 月己丑。
- (33) 「甘軍移駐鳳凰辺門摺」『李文忠公全集』奏稿 55 光緒 11 年 10 月 26 日
- (34) 『東三省政略』巻四軍事「紀東三省督練処」。

6. ロシア、朝鮮との関係変化

① ロシアとの関係変化

ロシア政府は沿海州への移民を増やすために、1861 年に沿海州の移民に対しては 20 年間人頭税免除、20 年間無料で土地を貸与という好条件を出して移民を奨励した。しかし 1860-71 年にかけては約 4000 人、1872-82 年の間では約 700 人の移住者しか来なかった[ユ・ヒョジョン 2002、203 頁]。また軍事力も微弱であり、ロシアの圧力は軽微であったと考えられる。しかしながら、アムール川流域や沿海州で活動していた「中国人」は、以前と同じ活動ができなくなりトラブルも生じていた。

ロシア領となったハバロフスクより下流に暮らした辺民は大きな影響を受けた。ゴリドなどからなる辺民は、毎年毛皮の貢納のためアムール川に設けられた交易場に赴き、毛皮貢納の代償として清朝から綿製品などを受け取っていた。こうした行為は純粋な商業取引

ではなく、政治的な上下関係の承認を含むものであった。ロシア側は、通商は認めるが、政治的な意味を含む貢納は認められないとした。ロシア側は国家主権の保持をかかげ、ロシアに住む人はロシアの主権下にあり、他の国の政治的影響は認めないという論理を主張した[葉高樹 1993]。このため辺民の清朝への貢納は大きく減少した(1)。

狩猟により生活していたオロチョンも影響を受けていた。オロチョンはアムール川左岸で狩猟をおこない、右岸にもどる生活をしてきた。アムール川左岸がロシア領となったため、狩猟地は右岸に限定されてしまい、狩猟数は減少してしまった(2)。また、ロシア人の影響を受け、ロシア人の衣服を着たり、ロシア風の名前を名乗るなど、ロシア式の生活を取り入れたオロチョンもいた(3)。

沿海州で砂金を採取していた「中国人」は、国境や領土を意識することなく、ペキン条約締結後も同じように活動したため、ロシア側と衝突していた。ウラジオストクの東南 50 キロの海上にあるアスコリド島(漢名;青島)では砂金がとれ、「中国人」人夫がその採取をしていた。しかし、1867 にロシア側は武力で「中国人」人夫を追い出し、砂金の採取から排除した。翌 68 年に「中国人」は再びアスコリド島で砂金をとろうとしたことからロシア側と衝突が生じ、これを契機に沿海州のロシア人集落が焼き討ちされるなどの「中国人」とロシア人の紛争が勃発した。この事件をロシア側は「蛮子戦争」と呼んでいる(4)。吉林將軍富明阿は紛争に加わる「中国人」が 2-3000 人に増えたことから事態を重視し、これが清朝内にも波及することを懸念して、琿春への軍隊派遣を要請した。この要請は清朝皇帝に認められ、戦争勃発の口実にならないよう対処すべし、という上諭が出された(5)。

ロシアによるアムール川以北、沿海州の領有以後、それ以前では問題にならなかった行動が国境を越境する不法行為になってしまい、これまでのような自由な往来はできない時代に移行したと指摘できよう。

ロシアとの間には、越界した「中国人」の騒乱や、国境をめぐる見解の相違なども問題であったが、清朝が最も憂慮したのはロシアの軍事力にどう対抗するかであった。1880 年(光緒 8 年)の蔭霖復の上奏には次のようにあり、清朝は沿海州におけるロシアの軍事力について情報を収集していた(6)。

吉林はロシア人と国境を接している。東辺には琿春、寧古塔、三姓の三城がある。今日のロシアの患いに琿春が最も近く、三姓が最も危うい。…咸豊一一年(一八六一年)の分界以後、我の広大なあき地数千里をみすみす失った。綏芬、興凱のような満洲旧部の場所もまた敵人に帰した。吉林全省の一〇分の五、六が奪い去られた。なお無傷なのは東辺の三城にすぎず、その三城所属の土地には、まだ土着の居民はいないので、これを失ってもそれを少なくないと感じない。…目下琿春の東の近くにある海山巖地方(ウラジオストク)には、ロシア商が大きな街をつくり、陸海から人があつまり、西洋船や戦艦が停泊している。また海山巖(ウラジオストク)付近は綏芬河や興凱湖(を航行する船舶)の停泊地である。ロシア人は木城、兵舎をつくり、多数の兵士が駐屯する場所とし、その防衛状況ははなはだ秘密である。しかし、数十里はなれた場所で演習の時の砲声が聞こえ、現地の人伝えるには約二万人の兵士がいるという。

清朝はさらに 1885 年には曹廷傑を派遣して、沿海州のロシア軍の状況について調査させた。曹廷傑は帰国後に『西伯利東偏紀要』を著し、そのなかで、「与吉省寧、琿、姓三城接

壤、共実数兵八千五百八十名」(吉林の寧古塔、琿春、三姓の三城と接する地には、合計 8580 名の兵隊がいる) と述べている(7)。

清朝はロシアに備えるため、三姓、寧古塔、琿春を防衛拠点としていた。1880 年代の三姓、寧古塔、琿春にどれだけの兵士が駐屯していたのか、その人数を確定することはできないが、『吉林通志』(1890 年代に編纂)と『満洲地誌』(日本の参謀本部が 1889 年に刊行)に掲載されている人数をまとめたのが表 5 である(8)。人数はそれぞれ一致しないが、琿春に最も多数の兵士を駐屯させていた点は一致している。清朝は琿春を軍事的に重視していたと考えられる(9)。

しかしながら、ロシア政府は極東ロシアの軍事力は弱く、清朝や朝鮮に侵攻する能力はないと考えていた。それゆえ、日清戦争前のロシアの対極東ロシア政策は現状維持を方針としており、国境を越えることは想定してはいなかった[佐々木揚 1980、佐々木揚 1987]。

清朝とロシアの間での懸案は東部国境の確定であった。ハバロフスクから興凱湖までは河川が国境のため、その境は明確であったが、興凱湖から図們江までは河川や湖などの自然地理により画された国境ではなかった。1861 年(咸豊 11 年)に興凱湖界約が締結され、興凱湖から図們江の間に八個の碑を建てて国境とした(10)。陸上を少数の界碑で画した国境であったことから、国境侵犯をめぐるトラブルが頻発した。そこで 1886 年(光緒 12 年)に琿春界約が結ばれ、より国境は明確にされた(11)。こうした過程のなかで、1860 年以前には存在しなかった国境線がこの地域に暮らす人々の意識の中に形成され、国境というものを可視化させていたと考えられる。

極東ロシアの状況も変化していた。ロシア政府の移民政策は、1860-83 年では「中国人」と朝鮮人には自由な入植を認めていた。しかし、1884 年の沿アムール総督管区の成立後、ロシア政府は移民に対する法律を整備して、その管理を強化した。そのため「中国人」、朝鮮人は、ロシア政府がつくった管理網に把握され、ロシア臣民として生きる方向性をとらされた[イゴリ R. サヴェリエフ 2005、130-141 頁]。

また、極東ロシアの開発がすすみ、人口が増えたことはマンチュリアにも影響をおよぼした。極東ロシアの農業生産だけでは、食料を自給することはできなかった。そのためマンチュリアから輸入される食料に極東ロシアは依存する必要があった。1870 年以降、ロシア極東の経済成長にマンチュリア北部は刺激を受け、農産物価格は上昇傾向にあった。その結果、マンチュリア北部への移民の流入をうながし、耕地の開拓がすすんだ[荒武達朗 2008、139-178 頁]。

1871 年(同治 10 年)に寧古塔まで旅行したイギリス人の Adkins は、吉林東部の寧古塔は商業的には繁栄していなく、イギリス製品は営口から運ばれていると報告していた。総じて Adkins は、寧古塔近隣の未開発さを述べている(12)。これに対して、1886 年(光緒 12 年)にマンチュリアを旅行し、寧古塔や琿春も訪れた Fulford は、これらの都市の商業的発展について述べている。Fulford は寧古塔や琿春では、ウラジオストク経由で運ばれてくるロシア製品が売られており、ロシアとの交易が盛んになったことを指摘している(13)。

極東ロシアとマンチュリアの経済関係での依存は深まっていたが、ロシア政府はこうした状況に賛成してはいなかった。ロシア政府はロシア人以外に依存して極東ロシアを運営することには難色を示していた。他方でロシア政府は、極東ロシアがロシア欧州部からの

物資・資金供給に頼らずに、自力で運営していくことを求めた。つまりロシア政府は極東ロシアに対して、「中国人」、朝鮮人にも、ロシア欧州部にも依存することなく、独力で運営することを望んだのであった。しかしながら、それは実現不可能な要求であった。ロシア欧州部に依存しないのであれば、「中国人」、朝鮮人の協力が不可欠であった。その逆に「中国人」、朝鮮人に依存しないならば、ロシア欧州部からの援助が必要であった。現在まで続く極東ロシアのジレンマは、すでに 19 世紀後半には顕在化していた[松里公孝 2008、325 頁]。

② 朝鮮との関係変化

康熙年間に清朝と朝鮮は領域交渉をおこない、両者の境は図們江と鴨緑江になった。図們江、鴨緑江を許可なく越えることは禁止され(辺禁)、両江付近は無人地帯となっていた。17～18 世紀に図們江を越える朝鮮人はいたが、その目的は開墾、移住ではなく、人参採取や狩猟であったので、問題にはなっていなかった。[李花子 2006、第 2 章、第 3 章、第 5 章]。しかし 1860 年代以降状況は変わり、図們江北岸やロシア領の沿海州で農業をおこなう朝鮮人が増えた。

朝鮮は 1861 年(咸豊 11 年)にロシアと清朝が共同で行った界碑の設置を目撃して、はじめてロシアと国境が生じたことを知った。しかし、清朝に対してそうした事実の確認はしなかった。その理由は、藩属国の疆域は宗主国が封じるものであり、藩属国が関与することではないので、照会する必要はないと考えていたからである。またロシアに越境した朝鮮人についても、清朝の責任において刷還する態度をみせており、外交に属することに朝鮮は関与せず、清朝の指示によりおこなうという対応を示した[秋月望 1991]。朝鮮が重視したのは藩属国としての立場であり、ロシアに越境した朝鮮人を自国民として保護するという西洋近代的な国家意識は存在しなかった。

清朝はロシア領への朝鮮人流入を禁止する方針をとった。吉林將軍富明阿は 1867 年(同治 6 年)の上奏文のなかで、ロシア領へ向かう朝鮮人 200 名を清朝官憲が見つけたことを報告し、今後も朝鮮人の流入が続くならば、ロシアと朝鮮の結びつきが強くなる恐れがあるので、以後は流入を阻止したいと述べている(14)。さらに 1869 年(同治 8 年)にも朝鮮人の刷還、流出禁止の必要性を上奏し、皇帝の許可も得た(15)。

清朝はロシア官憲にも、ロシア領への朝鮮人流入を禁止する方針を伝えた。しかし、ロシアはこの件は朝鮮と交渉する事柄であり、清朝の関与することではないと返答した(16)。ロシアは清朝と朝鮮が藩属関係にあることを無視したのである。こうした事態に、清朝がどのように対応したのかは不明である(17)。ロシア側は農業労働者として朝鮮人を必要としたため、その移住を奨励した。それゆえ、越境する朝鮮人は止まなかった。[田川孝三 1944、550-551 頁。イゴリ R. サヴェリエフ 2005、234-239 頁]。

朝鮮は 1876 年(光緒 2 年)に図們江中の古珥島の開墾を是認し、事実上、辺禁政策を放棄した。朝鮮人による図們江北岸の開墾は拡大し、やがて清朝の知るところとなった。清朝は 1881 年(光緒 7 年)に琿春近隣を調査した李金鏞の報告により、図們江北岸を朝鮮人が耕作し、さらには朝鮮側の咸鏡道官憲の発行する執照を持っていることを知った。吉林將軍銘安は朝鮮人が図們江北岸を耕作し、朝鮮官憲が執照を与えていることは禁止行為である

が、朝鮮人も「天朝赤子」なので、耕作の継続は認めるが、徴税には応じさせ、これ以上人数は増えないようにするという方針を上奏した(18)。

1882年(光緒8年)に清朝は、越境朝鮮人は清朝の民籍に入れることを朝鮮側に通告した。すると朝鮮は方針を転換し、以後は辺禁を厳守し、越境朝鮮人は朝鮮側に刷還することを清朝側に回答した。しかし、越境朝鮮人は朝鮮への刷還に強く反対した。そして朝鮮と清朝の境界は「土門江」であり、その南を流れる図們江ではないので、「土門江」以南、図們江以北の場所を朝鮮人が耕作しても問題はないという主張を、朝鮮官憲を巻き込んで唱え始めた。そうしたなか、図們江流域では清朝の住民と朝鮮人との対立、衝突も増え、図們江近隣での清朝と朝鮮の緊張は高まった[田川孝三 1944, 1981]。1885年(光緒11年)と1887年(光緒13年)の2回にわたり、清朝と朝鮮は境界の交渉をおこなったが、両者の隔たりを埋めることはできず、話し合いは決着しなかった[秋月望 1999]。こうした清朝と朝鮮の動向を秋月望[1989, 2002]は、宗主国と藩属国との境界という意識から、国際法的な国境観へと両者ともに変化はしていたが、中華的な理念と国際法の論理が混在する状態であったと指摘している。

鴨緑江方面では、清朝は柳条辺牆の東側から鴨緑江右岸までは封禁地帯として民人の流入を禁止して、清朝と朝鮮との緩衝地帯としていた[山本進 2011]。封禁された鴨緑江右岸で民人が活動したことを、最初に確認したのは朝鮮側であった。朝鮮側は1841年(道光21年)に鴨緑江右岸で耕作をおこなう民人を確認した。その後も民人は増加したので、1846年(道光26年)に清朝は朝鮮と協力して、鴨緑江右岸の家屋を焼却して、犯禁入植者を捕えた。以後、清朝は柳条辺牆以東の管理を強化し、民人の流入を防ぐ対策をおこなった[秋月望 1983]。しかし民人の流入を防ぐことはできず、1867年(同治6年)には柳条辺牆の東側には十万余人が居住していた。鴨緑江右岸での開墾が進展したことから、朝鮮人が農業労働者として移住、定住するようになった[山本進 2010]。柳条辺牆の東側から鴨緑江右岸までの状況は、定住者を追い払うという従前の政策では対応できないものとなっていた。

清朝は1876年(光緒2年)から1877年(光緒3年)にかけて、安東県、寛甸県、通化県、懷仁県を設置して、柳条辺牆の東側への州県衙門の設置をおこなった(19)。また、越境朝鮮人には「剃髮易服」(頭を弁髪にして中国の衣服を着ること)と清朝の民籍に入ることを推進した[秋月望 2002]。封禁地帯が消滅するなかで、清朝がとった政策は州県制の導入と朝鮮人への管理強化であった。1870年代以降、清朝と朝鮮との間に設定されていた緩衝地帯は縮小し、図們江と鴨緑江が国境線として機能するようになったと指摘できよう。

境域地帯の状況が変わる一方で、1880年代には朝鮮をめぐる国際状況も変化した。1882年に朝鮮はアメリカと条約を結び、以後イギリス、ロシア、フランスなどとも条約を締結した。西洋諸国との条約締結は、清朝との藩属関係にも影響をおよぼした。1880年代の変化を岡本隆司[2004]に依拠して筆者なりにまとめると、清朝は朝鮮に西洋諸国と条約を結ばせ、朝鮮は清朝の属国であることを西洋諸国に認めさせようとした。清朝は朝鮮との関係を「属国自主」だと主張したが、清朝は「自主」を名目化する解釈であったのに対して、朝鮮は「自主」が公然と保障されたと考えた。こうした清朝と朝鮮の間に生じた「自主」の解釈をめぐる齟齬は、西洋諸国との対応にも影響をおよぼした。西洋諸国は清朝と朝鮮の主張が違うことから、両者の関係理解に苦しんだ。1880年代では「属国自主」が曖昧に

解釈されたことで関係諸国の均衡は保たれたが、1890年代に日本が清朝に対して朝鮮は「自主」だと主張して開戦したことを契機に、曖昧な「属国自主」理解は消滅し、東アジアの国際関係は大きく変容した。

こうした状況下の1880年代において、清朝は朝鮮を属国だと唱え、朝鮮との条約のなかにそれを盛り込んだ。清朝と朝鮮は1882年(光緒8年)に中朝商民水陸貿易章程を、翌1883年(光緒9年)には「奉天与朝鮮辺民交易章程」、「吉林朝鮮商民貿易地方章程」を締結した(20)。これら三つの章程にはいずれも「中国優待属邦之意」という条文が存在し、朝鮮と清朝の藩属関係は明文化された。藩属関係の明文化は、近代的な対外関係のあり方に移行したとも評価できるが、清朝の目的は藩属関係の明確化にあった[秋月望1984、1985]。

藩属関係は維持されたが、交易面で藩属関係を象徴した辺市は、「吉林朝鮮商民貿易地方章程」の締結により終焉した。辺市とは17世紀中頃以来、会寧では毎年、慶源では隔年に行われた期間限定の交易である。この交易は等価地交換ではなく、藩属たる朝鮮の義務でもあったが、儀礼的な側面だけではなく経済的な必要性も高かったため長期間存続していた。だが、1880年代に辺市は廃止され、以後は随時、規定を遵守すれば自由に交易できる状況に変化した。

藩属関係は変化してはいたが、朝鮮人の意識下に存在した清朝との藩属関係は、すぐには無くならなかった。時期はやや下るが、1903年に日本陸軍の中尉が行った咸鏡道西北部の偵察報告書は、朝鮮人の状況について、「茂山以西雲龍以西ノ住民ハ自ラ小国人ト称シ(清国ヲ大国ト呼フ) 韓国人タルヲ知ラサルモノ十中ノ八九、殊ニ甚タシキハ自国カ独立国タルヲ知ラサルモノ多シ」と述べており、依然として清朝との藩属関係を意識する朝鮮人が多数いた(21)。

清朝は流入する朝鮮人を追い返すことはしなかったが、「剃髮易服」(辮髪にして、朝鮮服を脱ぐこと)にはこだわった。「剃髮易服」を受け入れた朝鮮人には土地執照を与えて納税を義務付け、清朝内で生活できるようにした[姜龍範2000]。清朝の統治理念から類推すると、「剃髮易服」を承諾した朝鮮人は民人に属したとみなされる。19世紀後半以降、民人のなかにも漢人、朝鮮人という区別が生じ、以前の状況とは変化が生じていた。

1890年代以降も、清朝と朝鮮の関係調整は続けられた。1899年(光緒25年)には中朝通商条約が締結され、その第12条には、これまで国境を越えてきた人の安全は保障するが、以後越境は禁止すると決められた(22)。次いで、1904年(光緒30年)には「新定画界防辺条約」(中韓境界前後章程)が締結され、国境の再調整を行った(23)。

以上の考察から、19世紀後半にマンチュリアと朝鮮との関係は変化し、図們江、鴨緑江流域に流入する民人と朝鮮人が増えていた。清朝は州県制を導入して統治の強化をはかり、越境朝鮮人には清朝の統治に服することを求めている。この結果、清朝統治は図們江、鴨緑江岸まで拡大し、国境線が可視化される時代となった。

(1)佐々木史郎[1991]はレニングラードの人類学民族学博物館に所蔵されている満洲語の公文書を発見し、その内容はアニュイ川(ドンドン川)流域で暮らした辺民の郷長を任命した光緒年間の文書だと考証した。そして、清朝の辺民への影響力はロシア領となった19世紀後半でも残っていたと主張した。しかし松浦茂[2006、374頁注39]は、光緒年間に辺民に公文書を出すことが一般的におこなわれていたかは疑問だとし、今後の課題

だと述べている。

- (2) 『黒龍江述略』 卷 4 貢賦。
- (3) 『東三省政略』 卷 1 邊務 呼倫貝爾篇。
- (4) 「蛮子戦争」については、ユ・ヒョジョン[2002、271-219 頁]、イゴリ R. サヴェリエフ[2005、123 頁]を参照。
- (5) 『籌辦夷務始末 同治朝』 卷 58、同治 7 年 4 月甲子。
- (6) 「吉林與俄人接境、在東邊三城、曰琿春、曰寧古塔、曰三姓、今日俄患、惟琿春最近、惟三姓最危。…自咸豐十一年分界後、不但我之空曠間地坐失數千里、若綏芬、興凱、滿洲旧部処所亦歸敵人、吉林全省削去十之五六。其猶為無傷者、不過以東邊三城尚在、其三城所屬之地、尚無土着居民、故失之不覺其不少耳。…刻下琿春東距近之海山巖地方、為俄商巨鎮、其地陸海輻輳、洋舶、戰艘萃聚於中。又附近海山巖即綏芬、興凱泊地、該夷築有木城、兵房、為屯聚重兵之所在、捍禦甚秘。但於數十里外、時聞演習槍砲之聲、土人相伝屯兵有二万余人之衆」(莊吉發[1978、96-97 頁]。出典は「月摺档」光緒 6 年正月)。
- (7) 『曹廷傑集』 上、中華書局、1985、79 頁。
- (8) 『滿洲地誌』は国書刊行会が 1976 年に復刻したものを参照した。
- (9) 『籌辦夷務始末 同治朝』 卷 68、同治 8 年 9 月丁亥。琿春には協領が置かれていたが、1870 年には副都統銜が置かれた(『穆宗実録』 卷 286 同治 9 年 7 月戊辰)。
- (10) 『中外旧約章彙編』 第 1 冊、160-163 頁。
- (11) 同右、488-498 頁。
- (12) Note by Consul Adkins on North-Eastern Manchuria, and Memorandum on Journey to Ninguta. Commercial Reports from Her Majesty's Consuls in China. 1871. *Irish University Press, Area Studies Series, British Parliamentary Papers, China*, Vol. 10.
- (13) Despatch from Her Majesty's Minister at Peking, forwarding a Report by Mr. H. E. Fulford, Student Interpreter in the China Consular Service, of a Journey in Manchuria. *ibid*, Vol. 22.
- (14) 『清季中日韓關係史料』 同治 6 年 2 月 14 日。
- (15) 『清季中日韓關係史料』 同治 8 年 10 月 27 日。『穆宗実録』 卷 292 同治 9 年 10 月癸巳。
- (16) 『籌辦夷務始末 同治朝』 卷 77、同治 9 年 9 月丙子。
- (17) 戦前に書かれた田川孝三[1944、587 頁]は、これ以上清朝はこの問題に関与することを欲しなかったのか、対応を打ち切ったのであろうと述べている。しかしなぜ関与を欲しなかったのか、その理由については述べていない。戦後になり様々な史料が刊行されたが、筆者の見た範囲では、清朝のこの案件に関するその後の対応について記述した史料を探すことはできなかった。
- (18) 『光緒朝東華録』 光緒 7 年 10 月辛巳。
- (19) 『光緒朝東華録』 光緒 3 年 2 月戊申。
- (20) 『中外旧約章彙編』 1、404-407 頁、418-422 頁、444-447 頁。
- (21) 「威鏡道西北部偵察報告書」陸軍省編纂『明治卅七八年戦役陸軍政史』 第 1 卷、湘南

堂書店、1983、369 頁。

(22) 『中外旧約章彙編』 1、909-913 頁。

(23) 『中外旧約章彙編』 2、281-282 頁。

7. 旗民制の崩壊と東三省の設置

1894 年(光緒 20 年)の日清戦争以後、マンチュリアをめぐる状況は大きく変化した。日清戦争、義和団事件、日露戦争の三度におよぶ戦乱をマンチュリアは経験し、地域社会は甚大な打撃を受けた。日清戦争の時には盛京南部で日本軍との戦闘がおこなわれ、戦場となった場所の住民は被害を受けた。義和団事件の時にはロシア軍の侵攻を受け、マンチュリア全土が大きな被害を受けた。日露戦争の時、清朝は局外中立を宣言したとはいえ、マンチュリアは日本軍とロシア軍の主戦場となり、多数の住民が戦争に巻き込まれた。

戦乱により治安が混乱したにもかかわらず、清朝の軍隊は住民の安全保障には尽力しなかったため、住民は自衛のため郷団を結成した。例えば義和団事件の際、匪賊の横行に憤った盛京各地の紳士、民人は郷団を設立して、匪賊からの攻撃を防衛した(1)。後に有力者となり、満洲国政府にもかかわる袁金鎧も義和団事件の時に郷団を結成していた[江夏由樹 1988]。遼西では「保険隊」と呼ばれた自衛団が組織され、経費を払った地域の人々の安全を確保していた。張作霖は保険隊に参加し、以後頭角をあらわした[隋国旗 1992]。郷団、保険隊は公権力とつながるのか、それとも対抗するのか、公権力との関係性がその後のあり方を規定した。公権力との協力を選択した郷団、保険隊は巡警などに再編成され、官の一翼を担う存在へとようになっていく。他方、清朝の統治や徴税に不満を持つ郷団、保険隊は反清運動の担い手となり、清朝官憲からは匪賊、馬賊と呼ばれる存在になっていた。

三度の戦乱の被害を受けるなかで、中東鉄道が敷設され、マンチュリアは鉄道の時代に突入した。日清戦争後に清朝内では、日本に対抗するにはロシアと結び、マンチュリアの安全を確保すべきだという意見が主張され、「ロシアを羈縻しつつ日本の侵略に備える」という政策が採用された。清朝はロシア政府が露清同盟締結とマンチュリア横断鉄道の建設を不可分だと考えていることを知り、対日軍事同盟である露清密約(1896 年締結)を結ぶために敢えてマンチュリアの鉄道利権をロシアに与えた[佐々木揚 1977]。

中東鉄道の敷設に伴い、マンチュリア北部に流入する移民は増加した。最新の研究である趙英蘭[2011、42-43 頁]の見解では、マンチュリアの人口は 1898 年では約 760 万人であったが、1900 年には 1,200 万人に増えたとしている。1900 年以降人口増加のスピードは速まり、マンチュリアは急速に関内から流入する漢人の活動空間となっていった。黒龍江將軍の恩沢は 1899 年(光緒 25 年)に、黒龍江では移民が増え各地に村落ができていたので、州県衙門の設置や治安維持のために保甲や団練が必要だと上奏した(2)。黒龍江の呼蘭では、1780 年(乾隆 45 年)の時点では人口の半分以上は旗人が占めていた(表 6 参照)。ところが、1909 年(宣統元年)になると漢人の人口は急激に増え、旗人の人口は全体の 1%ほどになってしまった。呼蘭は 20 世紀初めには漢人の居住空間になり、旗人は圧倒的な少数者に転落するという社会変容が生じていた。鉄道敷設により移民が急激に増え、これまで清朝が方針としてきた旗民制では対応できない段階に至ったと指摘できよう。

清朝は大量の移民が流入して来る状況に、①州県制の拡大、②郷約、保甲の設置、③警察機構の導入などにより対応した。清朝は1888年(光緒14年)以降州県制の導入を中断してきたが、1902年(光緒28年)に再びはじめ、吉林に盤石県、長寿県などを設置した(表7参照)。1904年(光緒30年)から10年(宣統2年)にかけて、次々に州県の設置、撫民庁の府への昇格がおこなわれ、マンチュリアでの州県制は拡大した。1910年(宣統2年)時点では26府、10州、59県が置かれた(表8参照)。

この時期の州県制の拡大で注目したい点は、柳条辺牆の外側にあった「蒙地」に州県制が導入されたことである。1904年(光緒30年)に洮南府、靖安県、開通県が置かれた(3)。「蒙地」と盛京は柳条辺牆により画されていたが、柳条辺牆を越えて「蒙地」に州県制が拡大したので「蒙地」の範囲は流動化した。「蒙地」への州県制導入により、盛京(奉天)の管轄区は西側に拡大した。このことは中華民国期において、モンゴル問題への対応が奉天省統治者にとっては不可欠となる発端となった[松重充浩2007]。

新興移民地区は民政機構が整っていないので、その管理のために郷約が置かれた[王広義2009]。郷約は土地の丈量、登記をめぐる問題や徴税などに関わっただけでなく、民間紛争を解決する司法的権限も行使した。また、流動性の高い移民社会において治安維持の機能も担った。新興移民地区では官側の力は弱かったので、民側である郷約が官側の施策の不十分な部分を補っていた。官側の管理がゆるいことや官側の補完機能を担ったことから、専横的行動をする郷約も多く、郷約の行動が問題となる場所もあった。しかし民政機構が整ってきた宣統年間になると、郷約は撤廃された[段自成2008]。保甲はマンチュリア全域ではなく、一部の場所で実施されたと考えられる[何栄偉1992、趙麗艶2000]。

警察は奉天では1902年(光緒28年)に設けられた(4)。趙爾巽が盛京將軍をつとめた時に、警察の組織や人員は拡充された[渋谷由里1997、李皓2008]。その結果、1910年(宣統2年)には東三省全体で警察に関わる人は20-30万人に達したと報告されている(5)。

戦乱による混乱、移民急増への対応が求められたが、マンチュリアは独自の財源に乏しいため、新たな施策をしようにも、財源の枯渇がその実施を拒んでいた。清朝は新たな財源として官地や清朝皇室の土地を払い下げ、財源にあてる政策を推進した。官荘などの払い下げにあたっては、その優先権を荘頭に割り当てた。荘頭とは、官荘を管理し、税糧の納入を担当していた人々であり、配下の壮丁や佃戸に対しては地主的な支配をおこなっていた。土地の払い下げを受けた荘頭は、官地、皇室所領の管理人から地主へと変化した。

官地の払い下げは財源の確保だけではなく、在地有力者であった荘頭らを地方統治の末端として取り込むことも目的としていた。清朝は土地の払い下げ後も、従前に荘頭が壮丁や佃戸に対しておこなっていた地主的支配を公認した。こうした統治政策は、旗人の生計維持を基調とした以前の政策とは異なるものであった。清朝は旗民制から脱却し、新たな地域秩序の形成に踏み出したと考えられる[江夏由樹1983]。

清朝は新たな人材の登用も試みていた。人材登用にあたって、清朝は2つの点に留意した。第一に、他省出身の地方官であっても、在地の実情に通じた官吏を養成しようとした。第二に、在地有力者を地方自治の名のもとに諮議局に集め、自治組織を通じて在地勢力と公権力との協力関係をつくらうとした。こうした方向性のもとで、在地の実情に通じた他省出身の地方官が誕生したが、彼らは辛亥革命後に地元出身者により代わられていった[江

夏由樹 1990、313-314 頁]。

1905 年(光緒 31 年)4 月に盛京將軍に就任した趙爾巽は、これまでの制度を改める政策を推進した。同年 8 月には奉天府府尹と盛京五部を廃止した(6)。そして同年 10 月には、盛京での「旗民不交産」の原則を廃止した(7)。ついに、清朝は康熙年間以来重視してきた「旗民分治」の原則を放棄したのであった。他方、税制改革もおこない、1905 年(光緒 31 年)8 月に糧饗局、税務局を廃止して財政総局を設置して盛京將軍の管轄下に置いた。翌 06 年(光緒 32 年)には各地に統捐局を設置するとともに、各種の税捐を撤廃して出産税と銷場税に整理した[高月 2006]。

さらに清朝は 1907 年(光緒 33 年)に官制改革をおこない、盛京將軍、吉林將軍、黒龍江將軍を廃止して奉天省、吉林省、黒龍江省の東三省を設置し、関内各省と同様の総督巡撫制を施行した。初代東三省総督には徐世昌が任命された。副都統も吉林、黒龍江ではすべて廃止された(表 9 参照)。旗人を統轄した將軍、副都統の廃止は、清朝によるマンチュリア統治の主体が、もはや旗人ではないことを表している。

清朝がもっとも留意していた旗人の状況は大きく変化していた。第一に、軍事技術が発達し、八旗兵が操る弓矢は近代戦においては無用なものとなった。また旗人の頽廢も著しく、かつての尚武の気風は薄れてしまい、軍事力の担い手にはならなくなっていた(8)。第二に、旗人の人口が増えていた。旗人のすべてが兵士になったわけではなく、兵士にはならない旗人もいた。兵士であった旗人は清朝を支える軍事的な中核であったので、その待遇は厚かった。旗人全体の人数は 18 世紀以降に増加したが、兵士的人数は規定により決められていたので、兵士となる旗人の割合は低下した。李林[1992、73-75 頁]は新濱県と金県の一族を事例として、旗人中の八旗兵と非兵士の比率は、康熙年間では 1 : 2.5、乾隆年間では 1 : 3.1、道光年間では 1 : 13.5、光緒年間では 1 : 17 であったとしている。嘉慶帝は 1808 年(嘉慶 13 年)にチチハル、アイグン、メルゲン、呼蘭の旗人の状況について取り上げ、兵士以外の旗人が増えており、兵士と同じ待遇を望む声が非兵士の旗人のなかには強いが、兵士を増やすことは難しいと述べている(9)。鄭川水[1982]は旗人中の兵士的人数は正確にはわからないが、10%未満だと推測している。旗人全体の人数が増えたため、待遇のよい正規兵になれる割合は低下し、非兵士の不満が増大していた。第三に、清朝は 19 世紀後半以降財政困難に陥っており、旗人への俸給が重い負担となっていた。清末になると、旗人への俸給は十分には支給できない状況となっていた[鄭川水 1985]。

以上、①軍事技術の発達、②旗人の人口増加、③清朝の財政困難という要因から、清朝は従前と同様に旗人の生計を保護し、十分な俸給を支給することはできなくなっていた。清朝は旗人の立て直しは放棄して、「旗民不交産」の原則廃止、將軍・副都統の廃止を断行した。そして、州県制の拡大や総督巡撫制の導入をおこない、新たな地域秩序の構築を模索した。しかし、清朝に残されていた時間はわずかであった。

日露戦争後、内陸部で生産された大豆は鉄道により港湾まで輸送され、日本やヨーロッパに大量に輸出されるようになった。鉄道運行により移民の流入は容易になり、マンチュリアの人口は増えていた。住民が消費する物資は増大し、商業取引も活発となった。それゆえ通貨需要も増し、近代的な銀行が設立された。マンチュリアにおけるヒト、モノ、カネの状況は日露戦争を境として、以前とは異なる段階に至ったとみなすことができる。そ

うしたなか清朝は滅亡し、マンチュリアの「中国人」の場所へと変わった。

- (1) 『光緒朝東華録』 卷 158 光緒 26 年正月乙卯。
- (2) 『宮中档光緒朝奏摺』 12 1899 年(光緒 25 年) 2 月 pp. 649-651。
- (3) 満洲国地方事情編纂会『奉天省洮南県事情』 1936 pp. 755-757
- (4) 『奉天通志』 卷 143 民治志 2 警察。
- (5) 『宣統政紀』 卷 42 宣統 2 年 9 月己巳。趙英蘭[2007]は、マンチュリアの住民は 20 世紀には、保甲や警察制度による管理に移行したという論点を主張している。
- (6) 『徳宗実録』 卷 548 光緒 31 年 8 月丙午。
- (7) 『徳宗実録』 卷 550 光緒 31 年 10 月癸卯。
- (8) 参謀本部編[1889、317 頁]は、「八旗駐防ノ制ハ … 年月ヲ経過スルノ久キ軍紀頽廢シ驍勇ノ氣風ヲ失ヒ、只其部落ニ於ル旗人ノ種類ヲ区分スルノ称呼ニ止リ、軍隊ノ編成ニ関係ナキカ如キニ至レリ。現今ニ於テハ一隊一伍中各旗人ヲ混成スルモノアリ、八旗各称ハ恰モ日本ノ源、平、藤、橘各々其姓ヲ同クセサルカ如シ。然モ同旗人ハ自ラ互ニ相ヒ親密ナル愛慕心ヲ有シ、他ノ旗人ト同シカラサルヲ異ナリトス」と記述している。
- (9) 『仁宗実録』 卷 191 嘉慶 13 年正月丙午。

おわりに

清朝は盛京では旗人と民人は別々に管轄する統治機構を構築して「旗民分治」をおこなうとともに、無原則な民人の流入は禁止して、旗人の状況が変化することを防いでいた。吉林、黒龍江では民人の流入は阻止して、民人が旗人を圧迫しないようにしていた。しかし、民人の流入を制限することはできず、旗民が雑居する場所が増えた。清朝は理事通判(理事同知)を設けて旗民関係の調整をおこない、旗人の生計を保護しようとした。

19 世紀後半、太平天国の乱による関内への軍隊派遣、ロシアの勢力拡大はマンチュリアの動向に大きな影響をおよぼした。太平天国の乱以後、関内からの協餉は滞り、財政状況は悪化した。ロシアに対抗するため軍備の増強が求められ、軍事費捻出のため一部の場所では土地の払い下げが実施された。州県制の拡大がおこなわれたが、同時に副都統の増設もおこなっており、これまでの統治機構の廃止ではなく修正により対応していた。一方、ロシア、朝鮮との関係が変化し、アムール川、ウスリー川、図們江、鴨緑江が国境線と認識されるようになり、「国境により区画されたマンチュリア」が形成された。

日清戦争、義和団事件、日露戦争の三度の戦乱、中東鉄道の敷設の結果、「旗民分治」や旗人の生計保護を基調とする旗民制の維持はもはや不可能だと清朝は認識した。「旗民不交産」の放棄、州県制の拡大と旗人の統治機関の廃止、新たに台頭した在地有力者の取り込みなど、日露戦争以降、清朝はこれまでとは異なった方向性の政策を推進した。

そうしたなか、鉄道が運行をはじめ、人口が増加して農業生産が増大するとともに、農産物売買が拡大し、マンチュリアの経済状況は新たな段階に入った。また、土地の払い下げが大規模におこなわれ、地主が生まれていた。マンチュリアの主人公は旗人ではなく、土地の払い下げや大豆生産・販売に関与した在地有力者へと移行した。

旗人はその歴史的な役割を終え、清朝滅亡後では旗人であることの社会的意義もなくな

った。旗人という人間集団は実質的には消滅し、満洲人、モンゴル人、「中国人」などの今日的な民族へと分かれていった。日露戦争後マンチュリアに勢力拡大した日本は多数の調査報告書を残したが、旗人の動向についてはあまり述べていない。旗人の社会的影響力が減退した点、清朝滅亡時に旗人は打倒の対象となったので社会から隠れて暮す旗人が多かった点から、調査にあたった日本人の目に旗人の動向が触れることは少なかったと考えられる。しかしながら満洲国期になり、土地権利関係の整理がおこなわれた際、依然として旗人と民人との間に土地権利関係が存在することが判明した。そのため、満洲国政府による土地権利関係の整理は容易には進まなかった。マンチュリア社会の底辺に残る旗民関係は満洲国期においても影響をおよぼしていたのであり、旗民関係の考察なしに満洲国期の理解はできない。

参考文献日本語

秋月俊幸

1994『日露関係とサハリン島』筑摩書房 280p

秋月望

1983「鴨緑江北岸の統巡会哨について」『九州大学東洋史論集』11 pp.117-137

1984「朝中貿易交渉の経緯－1882年派使駐京問題を中心に－」『九州大学東洋史論集』13 pp.83-102

1985「朝中間の3貿易章程の締結経緯」『朝鮮学報』115 pp.103-137

1989「中朝勘界交渉の発端と展開」『朝鮮学報』132 pp.79-108

2002「朝清境界問題にみられた朝鮮の『領域観』－『勘界会談』後から日露戦争期まで－」『朝鮮史研究会論文集』40 pp.125-149

A. L. アニシモフ

1993「19世紀50～60年代におけるサハリンの露日国境確定問題に対する東シベリア行政府の態度」『北海道極東研究』1 pp.185-209

天海謙三郎

1943「満洲土地制度の理解に関する一關鍵」『満洲土地問題関係文献』満鉄 pp.1-70
→『中国土地文書の研究』勁草書房、1966 pp.715-780

荒武達朗

2008『近代満洲の開発と移民－渤海を渡った人びと－』汲古書院 414p

有高巖

1926「黒龍江省呼蘭平野の開発に就きて」『内藤博士還暦祝賀支那学論叢』弘文堂 pp.819-864

池上二良

1968「カラフトのナヨロ文書の満州文」『北方文化研究』3 pp.179-196

イゴリ R. サヴェリエフ

2005『移民と国家 極東ロシアにおける中国人、朝鮮人、日本人移民』御茶の水書房 323p

江夏由樹

1983「清末の時期、東三省南部における官地の丈放の社会経済史的意味－錦州官荘の丈放を一例として－」『社会経済史学』49-4 pp. 28-47

1988「旧奉天省遼陽の郷団指導者、袁金鎧について」『一橋論叢』100-6 pp. 84-104

1990「奉天地方官僚集団の形成－辛亥革命期を中心に－」『一橋大学研究年報 経済学研究』31 pp. 309-347

榎森進

2007『アイヌ民族の歴史』草風館 639p

岡野恵美子

1994「設立時のロシア－アメリカ会社」『群馬県立女子大学紀要』15 pp. 73-88

1997「ロシア領アメリカにおけるロシア－アメリカ会社、1799-1802」『群馬県立女子大学紀要』18 pp. 73-88

1999「ロシア人の北太平洋進出と政府の役割－ベーリング探検隊から一七八〇年代まで－」『群馬県立女子大学紀要』20 pp. 73-93

岡本隆司

2004『属国と自主のあいだ 近代清韓関係と東アジアの命運』名古屋大学出版会 487p

奥平武彦

1936「クリミア戦争と極東(1、2)」『国際法外交雑誌』35-1、35-4 pp. 42-68、pp. 15-45

オークニ

1943 原子林二郎訳『カムチャッカの歴史』大阪屋号書店 238p

川久保悌郎

1935「清末に於ける吉林省西北部の開発」『歴史学研究』5-2 pp. 147-184

1968「満洲馬賊考－咸豊・同治期におけるその活動を中心として－」『文経論叢(弘前大学)』3-4 pp. 1-44

1990「柳條辺牆管見」『東洋学報』71-3・4 pp. 1-31

木村和男

2004『毛皮交易が創る世界 ハドソン湾からユーラシアへ』岩波書店 221p

2007『北太平洋の「発見」 毛皮交易とアメリカ太平洋の分割』山川出版社 203p

小峰和夫

1991『満洲 起源・植民・覇権』御茶の水書房 304p

佐々木史郎

1991「レニングラードの人類学民族学博物館所蔵の満州文書」畑中幸子・原山煌編『東北アジアの歴史と文化』名古屋大学出版会 pp. 195-216

佐々木揚

1977「日清戦争後の清国の対露政策－1896年の露清同盟条約の成立をめぐる」『東洋学報』59-1・2 pp. 67-104

1980「日清戦争前の朝鮮をめぐる露清関係」『佐賀大学教育学部研究論文集』28-1 pp. 35-51

1987「1880年代における露朝関係－1885年の「第一次露朝密約」を中心として」『韓』106 pp. 3-55

参謀本部編

1889『支那地誌』巻15上(参謀本部編『満洲地誌』国書刊行会、1976復刻)

柴三九男

1934「呼蘭地方の植民地的発展」『史観』6 pp.113-154

1937「満洲植民の効果一殊に黒龍江將軍特普欽の土地開放について」『史観』13 pp.31-49

1941「清代中葉における満洲封禁の歴史的意義」『史観』26・27 pp.1-31

渋谷由里

1997「張作霖政権成立の背景一奉天省における軍隊、警察と辛亥革命」『アジア経済』38-5 pp.2-27

周藤吉之

1944『清代満洲土地政策の研究』河出書房 495p

田川孝三

1944「近代北鮮農村社会と流民問題」『近代朝鮮史研究』朝鮮総督府 pp.407-625

1981「光緒初年朝鮮越境流民問題」『論集近代中国研究一市古教授退官記念論叢』山川出版社 pp.213-232

塚瀬進

2008「中国東北の変容一1860~80年代の吉林を中心に一」左近幸村編『近代東北アジアの誕生一跨境史への試み』北海道大学出版会 pp.269-294

古市大輔

1996a「清代後期の盛京行政とその変容」『史学雑誌』105-11 pp.33-58。

1996b「光緒初年盛京行政改革再考一盛京將軍崇実の上奏した「変通奉天吏治章程」の再検討を通じて一」『アジア・アフリカ歴史社会研究』1 pp.3-23

1997「光緒初年盛京行政改革の財政的背景」『東洋学報』79-1 pp.75-102

2004「満洲人官僚崇実の地方赴任一四川と盛京を中心に一」『歴史と地理』576 pp.74-78

2008「清代光緒年間の東三省練軍整備計画とその背景」弁納才一編『東アジア共生の歴史的基盤』御茶の水書房 pp.31-63

松浦茂

2006『清朝のアムール政策と少数民族』京都大学学術出版会 530p

松里公孝

2008「プリアムール総督府の導入とロシア極東の誕生」左近幸村編『近代東北アジアの誕生一跨境史への試み』北海道大学出版会 pp.295-332

松重充浩

2007「張作霖奉天省政府による内モンゴル東部地域統治政策に関する覚書」『近現代内モンゴル東部の変容』雄山閣 pp.184-199

真鍋重忠

1978『日露関係史 1697-1875』吉川弘文館 347p

満鉄総務部事務局調査課

1915『一般民地』中 178p、146p

森川哲雄

1983「チャハルのブルニ親王の乱をめぐって」『東洋学報』64-1・2 pp. 99-129

森永貴子

2008『ロシアの拡大と毛皮交易 16～19世紀シベリア・北太平洋の商人世界』彩流社 240p

山本進

2010「清末民国期鴨緑江流域の開墾」『九州大学東洋史論集』38 pp. 141-159

2011「清代鴨緑江流域の開墾と国境管理」『九州大学東洋史論集』39 pp. 145-176

山本俊朗

1989「スペランスキーとムラヴィヨフ・アムールスキー」『早稲田大学大学院文学研究科紀要(哲学・史学編)』34 pp. 63-75

ユ・ヒョジョン

2002「利用と排除の構図－19世紀末、極東ロシアにおける『黄色人種問題』の展開」原田勝正編著『「国民」形成における統合と隔離』日本経済評論社 pp. 201-259

吉田金一

1977「清の柳條辺牆について－メリホフ説批判－」『東洋学報』59-1・2 pp. 1-25

1984『ロシアの東方進出とネルチンスク条約』近代中国研究センター 509p

渡部裕

2003「カムチャッカにおけるクロテン猟と毛皮交易」大塚和義編『北太平洋の先住民交易と工芸』思文閣出版 pp. 150-153

参考文献中国語

王革生

1993「李金鏞在東北」『北方文物』1 pp. 76-81

王広義

2009「論清代東北地区“郷約”」『史学集刊』5 pp. 107-116

何榮偉

1992「簡述清代双城堡地区的行政制度」『満族研究』1 pp. 26-30

賀飛

2009「吳大澂籌措吉林边防叙論」『東北边疆歴史与文化研究』吉林人民出版社 pp. 250-259

華立

1988「從旗人編查保甲清王朝“旗民分治”政策的變化」『民族研究』5 pp. 97-106

関嘉録

1984 魏鑿勛「從《黒圖档》看康熙朝盛京皇莊的賦役制度」『中国史研究』2 pp. 93-101

魏影

『清代京旗回屯問題研究』黒龍江大学出版社、2010 246p

鞠殿義

1986「關於奉吉兩省中段交界的勘定問題」『東北歴史地理論著匯編』5、吉林人民出版社 pp. 148, 157-160

姜念思

1999 高榮斌「雍正帝整飭盛京陋習」『明清論叢』1 pp. 202-206

姜龍範

2000「清政府移民夷邊政策与中国朝鮮族的形成」『社会科学戰線』4 pp.187-193

金毓黻

1941「清代統治東北之二重体系」『東北集刊』2

→『東北歷史地理論著匯編』5、吉林人民出版社、1986 pp.377-382

暴景昇

2009「清代中前期東北地区統轄管理体制初探」『雲南師範大學學報(哲學社會科學版)』2
pp.12-20

高月

2006「清末東北新政改革論—以趙爾巽主政東北時期的奉天財政改革為中心—」『中國邊疆史地研究』4 pp.62-74

康沛竹

1989「日俄戰爭後的清廷東北防務」『近代史研究』3 pp.77-89

隋國旗

1992「淺析“保險隊”性質」『東北地方史研究』2·3 pp.104-107

莊吉發

1978「清季東北邊防經費的籌措」『東吳文史學報』3 pp.93-102

段自成

2008「略論晚清東北鄉約」『史學月刊』8 pp.66-71

趙英蘭

2007「清代東北邊疆戶口管理体系及其演變」『社会科学戰線』4 pp.278-281

2011『清代東北人口社會研究』社會科學文獻出版社 288p

張其卓

2005「岫岩、鳳凰城城守尉之沿革」『滿族研究』3 pp.68-73

2006「丹東八旗家譜中『隨龍安家』的記載」『滿族研究』4 pp.75-84

張杰

2005『清代東北邊疆的滿族』遼寧民族出版社 474p

張志強

1988「清代呼蘭地区的土地開發」『明清檔案與歷史研究 中國第一歷史檔案館六十周年紀念論文集』下冊、中華書局 pp.681-695

張士尊

2010「清代乾隆年間奉天民人口數探究」『東北師範大學(哲學社會科學版)』4 pp.67-73

2003『清代東北移民與社會變遷 1644-1911』吉林人民出版社 511p

刁書仁

1991「論清代東北旗界的設置與管理」『吉林師範學院學報』3·4 pp.84-89

→『明清東北史研究論集』吉林文史出版社、1995 pp.27-39

1994a「論清代吉林地区行政体制及其變化」『社会科学戰線』3 pp.194-199

→『明清東北史研究論集』吉林文史出版社、1995 pp.177-187

1994b『近三百年東北土地開發史』吉林文史出版社 388p

張博泉

1985『東北地方史稿』吉林大學出版社 466p

張風鳴

1989 高曉燕「19世紀後半呼蘭地區土地開發」『學習與探索』4・5 pp.144-150

趙麗艷

2000「清代雙城堡地區編查保甲述略」『滿族研究』3 pp.48-50

定宜莊

1993「清代理事同知考略」『慶祝王鐘翰先生八十壽辰學術論文集』遼寧大學出版社
pp.263-274

2004 郭松義、李中清、康文林『遼東移民中的旗人社會 歷史文獻・人口統計與田野調查』
上海社會科學院出版社 346p

鄭川水

1982「清末滿族社會特點初探」『學術研究』2 pp.60-66

1985「論清朝的旗餉政策及其影響」『遼寧大學學報』2 pp.76-79

田志和

1987「論清代東北行政體制的改革」『東北師大學報（哲學社會科學版）』4 pp.59-64

佟永功

1995 閔嘉錄「盛京內務府糧莊述要」『歷史檔案』1 pp.89-97

任玉雪

2007「從八旗駐防到地方行政制度－以清代盛京八旗駐防制度的嬗變為中心」『中國歷史
地理論叢』22-3 pp.103-112

2010「再論清代東北的旗、民管理體制」『學術界』3 pp.183-192

2011「論清代東北地區的序」『中國歷史地理論叢』2011-3 pp.81-91

寶音朝克圖

2003「清朝邊防中的三種巡視制度解析」『清史研究』4 pp.67-73

民族問題五種叢書遼寧省編輯委員會編

1985「遼寧省興城縣滿族調查報告（節錄）」『滿族社會歷史調查』遼寧人民出版社 252p

葉高樹

1993「清同治朝中俄在吉林的貢貂交涉」『輔仁歷史學報』5 pp.259-288

賴惠敏

2007『但問旗民－清代的法律與社會』五南圖書出版 328p

李花子

2006『清朝與朝鮮關係史研究』延邊大學出版社 278p

李皓

2008「淺析盛京將軍趙爾巽的奉天警務改革」『社會科學輯刊』6 pp.150-155

栗振復

1983「乾隆防禦沙俄侵略的措置」『歷史檔案』3 pp.84-91

李林

1992『滿族宗譜研究』遼瀋書社 350p

参考文献英語

James R. Gibson

1968 "Russia on the Pacific: The Role of The Amur" *Canadian Geographer* 12-1
pp. 15-27

John j. Stephan

1969 "The Crimean War in the Far East. " *Modern Asian Studies* 3-3 pp. 257-277

John D. Grainger

2008 *The First Pacific War Britain and Russia, 1854-1856*
The Boydell Press, Woodbridge 207p

表1 府州県の設置状況－順治～同治年間－

年代	盛京	吉林	黒龍江
順治年間 1653年 1657年	遼陽府、遼陽県、海城県 奉天府（遼陽府廃止）		
康熙年間 1662年 1664年 1665年	錦県 広寧府、遼陽県→遼陽州、 寧遠州、開原県、鉄嶺県、 蓋平県、承德県、広寧県 錦州府設置（錦県存続） 広寧府廃止（広寧県存続）		
雍正年間 1726年 1729年 1733年	復州、義州、寧海県	永吉州、泰寧県、長寧 県 (泰寧県廃止)	
乾隆年間 1736年 1747年 1772年	岫巖理事庁(理事通判)	(長寧県廃止) 吉林理事庁(永吉州廃 止)	
嘉慶年間 1800年 1806年 1810年 1813年	昌凶理事庁(理事通判) 新民撫民庁(撫民同知)	長春理事庁(理事通判) 伯都納理事庁(理事同 知)	
道光年間 1843年	金州理事庁(海防同知) (寧海県廃止)		
咸豊年間 ナシ			
同治年間 1862年 1864年	昌凶理事庁→昌凶撫民庁 (撫民同知)		呼蘭理事庁(理事通 判)

注：西暦ではなく、史料上の陰暦をそのまま使用している。

出典：『清代政区沿革総表』中国地図出版社、1990、『清史稿』巻55-57などより作成。

表2 吉林、黒龍江での副都統の設置

年次	吉林	黒龍江
1653年(順治10年)	寧古塔 吉林	
1671年(康熙10年)		黒龍江城(瑗瑋)
1685年(康熙24年)	伯都訥	齊齊哈爾 墨爾根
1694年(康熙33年)	三姓	
1699年(康熙38年)	阿勒楚喀	
1710年(康熙49年)		
1731年(雍正9年)		
1756年(乾隆21年)		

出典：『清代政区沿革綜表』より作成。

表3 光緒年間以降の府州県設置状況

年代	盛京	吉林	黒龍江
1876年	岫巖理事庁→岫巖州、		
1877年	安東県、鳳凰直隸庁 奉化県、懷徳県、寛甸 県、通化県、懷仁県 昌図撫民庁→昌図府		
1879年	海龍撫民庁(撫民通判)		
1880年	康平県		
1881年		敦化県、伊通州 賓州撫民庁(撫民同 知) 五常撫民庁(撫民同 知) 双城撫民庁(撫民通 判) 吉林理事庁→吉林府、 長春理事庁→長春撫 民庁(撫民通判)、伯都 納理事庁→伯都納撫 民庁(撫民同知)	綏化理事庁？
1885年			
1888年	遼源州、柳河県、臨江 県 輯安県、鎮安県、綏中 県 西豊県、西安県、東平 県 彰武県、興仁県(1908 年撫順県)、海龍撫民庁 →海龍府、新民撫民庁 →新民府	農安県 長春撫民庁→長春府、	

出典；表1に同じ。

表4 19世紀における副都統の設置状況

年代	盛京	吉林	黒龍江
1843年	金州副都統 興京副都統		
1875年			
1879年			呼蘭副都統
1881年		琿春副都統	呼倫貝爾副都統
1894年			
1899年			布特哈副都統 通肯副都統

出典；章伯鋒編『清代各地將軍都統大臣等年表』中華書局、1965 94-104頁より作成

表5 吉林に駐屯する軍隊の状況

軍隊の種類	駐屯地	『吉林通志』	『満洲地誌』
駐防八旗	寧古塔	1,351	1,439
	三 姓	1,539	1,560
	琿 春	622	462
練軍	寧古塔	190	189
	三 姓	326	219
	琿 春	—	—
靖辺軍	寧古塔	885	2,179
	三 姓	634	1,274
	琿 春	4,122	2,801

出典；『吉林通志』巻50、巻52、巻53

『満洲地誌』313-315頁、322-323頁、330頁より作成

表6 呼蘭の人口動向

	1780年(乾隆45年)		1909年(宣統元年)	
	人 口	割合(%)	人 口	割合(%)
漢 人	1,711	38.7	665,336	98.9
満洲人	1,358	30.7	5,287	0.8
ダホル人	533	12.1	1,261	0.2
その他旗人	818	18.5	1,486	0.2
合 計	4,420	100.0	673,370	100.0

出典：柴三九男[1934]120頁より。

表7 20世紀以降の府州県設置状況

年代	盛京	吉林	黒龍江
1902年		盤石県、長寿県 延吉撫民庁(撫民同知) 綏芬撫民庁(撫民同知) 賓州撫民庁→賓州直隸庁	
1904年	洮南府、靖安県、開通県		綏化府、巴彥州、蘭西県 木蘭県、余慶県、青岡県 黒水撫民庁(撫民同知) 大賚撫民庁(撫民通判) 海倫直隸庁 呼蘭理事庁→呼蘭府 湯原県 拜泉県
1905年	安広県	依蘭府	
1906年	遼中県、本溪県 錦西撫民庁(撫民通判) 盤山撫民庁(撫民通判) 法庫撫民庁(撫民同知) 荘河撫民庁(撫民同知)	榆樹県、方正県、臨江州 伯都納撫民庁→新城府	肇州撫民庁(撫民同知) 安達撫民庁(撫民通判)
1907年	荘河撫民庁→荘河直隸庁 法庫撫民庁→法庫直隸庁	密山府、樺甸県、濛江州 長嶺県	
1908年	興仁県→撫順県、長白府		黒河府、嫩江府、臚濱府、 大通県、呼倫直隸庁 黒水撫民庁→龍江府、 海倫直隸庁→海倫府 瓊瑋直隸庁
1909年	興京府、醴泉県 営口直隸庁 輝南直隸庁	富錦県、阿城県、穆稜県 額穆県、汪清県、和龍県 樺川県、綏遠州 双城撫民庁→双城府 臨江州→臨江府 賓州撫民庁→賓州府 五常撫民庁→五常府 延吉撫民庁→延吉府 綏芬撫民庁→綏芬府 琿春撫民庁(撫民同知) 東寧撫民庁(撫民通判) 呢嗎口庁(撫民同知)	
1910年	安圖県、撫松県、鎮東県	舒蘭県、徳恵県、双陽県、 饒河県	濱江撫民庁(撫民同知) 訥河直隸庁

出典：表 1 に同じ

表 8 年代別設置状況

年代	府	州	県	理事庁	撫民庁	直隸庁
康熙末年(1722年)	2	2	7	—	—	—
雍正末年(1734年)	2	5	9	—	—	—
乾隆末年(1795年)	2	4	8	2	—	—
嘉慶末年(1820年)	2	4	8	4	1	—
道光末年(1850年)	2	4	7	5	1	—
同治末年(1874年)	2	4	7	6	2	—
光緒前期(1900年)	5	6	16	3	6	1
光緒後期(1908年)	19	10	44	1	10	6
宣統末年(1910年)	26	10	59	1	9	9

出典；表 1 より作成

表 9 清末における副都統の廃止

年代	盛京	吉林	黒龍江
1905年			齊齊哈爾、呼蘭、布特哈、 通肯
1908年	錦州		黒龍江、墨爾根、呼倫貝爾
1909年		吉林、寧古塔、三姓、 琿春 阿勒楚喀、伯都訥、	

注：盛京、金州、興京の副都統は清朝滅亡まで存続した。

出典；章伯鋒編『清代各地将軍都統大臣等年表』中華書局、1965 105-106頁より作成

第6章 鉄道敷設によるマンチュリアの社会変容

はじめに

本章では鉄道敷設に着目して、マンチュリアの社会変容について考察してみたい。以下では、鉄道敷設を基軸に考察する理由について述べたい。

マンチュリアの人口は1900年以降に急増し、1898年には約760万人であったのが、1915年には2000万人に、1930年には約3000万人に達した(図1)。人口増加の要因として、第一に鉄道の敷設が指摘できる。1900年前後に中東鉄道(長春～大連間は日露戦争後に満鉄となる)と京奉鉄道が敷設され、マンチュリアの鉄道総距離は3000kmをこえた(図2)。鉄道敷設の結果、人々の移動は容易になり、関内からの移住を刺激し、マンチュリアの人口は増加した。第二に、マンチュリアでは19世紀末以降に土地の払い下げがおこなわれ、移住者が耕作地を入手しやすい状況にあったことが指摘できる。これらの理由から、マンチュリアの開拓は大きく進展した(図3)。

鉄道敷設は移住者の増加だけでなく、マンチュリア内陸部で生産された農産物の大量輸送を可能とした。1908年にヨーロッパ市場への大豆輸出がはじまると、大豆には旺盛な需要があることが判明した。それゆえ、生産した大豆を売却し、鉄道により大連まで搬出する商業的農業がマンチュリアでは急速に拡大した。そして、大豆需要はより多くの移民を呼び寄せ、さらなる開拓がすすめられるという相乗効果が1900～30年間では生じていたと考えられる。マンチュリアでの農業生産は1930年代まで増加を示しており、大豆、コーリャン、小麦、アワの生産量は増えていた(表1-1)。

鉄道が敷設されたことから、移民が増加し、移民の開拓により農業生産が増加しただけでなく、内陸部で生産された農産物の搬出を容易にして農産物の商品化を推し進めた。こうした鉄道敷設の結果として生じていた社会変容の様相を、本章では通商ルートの変化、農業生産の変化、金融状況の変化の三点から考察する。市場の盛衰は物資集散の多寡により決まるので、鉄道の便を得た商業中心地は発展し、鉄道利用に不便な商業中心地は停滞、衰退した。商業中心地の動向は鉄道敷設の影響を受けており、通商ルートは鉄道敷設状況により規定されていた。鉄道沿線は移民の流入が容易であり、農産物の搬出も有利であったことから、鉄道は農業生産の増加をうながした。商業中心地としての発展、農産物取引の増大は通貨需要を喚起し、金融状況にも変化をおよぼしていた。しかしながら、鉄道沿線地域の状況は自然条件、開拓時期、鉄道敷設の時期などにより相違していた。それゆえ主要鉄道路線をもとに、①中東鉄道沿線、②満鉄沿線、③京奉鉄道沿線、④奉吉・吉敦鉄道沿線地域、⑤四洮・洮昂・打通鉄道沿線地域、⑥間島地域、⑦鴨緑江流域、⑧松花江流域、⑨黒龍江流域の九地域に分けて検討をおこなう(図4)。かかる地帯区分によりマンチュリアの地域的差異を検出し、社会変容の特質を洗い出してみたい。

1. 中東鉄道沿線地域の変化

①地域概略

中東鉄道沿線として区分する場所は、吉林省、黒龍江省の47県である。内訳は、ハルビン地方の13県(呼蘭、巴彦、蘭西、東興、綏化、慶城、綏楞、鉄驪、滨江、阿城、海倫、

望奎、通北)、東部線地方の7県(五常、珠河、葦河、延寿、寧安、東寧、穆稜)、西部線地方の18県(龍江、訥河、克山、龍鎮、甘南、景星、富裕、克東、徳都、青崗、拜泉、明水、嫩江、安達、林甸、依安、肇州、肇東)(1)、南部線の5県(扶余、榆樹、双城、農安、徳恵)の合計43県である。

中東鉄道の敷設契約は1896年に露清間で結ばれ、翌97年に起工した。1903年の開業時の営業区間は満洲里～綏芬河とハルビン～大連であった。しかし日露戦争後に長春～大連は日本に譲渡され、満鉄の営業区間になった(2)。

中東鉄道沿線は鉄道開業以前では人口は稀薄であり、都市も少なかったが、中東鉄道の開業により沿線の開発は進展した。中東鉄道の貨物輸送量は、1903年では約40万トンであったが、29年には約560万トンに達した(表2-1)。06年を除いて、輸出貨物の数量のほうが輸入貨物を上回っている。中東鉄道は沿線の生産物を載せてウラジオヤ大連に向けて輸送する役割のほうが、輸入品を輸送することよりも上回っていたと指摘できよう。貨物の内訳では農産物の割合が高く、貨物輸送の動向は農産物の輸送量に左右される比重が大きかった。農産物のなかでも大豆の数量は多く、農産物輸送量の半分近くを占めている(表2-2)。大豆の輸送量増加は目覚ましく、07年では2.3万トンであったが、29年には100倍以上の248万トンに増えている。中東鉄道沿線では、1907-29年間に大豆を軸とする商業的農業が急速に拡大したことを示している。

以下では、通商ルートの変化、農業生産の変化、金融状況の変化について検証してみたい。

- (1) 西部線地方は農業ではなく遊牧を主な産業とする場所もあるので、県ではなく「旗」が設置された場所も多かった。「旗」については除外している。
- (2) 中東鉄道の歴史については麻田雅文[2012]を参照。

②通商ルートの変化

中東鉄道の貨物輸送動向は、その運賃政策により変動していた。そして運賃政策の内容は、中東鉄道を取り巻く状況により変転した。日露戦争までの運賃政策は、ロシア製品の輸出を促進する一方、マンチュリア産農産物のロシアへの流入阻止を基調としていた。しかしながら、日露戦争後に長春～大連間が日本へ譲渡されたことを受けて、1908年に大幅な運賃改正をおこなった。その内容は満鉄との対抗を基調としていた。具体的には満鉄経由でハルビンまで輸送される貨物と、大連まで南行する農産物には高運賃を設定した。このため、12年まで中東鉄道による南行貨物は存在せず、東行しか輸送されていない。西行貨物の輸送量は一貫して少なく、中東鉄道全体のなかでは大きな位置は占めていなかった(表2-3)。

ロシア革命後、中東鉄道をめぐる状況は変わり、その輸送動向も変化した。変化としては東行貨物の減少、南行貨物の増加が指摘できる。南行貨物が増加した理由は、満鉄が南行に有利な運賃を設定した点にあった。満鉄は1921、22年におこなわれた中東鉄道との連絡運輸会議を有利にすすめ、南行貨物には特別割引運賃を設けることに成功した(1)。ところが、満鉄にとって有利な状況は長くは続かなかった。24年以後、中東鉄道は再び満鉄との対抗を基調にした運賃政策を実施した(2)。このため東行貨物は増加し、1926-30年では

100 万トンを超えた。南行貨物も増加しており、貨物をめぐり中東鉄道と満鉄との争いは満洲事変まで続いた。そして 35 年にソ連は満洲国へ中東鉄道を譲渡し、両者の競合は終了した(3)。

中東鉄道と満鉄は貨物の争奪を繰り広げていたが、輸送量全体では満鉄のほうが中東鉄道よりも 4～6 倍多かった。その理由は、中東鉄道は全線単線であったが、満鉄は複線区間を有していたこと、満鉄は効率の良い鉄道輸送を追求して運輸設備の改良に努めていた点が指摘できる。

マンチュリア北部は中東鉄道開業以前では、馬車輸送により營口経由で農産物や日用品の取引していた。ところが鉄道開業後では、鉄道により農産物はウラジオストクへ輸送され、日用品は大連、營口から輸送されるようになった(4)。中東鉄道開業の結果、マンチュリア北部の通商ルートは鉄道駅を中心として形成されていった。鉄道開業以前では無人に近かった場所でも、鉄道駅の開設後では商業中心地になった場所も多かった。

中東鉄道開業後に最も成長したのはハルビンであった。ハルビンは鉄道敷設がはじまった 1898 年では、松花江右岸にあった小集落にすぎなかった(5)。ところが中東鉄道の開業後、大連までの支線の分岐点になったことから、人口は急増した。1903 年では 4.5 万人であったが、30 年代には 50 万人をこえる大都市になっていた(表 2-4)。人口構成で特徴的な点は、ロシア人が多かったことである。一時期は 15 万人をこえたこともあった。しかし、中東鉄道が満洲国に譲渡された 35 年に鉄道関係者は退去し、その人数は大きく減少した。ハルビンは商業を中心に栄えた都市であり、工業は製粉業や油房などの軽工業の水準に止まった(6)。

ハルビン周辺は農業条件に恵まれていたので、ハルビン管区(7)から発送される農産物の数量は中東鉄道全体の約 30%に達した。ハルビン管区のなかでも、呼蘭は呼蘭川の水運により運ばれる農産物の集散地として繁栄していた(8)。しかし 1928 年に呼海鉄道が開業すると、水運は鉄道にとって代われ衰退した(9)。また農産物の集散地が呼海線の各駅に分散するようになり、呼蘭を経由する数量は減少した。呼蘭の商業的地位は低下し、鉄道により結ばれたハルビンの影響力が呼海鉄道沿線におよぶようになった(10)。さらに満洲国期になると、中東鉄道が満洲国に譲渡されて大連までの直通輸送が可能となったので、ハルビンを素通りして大連と直接取引する貨物が多くなった(11)。

ハルビン管区に次いで農産物の発送量が多かったのは西部線地方であった。なかでも安達から発送される数量は多かった(12)。安達は中東鉄道の駅が建設されるまでは無人の地であったが、近隣の青崗県、明水県、拜泉県、克山県などからの農産物の集散地となり、その発送量は増加した(13)。西部線以北の各県はハルビンか安達のどちらかに農産物を搬出していた。ところが呼海鉄道(馬家船口～海倫間、1928 年開業)と斉克鉄道(昂昂溪～克山間、1933 年開業)の開業により、農産物の搬出ルートは大きく変化した。

チチハル～克山間を結ぶ斉克線の開業は、沿線地域にハルビンの影響力の低下、洮昂線経由による輸送の増加という現象を生じさせていた。沿線の克山や泰安は、鉄道開業以前ではハルビン、安達を経由して農産物や日用品の取引をしていた(14)。ところが斉克線開業後では農産物は鉄道によりチチハル経由で取引され、さらに洮昂線を使い大連方面へ搬出されるようになった(15)。日用品の仕入れ先も洮昂線経由が増え、ハルビンとの取引は

減少した(16)。齊克線は1933年には北安まで、35年には黒河まで延長された。すると北安が商業中心地として勃興した。鉄道により大連までの輸送ルートを手の中にした北安の中国人商人のなかには、これまでの地場売買ではなく、大連まで大豆を搬出する商人が出ていた(17)。

西部線地方には歴史の古いチチハルがあったが、農産物集散地としての機能は大きくなかった(18)。チチハルは軍事的、政治的に形成された都市であり、その商圈は小さかった。また工業も盛んではなく、満洲国期においても製粉業、油房、畜産物加工業などの軽工業が存在したにすぎなかった(19)。それゆえ人口の増加も鈍く、満洲国以前では4～5万人であり、1940年代になって10万人を超える水準であった(表5)。

西部線地方のハイラル、満洲里近隣は草原地帯のため農業は盛んではなく、牧畜業が主産業であった。ハイラルは軍事拠点であり、商業都市ではなかった。しかし中東鉄道の開業後に商業都市として発展した。満洲里は中東鉄道が開業する以前には存在しなかった都市であったが、鉄道開業後に国境の街として発展した(20)。

中東鉄道の開業以前では、ハイラルの南にある甘珠爾廟で年一回開かれる定期市で牛や羊は売買され、日用品の購入がおこなわれた。ところが鉄道開業後ではハイラルや満洲里で時期を問わず売買できるようになり、甘珠爾廟の定期市は衰退してしまった(21)。

ハイラル、満洲里に集散された畜産物はハルビンに送られた。雑貨や日用品の買い付けもハルビンでおこなわれ、ハイラル、満洲里はハルビン市場と密接な関係を持っていた(22)。ハルビンで買い付けられた綿製品の大半は日本製であり、日本製綿布はホロンバイル方面、さらには外モンゴルにも出回っていた(23)。日本製綿布は出回っていたが、その販売をしていたのは漢人商人、ロシア人商人、イギリス人商人であった(24)。

中東鉄道開業後、ハイラル、満洲里の商業は勃興し、国境をこえてロシア、外モンゴルにもおよぶ商圈が形成された(25)。だが、国境をこえた商圈であったことから、周辺の政治的変動による影響も受けてしまった。外モンゴルにはソ連の影響の強い政権が誕生したため、1927年に東三省政権は外モンゴルとの取引を中止する命令を出した(26)。また、ソ連との関係は29年の紛争、満洲国成立により悪化した。これらの影響により、対ソ連貿易は減少してしまい、ハイラル、満洲里の商圈は縮小、衰退を余儀なくされた(27)。

南部線地方には扶余(伯都訥)、農安などの中東鉄道開業以前に形成された都市が存在した。鉄道開業後は沿線の各駅が商業中心地となり、扶余や農安は鉄道から距離があったので、商業的には発達しなかった。中東鉄道の開業後、三岔河、陶頼昭、窩門(張家湾)などの商業中心地が誕生した(28)。南部線で輸送される農産物は、ロシア革命以前では中東鉄道の運賃政策によりハルビンに搬出された(29)。ところがロシア革命後では、中東鉄道の輸送は混乱したので、長春や馬車輸送される農産物が急増した(30)。長春への馬車輸送は1924年には沈静化するが、以後、南部線沿線はハルビンと長春の勢力が交錯する地域となった(31)。

東部線地方は鉄道開業以前では人口稀薄な森林地帯であり、都市としては寧古塔(寧安)があるぐらいであった。しかし鉄道開業後では珠河(烏吉密河)、海林、牡丹江、穆稜、東遼、綏芬河などの都市が勃興した。これらの東部線沿線の都市は、概ねハルビンの商圈に属していた(32)。

牡丹江は鉄道開業後に商業中心地として発展したとはいえ、後背地を拡大できなかったため農産物の発送量は大きくは増加しなかった(33)。ところが満洲国期の1935年に圖寧線(圖們～牡丹江間)が、37年には北方の佳木斯と接続した図佳線(図們～佳木斯間)が開業したことから、牡丹江は交通の要所となった。そのため人口は満洲国以前では4000人程度に過ぎなかったが、41年には19万人に急増した(表2-6)。満洲国期には製材業やパルプ業などの工場建設もおこなわれ、牡丹江は一大都市へと変貌した(34)。図寧線の開業により牡丹江は図們、朝鮮北部との商業関係が増大し、ハルビンの影響力は低下した(35)。満洲国期の新線建設が牡丹江の成長をうながしたと指摘できよう。

ロシアとの国境に近い東寧、綏芬河はロシアとの商業関係が密接であり、また地理的關係から朝鮮人の移住者も多かった。それゆえ、漢字のほかにロシア語、朝鮮語の看板を掲げる商店も多かった(36)。1935年に中東鉄道は満洲国に譲渡され、ソ連は満洲国との国境往来を遮断したため、ソ連との通商はできなくなった。これまでソ連(ロシア)との通商で栄えてきた綏芬河はその存在理由を失ってしまった(37)。ソ連との通商断絶(35年)、図佳線の開業(37年)により、東部線地方の商圈は一面坡を境にして、それより西はハルビンに、東は牡丹江に分かれる傾向が強まった(38)。

中東鉄道沿線は概ねハルビンの商圈に属しており、物資はハルビンを経由して取引された。中東鉄道の沿線では、第一次大戦前ではロシア製品やドイツ製品が多く出回り、日本製品は少なかった(39)。だが、第一次大戦後になると日本製品の出回りは増え、とくに綿製品はロシア製品に代わっていった(40)。そして、満洲国期になると日本製品の独占市場となってしまった(41)。第一次大戦後に日本製品の出回りは増加したが、その取引の大部分は漢人商人がしていた。1920年代後半ではハルビンに出回る日本製品のうち、日本人商人の取引は10%程度であったと観察されていた(42)。満洲事変後にハルビンで営業する日本人商人は増えたが、日本人商人の顧客は在住日本人であり漢人商人ではなかった(43)。それゆえ、中東鉄道沿線での日本製品の取引は増加していたが、日本人商人による取引が増加していたわけではなかったと推測される。農産物を取引して輸出する日本人商人の活動も振るわなかった。東部線地方の大豆はワッサルド、カバルキン、ドレーフスなどの外国人商人により取引されていた(36)。満洲国期においても、これらの外国人商人は取引を継続しており、三井物産や三菱商事と競合していた(44)。

(1) 満鉄哈爾浜事務所調査課『東支鉄道貨物運賃研究』1925 36、53-54頁。

(2) 「東支鉄道幹部更迭に伴う運賃政策の変更と満鉄の対策」『現代史資料 33 満鉄3』みすず書房、1967。

(3) 中東鉄道の運賃政策については、以下も参照。満鉄庶務部調査課『東支鉄道が特殊運賃政策を取りたることが北満産業開発上如何なる結果を生じたか』1929(短いものであるが、簡明に運賃政策についてまとめている)。満鉄哈爾浜事務所調査課『東支鉄道運賃政策史』1926(中東鉄道商業部コワイルコフによる著作を翻訳したもの)。和田耕作「東支鉄道運賃政策と北満市場」『満鉄調査月報』17-1、1937

(4) 外務省『北満洲之産業』金港堂、1908 63-67頁。

(5) China, Imperial Maritime Customs, *Decennial Report, 1902-11*, Harbin

(6) 中東鉄道経済調査局員スウリン、満鉄哈爾浜事務所訳『北満及哈爾浜の工業』1929

- (7) ハルビン管区はハルビン中央駅、第八区、ハルビン埠頭駅を包含する区域を指す。
- (8) 満鉄調査課『北満洲経済調査資料』1910、131頁。
- (9) 『呼蘭府志』巻5 商業。
- (10) 哈爾濱日本商工会議所『賓北、齊北兩沿線の現況』1934 20-31頁。
- (11) 鉄路総局『濱北線及背後地経済事情』1936 170-171頁。
- (12) 「安達站」『東省経済月刊』3-9、1927
- (13) 横浜正金銀行調査課『北満安達事情』1929 pp. 3-12
- (14) 「齊齊哈爾背後地商業事情(一、二)」『満鉄調査月報』9-1、9-2、1929
- (15) 「1930~31年北満洲輸出年度総勘定」『満鉄調査月報』12-2、1932 196-202頁。
- (16) 横浜正金銀行調査課『齊克、四洮、洮昂鉄道沿線経済事情』1932、7頁。
- (17) 「北安鎮経済事情」『満鉄調査月報』14-5、1934。鉄路総局『齊北・平齊沿線経済事情』1935 144頁。
- (18) 「齊齊哈爾ニ関スル調査」『通商彙纂』63、1909。前掲『齊克、四洮、洮昂鉄道沿線経済事情』9頁。
- (19) 「齊齊哈爾に於ける製造工場」『露亜時報』53、1924。齊齊哈爾商工公会『齊齊哈爾経済事情』1939を参照。
- (20) 「海拉爾経済事情」『日刊海外商報』118 1925。「満洲里経済事情」『東洋貿易研究』9-4 1931。
- (21) 「甘珠爾廟定期市概況」『海外経済事情』47、1934。「甘珠爾廟市の概況」『満鉄調査月報』5-10、1935。「興安北省新巴爾虎左翼甘珠爾廟会状況報告」『内務資料月報』1-5、1937。北満経済調査所『甘珠爾廟会定期市』1939
- (22) 哈爾濱商品陳列館『経済上より観たる海拉爾』1934 32頁。
- (23) 満鉄殖産部商工課『満洲商工概覧』1930 694頁。
- (24) 哈爾濱商品陳列館『海拉爾一般事情及経済状況並呼倫貝爾概況』1933 50-52頁。「満洲里地方の英国商社」『海外経済事情』19、1929。
- (25) 哈爾濱日本商業會議所『満洲里、海拉爾を中心とする蒙古貿易調査』1928。
- (26) 「満洲里の最近市況と対後貝加爾地方密貿易」『満鉄調査時報』9-6 1929
- (27) 「満洲里貿易状況(康德元年)」『海外経済事情』7、1935。「畜産物貿易状況(海拉爾)」『海外経済事情』11、1935
- (28) 『北満主要都市商工概覧』第三編を参照。
- (29) 満鉄調査課『東清鉄道南部沿線地方経済調査資料』1917 66頁。
- (30) 横浜正金銀行調査課『東清鉄道南部支線特産物出回状況』1921 各地の状況を参照。
- (31) 北満経済調査所『旧東支鉄道を中心とせる北満大豆』1936 24-27頁。
- (31) 東部線地方の概況については、「東支鉄道東部線沿線事情(1-3)」『満鉄調査時報』7-5、7-6、7-7、1927。哈爾濱商品陳列所『東支鉄道東部沿線事情(上、中、下)』1930を参照。
- (32) 『中東鉄路運輸統計1903-1930』1932 64-76頁。
- (33) 「東満洲の工業状況並主要会社工場」『海外経済事情』3、1938
- (34) 「五年度東満特産界回顧」『牡丹江商工月報』17、1939

- (35) 満洲事情案内所『東満事情』1941 117-118 頁。
- (36) 「綏芬河駅に於ける貨車直通遮断の浦塩方面に及ぼせる影響」『満鉄調査月報』16-8、1936。
- (37) 北満経済調査局『満洲事変並北鉄接收後に於ける北満主要都市の経済的動向』1937 230-236 頁。
- (38) 「北満市場に於ける本邦商品の地位」『海外経済事情』1、1928
- (39) 「露国製織物と北満市場」『日刊海外商報』374、1926
- (40) 「北満洲貿易概況並蘇聯邦輸入商品」『海外経済事情』35、1934。「哈市を中心としたる北満市場に於ける日本雑貨」『満鉄調査月報』15-5、1935。
- (41) 「哈爾濱を中心とする北満一帯に於ける輸出入貿易」『満鉄調査時報』8-1、1928
- (42) 「満洲事変後に於ける在哈邦人の動態に就て」『満鉄調査月報』14-21、1934
- (43) 北満経済調査局『満洲事変並北鉄接收後に於ける哈爾濱を中心とする各国商工業の動向』1936 417-425 頁。
- (44) 「圖佳線開通後の特産物輸出経路変化と出回予想量」『海外経済事情』5、1937

③ 農業生産の変化

中東鉄道沿線で早くに開拓がおこなわれたのは南部線地方であった。19世紀以降、双城や扶余では開拓がおこなわれた。南部線一帯の可耕地の開拓は、清朝期にはほぼ終了していた。1930年時点で南部線地方の可耕地の既耕地に対する割合は93.7%であり、ほとんど開拓は完了していたことを示している(表2-7)。

ハルビン地方の開拓も比較的早く、なかでも呼蘭平野は黒龍江将軍の特普欽の尽力により土地の払い下げが1860年に実現し、開拓がおこなわれた。ハルビン地方は総面積に対する可耕地の割合は60%と高く、呼海鉄道沿線の余剰農産物は1910年代後半では約21万トンあると推算されていた(1)。

東部線沿線は森林や山岳地帯が多く、農業に適した場所は多くはなかった。可耕地の総面積に対する割合は50.3%であり、半分が農業のできない土地であった。農業条件に恵まれた場所は、阿城近隣、珠河～一面坡、海林～牡丹江、穆稜～馬橋河であった(2)。中東鉄道の開業後に移民が流入して開墾がすすめられたとはいえ(3)、中東鉄道沿線のなかではその普通作物作付面積はもっとも少なかった(表2-8)。

西部線沿線は、満洲里～札羅木特間の畜産区、牙克石～碾子山間の林間区、碾子山～ハルビンの農業区に分けられ、沿線のなかで農業ができる場所は半分以下であった(4)。しかし、西部線のハルビン～チチハル間、呼海線、斉克線で囲まれた半円の内側は農業条件に恵まれた穀倉地帯であった(5)。この半円の外側、嫩江以西は農業条件がよくなく、農業は盛んではなかった。

作付面積を見てみると、西部線沿線の面積がもっとも広く、次いでハルビン地方、南部線沿線、東部線沿線である。西部線の動向で注目される点は、他よりも増加の程度が著しいことである。南部線沿線やハルビン地方の開拓時期は早かったことから、鉄道開業後に耕地は拡大したとはいえ、その増加は鈍かった。それに対して西部線地方は鉄道開業後に開拓が進んだことを示している。

農産物の生産動向では、鉄道開業間もない 1907 年では自給作物であったコーリャン、アワの栽培が多かったと観察されていた(6)。農業生産は全般的に増加していたが、1925-29 年にかけては大豆は 1.6 倍、小麦は 1.5 倍、コーリャンは微減、アワは微増であり、商品作物であった大豆と小麦の増加が特徴として指摘できる(表 2-9)。大豆生産は 29 年を頂点にして、以後減少している。これは、世界恐慌の影響と満洲国の農業政策によると考えられる。

以上から、中東鉄道開業後、西部線地方では開拓が進展し、大豆を軸とする商業的農業を基調として農業生産が増えていた。ハルビン地方、南部線沿線は開拓時期が早かったことから急激な開拓は生じなかったが、鉄道開業により商業的農業が拡大していたとまとめられよう。

(1)「賓黒鉄道の経済価値」『露亜時報』13、1920

(2)『北満洲と東支鉄道』下、320 頁。

(3)例えば穆稜近隣の開拓は鉄道開業後であった(「吉林省穆稜県事情」『通商公報』615、1915)。

(4)『北満洲と東支鉄道』下、275 頁。

(5)「穀倉を繞る半月線」『満蒙』14-8、1933

(6)外務省『北満洲之産業』金港堂、1908 48-49 頁。

④金融状況の変化

中東鉄道沿線は鉄道開業以前では人口は少なく、商業取引は少数の都市でおこなわれただけであったので、沿線での通貨の流通量は少なかった。とくに銀貨が市場に出回ることにはまれであり、銀貨の流通量は全体の 5%程度に過ぎなかったと、日露戦争後に日本人がおこなった調査では推定されていた(1)。

中東鉄道は運賃や鉄道従業員の賃金としてルーブル貨を使用していたので、沿線ではルーブル貨が流通していた。鉄道沿線から離れた場所では、中国系銀行が発行した吉林官帖や黒龍江官帖が主に使われていた。

黒龍江官帖はルーブル貨と私帖の駆逐を目的として、1904 年に官民半額出資により設立された広信会社が発行をはじめた。中東鉄道開業後、商業取引が増大して貨幣需要が高まったこと、納税にも使うよう清朝は指示していたことから、黒龍江官帖の流通は拡大した。しかし、広信会社は十分な準備金を持たないなかで乱発的に発行されたため、黒龍江官帖の価値は下落した(2)。黒龍江官帖の流通を支えるため、08 年に黒龍江官銀号が設立され、銀元票と銅元票を発行して黒龍江官帖の整理回収を試みた(3)。だが、黒龍江官帖の価値安定化は達成できず、以後も黒龍江官帖の価値変動は大きかった。19 年には黒龍江官銀号と広信会社は合併して黒龍江広信会社となり、30 年には黒龍江省官銀号に改組された(4)。

ルーブル貨は中東鉄道の沿線で流通しただけでなく、営口などの遠隔地との取引決済に用いられた。黒龍江官帖や吉林官帖は省域をこえて流通することはほとんどなく、省域外との決済に使うことは難しかった。例えば、ハルビン～営口間の決済にはハルビンでルーブル貨を購入して、営口に送金する取引決済が広くおこなわれていた(5)。

ところがロシア革命によりルーブル貨は下落してしまい、決済貨幣としては使えなくな

った。新たに決済貨幣として登場したのは朝鮮銀行券(金票)であった。中東鉄道沿線に朝鮮銀行券が流通するようになったのは、日本軍のシベリア出兵を契機としていた(6)。朝鮮銀行券はルーブル貨に代わって中東鉄道沿線に登場したが、その役割は決済通貨であり、中国人間で流通することはほとんどなかった(7)。

一方、東三省政権もロシア革命により生じた新たな状況を利用して、幣制改革を試みていた。1919年に東三省政権は金融混乱の收拾を目的に、中国銀行、交通銀行に大洋票の発行を認可した。この大洋票には「哈爾濱」という印刷があったことから「哈大洋」(以下、哈大洋票)と通称された(8)。中国銀行、交通銀行は20年3月に、ハルビンでは哈大洋票を無制限に兌換すると表明したことから、哈大洋票の信用は高まった。また、中東鉄道が哈大洋票を運賃として受け入れたこともあり、哈大洋票の流通は拡大した(9)。

東三省政権は1920年10月に自ら東三省銀行を設立して、それまで中国銀行と交通銀行がおこなっていた哈大洋票の発行に着手した。そして、1920-21年に東三省政権は中国銀行と交通銀行の哈大洋票発行額に制限を加え、東三省銀行の哈大洋票発行額を第一にする政策をおこなった[味岡徹1983、65頁]。東三省政権は哈大洋票を兌換紙幣として維持するため、23年にはハルビンから現銀を持ち出すことを禁止した。この結果、哈大洋票は現銀への兌換はできたとはいえ、現銀をハルビンから持ち出すことは禁止されたので、哈大洋票は事実上の不換紙幣になっていた(10)。

東三省政権は哈大洋票の価値を維持するため、さまざまな対策をおこなったので、吉林官帖や黒龍江官帖に比べて、その価値相場は安定していた。だが、その流通範囲は中東鉄道沿線に限られており、沿線から離れた内陸部の農村では流通していなかった。内陸部の農村では吉林官帖や黒龍江官帖が使われていた。まとめると、ロシア革命後のマンチュリア北部の幣制は、中東鉄道沿線では哈大洋票、内陸部の農村部では吉林官帖や黒龍江官帖、決済通貨として朝鮮銀行券が使われていた。

内陸部の農村で大豆を買い付けたり、雑貨を販売するには官帖が必要であり、官帖以外の通貨を農民が受け取ることはなかった。金融機関が不備な内陸部の農村で取引をおこなう場合、多額の官帖を携帯する不便さと苦闘しなければならなかった(11)。また、朝鮮銀行券は営口などの南部の商業中心地との決済に不可欠であったが、中東鉄道沿線のどこでも入手できる通貨ではなかった。チチハルでは朝鮮銀行券の入手が難しかったため、営口との決済は一度ハルビンを経由する方法がおこなわれていた(12)。

中東鉄道の開業後、西部線地方のモンゴル人は商業取引の機会を以前より多く得たため、貨幣経済のなかに巻き込まれていった。モンゴル人らとの取引は紙幣ではなく銀貨おこなわれたので、マンチュリアでは希少であった大洋銀貨が1920年の満洲里には流通していた(13)。とはいえ、モンゴル人らの間でも紙幣が普及し、20年代後半では黒龍江官帖や哈大洋票の流通も増えていた(14)。

(1) 満鉄調査課『北満洲経済調査資料』1910 173-174頁。

(2) 「黒龍江省ニ於ケル流通通貨ニ就テ」『農商務省商工彙報』1、1911。

(3) 孔経緯主編『清代東北地区経済史』黒龍江人民出版社、1990 445-448頁。

(4) 黒龍江の金融制度の変遷については、満洲中央銀行調査課『黒龍江省旧銀行貨幣史』1936. 横浜正金銀行調査課『北満洲特殊通貨としての官帖に就て』1925. 関東庁財務部『吉黒

両省発行紙幣概要』1931を参照。

- (5)前掲『北満洲経済調査資料』72頁。
- (6)『朝鮮銀行史』東洋経済新聞社、1987 179-184頁。
- (7)満鉄庶務部調査課『哈爾濱大洋票流通史』1928 116頁。
- (8)哈大洋発行までの経緯については、味岡徹[1983]を参照。
- (9)前掲『哈爾濱大洋票流通史』1-8頁
- (10)前掲『哈爾濱大洋票流通史』20-32頁。
- (11)満鉄哈爾濱事務所『北満奥地地方における見本展示旅行の経過並各地商業事情』1930 2、59頁。
- (12)「齐齐哈尔に於ける為替業務」『東洋貿易研究』8-7 1929
- (13)「満洲里ニ於ケル流通貨幣」『通商公報』728、1920
- (14)満鉄庶務部調査課『経済方面より見たる呼倫貝爾事情』上、1929 44頁。

2. 満鉄沿線地域の変化

①地域概略

満鉄沿線として区分する場所は、鉄嶺、開原、法庫、西豊、昌図、伊通、梨樹、懷徳、双陽、長春の北部地方の10県、復、蓋平、莊河、岫巖、鳳城、本溪、海城、安東、營口、遼陽、遼中、瀋陽、関東州の南部地方の12県1州、合計22県1州である。南部地方は開拓の歴史が古く、奉天(瀋陽)、遼陽、鉄嶺、蓋平などの歴史の古い都市が存在した。

日露戦争後に中東鉄道の長春～大連間は日本へ譲渡され、1907年から満鉄として営業をはじめた(1)。満鉄の貨物輸送量は、10年では約337万トンであったが、29年には約5倍の約2,136万トン増加していた(表3-1)。貨物輸送の内訳を見てみると、農産物と石炭が全体の60-70%を占めていた。農産物のなかでは大豆が50-70%を占めており、満鉄は大豆と石炭を輸送していたと指摘できる。それゆえ、大豆と石炭の状況により、満鉄の収益は左右されていた[金子文夫1991、108頁]。大豆の輸送量は10年では60.6万トンであったが、29年には299.1万トンに達し、1910-29年にかけて増加し続けている。

満鉄の開業により、大連、營口、安東の貿易港は鉄道により内陸部と接合し、対外貿易として発展した。なかでも大連の発展は著しかった。大連は1898年にロシアが租借権を清朝から獲得して都市建設をはじめ以前は、小村落に過ぎなかった。日露戦争後に日本がロシアの権益を受け継ぎ、貿易港としての拡充をおこなった(2)。人口は1906年では約3万人であったが、40年には約66万人に増加した(表3-2)。人口だけでなく、貿易額の増加も著しかった。14年の総貿易額は約9000万海関両であったが、29年には4倍以上の約4億2000万海関両に増えていた(表3-3)。大連貿易の約40%は日本との貿易が占め、関内との交易は20～30%であったことから、日本との関係が重要であったことを示している。こうした関係性は満洲国期にはより顕著になった。満洲国期には日本との貿易は50%以上を占めている(表3-4)。とくに関内からの移入が減少している点が目につく。

營口は1858年の天津条約により開港が決められ、条約上では「牛莊」と呼ばれた。營口は日露戦争までマンチュリア唯一の貿易港として発展し、1910年には人口は5.5万人に達

した(表 3-5)。營口の総貿易額も増加しており、14 年は約 4700 万海関両であったが、31 年には約 1 億 2600 万海関両へと約 2.6 倍増加した(表 3-6)。營口貿易の特徴として、関内との交易が 60-80%を占めている点を指摘したい。日本との貿易は 20%前後であり、營口は関内との交易で栄えた港であった。そのため満洲国期になり関内との交易が難しくなると、營口の貿易額は減少した。32 年の総貿易額は約 1 億 1000 万国幣円だが、37 年には 8600 万国幣円に減っている(表 3-7)。

安東も日露戦争以前は鴨緑江流域で伐採された木材をあつかう小村落に過ぎなかった。日露戦争後に貿易港となったこと、朝鮮と奉天を結ぶ鉄道の要地であったことから人口は増えた。1917 年では 5.7 万人になり、41 年には約 31 万になっていた(表 3-8)。安東の対外貿易は鉄道による陸路貿易が多く、60-70%は陸路貿易が占めていた(3)。貿易動向は対日貿易が 50%前後を占めており、関内との交易は 15-30%であった(表 3-9)。そして満洲国期になると營口と同様に関内との交易は減少していた(表 3-10)。

大連や安東が貿易港として発展したことは、遼東半島にあった旧来の港湾に影響をおよぼした。貔子窩、娘々宮、蓋平、大孤山は交易港として機能しており、山東半島と通商関係を持っていた[王革生 1990]。満鉄開業後、山東半島からの物資は大連や安東に出回るようになり、旧来の交易港は衰退してしまった(4)。

満鉄の営業開始後、大連、營口、安東の貿易額は増え、とくに大連の貿易額は増えていた。鉄道開業により、大連は小村落からマンチュリア第一の主要貿易港に成長した。鉄道によりマンチュリア内陸部と結びついたことこそ、大連が貿易港として成長した主因であったと指摘できよう。

(1) 満鉄については、安藤彦太郎編[1965]、原田勝正[1981、2007]、蘇崇民[1990]、加藤聖文[2006]などを参照。

(2) 満鉄調査課『露国占領前後ニ於ケル大連及旅順』1911 3-7 頁。

(3) 満鉄商工課『南満洲主要都市と其背後地』第 1 輯第 1 巻、1927 110-111 頁。

(4) 満鉄運輸課『駅勢一斑』1、1913 155-156 頁。満鉄商工課『南満洲主要都市と其背後地』第 1 輯第 2 巻、1927 50、72、84 頁。

②通商ルートの変化

満鉄開業以前のマンチュリア南部の通商は、陸路と遼河の水運によりおこなわれていた。とくに交易港の營口への輸送には遼河が使われた(1)。しかし、満鉄開業後では鉄道により物資は輸送されるようになり、鉄道駅が商業中心地として発展をはじめた。このため、遼河の水運に依存していた商業中心地は大きな影響を受けた。鉄道開業後に衰退した商業中心地としては、鉄嶺と遼陽をあげることができる。

鉄嶺は遼河の水運を通じて、營口と深い商業関係を持っていた。近隣で生産された大豆は鉄嶺に集散され、遼河により營口まで運ばれた。ところが鉄道開業後、大豆は鉄道により大連まで輸送されるようになり、近隣の大豆は開原駅に集散するようになった(2)。鉄道開業後に開原が商業中心地として発達したが、鉄嶺に出回る大豆は増加していたとはいえないが、大きく減少もしていない(表 3-11)。その理由として、鉄嶺の中国人商人は古くからの取引関係を利用して、鉄道開業後も大豆取引に関与していたことが指摘できる(3)。ま

た、遼河の水運がまったく利用されなくなったわけではなかった。水運は運賃が鉄道より安かったことから、水運が選択されることもあった(4)。

遼陽は太子河を利用した水運により営口と結びつき、商業中心地として繁栄していた。遼陽の商圈は、太子河上流の本溪湖、城廠方面を主としており、遠くは長春、吉林にまでおよんだ(5)。しかし満鉄開業後、従来遼陽に出回っていた物資は近隣各駅(煙台、立山など)に集散されるようになった(6)。さらに安奉線の開業後は、城廠方面は安東の商圈となってしまう、遼陽の商圈は縮小した(7)。満鉄開業後でも水運による営口との取引は、運賃的には水運より安かったので消滅はしなかったが減少していた。そして、遼陽は営口よりも大連との取引を増やし、大連との結びつきを強めていた(8)。

満鉄開業後、遼河流域に存在した商業中心地も影響を受けていた。馬蜂溝は鉄嶺を經由する物資の積み出し地として栄えたが、1915年の日本の領事報告は衰退の傾向が強いと報告している(9)。また遼河流域の商業中心地であった通江口や三江口の動向も、09年には衰退の兆しが見えると報告されていた(10)。遼河流域の商業中心地は衰退していたが、遼河の水運は消滅したわけではなく、10年代では10万トン前後の大豆が水運により営口へ輸送されていた(表3-12)。営口に出回る大豆の経路別数量の内訳を見ると、20年代前半まで遼河経由は全体の30~50%を占めている(表3-13)。減少したとはいえ、遼河は重要な輸送路であったと指摘できよう。しかしながら、30年代になると遼河水運の衰退は歴然であり、その歴史的役割は終了した。

陸路の通商ルートに位置して栄えた商業中心地のなかでも、満鉄から距離のあった商業中心地は衰退していた。法庫門は内モンゴルとの通商ルートにあったので、往来する馬車は多かった(11)。しかし満鉄沿線には位置しなかったため、満鉄開業後は鉄嶺に物資は吸収され、法庫門を經由しなくなった。それゆえ法庫門の商圈は、法庫県と康平県に縮小してしまった(12)。また満鉄沿線に位置しない伊通や梨樹の商圈も、公主嶺や四平街に奪われてしまい、商業中心地としての機能は低下していた(13)。

以上から、水運に依存していた商業中心地、満鉄沿線から距離のあった商業中心地は、満鉄開業後にその商業は衰退していたことが指摘できよう。

満鉄開業により商業的に発展した都市もあった。とくに大豆の集散地となった沿線都市は、満鉄開業後に大きく成長した。長春は19世紀以来の商業中心地であっただけでなく(14)、中東鉄道との接続駅にもなったことから、発送する大豆の数量は1920年までは沿線で最も多かった(表3-14)。12年には吉長鉄道(吉林~長春)が開通し、交通の要所としての役割を高めており、人口も20年代には10万人をこえていた(表3-15)。長春は「豆の都」と称されるまで、出回る大豆は多かった(15)。しかし22年に中東鉄道との間に「連絡大豆混合保管に関する協定」が結ばれたことから、中東鉄道により輸送された大豆は長春では積み下ろされず、通過することになった(16)。また20年代には吉長鉄道による輸送される大豆も長春を通過することになり、長春の大豆市場としての機能は低下してしまった(17)。

満鉄開業後に大量の大豆を発送しはじめ、商業中心地となった都市として開原、公主嶺、四平街があげられる。満鉄開原駅は開原城からは10キロほど離れており、満鉄開業以前は一寒村にすぎなかった。ところが、満鉄開業後にこれまで鉄嶺に搬出させていた大豆が出回り、大豆取引の商業中心地となった(18)。公主嶺は満鉄開業後、伊通県や梨樹県の物資を

吸収して商業中心地になった(19)。四平街も満鉄開業後に商業中心地となった。1917年には四鄭鉄道(四平街～鄭家屯)の起点駅になり、その後四洮線(四平街～洮南)、洮昂線(洮南～昂昂溪)が開通したこと、より商業中心地としての機能を高めていた(20)。

奉天は政治の中心地として発展し、1905年の人口は18万人に達していた(表16)。このため居住者が消費する物資が多く、奉天駅には大連に次ぐ大量の物資が到着していた(21)。奉天は農産物の発送地としての機能は低かったが、輸移入品の消費地として重要であり、満鉄開業後も商業中心地として栄えた。

満鉄沿線の各駅の特徴を類型化すると、①旧来の都市と満鉄付属地が隣接する駅(奉天、長春、遼陽、鉄嶺)、②旧来の都市と満鉄付属地が離れていた駅(開原、四平街、昌図、蓋平、海城)、③満鉄開業以前では都市はなかった駅(公主嶺、普蘭店)の三種類に分けることができる。②の類型では、旧来の都市は満鉄付属地の発展により商業的機能が奪われてしまい、旧来の都市は衰退してしまった。たとえば、開原城は満鉄開業後に付属地に物資は奪われ、商業中心地としての機能は低下していた。しかし満鉄沿線に位置すれば必ず商業中心地として発展していたわけではなく、既述した鉄嶺、遼陽の事例も存在した。つまり、その駅をめぐる交通路、後背地の状況により、商業的に発展する駅と必ずしも発展しない駅があったと指摘できよう。

満鉄開業後に満鉄を基軸とした通商ルートが形成されたが、1920年代後半以降、新たな鉄道が開業したこと、通商ルートはさらに変化した。27年に瀋海鉄道(奉天～海龍)が開業すると、それまで開原に搬出され満鉄で輸送された大豆は、瀋海線による輸送されるようになった(22)。このため開原に出回る大豆は減少し、特産商も買い付け地を瀋海線沿線に移したことから、開原の大豆市場としての機能は低下した(23)。29年に吉海線(吉林～海龍)が開業すると、それまで公主嶺に出回った大豆は吉海線沿線に吸収され、公主嶺に搬出される数量は減少した(24)。

1920年代後半の瀋海鉄道などの新線開業により、これまで満鉄が輸送していた貨物が新線により輸送されるようになったが、新線による輸送量は大きなものではなかった[金子文夫1991、430-439頁]。新線により輸送された貨物も、最終的には大連や営口に運ばれていた。張学良政権はこの点を打開するため、営口河北駅の改良、埠頭、倉庫の新設をおこなって貨物の受け入れ能力を高める試みをしていた(25)。30年には営口河北駅に到着した貨物は、前年の18万トンの2倍以上の37.1万トンに達した(表3-17)。とはいえ、貨物の発着総数量では満鉄営口駅の半分にも達していない。新線開業は通商ルートを変化させていたとはいえ、新線は満鉄に代わるほどの輸送能力はなかったとまとめられよう。

以上の考察から、満鉄開業後に満鉄を基軸とする通商ルートが形成され、従来の水運、陸運は衰退し、商業中心地は満鉄沿線に移動したことが明らかになった。そして1920年代後半の新線開業により通商ルートは変化した、貨物輸送における満鉄への依存度は低下した。しかし、最終的な積み出し港には大連が利用されたので、満鉄をまったく利用せずに貨物の輸移出入をおこなうことは難しかったとまとめられる。

(1)クラツセン「鉄道敷設以前に於ける満洲の交通及び経済地理的状态」『東亜経済研究』18-3、1934

(2)「鉄嶺四十一年中貿易事情」『通商彙纂』54、1909

- (3) 外務省通商局『満洲事情 第三輯(第二回)』1921 11頁。
- (4) 満鉄調査課『南満洲経済調査資料』3、1910 11-13頁。
- (5) 「遼陽状況一斑」『農商務省商工局臨時報告』10、1904
- (6) 「南満洲鉄道沿線各地経済事情」『満蒙経済事情』11 1917 116頁。
- (7) 満鉄調査課『本溪湖、城廂間経済調査資料』1915 23-24頁。
- (8) 『南満洲経済調査資料』1、16頁。「遼陽旧歳末商況」『通商公報』5、1913
- (9) 「馬蜂溝水運状況」『通商公報』210、1915
- (10) 「遼河水運事情」『通商彙纂』42、1909
- (11) 外務省『南満洲ニ於ケル商業』1907 499頁。
- (12) 「奉天省法庫県事情」『通商公報』6、1913。「奉天省法庫、康平両県下に於ける産業現況」『海外経済事情』24、1938。
- (13) 「吉林省伊通県事情」『通商公報』393、1916。満鉄調査課『南満洲経済調査資料』5、1910 19頁。
- (14) 「長春状況一斑」『通商彙纂』47、1910
- (15) 「長春時代の回顧」『新京商工月報』2-14、1939
- (16) 満鉄鉄道部『混保十五年史』1936 43-48頁。
- (17) 「南満の北端長春の貿易(二)」『調査彙報(長春商業会議所)』4-9、1925
- (18) 「開原に於ける大豆取引概況」『通商公報』193、1915
- (19) 公主嶺経済調査会『公主嶺地方経済事情』1932 1-3頁。
- (20) 横浜正金銀行調査課『斉克、四洮、洮*鉄道沿線経済事情』1932 57-58頁。
- (21) 満鉄経済調査会『満洲交通統計集成』1935 34-35頁。
- (22) 「開原地方旧年末商況」『日刊海外商報』1102、1928
- (23) 「鉄嶺及開原地方昭和五年末経済界状況」『海外経済事情』7、1931
- (24) 「中満農村に於ける国内市場発展の一考察」『満鉄調査月報』17-1、1937
- (25) 営口商業会議所『営口港、遼河の水運』1932 16-17頁。

③ 農業生産の変化

満鉄沿線は自然条件的に農業生産に適しており、可耕地の比率が高かった。総面積に占める可耕地の割合は48.2%であった(表3-18)。また、開拓の歴史が古く、開墾が進展しており、可耕地に占める既耕地の割合は84.1%であり、ほとんどの既耕地が開墾されていた。1930年の時点で沿線22県のうち、可耕地に占める既耕地の割合が90%をこえている県は8県、80%をこえている県は10県ある。もっとも、安奉線沿線や遼東半島は山岳地帯が多く、本溪县や岫巖県の総面積に占める可耕地の割合は17%にすぎず、農業生産に不適當な場所もあった。人口密度も高く、沿線の人口密度は136人であり、京奉鉄道沿線に次ぐ密度であった。

次に、農業生産の動向について見てみたい。満鉄沿線地域は南北に長く、北部と南部では農業条件が相違したので、「地域概略」の冒頭で示した南北の区分し従って考察する(表3-19)。北部は南部より可耕地が多く、人口も少なかった。作付面積は北部、南部ともに1932年までは大きな増減をしていなく、以後やや増加している。農業生産量では、コーリ

ヤンの生産量が大豆を凌いでいること、小麦は減少していたことを示している。大豆生産の動向は南北で違い、南部は減少しているが、北部は微増している。総じて、満鉄沿線の農業生産は変化が少なく、停滞的な傾向を示している。とくに南部に停滞的な傾向は著しく、作付歩合は1910年から41年にかけて、ほとんど変化しなかった(表3-20)。例えば、荘河県金廠屯の作付歩合は親子三代の間変化しなかったと、満洲国期の農村調査報告書は記述している(1)。

満鉄沿線の農業生産の特徴として、商品作物として大豆だけが選択されていたわけではなかった点が指摘できる。蓋平県では満鉄開業後に商品作物として、落花生、果樹の生産が増加していた(2)。関東州でも大豆の生産は増えず、商品作物は落花生、果樹が選択されていた[松本俊郎1988、pp.122-124]。

満鉄沿線には未耕地はほとんどなかったので、増大した人口を農業が吸収することは難しかった。それゆえ、新開地を求めて中東鉄道沿線に移住する農民や(3)、大連や奉天で労働者として働くために出稼ぎに行くことで、人口圧力を緩和していた(4)。

以上の考察から、満鉄により輸送される大豆は増えていたが、満鉄沿線地域の農業生産は停滞的な動向を示していたことが明らかになった。満鉄が輸送した大豆は、以前は水運や馬車により搬出されていた大豆や1920年代以降は中東鉄道からの連絡運輸により運ばれた大豆であったと考えられる。満鉄は沿線の農産物搬出経路には影響をおよぼしたが、農業生産動向にはあまり影響はおよぼしていなかったと指摘できよう。

(1) 実業部臨時産業調査局調査部第一科『農村実態調査一般調査報告書 康徳三年度—安東県荘河県』1936 131頁。

(2) 実業部臨時産業調査局調査部第一科『農村実態調査一般調査報告書 康徳三年度—奉天省蓋平県』1936 12-19頁。

(3) マンチュリア内部の人口移動を数量的に検証することは難しいが、京浜線(新京～ハルビン)経由の移住者の内、66%が南部からの移住者であったと1936年の調査は集計している(満鉄北満経済調査書『京浜線経由漢人移民調査報告』1936 14-18頁)。また満洲国期の農村調査では、北部の住民の大半は一時南部に居住し、それから北部に移住してきた人が多いと報告している(『農村実態調査報告書』9、龍溪書舎 1989復刻 39-45頁)。

(4) 前掲『農村実態調査一般調査報告書 康徳三年度—奉天省蓋平県』196頁。

④ 金融状況の変化

満鉄開業以前において流通していた通貨は銀両・銀貨と制銭であった。だが、商業取引はバーター的な取引が多かったこと、市場の規模も大きくなかったことから、通貨の流通量は少なかった(1)。しかし満鉄開業後に商業活動が拡大したことから、通貨の流通量は膨張した。満鉄沿線のほとんどは奉天省に属したので、以下では奉天省の金融状況について検討してみたい。

奉天での日常取引は、日露戦争以前では制銭が使われており、物価の建値も制銭建であった。銀貨による取引は、制銭に換算されておこなわれた(2)。日露戦争後の1905年12月に盛京將軍の趙爾巽は奉天官銀号を設立し(08年に東三省官銀号と改称)、小洋銀を基礎

とした小洋票の発行をはじめた。そして私帖の発行禁止、抹兌銀取引の禁止を表明し、金融安定化、幣制統一を目指した。だが、その成果ははかばかしいものではなかった(3)。奉天官銀号の設立に続き、07年に大清銀行奉天分行(13年に中国銀行奉天分行になる)が、10年に交通銀行奉天分行が設立され、それぞれが紙幣を発行した(4)。

日露戦争後、奉天では小洋銀を基礎とした小洋票の流通が拡大し、商業取引は紙幣である小洋票が使われた。だが関内に流出する小洋銀は多く、小洋票の相場は動揺を繰り返した。その一方で日本資本の銀行が設立され、紙幣を発行した。1908年に横浜正金銀行支店が開設され、軍票の回収にあたりとともに鈔票の発行をおこなった。1913年には朝鮮銀行支店が開設され、朝鮮銀行券(金票)の発行をおこなった[金子文夫1991、3章、6章]。もっとも、鈔票や金票は主に為替、貿易金融に使われ、日本人以外が日常取引で使うことはほとんどなかった。

中華民国期になると小洋銀の流出は激しくなり、小洋票の流通量も増えたことから、銀貨と紙幣の相場に差が生じてしまった。このため、紙幣の小洋票を銀貨に兌換して、小洋票相場の下落に対処しようとする兌換請求が発生した。奉天での兌換請求は1911年、13年に発生したが、この時は一時的なものであった。しかし14年4月には大規模な兌換請求が発生し、多数の兌換請求者が銀行に殺到し、金融状況は混乱した(5)。

1916年4月に奉天省の権力を掌握した張作霖は、金融安定化のための対策を講じた。同年5月におこなわれた袁世凱による帝政復活をめぐる紛糾を契機として、中国銀行、交通銀行は現銀の支払停止令を出した。この影響は奉天にも波及し、兌換請求が復活した。この時張作霖政権は、金融安定化のために二つの対策を講じた。第一には、朝鮮銀行に借款を求め、金融安定化のための資金を確保した(6)。第二に、小洋票を回収して新たに大洋銀を基礎とした大洋票を発行し、大洋銀本位制による金融安定化を試みた(7)。しかしながら、予想以上に小洋票に対する人々の執着は強く、大洋票の流通は拡大しなかった。

1917年12月に張作霖政権は滙兌券という紙幣を発行し、金融の安定化を試みた。滙兌券は大洋票と同様に流通すると規定されていたが、大洋票が兌換紙幣であったのに対して滙兌券は不換紙幣であった。滙兌券は北京と天津の東三省官銀号の営業所において、上海へ為替送金する際には、額面相当の上海規銀為替を交付するという、特殊な規定にもとづいて発行されていた(8)。実際には、北京や天津に赴いて兌換する人はいないことを想定して発行していた。滙兌券発行の目的は、第一には奉天での兌換請求を回避すること、第二には上海規銀とリンクすることで相場の安定化はかることにあった。滙兌券は、その後奉天票と一般的には呼ばれた。

第一次世界大戦によるマンチュリア経済の活況は滙兌券の流通を促進し、さらには世界的な銀価の高騰にも助けられ、滙兌券の流通範囲は拡大した。張作霖政権は滙兌券による金融安定化を確固なものとするため、1919年4月に中国銀行、交通銀行が発行する大洋票の兌換義務を剥奪し、滙兌券と同性質の紙幣へと変更させた(9)。そして20年9月に「査禁私帖考成弁法」を制定して、奉天省各地に流通する私帖の禁止を徹底させた[海放1986]。こうした結果、20年代の奉天では制錢も銀貨も流通せず、日常取引は滙兌券(以下、奉天票)によりおこなわれた(10)。

奉天票は1920年代に奉天省の中核的な紙幣となり、奉天省内の金融状況を安定化する役

割を果たしていた(11)。しかしながら基本的には不換紙幣であり、張作霖政権が発行する信用証券ともみなせる紙幣であった。したがって、その相場動向には経済的要因だけでなく、張作霖政権の政治的状況による影響も受けざるを得なかった。20年代に張作霖は中央政界への進出をもくろみ、22年に第一次奉直戦争、24年に第二次奉直戦争を戦い、25年には郭松齡の反乱を鎮圧するなど、軍事行動を繰り返した。これらの軍事行動のたびに奉天票は騰落した。そして戦闘遂行や武器購入のために奉天票は乱発され、その価値は下落した。25年後半以降、奉天票の下落は激しくなり、その後はとどまるところを知らなかの如く下落していった。

下落を続ける奉天票に代わる通貨の創出が求められ、1929年5月に東三省官銀号、辺業銀行、中国銀行、交通銀行は遼寧四行号連合発行準備庫を組織して現大洋票の発行を開始した。現大洋票は奉天票に代わって流通を拡大し、奉天票下落によるインフレは終息へと向かった[西村成雄 1992]。30年7月に東三省官銀号は単独で現大洋票の発行をおこない、遼寧四行号連合発行準備庫に頼らずに現大洋票の相場維持をしていくことをはじめた。同年8月には奉天取引所での奉天票の上場はとりやめられ、奉天票は市場から姿を消していった(12)。奉天省では奉天票に代わって現大洋票が中核的な紙幣となるなか、満洲事変を迎えた。

以上の考察から奉天省に属した満鉄沿線では、1920年代前半に奉天票により幣制統一が進展し、奉天票の下落後では現大洋票による幣制統一が進んでいたことが明らかになった。鉄道開業により沿線経済の規模が拡大して通貨需要が高まったにもかかわらず、マンチュリアでは現銀の保有量を増やすことは難しかったので、兌換紙幣の価値を維持していくことは容易ではなかった。こうした難点を突破したのが奉天票であり、幣制統一をすすめた張作霖・張学良政権の金融政策はもっと評価される内容を持っていたと指摘したい。

(1) 前掲『南満洲経済調査資料』2 13頁。

(2) 「牛荘貿易ニ関スル奉天府観察ノ一斑」『農商務省商工局臨時報告』明治33年20冊、1900 7頁。

(3) 関東都督府『趙將軍の財政々策ト奉天ノ恐慌』1907 4章、6章。

(4) 南郷龍音『奉天票と東三省の金融』満鉄庶務部調査課、1926 4-6、22-42頁。

(5) 朝鮮銀行調査局『奉天支那銀行兌換問題沿革』1917 6-10頁。

(6) 『朝鮮銀行史』東洋経済新報社、1987 157-189頁。

(7) 前掲南郷龍音 65-66頁。

(8) 三菱合資会社資料課『奉天票に就て』1926 5-7頁。

(9) 前掲南郷龍音 100-101頁。

(10) China, Imperial Maritime Customs, *Decennial Report, 1922-31*, Shenyang

(11) 奉天票は「悪貨の代名詞」などと評されることもあったが、こうした評価は1925年以降に激しく下落したことに起因している。1920年代前半では奉天票の価値は安定しており、奉天省内の金融の安定化をもたらしていた。奉天票による幣制改革が成功した側面を評価した研究には、Ronald Suleski[1979]、魏福祥[1989]がある。

(12) 横浜正金銀行調査課『現大洋票に就て』1932 7-22頁。

3. 京奉鉄道沿線地域の変化

①地域概略

京奉鉄道沿線として区分する場所は、綏中、興城、錦西、錦、義、盤山、北鎮、黒山、台安、新民の10県である。京奉鉄道沿線地域は遼河の西側に位置したことから遼西とも呼ばれた。古くから中華王朝の勢力が及んでいたため、農業生産も古い歴史を持っていた。行政単位が設置された歴史も古く、清朝以前にも様々な名称の府州が置かれた。清朝前期に錦県、広寧県、義州、寧遠州が設置され、清末になるといくつかの県に分割された。

20世紀初頭に敷設された京奉鉄道は、遼西経済に影響をおよぼしていた。京奉鉄道は開平炭鉱から採掘される石炭の輸送のため、李鴻章が1879年にイギリス人技師を招聘して敷設したことに起源がある。その後延長がおこなわれ、1893年には山海関まで、1903年には新民まで敷設された(1)。日露戦争中に日本軍は新民から奉天までの軍用軽便鉄道を敷設し、奉天まで鉄道を延長した。日露戦争後の07年に清朝は新民～奉天間の軍用鉄道を譲り受け、その改築をおこない、北京～奉天間の直通列車の運行をはじめた。中華民国政府は民間所有の株式の償還に努め、19年にその償還を果たし、以後京奉鉄道は政府資金と借款により運営される「借款官弁鉄道」になった(2)。

1920年代に張作霖政権が中央政界への進出は、京奉鉄道にも大きな影響をおよぼした。22年の第一次奉直戦争を契機に、張作霖政権は奉天～山海関の管轄権を確保した。さらに24年の第二次奉直戦争に張作霖が勝利したことから、山海関～北京の区間の管轄権も獲得し、北京～奉天間の全区間を張作霖政権は管轄下に置いた(3)。その後、蒋介石政権は全中国の鉄道を統一的に管理することを表明し、京奉鉄道の移管を張学良政権に働きかけた。29年に協定が結ばれ、天津管理局が全線を管轄することになった。そして営業収益を増やすため、打通線、瀋海線から発送された貨物には割引運賃を設定し、より多くの貨物を吸収しようとしていた(4)。満洲国成立後、奉天～山海関は満洲国政府に接收され、名称も奉山鉄道と改称して運行された(5)。

京奉鉄道の収入内訳で特徴的なのは、旅客収入の比率が40%前後を占めている点である(表4-1)。これは収入の70～80%を貨物収入に依存していた満鉄や中東鉄道とは大きく相違している。次に区間別の輸送状況について見てみたい。1929年の区間別の輸送状では、旅客、貨物ともに天津～山海関の輸送量が多いことを示している(表4-2)。主要な貨物は農産物ではなく、開平炭鉱の石炭が多数を占めていた。山海関～奉天間は京奉鉄道全体のなかでは、その重要性は劣った区間だと指摘できよう(6)。

(1)「清国鉄道溝帮子新民屯間ノ仮開通」『通商彙纂』改56、1903

(2)京奉鉄道の概略については、井上勇一[1989、1章、2章、7章]を参照。

(3)「京奉路通車之現状」『申報』1922年7月22日。「京奉路整頓後之状況」『申報』1925年7月11日。

(4)満鉄調査課『満洲政治経済事情—昭和四年—』1929 237-240頁。

(5)鉄路総局『奉山鉄路沿線及背後地経済事情』1934 58頁。

(6)京奉鉄道の輸送動向については、資料不足もあり全面的な検証はできなかった。宓汝成[1980、485頁]は京奉鉄路管理局編『京奉鉄路報告冊』1920-1928年各年版を利用して輸送動向を検討しているが、筆者はこれを参照することはできなかった。奉天商業会議所

『奉天経済統計年報』1922年班版以降には、満鉄への連絡輸送量を含めた京奉鉄道の運輸統計が掲載されている。しかし、奉天駅での発着貨物数量だけである。

②通商ルートの変化

鉄道開業以前、京奉鉄道沿線は営口の商圏に属していた。しかしながら鉄道開業後は奉天や天津の影響力がおよぶようになり、商圏が分断される事態が生じていた。錦州を境として、その以東は営口と奉天の商圏に、以西は営口と天津の商圏に属するようになった。このため奉天から発送される商品は錦州までであり、錦州より以西に輸送されることはなかった。その逆に、天津から発送される商品は錦州以東に運ばれることはなかった(1)。

京奉鉄道沿線の商業中心地としては錦州と新民が大きかったので、以下ではこれら二都市の通商ルートの変化について検討を加えたい。

錦州は内モンゴル、熱河方面からもたらされる羊毛、毛皮類の集散地であり、羊毛市場としての重要性はハイルに劣らなかった(2)。また、港湾として西海口を有していたことから、海運による山東半島、中国南部との交易もおこなわれた(3)。内モンゴルから中国南部にまでおよんだ錦州の商圏は、営口開港と京奉鉄道の開業により大きな影響を受けた。

1861年に営口が開港すると、これまで西海口を経由した物資は営口に向かうようになり、錦州の商圏は縮小を余儀なくされた(4)。京奉鉄道の開業後、営口の影響力はより強くおよぶようになり、錦州の商圏は営口に蚕食される状況が生じた(5)。とはいえ、従前の状況が消滅したわけではなかった。例えば、西海口を出入りするジャンクは減少したとはいえ、山東方面との交易では一定の影響力を持っていた(6)。具体的な輸送状況を示す統計はほとんどないが、表4-3からは満洲国期においても山東方面との交易は存続していたことを知ることができる。また、京奉鉄道を利用して、より有利な市場に商品を発送していた。例えば、毛皮類は天津へ移出、綿製品は営口から移入、コーリャンは天津へ移出、大豆は営口へ移出するという対応をとっていた(7)。

満洲国期になると、錦州には奉天の影響力が強くおよぶようになった。満洲国成立後、営口は対関内貿易の不振から衰退し、天津方面からの交易は陸境関税が設定されたことから減少し、錦州をめぐる商圏は以前とは異なる状況になった。そうしたなか京奉鉄道を通じた奉天の影響力が錦州に拡大した(8)。表4-4は錦州に集散した貨物の発着数量を示しており、到着数量では奉天経由は営口経由を凌駕している。他方、熱河方面への鉄道が敷設され、錦州の商圏は熱河方面に拡大した。1935年には錦州～赤峰間が、37年には古北口までの鉄道が開業し、熱河方面の物資が錦州に出回るようになった(9)。錦州の人口は09年では約4.4万人であったが、満洲国期には大きく増加して41年には14.7万人になっていた(表4-5)。

新民は遼河の水運により営口と結びつき、内モンゴル方面やマンチュリア北部へ中継される物資の交易地として商業的に繁栄した(10)。人口も1860年代には約3万人に達していると観察されていた(11)。京奉鉄道と満鉄の開業により、新民の商圏は縮小した。大豆の集散量は1908年では39万石であったが、28年には9.4万石に減少している(表4-6)。商業中心地としての機能低下は人口にもあらわれており、09年では5.2万人で遼西第一の都市であったが、20年代以降は3万人台を推移している(表4-7)。

京奉鉄道開業後では、営口の影響力が減少し、奉天と鉄道で結ばれたことから、奉天の影響力が強くなっていた。とはいえ、営口との関係は消滅していなかった。綿製品などの日本製品は奉天経由で仕入れられ、中国製品は営口経由で仕入れられていた(12)。農産物の搬出先も、1922年では奉天40%、営口40%、天津20%であり、新民市場にとって奉天市場と営口市場は相互補完的な関係にあった(13)。

以上の検討から、錦州、新民は京奉鉄道開業の影響を受けて、商圈の縮小を余儀なくされた。しかし、錦州は満洲国期に熱河方面と鉄道で結ばれたことにより、商圈は拡大し、新たな発展を示した。新民は新たな商圈を獲得することができず、商業中心地の機能は発展しなかった。また、主要な取引先は奉天、営口、熱河であり、大連の影響力は大きくはなかった点も特徴として指摘できる(14)。

- (1)「営口の後背地としての遼西及東蒙事情」『営口商業会議所月報』63、1925
- (2)「錦州毛皮及羊毛集散状況」『海外経済事情』6、1928。「錦州経済概況」『海外経済事情』14、1938
- (3)1833年に錦州を訪れたチャールズ・グズラフは、西海口には多数のジャンクが出入りする様子を述べている(Chinese Repository. vol.1 p.191)
- (4)満鉄調査課『錦州府管内経済調査資料』1909 32頁。
- (5)「錦州経済事情(上)」『通商公報』20、1913
- (6)「西海口及其付近事情」『営口商業会議所報』84、1928
- (7)「錦州に於ける商業貿易の現勢」『満蒙之文化』9、1921
- (8)「遼西及北支貿易経済事情」『海外経済事情』16、1936
- (9)満鉄鉄道総局『熱河諸鉄道及背後地経済事情』1939 300-304頁。
- (10)『新民県志』巻七陸路。
- (11)B. P. P. vol. 8, Commercial Reports, Newchwang, 1868 p. 227
- (12)関東軍司令部『南満洲主要都市経済状態』下、1924 445-446頁。
- (13)前掲「営口の後背地としての遼西及東蒙事情」
- (14)「綏中県の産業経済と其の将来性」『錦州省経済季報』1-2、1941

③農業生産の変化

京奉鉄道沿線は開拓の歴史が古かったことから、人口が稠密で、既耕地のほとんどは耕作されていた。1930年の京奉鉄道沿線の人口密度は138人であり、9区分のなかでは最も高い数値である(表4-8)。可耕地に占める既耕地の割合は94.3%であり、新たな開拓の余地はないことを示している。

農業生産の動向で注目されるのは、コーリヤンの生産が盛んであり、大豆の数倍の生産量であった点である(表4-9)。コーリヤンの生産量が多かった理由としては、沿線の人口が多かったため地場消費としてコーリヤンの需要があったこと、京奉鉄道により奉天、北京などの大都市に通じていたので、都市への食糧供給を目的としたコーリヤンのほうが大豆よりも採算的に有利であったことが指摘されている(1)。つまり京奉鉄道沿線ではコーリヤンが商品作物として選択されていたのであった。作付歩合の動向からも、コーリヤンが第一であり、大豆はむしろ減少して、コーリヤンが増加するという傾向を示している(表

4-10)。

京奉鉄道沿線の農業生産は、沿線住民への食糧供給、鉄道によって結ばれた大都市への食糧供給の需要があったことから、コーリヤンの生産量が多かった。満鉄沿線や中東鉄道沿線とは違い、大豆の生産、販売に依拠して地域経済は回っていなかった。それゆえ、いわゆる「大豆経済」という枠組みではとらえきれない特徴を持つ経済構造が形成されていたと指摘できよう。また、開拓の歴史が古いことから、未耕地はほとんどなく、耕地面積は微増にとどまった。このため農業経済の規模は拡大していなく、農業労働者の必要性も低かった(2)。中東鉄道沿線では移民の労働力に依拠した農業生産がおこなわれていたが、京奉鉄道沿線ではこうした農業生産はおこなわれていなかった。

(1)「経済上より見たる奉山鉄道」『満鉄調査月報』12-2、1932

(2)産業部農務司『農村実態調査報告書(県技師見習生)康德四年度一錦州省綏中県』1937 59-62頁。

④金融状況の変化

京奉鉄道沿線は古くから都市が存在したこと、関内との交易がおこなわれたことから、通貨の流通は比較的浸透していた。以下では、錦州と新民の状況を事例として検討してみたい。

錦州では制銭が日常取引では使われていた。だが高額取引の場合、大量の制銭を準備することは不便なため、有力商家が発行する私帖が流通していた。清朝期では私帖の信用は厚く、その価値は安定しており、制銭による取引はむしろ嫌われた(1)。しかし中華民国以降、現銀の関内への流出は激しくなっただけでなく、制銭も溶解されたり、流出したことから金融状況は不安定化した。張作霖政権は1917年5月に本位貨を小洋票とすること、私帖の回収、禁止を表明して金融の安定化をはかった(2)。そして、奉天票による幣制統一を推進し、20年代の錦州の紙幣はほとんどが奉天票となった(3)。28年以降では暴落した奉天票に代わり、現大洋票が流通を拡大すると、奉天と同様の状況を示していた。

錦州と営口との決済は逆為替でおこなわれていた。その理由は、錦州は常に営口に対して入超であったこと、錦州からの現銀の搬出は禁止されていた点にあった(4)。しかし、日本人商人にはこうした決済は無理であったので、ルーブル紙幣を現送して決済していた。ルーブル紙幣は1900年初頭にロシア軍が駐屯したことを契機に流通するようになり、高額紙幣が多かったため現送に適していた。ルーブル紙幣の流通状況については、当時の調査でも明らかにはできていなかった。だが、奉天、営口、遼西各都市、熱河をめぐる物流は相互に関連していたことから、ルーブル紙幣もこられの場所を還流していたのではないかと推測されていた(5)。

新民では、20世紀以前では制銭が最も使われた。ところが義和団事件以後、制銭は流出して市中から姿を消したため、私帖の流通が増えた(6)。日露戦争後に商業取引は増大したが、制銭、銀元の流出は激しく、私帖による取引は一層多くなった(7)。私帖の流通拡大を問題視した張作霖政権は1922年に私帖の発行を禁止するとともに、その回収を命じた(8)。そして奉天票の流通をうながし、その後は奉天と同様に奉天票、現大洋票が使われた。

錦州、新民での私帖の流通増加は、現銀や制銭の流通量が増加しないにもかかわらず、

物資流通、商業取引が増大して通貨需要が高まっていたことへの対応として生じていた現象であった。増大する通貨需要を満たし、金融状況の安定化をはかる手段として私帖は発行されたのであり、私帖の存在を以て、通貨制度の不統一性を強調することは一面的な理解である(9)。私帖はいつまでも流通したのではなく、1920年代以降は奉天票の流通が拡大し、幣制は統一的な方向に向かっていった。奉天票による幣制統一までの過渡期として、私帖は使用されたとみなすことができよう。

(1) 前掲『錦州府管内経済調査資料』8-9頁。

(2) 「錦州に於ける通貨に就て」『通商公報』514、1918

(3) 「最近錦州事情」『营口商業会議所報』83、1928

(4) 「錦州経済事情(下)」『通商公報』21、1913

(5) 朝鮮銀行調査局『熱河蒙古地方ニ関スル調査』1917 95-99頁。

(6) 『新民県志』巻四幣制。

(7) 「新民府金融事情」『通商彙纂』7、1908

(8) 「新民府に於ける帖子流通禁止」『通商公報』941、1922

(9) 私帖の得失を検討した戦前の論説としては、「満洲に於ける私帖」『日刊海外商報』76、1925が興味深い(「満洲に於ける私帖」『経済資料』15-5・6、1929は、『日刊海外商報』の記事を転載したものである)。

4. 奉吉・吉敦鉄道沿線地域の変化

① 地域概略

奉吉・吉敦鉄道沿線として区分する場所は、永吉、舒蘭、額穆、敦化、樺甸、盤石、輝南、濛江、東豊、西安、海龍、柳河、新濱、撫順、金川(1)、清原の16県である。奉吉線沿線は清朝期には狩猟場としての圍場が設置されており、民人の流入は禁止されていた。19世紀末以降、圍場は払い下げられ、州県衙門が設置されたことから本格的な開拓がすすんだ。

奉吉線は奉天～吉林間の鉄道であり、瀋海鉄道(奉天～海龍)と吉海鉄道(吉林～海龍)で運営された。瀋海鉄道敷設の経緯はやや複雑であった。日本側は1913年の「満鉄五鉄道に関する交換公文」で開原～海龍間に借款鉄道を建設する権利を得た。だが、奉天省政府はこれに対抗して奉海鉄道(奉天～海龍)の敷設を計画した。満鉄はマンチュリア北部への勢力拡大を重視していたので、24年に洮昂鉄道の建設請負契約を張作霖東三省総司令、王永江奉天省長との間に結ぶ代償として、奉天省側に奉海鉄道の建設承認を与えた。25年に起工し、27年に奉天～海龍間が開業し、28年には朝陽鎮まで延長された[曲曉範2010、38-42頁]。

吉海鉄道は吉林省政府の主導により建設が進められた路線であり、1926年に吉海鐵路籌備処が設置されて敷設に着手した。日本側の反対にもかかわらず、27年に起工され、29年に吉林～朝陽鎮間を結ぶ吉海鉄道が開業した[金子文夫1991、422頁]。

吉敦鉄道は、1925年に満鉄松岡理事と葉恭綽中国政府交通総長との間に締結された建設請負契約にもとづいて建設された。契約内容には、工事期間中は技師長が、開業後は会計

主任が満鉄から派遣されることが明記されていたが、中国側の反発にあって実現できていなかった[曲曉範 2010、42-46 頁]。

(1) 金川県は 1928 年に設置され、1940 年ごろに濛江県へ編入されたため短期間しか存在しなかった。

②通商ルートの変化

瀋海鉄道(奉天～朝陽鎮)沿線で商業中心地として栄えていたのは、海龍、朝陽鎮、山城鎮(北山城子)であった。人口では山城鎮が最も多く、次いで朝陽鎮、海龍であった(表 5-1)。これらの商業中心地は満鉄開業以前では、鉄嶺経由で農産物の販売と雑貨の購入をしていた。しかし、満鉄開業後では開原との関係が密接になり、開原経由の取引が増えた(1)。とはいえ、綿製品などは古くから関係のある鉄嶺の商人を通じて購入することもあり、鉄嶺との関係が消滅したわけではなかった(2)。これらの商業中心地は満鉄開業の影響を受けながら発達したが、海龍は政治行政の中心地であったこと、朝陽鎮と山城鎮に挟まれた位置にあったことから、その商業的発展は鈍く、人口も他より少なかった(3)。

瀋海鉄道の開業後(1927 年)、農産物は開原ではなく、瀋海鉄道により奉天へ輸送されるようになり、沿線には奉天の影響力がおよぶようになった(4)。例えば、1929 年には海龍、朝陽鎮、山城鎮から搬出された農産物 16 万トンが、瀋海鉄道により輸送された(5)。瀋海鉄道経由で満鉄に輸送された大豆は、28 年は 10 万トン、29 年には 29 万トンに増え、30 年には 32 万トンに達した。一方、満鉄開原駅から発送される大豆は、28 年は約 26 万トンであったが、30 年は 16 万トンに、32 年は 12 万トンに減少していた(前掲表 3-14)。瀋海鉄道開業により、奉天を経由する農産物が増えたことから、銭鈔取引のみをおこなっていた奉天取引所は、31 年から大豆などの特産物の上場をはじめた(6)。

吉海鉄道沿線は山岳地帯が多く、農業条件に恵まれていなかった(7)。このため農産物の出回りは少なく、吉海鉄道の貨物輸送量は瀋海鉄道よりも少なかった(8)。吉海鉄道開業により、大きな影響を受けたのは盤石であった。盤石の取引は、満鉄開業後では長春や公主嶺と馬車輸送によりおこなわれた。しかし、吉海鉄道の開業後(1929 年)は奉天経由の取引が増加し、奉天の影響力がおよぶようになった(9)。

盤石より北側では鉄道開業後も通商ルートは変化せず、以前のように長春などと馬車輸送により取引していた。その理由は、吉海鉄道を使って奉天まで輸送しても、運賃的に採算が合うのは盤石までであったこと、吉海鉄道により北上して吉林経由で長春まで輸送するより、馬車輸送により直接長春まで搬出するほうが運賃的には安かった点にあった(10)。

奉吉線、吉敦線の始点であった吉林は、清朝初期から政治行政の中心地であり、また物資の中継地としても栄えていた。人口も多く、1908 年には 8.1 万人に達していた(表 5-2)。しかし、中東鉄道の開業後はハルビン、長春に商圈が奪われ、商業中心地としての機能は低下した(11)。そうしたなか、12 年に吉長鉄道(吉林～長春)が開業すると、吉林の商業中心地としての機能は再び上昇した。吉長鉄道開業前では、吉林～長春間の馬車輸送は片道冬では二日、夏では四～七日要したが、鉄道では三時間半であった(12)。このため吉林に出回る農産物や木材は増加した。とくに木材の出回りは多く、吉林駅から発送される木材は 26 年では約 11 万トンに達した(大豆の発送量は約 4.5 万トン)(13)。

奉吉鉄道沿線で懸案となっていたのは、どの鉄道と連絡して海港まで輸送するかであった。具体的には、奉天から満鉄経由して大連まで輸送するか、奉天から京奉鉄道を経由して営口河北駅まで輸送するかが問題となっていた。瀋海鉄道と満鉄との連絡運輸協定は1928年に締結された。ところが瀋海鉄道側が一方的に廃棄通告を宣言し、その実施は紛糾した(14)。最終的には28年10月から連絡運輸は実施されたが、紛糾の背後には、瀋海鉄道内部に満鉄との関係を重視する派閥と、京奉鉄道との関係を重視する派閥があり、両者の調整がうまくいかなかった点にあったと観察されていた(15)。瀋海鉄道と京奉鉄道との連絡運輸も28年11月からはじまり、ここに輸送経路は輸送時間、運賃、取引の便宜など多様な要因を考慮して決められることになった(16)。

奉天省政府は吉海鉄道からの貨物を吸収する政策を実施した。1929年2月に奉天省政府は、吉海鉄道を使って吉林省から奉天省に輸送された貨物については、税金を半額にする措置をおこなった。また、29年10月から瀋海鉄道と吉海鉄道との連絡輸送もはじめた(17)。31年には瀋海鉄道、吉海鉄道と京奉鉄道との連絡輸送が実施され、満鉄を経由しない貨物輸送への便宜がはかられた(18)。さらに、吉海鉄道は満鉄に対抗するため割引運賃を設定していた(19)。瀋海鉄道、吉海鉄道は満鉄への対抗姿勢を出してはいたが、車両不足、輸送時間、取引制度の不備などから、満鉄との競合は難しかった。それゆえ、満洲国期には輸送量は減少してしまい、沿線経済が満鉄への依存から脱却することはできなかった(20)。

敦化をめぐる通商ルートは鉄道敷設により二転三転した。1910年代ころまでは吉林との交易関係が密接であった。ところが間島の開発が進展したことから、間島経由の交易が増えはじめた(21)。1920年代前半に間島、朝鮮北部の鉄道網が整備されると(6節参照)、敦化にはより間島の商圏がおよぶようになった(22)。こうした動向は、28年に吉敦線が開業したことから逆転し、敦化には吉林、長春、大連の影響がおよぶようになった(23)。間島の商圏は縮小し、敦化からは雑貨などが以前とは逆に間島へ輸送された(24)。しかしながらこうした動向は長くは続かず、1933年に京図線が開業すると、再び間島との交易が増加した。その結果、36年における主要商品の移出入経路は、吉林経由35%、間島経由65%という状況になった(25)。

- (1)「海龍事情(1911年調査)」(外務省外交史料館所蔵6-1-1-74「鉄嶺領事報告書」所収)。
- (2)「開海奉海両鉄道開通後の影響予想」『日刊海外商報』146、1925
- (3)「海龍県に於ける農産物商況」『通商公報』527、1918。「大正九年度海龍地方農産物出回及輸出状況」『通商公報』824、1921
- (4)「瀋海鉄道沿線事情」哈爾濱商品陳列館『瀋海、吉海鉄道沿線事情』1930
- (5)東北交通委員会統計室『東北鉄路統計』1931 121頁。
- (6)「満洲会社調査」『ダイヤモンド』20-29、1937
- (7)「吉海鉄道沿線事情」『満蒙事情』104、1930
- (8)前掲『東北鉄路統計』126頁。
- (9)奉天鉄道事務所『吉海線及其ノ背後地調査』1929
- (10)同前。
- (11)「吉長鉄道敷設ノ急速ヲ必要トスル事情具申ノ件」明治40年3月6日 吉林領事館事務代理林久治郎(外務省外交史料館1-7-3-49「吉長鉄道関係雑纂」1)。

- (12) 満鉄調査課『吉林省産業の現状』1927 166 頁。
- (13) 吉林居留民会編『吉林事情』1927 40-43 頁。
- (14) 『満鉄第三次一〇年史』上、511 頁。
- (15) 「奉海満鉄両路の連絡問題」『満鉄調査時報』8-3、1928
- (16) 「京奉、奉海連絡の南満線に及ぼす影響」『満鉄調査時報』9-1、1929。連絡輸送会議の議事録は『交通公報』1844-1849 号、1928 を参照。
- (17) 長春商工会議所『吉海、瀋海鉄道沿線経済事情』1932 4 頁。
- (18) 満鉄調査課『満洲政治経済事情—昭和四年—』1930 234-235 頁。
- (19) 前掲『吉海、瀋海鉄道沿線経済事情』3-28 頁。
- (20) 吉林商工会『吉林省城を中心とする経済概況』1934 5 頁。
- (21) 「敦化県事情」『通商公報』182、1914
- (22) 満鉄哈爾濱事務所調査課『額穆敦化両県事情』1926 82-83 頁。
- (23) 「経済上より見たる敦化の将来」『海外経済事情』2、1930
- (24) 実業部臨時産業調査局調査部第一科『農村実態調査一般調査報告書 康德三年度—吉林省敦化県』1936 241 頁。
- (25) 同前、242 頁。

③ 農業生産の変化

奉吉・吉敦鉄道沿線は可耕地に恵まれていなく、総面積に占める可耕地の割合は 29.1% にすぎなかった(表 5-3)。可耕地が多かったのは東豊県、西安県、海龍県であり、総面積に占める可耕地の割合は 50% をこえていた。可耕地に占める既耕地の割合は 62.7% であり、未耕地が 40% 弱存在していた。しかし、永吉県、舒蘭県、樺甸県、濛江県、東豊県、西安県、新濱県、撫順県の 8 県の可耕地に占める既耕地の割合は 80% をこえており、新たな開拓は難しかった。可耕地に占める既耕地の割合の低い柳河県、輝南県、額穆県は鉄道沿線から遠く、開拓条件に恵まれていなかった。

農業生産動向を見てみると、耕地面積は鉄道が開業した 1920 年代後半以降でも、大きくは増加していない(表 5-4)。大豆の生産量が増えていたこと、コーリヤンの生産量は減少を示しているが、大きな増減とはみなせない。敦化では吉敦線の開業後、大豆生産が盛んになったが、その範囲は広くはなく県城に近い村落にとどまった(1)。

奉吉線沿線の農業生産で注目されるのは、朝鮮人による稲作であった。19 世紀末以降、沿線に移住する朝鮮人は増え、西豊県、西安県、東豊県に住む朝鮮人は 1919 年には約 3600 人に達した(2)。その後も移住する朝鮮人は絶えず、沿線の朝鮮人人口は 33 には約 3.8 万人になり、稲作の収穫量も約 23 万石に増えていた(3)。

以上から、奉吉・吉敦鉄道沿線は鉄道が開業した 1920 年代後半までに、沿線の開拓はすすんでおり、未耕地は少ない状況にあった。それゆえ、鉄道開業後も耕地面積、農業生産は大きくは増えなかった。鉄道開業により農産物の輸送経路は変化した、農業生産の動向に鉄道開業がおよぼした影響は大きくはなかったと指摘できよう。

- (1) 前掲『農村実態調査一般調査報告書 康德三年度—吉林省敦化県』2 頁。
- (2) 「西豊、西安、東豊三県下に於ける移住朝鮮人並稲田増加に付て」『通商公報』655、1919

(3)「瀋海鐵路沿線の朝鮮人に関する一般情勢」『滿鉄調査月報』14-4、1934

④金融状況の変化

金融状況について、奉天省に属した瀋海鉄道沿線と、吉林省に属した吉海鉄道・吉敦鉄道沿線とに分けて見てみたい。

瀋海鉄道沿線地域は滿鉄の開業後、開原などへの滿鉄の駅に搬出される農産物が増えた。それゆえ商業取引も増え、通貨の流通額も増加した。だが、通貨の流通量は需要を満たすには不足していたので、有力商家は私帖を発行して、通貨需要に対応していた(1)。沿線の幣制状況は、1910年前後では制錢、銀貨、私帖が混在してはいたが、金融状況は安定的であった(2)。その後、銀貨の流出は激しく、奉天票と私帖が主要な通貨となった。そして私帖はしだいに回収され、20年代中ごろには奉天票の流通が拡大した(3)。

瀋海鉄道沿線地域では馬車で農産物を搬出し、その帰り荷として雑貨を購入するというバーター的な取引をしていた。そのため、決済は特定の糧棧や雑貨店でおこなわれ、為替に頼ることは少なかった。ところが瀋海鉄道開業後は、奉天との決済は為替でおこなわれるようになった。しかし金融機関は不備であり、例えば朝陽鎮では為替を取り扱う信頼できる金融機関はないため、海龍にある東三省官銀号支店まで赴く必要があった(4)。

こうした金融機関の状況は日本人商人の活動にも影響をおよぼしていた。日本人商人は漢人商人と取引する際、一般的には金票を用いていた。しかし、瀋海鉄道沿線で金票の両替をおこなう金融機関はなかったため、日本人商人は奉天票で取引するしかなかった。そのため奉天票の下落によるリスクを被ることになり、たとえ取引で利益をあげても、決済で損失を出すこともあった(5)。

吉海鉄道・吉敦鉄道沿線の幣制は、ほぼ吉林と同じであったので、吉林の状況について見てみたい。吉林では制錢や銀貨が使われたが、その流出は激しかったことから、1898年に吉林將軍は永衡官帖局を設立して、吉林官帖という紙幣の発行をはじめた。吉林官帖の流通は拡大し、日露戦争後では最も多く使われていた(6)。1909年には永衡官銀錢号が設立され、吉林官帖の発行、省財政の統轄をおこなった[劉万山1987]。吉林官帖は当初は額面の二割は硬貨への兌換を明記していた。ところが、1911年以降では二割兌換の明記はなくなり、不換紙幣となった(7)。吉林官帖の下落は激しかったので、31年に永衡官銀錢号は哈爾大洋票の発行権を取得して、哈大洋票による金融安定化を試みた。だが、満洲事変の勃発により中断された(8)。

吉海鉄道は瀋海鉄道と連絡運輸をおこなうようになったが、吉海鉄道沿線では吉林官帖が、瀋海鉄道沿線では奉天票が使われており、両者の主要通貨は異なった。連絡運輸により奉天との決済が求められたが、吉海鉄道沿線の商人が奉天と決済することは難しかった。例えば、盤石では吉海鉄道開業後に奉天へ搬出される農産物は増えたが、奉天と直接決済することはできなかった。このため、以前から取引関係を持つ長春を經由して決済しており、決済の困難さが取引動向に影響をおよぼすこともあった(9)。

(1)外務省通商局『満洲事情—第三輯(第二回)』1921 168-169頁。

(2)滿鉄調査課『南満洲經濟調査資料』3 1912 各地の状況参照。

(3)前掲『瀋海、吉海鉄道沿線事情』金融状況を参照。

(4)前掲『吉海線及其ノ背後地調査』

- (5) 奉天商工会議所調査課『第壹回奉海沿線旅商団視察報告書』1929 66 頁。
- (6) 「吉林市場通貨概況」『通商彙纂』40、1907
- (7) 南郷龍音「吉林官帖の研究(一、二)」『満鉄調査月報』11-11、11-12、1936
- (8) 同前、第 13 章。
- (9) 前掲『吉海線及其ノ背後地調査』

5. 四洮・洮昂・打通鉄道沿線地域の変化

① 地域概略

四洮・洮昂・打通鉄道沿線として区分する場所は、彰武、康平、通遼、遼源、双山、長嶺、膽榆、開通、安広、洮南、洮安、鎮東、大賚、泰来、突泉、乾安の 16 県である。四洮・洮昂・打通鉄道沿線は「蒙地」と呼ばれた、モンゴル人の生活空間であった。清朝はモンゴル人の生計を保護する目的から、漢人の移住は禁止していた。しかし、19 世紀後半になると、モンゴル人王公の財政的窮乏の解決、ロシアへの対抗から土地を払い下げて、漢人に耕作させる政策を推進した。そして、20 世紀初頭以降に州県が設置され、モンゴル人の生活空間は縮小した。

「蒙地」には四鄭鉄道、洮昂鉄道、打通鉄道、洮索鉄道などが敷設され、モンゴル人の遊牧場所を貫いて運行していた。最初に敷設された鉄道は四鄭鉄道(四平街～鄭家屯)であった。四鄭鉄道は 1913 年に日本政府と中華民国政府の間で取り交わされた「満蒙鉄道借款修築に関する交換公文」(いわゆる満蒙五鉄道に関する交換公文)により、日本政府が得た五つの借款鉄道敷設権を得た中の四洮鉄道(四平街～洮南)の一部分であった。17 年に開業し、22 年には通遼まで延長された。23 年には洮南～鄭家屯間が開業した[金子文夫 1991、227-228 頁]。

洮南と昂昂溪を結ぶ洮昂鉄道の建設請負契約は、1924 年に満鉄松岡理事と張作霖東三省総司令、王永江奉天省長との間に結ばれた。満鉄はマンチュリア北部への勢力拡大を重視していたので、洮昂鉄道の建設請負契約を何としても取得したかった。そのため中国側に瀋海鉄道の敷設を承認するという代償を払っていた[金子文夫 1991、422 頁]。26 年に開業し、路線的には満鉄と平行していた。

打通線は京奉鉄道の打虎山と通遼を結ぶ鉄道であり、奉天省政府の主導で建設された。日本側の反対にもかかわらず、1927 年に開業した[金子文夫 1991、414-415 頁]。満洲国期には長春から王爺嶺、索倫を経て、阿爾山に至る鉄道が敷設され、沿線では開拓が進展していた[芳井研一 2007]。

② 通商ルートの変化

満鉄開業以前では商業中心地としては鄭家屯や農安が栄えていた。しかし、鉄道開業以後、物資の輸送には鉄道が使われるようになり通商ルートは変化した。鉄道開業により鄭家屯の通商ルートは変わった。鄭家屯は遼河の水運を使って物資を交易しており、とくに内モンゴル方面からもたらされる牛馬の取引で栄えた(1)。ところが、1910 年代後半以降に牛馬取引の中心地は北方の洮南に移動し、鄭家屯に出回る牛馬は減少した(2)。牛馬取引

は減少したが、鄭家屯近隣の開拓が進み、農産物の出回りが多くなった。07年から22年にかけて、鄭家屯に出回る農産物は2倍以上増加していた(3)。

鄭家屯は遼河の水運により営口と密接な取引関係にあったが、1917年に四鄭鉄道が開業すると、物資輸送は水運から鉄道へ、取引先は営口から四平街、大連に変化した(4)。もっとも水運が消滅したわけではなく、鉄道より水運のほうが運賃は安かったのも、水運を選択する商人もいた(5)。22年に鉄道は通遼まで延長され、翌23年には鄭家屯～洮南間が開業した。こうした新線開業により鄭家屯は一通過駅になってしまい、商業中心地としての機能は低下した。それゆえ人口も20年では6.4万人であったが、37年には4.4万人に減少していた(表6-1)。

鄭家屯の商圈を奪って発展したのは洮南と通遼であった。洮南は20世紀初頭では30-40戸ほどの小村落に過ぎなかった。しかし、内モンゴルの交易拠点として発展し、1918年には人口は3万人に達した(表6-2)。鉄道開業以前の洮南～鄭家屯の物資輸送は、往復で冬は9日前後、夏は13日を要したが、鉄道開業後は半日になった(6)。四洮鉄道、洮昂鉄道の開業により物資輸送は容易となったが、農産物は沿線各駅に分散して出回るようになり、洮南への集散量は減少していた(7)。

通遼は1912年ごろに集落が形成され、16年には人口は3000人程度になった(8)。鄭家屯の出先機関的な要素が強い商業中心地であったが、22年に鄭家屯～通遼間が開業し、27年に打通線が開業すると大きく発展した。30年代には人口は4万人をこえていた(9)。

四洮鉄道・洮昂鉄道・打通鉄道が敷設されたことから、マンチュリア南北間の物資輸送は満鉄を経由しなくても可能となった。だが、四洮鉄道と洮昂鉄道は洮南で接続していなかった。その理由は、四洮鉄道経営陣は北京交通部系であったのに対して、洮昂鉄道の経営陣は奉天省政府系であったことに起因した。両鉄道が接続し、連絡運輸がはじまったのは1927年9月であった(10)。満鉄は四洮鉄道・洮昂鉄道沿線からの貨物を吸収するため、26年に両鉄道と連絡運輸に関する会議をおこなった。しかし、四洮鉄道と洮昂鉄道の経営陣の関係がよくないこと、洮昂鉄道側が一方向的に利益の35%を要求したことから決裂した(11)。他方、京奉鉄道との連絡運輸は28年から実施された(12)。営口河北駅へ輸送される物資は増えたとはいえ、満鉄の経営を脅かすほどの数量ではなかった[金子文夫 1991、436-439頁]。

洮昂鉄道の開業により、洮南から北行して中東鉄道に乗り換え、ハルビン方面に搬出することができるようになった。しかしながら、洮南から北行する貨物はなく、すべて四洮鉄道により四平街方面に輸送された(13)。洮昂鉄道を北行して中東鉄道に輸送された貨物の分岐点は泰来駅であった。泰来駅より北側の駅では昂昂溪方面に、南側の駅では洮南経由が選択された(14)。

四洮鉄道・洮昂鉄道・打通鉄道沿線には、モンゴル人の間を行商して回る商人が活動していた[田中秀作 1937、後藤富男 1958]。彼らは「撥子(ポーツ)」と呼ばれ、モンゴル人との取引には重要な役割を果たしていた(15)。「撥子」の出発地は1910年代では鄭家屯であったが、20年代には通遼に移動した。30年代にはより西方の開魯を拠点とする「撥子」が増えていた(16)。鉄道の敷設により漢人が流入し、モンゴル人はより西方へと移動していた。そのため「撥子」の拠点も西方に移動していたと考えられる。

- (1) 「鄭家屯商業事情」『通商公報』272、1915
- (2) 「最近鄭家屯事情」『滿蒙之文化』21、1921。「洮南を中心とする東部内蒙古事情概要」『滿鉄調査時報』5-8、1925
- (3) 「鄭家屯に於ける穀類商況」『通商公報』987、1922
- (4) 滿鉄庶務部調査課『大連港背後地の研究』1923 45頁。
- (5) 「鄭家屯に於ける遼河輸出入貿易」『日刊海外商報』65、1925
- (6) ベ・エヌ・メニシコフ編、滿鉄調査課訳『斉齊哈爾、洮南及び伯都訥地方經濟事情』1922、138頁。
- (7) 「洮昂鉄道沿線付近農産物出回状況」『奉天商業會議所月報』165、1926。「新穀出回状況(洮南)」『日刊海外商報』1054、1928
- (8) 「通遼鎮及付近地方事情」『通商公報』384、1916
- (9) 衣目精一『興安南省通遼の現状』出版地不明、1935 13頁。
- (10) 「洮昂鉄道ノ現状ニ就テ」鄭家屯中野領事代理→幣原外務大臣 昭和二年三月八日付(外務省外交史料館 F-1-9-2-6「洮昂鉄道関係一件」所収)。「四洮洮昂両鉄道連絡開始」チチハル清水領事→田中外務大臣 昭和二年九月二四日付(同前所収)。
- (11) 「洮昂鉄道の悲境と三線連絡」『滿鉄調査時報』7-5、1927
- (12) 『昭和四年度滿洲政治經濟事情』1930 236頁。四洮鉄道、洮昂鉄道、京奉鉄道の連絡運輸に関する議事録は、『交通公報』1820、1823-1830号、1928を参照。
- (13) 滿鉄洮南公所『洮南商工事情』1929 18-37頁。
- (14) 「洮昂鐵路沿線之經濟概況」『中東經濟月刊』6-11、1930
- (15) 滿鉄調査課『東蒙に於ける撥子』1925
- (16) 滿洲中央銀行調査課『開魯県經濟事情』1935 16頁。

③農業生産の変化

四洮・洮昂・打通鉄道沿線の総面積に占める可耕地の割合は35.6%と低い(表6-3)。洮南近隣の開通県、膽榆県、安広県、鎮東県、洮安県の農業条件はよくなく、農業生産は振っていないと1910年代後半では観察されていた(1)。また、打通鉄道沿線も砂漠が多く、農業には適していないと報告されていた(2)。可耕地に占める既耕地の割合は54.3%であり、30年の時点ではまだ未耕地が多かったことを示している。

農業生産動向は、作付面積は増加している(表6-4)。1920年代では鉄道開業により移民が流入し、開拓が進展してことが観察されている(3)。農産物では大豆よりコーリヤンの生産量のほうが多い。その理由として、第一にコーリヤンのほうが旱水害に強いこと、第二に農業経営は粗放的であったのでコーリヤンのほうが適していた点が指摘されている(4)。大豆の生産量も増えてはいるが、コーリヤンやアワよりも多くはない。鉄道開業により大豆の生産が志向される傾向はあったとはいえ、限定的なものであった(5)。つまり、四洮・洮昂・打通鉄道沿線の農業生産は、必ずしも大豆生産に特化した農業生産はおこなわれていなかったと指摘できる。

四洮・洮昂・打通鉄道沿線では漢人による開拓がおこなわれ、モンゴル人は西方に追いやられる現象が生じていた。例えば、1919年に日本人が膽榆県でおこなった調査報告書に

は、モンゴル人は漢人の流入によりこれまでの生活場所を追い出され、西方へ移動していた状況を述べている(6)。鉄道の敷設は開拓の進展や商業的農業の発展をうながしたが、遊牧生活を送るモンゴル人の生活には、とくに何も寄与しなかったと考えられる。むしろ従来の生活場所を追われるという、マイナスの効果をおよぼしていた。

(1)「洮南を中心とする産業」田中末広『満洲及蒙古』東方拓殖協会 1920

(2)「打通路与鄭通路之沿線概況」『中東經濟月刊』6-9、1930

(3)満鉄庶務部調査課『洮索間各地方調査報告書』1924 5-7頁。「穀類輸出状況(洮南)」『日刊海外商報』903、1927。

(4)「洮南の現況」『満蒙』41、1923。満鉄鄭家屯事務所『鄭家屯付近一帯ニ於ケル農業事情』1935 29頁。

(5)実業部臨時産業調査局調査部第一科『農村実態調査一般調査報告書 康德三年度一龍江省洮南県』1936 25-26頁。

(6)「膽榆県事情」(外務省外交史料館 1-6-1-26-1-3「各国事情関係雑纂 別冊奉天省」所収)。

④金融状況の変化

四洮・洮昂・打通鉄道沿線の金融状況について、鄭家屯と洮南を事例にして検討してみたい。

鄭家屯では通貨は常に不足がちであり、有力商家が発行する私帖も多く流通していた。第一次世界大戦前では小洋票4割、私帖4割、銀貨1割、銅貨1割であったと報告されている(1)。1920年代になると奉天票の流通が拡大し、私帖は漸次回収されていった(2)。鄭家屯の金融状況で興味深いのは、他の都市との決済は逆為替でおこなわれ、現銀の移動による決済はしていなかった点である(3)。逆為替の売買は「經紀」と呼ばれた金融機関がおこなっており、「經紀」は為替の需給関係を調節し、為替売買に伴う手数料を受け取っていた。為替の買い手が多く、売り手が少ない場合は為替の打歩が高く、その反対に買い手が少なく、売り手が多い場合は割引さえもおこなわれた(4)。鄭家屯では私帖の流通や逆為替による決済をおこない、金融状況の緊張を回避していた。それゆえ、金融状況は概ね安定していたと報告されている(5)。

洮南は地理的に奉天省、吉林省、黒龍江省の三省と交易できる場所に位置したことから、清末では小洋票、吉林官帖、黒龍江官帖、私帖、ルーブル紙幣などの雑多な通貨が流通していた(6)。しかし、奉天省に属したことから奉天票の流通が拡大し、吉林官帖や黒龍江官帖の流通は1920年代前半には僅かになった(7)。26年の調査報告では、洮南の通貨はほとんどが奉天票であり、売買の標準価格や税金の徴収は奉天票でおこなわれていると述べている(8)。

以上の鄭家屯と洮南の検討から、1910年代までは種々の通貨が流通し、とくに私帖に依存して通貨需要を満たしていたこと、20年代になると奉天票が主要通貨になったことが明らかになった。

四洮・洮昂・打通鉄道沿線でおこなわれたモンゴル人との交易は、紙幣よりも物々交換か現銀でおこなわれた。モンゴル人の間でも紙幣を使うことは広がっていたとはいえ、簡

単におこなえるものではなかった。漢人商人でもうまく対応できない状況に、日本人商人がおこなえるわけではないと、1915年に刊行された農商務省の調査報告書は述べている(9)。

- (1)「鄭家屯金融状況」『通商公報』274、1915
- (2)「最近鄭家屯事情(二)」『満蒙之文化』22、1921
- (3)「鄭家屯状況」『通商彙纂』15、1912
- (4)前掲「鄭家屯金融状況」
- (5)「開蒙古に於ける金融状態」前掲『満洲及蒙古』所収。
- (6)「内蒙古洮南府事情」『農商務省商工彙報』8、1910
- (7)「奉天省洮南事情」『通商公報』534、1918
- (8)満鉄庶務部調査課『圖什業圖王旗事情』1927 64頁。
- (9)農商務省商工局『東部内蒙古事情』1915 106-110頁。

6. 間島地域の変化

①地域概略

間島として区分するのは延吉県、琿春県、和龍県、汪清県の4県である。間島には19世紀後半以降に移住する朝鮮人が増えるとともに漢人の移住も増え、漢人と朝鮮人が暮す場所として間島の開発は進展した。ロシアと接していることからロシアの影響を受け、義和団事件の際には一時的にロシア軍の占領下に置かれた。日露戦争後では日本の勢力が拡大をはじめ、1907年に日本政府は龍井村に韓国統監府間島臨時派出所を設置した。

間島は清朝、朝鮮、ロシア、日本の勢力が交錯する場所となった。清朝と日本の対立は1909年に「間島に関する日清協約」が締結されたことから妥協が成立し、韓国統監府間島臨時派出所は撤廃された。その代わりに日本は領事館を開設し、龍井村に総領事館を、延吉、頭道溝(延吉県)、百草溝(汪清県)、琿春に領事館分館を設置した。10年の朝鮮併合後、間島在住の朝鮮人は日本人なのか、それとも中国人なのか、その法的地位が日中間では係争となった。こうした問題が生じた理由は、間島は政治的には中国の領域であったが、日本が植民地とした朝鮮人が過半数を占めるという、政治的領域と社会的領域が一致していない点にあった。間島では抗日闘争を展開する朝鮮人の活動が激しかった。日本側は抗日運動を鎮圧するため、20年に琿春事件が起きたことをきっかけに、関東軍、朝鮮軍からなる軍隊を派遣するという手段も用いていた[李盛煥 1991、2章、3章]。

1907年から31年にかけて間島の人口は約10万人から約52万人に増え、朝鮮人の人口も約7万人から40万に増えていた[李盛煥 1991、397頁]。マンチュリア各地に朝鮮人は移住していたが、その60%以上は間島に居住していた。26年時点での人口比率は、漢人約20%に対して朝鮮人は約80%であった。県別では和龍県の人口は95%が朝鮮人であった。もっとも少ない汪清県でも朝鮮人は60%以上を占めていた(表7-1)。朝鮮人が多いという特徴は満洲国期、中華人民共和国成立後も変わらず、52年に延辺朝鮮族自治区が成立して現在に至っている。

②通商ルートの変化

間島における商業中心地は琿春、延吉(局子街)、龍井村の三つが大きく、その次には頭道溝、百草溝での商業取引が盛んであった(1)。以下では、琿春、延吉、龍井村の動向について検証してみたい。

琿春は朝鮮人が多数を占めた間島のなかでも漢人の人口が多く、中国側の政治的拠点であった(表 7-2)。琿春の貿易ルートには、朝鮮経由とロシア経由があった。ロシア経由は1891年にウラジオストクが開港したことを契機に増加した。だが、1909年にウラジオストクが自由港制度を廃止した影響を受けて、ロシアとの貿易は減少した。一方、朝鮮経由の貿易が増加し、16年にはロシア経由を上回った(表 7-3)。ロシア革命後の22年にソ連との国境は封鎖されたため、ロシア経由による貿易はほとんどなくなった(2)。

朝鮮経由が増えた背景には1921年に雄基が開港した点が指摘できる。雄基から琿春に輸送される物資が増え、さらに雄基から輸送された物資は琿春を経て、吉林まで運ばれるようになった(3)。雄基の開港後、琿春～吉林の取引が増え、琿春の貿易総額は11-29年にかけて約3倍増加した。しかし、龍井村の発展が著しく、その圧迫により琿春の商圈は大きくは拡大しなかった。

延吉(局子街)は1907年ごろでは、人口約1500人の小さな街であったが、琿春と同様に漢人のほうが朝鮮人より多く(表 7-4)、中国側の政治的拠点であった(4)。延吉の貿易ルートは、10年以前では營口～吉林～延吉というルートと、ウラジオストク～琿春～延吉の二つがあった。しかしウラジオストク～琿春～延吉は、ウラジオストク自由港廃止により衰退した。これに代わり、08年に開港した清津との貿易が増加した(5)。延吉には海関は設置されていなかったため、海関統計からその貿易動向を知ることはできない。日本の領事館の観察では、16年の取引額の多寡は清津、吉林、琿春の順序であったとしている(6)。

1917年以降、延吉の商業取引は鉄道の開業に大きく変動した。17年に清会鉄道(清津～会寧)が開業したことを受けて、延吉と朝鮮方面の貿易は増加した。20年には清津経由は輸入では75%、輸出では65%を占めた(7)。清会鉄道は延吉の取引額を増やしたが、龍井村の発展をもうながしていた。延吉にとって打撃となったのは、23年に天図軽便鉄道の龍井村～上三峰間が開業したことであった[黒瀬郁二 2005]。朝鮮経由の物資は鉄道により龍井村へ運ばれ、龍井村が商業中心地となった。

龍井村は19世紀後半に朝鮮人の移住によって形成された街であり、1907年ごろでは人口は約400人に過ぎなかった(8)。12年以降、清津経由での貿易が拡大し、西方の敦化方面との取引が増えはじめた(9)。17年の清会鉄道(清津～会寧)の開業、23年の天図軽便鉄道開業により、龍井村は琿春、延吉に代わって間島の商業中心地となった。17年以降、龍井村の輸移出入額は増え続けており、総額では28年には約6倍になっている。大豆の輸出量は、17年から28年にかけては約380倍も増えていた(表 7-5)。また人口の増加も著しく、26年には約1.5万人になっていた(表 7-6)。同じ26年の時点で琿春の人口は約8200人、延吉の人口は約9600人であったため、龍井村は間島第一の都市になっていた。

以上をまとめると、間島の商業中心地は1900年代前後では琿春であったが、延吉も商業中心地として勃興していた。ところが、清会鉄道、天図軽便鉄道の開業により龍井村が商業中心地になるという変遷をたどっていた。鉄道の敷設は間島の経済発展に大きな影響をおよぼしていたと指摘できよう。こうした動向は満洲国期にも継続しており、新線の開業

により龍井村の優位は崩れた。

満洲国期には日本にとって懸案であった吉会鉄道問題が、京図線(新京～図們)開業により解決した[金静美 1992、加藤聖文 1997、芳井研一 1999]。1933年に京図線が開業すると、図們が商業中心地となった。図們は31年時点では、人口わずか1700人の街に過ぎなかった。しかし京図線開業後に人口は急増し、35年には約2.8万人になった(10)。図們的成長は急激であり、34年には龍井村の貿易額を凌駕した(表7-7)。35年7月には龍井村の税関は図們と合併することになり、龍井村が商業中心地であった時代は終焉した(11)。満洲国期の間島では図們が商業中心地となり、延吉が政治行政の中心地となっていた。

満洲国期の1935年には図寧線(図們～牡丹江)が、37年には図佳線(図們～ジャムス)が開業し、図們の後背地は拡大した。これらの新線開業により、間島は牡丹江やジャムス方面をも商圈とし、間島を中継地として出回る物資は増加した(12)。こうした動向は間島の対外貿易港であった朝鮮北部三港の貿易額が、33年以降に大きく増えている点からも知ることができる(表7-8)。とはいえ、朝鮮北部三港の貿易量は大連にはおよばなかった。36年の朝鮮北部三港の貨物発着数量は約133万トンであったが、大連は約960万トンであり、大連のほうが約7倍も多かった(13)。

(1) 頭道溝の状況については、「頭道溝事情」『通商彙纂』1、1912、「頭道溝地方事情」『通商公報』696、1919年を参照。百草溝については、「百草溝事情(上、中、下)」『通商公報』142、143、144、1914、「百草溝分館管内事情」『通商公報』1219、1924を参照。

(2) 「吉林東部経済事情」『経済資料』14-2、1928 242頁。

(3) 「琿春地方商況」『日刊海外商報』1032、1927

(4) 統監府間島臨時派出所『間島産業調査書』1910 商業の部3頁。

(5) 「清国局子街商勢一斑」『通商彙纂』13、1910

(6) 「局子街貿易概況(大正五年)」『通商公報』445、1917

(7) 『満洲事情—第二輯(第二回)』154頁。

(8) 前掲『間島産業調査書』商業の部1-3頁。

(9) 「間島大正元年貿易年報」『通商公報』14、1913

(10) 鉄道総局『京図線及背後地経済事情』1935 373頁。

(11) 税関概史編纂委員会編『満洲国税関概史』1944 238頁。

(12) 「図佳線開通後の特産物輸出径路変化と出回予想量」『海外経済事情』5、1937.

日満実業協会『東満洲産業概観』1939 91-94頁。

(13) 満鉄鉄道総局『貨物運輸図表 昭和11年度』1937

農業生産の変化

間島の農業は朝鮮人、漢人の流入により発展した。農産物作付面積は1913年から41年にかけて約3倍増えていた(表7-9参照)。農産物の特徴としては、朝鮮人が主食としたアワの生産が多かったこと、コメが生産されていたことが指摘できる。一般的に漢人はコーリャンを主食にしたので、漢人が多数の場所ではコーリャンが多く生産された。間島では漢人より朝鮮人のほうが多かったので、アワの生産がコーリャンを上回っていた。コメは朝鮮人が間島にもたらした農産物であった。間島でのコメの生産は20世紀以降に拡大し、

その作付面積は 1913 年から 41 年にかけて約 33 倍と急激に増加していた。しかし、全体に占める割合は 10%未満であった(1)。

間島は山がちな地形であり、全体に占める不可耕地の割合は 80%をこえていた。もっとも可耕地が多かったのは延吉県であり、少なかったのは琿春県であった。延吉県の大豆作付面積は間島全体の約 60%を占めており、コメの作付面積でも約 70%を占めていた。延吉県は間島のなかでは農業生産が盛んな県であったことを指摘したい(2)。

大豆やコメなどの商品化率の高い作物は、鉄道開業にその生産が増えていた(3)。天図軽便鉄道の開業後、龍井村から輸出される大豆は大きく増えた。開業前の 1922 年では約 13.5 万ピクルであったが、開業後の 24 年には約 56.7 万ピクルと、約 4 倍の増加を示していた。こうした大豆の増加により、龍井村からの農産物輸出動向は 23 年以降、大豆の輸出量のほうがアワの輸出量より多くなった(表 7-5)。大豆と同様に商品作物の傾向の強かったコメの作付面積も、延吉県では天図軽便鉄道の開業後に増加していた(4)。間島全体の作付面積もアワ、コーリヤンは横ばい、減少であるのに対して、大豆とコメは増加を示している(表 7-9)。天図軽便鉄道の開業後は、商業中心地の動向だけでなく、農業生産動向にも影響をおよぼし、大豆やコメなどの商品作物の生産を助長したと指摘できる。

間島の農産物流通機構の特徴として、糧棧が存在せず、糧棧の役割は特産商が担っていた点が挙げられる。糧棧は自己の裁量により農産物を買付け、好機を見て売却していたが、特産商は自己の思惑ではなく、輸出業者の委託を受けて農産物を買付けていた。他の場所では、糧棧は農民と密接にかかわり、農産物の買付けとともに日用品の販売や、農業資金の貸付けもおこなった。間島には朝鮮総督府が監督する金融部が各地に設けられ、農業資金の貸付けをしていたので、糧棧から借りる必要はなかった。金融的な関係性をつくる必要性が低かったため、糧棧のような業者は求められず、委託にもとづいて買付けをする特産商が活動していたと考えられる(5)。

(1)「間島農事現況視察概報(明治四十三年度)」『通商彙纂』68、1910。「大正十年間島琿春地方主要農産物収穫高並農況」『通商公報』915、1922。

(2)『満洲産業統計—昭和六年—』1932 6-7 頁。

(3)「間島に於ける水田」『通商公報』340、1916

(4)実業部臨時産業調査局『康徳三年度農村実態調査報告書 戸別調査之部』第 2 分冊、1936 123 頁。

(5)池田和夫「間島に於ける特産物配給組織の特殊性」『満鉄調査月報』16-7、1936

④金融状況の変化

1900 年前後の間島での通貨の流通量は少なかつただけでなく、種類も混在しており、清朝、ロシア、日本の発行した通貨が流通していた。

琿春では主に吉林官帖が使われていたが、ロシアとの貿易が盛んになったことから、ルーブル貨の流通が増えた。すると、標準通貨は相場変動の激しかった吉林官帖ではなく、ルーブル貨にする傾向が強まった(1)。しかし、1917 年のロシア革命以降にルーブル貨は下落したため、吉林官帖による取引が多くなった。とはいえ、吉林官帖は額面の大きい官帖がほとんどであり、日常取引に必要な小額官帖は少なく、円滑な商業取引を阻害してい

た。このため琿春商務会は吉林省長の許可を得ずに、小額面の官帖を発行して対応していた(2)。20年代にはルーブル貨は姿を消したが、吉林官帖は相場変動が激しく、通貨としての信用が低かったので、安定した通貨が求められた。20年代以降、朝鮮との貿易増加を背景にして朝鮮銀行券(金票)の流通が増え、以前のルーブル貨と同様の役割を果たすようになった(3)。

延吉の状況も琿春と同じであり、吉林官帖とルーブル貨が流通していたが、ロシア革命後では吉林官帖が主要通貨になっていた(4)。延吉での商業取引は吉林官帖建でおこなわれたので、吉林官帖の相場動向は取引に大きな影響をおよぼした。一般的に、吉林官帖の相場上昇は日本円の下落をもたらし、官帖相場の下落は日本円の上昇という動向を示す。このため、官帖相場が下落すると中国人商人は日本製品の決済が厳しくなってしまう、日本製品の購入は控えられた(5)。吉林官帖は1920年以降激しく下落したため、延吉では22年9月より建値を現大洋(銀元)に改め、官帖下落による影響を收拾しようとしていた(6)。

金融機関の未整備も金融混乱を助長していた。延吉では殖辺銀行支店と中国銀行支店が1917年に開業したが、営業不振のため、殖辺銀行支店は18年に、中国銀行支店は22年に閉店した。23年に東三省銀行支店が開業して、為替業務や資金融資をはじめた(7)。同行は開業当初こそ市中金融を救済したが、その後の営業成績はかんばしくなかった(8)。このため、延吉の商人は龍井村まで赴き、朝鮮銀行支店を利用して為替送金するという対応をしていた(9)。そうしたなか延吉と朝鮮側との貿易は増え、朝鮮銀行券の流通が増えていた(10)。

龍井村でも1900年前後では吉林官帖とルーブル貨が使われていた。そうしたなか、07年に韓国統監府間島臨時派出所が設置されたことを契機に、日本円が出回るようになった(11)。朝鮮との貿易が増えるなかで朝鮮銀行券の流通が増え、16年前後では吉林官帖55%、朝鮮銀行券35%、ルーブル貨10%という状況となった(12)。ロシア革命後にルーブル貨は姿を消し、朝鮮銀行支店が17年に開設された後では、朝鮮銀行券の流通が拡大した。20年代以降、朝鮮銀行券は龍井村の支配的な通貨となり、吉林官帖の流通は少ないという独特な通貨状況になっていた(13)。朝鮮銀行券の増加は、日本人商人や朝鮮人商人の商圈拡大を有利にし、輸出では両商人が取引を掌握していた。輸入では20年代後半では日本人商人40%、中国人商人35%、朝鮮人商人25%であった。総じて、龍井村では中国人商人の活動は振るわなかった(14)。

琿春、延吉、龍井村は1920年代以降に朝鮮との貿易が増加したことから、朝鮮銀行券の流通が拡大していた。しかし間島全体から見れば、朝鮮銀行券の流通は都市に限定されており、農村では吉林官帖、永衡大洋票が使われていた(15)。

満洲国期においても、都市では朝鮮銀行券が流通していた。間島と朝鮮との貿易は満洲国期に増加したことから、朝鮮銀行券を使う人は多かった。とはいえ、朝鮮銀行は1936年12月に満洲国から撤退し、朝鮮銀行の在満資産は満洲興行銀行に移譲されるにおよんで、満洲国幣の流通は拡大した(16)。

(1)「琿春経済状況」『通商公報』168、1914

(2)「琿春商務会発行官帖に付て」『通商公報』495、1918

(3)China, Imperial Maritime Customs, *Decennial Reports, 1922-31*, Hunchun

- (4) 「局子街に於ける露貨流通状況」『通商公報』493、1918
- (5) 「局子街地方貿易径路の変遷」『通商公報』865、1921
- (6) 「局子街に於ける物価建値変更」『通商公報』1011、1922
- (7) 「局子街に於ける商業発達の趨勢と支那銀行の営業成績」『通商公報』509、1918. 「局子街概観」『満鉄調査時報』5-8、1925
- (8) 満鉄庶務部調査課『吉会鉄道関係地方調査報告書』第五輯、1928 67頁。
- (9) 「局子街経済概況」『海外経済事情』12、1929
- (10) 前掲『吉会鉄道関係地方調査報告書』第五輯 67-68頁。
- (11) China, Imperial Maritime Customs, *Decennial Reports, 1902-11*, Lungchinsun
- (12) 東洋拓殖会社『間島事情』1918 461頁。
- (13) China, Imperial Maritime Customs, *Decennial Reports, 1922-31*, Lungchinsun
- (14) 『吉会鉄道関係地方調査報告書』第二輯、1928 68-69頁。
- (15) 前掲『吉会鉄道関係地方調査報告書』第五輯 65頁。
- (16) 『外務省通商局日報』33、119、178 1937

7. 鴨緑江、松花江、黒龍江流域地域の変化

鉄等ではなく水運を輸送手段として地域が、マンチュリアには存在した。以下では、鴨緑江、松花江、黒龍江流域地域の動向について検討してみたい。

① 鴨緑江流域地域

(1) 地域概略

鴨緑江流域地域としてとして区分する場所は、寛甸県、桓仁県、輯安県、通北県、臨江県、長白県、安図県、撫松県の8県であり、満洲国以前ではすべて奉天省に属した。鴨緑江流域は柳条辺牆の外側にあったので、清朝は民人の流入を禁止していた。19世紀後半以降、清朝は土地の払い下げをはじめ、州県衙門も設置された。漢人は鴨緑江下流から上流へと開拓をすすめ、朝鮮人は上流から下流へと開拓をすすめた(1)。

鴨緑江流域は朝鮮と接していることから、朝鮮人が開拓をおこない、暮す場所もあった。日露戦争前において鴨緑江流域には、すでに約4万人の朝鮮人が居住していた(2)。各県別に朝鮮人の人口が判明するのは1935年の統計が最初であり、これによると長白県には2.1万人の朝鮮人が住み、県人口の35%を占めている(表8-1)。鴨緑江流域には朝鮮人が暮したとはいえ、間島に比べるならば少数であった。35年時点で間島の朝鮮人は約46万人であるのに対して、鴨緑江流域は約7万人にとどまった。

朝鮮人の人口は間島に比べて少なかったとはいえ、鴨緑江流域の朝鮮人をどのように統轄するかは日中両国の懸案となっていた。日本側は間島と同様に、領事館を設置して警察を常駐させる方法で取り締まろうと考えた。1927年に日本側は臨江に領事館分館を設置しようとしたが、奉天省側や住民の反対に遭遇して実現できなかった[尾形洋一 1978、冨塚一彦 1989]。

鴨緑江流域での朝鮮人による抗日闘争は激しく、1924年5月には鴨緑江を下航して視察

中であつた斎藤実朝鮮総督が狙撃されるという事件が起きた。日本側と中国側では抗日朝鮮人の取り締まりについて協議が続けられ、25年には三矢朝鮮総督府警務局長と于珍奉天省警務処長との間にいわゆる「三矢協定」が結ばれ、日本側は鴨緑江流域の朝鮮人に対する実質的な管轄権を得たと認識した[李盛煥 1991、pp. 213-228]。しかし、抗日運動は終息せず満洲国期を迎えた。

満洲国期に鴨緑江流域は豊富な地下資源を有していると称され、「東洋のザール」として脚光を集めた。1938年9月に満洲重工業開発株式会社(満業)の子会社として東辺道開発株式会社が設立され、開発に着手した。しかし、実際の地下資源の埋蔵量は多くはなく、その価値は高くないことがやがて判明した。開発当初は製鉄所の建設も計画されたが、東辺道開発会社の活動は鉄鉱石約300万トン、石炭約400万トンを採掘したにとどまった[梶井義雄 1980、102頁]。

(1)大崎峰登『鴨緑江－満韓国境事情』兵林館 1910 70-72頁。

(2)外務省『在満朝鮮人概況』1934 12-13頁。

(2) 経済状況の変化

商業中心地となっていたのは輯安、臨江、長白、支流の琿江流域では桓仁、通化であつた(1)。これらの商業中心地の商圏は大きくはなく、鴨緑江流域は小市場の分立状態にあつた。鴨緑江流域の商業中心地は河口に位置した安東で農産物を売却し、雑貨を仕入れていた。だが、上流に位置した長白は安東から離れていたため、対岸の恵山鎮との取引が多かつた(2)。さらに満洲国期に朝鮮側で恵山鎮～城津間の鉄道が開業(1938年)したこと、長白は城津の商圏に属することになり、国境である鴨緑江をこえた商圏が形成された(3)。鴨緑江の水運による安東との取引は、満洲国期においても長白ではおこなわれていなかったと報告されている(4)。

琿江流域の通化は第一次世界大戦以降、商業中心地として発展した。1919-27年の間に雑貨の取引額は約10倍に、大豆の出回りは約3倍増加した(5)。満洲国期には東辺道開発の拠点となつたこと、37年に梅河～通化間の鉄道が開業したこと、奉天の商圏が伸張し、鴨緑江流域では随一の商業中心地となつた(6)。

満洲国期には鴨緑江による水運よりも、朝鮮側との交易と奉天方面との取引が選択され、水運は衰退した。その理由は、治安不良により鴨緑江の往来が危険になつたこと、鉄道敷設による商圏伸張の影響を受けていた点にあつた(7)。さらに1941年に水豊ダム(寛甸付近)が完成すると、鴨緑江の水運は水豊ダムを境に二分され、安東の商圏は縮小していたと考えられる。

鴨緑江流域は山岳地帯が多く、総面積に占める可耕地の割合は15%にすぎなかつた(表8-2)。人口密度も28人と小さく、中東鉄道沿線と同じくらいであつた。農業生産動向は、作付面積は増加して停滞していたことを示している(表8-3)。主に自給用にあてられたトウモロコシの生産量が多かつた点が、農業生産の特徴として指摘できる。朝鮮人により稲作がおこなわれていたが、その生産は全体のなかでは小さかつた。例えば、通化県では水稻の占める割合は約8%にすぎなかつた(8)。

鴨緑江流域では林業に依存する度合いも強く、伐採労働者の多寡や木材伐採量の増減は

流域経済に影響をおよぼしていた。鴨緑江流域の木材は 1920 年代になると良材を産しなくなっただけでなく、奥地の木材を伐採しなければならなくなったことから伐採費が高くなっていた。それゆえ、北満材や吉林材に対抗できなくなり、流域経済にも打撃をおよぼしていた[塚瀬進 1990、47-51 頁]。

金融状況は、第一次世界大戦前では商業取引の規模は小さかったことから、流通する通貨は少なかった。上流地域では物々交換さえもおこなわれた(9)。1914 年の視察報告では、鴨緑江流域での紙幣の流通は少なく、山間部ではほとんど流通していなかった報告されている(10)。第一次世界大戦以後では奉天票や私帖の流通が拡大し、朝鮮側と交易した場所では金票も流通していた(11)。紙幣の流通が拡大する中で、満洲国期を迎えた。

以上の検討から、鴨緑江流域では水運による取引がおこなわれていたが、鉄道開業により朝鮮北部の城津と奉天の商圈が拡大し、国境によっては画されない通商ルートが形成された。満洲国期には治安の悪化、水豊ダムの建設により水運は衰退し、安東の商圈は縮小していたことが明らかになった。

- (1) 「奉天省長白県事情」『日刊海外商報』153、1925。奉天省寛甸県公署編『寛甸県一般状況』1933 38 頁。
- (2) 「恵山鎮地方ニ於ケル国境貿易並経済状況」『朝鮮総督府月報』2-10、1912
- (3) 「城津の経済圏と産業立地」『朝鮮』340、1943
- (4) 「鴨緑江による上流方面取引」『安東経済時報』202、1937
- (5) 「通化経済界概況」『海外経済事情』22、1929
- (6) 『満洲国現勢 康徳一〇年度』272 頁。
- (7) 「安東より観たる東辺道(一、二)」『安東経済時報』17、19、1939
- (8) 『満洲国現勢 康徳三年度』193 頁。
- (9) 前掲『鴨緑江一満韓国境事情』167-171 頁。
- (10) 朝鮮総督府『国境地方視察復命書』1915(『朝鮮統治史料』9 卷所収) 854 頁。
- (11) 「通化地方事情」『通商公報』臨時増刊号 3、1919

①松花江流域

(1)地域概略

松花江流域地域としてとして区分する場所は、賓県、木蘭県、通河県、方正県、依蘭県、湯原県、樺川県、富錦県、同江県、饒河県、勃利県、宝清県、虎林県、綏濱県、撫遠県、密山県の 16 県である。松花江流域地域のなかで、もっとも下流にある賓県で開拓がおこなわれたのは 19 世紀後半以降であった。以後、開拓は下流域へと拡大していき、20 世紀初頭には州県が設置された。そして 1920 年代に流域の開拓は進展したが、人口は少なかった。

松花江流域の総面積に占める可耕地の割合は 48.2%であった(表 8-4)。1930 年の時点で、可耕地に占める既耕地の割合は 22.2%であり、多くの未耕地が残っていた。人口も稀薄であり、人口密度は 14 人であり満鉄沿線の 10 分の 1 であった。農業生産動向では、作付面積は 1920 年代後半以降に増加している(表 8-5)。生産動向として注目されるのは、大豆や小麦の生産量が多い点である。大豆、小麦ともに 20 年代には、その生産量は大きく増えて

いる。

松花江は国内河川のため外国船が自由に航行することはできなかった。だが、ロシアはアイグン条約により松花江の航行権は得ていると主張し、船舶を航行していた。そして1903年に中東鉄道は船舶部を創設し、松花江の水運事業にのりだした。当然ながら、清朝側はこうしたロシアの動向に反対した。とはいえ、10年8月に「松花江航行に関する議定書」が清朝とロシアの間で取り交わされ、ロシア船の航行は公認された(1)。このため、ハルビンより下流では、ロシア船が独占的な勢力を占めていた(2)。

ロシア革命以後、東三省政権は松花江の航行権を取り返す試みをおこなっていた。ロシア船に対抗するために船舶会社を設立しただけでなく、1924年に松花江流域での外国船の航行禁止を表明した。中東鉄道は一方的な東三省政権による航行禁止に抗議したが、その撤回はできなかった(3)。そして、26年に東三省政権は中東鉄道船舶部を強制的に閉鎖し、松花江の航行権を回収した(4)。

満洲国期の1934年には三江省が設置され、松花江流域の大部分が編入された。39年には対ソ連戦に備える北辺振興事業が企図され、国境防衛に配慮した政策を推進する地域となった。

(1) 満鉄哈爾濱事務所運輸課『東支鉄道を中心とする露支勢力の消長』上、1928

第5章3節。満鉄哈爾濱事務所調査課『松花江航行権問題の研究』1924も参照。

(2) China, Imperial Maritime Customs, *Decennial Report, 1902-11*, Kirin Appendix

(3) 「スングアリー外国船舶航行禁止問題」『現代史資料 満鉄(二)』みすず書房、1966 334-335頁。

(4) 前掲『東支鉄道を中心とする露支勢力の消長』下、8章

(2) 経済状況の変化

松花江流域地域において商業中心地として栄えたのは依蘭(三姓)、佳木斯、富錦であった(1)。これらの商業中心地は松花江の水運により商業取引をしていたが、鉄道の開業とロシア(ソ連)情勢の変化による影響を受けていた。

満洲国期以前では依蘭の商圈が大きかったが、1937年に図佳線(図們～佳木斯)が開業すると佳木斯が栄え、依蘭は衰退した(1)。佳木斯は15年では糧棧は7戸しかなかったが、24年には約40戸に増え、商業的に発展していた(2)。そして37年に図佳線が開業し、40年綏佳線(綏化～佳木斯)が開業したことから、一大商業中心地となった。佳木スの人口は34年には約2万人であったが、41年には約11万人に増えていた(3)。鉄道開業により佳木斯は商圈を拡大し、鉄道により牡丹江や朝鮮北部に輸送される農産物も出ていた(4)。物資は松花江の水運ではなく、鉄道輸送に依存する度合いが高まった。また、鉄道沿線には特産物市場が形成され、勃利や林口が新たに商業中心地として勃興した(5)。

富錦はロシアとの貿易により栄えていた。しかし、対ロシア貿易はロシア革命以後に衰退し、1929年の中東鉄道をめぐる紛争以後は途絶してしまった(6)。このため、商業中心地としての機能は低下していた。

以上の検討から、松花江流域の通商ルートは鉄道開業による影響を受けて依蘭は衰退していたこと、その逆に鉄道の恩恵を受けて佳木斯は興隆していたことが明らかになった。

鉄道の敷設は水運に依存していた地域経済の様相を変えていたと指摘できよう。

金融状況は、吉林官帖が主要通貨であった。吉林官帖が不足ぎみの場所もあり、そうした場所では私帖が流通していた。商業中心地から離れた農村部では、流通する通貨は少なく、物々交換がおこなわれていた(7)。満洲国期におこなわれた依蘭、勃利の調査報告は、満洲国幣は額面が高い紙幣が多かったので農村部では流通していなく、依然として小額面の吉林官帖が流通していたと述べている(8)。

- (1) 鉄路総局『図寧、寧佳、林密線及背後地概況』1935 192頁。
- (2) 国際運送株式会社哈爾濱支店『松花江の河豆』1924 11頁。
- (3) 「満洲都市人口動態の地域性」『満鉄調査月報』24-1、1944 115-116頁。
- (4) 満洲中央銀行調査課『佳木斯を中心とする河下特産事情』1936 22-24頁。
- (5) 「新興都市佳木斯及牡丹江」『東洋貿易研究』17-8、1938
- (6) 前掲『満洲事変並北鉄接收後に於ける北満主要都市の経済動向』295-310頁。
- (7) 前掲『吉林省東北部松花江沿岸地方経済事情』各地の金融状況を参照。
- (8) 「吉林省三姓、勃利地方経済事情」『満鉄調査月報』15-4、1935 50頁。

③ 黒龍江流域地域

(1) 地域概略

黒龍江流域地域としてとして区分する場所は、瑯琿県、奇克県、遼河県、烏雲県、佛山県、蘿北県、呼瑪県、鷗浦県、漠河県、奇乾県、室葦県の11県である。奇乾県、室葦県はモンゴル人が暮す場所であり、満洲国期にはモンゴル人行政区の興安北省に編入されて、県制は撤廃された。黒龍江流域は気候的に農業生産には適していなかったため、開拓が進展した時期は遅かった。このため州県制の導入時期も遅く、20世紀以降であった。

黒龍江流域の森林資源は豊富であったが、林業は盛んではなく、黒龍江流域の需要に充当される程度であった(1)。人口が多かった呼瑪、漠河は金鉱採掘により形成された町であり、商業中心地とはみなせない場所であった。これらの町は金鉱労働者の多寡によって経済状況は左右されていた(2)。

総面積に占める可耕地の割合は27.4%と低い(表8-6)。そして可耕地に占める既耕地の割合は1930年では1.5%にすぎず、農業生産は振るっていなかったことを示している。人口も少なく、最も多数の瑯琿県で3.4万人であり、他県は1万人に達していない。人口に対して土地は過剰であったため、耕地の入手は容易であった。それゆえ、農民は農業条件が悪くなると、すぐに他所へ移動していた(3)。農業生産は少なく、30年代になっても農業生産は増えていなかった(表8-7)。

黒龍江(アムール川)の水運は、ロシア革命以前ではロシア船が独占的な勢力を占めていた(4)。しかし、ロシア革命以後にロシア側の水運は衰退し、東三省政権が運行する船舶の輸送量が増えた(5)。東三省政権の船舶による黒河への輸送量は1928年には約10万トンに達し、ロシア船舶の輸送量を凌駕していた(6)。満洲国期の34年にソ連との間に「満ソ水路協定」が結ばれ、両国共同で黒龍江の水運は管理・運営していくことが決められた(7)。この結果、両国の船舶が黒龍江上を航行していた。

- (1) 満洲国財政部『黒龍江岸経済事情』1934 188頁。
- (2) 「黒龍江上流呼瑪、漠河両地方事情」『通商公報』718、1920
- (3) 実業部臨時産業調査局調査部第一科『農村実態調査一般調査報告書 康德三年度—黒河省瑗瑋県』1937 202-203頁。
- (4) 「黒龍江航運ニ関スル調査」満鉄総務部調査課『調査資料』3、1918 5-7頁。
- (5) 「黒龍江沿岸地方に於ける対露貿易の消長と密貿易」『満洲中央銀行調査資料』12、1935 67頁。
- (6) China, Imperial Maritime Customs, *Trade Report for the Year 1928*, Aigun
- (7) 満洲事情案内所『黒龍江』1936 16-18頁。

(2) 経済状況の変化

黒龍江流域で商業中心地として栄えたのは瑗瑋であった。瑗瑋は条約上で開港場として決められ、1909年には海関が設置された。瑗瑋は対岸のブラコヴェシチェンスクと貿易していたが、位置的に往来に不便であったことから、黒河が貿易拠点となった。1910年以降、黒河はブラコヴェシチェンスクとの貿易、上流金鉞への物資供給地として発展し、その逆に瑗瑋は衰退していた(1)。呼瑪、漠河の物資は黒河を経由してもたらされ、上流各都市は黒河の商圏に属した(2)。黒河の貿易動向は、中国より移入して外国に再輸出していた動向を示している(表 8-8)。黒河とブラコヴェシチェンスクとの貿易には密貿易も多かったため、海関統計の数値は実際の貿易動向とは一致しないと考えられるが、黒河が物資の中継地であった点は指摘できよう(3)。黒河への中国からの移入品のほとんどはハルビンから水運により輸送されており、黒河はハルビンの商圏に属した(4)。ハルビンからブラコヴェシチェンスクに直接輸出されることは、通関の関係からほとんどなかったと報告されている(5)。

黒河とロシアの貿易動向は、常に黒河の出超であり、ロシアから黒河にもたらされる物資は少なかった(表 8-9)。対ロシア貿易により黒河は商業中心地として繁栄したが、1923年6月にソ連は一方的に交通の断行を表明し、正規の貿易は途絶した。24年の黒河からロシアへの輸出額は0.9万海関両にすぎず、前年の187.3万海関両に比べると激減した(6)。その後、30年にソ連は極東貿易会社を設置して貿易を再開したが、34年には閉鎖されてしまい、貿易関係は消滅した(7)。

ロシアとの貿易途絶後、黒河の取引先は黒龍江沿岸の諸都市となった。しかし、沿岸諸都市の人口は少なく、物資の需要は少なかった。黒河経済にとって打撃であったのは、上流金鉞の採掘が振るわなくなったことであった。金鉞労働者は最盛期には3-4万人いたが、1920年代後半には数百人に減少していた(8)。このため黒河の商店も減少してしまい、20年には約700戸あったが、27年には340戸に減少していた(9)。

満洲国の1935年に北黒線(北安～黒河)が開業し、黒龍江が凍結する冬季でも物資の輸送が可能となった。これ以前でも、陸路による馬車輸送は冬季にチチハルとの間でおこなわれていたが、船舶に匹敵するほどの輸送量はなかった(10)。北黒線開業により、ハルビンから黒河へ鉄道により輸送される物資は増えた。しかしながら、水運は鉄道に比べて輸送費が安かったため、鉄道開業後も水運は消滅せず、鉄道と水運の間には分業的關係が形成

された(11)。満洲国期に黒河は鉄道と通じたが、ロシア貿易は途絶していたこと、上流金鉱は衰退していたことから商業的に発展できる要因は存在せず、以前の繁栄を取り戻すことはなかった(12)。

黒河ではロシア革命以前では、主にルーブル紙幣が使われており、黒龍江官帖はほとんど流通していなかった(13)。ところが、ロシア革命後にルーブル紙幣は無価値となったことから、哈大洋票の流通が拡大した。その理由は、黒河はハルビンの商圈に属したこと、1921年に東三省銀行の黒河支店が設置された点にあった(14)。ハルビンとの決済には、上流で採掘された砂金が現送されることもあった(15)。

満洲国期になると、満洲国幣への移行は順調にすすみ、1933年ごろには満洲国幣だけが流通するようになった。満洲国幣への移行がスムーズにおこなわれた背景には、黒龍江沿岸での貨幣流通量は少なかったため、旧紙幣を一括して満洲国幣と交換することが容易であった点が存在した(16)。満洲国幣による幣制統一を、満洲国側の金融政策からのみ考察することは一面的だと言えよう。

- (1)「黒河地方事情」『通商公報』705、1920
- (2)朝鮮銀行調査課『黒河経済事情』1935 5頁。
- (3)「黒龍鉄道沿線地方事情(其一)」『通商公報』394、1917
- (4)満鉄総務部調査課『黒龍江省 其三黒河道』
- (5)「哈爾浜と沿岸黒龍地方の通商」『通商公報』244、1915
- (6)「黒河貿易状況」『日刊海外商報』257、1925
- (7)前掲『黒河経済事情』6頁。
- (8)China, Imperial Maritime Customs, *Decennial Report, 1922-31*, Aigun
- (9)「黒河商況並商戸減少」『日刊海外商報』890、1927
- (10)「黒河事情(三)」『日刊海外商報』574、1926
- (11)「康徳二年度の黒龍江水運状態」『満鉄調査月報』16-1、1936
- (12)満鉄鉄道総局資料課『国鉄沿線背後地経済事情調書(北黒線篇)』1936 147頁。
- (13)「黒龍江省黒河地方事情」『通商公報』173、1914
- (14)満鉄庶務部調査課『哈爾浜大洋票流通史』1928 12-13頁。
- (15)「黒河経済一般」『日刊海外商報』540、1926
- (16)「黒龍江岸通貨金融事情」前掲『黒龍江岸経済事情』所収。

おわりに

鉄道の敷設はマンチュリアの地域社会、地域経済に大きな影響をおよぼしていた。概括的に鉄道は、移民の増加、農業生産の増加、商業的農業の拡大、通商ルートの動向、商業中心地の盛衰に影響を与えていた。しかしながら、マンチュリア全域でこうした状況が一律に進行していたわけではなかった。

農業生産の増加は中東鉄道沿線では生じていたが、京奉鉄道沿線や満鉄沿線は開拓時期が早かったことから、農業生産は鉄道開業後も大きくは増えなかった。鉄道敷設後に商業的農業が拡大し、中東鉄道沿線では大豆が選択されたが、京奉鉄道沿線ではコーリャンが

選択されていた。こうした相違は沿線地域が鉄道の影響をどのように受け止めたかの結果であり、沿線地域の歴史的特徴が反映していたと指摘できよう。

通商ルートの動向、商業中心地の盛衰に鉄道は決定的な影響をおよぼしていた。鉄道開業後に水運は大きな影響を受け、水運により栄えた商業中心地は衰退した。鉄道沿線から離れた都市は、鉄道沿線の都市に商業的機能を吸い取られていた。間島において顕著にあらわれていたが、新線の開業は通商ルートを変化させ、それに伴い商業中心地も交替していた。通商ルートに位置した商業中心地は人口を増やし、都市化がすすんだ。20世紀以降のマンチュリアにおいて、鉄道敷設と都市化との相関関係は高い。中国関内では定期市がおこなわれた商業中心地が稠密に分布した。これに対してマンチュリアは定期市網ではなく鉄道駅が流通の結節点となっており、中国関内とは異なっていた[安富歩 2009]。

鉄道駅を中心に農産物が集荷され、日用品が販売され、商業取引は増大した。そのため通貨需要も増し、過爐銀のような決済システムでは対応できなくなった。社会的通用性の高い通貨を、通貨需要に見合うだけ供給する必要があった。しかし現銀保有量の増加は望めなかったので、兌換紙幣の価値維持はマンチュリアでは難しかった。この限界を突破したのが奉天票であった。また、遠隔地間の決済ではルーブル貨や金票という外国通貨を利用するという、特異なシステムを創出していた。

中華民国期では奉天票、吉林官帖、黒龍江官帖が省域をこえて流通することは難しかった。金融面では東三省は統一されていなく、張作霖・張学良政権による地域統合は不十分であったことを示している。こうした状況は満洲国期に改められ、満洲国幣による通貨統一がおこなわれた。この点から、満洲国期の地域統合は、以前よりもその統合度は高い状況に移行したと指摘できよう。

鉄道開業後、マンチュリアは世界市場への農産物(大豆)の輸出により経済成長していた。清朝の統治者たちに、こうした経済成長を政策的に達成する意図はなかった。旗民制の維持が限界に達し、新たな地域秩序を州県制の拡大、総督巡撫制の導入により試みるなか、外国資本が敷設した鉄道の運行がはじまり、マンチュリアは鉄道の影響を受けて社会変容していった。鉄道開業によりマンチュリア内でのヒト、モノ、カネの動きは大きく活況化した。大豆の生産状況、世界市場での大豆の相場動向、鉄道路線やその運行状況、紙幣の価値変動などが、マンチュリア経済の動向を規定する時代になった。

鉄道運行の影響は、朝鮮人やモンゴル人にもおよんでいた。間島や鴨緑江流域では地域開発がすすみ、その結果として朝鮮人の移住をうながしていた。朝鮮人の活動空間の拡大とは逆に、モンゴル人は漢人による開拓の影響を受けて、より西方へと移動を余儀なくされていた。こうしたマンチュリアの状況の上に満洲国は成立した。それゆえ満洲国期の理解には、鉄道開業により急激に社会変容したマンチュリアの状況を視野に入れる必要がある。

参考文献日本語

麻田雅文

2012『中東鉄道経営史』名古屋大学出版会 479p

味岡徹

1983「ロシア革命後の東三省北部における幣権回収」『歴史学研究』513 pp.56-67

安藤彦太郎編

1965『満鉄－日本帝国主義と中国』御茶の水書房 279p

井上勇一

1989『東アジア鉄道国際関係史』慶応通信 301p

尾形洋一

1978「1927年の臨江日本領事館設置事件」『東洋学報』60-1・2 pp.132-165

加藤聖文

1997「吉会鉄道の建設－鮮満一体化の構図」『日本植民地研究』9 pp.32-46

2006『満鉄全史』講談社 266p

金子文夫

1991『近代日本における対満州投資の研究』近藤出版社 530p

金静美

1992『中国東北部における抗日朝鮮・中国民衆史序説』現代企画室 520p

曲曉範

2010「瀋陽＝吉林鉄路の建設と1920年代奉天、吉林両省東部地域の都市化」『環東アジア研究センター年報』5 pp.34-51

黒瀬郁二

2005「両大戦間期の天図軽便鉄道と日中外交」『近代中国東北地域史研究の新視角』山川出版社 pp.5-42

後藤富男

1958「近代内モンゴにおける漢人商人の進出」『社会経済史学』24-4 pp.401-433

田中秀作

1937「東蒙古に於ける商業形態に就いて」『彦根高等商業学校調査研究』52 pp.1-16

塚瀬進

1990「日中合弁鴨緑江採木会社の分析」『アジア経済』31-10 pp.37-56

富塚一彦

1989「昭和2年帽兒山分館設置と在満朝鮮人問題」『法政大学大学院紀要』22 pp.87-98

梅井義雄

1980「満業(満洲重工業開発株式会社)傘下企業の生産活動」『松山商大論集』31-2 pp.91-112

西村成雄

1992「張学良政権下の幣制改革－現大洋票の政治的含意」『東洋史研究』50-4 pp.1-47

原田勝正

1981『満鉄』岩波書店 228p

2007『満鉄(増補版)』日本経済評論社 281p

松本俊郎

1998「関東州・満鉄付属地の経済」『旧日本植民地経済統計』東洋経済新報社 pp.116-133

安富歩

2009「県城経済－1930年前後における満洲農村市場の特徴」『「満洲」の成立 森林の消尽と近代空間の形成』名古屋大学出版会 pp.165-200

芳井研一

1999「吉会鉄道全通の政治過程」『環日本海地域比較史研究』7 pp.1-27

2007『「満蒙」問題の現出と洮索・索温沿線の社会変容』『環日本海研究年報』14 pp.78-103

李盛煥

1991『近代東アジアの政治力学－間島をめぐる日中朝関係の史的展開』錦正社 694p

参考文献中国語

王革生

1990「清代東北沿海通商口岸的演變」『東北地方史研究』3 pp.45-53

海放

1986張偉「近代奉天的官帖与私帖」『東北地方史研究』1 pp.16-23

魏福祥

1989「張作霖統治初期对奉票的改革与整頓」『東北地方史研究』1 pp.35-40, 48

蘇崇民

1990『満鉄史』中華書局 897p

宓汝成

1980『帝国主義与中国鉄路』上海人民出版社 690p

劉万山

1987 梁繼先「吉林永衡官銀錢号的始末」『東北地区資本主義發展史研究』黒龍江人民出版社 pp.316-327

参考文献英語

Ronald Suleski

1979 “The Rise and Fall of the FengTien Dollar, 1917-1928 : Currency Reform in Warlord China” *Modern Asian Studies* 13-4 pp.643-660

第6章 表

表1-1 マンチュリア農産物生産量(万トン)

年度	大豆	小麦	コーリヤン	アワ	総計
1914	147.7	48.2	206.4	134.3	—
1921	232.7	82.8	323.4	194.3	—
1923	310.6	75.4	477.3	160.0	—
1925	418.5	96.2	470.9	313.6	1,635.2
1927	483.0	144.6	450.4	322.6	1,755.8
1929	486.6	129.2	470.9	337.2	1,847.4
1931	524.1	158.2	453.3	298.3	1,877.5
1933	462.0	86.5	405.2	320.8	1,706.6
1935	383.9	102.4	400.7	296.8	1,571.2
1937	459.0	97.5	458.5	313.4	1,805.1
1939	379.1	88.9	426.7	290.6	1,634.4
1941	322.0	82.4	413.2	275.8	1,622.7
1943	311.7	37.4	461.2	245.8	1,638.9
1944	334.4	32.0	478.0	310.0	1,721.2

注：『満洲産業統計』を参照し、明らかな誤植は訂正した。

換算率は『満洲の農業』1931 250頁によった。

出典：1914年は関東都督府『軍事上ヨリ観察シタル満蒙一般状態図表(経済之部)』1914

「満洲及東部蒙古主要農産物比較図」より、

1921-23年は『満蒙年鑑』各年版より、

1924年以降は Kungsu C.Sun *The Economic Development of Manchuria in the First Half of the Twentieth Century*. Harvard University Press. Cambridge, Mass.1969 p.31、p.58より作成。

表 2-1 中東鉄道貨物輸送状況(万トン)

年度	輸出貨物				輸入貨物				鉄道内 輸送	通過 貨物	総計
	南行	東行	西行	合計	南行	東行	西行	合計			
1906	—	4.6	0.7	5.3	—	9.9	2.9	12.8	19.5	3.8	41.5
1908	—	19.8	1.9	21.8	—	3.6	1.0	4.6	22.3	5.9	54.6
1910	—	41.5	2.5	44.0	—	6.2	0.9	7.2	36.4	7.0	94.6
1912	5.0	45.6	3.0	53.7	2.3	5.9	2.8	11.0	38.0	9.0	111.7
1914	7.3	41.8	1.3	50.4	11.6	6.4	1.3	19.4	40.9	9.1	119.8
1916	16.8	43.6	2.3	62.8	19.1	7.3	1.8	28.2	55.6	73.3	219.9
1918	45.3	18.9	1.1	65.2	14.5	3.7	0.1	18.2	49.6	1.1	134.1
1920	85.3	11.6	0.9	97.8	20.1	1.3	0.1	21.5	48.0	0.2	167.5
1922	77.1	60.9	—	138.0	32.2	2.6	—	34.8	75.5	—	248.3
1924	112.1	76.1	—	188.3	36.1	6.6	—	42.8	71.6	—	302.6
1926	132.0	120.8	—	252.8	43.7	7.8	—	51.4	119.1	—	423.3
1928	118.3	150.4	—	268.7	52.3	9.4	—	61.7	214.5	—	544.9
1930	72.1	130.5	—	202.6	34.1	5.9	—	40.0	178.8	—	421.4
1932	123.0	42.0	—	165.1	17.0	2.3	—	19.3	114.4	—	298.8
1934	46.8	15.9	—	62.7	9.5	1.0	—	10.5	135.5	—	208.7

出典：和田耕作「東支鉄道運賃政策と北満市場」『満鉄調査月報』17-1、1937 10-11 頁より作成。

表 2-2 中東鉄道農産物発送量(万トン)

年度	大豆	小麦	総計				
				ハルビン 管区	西部線	東部線	南部線
1903	2.5	2.4	11.3	2.7	0.9	0.9	6.8
1907	2.3	2.6	19.2	10.0	1.4	3.0	4.8
1910	29.6	10.7	54.6	15.6	13.4	8.6	17.1
1913	35.6	8.9	58.1	17.1	15.3	9.1	16.6
1916	36.9	12.3	70.9	23.8	20.4	8.1	18.6
1919	21.5	17.5	65.0	36.6	16.3	6.9	5.2
1922	90.4	13.5	154.9	54.3	49.5	14.6	36.4
1925	146.4	8.4	229.8	66.3	95.1	22.9	45.6
1928	199.0	43.7	354.7	117.9	127.1	48.2	61.5
1929	248.1	28.9	367.7	141.9	128.0	42.8	55.0
1930	169.2	16.3	270.6	99.7	89.2	49.4	32.3

出典：『中東鐵路運輸統計 1903-1930』1932 53-55 頁より作成。

表 2-3 中東鉄道農産物輸送方向別数量 (万トン)

年度	南行	東行	西行	総計
1903	—	0.4	0.5	1.0
1905	—	0.1	1.2	1.4
1907	0.4	11.3	1.5	13.2
1909	1.1	33.1	1.0	35.1
1911	5.4	57.5	3.0	66.0
1913	3.9	44.5	0.9	49.2
1915	15.8	56.6	0.7	73.1
1917	26.8	53.5	7.8	88.1
1919	33.2	20.4	6.8	60.4
1921	82.4	43.1	2.6	128.1
1923	88.6	69.0	1.2	158.7
1925	133.1	76.5	0.4	210.0
1927	141.1	141.8	0.5	283.3
1929	214.0	81.0	0.3	295.4
1930	85.7	129.5	0.3	215.5

出典：表 2-2 に同じ。

表 2-4 ハルビンの人口推移(万人)

年度	漢人	ロシア人	日本人	総計
1903	2.8	1.6	…	4.5
1916	4.5	3.4	0.2	9.0
1918	9.4	6.0	0.3	15.7
1922	18.4	15.5	0.4	18.0
1926	31.1	7.1	0.3	38.9
1934	42.0	5.5	1.5	50.0
1940	44.0	2.7	3.8	51.7

出典：「哈爾濱在留各国人数」『通商彙纂』改 40、1903、
 『北滿主要都市商工概覽』1927 32-33 頁、
 『滿洲国現勢—康徳 4 年版』233 頁、
 『哈爾濱經濟事情』1940 3-4 頁より作成。

表 2-5 チチハルの人口推移(万人)

年度	人 口
1907	4.0
1914	3.4
1918	4.4
1926	5.6
1932	7.5
1937	9.8
1941	12.3

出典：「齊齊哈爾市情況報告」『通商彙纂』72、1907
 『滿洲事情 第5輯(第2回)』1922、57頁
 『北滿主要都市商工概覽』1927、641頁
 『齊齊哈爾經濟事情』1939、6頁
 「滿洲都市人口動態の地域性」『滿鉄調査月報』24-1、1944

表 2-6 牡丹江の人口推移(万人)

年度	人 口
1931	0.4
1933	1.1
1935	2.7
1936	4.3
1937	9.9
1941	19.3

出典：滿鉄鐵道総局『牡丹江の現勢』1937、7頁。
 「滿洲都市人口動態の地域性」『滿鉄調査月報』24-1、1944
 より作成。

表 2-7 中東鉄道沿線各県の面積・人口(1930年)

県名	面積 (k m ²)	可耕地÷ 総面積	既耕地÷ 可耕地	人口 (万人)	人口 密度
ハルビン地方					
呼蘭	4,454	48.1%	99.0%	36.0	81
巴彥	3,036	64.0%	95.2%	34.3	113
蘭西	2,451	67.3%	93.2%	16.5	67
東興	1,111	54.4%	25.2%	2.8	25
綏化	2,790	76.8%	100.0%	27.5	98
慶城	4,023	45.2%	37.7%	15.2	38
綏楞	1,141	93.2%	68.2%	5.4	47
鉄驪	5,995	31.4%	8.6%	2.9	5
滨江	524	79.4%	91.1%	48.9	933
阿城	2,574	58.1%	95.2%	27.3	106
海倫	4,038	51.1%	88.6%	27.4	68
望奎	2,173	80.9%	91.2%	21.2	98
通北	12,161	31.7%	16.3%	6.0	5
計	46,471	60.1%	70.0%	271.4	58
東部線地方					
五常	7,059	44.5%	53.4%	28.4	40
珠河	1,788	93.1%	55.0%	12.2	68
葦河	5,071	73.9%	12.0%	4.1	8
延寿	4,470	72.4%	60.5%	24.7	55
寧安	17,200	32.4%	35.9%	22.4	13
東寧	6,982	15.7%	25.8%	4.4	6
穆稜	8,446	20.0%	41.2%	5.2	6
計	51,016	50.3%	40.5%	101.4	20
南部線地方					
扶余	6,812	47.1%	83.8%	42.8	63
榆樹	5,132	69.7%	93.6%	54.7	107
双城	6,026	55.2%	99.9%	53.6	89
農安	3,714	67.0%	99.6%	41.0	110
德惠	2,975	89.6%	91.4%	34.2	115
計	24,659	65.7%	93.7%	226.3	92

西部線地方					
龍江	10,141	35.3%	58.4%	25.6	25
訥河	6,627	86.3%	20.5%	14.7	22
克山	5,749	79.6%	49.6%	30.0	52
龍鎮	14,657	51.1%	2.5%	5.5	4

甘南	4,238	80.7%	5.6%	3.8	9
景星	5,857	52.1%	15.9%	6.0	10
富裕	1,558	78.3%	34.4%	2.4	15
克東	1,681	93.4%	38.9%	5.2	31
徳都	3,316	93.4%	11.2%	2.5	8
青崗	2,589	81.0%	81.4%	20.0	77
拜泉	4,685	77.0%	89.0%	38.4	82
明水	2,327	74.2%	89.5%	11.8	51
嫩江	53,218	15.7%	4.5%	6.7	1
安達	4,901	38.1%	44.1%	13.1	27
林甸	3,067	48.7%	58.9%	9.9	32
依安	3,761	70.1%	26.9%	7.1	19
肇州	7,275	61.7%	52.9%	29.8	41
肇東	4,269	54.5%	81.8%	20.2	47
計	139,916	65.1%	42.6%	252.7	18
総計	262062	60.3%	61.7%	851.8	33

出典；『満洲産業統計 昭和5年』1931より作成

表2-8 中東鉄道沿線普通作物作付面積(100キロm²)

年度	ハルビン 管区	南部線	東部線	西部線	合計
1915	102	107	35	31	275
1925	140	126	48	115	429
1929	151	141	74	194	560
1932	145	141	77	202	565
1938	149	126	46	207	528
1941	148	128	44	227	547

出典：満鉄調査課『人口耕地及農産物ヨリ見タル満蒙ノ大勢』1919 307-316頁

満鉄庶務部調査課『東三省農産物収穫高予想 大正14年度第3回』1926

『満洲産業統計』、『満洲農産統計』各年版より作成。

表2-9 中東鉄道沿線農業生産量(万トン)

年度	大豆	小麦	コーリヤン	アワ
1921	70.6	44.8	70.2	49.1
1925	148.6	56.4	136.2	126.8
1929	239.4	86.4	130.1	139.9
1932	169.8	77.3	85.1	105.6
1938	190.4	69.4	100.8	133.7
1941	126.9	66.1	93.8	122.1

出典：表2-8に同じ。

表3-1 満鉄貨物輸送動向(万トン)

年度	大豆	農産物合計	石炭	総計
1910	60.6(72.4%)	83.7(100%)	102.5	337.0
		25.9%	30.4%	100%
1912	59.4(59.0%)	100.7(100%)	174.9	420.5
		23.9%	41.6%	100%
1914	92.0(67.5%)	136.3(100%)	249.5	515.1
		26.5%	48.4%	100%
1916	96.4(64.7%)	148.9(100%)	241.1	562.7
		26.5%	42.8%	100%
1918	121.2(62.9%)	192.7(100%)	292.2	748.7
		25.7%	39.0%	100%
1920	168.9(51.2%)	329.9(100%)	317.5	921.2
		35.8%	34.5%	100%
1922	168.7(50.8%)	331.9(100%)	464.8	1092.6
		30.4%	42.5%	100%
1924	171.9(55.6%)	309.0(100%)	607.5	1323.5
		23.3%	45.9%	100%
1926	213.0(53.4%)	398.9(100%)	726.9	1500.1
		26.6%	48.5%	100%
1928	256.6(63.6%)	403.6(100%)	868.0	17,530
		23.0%	49.5%	100%
1929	299.1(69.9%)	428.0(100%)	893.7	1856.3
		23.1%	48.1%	100%
1931	292.3(68.6%)	426.4(100%)	732.6	1545.4
		27.6%	47.4%	100%
1932	314.2(73.2%)	429.2(100%)	730.4	1657.3
		25.9%	53.8%	100%
1934	276.8(63.0%)	439.3(100%)	930.0	2167.1
		20.3%	42.9%	100%
1936	213.9(59.9%)	356.8(100%)	974.8	2136.6
		16.7%	45.6%	100%

注：安奉線を含む。

出典：『満洲交通統計集成』36-39頁、『南満洲鉄道株式会社
第三次十年史』上、520-523頁より作成。

表3-2 大連の人口推移(万人)

年度	中国人	日本人	総計
1906	2.4	0.8	3.3
1910	4.2	2.7	6.8
1915	7.2	3.9	11.2
1920	15.0	6.3	21.3
1925	16.7	7.8	24.5
1930	25.0	9.9	36.5
1935	33.2	14.1	48.1
1940	43.8	18.2	66.1

出典：水内俊雄「植民地都市大連の都市形成」
『人文地理』37-5、1985 表5より作成。

表3-3 大連港輸移出入額推移(1000海関両)

年度	日本			関内			合計		
	輸入	輸出	合計	移入	移出	合計	輸移入	輸移出	総計
1914	17,306	28,987	46,293 (51.7%)	9,673	13,101	22,774 (25.5%)	38,569	50,904	89,473 (100%)
1916	25,661	25,755	51,416 (47.3%)	20,505	14,984	35,489 (32.7%)	53,892	54,767	108,659 (100%)
1917	44,255	31,156	75,411 (47.1%)	25,103	23,044	48,147 (30.1%)	83,396	76,624	160,020 (100%)
1919	61,470	78,348	139,818 (53.9%)	40,601	13,472	54,073 (20.9%)	130,168	129,072	259,240 (100%)
1921	43,732	68,876	112,608 (46.7%)	33,967	32,775	66,742 (27.7%)	101,629	139,665	241,294 (100%)
1923	40,762	82,895	123,657 (47.6%)	28,995	43,075	72,070 (27.7%)	97,441	162,519	259,960 (100%)
1925	48,547	86,364	134,911 (44.2%)	43,235	53,018	96,253 (31.6%)	121,260	183,650	304,910 (100%)
1927	61,290	89,037	150,327 (39.9%)	44,226	71,453	115,679 (30.7%)	146,389	230,031	376,420 (100%)
1929	83,361	115,885	199,246 (39.2%)	54,759	63,114	117,873 (23.2%)	206,084	302,444	508,528 (100%)
1931	71,632	119,760	191,392 (45.1%)	33,572	65,867	99,439 (23.4%)	141,999	282,570	424,569 (100%)

注：() は総貿易額に占める割合を示す。

出典：『北支那貿易年報』各年版、『満洲貿易年報』より作成。

表3-4 満洲国期の大連港輸移出入額推移(1000海関両)

年度	日本			関内			合計		
	輸入	輸出	合計	移入	移出	合計	輸移入	輸移出	総計
1933	255,286	146,463	401,749 (55.3%)	47,521	35,310	82,831 (11.4%)	389,232	337,545	726,776 (100%)
1934	299,836	145,370	445,206 (56.8%)	30,213	31,367	61,581 (7.8%)	449,246	335,182	784,428 (100%)
1935	333,284	149,953	482,237 (62.0%)	18,005	27,030	45,035 (5.8%)	464,375	315,371	779,746 (100%)
1936	394,982	188,745	583,727 (60.2%)	22,168	74,633	96,801 (10.0%)	526,201	442,699	968,900 (100%)
1937	440,447	221,895	662,342 (58.8%)	17,893	79,171	97,065 (8.6%)	640,096	484,850	1,125,846 (100%)

注：() は総貿易額に占める割合を示す。

出典：『満洲国外国貿易統計年報』各年版より作成。

表3-5 営口の人口推移(万人)

年度	人 口
1910	5.5
1919	6.1
1922	7.6
1931	11.3
1937	16.2
1940	18.5

出典：『満洲事情 第2輯』14頁、
『満洲事情 第4輯(第2回)』12頁、
『営口の現勢』1925 11-16頁、
「満洲事変後に於ける営口経済界の推移(1)」『営口商業会議所報』144、1934
「満洲都市人口動態の地域性」『満鉄調査月報』24-1、1944
より作成。

表3-6 営口輸移出入推移額(1000 海関両)

年度	日本			関内			合計		
	輸 入	輸 出	合 計	移 入	移 出	合 計	輸移入	輸移出	総 計
1914	3,686	5,834	9,520 (20.1%)	19,895	12,586	32,481 (68.6%)	27,518	19,828	47,346 (100%)
1916	2,649	3,890	6,539 (16.0%)	17,484	12,858	30,342 (74.3%)	23,047	17,795	40,842 (100%)
1917	2,616	2,488	5,104 (12.6%)	19,985	12,695	32,680 (80.5%)	25,074	15,500	40,574 (100%)
1919	3,448	8,961	12,409 (22.8%)	25,880	11,884	37,764 (69.5%)	31,967	22,386	54,353 (100%)
1921	3,363	6,275	9,638 (13.8%)	36,928	17,772	54,700 (78.2%)	44,811	25,097	69,908 (100%)
1923	4,894	2,905	7,799 (9.0%)	43,463	27,336	70,799 (81.7%)	55,383	31,268	86,651 (100%)
1925	6,286	3,884	10,170 (11.0%)	42,903	26,844	69,747 (75.2%)	61,197	31,522	92,719 (100%)
1927	5,862	3,568	9,430 (11.5%)	36,887	28,175	65,062 (79.1%)	49,036	33,182	82,218 (100%)
1929	6,759	10,385	17,144 (19.8%)	36,890	22,132	59,022 (68.2%)	52,269	34,296	86,565 (100%)
1931	3,515	26,528	30,043 (23.9%)	20,494	65,701	86,195 (68.9%)	30,740	94,936	125,6767 (100%)

注：() は総貿易額に占める割合を示す。

出典：『北支那貿易年報』各年版、『満洲貿易年報』より作成。

表3-7 満洲国期の営口貿易額推移(1000 国幣円)

年度	日本			関内			合計		
	輸入	輸出	合計	移入	移出	合計	輸移入	輸移出	総計
1932	5,007	25,205	30,212 (26.7%)	15,199	60,499	75,698 (66.9%)	24,657	88,577	113,234 (100%)
1933	11,483	17,618	29,101 (36.2%)	19,739	22,158	41,897 (52.2%)	37,092	43,215	80,307 (100%)
1934	9,641	16,213	25,854 (40.0%)	12,504	17,172	29,676 (45.4%)	29,049	36,316	65,365 (100%)
1935	14,344	17,689	32,033 (48.0%)	6,091	21,404	27,496 (41.2%)	25,174	41,606	66,780 (100%)
1936	11,684	23,308	34,993 (44.2%)	9,562	26,336	35,898 (45.4%)	26,347	52,701	79,048 (100%)
1937	37,666	21,449	59,116 (68.7%)	4,983	12,052	17,035 (19.8%)	49,666	36,371	86,037 (100%)

注：() は総貿易額に占める割合を示す。

出典：『満洲国外国貿易統計年報』各年版より作成。

表3-8 安東の人口推移(万人)

年度	人口
1917	5.7
1922	9.9
1929	13.8
1932	15.5
1937	20.4
1941	31.3

出典：『南満洲主要都市と其背後地 第1輯第1巻』1927 15-16頁、

『安東誌』1920 32頁、

『満洲商工概覧』1930 417-418頁、

「満洲都市人口動態の地域性」『満鉄調査月報』24-1、1944
より作成。

表3-9 安東輸移出入推移額(1000 海関両)

年度	日本			関内			合計		
	輸入	輸出	合計	移入	移出	合計	輸移入	輸移出	総計
1914	11,328	1,549	12,877 (53.1%)	3,219	4,732	7,951 (32.8%)	16,072	8,181	24,253 (100%)
1916	15,432	2,479	17,911 (54.4%)	3,201	6,894	10,095 (30.6%)	21,019	11,924	32,943 (100%)
1917	25,203	5,222	30,425 (70.0%)	2,265	3,548	5,813 (13.3%)	30,525	13,163	43,688 (100%)
1919	27,130	9,457	36,587 (57.7%)	5,654	4,765	10,419 (16.4%)	36,944	26,444	63,388 (100%)
1921	24,459	14,623	39,082 (59.9%)	6,804	6,914	13,718 (21.0%)	36,030	29,265	65,295 (100%)
1923	22,213	19,717	41,930 (47.6%)	8,401	10,663	19,064 (21.6%)	35,219	52,961	88,180 (100%)
1925	33,342	9,009	42,441 (48.9%)	4,783	8,100	12,883 (14.9%)	42,170	44,559	86,729 (100%)
1927	31,747	9,747	41,494 (38.8%)	5,925	10,040	15,965 (14.9%)	42,616	64,392	107,008 (100%)
1929	36,324	9,013	45,337 (49.1%)	6,769	6,756	13,525 (14.6%)	49,789	42,572	92,363 (100%)
1931	8,224	10,729	18,943 (26.5%)	12,123	15,725	27,848 (38.9%)	25,819	45,744	71,563 (100%)

注：() は総貿易額に占める割合を示す。

出典：『北支那貿易年報』各年版、『満洲貿易年報』より作成。

表3-10 満洲国期の安東貿易額推移(1000 国幣円)

年度	日本			関内			合計		
	輸入	輸出	合計	移入	移出	合計	輸移入	輸移出	総計
1933	40,077	13,185	53,262 (49.4%)	4,814	9,795	39,164 (36.3%)	61,448	46,393	107,842 (100%)
1934	57,771	10,603	68,374 (60.0%)	2,649	6,829	9,478 (7.8%)	77,372	44,735	122,107 (100%)
1935	59,782	10,100	69,882 (62.6%)	1,384	6,700	8,084 (7.2%)	75,685	35,898	111,583 (100%)
1936	72,882	8,231	82,113 (60.6%)	2,372	6,023	8,394 (6.2%)	93,333	42,163	135,496 (100%)
1937	37,570	11,871	49,441 (53.6%)	1,455	4,471	5,926 (6.4%)	53,885	38,296	92,180 (100%)

注：() は総貿易額に占める割合を示す。

出典：『満洲国外国貿易統計年報』各年版より作成。

表3-11 鉄嶺出回り大豆数量(万トン)

年 度	数 量
1908/09	8.4
1909/10	7.6
1910/11	7.3
1911/12	8.2
1912/13	10.0
1913/14	8.2
1914/15	9.5
1915/16	9.3
1916/17	9.5
1917/18	7.3
1918/19	8.5

出典：『満洲事情 第3輯(第2回)』1921 31頁より作成。

表3-12 遼河下航営口着大豆数量(万トン)

年度	大豆
1908/09	21.0
1909/10	19.0
1910/11	23.9
1911/12	13.9
1912/13	14.4
1913/14	9.8
1914/15	12.6
1915/16	11.5
1916/17	14.8
1917/18	8.0
1918/19	7.3
1919/20	6.3
1920/21	6.5
1921/22	9.3
1922/23	7.0
1923/24	10.1
1926	8.0
1927	6.7
1928	8.4
1929	2.6
1930	6.5
1931	3.7
1932	2.7
1933	2.4
1934	5.1
1935	2.7
1936	3.3

注：1930年以降は豆類の合計。

出典：満鉄庶務部調査課『満洲に於ける油房業』1924 317頁。

「大正14年中営口財界の概略」『営口商業会議所月報』66 1927

営口商業会議所『営口港・遼河の水運』1932 53頁

「穀類出回統計(営口-昭和11年)」『外務省通商局日報』36、1937より作成。

表3-13 営口出回り大豆経路別数量(万トン)

年度	満鉄	京奉線	遼河	馬車	合計
1908	6.6(16.0%)	8.2(20.0%)	21.0(51.2%)	5.2(12.7%)	40.9(100%)
1910	7.3(15.8%)	13.8(29.8%)	23.9(51.6%)	1.3(2.8%)	46.2(100%)
1912	7.7(25.4%)	5.4(17.7%)	14.4(47.6%)	0.9(2.8%)	30.3(100%)
1914	12.3(34.2%)	9.9(27.4%)	12.6(35.0%)	1.2(3.4%)	36.1(100%)
1916	4.7(19.1%)	4.4(17.7%)	14.8(59.8%)	0.9(3.8%)	24.9(100%)
1918	6.0(24.6%)	10.5(43.1%)	7.3(30.0%)	0.6(2.4%)	24.3(100%)
1920	13.1(61.8%)	1.3(6.1%)	6.5(30.5%)	0.3(1.6%)	21.3(100%)
1922	14.1(43.2%)	4.3(13.3%)	13.2(40.6%)	0.9(2.9%)	32.5(100%)
1924	11.2(43.9%)	3.8(14.7%)	10.1(39.4%)	0.5(2.0%)	25.6(100%)

注：年度はその年の10月から翌年の9月まで。

出典：満鉄経済調査会『営口の現勢』1925、488頁。「奉海鉄道の将来と奉天の関係」『満鉄経済調査彙纂』1、1927より作成。

表3-14 別紙

表3-15 長春の人口推移(万人)

年度	人口
1911	3.8
1916	9.6
1921	10.4
1928	12.5
1932	16.7
1935	31.2
1937	33.5
1941	52.7

出典：「長春時代の回顧(1)」『新京商工月報』2-12 1939

外務省通商局『長春事情』1929 59頁

満鉄商工課『満洲商工概覧』1930 382頁

「満洲都市人口動態の地域性」『満鉄調査月報』24-1、1944より作成。

表3-14 満鉄主要駅別大豆発送数量(万トン)

年度	遼陽	奉天	鉄嶺	開原	四平街	公主嶺	長春	中東鉄道	吉長線	瀋海線	安奉線	総輸送量
1910	0.2 (0.3%)	2.0 (3.6%)	2.2 (3.6%)	11.0 (18.1%)	6.0 (9.9%)	10.0 (16.6%)	18.5 (30.4%)	—	—	—	8 (1.3%)	60.6 (100%)
1912	0.4 (0.7%)	0.3 (0.5%)	2.0 (3.3%)	12.0 (20.2%)	3.3 (5.5%)	7.6 (12.8%)	19.9 (33.6%)	1.1 (1.9%)	—	—	1.0 (1.7%)	59.4 (100%)
1914	1.0 (0.9%)	1.1 (1.3%)	3.7 (4.0%)	19.6 (21.3%)	5.0 (5.5%)	8.8 (9.5%)	23.0 (25.0%)	5.3 (5.8%)	—	—	2.4 (2.6%)	92.1 (100%)
1916	1.7 (1.7%)	0.5 (0.5%)	4.2 (4.4%)	21.9 (22.7%)	3.7 (3.8%)	6.9 (7.1%)	24.6 (25.5%)	7.4 (7.7%)	—	—	3.0 (3.1%)	96.4 (100%)
1918	0.9 (0.7%)	2.0 (1.6%)	2.8 (2.3%)	16.2 (13.4%)	4.5 (3.7%)	5.9 (4.8%)	41.2 (34.0%)	19.7 (16.3%)	3.2 (2.6%)	—	3.7 (3.1%)	121.2 (100%)
1920	1.2 (0.7%)	…	3.8 (2.3%)	27.4 (16.2%)	5.0 (2.9%)	9.0 (5.3%)	53.3 (31.5%)	24.4 (14.4%)	15.5 (9.2%)	—	2.8 (1.7%)	168.9 (100%)
1922	1.2 (1.0%)	1.0 (0.5%)	2.5 (1.5%)	23.7 (14.0%)	5.9 (3.5%)	10.6 (6.3%)	11.8 (7.0%)	53.3 (31.0%)	23.3 (13.8%)	—	3.9 (2.3%)	168.7 (100%)
1924	1.8 (1.0%)	1.1 (0.6%)	3.4 (2.0%)	24.4 (14.2%)	4.8 (2.8%)	8.7 (5.0%)	9.3 (5.4%)	64.9 (37.8%)	18.1 (10.6%)	—	2.9 (1.7%)	171.9 (100%)
1926	2.1 (0.9%)	0.9 (0.4%)	2.0 (0.9%)	18.6 (8.7%)	5.6 (2.6%)	8.8 (4.1%)	13.9 (6.5%)	103.9 (48.8%)	20.2 (10.0%)	—	4.0 (1.9%)	213.0 (100%)
1928	1.6 (0.6%)	6.3 (2.4%)	3.3 (1.3%)	26.2 (10.2%)	11.1 (4.3%)	17.1 (6.7%)	18.5 (7.2%)	79.2 (30.8%)	25.5 (9.9%)	10.1 (4.0%)	5.8 (2.2%)	256.6 (100%)
1930	1.2 (0.6%)	1.5 (0.7%)	2.0 (1.0%)	15.9 (7.9%)	23.5 (11.7%)	5.4 (2.7%)	13.8 (6.9%)	37.3 (18.6%)	34.4 (17.2)	29.0 (14.5%)	5.8 (2.9%)	200.2 (100%)
1932	1.3 (0.4%)	4.1 (1.3%)	2.7 (0.8%)	12.0 (3.8%)	8.3 (2.6%)	4.3 (1.4%)	17.6 (5.6%)	95.0 (30.2%)	38.9 (12.4%)	32.4 (10.3%)	5.2 (1.6%)	314.2 (100%)

出典：『満洲交通統計集成』90頁より作成。

表3-16 奉天の人口推移(万人)

年度	人 口
1905	18.0
1913	20.2
1921	25.8
1925	30.6
1931	34.4
1933	47.2
1935	52.2
1937	71.2
1941	115.3

出典：「奉天考」『通商彙纂』40、1906

『奉天一覧』1914、4頁

『南満洲主要都市と其背後地』14頁

『奉天経済事情』1940 5頁

「満洲都市人口動態の地域性」『満鉄調査月報』24-1、1944

より作成。

表3-17 京奉線営口河北駅、満鉄営口駅貨物発着数量比較(万トン)

年度	京奉線営口河北駅			満鉄営口駅		
	発 送	到 着	合 計	発 送	到 着	合 計
1925	2.6	4.3	6.8	31.6	77.2	108.8
1926	3.4	3.8	7.1	31.9	81.3	113.2
1927	3.5	9.6	13.1	27.8	81.0	108.8
1928	7.1	16.5	23.6	26.4	79.3	105.8
1929	6.5	18.0	24.6	26.7	89.8	116.5
1930	10.4	37.1	47.5	23.7	118.0	141.7
1931	9.7	55.6	65.3	16.3	166.2	182.5
1932	5.4	23.1	28.6	21.7	132.0	153.7
1933	7.5	16.6	24.1	37.1	115.7	152.7
1934	9.8	25.7	35.4	42.4	143.0	185.4

注：年度は4月より翌年3月まで。

出典：営口商業会議所『営口経済統計一覧』1935 1,3頁より作成。

表3-18 満鉄沿線各県面積・人口-1930年-

県名	面積 (k m ²)	可耕地÷ 総面積	既耕地÷ 可耕地	人口 (万人)	人口 密度
復蓋	4,562	24.0%	98.8%	44.6	98
平河	3,915	42.3%	67.2%	45.4	116
嶺巖	4,208	25.9%	97.3%	35.3	84
岫巖	3,298	17.4%	86.9%	17.5	53
鳳城	6,211	43.7%	71.2%	39.8	64
本溪	5,595	17.8%	26.1%	29.1	52
海城	3,422	44.8%	89.1%	62.1	181
安東	1,433	28.8%	96.4%	27.7	193
營口	986	55.5%	98.1%	56.2	570
遼陽	5,363	48.4%	83.9%	73.7	137
遼中	1,788	74.0%	99.4%	29.4	164
瀋陽	3,360	59.0%	99.8%	97.8	291
鉄嶺	2,435	49.9%	81.6%	36.5	150
開原	3,684	35.0%	80.9%	33.6	91
法庫	2,019	57.1%	70.0%	32.6	162
西豊	2,389	60.5%	88.5%	33.3	139
昌図	3,653	62.7%	89.8%	46.3	127
伊通	3,992	48.0%	96.8%	36.0	90
梨樹	2,990	66.9%	58.2%	41.3	138
懷徳	2,142	75.0%	85.1%	34.8	163
双陽	2034	59.7%	85.0%	40.5	199
長春	3,992	63.0%	99.9%	59.6	149
関東州	3,462	93.9	271
総計	76,933	48.2%	84.1%	1,047.0	136

注：関東州の可耕地面積は不明なため、総計は関東州を除いた数値である。

出典：『満洲産業統計 昭和5年』1931より作成

表3-19 別紙

表3-20 満鉄沿線南部の作付歩合の推移

	1910	1929	1941
大豆	22.5%	21.3%	21.1%
コーン	32.4%	30.6%	33.6%
アワ	15.4%	11.1%	8.8%

出典：『現満洲』遼東新報社、1912 27-32頁

『満洲産業統計』、『満洲農産統計』各年版より作成。

表3-19 満鉄沿線農業生産動向

年度	普通作物作付面積 (100 km ²)			大豆 (万トン)			小麦 (万トン)			コーリャン (万トン)			アワ (万トン)		
	南部	北部	合計	南部	北部	合計	南部	北部	合計	南部	北部	合計	南部	北部	合計
1915	135	156	291												
1921				41.3	46.7	88.1	7.6	5.8	13.4	64.0	60.0	124.0	31.3	29.8	61.1
1925	119	127	246	43.9	53.6	97.5	1.6	7.5	9.1	59.0	87.4	146.4	15.0	51.0	66.0
1929	123	128	251	32.3	50.4	82.7	1.8	5.4	7.2	67.4	61.1	128.5	20.9	40.8	61.7
1932	116	139	255	31.9	63.2	95.1	1.5	3.1	4.6	57.9	56.7	114.5	18.7	36.5	55.2
1938	142	172	315	34.1	67.3	101.4	2.5	1.7	4.2	77.7	85.2	162.9	16.4	36.9	53.3
1941	141	197	338	31.3	58.2	89.5	1.4	0.9	2.3	76.2	82.2	158.4	16.2	47.9	64.1

出典：満鉄調査課『人口耕地及農産物ヨリ見タル満蒙ノ大勢』1919 307-316頁

満鉄庶務部調査課『東三省農産物収穫高予想 大正14年度第3回』1926

『満洲産業統計』、『満洲農産統計』各年版より作成。

表4-1 京奉鉄道営業収支(万元)

年度	旅客収入	貨物収入	その他収入	収入合計
1910	514.1(47.0%)	539.4(49.4%)	39.3(3.6%)	1,092.8(100%)
1912	525.8(39.9%)	685.0(52.0%)	107.6(8.2%)	1,318.4(100%)
1914	556.1(40.8%)	734.4(53.9%)	73.0(5.4%)	1,363.5(100%)
1916	666.3(45.1%)	787.9(53.4%)	26.7(1.5%)	1,480.9(100%)
1918	898.6(42.7%)	1,173.2(56.3%)	23.1(1.1%)	2,085.4(100%)
1920	1,089.1(47.1%)	1,191.5(51.5%)	34.1(1.5%)	2,314.7(100%)
1922	950.1(45.9%)	1,076.8(52.1%)	42.1(2.0%)	2,069.0(100%)
1924	793.8(45.3%)	925.0(52.8%)	32.2(1.8%)	1,751.0(100%)
1925	1,067.1(44.4%)	1,303.7(54.2%)	33.9(1.4%)	2,404.8(100%)
1926	997.4(42.5%)	1,308.3(55.7%)	43.0(1.8%)	2,348.7(100%)
1927	1,431.5(41.2%)	1,992.0(57.4%)	48.4(1.4%)	3,472.0(100%)
1928	899.2(41.2%)	1,238.4(56.8%)	44.5(2.0%)	2,182.2(100%)
1929	1,613.1(43.0%)	2,043.6(54.5%)	94.7(2.5%)	3,751.5(100%)

出典：満鉄経済調査会『満洲交通統計集成』1935 19-20 頁より作成。

表4-2 京奉鉄道区間別乗車人数・貨物輸送トン数(1929年)

区 間	旅客(万人)	貨物(1000 トン)		
	乗車人数	農産物	鉱産物	総 計
北京～天津	41.9	68	190	410
天津～山海関	242.0	446	4,849	6,544
山海関～奉天	71.4	119	137	413
合 計	355.4	663	5,177	7,368

注：山海関～奉天は営口支線と錦朝支線を含む。

出典：東北交通委員会統計室『東北鉄路統計』1931

96-97、99-101 頁より作成。

表4-3 西海口で出入港するジャンク隻数、トン数

	1935年				1936年			
	出港		入港		出港		入港	
	隻数	トン数	隻数	トン数	隻数	トン数	隻数	トン数
芝罘	183	16,969	160	14,602	234	22,849	188	17,115
龍口	143	13,251	137	11,846	121	10,510	144	9,293
威海衛	15	991	12	696	29	2,049	22	1,379
天津	107	3,917	39	1,635	281	9,234	150	5,500
秦皇島	34	1,133	49	5,202	34	828	57	1,786
大連	67	5,347	79	7,081	44	3,880	109	9,788
營口	19	616	77	2,396	10	672	65	1,665
関東州 内各港	23	1,134	30	2,134	18	892	31	2,794
満洲国 内各港	99	4,904	135	5,000	99	4,137	157	6,037
その他	78	4,886	51	3,058	210	11,957	158	10,780
合計	768	53,148	769	53,650	1,080	67,008	1,081	66,137

出典：「西海口沿岸貿易事情」『東洋貿易研究』16-8、1937より作成。

表4-4 錦州貨物発着数量(トン)

到着	1933	1934	発送	1933	1934
大連より	6,760	5,564	大連へ	131	454
奉天より	9,817	14,362	奉天へ	3,301	7,362
營口満鉄駅	—	—	營口満鉄駅	—	—
營口河北駅	1,710	11,984	營口河北駅	11,264	11,526
葫蘆島	—	2,911	葫蘆島	—	6,706

出典：「遼西及北支那貿易経済事情」『海外経済事情』16、1936より作成。

表4-5 錦州の人口推移(万人)

年度	人口
1909	4.4
1920	5.2
1928	7.0
1937	10.8
1941	14.7

出典：「清国奉天省錦州状況一斑」『通商彙纂』26、1909

「錦州に於ける商業貿易の現勢」『満蒙之文化』9、1921

「最近錦州事情」『營口商業会議所報』83、1928

「満洲都市人口動態の地域性」『満鉄調査月報』24-1、1944

より作成。

表 4-6 新民の大豆集散数量(万石)

年度	数 量
1908	39
1909	35
1910	30
1911	28
1912	25
1913	25
1914	18
1915	10#
1916	16
1917	15
1918	16.2
1927	0.6
1928	0.9
1935	10.7

注：1915 年は大洪水があった。

出典；「新民府地方事情」『通商公報』臨時増刊 6、1919
 「雑穀出入及製油状況(新民府)」『海外経済事情』54、1928
 『農村実態調査報告書』10、龍溪書舎 1989 年復刻 99 頁
 より作成。

表 4-7 新民の人口推移(万人)

年度	人 口
1909	5.2
1919	3.1
1923	3.2
1937	3.5
1941	3.8

出典：『満洲事情』1、508 頁

「新民府地方事情」『通商公報』臨時増刊 6、1919
 満鉄調査課『遼西事情』1925 219 頁
 「満洲都市人口動態の地域性」『満鉄調査月報』24-1、1944
 より作成。

表 4-8 京奉鉄道沿線各県面積、人口-1930年-

県名	面積 (k m ²)	可耕地÷ 総面積	既耕地÷ 可耕地	人口 (万人)	人口 密度
綏 中	2,065	39.0%	97.5%	279	135
興 城	1,695	43.7%	98.1%	162	95
錦 西	1,356	50.0%	99.1%	371	274
錦	2,713	41.4%	96.9%	321	118
義	2,327	54.0%	85.2%	245	150
盤 山	2,204	29.8%	97.5%	202	92
北 鎮	1,541	62.9%	94.4%	250	162
黒 山	2,065	43.5%	99.4%	319	155
台 安	1,618	51.6%	92.2%	210	130
新 民	3,406	46.8%	82.5%	534	157
総 計	20,990	46.3%	94.3%	2,892	138

出典：『満洲産業統計 昭和5年』1931より作成

表 4-9 京奉鉄道沿線農業生産動向

年度	普通作物 作付面積 (100 k m ²)	生産量(1000 トン)			
		大豆	小麦	コーリヤン	アワ
1915	80				
1921		199	52	465	203
1925	77	151	12	461	179
1929	82	93	12	774	104
1932	80	96	9	678	82
1938	91	127	10	588	79
1941	93	114	10	641	100

出典：満鉄調査課『人口耕地及農産物ヨリ見タル満蒙ノ大勢』1919 307-316 頁

満鉄庶務部調査課『東三省農産物収穫高予想 大正14年度第3回』1926

『満洲産業統計』、『満洲農産統計』各年版より作成。

表 4-10 京奉鉄道沿線農産物作付歩合

年度	コーリヤン	大豆	アワ
1910	36.8%	20.4%	17.8%
1925	40.6%	13.3%	13.9%
1929	59.8%	10.4%	10.5%
1941	55.2%	13.8%	10.5%

出典：『現満洲』遼東新報社、1912 27-30 頁

『東三省農産物収穫高予想(大正14年度-第3回)』1926

『満洲産業統計』、『満洲農産統計』より作成。

表5-1 朝陽鎮、山城鎮、海龍の人口推移(万人)

年度	朝陽鎮	山城鎮	海龍
1910	1.3	1.8	0.7
1919	2.5	2.5	1.2
1927	2.3	2.9	2.0
1837	2.0	4.0	2.4
1841	2.5	3.4	2.2

出典：『南満洲經濟調査資料』3 94頁

『満洲事情 第3輯(第2回)』5頁

「海龍地方本邦品輸入状況」『日刊海外商報』806、1927

「満洲都市人口動態の地域性」『満鉄調査月報』24-1、1944
より作成。

表5-2 吉林の人口推移(万人)

年度	人口
1909	8.1
1912	7.2
1919	8.9
1924	10.6
1937	12.3
1941	23.7

出典：『南満洲經濟調査資料』5、136頁

『満洲事情 第1輯(第2回)』5-6頁

「東部吉林省經濟事情」『經濟資料』14-2、1928 394頁

「満洲都市人口動態の地域性」『満鉄調査月報』24-1、1944
より作成。

表 5-3 奉吉・吉敦鉄道沿線各県面積・人口-1930年-

県名	面積 (k m ²)	可耕地÷ 総面積	既耕地÷ 可耕地	人口 (万人)	人口 密度
永吉	17,277	23.0%	82.5%	70.2	41
舒蘭	3,714	38.5%	94.7%	31.0	83
額穆	8,446	20.0%	41.2%	5.2	6
敦化	9,633	23.0%	43.3%	3.0	3
樺甸	9,818	10.6%	80.5%	17.4	18
盤石	3,637	38.0%	59.2%	21.8	60
輝南	1,634	40.0%	24.1%	14.3	87
濛江	3,344	18.0%	83.5%	1.9	6
東豊	2,528	60.3%	97.2%	42.5	168
西安	2,204	61.7%	97.9%	38.8	176
海龍	2,805	55.0%	69.1%	24.1	86
柳河	3,314	32.9%	30.5%	13.9	42
新賓	5,487	13.7%	87.5%	31.5	58
撫順	2,250	31.6%	91.7%	22.5	100
金川	4,031	32.8%	11.7%	3.4	8
清原	5,292	41.0%	8.3%	3.0	6
総計	85,414	29.1%	62.7%	344.5	40

出典:『満洲産業統計 昭和5年』
1931より作成

表 5-4 奉吉・吉敦鉄道沿線農業生産動向

年度	普通作物 作付面積 (100 k m ²)	生産量(1000 トン)			
		大豆	小麦	コーリャン	アワ
1921		330	64	488	336
1925	124	551	76	587	367
1929	129	620	43	439	392
1932	135	688	28	433	336
1938	128	594	6	402	203
1941	132	354	9	369	315

出典:満鉄調査課『人口耕地及農産物ヨリ見タル満蒙ノ大勢』1919 307-316 頁
満鉄庶務部調査課『東三省農産物収穫高予想 大正14年度第3回』1926
『満洲産業統計』、『満洲農産統計』各年版より作成。

表6-1 鄭家屯の人口推移(万人)

年度	人 口
1909	1.2
1916	2.0
1920	6.4
1930	5.2
1937	4.4
1941	4.2

出典：『満洲事情』第3輯 282頁

「最近鄭家屯事情」『満蒙之文化』21、1922

「打通路与鄭通路之沿線概況」『中東經濟月報』6-10、1930

「満洲都市人口動態の地域性」『満鉄調査月報』24-1、1944

より作成。

表6-2 洮南の人口推移(万人)

年度	人 口
1908	0.3
1913	1.0
1918	3.0
1922	2.7
1937	4.8
1941	6.5

出典：『満洲事情』第3輯 714頁

「南満洲及東蒙古に於ける各地事情」『通商公報』48、1913

「洮南の現況」『満蒙』41、1923

「満洲都市人口動態の地域性」『満鉄調査月報』24-1、1944

より作成。

表6-3 四洮・洮昂・打通鉄道沿線各県面積・人口-1930年-

県名	面積 (k m ²)	可耕地÷ 総面積	既耕地÷ 可耕地	人口 (万人)	人口 密度
彰武	3,190	13.0%	78.8%	5.5	17
康平	2,882	33.1%	87.5%	20.0	70
通遼	10,018	35.0%	44.7%	22.1	22
遼源	3,129	32.9%	86.4%	13.6	43
山双	1,449	48.4%	88.0%	6.2	43
長嶺	3,992	54.2%	34.4%	20.8	52
膽榆	4,377	32.0%	28.8%	4.5	10
開通	3,422	29.1%	52.1%	5.9	17
安広	3,360	33.7%	48.2%	7.9	24
洮南	2,790	39.2%	50.6%	13.7	49
洮安	1,973	40.1%	74.8%	10.3	52
鎮東	3,730	38.6%	26.0%	8.6	23
大賚	3,699	36.9%	78.7%	11.3	31
泰来	12,854	27.0%	32.6%	17.3	14
突泉	4,315	37.3%	18.8%	6.3	15
乾安	3,486	38.5%	39.0%	9.9	28
総計	68,666	35.6%	54.3%	183.9	27

出典：『満洲産業統計 昭和5年』1931より作成

表6-4 四洮・洮昂・打通鉄道沿線農業生産動向

年度	普通作物 作付面積 (100 k m ²)	生産量(1000 トン)			
		大豆	小麦	コーリヤン	アワ
1915	43				
1921		125	20	173	100
1925	86	231	30	400	218
1929	103	227	39	510	372
1932	95	185	37	350	201
1938	134	218	11	456	335
1941	145	102	12	326	268

出典：満鉄調査課『人口耕地及農産物ヨリ見タル満蒙ノ大勢』1919 307-316頁

満鉄庶務部調査課『東三省農産物収穫高予想 大正14年度第3回』1926

『満洲産業統計』、『満洲農産統計』各年版より作成。

表7-1 間島各県人口、面積-1926年-

県名	漢人	朝鮮人	総計	面積	人口密度
延吉	3.8 (18.2%)	16.9 (81.0%)	20.9 (100%)	7,893	26
琿春	2.7 (38.1%)	4.4 (61.4%)	7.1 (100%)	4,038	18
和龍	0.5 (4.1%)	11.2 (95.8%)	11.6 (100%)	5,826	20
汪清	1.6 (34.1%)	3.2 (65.2%)	4.8 (100%)	7,675	6
合計	8.6	35.6	44.4	25,522	17

注：人口は万人、面積はkm²

出典：牛丸潤亮『最近間島事情』朝鮮及朝鮮社、1927 444頁。

『満洲産業統計-昭和5年』1931より作成。

表7-2 琿春の人口推移(人)

年度	漢人	朝鮮人	日本人	総計
1912	3,800	…	100	4,000
1917	7,700	200	100	8,000
1923	6,400	800	400	7,600
1926	6,900	900	400	8,200
1932	9,600	4,800	300	14,700

出典：「琿春事情」『通商彙纂』1、1912

『琿春地方ニ於ケル経済状況』1918 44-48頁

「琿春県事情」『通商公報』1284、1924

前掲『最近間島事情』442頁

鉄路総局『敦化圖們鉄道の完成と日満関係』1933 88頁

より作成。

表 7-3 琿春輸移出額(1000 海関両)

年度	輸移出				輸移入			
	朝鮮	ロシア	内国貿易	合計	朝鮮	ロシア	内国貿易	合計
1911			78	263	181	77		382
1913			19	422	252	148	123	590
1916	84	208	71	363	340	77	190	430
1919	213	259	41	513	558	152	16	722
1922	406	106	…	513	840	126	13	1,009
1925	540	…		540	1,130	13	43	1,150
1928	1,648			1,648	1,425	13	7	1,443
1931				1,758			4	1,161
1932				1,134				529

出典：『通商公報』各号、『北支那貿易年報』各年版より作成。

表 7-4 延吉の人口推移(人)

年度	漢人	朝鮮人	日本人	総計
1912	2,800	100	100	3,100
1917	4,100	400	100	4,700
1926	7,900	1,500	200	9,600
1935	15,300	9,200	1,500	26,000

出典：「局子街事情」『通商彙纂』1、1912

東洋拓殖会社『間島事情』1918 150 頁

前掲『最近間島事情』436 頁

『満洲国現勢 康徳3年版』180 頁より作成。

表 7-5 龍井村輸移出入状況

年度	輸移入額	輸移出額	総額	綿製品 輸入額	大豆 輸出量	アワ 輸出量
1911	127	19	147		35	63
1913	671	174	846		54	925
1915	352	92	443	115	23	158
1917	812	470	1,281	216	23	391
1918	1,582	1,188	2,770	714	429	874
1920	1,647	594	2,241	604	840	678
1922	2,188	1,172	3,359	852	1,350	1,436
1923	3,189	1,836	5,025	954	4,630	1,425
1924	2,974	1,675	4,649	794	5,672	486
1926	4,281	2,895	7,177	1,618	8,230	3,652
1928	5,059	3,056	8,115	1,460	8,951	1,730

注：金額の単位は 1000 海関両。大豆、粟の単位は 100 ピクル。

出典：『通商公報』各号、『北支那貿易年報』各年版より作成。

表 7-6 龍井村の人口推移(人)

年度	漢 人	朝鮮人	日本人	総 計
1907	…	400	…	400
1910	300	1,200	200	1,800
1917	600	2,700	340	3,700
1926	2,900	11,200	1,000	15,200
1932	3,400	19,200	1,500	24,000
1935	4,500	18,600	1,500	24,700

出典：満鉄調査課『吉林東南部経済調査資料』19-20 頁
 前掲『間島事情』155 頁、前掲『最近間島事情』435 頁
 前掲『敦化圖們鉄道の完成と日満関係』84 頁
 『満洲国現勢 康徳 3 年版』180 頁より作成。

表 7-7 満洲国期の図們、龍井村、琿春貿易額(1000 国幣円)

年度	図們			龍井村			琿春		
	輸 入	輸 出	合 計	輸 入	輸 出	合 計	輸 入	輸 出	合 計
1933	4,843	1,453	6,296	7,243	2,376	6,920	751	338	1,089
1934	16,725	11,928	28,654	4,423	1,428	5,851	1,277	492	1,769
1935	27,496	15,143	42,639	2,192	478	2,670	2,510	293	2,803
1936	28,455	43,007	71,462				3,517	970	4,487
1937	47,978	66,945	114,923				4,426	938	5,364
1938	68,112	104,616	172,723				6,285	1,117	7,402
1939	157,155	85,418	242,573						

出典：「琿春貿易年報(昭和 13 年)」『海外経済事情』5、1939、『満洲国外国貿易統計年報』各年版より作成。

表 7-8 朝鮮北部三港貿易額推移(1000 円)

年度	清 津	雄 基	羅 新	総 計
1912	1,229			1,229
1915	2,238			2,238
1918	7,580			7,580
1921	11,705	711		12,416
1924	20,172	3,452		23,624
1927	22,533	6,618		29,151
1929	27,141	7,753		34,894
1931	13,480	3,684		17,164
1933	25,602	11,123		36,725
1935	51,044	29,732	3,339	84,115
1937	90,057	24,632	16,683	131,372
1939	157,809	31,303	44,683	233,795
1940	168,948	44,511	38,350	251,809

出典：『朝鮮貿易年表』各年版より作成。

表 7-9 間島農産物作付面積(km²)

年度	大豆	アワ	コーリヤン	コメ	総面積
1913	157	258	54	7	736
1917	201	353	91	17	1,246
1924	396	554	129	77	1,789
1926	522	585	120	81	1,950
1929	725	634	112	111	2,291
1932	659	642	108	105	2,203
1938	695	581	54	232	2,165
1941	735	558	94	237	2,330

出典：「間島主要作物収穫高一大正二年」『通商公報』90、1914

『朝鮮統治史料』10、362頁。

「間島地方に於ける鮮農経済事情」『満鉄調査月報』11-9、1931 76頁

『満洲農業統計』各年版より作成。

表 8-1 鴨緑江流域各県人口-1935年- (人)

県名	漢人	朝鮮人	日本人	総計
寛甸	22.8万	0.8万	100	23.6万
桓仁	21.0万	1.0万	100	22.0万
輯安	12.5万	1.5万	100	16.0万
通北	17.6万	0.9万	300	18.6万
臨江	12.0万	0.3万	200	12.3万
長白	3.9万	2.1万	100	6.0万
安圖	1.4万	0.3万		1.7万
撫松	6.3万	0.2万		6.5万

出典：外務省東亜局『満洲国及中華民国在留本邦人及外国人人口統計』1936 表2より作成。

表 8-2 鴨緑江流域各県面積・人口-1930年-

県名	面積 (k m ²)	可耕地÷ 総面積	既耕地÷ 可耕地	人口 (万人)	人口 密度
寛甸	4,593	17.2%	63.2%	142	31
桓仁	3,807	18.0%	95.1%	169	44
輯安	4,932	12.7%	71.1%	122	25
通北	4,115	12.3%	86.8%	267	65
臨江	4,716	8.7%	49.1%	120	25
長白	4,069	10.0%	45.5%	17	4
安圖	4,115	9.1%	22.7%	19	5
撫松	2,250	31.6%	91.7%	48	9
総計	32,597	15.0%	65.7%	904	28

出典：『満洲産業統計 昭和5年』1931より作成

表 8-3 鴨緑江流域農業生産動向

年度	普通作物 作付面積 (100 k m ²)	生産量(1000 トン)				
		大豆	小麦	コーリヤン	アワ	トウモロ コシ
1915	18					
1921		28	11	73	45	84
1925	20	55	8	46	26	120
1929	21	49	12	53	46	119
1932	22	65	6	76	40	97
1938	22	48	3	45	30	87
1941	24	55	4	42	22	143

出典：満鉄調査課『人口耕地及農産物ヨリ見タル満蒙ノ大勢』1919 307-316 頁
 満鉄庶務部調査課『東三省農産物収穫高予想 大正14年度第3回』1926
 『満洲産業統計』、『満洲農産統計』各年版より作成。

表 8-4 松花江流域各県面積・人口-1930年-

県名	面積 (k m ²)	可耕地÷ 総面積	既耕地÷ 可耕地	人口 (万人)	人口 密度
賓	5,965	62.3%	71.7%	374	63
木蘭	2,820	60.7%	69.1%	177	63
通河	7,721	33.1%	20.6%	89	12
方正	5,317	60.9%	29.9%	121	23
依蘭	10,049	46.6%	25.7%	220	22
湯原	17,801	20.3%	14.8%	81	5
樺川	7,305	57.8%	32.1%	167	23
富錦	3,653	75.9%	23.3%	160	44
同江	9,309	53.0%	2.2%	30	3
饒河	7,382	53.9%	1.9%	31	4
勃利	8,369	27.6%	22.9%	91	11
宝清虎	5,456	52.3%	14.0%	65	12
林	8,677	49.2%	4.8%	37	4
綏濱	4,732	32.2%	5.5%	19	4
撫遠	7,290	61.3%	1.4%	18	3
密山	17,277	23.6%	18.5%	161	9
総計	129,123	48.2%	22.2%	1841	14

出典：『満洲産業統計 昭和5年』1931より作成

表 8-5 松花江流域農業生産動向

年度	普通作物 作付面積 (100 k m ²)	生産量(1000 トン)			
		大豆	小麦	コーリヤン	アワ
1915	48				
1921		109	79	109	72
1925	60	235	104	105	113
1929	109	535	222	192	249
1932	132	420	216	174	220
1938	118	414	182	171	248
1941	96	256	71	131	139

出典：満鉄調査課『人口耕地及農産物ヨリ見タル満蒙ノ大勢』1919 307-316 頁
 満鉄庶務部調査課『東三省農産物収穫高予想 大正14年度第3回』1926
 『満洲産業統計』、『満洲農産統計』各年版より作成。

表 8-6 黒龍江流域各県面積・人口-1932年-

県名	面積 (k m ²)	可耕地÷ 総面積	既耕地÷ 可耕地	人口 (万人)	人口 密度
瑗 瑋	17,321	15.2%	8.2%	34	2.0
奇 克	3,285	39.7%	1.0%	6	1.8
遜 河	4,026	73.3%	1.2%	4	1.0
烏 雲	12,215	26.3%	0.9%	3	0.2
佛 山	6,802	31.2%	0.5%	1	0.1
蘿 北	16,272	14.7%	1.3%	9	0.6
呼 瑪	13,341	31.4%	0.2%	3	0.2
鷗 浦	8,205	10.0%	0.3%	2	0.2
漠 河	4,4142	5.0%	0.1%	2	0.1
奇 乾	—	—	—	—	—
室 葦	—	—	—	—	—
総 計	129,123	27.4%	1.5%	64	0.5

出典；『満洲産業統計 昭和7年』1934より作成

表 8-7 黒龍江流域農業生産動向

年度	普通作物 作付面積 (100 k m ²)	生産量(1000 トン)			
		大豆	小麦	コーリヤン	アワ
1929	1	0.4	6	—	2
1932	4	2	11	—	4
1938	4	4	7	—	2
1941	4	5	6	—	2

出典：満鉄調査課『人口耕地及農産物ヨリ見タル満蒙ノ大勢』1919 307-316 頁

満鉄庶務部調査課『東三省農産物収穫高予想 大正14年度第3回』1926

『満洲産業統計』、『満洲農産統計』各年版より作成。

表 8-8 黒河貿易動向(1000 海関両)

年度	輸移入外国品の再輸移出動向						移入中国品の再輸移出動向			
	外国より輸入	中国より移入	輸移入合計	外国へ再輸出	中国へ再移出	再輸移出合計	中国より移入	外国へ再輸出	中国へ再移出	再輸移出合計
1913	290	1,423	1,713	1,040	158	1,199	2,056	1,028	522	1,551
1915	146	840	987	36	403	439	2,045	322	961	1,283
1917	48	2,077	2,125	914	398	1,311	2,388	584	714	1,297
1918	114	3,259	3,374	1,604	442	2,045	4,073	984	792	1,775
1919	25	4,568	4,593	1,570	357	1,927	2,559	642	595	1,237
1920	51	2,807	2,859	1,431	710	2,142	4,184	2,151	635	2,787
1921	68	2,225	2,293	611	296	907	3,372	873	424	1,298
1922	344	1,997	2,341	848	505	1,354	2,744	278	507	785
1923	108	2,150	2,258	392	713	1,106	2,113	44	651	685
1924	40	1,356	1,396	3	593	597	2,668	—	515	515
1926	140	1,017	1,157	103	364	468	1,495	2	557	558
1928	142	393	535	74	141	215	879	—	200	200

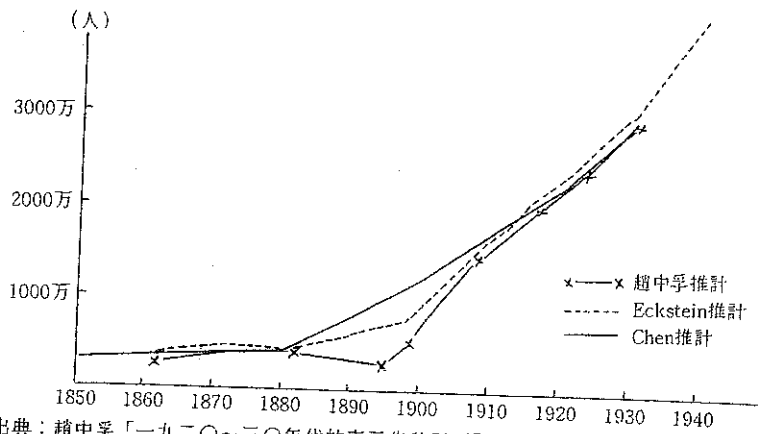
出典：『北支那貿易年表』各年版より作成。

表 8-9 黒河対ロシア貿易(1000 海関両)

年度	総輸移入額	ロシアからの移入額	総輸移出額	ロシアへの移出額
1913	3,796	290(7.6%)	2,963	2,257(76.1%)
1915	3,032	146(4.8%)	2,043	494(24.1%)
1917	4,512	48(1.1%)	2,888	1,651(57.2%)
1918	7,446	114(1.5%)	4,058	2,765(68.1%)
1919	7,152	25(0.3%)	3,400	2,348(69.0%)
1920	7,043	51(0.7%)	5,291	3,770(71.3%)
1921	5,665	68(1.2%)	3,290	1,873(56.9%)
1924	4,064	40(1.0%)	1,665	9(0.5%)
1926	2,652	140(5.3%)	1,469	107(7.3%)
1928	1,414	141(10.0%)	968	204(21.1%)

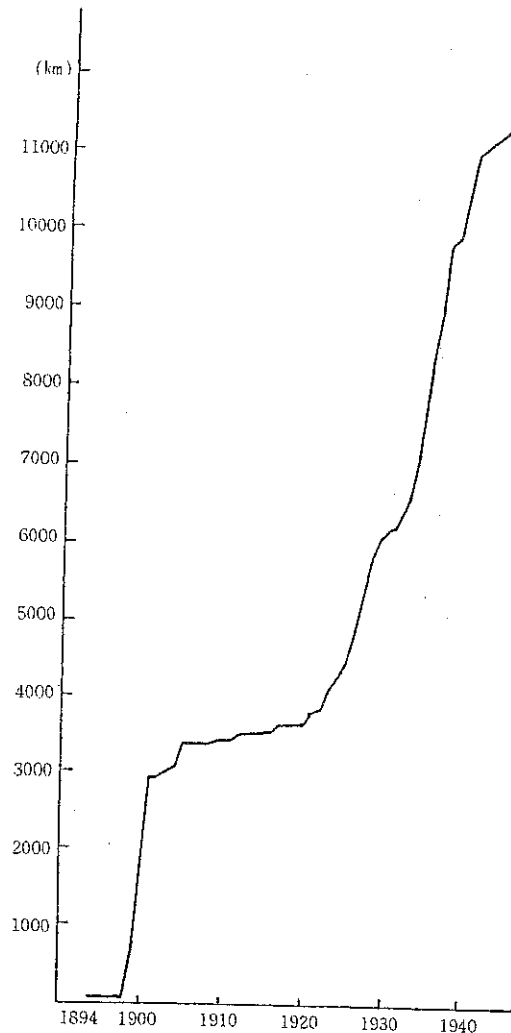
出典：『北支那貿易年表』各年版より作成。

図1 マンチュリアの人口推移



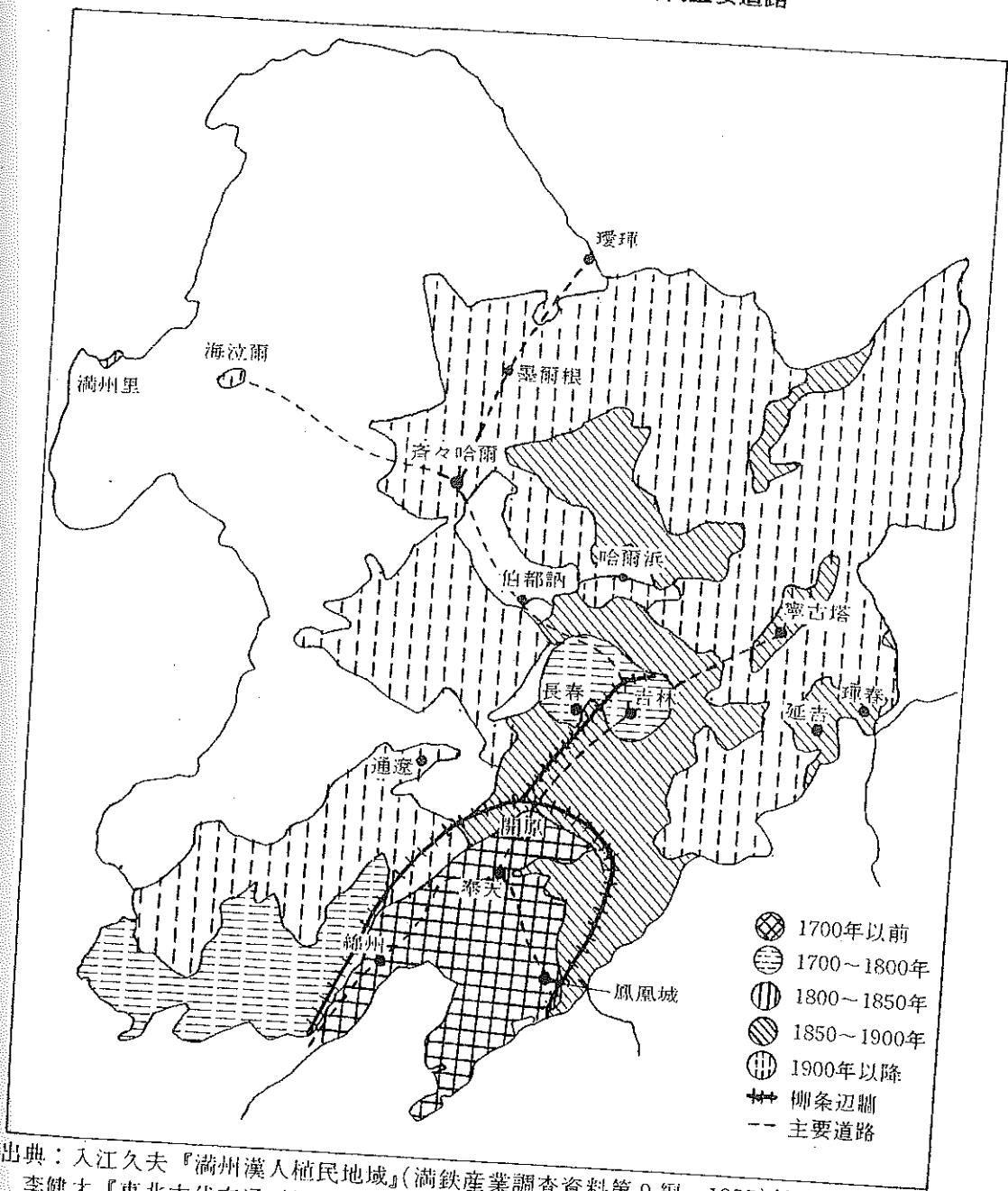
出典：趙中孚「一九二〇～三〇年代的東三省移民」(『中央研究院近代史研究所集刊』2号、1971) 327～328頁、Alexander Eckstein, kang Chao, John C. Chang "The Economic Development of Manchuria. The Rise of a Frontier Economy" *Journal of Economic History* 34-1. 1974. table I., Nai-Ruenn Chen "Labor Absorption in a Newly Settled Agricultural Region. The Case of Manchuria" *Economic Essays* (『經濟論文叢刊——台湾大学経済学研究所』) vol. 1. 1970. Appendix より作成。

図2 マンチュリアにおける鉄道総距離数



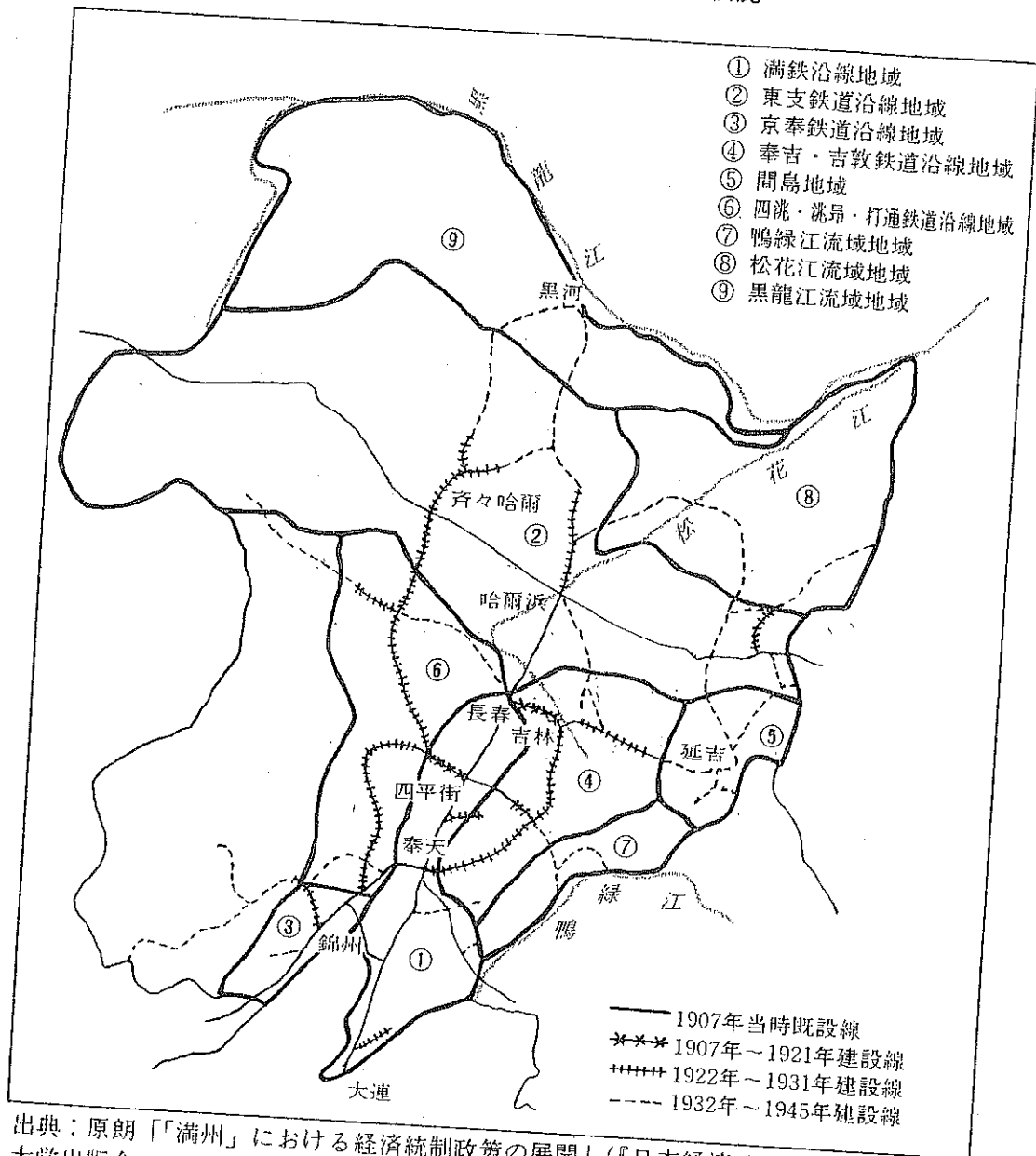
出典：『満州交通統計集成』(満鉄経済調査会、1935) 2～3頁、『満州開発四十年史』上巻(満史会、1964) 387頁、『満州国史(各論)』(満蒙同胞援護会、1970) 854～856頁より作成。

图3 漢人植民地域年代図及び清代主要道路



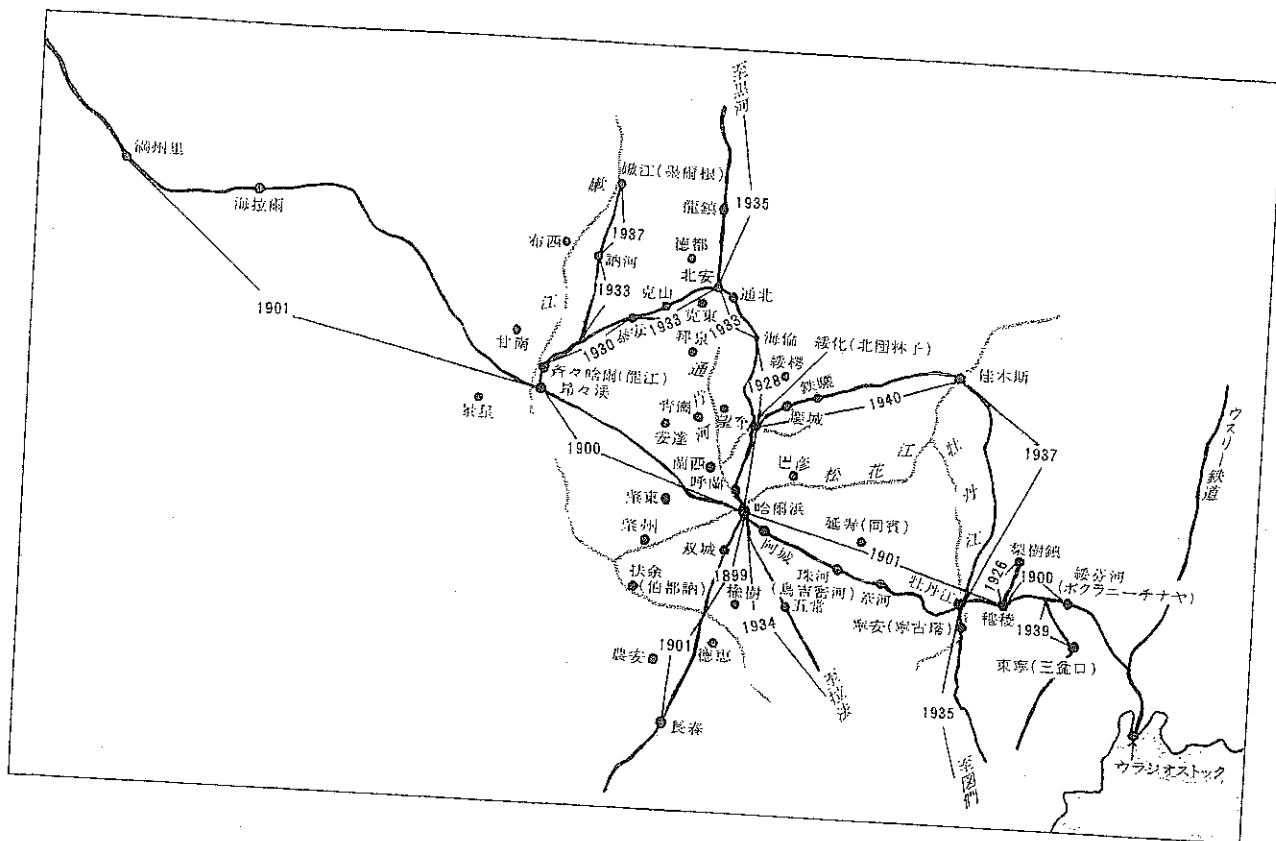
出典：入江久夫『滿州漢人植民地域』(滿鉄産業調査資料第9編、1937)付図、王綿厚、李健才『東北古代交通』(瀋陽出版社、1990)付図、園田一亀「清代・滿州の交通路について」(『東洋学報』38-1、1955)より作成。

4
 図 東北地帯区分と鉄道敷設状況

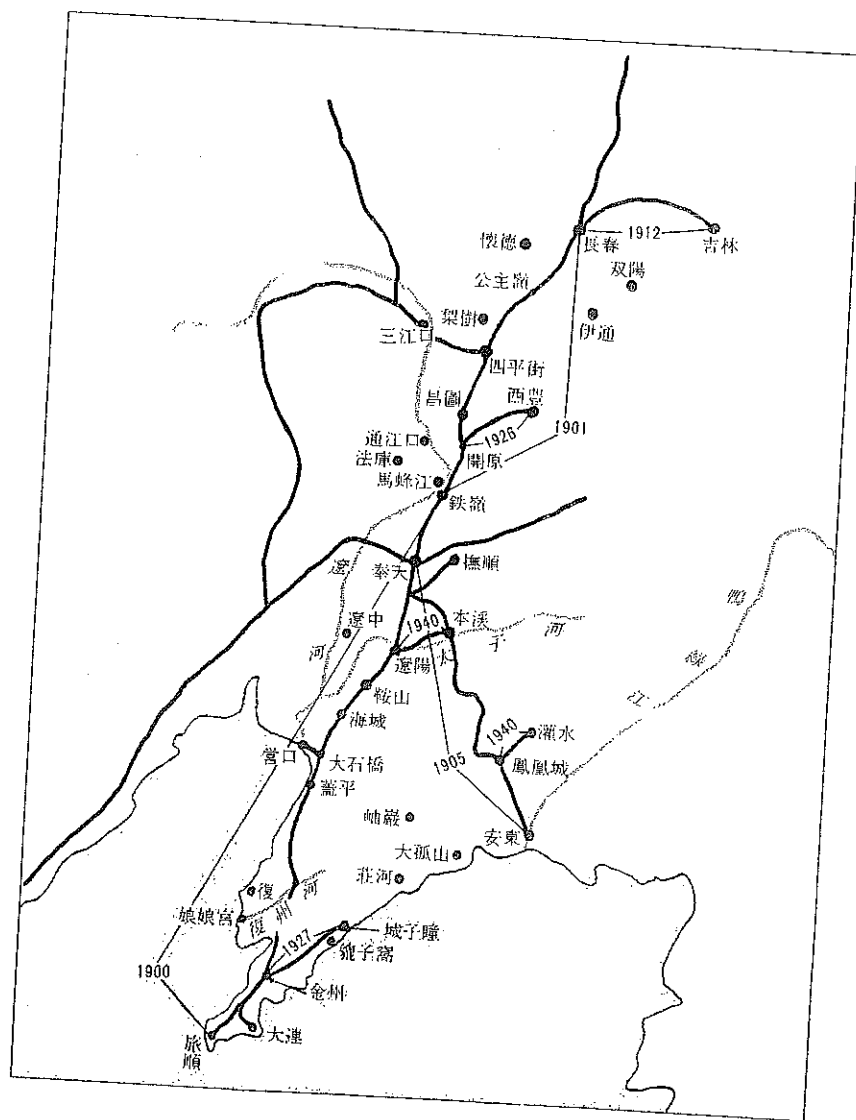


出典：原朗「満州」における経済統制政策の展開（『日本経済政策史論』下、東京大学出版会、1976）第10-1図、『満州開発40年史』上巻（満史会、1964）386頁より作成。

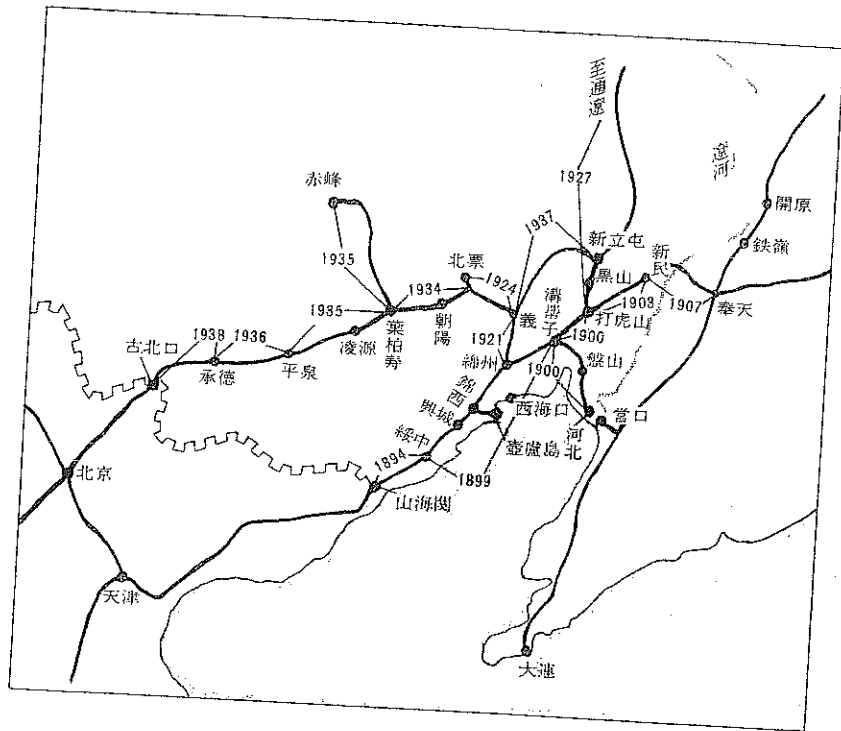
付図1 中東鐵道沿線狀況



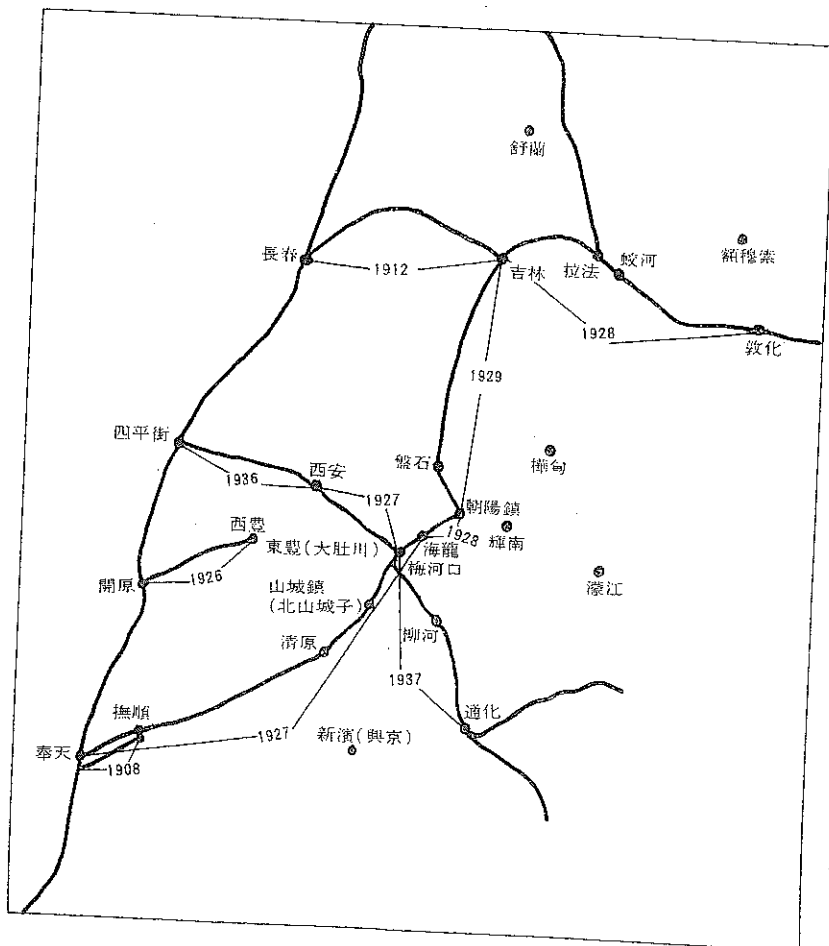
付図2 滿鐵沿線狀況



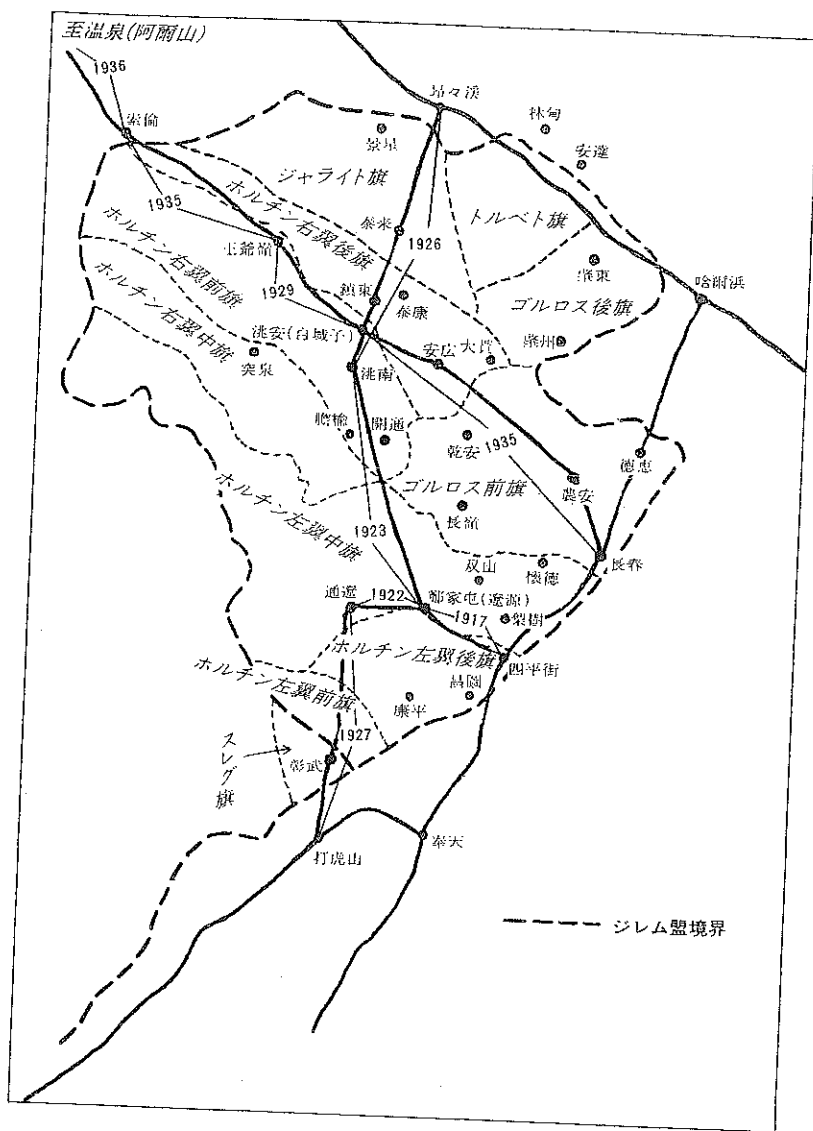
付圖 3 京奉鐵道沿線狀況



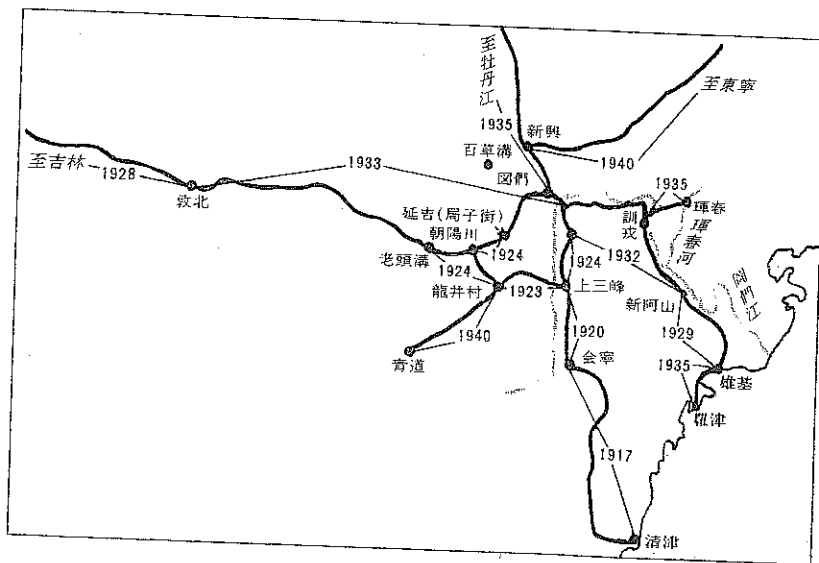
付圖 4 吉奉、吉敦鐵道沿線狀況



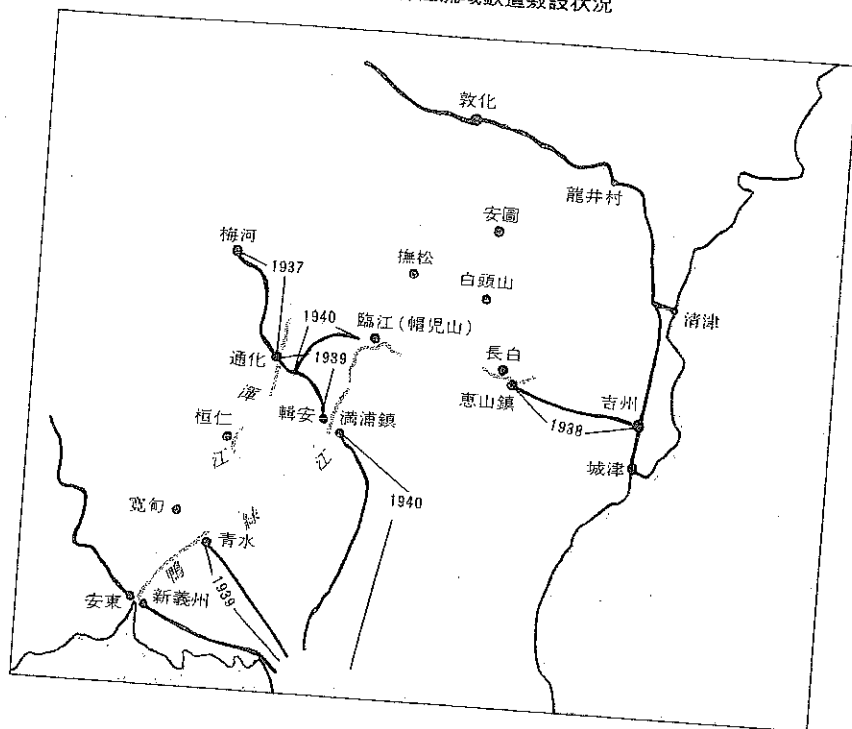
四洮・洮昂・打通鉄道沿線鉄道敷設状況



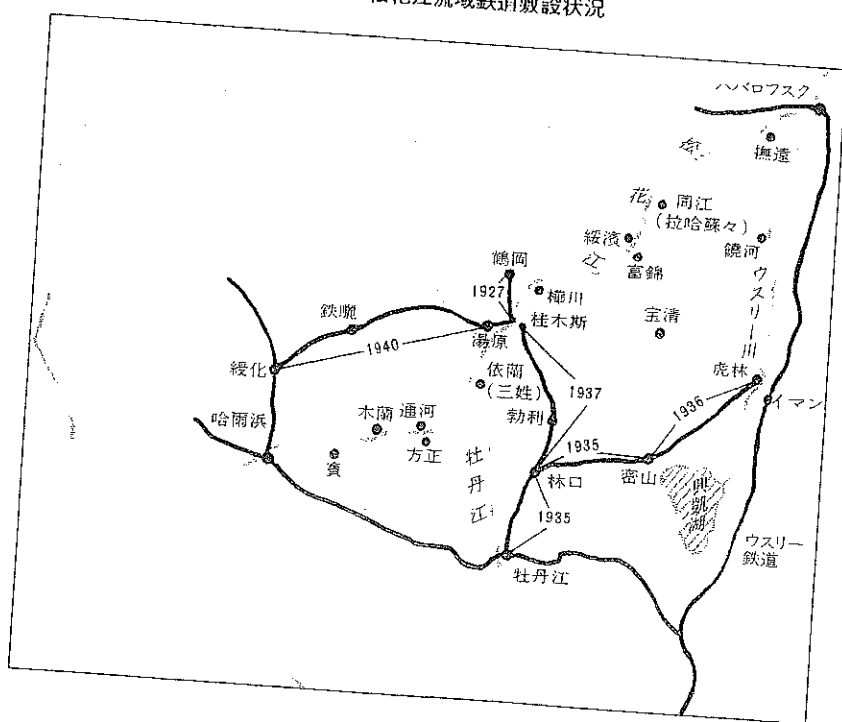
間島鉄道敷設状況



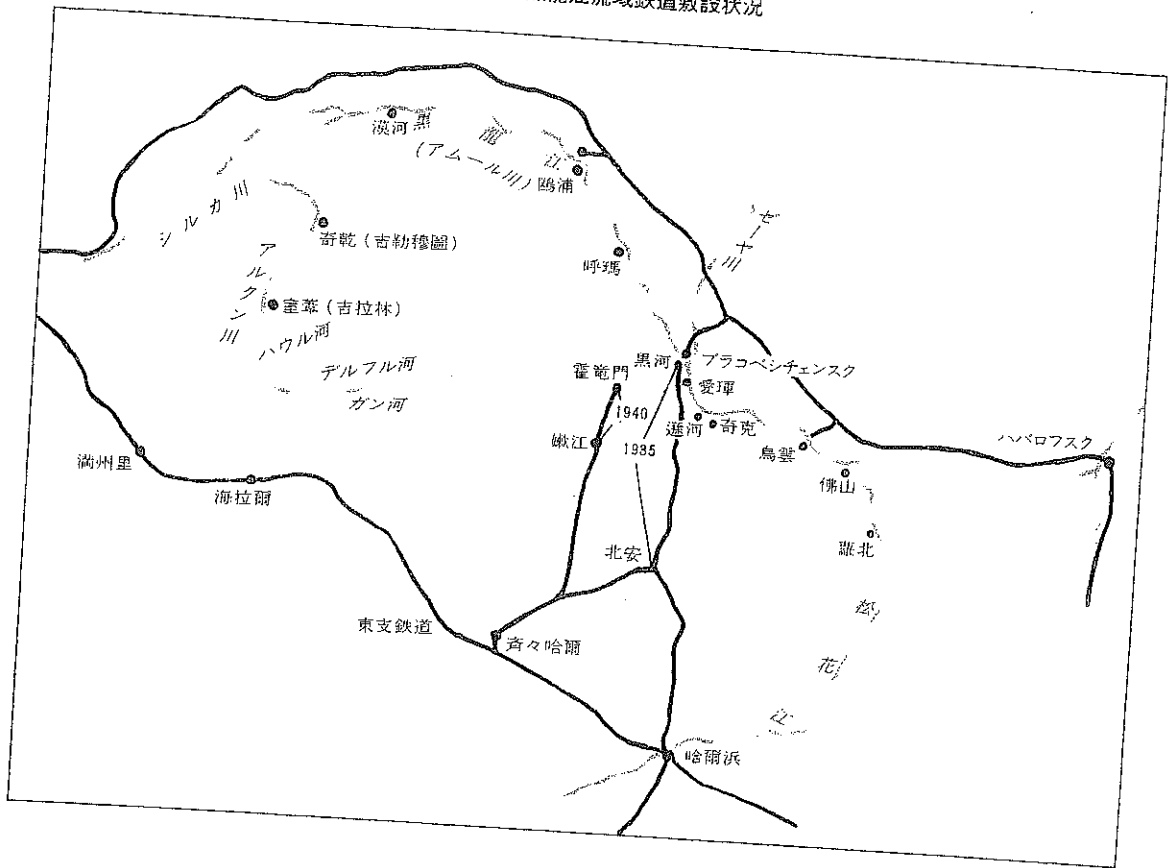
鴨綠江流域鐵道敷設状況



松花江流域鐵道敷設状況



黒龍江流域鉄道敷設状況



第7章 満洲国による工業化政策とマンチュリアの社会変容

はじめに

満洲国期に実施された政策のなかで、以前の政治権力がおこなった政策と異質なものとして工業化政策の推進を指摘したい。満洲国政府が計画的かつ大規模な工業化政策をおこなった点を重視して、本章では満洲国政府がおこなった工業化政策の内容と、工業化政策によりマンチュリア社会がどのように変容したのか考察してみたい。これまでの研究は、経済政策の立案過程や工業化政策の実績については優れた成果をあげてきたが、工業化が地域社会に与えた影響についての関心は希薄であった(1)。工業化が対日物資の供与にどれだけ寄与したのか、しなかったのか、という側面ではなく、マンチュリアの社会変容という側面から工業化政策が果たした影響について考察したい。

本章以下では、満洲国に暮らした日本人以外の人々を総称する際には「中国人」という表記を使う。しかし、中華民国や中華人民共和国の国民としての「中国人」という意味で使ってははいない。

(1) 工業化政策がおこなわれるなかで労働者が過酷な状況に陥ったり、強引な物資の調達が強行された点に関する研究は存在する(例えば、王紅艶[1999])。しかしながら、こうした方向性の研究は地域社会の変容という観点とは異なる。

1. 工業化政策の推移

満洲国政府が実施した工業化政策について、以下の3期に区分して考察する。第1期は1932-36年、第2期は1937-39年、第3期は1940-45年である。第1期は「一業一社主義」により、特殊会社を主体とした時期、第2期は「五ヵ年計画」が実施され、満洲重工業開発株式会社(以下、満業)を主体にした時期、第3期は「重点主義」に移行し、個別企業が主体となった時期とも形容できる。

① 第1期：1932-36年

第1期の特徴としては、王道楽土を主張する建国イデオロギーの影響を受けて、「反財閥」、「反資本家」が叫ばれた点があげられる。こうした考え方は、必ずしも実際に経済政策を立案した関東軍特務部や満鉄経済調査会の人々に共有されたものではなかった。しかし、特定の人々に利益が集中するような経済政策には拒否反応が強く、1933年3月に満洲国政府が公表した「満洲国経済建設綱要」には、「無統制ナル資本主義経済ノ弊害ニ鑑ミ、之ニ所要ノ国家的統制ヲ加へ」、「国民経済全体の健全且ツ澁濼タル発展」をはかるという文言が入れられた。「満洲国経済建設綱要」は四大根本方針として、①国民全体の利益を基調とし、利益が一部の人に握られないようにする。②経済の総合的発達をはかるため重要経済部門には国家的統制を加える。③門戸開放、機会均等により先進諸国から技術を導入する。④日本との相互扶助関係の緊密化をおこなうことをあげている[国務院総務庁企画処 1936、1-12頁]。

日本国内で満洲国での企業経営を考えていた経済人は、よりリアルに満洲国が企業経営に適した場所なのかどうか観察していた。1932年4月12日に奉天商業会議所は大阪工業会視察団と座談会を行った。その席上で大阪の栗本鐵工所の栗本勇之助は、満洲事変前の

大阪人の考えは、満洲は事業を起こす場所ではなく、「中国人」に商品売る場所だという認識が一般的であった。しかし建国後では、事業をおこして「満蒙」の資源を開発し、行き詰まった日本国内産業を、満洲国の資源で立て直すという考え方に変わったと述べている。しかしながら、満洲国は「土地は安く水も豊富で、労銀も安いけれど、事業を起こすに最も根本条件であるところの電力、運賃、燃料等の値が内地より高い」とし、すぐに企業進出はできないという見解を主張した(1)。満洲国に存在した電力会社の事業内容は、満洲事変前では灯火供給が主体であり、各種工業の原動力供給ではなかった。栗本勇之助は「国家的統制による計画経済」という満洲国政府の主張よりも、工場運営の適不適を基準に考えていた。

「大規模な工場経営がすぐにできないならば、小規模の軽工業をおこすのがよい」という意見に対しても、反対する見解が出されていた。奉天の入江英一郎はメリヤス、靴下、タオルなどの工場は小資本で簡単にできる。だが操業をはじめ、「中国人」労働者が一通りの仕事を覚え、軌道に乗ったかと思うと、「中国人」は工場をやめ自分で工場をはじめ。 「小資本と操作の簡単な事業」は結局「中国人」に奪われてしまい無意味である。それゆえ、小規模工場も得策ではないと述べていた(2)。

満洲国政府は「一業一社主義」にもとづき、特殊会社、準特殊会社は設立して経済建設をおこなう政策を推進した。特殊会社の出資は、その大半は満鉄が負担しており、より広い範囲からの出資を得ることはできないでいた[原朗 1972、49～50 頁]。日本国内の資本家は、満洲国、関東軍が時に主張する「反資本家」的な志向、満洲国が持つ日本国内とは異なるリスク(原料や動力の調達、課税や金融に対する不安など)を懸念して、積極的な投資活動は控えていた。

また国内資本家の考えも分れており、主には二つの考えがあった。第一には、「原料供給地主義」とも形容できる考えであり、満洲国を日本への原料供給地とし、日本国内の既存産業を圧迫するものは抑圧する立場であった。この考えは東京在住者に多かった。第二には、「日満融合主義」とも形容できる考えであり、満洲国の産業開発をすすめて、これを日本経済の内部に取り込み、その上で「日満合一」の新経済圏を樹立する立場であった。この考えは大阪在住者に多かった[君島和彦 1986、591～592 頁] (5)。

満洲国での工場設立に躊躇する日本人資本家の意向を払拭するため、満洲国政府は 1934 年 6 月に「一般企業ニ関スル声明」を出した。これは、国防上の重要産業、公共的事業や一般産業の基礎となる交通通信、鉄鋼、軽金属、金、石炭、石油、自動車、硫酸ソーダ、採木等には特別の措置をとるが、この他の事業は「大体広く民間ノ進出経営ヲ歓迎スル」とし、国内資本家の投資を呼びかけた[国務院総務庁企画処 1936、41 頁]。

また統制をおこなうにあたって、満洲国政府がとっていた行政的措置には応急的なものが多く、明文化された法規がなかった。そのため、誤解や齟齬が生じることもあった。こうした問題点を是正する目的から、統制の内容、範囲を明確に定めた「重要産業統制法要綱」を 1936 年に制定した[国務院総務庁企画処 1936、67-75 頁]。

第 1 期には国家的統制による経済の健全な発展などの構想は存在したが、満洲国の生産力を国家的な統制のもとで引き上げる構想はなかった。総合的な生産力拡充の構想は、石原莞爾の指摘をうけて具体化した日満財政経済研究会によって練られた。石原莞爾は 1935

年に満洲国を視察し、対ソ戦のために軍事力、経済力の増強が必要なことを主張した[島田俊彦 1964、703 頁]。そして宮崎正義を中心とする日満財政経済研究会を立ち上げ、満洲国の生産力を総合的に拡充する構想をまとめさせていた。

一方、「一業一社主義」による特殊会社を基軸に産業発展をはかろうとした構想は、現実には芳しい成果をあげていなく、関東軍、満洲国政府も新たな産業開発計画が必要だという認識を持つに至った。満鉄経済調査会や日満財政経済研究会が作成した産業開発計画をもとに、関東軍、満洲国政府、満鉄は協議をおこない、「満洲産業開発五ヵ年計画」は策定され、1937 年から実施された。

② 2 期：1937-39 年、第 3 期：1940-45 年

第 2 期は「五ヵ年計画」が実施された時期だが、年度ごとに内外情勢の変動を受けて経済政策は変更を繰り返しており、一括するにはやや問題がある。しかし 1940 年からはじまる「重点主義」への変更を重要視する観点から、37-39 年を第 2 期とした。

第 2 期の特徴として、第一に総合的な産業開発を目指した「五ヵ年計画」の実施があげられる。「一業一社主義」から総合的開発へと方針が変更された。第二に、日産を満洲国に移駐させて産業開発の中心に据えた。第三に、「重要産業統制法」(1937 年 5 月公布)を制定して、経済統制をはじめた、3 点を特徴として指摘したい。

「五ヵ年計画」は 1937 年 7 月の日中戦争の勃発により、大きく修正が加えられた。日本では翌 38 年から物動計画が実施され、軍需物資の需要と供給には統制が加えられた。そのため、日本からの輸入に依存する計画であった資材の調達は困難になった。また日本が望む鉄鋼、石炭などの軍需物資の生産計画は大きく引き揚げられた。予期せぬ日中戦争の勃発により、「五ヵ年計画」は早々に計画の変更を迫られ、日本からの輸入に依存して物資の満洲国内での自給化が叫ばれるとともに、対日供給を目的とする鉄鋼、鋼塊、石炭などの重要部門への集中がはじまった。

「五ヵ年計画」を推進する中核として、日産が満洲国へ移駐し、満洲重工業開発株式会社(満業)を設立された。第 1 期の経験から、関東軍や満洲国政府は総合的な産業開発には相当の実業家の手腕が必要だと認識した。そのため、日産を移駐させて満業を設立(1937 年 12 月)し、満業の指導監督のもとで各種統制会社の連携をはかり、総合的な経済開発をする方向を打ち出した。「満洲国経済建設綱要」(1933)に書かれた、「反資本家」的な方向は修正された。

「重要産業統制法」は「建国以来、事後的行政的行為として経済建設方針に基き統制して来た産業統制の状態を成文化」したものであり、満洲国の経済政策が国家社会主義的なものと誤解され、一般資本家の投資を躊躇させてきたことを是正することを目的とした。ここに満洲国の企業は、①特殊会社法による企業、②重要産業統制法の適用を受ける企業(21 産業)、③統制法規の適用を受けない企業の 3 つに分かれた(3)。

1937 年以降、満洲国政府が統制する企業の範囲はより拡大したが、すべての企業を統制していたわけではなかった点を指摘したい。39 年 5 月に開催された「第 6 回日満実業協会総会」(新京)の席上で星野総務長官は、重要産業については特殊会社により政府の統制下で運営していくが、「その他の産業については国民の自由活動」により行い、「特殊会社、

統制会社、自由企業打って一丸となって産業開発」にあたると述べた。つまり全産業の統制などは考えていなく、まだ自由企業の活用が必要なことを述べていた(4)。

「五ヵ年計画」は日中戦争の勃発により修正され、さらに1939年には日中戦争の長期化、ノモンハン事件、ヨーロッパでの第二次大戦の勃発が生じ、「五ヵ年計画」の遂行を揺さぶった。日中戦争の長期化は、外資導入先として期待していたアメリカとの交渉を頓挫させた。ノモンハン事件により労働力の需要が激増し、労働現場では人力の不足が問題となった。ドイツが戦争状態に入ったため、ドイツへの大豆輸出が不可能になっただけでなく、ドイツから購入を予定していた機材類の入手もできなくなった。

第3期(1940-45年)において、工業政策はさらなる修正を強いられていた。1940年5月に満洲国政府は総合的な産業開発計画は放棄して、石炭や鉄鋼などに重点をおく「重点主義」への変更を表明した[原朗1972、107-108頁]。また同年11月には「日滿支経済建設連繫要綱」が定められ、日本の国防経済完成のため、満洲国は「鉱業及電気事業」を第一として「重工業及化学工業」にも尽力するという、日本経済の要求に従属した経済方針が決められた。

1941年には新規事業や設備増設は抑制して「生産量の拡大」を第一にする方針がすすめられた。そのため、生産量増加の支障となっている原因の除去が政策的に進められた。だが、原因の除去には、これまで満洲国が掲げてきた理念の否定を伴うこともあった。例えば、34年に撫順炭鉱を除く炭鉱を経営するために設立された特殊会社の満洲炭鉱は、その生産性の低さが問題となっていた。炭鉱運営の刷新をはかるため、満洲国政府は41年から満洲炭鉱の分割化をすすめ、最終的には11社に分割された。「一業一社主義」の特殊会社による炭鉱業の運営は放棄されたのである[原朗1976、264頁]。同年12月の太平洋戦争勃発後、満洲国政府は「戦時緊急経済対策要綱」を決定し、軍需生産に必要な物資の対日輸出の増強と、日本からの輸入材への依存度を低める自給化を経済方針とした[満洲国史編纂刊行会編1970、700-702頁]。

1942年から実施される予定であった「第二次五ヵ年計画」は太平洋戦争の勃発により、そのままでは実施できなくなった。立案された「第二次五ヵ年計画」の実施は見送られ、戦況に応じた経済政策をとることになった。太平洋戦争勃発から1年間経た42年12月8日に満洲国政府は「満洲国基本国策大綱」を定め、今後の国家運営の指針を明らかにした[満洲国史編纂刊行会編1970、707-708頁]。経済政策については「国防国家体制ノ完成ヲ目途トシ、計画的統制経済ノ原則ヲ以テ之ヲ貫徹スル」としている。経済統制の内容については、これまでの経験を生かして具体的に定めたと考えられ、以下のようにまとめられる。

- ①特殊会社は国家の参画が必要なものに限る(特殊会社の限定)。
- ②「一業一社主義」は必要やむを得ないものを除いて行わない(「一業一社主義」の放棄)。
- ③統制には官民一体の協力体制をとること(行政機構の活用)。
- ④企業統制にあたっては企業の採算性の維持を考慮する(採算性への考慮)。
- ⑤統制の手段については状況に応じて弾力的にのぞむ(統制手段の弾力化)。
- ⑥統制は量の増大に偏向しないで質の向上をはかる(統制の質を重視)。

こうした内外情勢の変動により経済政策が変更を繰り返すなかで、産業開発の統括、推進を目的に設立された満業の役割も変化を余儀なくされた。満業は、当初は満洲国の産業開発を推進するトップ企業として活動するはずであったが、満業設立以前から存在した関

係企業との調整がうまくいかず、満業のイニシアティブは限られた範囲でしか発揮できなかった。とくに満鉄はその関係企業を切り離され、満業の傘下におかれたため、満鉄関係者の多くは満業に非協力的な対応をとり、時には公然と反意を示すこともあった。満鉄だけでなく、関東軍、満洲国政府も満業の経営に干渉し、鮎川義介の当初の想定とは異なる状況が生じた。満業は満洲国のすべての重工業を統括する権限を持つものと鮎川義介は考えていたが、実際の運営のなかでは、そうではないことを認識した。さらに、外資導入の失敗、東辺道開発の失敗なども重なり、想定していた事業運営は困難となった。なによりも経済方針が「重点主義」に転換し、総合的な産業開発は放棄されたため、満業の存在意義自体が大きく低下してしまった。

かかる状況変化により、鮎川義介は満業の事業継続は難しいと判断し、満洲国からの脱出を考えた。1941年8月に満業は改組をおこない、子会社の経営は満洲国政府に任せることにしたため、総合的統制会社としての機能の大半を喪失した。そして鮎川義介は42年12月に満業総裁を退任した。

以上をまとめると、満洲国政府が実施した工業政策は、建国以来一貫した方針、主義のもとでおこなわれてはいなかった。満洲国をめぐる内外情勢の影響をうけて、修正を繰り返していた。1937年の日中戦争勃発以後の工業政策は軍需物資の生産量増加が主要課題となり、そのために努力はしたが、39年の第二次世界大戦の勃発、41年のアジア太平洋戦争勃発の影響をうけ、生産量増加をはかる手段の選択肢は少なくなった。そのため、強引な物資の供出や労働者への過酷な労働の強制などの現象も生じさせていた。

- (1) 「大阪工業会視察団を廻る座談会」『奉天商工月報』320、1932
- (2) 「商務官中心の座談会」『奉天商工月報』316、1932
- (3) 「満洲国総合立地計画と経済建設方針」『奉天商工公会調査月報』3-5、1940
- (4) 「第六回日満実業協会総会記」『奉天調査月報』2-6、1939

2. 工業化政策による社会変容

満洲国以前では大豆を原料にした油房業、高粱を原料にした醸造業、穀物を原料にした製粉業など農産物を原料にした工業が大きな比重を占めた。『満洲国工場統計』を使って工業の動向を検証した風間秀人は、「五ヵ年計画」実施以前の満洲国工業は大豆油製造業を中軸とする化学工業が最大の生産部門であり、それに紡織工業と食料品工業を加えると生産額の6割をこえる軽工業段階にあったとしている[風間秀人2007、23頁]。軽工業が大きな割合を占めたなかに、日本資本が運営した昭和製鋼所や本溪湖煤鉄公司などの重工業が存在していた。そうした状況を山本有造は、「土着資本による在来産業の大海に外国資本(主として日本資本)による近代工業が飛鳥として浮かぶ二重構造として描くことができる」と述べている[山本有造2007、129-130頁]。

軽工業が主体であった満洲国工業は、「五ヵ年計画」が実施された1937年前後から金属工業や機械器具工業などが発達し、軽工業の割合は相対的に低下した。金属工業は建国前の1926年では法人数15社、資本金629万円に過ぎなかったが、1936年には35社、1億527万円になり、1942年には145社、5億396万円に急増していた[疋田康行2007a、676-678

頁]。機械器具工業は 1926 年では法人数 13 社、資本金 155 万円に過ぎなかったが、1936 年には 35 社、1465 万円、1942 年では 350 社、4 億 4774 万円になっていた[疋田康行 2007b、705 頁]。山本有造によると、満洲国の工業化は 1932-36 年を準備期であり、1937 年以降に「五ヵ年計画」の実施に伴い鉱工業生産は増加した。鉱工業総合生産指数は 1942 年をピークに下降をはじめたが、生産財生産指数のピークは翌 43 年であったとしている[山本有造 2007、130 頁]。

以上をまとめると、1937 年ごろまでは満洲国工業の状況は建国以前とそれほど相違してはいなかった。しかし 1937 年前後から工業化が進展し、工業全体が伸張するとともに、重工業の発達著しく、重工業の比重が軽工業を上回ったと考えられる。そうした工業全体の伸張は 1942 年をピークにして下降し、敗戦を迎えた。

ついで、工業化の発達状況を都市ごとに検証し、工業化がどのように進展したのか検証してみたい。

満洲国期に最も工業が発展した都市は奉天であった。1932 年の時点では紡織業などの消費財生産を中心しており、重工業の発達は見られなかった。しかし 1937 年以降、鉄西地区での工場設立が増え、以後急速に工業発展した[張曉紅 2008]。工業発展の過程において、1938 年以降は対日依存の軽減、自給化の向上が叫ばれたことから、貿易業者が取扱商品の製造に乗り出す現象が起きていた。ゴム靴取扱業者がゴム靴製品工業や再生ゴム工業に着手したり、化粧品取扱業者が化粧品工業を起こしたりしていた[奉天商工公会 1942、188 頁]。工業化の進展は奉天の人口を急増させ、1942 年 6 月では 122 万人に達し、満洲国内唯一の 100 万人都市になっていた[国務院総務庁統計処 1944、11 頁]。

新京(長春)は建国当初は、在来の地方的色彩の強い製造業があるに過ぎなかった[満洲経済事情案内所 1933、31 頁]。建国後には工場も設立されたが、新京経済が好況の理由は「土建事業の勃興と消費者階級の激増」による部分が大きかったと指摘されていた[満鉄新京地方事務所 1936、51-52 頁]。1940 年 12 月時点での工業調査では、総数 760 工場のうち、1931 年以前の設立は 143(19%)、1932-36 年設立は 390(51%)、1937-40 年設立は 227(30%)であった。1937-40 年にそれほど増加していない理由としては、「五ヵ年計画」が重工業に偏重して軽工業を軽視したこと、1932-36 年に急速な工場の増加がすすみ足踏み状態になったことを挙げている。資本金は 5000 円以下が 418(55%)、5 万円以下が 241(32%)、100 万円以下が 97(13%)、100 万円以上が 4(0.5%)であり、5 万円以下の小規模工場が全体の 87%を占めた。従業員数は 30 人以下が 596(78%)、100 人以下が 125(16%)、100 人以上は 39(5%)であり、30 人以下の家内工業的な工場が大部分を占めた[新京商工公会 1941、4-5、10-12 頁]。新京では建国以後に多くの工場が設立されたが、小規模なものが多く、新京の消費需要に応じるものが大半であったと考えられる。

安東には建国以前では木材・製材業、油房業、柞蚕製糸業などの特産物に依存した工業が存在しただけであった。建国後に鉄工所、ゴム工場、醸造業が勃興して工場が設立された。その様子は日本人資本の工場は「設備も進歩した近代的な」ものであるが、中国人工場は「未だ近代化されず、極く幼稚な旧式のしかも小資本の家内工業である」と、日本人工場と中国人工場の相違が観察されている[安東商工公会 1937、34 頁]。1937 年以降に東辺道の鉱産資源の開発が着手されたこと、貿易港として大東港の築港がはじまったことな

どから、安東に進出する日本人工場は増加した[安東商工公会 1939、1 頁]。1938 年末では工場数は 97 であったが、1941 年末には 169 に達する躍進を見せていた。主な企業には満洲自動車、満洲飛行機製作やその下請工場百余、満洲軽金属、東洋人織、安東セメントなどであった。そして満業系の直轄工場が完成するならば、「職員、職工を合わせて十万人の従業員を擁し、その家族とこれに附帯する一般商業者その他を合算すると、満業系直轄工場のみでも優に六十万の一大市街が忽然と生れ出るわけである」という予想がされていた[安東商工公会 1942、171-172 頁]。しかしながら、敗戦の時点でも、そこまでの規模には達しなかった。

満洲国の行政範囲ではなかったが、大連でも 1938 年以降に金属工業、機械器具工業、化学工業などが発展し、工業化は進展していた[柳沢遊 2008]。吉林では 1937 年以降に吉林人造石油会社、満洲電気化学会社などの工場が設立され、新興工業都市の一つとなっていた(1)。

1937 年以降に昭和製鋼所(鞍山)、本溪湖煤鉄公司(本溪湖)、撫順炭鉱(撫順)の拡充が進められたことから、これら 3 都市では中核企業を軸とした周辺工業が発達した。例えば、鞍山では昭和製鋼所を中心として金属、機械関連の工場が設立された。さらに、工場労働者の消費財を供給する必要から、食料品や家具製造などの工場が設立された。1940 年代には鞍山、本溪湖、撫順、奉天は四大産業都市と称された[奉天商工公会 1942、47-56 頁]。

地場企業の動向を検証した須永徳武の研究によると、1942 年時点での地場企業数は奉天 1764、大連 1218、新京 923 であり、これら 3 都市が突出していた点を明らかにしている(第 4 位のハルビンは 456)。払込資本金額も奉天約 4 億 4000 万円、大連 2 億 300 万円、新京 2 億 7100 万円であった(ハルビンは約 8200 万円)。地場企業の業種は 41.3%が商業であり、その企業数から工業化の度合いを推測することはできないが、奉天、大連、新京の経済規模が拡大していたと解釈できる。須永徳武の指摘で興味深いのは、大連の地場企業は伸び悩んでいたが、それは必ずしも大連の日本人商工業者の低迷を意味してはいなく、大連商工業者のなかには奉天、新京に満洲国法人企業を新たに設置して事業拡大をしていた事例を明らかにした点である。つまり大連商工業者の企業活動が、奉天、新京の経済成長を支えていた側面もあったのである[須永徳武 2007、280-283 頁]。

(1)『満洲国現勢 康徳十年版』1942 年、263-264 頁。

おわりに

本章では満洲国政府が実施した工業化政策の推移と、工業化政策がマンチュリア社会に与えた影響について検証した。満洲国での工業発展は 1937 年前後にはじまったが、工業発展は満洲国内一律に生じていたのではなく、限られた都市で起きていた。工業化は限られた都市での現象ではあったが、工業発展した都市は後背地市場を拡大し、周辺地域の都市化を引き起こしていた。こうした社会変容は、満洲国期以前では生じていないものであり、満洲国期に特有なものであったと指摘できよう。

参考文献

安東商工公会

1937『安東経済事情』68p

1939『安東進出工場概覧』

1942『安東産業経済概観』172p

王紅艷

1999「満州国における特殊工人に関する一考察(上、下)」『中国研究所月報』53-3、53-4
pp. 19-33、pp. 1-12

風間秀人

2007「1930年代における『満洲国』工業－土着資本と日本資本の動向－」『アジア経済』
38-12 pp2-29

君島和彦

1986「鉦工業支配の展開」浅田喬二、小林英夫編『日本帝国主義の満州支配』時潮社
pp. 547-674

国務院総務庁企画処

1936『満洲国経済建設ニ関スル資料』489p

国務院総務庁統計処

1944『満洲経済参考資料』190p

島田俊彦

1964 稲葉正夫『現代史資料8 日中戦争』みすず書房

須永徳武

2007「満州地場企業」鈴木邦夫編著『満州企業史研究』日本経済評論社 pp. 269-301

新京商工公会

1941『新京工業に関する調査』32p

張曉紅

2008「『満洲国』商工業都市－1930年代の奉天の経済発展－」『三田学会雑誌』101-1
pp. 107-122。

満洲経済事情案内所

1933『国都・新京経済事情』満洲文化協会 64p

原朗

1972「1930年代の満洲経済統制政策」満洲史研究会編『日本帝国主義下の満洲』
御茶の水書房 pp. 3-114

1976「満洲における経済統制政策の展開－満鉄改組と満業設立をめぐる－」安藤良雄編
『日本経済政策史論』下、東京大学出版会 pp. 209-296

疋田康行

2007a「金属工業」鈴木邦夫編著『満洲企業史研究』日本経済評論社 pp. 675-701

2007b「機械器具工業」鈴木邦夫編著『満洲企業史研究』日本経済評論社 pp. 703-759

奉天商工公会

1942『奉天産業經濟事情』1942 574p

満州国史編纂刊行会編

1970『満州国史 総論』満蒙同胞援護会 880p

満鉄新京地方事務所

1936『新京經濟の現況』満鉄、53p

柳沢遊

2008「1930年代大連の工業化」『三田学会雑誌』101-1 pp.149-179

第8章 満洲国政府が実施した統治政策のマンチュリア社会への浸透

はじめに

本章では、満洲国政府が実施した地方行政政策、農業政策、商業統制政策、徴税政策を取り上げ、これらの政策がマンチュリア社会におよぼした影響について検討する。

満洲国政府が実施した政策については、これまでの研究でもそのいくつかは明らかにされている(1)。しかしながら、従来の研究の特徴として、満洲国統治による被害の検証に性急なあまり、政策実施とその結果を直接的に結び付ける傾向が強く、政策執行過程での問題点については十分に検討されてこなかった。執行された政策はマンチュリア社会の状況を配慮したものなのか、政策を浸透させる機構は社会のどのレベルにまで入り込んだのかなど、総じて支配を受けとめたマンチュリア社会の側から満洲国統治の様相を検討しようとする視角は、これまでの研究では稀薄であった。

本章では、満洲国政府の政策は満洲国下で暮らした「中国人」に大きな影響をおよぼしてはいたが、その行動のすべてを規定したわけではなく、マンチュリア社会の伝統的秩序、「中国人」の民族性に規定された側面も大きかったという観点から考察を進める。換言すれば、本稿の目的は「支配と抵抗」という二元論的観点からではなく、マンチュリア社会の地域性という観点から満洲国統治が社会におよぼした影響を明らかにすることである。

政策執行過程についての研究が遅れている理由には、史料面での不足もあげられる。満洲国政府の行政文書は現存しないか、残っていても非公開である。このため、政策執行過程の具体的な過程について検証することは難しい。本稿では各種の調査報告書、満洲国下で活動した商工会議所の調査報告を活用し、執行過程そのものではないが、政策執行に対して「中国人」やマンチュリア社会が示した反応について検討してみたい。

(1) 例えば、鈴木隆史[1992]、満州史研究会[1972]

1. 地方での行政力の浸透

建国当初、満洲国政府は地方有力者を媒介にして、その統治力を地方におよぼそうと考えた。そのため、省長には各地方の有力者があてられ、奉天省長には臧式毅、吉林省長には熙洽が就任した。しかしながら、この方法は中央の政策がそのまま施行されるのではなく、地方有力者を經由して施行されるという限界を持っていた[浜口裕子 1996、94-95 頁]。

満洲国政府は地方に行政力を浸透させるため、まず 1934 年に行政区画を 10 省に細分化し、省長の権限がおよぶ範囲の縮小をはかった。ついで省長を地方有力者から、「親日的」人物に代えることをおこなった。このため、臧式毅と熙洽は省長を解任された。新たに登用された人物の典型として、錦州省長に就任した徐紹卿をあげたい。徐紹卿は東京帝国大学卒業という日本留学の経験を持ち、その妻は日本人であった。こうした経験と「親日的」態度から、徐紹卿は 34 年に錦州省長に就任し、42 年には奉天省長に抜擢された[浜口裕子 1996、123-128 頁]。

満洲国政府は省の細分化による省長の権限縮小、「親日的」人物の省長配置を行う一方で、日本人官吏を省公署に送り込み、地方行政への関与を強くしようとした。1934 年に各省公署に勤務した官吏の総数 1516 名のうち、日本人は 438 名(29%)、「中国人」は 1078 名(71%)

であった。だが、1940年では総数2724名のうち、日本人は1774名(65%)、「中国人」は950名(35%)になり、日本人が過半数をこえた[第9章表3、4]。また省長の下で重要な役割を果たす、総務庁長(1937年以降は次長)と警務庁長には必ず日本人が就任した。この2つのポストは、「中国人」の就任を認めないと満洲国政府は判断していたと考えられる。

日中戦争が勃発した1937年7月に中央と地方の連携強化をはかるため、地方官庁を管轄した民政部は廃止され、地方官庁は国務院直属になった。その一方で、地方行政機構はすべて一律ではなく、その地方の実情に即応したものにしようとした。例えば、ソ連との国境に位置する黒河省には、独自の省官制を制定して国境警備に必要な措置がとれるようにした(1)。

1940年12月に満洲国政府は「中央地方行政事務調整要綱」を定め、地方への権限を強めて、農産物の増産と物資配給の統制に力を入れる方針を採用した。具体的には、中央権限の地方への移譲が行われた。中央官庁の規模は縮小し、余った中央の人員を地方へ転出させて、地方行政機関を強化する試みがおこなわれた(2)。

次に、省より一段下の県の動向について見てみたい。建国以後も建国以前の県長がそのままの県が、1932年では奉天省29県、吉林省9県、黒龍江省17県(確認できた人数)もあった[浜口裕子1996、98頁]。満洲国政府も各県公署の状況を十分把握できていなく、1932年7月に県長以下重要職員の姓名を報告する指示を出していた(3)。地方行政を管轄する民政部が1933年におこなった調査では、県長の売官が行われていること、県長が恣意的な政策を行っているなど、問題点の多い県行政の実態が指摘された[満洲国史編纂刊行会編1971、176頁]。

1932年9月に満洲国政府の監察院に赴任した渡辺文兵衛は、監察官として地方官庁をまわったところ、その役職に必要な知識も経験もない人物が座っていることに疑問を持ち、調査の結果、こうした人物は金銭で官職を得ていたことが判明した。また文書偽造、公金横領も多く、あまりに日本とは違う地方官庁の状況に驚いたと回想している[地方財政有志の会編1986、161-164頁]。

問題の多い県行政を改革するため、満洲国政府は県庁に日本人参事官を送り込んだ。しかしながら、言葉も「中国人」の慣習も知らない日本人が、たった一人県庁に配属されても関与できる範囲は限られていた(4)。1935年にホルチン右翼後旗に参事官として赴任した片倉進は、予算表を作った以外、「なにをやっているのかわからず手がつきませんでした」と当時の状況を戦後に述べている(5)。とはいえ、1930年代後半からは日本留学経験者や大同学院(満洲国官吏の養成学校)卒業生が県長に就任したり、国境を持つ県には日本人の県長が配置され、満洲国政府は県長人事への介入を強めていた[浜口裕子1996、135頁]。

県の下の子の村のトップである村長になると、さらに満洲国政府の意向は浸透していなかった。満洲国政府はかつて支配層に属した人物は村行政から排除したかった。だが、政府の政策を理解し、それを実行できる人物は旧支配者層以外にはいなかった。満洲国政府が旧支配者層を地方行政から除外したいと考えても、その要求にかなう人材を村でみつけることはできなかった。このため、奉天省の海城県では1936年になっても、満洲国政府の意図とは違い旧支配者層から村長を選ぶしかなかった(6)。

1940年代になると、地方行政機関の強化は協和会や合作社との連携により進められた。

協和会の会員は各地で活動し、「王道楽土」や「五族協和」などの満洲国が唱える理念の宣伝を行ったが、多くの「中国人」はその主張に耳をかさなかった(7)。満洲国政府は協和会と連携して地方行政への関与を強める政策を推進し、1941年4月に省長が協和会省本部長を兼任し、県以下でも行政機関のトップが協和会のトップを兼任することにした[満洲国史編纂刊行会編 1971、133頁]。

満洲国政府は協和会との連携だけでなく、合作社との連携も強めていた。満洲国政府は農産物市場を監督する目的から1933年に農事合作社を設立し、39年にその数は135社に達した。戦時体制の確立が叫ばれるなか、市や県を単位に合作社を設ける政策が浮上し、農事合作社の代わりに興農合作社が40年4月に設立された。興農合作社の最大の特徴は市、県といった地方行政単位に一致して組織された点である。40年8月の時点で興農合作社は満洲国全体の市、県、旗の約90%に設立され、地方行政機関と連携をとりながら農産物の流通、販売の監督を行った。ここに合作社は、農業政策の浸透を行政機関と連携しながらおこなう機関となった[飯塚靖 1986、474-486頁]。

以上のような経過をたどり、農村部では地方行政機関、協和会、合作社という「三位一体」的機構が形成された(8)。この結果、満洲国政府の影響力がどれだけ農村部に浸透したのかを検証することは難しい。しかしながら、限定的とはいえ、地方の農民たちにこうした「三位一体」的な行政力が意識されていた事実が確認できる[満洲帝国協和会 1943、199頁](第9章第3節参照)。

満洲国政府は1943年12月に「村建設要綱」を定め、村レベルにまでおよぶ統治力の浸透を試みた。「村建設要綱」には村長、協和会分会長、合作社長は同一人物にすること、行政屯を是正し自然屯を基本にすることが盛り込まれていた。しかしながら、村長、協和会分会長、合作社長の役割を一人で兼ねることのできる人材を村ごとに配置することは現実には難しかった(9)。

戦時体制の要求に適応できる人材を各村に配置することを満洲国政府は試みたが、それだけでは行政力は浸透しなかった。これまで政治権力に頼ることなく、むしろ政治権力の影響をいかに回避するかを念頭に機能していた村制を変えるには、村内有力者の考え方を必要があった。地主や高利貸しとして村内に影響力を持つ有力者が、満洲国政府の指示を従うのは自分たちの利害と一致した場合だけであり、戦争勝利や大東亜共栄圏の確立などは、彼らには無関係なものであった。満洲国政府は村内有力者をひきつけようとはしたが、戦争の激化に伴い、過大な農産物の供出や限界を下回る生活物資の配給という過酷な要求を農村に押し付けた。それゆえ、村内有力者を取り込むことは難しかった。

都市部では隣組を中心とした隣保組織を育成し、行政機関の命令の浸透や円滑な物資配給を行おうとした。こうした隣保組織の育成は1941年2月に「国民隣保組織確立要綱」が決定された以降、本格的におこなわれた[満洲国史編纂刊行会編 1971、141頁]。隣組の組織化は日本人については問題なかったが、「中国人」は隣組という機構そのものについての理解が十分ではなく、また行政側の意図を理解し実践する人材の不足も手伝い、満洲国政府が意図したような隣組の形成はすすまなかった(10)。

建国当初では満洲国政府の行政力がおよぶ範囲は限定的であったが、その後「親日的」人物の省長就任や地方行政機構の改革を行い、行政力を地方の末端にまで及ぼそうとした。

だが、行政力の浸透には、中央の政策を具体化する人材を地方の行政機構に配置する必要があった。そうした人材は少なかったため、満洲国政府は協和会や合作社と連携して人材不足を解決しようとした。とはいえ、末端の行政機構に中央の政策を推進できる人材を十分に配置できず、行政力の浸透には限界があったとまとめられる。

- (1)『満洲国現勢 康徳5年版』満洲国通信社、1938、23、46頁。
- (2)『満洲国現勢 康徳9年度版』満洲国通信社、1941、110頁。
- (3)『満洲国実業部月刊』2号、1932
- (4)「並大抵でない参事官の苦心」『満洲日報』1933年11月11日
- (5)「片倉進氏に聞く(1)」『ニューズレター(近現代東北アジア地域史研究会)』4、1993
- (6)「海城県における農村行政組織とその運営現態」『満鉄調査月報』17-3、1937
- (7)「前線点綴」『協和運動』1-1、1939
- (8)高木真人「農村に於ける協和会運動の再出発」『満洲評論』23-2、1942
- (9)「村建設要綱解説」『協和運動』6-2、1944
- (10)「国民隣保組織育成に関する座談会」『協和運動』3-5、1941

2. 農業政策の浸透

満洲国の人口の大半は農民であったので、農業政策は重要な意味を持っていた(1)。満洲国政府がまず推進した農業政策は農産物流通機構の改革であった。農産物の増産も計画はされたが、満洲国政府が農業部門に投入した資金はわずかであり、増産計画を大規模に進める意図はなかったと推測される[飯塚靖 1986、444頁]。満洲国政府は糧棧と呼ばれた穀物問屋が農産物売買を掌握する状況を変えなければ、適正な農産物売買はできないと考えた。糧棧の多くは地主や金融業も兼ね、農作物売買以外の側面でも農民生活に強い影響力を持っていた。糧棧のなかで、各省官銀号の傘下にあった官商糧棧の勢力はとりわけ強かった。1933年5月に満洲国政府は官商糧棧の全廃を決定した。だが、全ての糧棧を廃止することはできなかった。というのは、糧棧にかわるべき流通機構が無いなかでその全廃をするならば、農産物は出回らなくなるからであった[飯塚靖 1986、456頁]。

糧棧に独占された農産物の流通を是正するため、満洲国政府は1935年に交易市場を各地に設置した。交易市場の設置に当然のことながら糧棧は反発し、そこでの売買を妨害した。交易市場にも手数料が高率であったこと、手続きの煩雑さなどの問題があり、糧棧と取引する農民も依然として多かった[風間秀人 1993、108-111頁]。

満洲国政府は交易市場を設置して農産物流通の改革には着手したが、生産過程にまで踏み込んだ農業政策は日中戦争以前では行わなかった。農民たちは建国以前と同様に、自分たちの判断で作付けをし、収穫物を売買していた

日中戦争の勃発後、日本国内は戦時体制への移行を加速化し、対外貿易にも統制を加え始めた。満洲国は日本と密接な貿易関係を持つがゆえに、日本の貿易統制は満洲国にも影響をおよぼした。日本からの輸入に依存した生活必需品は値上りを始め、物価全般の高騰が問題となった。食料の高騰も著しかったので、満洲国政府は1938年12月に満洲糧穀会社を設立して米などの主穀の統制をはじめた。続いて、1939年12月には小麦の生産、配

給を統制する満洲製粉管理会社を設立した。

日中戦争の長期化は、主要輸出品であった大豆の位置づけにも変化をおよぼした。マンチュリア経済は大豆を輸出して、その見返りとして消費財や生産資材を外国から輸入するという貿易構造を持っていた。日中戦争の長期化により、満洲国経済はその生産力をはやく増強して軍需に協力する要請が強まったため、大豆の輸出を増やして生産資材の輸入を増やすことが求められた(2)。大豆輸出を増やす目的から、満洲国政府は1939年11月に満洲特産専管公社を設立して、大豆の流通統制を行うことにした。

日中戦争以降、生産者と需要者の間に統制会社が設立され、農産物に対する流通統制はより強化された。とはいえ、この時点での統制の対象は農産物の流通であり、農民の動向を統制下に置くことではなかった。また統制の主役は統制機関であり行政機構ではなかった(3)。

1940年になると満洲国政府は農産物の集荷を増やすため、行政力を動員し始めた。3月に「主要農産物出荷促進並滞貨収買方策」が発令され、行政側が農産物取引業者の在庫量を調査し、余剰だとみなされた数量は強制的に買い上げることができるようになった[風間秀人1993、121-122頁]。また4月に設立された興農合作社は「農民の自助的協同組織化により、国策に自発的奉仕協力」する組織とも称され、その設立目的は合作社を通じて行政側の影響力を拡大することにあつた(4)。9月には、期限内に出荷された農産物には収買価格のほかに奨励金を出す早期出荷奨励金制度の導入が発表された。これらの改革にもかかわらず、1940年の農産物出廻量は1938年の水準には達しなかった[風間秀人1993、124頁]。

農産物の流通過程への統制強化は、必然的に糧棧との争いを激化させた。満洲国政府は糧棧が持つ投機性と高利性を改め、制度化された枠内で手数料収入により存続する農産物売買機関に転化させようとしていた。投機的な農産物取引で利益を得ていた旧来の糧棧の在り方を否定し、適正な手数料にもとづき取引する存在に変えようとしたのである。1942年に安達近隣の糧棧を調査した報告では、農産物取引に対する行政側の監督が厳しくなり、糧棧は以前のような不正やごまかしは難しくなった状況について述べている(5)。

流通過程の改革だけでは農産物の集荷はできないと考えた満洲国政府は、行政力を使って農民たちへの規制を強め、農村から農産物を供出させる政策を推進した。1941年に実施された先銭制度は、行政側が各農村に出荷目標量を割当て、その出荷目標量に応じて各農村に先銭を払い、各農家は出荷目標量の達成に責任を負うという制度であつた。つまり、流通過程だけでなく、生産者である農家にも統制がおよび始めたのである[風間秀人1993、137-139頁]。

1941年4月に出された「農産物増産蒐貨確保方策要綱」には、行政、協和会、興農合作社の連携をはかりながら、農産物の増産をはかり、農産物集荷量を増やす内容が盛り込まれた(6)。そして42年には行政主導のもとに協和会、合作社の三者が連携した組織的な集荷が行われた。各県公署には集荷督励本部が設けられ、県公署の役人または協和会、合作社の指導員が直接村や屯に赴き出荷を督励した[華北食糧平衡倉庫1943、133-136頁]。こうした集荷活動の結果、「満系大官」の土地からも農産物を供出させることに成功した(7)。しかしながら、41年、42年も農産物の集荷量は計画の数量に達しなかった[風間秀人1993、第3章]。かかる行政主導による農産物集荷工作の実施は、日中戦争以後の満洲国をめぐる

状況変化の結果であり、建国当初からの既定方針ではなかった点は指摘したい。

行政力の活用を行う一方で、農業生産そのものの増産をはかる政策が 1941 年以降推進された(8)。アジア太平洋戦争の勃発後、農産物は「商品」ではなく「戦略物資」となり、その増産は戦争遂行にとって重要な意味を持つことになった。それゆえ、42 年には流通過程の改革より増産が重視されるに至った。増産の掛け声は大きかったが、38 年から 42 年にかけては、天候の不良、鉱工業部門を重視したため農業部門の労働者は不足したこと、価格統制により農業経営の採算が悪化したことなどから、農業生産は停滞・減少傾向を示した[山本有造 1997]。

農業生産の増産を果たすため、満洲国政府は戦時体制に適応した農村の育成を企図し、「自興村建設」というプランを 1942 年 3 月に考案した。自興村計画の趣旨は「農民の自興精神を喚起して農業生産力を旺盛」にし、これを中核に戦時体制の要請に即応した農村をつくる点にあった(9)。満洲国政府はついに末端の農村に着目し、農村の変革なしには戦時体制の確立はできないことに気がついたのである。43 年 12 月には既述した「村建設要綱」が策定され、村レベルにまで行政力を浸透させる試みが行われた。

満洲国政府は行政力だけでは十分に農村を掌握できなかったため、1943 年以降の農産物の集荷にあたっては、警察をも動員した強権的な農産物集荷を始めた。住民の食糧事情を考慮しない、略奪的な集荷が行われた場所もあった[日本帝国主義侵華档案資料選編 1991、603-616 頁]。43 年、44 年の集荷量は計画を突破したが、農村の生活事情は悪化し、危機的な食糧不足が生じていた場所もあった(第 10 章第 4 節参照)。

満洲国政府による農村への行政力の浸透はすすんでいたとはいえ、糧棧に代表される土着資本は依然として農民と深く結びついていた。糧棧の多くは、農産物の統制政策により流通過程での「うまみ」がなくなったことから高利貸業へと転身し、高利貸しにより農民たちを縛り始めた(10)。満洲国政府はさまざまな農業政策を策定、実施したが、最後まで糧棧と農民が結びついた従来の社会構造を変えることはできなかった。農民たちを糧棧(土着資本)の支配から解き放さないかぎり、農民を戦時体制に動員することはできないため、農村の社会構造の根本的な改革が必要だという見解が満洲国末期には出されていた(11)。しかしながら、こうした試みを行う人材も時間もなく、敗戦を迎えた。

戦争協力が第一となった日中戦争以降、満洲国政府の農業統制政策は流通過程の統制から生産過程の統制という方向性を示した。生産過程の統制を推進するには、農村に存在した旧来の社会構造を変革する必要があったが、そこまでの力は満洲国政府にはなかった。農村を戦時体制に適応したものに換え、しかる後に農産物の出荷量を増やすといった時間的余裕はなかったため、集荷計画の達成には警察力の行使という強権的な手段しかなかったと指摘できよう。

- (1) 1937 年の満洲国の有業者総数約 3200 万人のうち、農牧林業の従事者は約 2200 万人(約 70%)であった(『満洲国現勢 康徳 10 年版』満洲国通信社、1942、715 頁)
- (2) 『満洲国現勢 康徳五年版』満洲国通信社、1938、430-431 頁。
- (3) 「主要農産物の全面的統制」『満洲国現勢 康徳八年度』満洲国通信社、1940
- (4) 「興農合作社運動の躍進」『満洲国現勢 康徳九年度』満洲国通信社、1941
- (5) 「当世糧棧気質(上)」『満洲経済』3-11、1942

- (6) 「満洲国の農産物増産新対策」『東亜商工経済』5-5、1941
- (7) 「満系大官に要望す」『満洲日日新聞』1943年3月20日
- (8) 「農産物増産計画の概貌」『満洲国現勢 康德九年度』
- (9) 「農本国家への復帰」『満洲国現勢 康德10年版』
- (10) 「特約収買人廃止後に来たるべきもの」『満洲評論』27-9、1944
- (11) 「農村社会を繞る流通機構の変貌」『満洲経済』5-5、1944

3. 商業統制政策の浸透

満洲国政府がおこなった経済政策の特徴としては、資本主義経済の弊害を除去するための「国家的統制」や、1937年から始まった「満洲産業開発五ヵ年計画」に代表される「計画経済」が指摘できる。しかしながら、満洲国政府が「統制」や「計画」を前面に出してコントロールしていたのは、石炭、鉄鋼、セメントなどの鉱工業の生産・流通であり、その他の分野にまで統制を拡大する意向は強くはなかった。建国とともにすべての産業部門に統制が加えられ、中央主権的な計画経済がおこなわれたと考えるならば、それは満洲国経済の実態とはかけ離れた認識である。

食糧や消費財に対する流通統制が始まるのは、日中戦争の勃発が契機であった。1937年7月に日中戦争が始まると、同年12月に日本政府は「貿易統制法」を施行して貿易統制を始めた。生活必需品の多くを日本からの輸入に依存した満洲国にとって、日本の貿易統制は大きな影響をおよぼした。消費財の品不足から日用品の価格は上がり始め、やがて価格の高騰はすべての商品に波及した。新京の卸売物価指数は33年を100にすると、日中戦争前の36年は106であったが、39年上半期には172になった(1)。

物価の上昇は社会不安を招くので、満洲国政府はその抑制に乗り出した。物価抑制の手段として消費財の流通を統制する政策が選択され、自由な売買には統制が加えられた。指摘したい点は、消費財の統制は日中戦争以後の満洲国をめぐる情勢変化に対応して始まったのであり、満洲国に暮らす人々を窮乏化させることが目的ではなかった。

1939年以降、満洲国政府は生活必需品の配給統制を行うため、さまざまな政策を立案、実施した。39年2月に満洲生活必需品配給会社を設立し、生活必需品の適正かつ円滑な配給を行わせることにした(同年12月に満洲生活必需品会社に改組される)[満洲必需品会社1941、2-4頁]。1940年7月には「主要生活必需品価格並配給統制要領」を決定し、輸入連盟または満洲生活必需品会社の下部組織として主要都市に卸売連盟を、各地に小売連盟をつくることになった。ここに輸入連盟・満洲生活必需品会社→卸売連盟→小売連盟という段階的な統制機構ができあがった[石黒直男1941、18-40頁]。

1941年になると消費財統制の主役は、満洲生活必需品会社や輸入連盟といった統制機関から行政機関へと変わり始めた。41年からは「主要生活必需物資配給要綱(41年8月決定)」にもとづき、米、綿製品など15品目に全面的な切符制が導入された。切符制による配給統制は、行政機関の関与なしにはできないことであった。配給切符の発行、配給数量の決定などは行政側がおこなうことになり、人々の消費生活への行政側の介入が始まった(2)。

こうした消費財の配給統制に日本人商人、「中国人」商人の区別はなく、両者は等しく物資の仕入れと販売価格の規制を受けた。配給統制の結果、仕入れ価格や販売価格も決めら

れたことから、以前と同じ商売はできなくなった。満洲国政府は小売業者を営利業者ではなく生活物資の供給機関だと位置づけ、政府の計画のもとに物資を消費者に受け渡し、決められた手数料を徴収する存在にしようとした。そのため、日本人小売商人の商業活動は日中戦争以前とは大きく変わり、利潤の低下に苦しむ商人が多かった(3)。

しかしながら、「中国人」商人は日本人商人と同じではなかった。消費財の配給統制により、「中国人」商人の活動も規制されはしたが、統制をむしろ逆手にとり利益を得る「中国人」商人も多かった。統制が行われ商売に規制が加えられるほど、統制外での闇的商売には「うまみ」が増え、「統制発財」という言葉が「中国人」商人の間では語られた(4)。戦争完遂のスローガンを信じて、満洲国政府が命じる配給統制にしたがい日本人商人は利益を少なくしていたのに対して、「中国人」商人は配給統制の「すき間」を利用して利益をあげていたのである。

太平洋戦争勃発後の1942年になると、商品の不足は深刻化し、商品の販売自体が難しくなった。ハルビンにあった同興大、鴻興大、承文信という3商店の純益は40年以降減りはじめ、とくに42年の純益は大きく減少した。同興大の39年の純益は約17万円であったが、42年には約3万7400円に減っている。3店のなかで最も利益が減っていたのは鴻興大であり、39年の純益約16万円に対して、42年の純益は約1100円であった[満洲調査機関連合会1944、187、195頁]。

物品販売業では利益をあげるの難しいと判断した「中国人」商人は、商店を閉めるようになった。そして、新商売として土地の売買を始める商人が多かった[満洲調査機関連合会1944、13頁]。また、表向きには閉店したが、裏では統制を逃れて物品売買を行う「中国人」商人も多かった。闇価格と公定価格は数倍から十数倍の開きがあったので、闇市場での商売は商品さえ確保できれば大きな利益を上げることができた[東北財経委員会調査統計処編1991、547頁]。

こうした「中国人」商人の地下経済への潜航や統制逃れは、満洲国政府による商業統制政策の推進を妨げるものであった。「中国人」商人はなぜ満洲国政府の意図通りに動かないのか、その性質に対する関心が高まった。1939年に満洲国経済部と満洲中央銀行の協力によりおこなわれた調査報告は、吉林、営口、錦県にある合股組織の企業225を対象にしている[守随一1941]。「中国人」資本の特徴として、流動資産が多く固定資産の少ない点を指摘している。そして流動資産の特徴として、信用により自己資金を上回る資金、商品を手にし、自己資金以上の在庫を持っている点をあげている。また調査対象の225企業中、銀行に預金していない企業は98を数え、全体の44%を占めた。銀行への預金よりも他の「中国人」資本への投資が積極的に行われたので、銀行へ流れる資金は少なかった。

以上のような「中国人」資本の特徴は、その活動を次のようなものにしていった。第一に、固定資産が少ないため市況の変化に柔軟な対応ができ、「昨日の織布業者が今日は砂糖の買溜をやる」という行動を可能にしていた。第二に、固定資産が少ないため、自己資本が少なくても開業できた。第三に、他の「中国人」資本からの融資により資金を集めることが容易にできるので、自己資金が少なくても開業できた。これら3点は相互に関連を持っており、自己資金が少なくても他の「中国人」資本からの融資で資金が調達できるので、ぎりぎりの自己資本を残すだけで、資本の多くを他の「中国人」資本への投資にまわすとい

う行動がとられた。「中国人」資本間の借入金の利子は月利1分ないし1分5厘が一般的であり、普通銀行の定期預金の利子は月利1分におよばなかった(5)。それゆえ、資金は「中国人」資本間を還流するだけで、銀行には流れていかなかった。

満洲国政府の統制政策とは別の次元で「中国人」商人の資金は還流しており、「中国人」商人はより利益の多い場所に資金を投資していた。こうした「中国人」商人の行動様式についてはある程度調査できたが、「中国人」商人がその資金をどの企業に、どれくらいの規模で、どんな目的から投資するのかといった、投資活動の具体的な姿については、ついぞ敗戦まで調査することはできなかった[江夏美千穂 1986]。満洲国政府は「中国人」商人が持つ固有の特徴に気が付きはしたが、具体的に資金がどのように流れていたかについては、最後まで明らかにできなかったのである。

満洲国政府は「中国人」資本を動員するためにも、その実態を把握したいと考えていた。だが、その把握は容易ではなかった。例えば、ハルビンで行われた「中国人」資本の調査では、資産調査の結果はばらばらであり、どれを信用してよいかわからなかった。その理由は資産算定の方法が日本人と「中国人」では異なり、日本人は土地や山林の価値を積算して算定するが、「中国人」は自分の資産を売りに出したならばいくらで売れるかを基礎に算定していた。それゆえ、「中国人」が10万円程度と算定したならば、日本的には10倍の100万円に相当するという見解も出されていた(6)。

配給統制を行う上で、「中国人」資本の特徴について十分に理解していないことが、その円滑な実施を妨げていた。とくに「中国人」の経済観について、なかでも「中国人」の貨幣と物に関する考え方を理解していないことが、配給統制が機能しなかった原因の一つであった。物価に関して、日本人は物価の上がる原因を物の側から考える。このため、物が高い時は買うのをやめてお金を節約し、値段が下がった時に購入する、という行動をとる。これに対して「中国人」は物価があがる原因を貨幣の側から考える。つまり物価の上昇は貨幣の下落が原因だと考え、貨幣を物に換えなければ貨幣の下落により貧乏になるので、すみやかに貨幣を物に換えていた。日本人から「中国人」を見れば、節約を叫ぶ政府の命令をきかない行動をしていると映り、「中国人」から日本人を見れば、貨幣の下落をただ見ている不可解な民族と映った(7)。貨幣を物に換える「中国人」に対して物の節約を説いても、言う事をきく「中国人」は少なく、「中国人」は天性として「換物思想」を持っているという主張も唱えられていた(8)。

「中国人」の経済観念もさることながら、満洲国政府が主張した戦争勝利のために配給統制は必要だという見解は、「中国人」には理解できないものであった。というのは、満洲国下の「中国人」は、これまで国家権力の保護を受けることなく、自分たちの力で社会を生き抜いてきた。そのため、国家に保護を求めるという発想は薄かった。これに対して日本人は非常時だからゆえに国家の保護を求め、その見返りとして国家の要求に従う行動に出ていた。したがって、国家の非常時だから協力して欲しいという考えは日本人の考えであり、「中国人」には説得性を持たなかった(9)。

なぜ「中国人」商人を統制下に置くことができないのか、新京商工公会調査科は1943年にその原因について調査した。その結果は、「中国人」商人は利率の高い投資先に向かう傾向があるため、満洲国の政策とは無関係に投資先を決定している状況を指摘し、結論と

して、現状において「中国人」商人を満洲国の側に向かわせる有効な手段は存在しないという見解を出していた(10)。建国から10年あまり経過し、戦時体制の確立が強行的にすすめられるという状況になっても、「中国人」商人を動員する方法はないという驚くべき結論をこの調査報告は述べている。

また、行政機関が戦争勝利のために「中国人」資本の動員が必要だと主張しても、「中国人」資本には「中国人」固有の性質があるので、戦争勝利などの日本国内と同じ方法で呼び掛けても無理だという意見も出されていた(11)。

1938年以降、消費材に対する流通統制が始まり、その後は配給統制に関わる組織も設立され、その整備が進められた。行政と連携した切符制まで導入して消費財の流通統制をしようとしたが、「中国人」商人が行う独自の活動の統制はできなかった。こうした動向から、「中国人」商人は満洲国政府の出す政策の影響を受けながらも、これまでの行動様式を捨てずに自分たち利益を守っていたと指摘できよう。物資の配給統制により、苦しい日常生活を強いられた「中国人」は多かった。だが、満洲国政府の政策は「中国人」商人の行動様式を根本的に変えるほどの力は持っていなかったと指摘できよう。

- (1)「満洲物価の動向」『満洲国現勢 康德8年版』
- (2)「満洲国に於ける生活必需品の通帳切符制配給統制規則」『大東亜経済』7-8、1943
- (3)「在満日系商業層の正体」『満洲経済』2-2、1941
- (4)「満系新生活図」『満洲日日新聞』1941年10月20日。
- (5)より具体的な商家預金の利息については、満洲中央銀行調査課『満系商号ノ資本構成ト商家預金利息ニ関スル調査』1940を参照。
- (6)「哈爾濱に於ける満系商業資本最近の動向に就いて」『国務院総務庁統計処調査』2-1、1942
- (7)「生産材の統制配給より観た奉天」『奉天商工公会調査月報』3-8、1940
- (8)「警察より観た支那事変下奉天市民の動向」『奉天商工公会調査月報』3-7、1940
- (9)中西仁三「満洲国に於ける貯蓄奨励運動と小売商許可制問題に就て」『新京商工月報』19、1940
- (10)新京商工公会調査科「満系遊資動員策(二)」『新京経済季報』3-3、1943
- (11)朱問章「一満系の希ひ」『満洲商工経済』1-1、1944

4. 徴税政策の推進

張作霖・張学良政権下での東三省の税制は、各省それぞればらばらであり、共通性も統一性もなかった。また徴税当局は、徴税行為は国家財政を支えることにつながるという認識は稀薄であった。それゆえ、無規律な徴税が行われたり、税収の多くが徴税職員に着服されたりもした。さらに問題なのは、徴税機関のトップが更迭されると下級職員に至るまで入れ替わるといふ、職員の人選、給与がトップの意向により左右されていた点である(1)。こうした問題を是正して、確実な徴税ができるよう徴税機構を整備することに満洲国政府は取り組んだ。

まず満洲国政府は徴税機関の改革に着手した。1932年7月に旧来の財政庁を廃止し、税務監督署を設置した。税務監督署の副署長には必ず日本人が就任し、従来 of 請負的な徴税

業務の改善を試みた。税務監督署の副署長に就任した日本人は、税務関係の専門家がほとんどであった。奉天税務監督署副署長になった早借喜太郎は、日本国内の税務署に勤務していたが、32年に渡満して奉天税務監督署の副署長に就任した(2)。滨江税務監督署副署長の阪田純雄、熱河税務監督署副署長の猪野々正治も日本国内の税務署に勤務していたところを引き抜かれ、満洲国に赴任した人物であった(3)。龍江税務監督署に赴任した浜本宗三郎だけは、かつて張作霖の軍人教官を務めたという陸軍軍人であり、税務畑の専門家ではなかった(4)。吉林税務監督署の副署長は32年7月の時点では欠員になっており、吉林省では税務監督署自体が起動していなかった。

税務監督署の設立を行う一方で、その下部組織である税捐局の改革にも着手し、1932年10月には9カ所の税捐局に日本人指導員を配属した。税捐局員の意識を改めるため、33年10月に40カ所ある模範税捐局の職員は正式の職員に任命され、その給与も中央の給与規定に則り支給されることになった(5)。言い換えるならば、33年10月以前では税捐局の職員は満洲国政府が任命した官吏ではなかった。この時点で正式職員になったのは模範税捐局の職員だけであり、それ以外の税捐局の職員は依然として正式職員ではないという状況であった。

1933年夏に行われた開原税捐局の調査報告は、税法について理解の乏しい職員が在職したこと、下級職員の給与は生活できないほど低いことを指摘している(6)。また通河税捐局では、建国前の職員が依然として職員の大半を占めていた。税捐局長の賀福受は29年に通河税捐局の局長に就任し、34年においてもそのまま局長をつとめていた(7)。建国当初の徴税機関の状況は、満洲国政府の意向を実現できるレベルには達していなかったことがうかがえる。

建国当初は徴税機関の掌握が十分ではなく、1932年9月の時点で毎月正確に送金してくる税捐局は全国142ヶ所のうち29ヶ所に過ぎなかった。そして連絡のつかない消息不明は79ヶ所にも達した。こうした状況は漸次改善され、34年5月では定額以上の送金をしてくる税捐局は全国158ヶ所のうち111ヶ所になった(8)。税捐局の掌握は、34年には一定の成果を収めていたと評価できよう。

徴税機関の改革と平行して、租税の統一もすすめられた。満洲国政府は各省ごとにばらばらであった内国税の体系を、収益税(田賦、営業税、出産税など)、消費税(塩税、酒税など)、流通税(契税、印花税)の3系統に整理しようとした。1935年8月に地方税法が、36年5月には国税徴収法が公布され、税制体系の整備は進み、日本型租税国家への移行が推進された[柴田善雅 2001]。

以上のような徴税機関の改革、租税体系の整備の結果、満洲国に暮らす「中国人」の税負担がどのように変化したのか、具体的に検証することは難しい。日中戦争以前に行われた農村調査の報告書を検討した江夏由樹の見解によると、満洲国期の農民の課税負担は張学良期と同じであったとしている[江夏由樹 1988]。

満洲国政府は日中戦争開始までは徴税機関の改革や租税体系の整備に力を入れており、増税を推進したわけではなかった。ところが、日中戦争の勃発を契機として増税政策が浮上し、各種の増税が行われた。

満洲国政府は日中戦争が勃発した1937年以降、税制に関して2つの方向性を示していた。

1つは全般的な増税であり、もう1つは間接税の比重が高い傾向を改め、直接税の比重を高めることであった。満洲国政府は37年12月には給与所得に源泉課税して徴収する勤労所得法を制定し、直接税の増加をはかる試みを始めた。39年には勤労所得税、法人営業税の引き上げを行い、40年には直接税である事業所得税を創設するなど、直接税の増収を行った(9)。

税収を増加させるには、ただ税金の品目を増やすだけでは無理であり、徴税機構、行政機構が整備され、円滑な徴税が行われる必要がある。既述した地方行政機構の改善により、1940年代には相応の行政機構が整い、地方にも一定程度政策が浸透するようになった。内国税の増加は、地方行政機構の機能が高まったことのあらわれとも考えられる。41年の北満の農村では、行政側の目がおよぶようになり、学校設置費用や道路修理に使われる税金も徴収されるようになったことから、日中戦争前に比べて現銀の出費は3倍になったという現象が観察されていた(10)。

1941年以降、満洲国政府は戦時体制を推進するため大規模な増税を実施した。41年には特別売銭税、通行税の創設、酒税、巻煙草税の引き上げが行われ、間接税は大幅に増えた。直接税も法人所得税、資本所得税が創設され、税収の増加がはかられた。43年度の内国税収入は5億7900万円が予算として計上され、前年度の3億8400万円に比べて50%も増加するという大増税が実施された(11)。

税収そのものは増えていたが、直接税を中心とする租税体系への移行は進んでいなかった。直接税は1937年から44年にかけて6.6倍増え、間接税よりも早いテンポで増加した。しかしながら、44年においても直接税の割合は全体の24%に過ぎず、間接税に依存する割合は大きかった。表1、表2は1941-44年の直接税と間接税の推移について示している。直接税で増えているのは事業所得税や法人所得税である。勤労所得税も増えてはいるが、その全体に占める割合は44年でも13%にとどまっている。間接税は41年に制定された特別売銭税の増加が著しい。これに特別売銭税と巻タバコ税を加えるならば、44年には全体の60%に達している。これらの税収増加により、30年代では間接税のなかでは最も大きな割合を占めた関税は、44年には13%にまで減少していた。

満洲国政府は直接税を引き上げたいと考えていたが、その実施は難しかった。というのは、直接税を徴収するには住民個々の状況を十分に行政側が把握する必要があるからである。満洲国政府は日本人の状況については相当に把握していたが、「中国人」の把握は十分とはいえなかった。それゆえ、直接税の引き上げは日本人の負担が重くなるとの懸念から、その増加は控えられた(12)。つまり、満洲国の増税政策は満洲国が抱える特質に制約された側面もあり、政府の意向がそのまま貫徹したわけではなかったのである。

国をあげて増税に取り組んでいたにもかかわらず、地税の増加は微々たるものであった。1941年以降の戦時財政下では地税の引き上げも行われたが、36年の地税収入は約953万円(決算)であり、44年は約1000万円(予算)と増加のテンポは鈍い(13)。地税の改革は進んでいなく、吉林省で34年に行われた調査では、土地台帳は簡単なものしかなく、実際の土地所有者や納税義務者の住所、氏名は判然としない状況を指摘している。土地所有の調査は早急に行う必要があるが、調査は増税への準備と民衆からは受けとめられるので、慎重に行うべきだとも指摘している[満洲国経済部税務司国税科1938、87-88頁]。36年の

時点でも土地所有についての調査は進んでいなく、わずかに田賦・大租という従来の名称が地税に変わっただけにすぎない、という批判が出されていた(14)。

「中国人」有力者の多くは、広大な土地を所有していた。中華民国期の土地権利問題について検討した江夏由樹は、「中国人」有力者は土地の権利関係を水面下に置き、政治権力からの徴税を避けようとしていた事実を明らかにしている[江夏由樹 1997]。満洲国に参加した有力者たちも、多くの土地を所有していた。例えば軍政部大臣や治安部大臣を勤めた于芷山は海城県に広大な土地を所有し、その名義は兄弟や夫妻に分散され、外からでは容易にその全容はわからないようにしていた[江夏美千穂 1986]。地籍整理を強行して地税の増収をはかることは、満洲国政府を支える「中国人」有力者の既得権益の破壊につながる恐れがあった。それゆえ、税収増加の手段としては選択されなかったと推測される。

満洲国政府は税収確保のため、税制の統一、徴税機関の整備、新税の導入などを行っていた。その結果として税収は増えてはいたが、地税のようにマンチュリア社会と対立を深める結果を招く恐れのある税収は増えていなかった。また「中国人」の状況を十分に把握できないことから、直接税を増加することにも限界があった。それゆえ、満洲国政府は間接税を中心とした税収の増加という政策を推進せざるを得ず、その目論見を十分に達成することはできていなかった。

- (1)「大同二年目指して奉天省公署の躍進 2 税務当局の徴税策」『満洲日報』1933年1月18日
- (2)『日本人物情報大系 13』181頁。
- (3)『日本人物情報大系 11』604頁、『日本人物情報大系 14』180頁。
- (4)『日本人物情報大系 11』646頁。
- (5)『満洲国現勢 康徳二年版』190-191頁。
- (6)満洲国財政部『地方財務機関特別調査事蹟報告書 開原』1936、100頁。
- (7)満洲国財政部『地方財務機関特別調査事蹟報告書 通河』1936、4頁。
- (8)『満洲国現勢 康徳二年版』192-193頁。
- (9)「満洲国財政小史」『満洲評論』25-13、1943
- (10)「北満農村の実態」『満洲評論』20-13、1941
- (11)「満洲戦時経済の現段階」『満洲評論』24-2、1943
- (12)「決戦下における増税の方向」『満洲商工経済』1-2、1944
- (13)「満洲主要統計」『満洲国現勢 康徳10年版』満洲国通信社、1942
- (14)「夏姿三態 満洲国地税法・契税法及び国税徴収法批判」『満洲評論』10-23、1936。

おわりに

地方行政、農業政策、商業統制、財政政策を題材に満洲国政府が実施していた政策の内容と、そうした政策がマンチュリア社会にどのように浸透していたのかについて考察した。考察を通じて得られた見解として、満洲国政府の政策は日中戦争の以前と以後とでは、その内容に違いのあった点を指摘したい。日中戦争以降の政策は日本の戦争遂行に必要な戦略物資を集めることに力点が置かれ、太平洋戦争以降その傾向は一層強まった。満洲国の生産力そのものを高める方向性は後退し、戦略物資をどれだけ多く集めるのか、という観

点から政策は出されていた。

政策内容の問題点を指摘するならば、満洲国政府の政策はマンチュリア社会や「中国人」の民族性についての理解が不十分なため、末端の社会まで浸透しにくい内容であった。また、日本の要求が主に盛り込まれたため「中国人」の関心をひくものではなかった。内容の問題もさることながら、政策を伝達、実行する人材を十分に配置できなかったため、政策を「中国人」に理解させることや、主旨に則って運用することができなかった。

日中戦争以降、満洲国政府は統制経済政策を推進したことから、満洲国政府の意向とマンチュリア社会の現実がぶつかる度合いは増大した。その結果、マンチュリア社会が持つ固有性を統制下に置かなければ、意図する政策の貫徹はできないことに満洲国政府は気が付いた。それゆえ、行政機構を強化して末端にまで政策を浸透させる努力をしたが、土着資本の抵抗や人材不足のため十分果たせなかった。そうしたなか戦局は激化し、手早く取れる部分から収奪するという政策が実行されてしまった。警察力の動員や略奪的な農産物の集荷は、かかる方向性が行き着いた一つの結果だと考えられる。

マンチュリア社会が持つ固有性は、敗戦後に行われた中国共産党による土地改革や資本主義改造の中で、その変革が行われたと考えられる。中国共産党が実施した政策の影響力や問題点を考えるにあたって、満洲国支配がマンチュリア社会に与えた影響の検討は不可欠だと考える。

参考文献

飯塚靖

1986 風間秀人「農業資源の収奪」『日本帝国主義の満州支配』 pp. 423-545

石黒直男

1941『満洲国生活必需品の配給統制』満洲図書 503p

江夏美千穂

1986「満洲における企業形態『合夥』」『アジア経済』27-3 pp. 72-86

江夏由樹

1988「1930年代の中国東北農村における公租公課」『一橋論叢』120-6 pp. 16-37

1997「土地権利関係をめぐる中国・日本の官民関係」『アジア経済』38-1 pp. 2-24

風間秀人

1993『満州民族資本の研究』緑蔭書房 270p

華北食糧平衡倉庫

1943『満・北支食糧蒐荷機構並蒐荷対策ノ比較研究』160p

柴田善雅

2001「初期『満洲国』における財政制度の構築」『深まる侵略 屈折する抵抗』研文出版 pp. 47-78

鈴木隆史

1992『日本帝国主義と満州 1900～1945』上、下 塙書房 451p、429p

地方財政有志の会編

1986『満洲国の思い出』地方財政有志の会 338p

日本帝国主義侵華档案資料選編

1991『東北經濟掠奪』中華書局 986p

東北財經委員会調査統計処編

1991『旧満洲經濟統計資料』柏書房 586p

浜口裕子

1996『日本統治と東アジア社会』勁草書房 291p

満洲国經濟部稅務司國稅科

1938『地稅制度調査書』248p

満州国史編纂刊行会編

1971『満洲国史 各論』満蒙同胞援護会 1291p

満州史研究会編

『日本帝国主義下の満州』御茶の水書房 402p

満洲調査機關連合会

1944『傅家甸ヲ中心トシテ見タル哈爾濱土着資本質的調査報告書』

満洲帝国協和会

1943『全国連合協議会記録第11回－康德10年度－』

満洲必需品会社

1941『満洲生活必需品株式会社概要』46p

守随一

1941「土着資本と資金動員」『満洲經濟研究年報－昭和16年版』pp.291-352

山本有造

1997「満洲国農業生産力の数量的研究」『アジア經濟』38-12 pp.32-47

表 1. 直接税の推移 (万円)

税 目	1941	1942	1943	1944
勤労所得税	786.5 (7.4%)	854.2 (5.6%)	1,985.8 (9.2%)	3,255.0 (13.2%)
事業所得税	4,286.3 (40.4%)	6,306.1 (41.7%)	7,829.1 (36.4%)	7,208.5 (29.3%)
資本所得税	17.8 (0.2%)	702.1 (4.6%)	1,902.0 (8.8%)	1,412.5 (5.7%)
法人所得税	—	3,466.6 (22.9%)	7,047.0 (32.7%)	1,0188.1 (41.4%)
法人営業税	4,195.0 (39.5%)	1,902.9 (12.6%)	763.1 (3.5%)	—
地 税	600.9 (5.7%)	904.0 (6.0%)	961.7 (4.5%)	1,011.7 (4.1%)
その他	735.7 (6.9%)	987.7 (6.5%)	1,032.2 (4.8%)	1,528.7 (6.2%)
合 計	10,622.2	15,123.6	21,520.4	24,604.5

注 ; 1941 年は決算、1942~44 年は予算。合計金額は修正した。

出典 ; 「決戦下における増税の方向」『満洲商工経済』1-2、1944 より作成。

表 2 間接税の推移 (万円)

税 目	1941	1942	1943	1944
関 税	14,236.7 (37.2%)	12,010.2 (30.6%)	10,175.5 (20.4%)	9,158.6 (13.0%)
専売益金	6,510.2 (17.0%)	5,426.6 (13.8%)	7,211.8 (14.5%)	9,524.2 (13.6%)
特別売銭税	1,153.2 (3.0%)	3,542.1 (9.0%)	10,962.0 (22.0%)	17,204.8 (24.5%)
酒 税	2,599.1 (6.8%)	3,698.4 (9.4%)	3,625.0 (7.3%)	6,389.0 (9.1%)
巻タバコ税	11,069.1 (28.9%)	12,681.5 (32.3%)	16,000.0 (32.1%)	25,803.8 (36.7%)
その他	2,740.5 (7.2%)	1,932.9 (5.0%)	1,909.8 (3.8%)	2,175.4 (3.1%)
合 計	38,308.8	39,291.7	49,884.1	70,255.8

出典 ; 表 1 に同じ。

第9章 1940年代における統治政策のマンチュリア社会への浸透

はじめに

満洲国についての研究は進展しているにもかかわらず、建国後にマンチュリア社会がどのような変容を遂げていたのか、満洲国政府の実施した統治政策とのかかわりから検討した研究は少ない。とくに、1940年代については史料的制約もあり、本格的に分析されたことはなかった。本章では、満洲国政府がおこなった統治政策が、どれだけマンチュリア社会に浸透し、社会変容を引き起こしていたのか40年代の動向を中心に検討する。

1940年代の満洲国をとりあげた研究としては、第一に鈴木隆史[1992]が挙げられる。鈴木隆史は満洲国と日本の関係を軸に、日本の置かれていた状況とのかかわりから満洲国の支配政策の変遷について述べ、40年代になると戦時体制の進展にともない「ファッショ的民衆支配の体制」が形成されたとしている。鈴木隆史の問題点としては、満洲国政府が実施した統治政策の内容から、社会状況までも変化しているとみなしていることである。統治政策が社会においていく過程で生じていた矛盾、摩擦の検討なしに、統治政策が満洲社会を規定していたかのような論法は、満洲社会を視野に入れていないと言えよう。

こうした傾向は解学詩[1995]においても指摘される。例えば、末端社会を掌握しようとする目的から設けられた興農会や協和会を評価して、これらは「人民」の抵抗により名義だけの存在になってしまったとしている。しかし、いかなる「人民」の抵抗が興農会や協和会を無力化していたかについては述べていない(1)。

浜口裕子[1996]は官吏の動向を分析することにより、満洲国の統治機構がどのような人材によって構成されていたのかを明らかにしている。浜口は大臣、省長、県長の変遷を調べ、大臣、省長には日本側に都合の良い人物が就任していたが、県長は1940年代においても満洲事変前からの県長がいたこと、他県に再任されるケースも多く、日本側の意向が県長人事には貫徹していなかったことを指摘している。また風間秀人[1993]は糧棧(穀物問屋)の動向を分析し、農産物統制が進められていくなかで、大資本の糧棧は解体させられたとはいえ、糧棧に依存しない農産物の集荷は難しく、中小資本の糧棧までも消滅させることはできなかったことを明らかにしている。

本章では史料的な限界を踏まえつつ、満洲国政府が推進した統治政策がどのようなもので、それらは満洲社会をどこまで包摂していたかについて検討してみたい。そして、満洲国が実施した政策と満洲社会の矛盾を浮かび上がらせたい。このような課題に答える手順として、第1節では、満洲国政府はどのような統治機構を組織してマンチュリアを統治しようとしていたのか検証する。第2節では、1940年代における最大の問題であった統制経済の実施状況について考察する。最後に第1節、第2節で指摘した統治政策を、マンチュリア社会はどのように受けとめていたかについて分析してみたい。主要には1940年代を検討時期としたが、行論の関係からそれ以前の事柄についても触れている。

(1) また、「国民隣保組織確立要綱」(1941年)をもとに実施された隣保組織により、「人民」は奴隷状態になったと述べている。興農会や協和会の組織化が形骸化していたにもかかわらず、隣保組織による「人民奴隷化」は可能だったのだろうか(435頁)。

1. 統治機構の特徴

満洲国政府はどのような統治機構によりマンチュリアを支配しようとしていたのか、その特徴についてみてみたい。

機構上では国務総理大臣が行政機構のトップに置かれていたとはいえ、国務総理大臣は無力に等しく、重要な権限は総務庁に集中していた。総務庁は人事、予算の決定権の他に、法律制定や国家運営の企画立案についての権限も握っていた(1)。1939年には地方行政の監督権を、41年には出版物、放送に対する検閲権を持ち、43年には警察行政を統轄する警務総局を管轄下に収めた[満洲国史編纂刊行会編 1971、8-9頁]。総務庁の権限拡充は、一貫して続けられていた。総務庁以外の中央官庁は、総務庁の決定に従う形式でそれぞれの担当行政を行っていた。

行政機構上の特徴は総務庁中心主義とまとめられるが、各機関で働いていた人的構成はどのようになっていたのであろうか。1942年になると中央官庁の大臣は建国時の人物とは変わり、年齢も若く、「親日的」で実務経験に優れた人物が就任していた[浜口裕子 1996、114-119頁]。大臣構成の変化については浜口裕子が明らかにしているので、ここでは官吏の人数について『満洲国官吏録』(満洲国総務庁人事処発行)を材料に検討してみたい。『満洲国官吏録』は姓名しか掲載されてなく、名前の特徴から日本人は特定できるが、漢人、朝鮮人、満洲人、モンゴル人などは判断できないので一括して「中国人」とした。表1、表2は34年12月と40年4月時点での、中央官庁における日本人と「中国人」の人数、比率を表している。表の人数は各部が直轄する部門だけであり、外局の官吏や兼職者は除外しているので中央官庁全体の総人数ではない。また行政改革によって政府機構も変化しているので厳密な比較はできないが、おおよその傾向は理解できると考えた。

1934年時点では中央官庁の53%が日本人で占められ、とくに日本人の比率が高いのは総務庁であった。40年になると日本人の比率は増加し、69%となっている。「中国人」は総数的にも686人と34年の752人より減少している。中央官庁では日本人が増え、「中国人」は整理、削減されていた傾向が読み取れる。日本人の比率が最も高いのはやはり総務庁で、他の官庁より官吏数も多い。数ある行政機関の中で総務庁が重視されていたことは、人的構成からも理解できよう。政策のほとんどに関与できた総務庁に多数の日本人が配置されていたことは、政策決定が日本人主導で行われていたことを推測させる。

次に地方官吏についてみてみたい。建国当初、奉天省長には臧式毅、吉林省長には熙洽と、それぞれの地方有力者があてられていた。満洲国の統治機構がマンチュリア社会にパイプをもたないことを、在地有力者をおさえることによって解決しようとしていた。しかしながら、このような地域社会の自立性を温存したままの方式では、中央が直接地方を統治することは難しかった。このため、1934年に行政区画を10省に細分化して省長の権限縮小をはかった。省長には「親日的」態度をとる人物が選定され、中央集権支配の貫徹をはかろうとしていた[浜口裕子 1996、123-127頁]。

中央官庁と同様に『満洲国官吏録』を加工して、各省公署に勤めていた官吏の内訳を数えてみた(表3、表4)。1934年では日本人の比率は29%と過半数に達してなく、奉天省や吉林省などでは50人以上在職しているが、辺疆の黒河省(18人)、興安省(11人)に勤務した日本人は少ない。ところが40年になると日本人の比率は65%に上昇し、34年から

40年にかけて約1300人も増えている。これに対して「中国人」の人数は950人であり、34年より100人ほど減少している。満洲国政府は省公署に大量の日本人を登用していたのであった。省公署に勤める日本人官吏の増加は、地方行政に対する日本人の影響力が増大していたことを推測させる。

以上は省行政をめぐる状況で、省より一段階下の県の動向は省と同様ではなかった。省長人事は満洲国政府が掌握していたが、県長人事に対する中央の指導力は限定的であった。浜口裕子が検証した満洲事変をはさむ1931年1月から32年後半までの県長構成によると、奉天省58県のうち半数の29名が、吉林省では42名の県長中9名が、黒龍江省では42名の県長中17名（確認できた人数）がそのまま県長にとどまっていた[浜口裕子 1996、98頁]。33年8月に発表された「各県公署暫行組織画一概要」は、建国一年後になっても県長はまだ正式に任命されたものではなく、県公署の職員は県長が任意に採用しており、こうした状態は早急に改めなければならないと述べている[満洲国通信社 1934、5頁]。

県長人事に満洲国政府が介入できた側面は限定的であり、同一人物が長く県長を務めていたことや、他県の県長への再任も多かったことを浜口裕子は明らかにしている[浜口裕子 1996、130-135頁]。150以上あった県行政（県以外に約30旗—モンゴル人の住む地域の行政単位）のすべてを、日本人や親日派が取り仕切ることなどは無理であったのだろう。とはいえ、1930年代後半より日本留学経験者や大同学院（満洲国官吏の養成学校）卒業生の県長就任、国境を持つ県には日本人の県長が配置されると、県長人事への介入はしていた。つまり建国当初の県行政は、建国以前の県長に依存せざるを得ない部分が大きかったが、しだいにこの部分は小さくなっていった（消滅してはいない）とまとめられよう。

統治機構以外に社会統治のために活用されていた組織として協和会（1932年7月発足）があげられる。協和会の会員は建国理念の啓蒙をおこない、その理念の浸透を目標に活動していた。協和会自体は統治機構と制度上の関係はなく、民間の民衆教化団体ともいえる存在であった。

しかしながら、1936年7月の新綱領で「満洲帝国協和会は唯一永久、挙国一致の実践組織体として政府と表裏一体となり」との主張を打ち出し[満洲国史編纂刊行会編 1971、98頁]、行政機構との一体化が指向された。翌37年8月には「会員規則」が制定され、協和会への加入は届け出だけで可能となっただけでなく、「分会組織に関する規則」も制定され、各地に協和会分会が作られていった。ここに協和会の大衆化路線は明確になり、会員は増加していった。36年以前の会員は約30万人であったのが、37年は約80万人、41年は約280万人、44年には約430万人になっていた[風間秀人 1986、27頁]。民族別の会員数で、最も多数なのは漢人であった（表5）。ところが民族ごとに人口中の会員比率を算出してみると、日本人は約32%（日本人の総人口は40年で約107万人。以下、40年の人口を使って計算した）、朝鮮人（総人口は約135万人）は約15%、漢人（約4057万人〔満洲人、モンゴル人を含む〕）。漢人のみの統計は探せなかったもので、やむなくこの数値を採用した）は10%に達していないと、最も組織されていたのは日本人であったことを示している。

協和会が地方の農民に影響力を及ぼすようになるのは、分会が各地に設置されはじめた1937年以降だと考えられる。もっとも、39年にハルビン南方の双城県で行われた農村調査によると、協和会についてほとんどの農民は知らないと答えている[野間清 1940]。

協和会の会員は建国理念の浸透をはかる活動を展開するなかで、建国精神の実現には現存している社会問題の解決をしなければならないことに気がついた。地方社会の問題は、税金の滞納、開拓地買上げをめぐる問題、通匪容疑者の釈放運動など多岐にわたり、その解決は建国精神だけでは無理であった。社会問題の矛盾に耳を傾け、その解決に奔走すればするほど、何らかの政治権力を協和会会員が持っていなければ、その解決は難しいことが明らかになりはじめた。

一方、満洲国政府は協和会を民衆動員に利用しようと考えていた。戦時体制の確立が叫ばれるなか、行政力の不十分性を協和会の利用によって補おうとしたのである。1940年代の主要課題は戦時体制の確立と統制経済の効率化であり、具体的に都市部では適正な配給機構の整備、農村部では農産物出荷量の増加、円滑な生活必需品の配給などであった。統制経済の推進には、これまでのマンチュリア社会が経験したことの無い水準にまで行政側が社会を掌握する必要があった。分会の数を増やし会員を増加させていた協和会に、行政と社会の媒介的な役割が求められたのであった。

こうした協和会と行政側のそれぞれの指向は両者の一体化を促し、1941年4月に行われた機構改革により一体化は実現した。省長が協和会省本部長になり、県以下でも行政機関のトップが協和会の首脳を兼任することになった[満州国史編纂刊行会編 1971、133頁]。建国精神のみでマンチュリア社会と闘っていた協和会会員は、ここに政治権力を行使できる権限を持ったのである。とはいえ制度的改革の実施と、現実にどれだけの問題を解決できたかどうかは、別々に検討されなければならない。

協和会と行政の一体化は、協和会が主張していた建国理念の実践という理念を後退させるという結果を招いていた。というのは、行政との一体化から1941年に大規模な人事異動が行われ、会務職員の多数が政府や特殊会社へ転任したため、協和会本来の組織的活動は低下を余儀なくされていたからである。そして、協和会職員の職務が分散されたことから、行政側の要求にも十分に答えられなくなるという状況も生じていた[奥村弘 1993、180-183頁]。

行政との一体化だけでなく、隣保組織の編成にも協和会は利用されていた。1941年2月に発表された「国民隣保組織確立要綱」は、隣保組織を作り統制経済の運営を円滑にすること、隣保組織の育成を協和会との協力により行うことを定めていた[満州国史編纂刊行会編 1971、191-192頁]。

隣保組織の編成は主に都市部ですすめられ、農村での編成は容易に進まなかった。農村を掌握する手段としては、農業生産や農産物流通にかかわっていた合作社が利用された。1940年3月に制定された「興農合作社法」では、合作社の社長には県長が就任することが決められると、合作社と県行政の一体化が行われていた。41年4月には協和会と県行政の一体化がはかられ、ここに協和会、県行政、合作社の「三位一体」的機構が形成された[高木真人、1942]。満洲国政府は協和会、県行政、合作社の三者を統合した機構によって、農村を支配しようとしていたのである。

以上のような変遷をたどり、1940年代に満洲国政府は日本人を軸とする統治機構の強化に努め、日本人官吏の人数を増やしていた。そして都市部では協和会を中心として隣保組織の編成を進め、農村部では行政、協和会、合作社の「三位一体」的機構を整え、マンチ

ユリア社会を戦時体制に動員しようとしていた。満洲国政府の統治機構は、マンチュリア社会がかつて経験したことの無い水準にまで統治力を浸透させようとしていた。こうした政策の実施を、マンチュリア社会がどのように受けとめていたかについては第3節で検討したい。

(1) 人事や法律の決定には関東軍の「内面指導」も影響力を持っていた。政府機構とはまったく関係のない関東軍が人事、法律の決定に干渉していた点が、満洲国の統治機構の特徴である。本章は政府機構の分析を目的としているので、政府機構外に位置した関東軍の役割については除外している。

2. 統制経済の実施と拡大

満洲国政府は建国当初から統制経済を指向していた。1933年3月に発表された「満洲経済建設要綱」の根本方針には、「我国経済の建設にあたりては無統制なる資本主義経済の弊害に鑑み、之に所要の国家的統制を加え資本の効果を活用」するとあり、国家的統制という条件付きの資本主義経済の育成を考えていた[院総務庁企画処 1936、1-2頁]。そして、軍需生産などにかかわる重要産業については特殊会社・準特殊会社という特別な企業を設立して、他産業とは異なるあつかいをしていた。

本格的な統制経済の実施は1937年7月の日中戦争の開始後に始まった。10月に「為替管理法」が改正され、12月には「貿易統制法」が施行された。「貿易統制法」の施行により物品の輸出入は特別の場合以外、経済部大臣の許可が必要となり、外国貿易は政府の管理下に置かれた。38年には「鉄鋼類統制法」、「米穀管理法」が制定され、39年には「原棉、綿製品統制法」、「重要特産物専管法」、「主要糧穀統制法」、「小麦及び製粉業統制法」など、次々に統制関係の法律が制定されていった。また、38年9月に「臨時資金統制法」が公布されたことから、不急不要な産業への投資はできなくなると、金融面での締め付けもおこなわれた。さまざまな統制法の公布により、工業生産に必要な資財、原料だけでなく、生活必需品、食糧など民衆生活にかかわる物資も統制下に置かれていた[満史会編 1964、682-683頁]。

統制関係の法律を制定する一方で、流通機構を統轄する特殊会社を設立して統制経済の推進をはかる政策もおこなわれた。生産資財は日満商事(1936年10月創立、39年12月に特殊会社へと改組)によって輸入、配給がおこなわれることになった。生活必需品の配給は、満洲生活必需品会社(39年2月創立、39年12月に特殊会社へと改組)が担当した。農産物の流通統制は、満洲糧穀会社(38年12月設立、米などの主穀)、満洲特産専管公社(39年11月設立、主に大豆を担当)、満洲製粉管理会社(39年12月設立、小麦を担当)が設立され、その買収、配給にあたった。41年7月にはこれら3つの統制会社は満洲農産公社として合併され、より強力な農産物統制を企図していた(1)。

以上のように、満洲国では日中戦争後に統制経済の実施が本格化し、多数の統制法が制定されるとともに、流通機構を統轄する特殊会社が設立され、消費財や農産物の統制がおこなわれた。こうしたなかで、満洲国は40年代を迎えた。

1940年代における満洲国経済の基調方針は、41年12月に決定された「戦時緊急経済方

策大綱」に示されている。この「大綱」はアジア太平洋戦争の勃発をうけて作成されたもので、その方針には次のようにある[満州国史編纂刊行会編 1971、700 頁]。

大東亜戦争勃発ニ伴ウ緊急事態ニ即応シ、産業経済ノ戦時体制ヲ更ニ整備強化シ、自給資源ノ活用及ビ大陸諸地域トノ経済連繫ノ強化ヲ図ルトトモニ、経済諸施策ノ目標ヲ我国国防上ノ特殊地位ヲ考慮シツツ、日本ニオケル戦時緊急需要ノ応急充足ニ対処シ、以テ戦時非常時局ノ遂行克服ニ資セントス。

こうした戦争遂行への協力という基本方針にそって、11 項目におよぶ要領が決められ、統制経済の効率化、対日期待物資の削減、戦略物資、農産物の増産と日本への増送、「日満支」間の協力促進が強調された。つまり、満洲国経済の目的は日本の戦争勝利に貢献するため、国内の自給化を高め、戦略物資を可能な限り生産して日本へ提供することにあつたとまとめられよう。

1940 年代になると「5 ヶ年計画」の方針も修正されていた。37 年に始まった「第 1 次 5 年計画」には満洲国の生産力を総合的に高める計画が含まれていたが、日中戦争の長期化から総合的な産業開発をしている余裕はなくなってしまった。計画第 4 年度の 40 年から産業開発プランは放棄され、既存設備をフル稼働させる重点主義へと方針は転換された。42 年から始まる「第 2 次 5 ヶ年計画」は、石炭、農産物の増産が強調された単純な生産量増強プランになってしまった[原朗 1972、1976]。また、特殊会社に対する方針の見直しも行われた。特殊会社は満洲国産業の基盤として政府による手厚い保護が加えられていたため、非能率的で経営状況が芳しくない会社も存在した。40 年 9 月に満洲国政府は「特殊会社の機能刷新強化に関する件」を発表して、特殊会社の立て直しに着手した。1942 年には給与体系の改正を行い、その活性化を試みていた(2)。そして 42 年 12 月に発表された「満洲国基本国策大綱」では、今後はむやみに設立しないことが決められるとともに、「一業一社主義は企業の本質上必要已むを得ざるものを除き之を採らざるものとす」と「一業一社主義」の放棄が表明された[満州国史編纂刊行会編 1971、707-708 頁]。

1940 年代には満洲国経済をとりまく状況の変化から、1933 年に出された「満洲国経済建設要綱」の主張する経済全体の発展や、特殊会社による重要産業の運営といった原則は崩れていたと指摘できよう。

統制政策のなかでも、米をはじめとする食糧への統制は厳しくすすめられた。日本政府は満洲米の日本への流入は、1938 年までは国内の米生産に悪影響を及ぼすと考え排除する方針をとっていた[大豆生田稔 1986]。ところが 39 年を転機として日本国内の食糧事情は悪化し、植民地、外国からの輸入が求められ、満洲米も輸入されるようになった。しかしながら、満洲国における稲作の歴史は長いものではなく、その生産量も多くはなかった。満洲国はむしろ米の輸入国で、日本への輸出を増大できる状況はなかった。満洲国期には人口増加などから米、大豆、アワなどの消費量は以前より増加していた。このため、満洲国から朝鮮へのアワ輸出は減少してしまい、その結果として朝鮮米の日本への供給量は減少してしまった。こうした事態を受けて日本政府は食糧政策の見直しをはかるが、日本国内の食糧問題を解決することはできず、満洲国に多大な穀物の供出を要求していた[大豆生田稔 1993]。

日本の要求を満たすため、農民たちから強制的に農産物を供出させる一方、米、コーリ

ヤン、小麦などの穀物は統制下に置かれた。とくに米は対日供給量を増やすことと、満洲国内の日本人に適量を配給する必要から、1940年以降通帳式による配給が主要都市では実施された。その内容は都市ごとに相違するが、新京（現：長春）を例にすると、日本人の大人には月に12キロ、漢人は財産によって4種類に分けられ最高でも日本人の半分である6キロであった(3)。

1940年代には対外貿易への統制も進められた。「貿易統制法」(1937年12月施行)により貿易品への統制が進められるなか、関東州との貿易機構の調整が行われた。その理由は、満洲国への輸入品の大部分は大連経由なため、一度関東州を経る必要から貿易手続きに時間がかかったり、余計な経費がかかることにあった。こうした現象は、関東州が日本の租借地であったという、制度的に満洲国とは異なる点に起因していた。この点を改善するため1942年2月に満関貿易連合会が発足され、関東州と満洲国の貿易機構は一元化された[満洲国史編纂刊行会編1971、524頁]。さらに関税の徴収は貿易手続きを繁雑とし、日本と満洲国間の円滑な物動を阻害するとの理由から、44年5月に日満両国はそれぞれ輸入税の免除を行った(4)。日本産品は満洲国輸入品の大半を占めていたことから、関税免除は関税収入の激減をもたらし満洲国財政の逼迫が予想された。しかしながら、財政面ではマイナスであるにもかかわらず、戦時体制の要求が関税免除を実現させていた。日本は満洲国からの輸入品に対する課税は、すでに41年3月の関税改正によってほとんどの品目を免税としていた。それゆえ、日本側には関税免除による影響はほとんどなかった(5)。

消費経済への統制がすすむなかで、物価の高騰が問題になっていた。物価の高騰は1937年以降顕著となり、新京の卸売物価指数は33年を100とすると、37年125、38年149、39年181、40年248と漸次高騰していた[満史会編1964、707頁]。このため満洲国政府は39年に「時局物価政策大綱」を定め、これをもとに翌40年「物価及物資統制法」を制定して本格的な物価統制を始めた。そして41年7月には公定価格が設定された商品以外の価格は、その値上げを禁止する「物価停止令」を発表した。経済論理を行政的圧力で封じ込めようとしていたのである。しかしながらアジア太平洋戦争の勃発により、物資の数量自体が減少したこと、関東軍は戦争勝利をふりかざして金融状況を無視した資金提供を強要したことからインフレは加速度的に進行し、「物価停止令」を無視して物価は急騰していった。新京の41年12月時点での小売物価指数を100とすると、43年には214、44年6月には595、45年6月には2626にまで高騰していた(表6)。物価上昇を防ぐ手段として、満洲国政府は公定価格の設定品目を増やすという手段を用いていた。物価の高騰とともに公定価格の設定品目は増え、44年までに品目は約7000、商品銘柄は約5万におよんだ[満洲国史編纂刊行会編1971、542頁]。

だが、どれだけ詳細に規制しようとも、これを受け入れる側に、そうすることの意味が理解されなければ守られるわけはなかった。非日本人にとって経済活動に国家が介入してくることは初めての経験であり、経済活動の根本は利潤の追求であって、国家の存続とは関係なかった。とくに漢人の闇経済に対する感覚は日本人とは異なり、倫理的に否定の意味は含まれていなかった。このことは統制価格を「官価」と、闇価格を「私価」と称していたことにも現れている(6)。表7は1944年に満洲中央銀行が調査した、主要3都市における公定価格と闇価格の差を示している。品目による相違もあるが、1942年から44年に

かけて両者の差は増大している。厳しい統制下に置かれた綿製品はどの都市でも著しい価格差があったことを示している。こうした公定価格と闇価格の乖離のため、多くの利潤を求めて闇経済に向かうのは、漢人資本の論理としては合理的な対応であった(7)。

闇経済は1945年になると公然とその存在は認められ、「闇価格を断乎として取締らんとすれば、凡ゆる物資は総て姿を消して」しまうという状況になるとともに、人々の闇経済への依存度も高まっていた[安富歩1997、78-80頁]。

統制経済の実施は、非日本人たちに民族滅亡の危機意識ではなく、満洲国崩壊後の危機に備える必要性を認識させていた。新京高等検察庁の調査報告には、

…支那事変の見透し未だ着かず、国際情勢は日一日と混乱と動揺の坩堝と化し国内体制は思想に、政治に、経済に全く個人の自由を許さざる状態にまで押し詰って来たのであります。元来政治と云ふものを洪水や旱魃や、流行病の様に考へて全く勝手な利己主義、個人主義、営利主義的実生活を営んで来た満漢人層も直接政治、経済の重圧が身に迫って来たので無関心で居れなくなったのです。…

金を物に換へるも、闇取引をするのも、買占め、売惜しみをするのも日本に於けるそれとは意味が違ふ。彼等の行動こそは此の国家が潰滅した後の事迄考慮して行っているのであります。

とあり、満洲国が進んでいく方向と、全然違う方向を向いて行動する「中国人」の動向を述べている。また満洲国統治の圧力が、個人の生活にまでおよび始めたのは統制経済の実施後であったことを示している(8)。

戦時経済体制の確立に、日本人以外は冷めていた点は資本動員の側面からも知ることができる。満洲国政府は人口の最多数を占めた漢人の資本を、銀行預金を通じて吸収できると考えていた。だが、漢人は紙幣の価値を信じてなく、さらに銀行に預金をするという考えも一般的ではなかった。このため、漢人資本は土地や貴金属の投資へと向けられ、銀行へは入ってこなかった。1944年末時点での個人預貯金の民族別比率を、日本人63.1%、非日本人36.9%としている統計がある[満洲中央銀行史研究会編1988、152頁]。人口的には少数である日本人の預金が6割近くを占めると、銀行を通じて漢人資本を動員することはできていなかった。

また公債を募集しても、漢人はほとんど購入していなかった(9)。このため、その大部分は満洲中央銀行が購入していた。つまり、公債発行による政府資金の創出は、満洲中央銀行の政府への貸付金を生んだだけであり、民間資金を吸収したのでなく、満洲中央銀行の紙幣増発によって賄われたのであった(10)。漢人たちにはリスクも高いが配当も高い投資先(例えば商店への貸付など)が存在し、公債より高い利潤を得ることができた。それゆえ、公債の購入は寄附と同様に考えられていたという見解もある(11)。

日中戦争の長期化、「5か年計画」の実施により、満洲国の財政は急激に膨脹したため増税も行われていた。1939年には勤労所得法と法人営業税法の改正、40年には事業所得税の創設や、酒税、砂糖税などの間接税の引上げ、創設が行われた。こうした内国税の改訂により、40年に内国税は関税を凌駕するに至った。しかしながら直接税を基盤とする租税体系への移行は進んでなく、40年の租税収入の内訳は直接税18%、間接税(関税を含む)82%であった。直接税の引き上げは、日本人以外の住民に対する把握が不十分ななかでその増

税をするならば、日本人の税負担のみが大きくなるという懸念から見送られていた(12)。

戦時体制確立のため、大規模な増税が実施されたのは1941年からであった。41年には間接税(特別売銭税、通行税の創設、酒税、巻煙草税の引上げ)だけでなく、直接税(法人所得税、資本所得税の創設)も増税された。1943年度の内国税収入は5億7900万円が予算として計上され、前年度の3億8400万円に比べて50%も増加するという大増税が実施された(13)。

以上の検討から、満洲国は統制経済を実施して戦時経済体制、国家総動員体制の構築を進めていた。統制は広範囲に及び、これまで満洲社会が経験したことの無い領域をも統制下に置こうとしていた。しかしながら部分的な考察ではあるが、「中国人」を動員することには必ずしも成功していなかったと指摘できよう。

- (1) 満洲国による統制経済の制度的変遷は複雑であった。この点の詳細については、向井章『満洲経済制度論』満洲法律時報社、1945を参照。
- (2) 「満洲国特殊会社に社員給与統制実施さる」『東亜商工経済』6-2、1942
- (3) 「満洲各都市ニ於ケル米穀切符並ニ通帳制度実施概況」日満農政研究会新京事務所『主要食糧農産物菟荷配給の実績並に今後の方向』1941。
- (4) 「日満関税免除に就いて」『大東亜経済』8-4、1944
- (5) 「日満関税同盟の問題に対する小論」『大東亜経済』6-6、1942
- (6) 「闇取引撲滅運動の意義と方策」『満洲評論』24-4、1943
- (7) 渡辺果「満系商業整備と労力及資本の動向」『満洲商工経済』1-2、1944
- (8) 「新京高等検察庁管内思想情勢(1940.10)」『思想月報』77、1940 172-173頁。
- (9) 「国債消化問題の検討」『満洲経済』2-10、1941
- (10) 「時局下の満洲国財政」『東亜経済年報 昭和十七年版』改造社、1942
- (11) 藤原泰「満洲国土着資本動員の指導原理」『統制経済』5-6、1942
- (12) 「満洲国財政小史」『満洲評論』25-13、1943
- (13) 「満洲戦時経済の現段階」『満洲評論』24-2、1943
- (14) 「満洲主要統計」『満洲国現勢康德10年版』満洲国通信社、1944。

3. 支配政策に対するマンチュリア社会の反応

マンチュリア社会は満洲国政府が実施していた支配政策をどのように受けとめていたのか、都市と農村に分けて考察してみたい。

都市部では生活必需品の適正な配給が求められ、隣保組織を配給機構として利用しようとしていた。だが、隣保組織を編成し、それが機能する状態に、マンチュリア社会があったかどうかは疑問である。1941年に協和会が主催した座談会で、ある漢人は次のような発言をしていた(1)。

恐らく隣組などと云ふものも、少し位学問した人でも日本語の判らない人には判らないだろうと思ひます。…満洲国が建国してからと云ふものは非常に理想的な又法的な言葉が沢山ありまして、知識のない低級な人には当然頭にぴんと来ないのです。それをやらせやうと云ふのが無理です。結局判らなくても判るやうな風をして居ると云ふことになるのです。会議を開いても判っても判らなくても黙って聞いて居る。…建国

十年になります。殆どさう云ふことが習慣になって了ったのです。

…漢民族は法律をやるよりは昔から信、義、和と云ふ方面から教育をして居るので、この隣組と云ふものも、自分の為だと云ふことを頭に考へて来ると非常に功行くぢやないかと考へて居ります。…只問題になるのは指導方法ですが、知識階級ならば書いたものを見れば判りますが知識のない人には、どうしても口で説明してやらないと効果はないだろうと思ひます。

隣保組織の性質を漢人たちに理解させるには地道な運動が必要であり、その浸透には時間がかかることを述べている。

隣保組織の編成が進まないため、満洲国政府は協和会を利用してその編成を強行し、協和会に入会しなければ隣保組織を通じた配給を受けられなくした。その結果、協和会の会員数は増えたとはいえ、入会は配給を受けるための便法に、その活動は行政の「小間使」的存在となり、協和会本来の使命であった建国理念の実践などはどこかにいつてしまった(2)。隣保組織を活用した配給実施は、協和会の役割を歪曲させるという結果を生じさせていたと指摘できよう。

統制経済の拡大で影響を受けていたのは商人たちであった。とりわけ日本人の小売商は配給機構が整備されればされるほど利潤から遠のき、その営業活動は衰微していた。満洲国以前から日本人商人は華商より劣勢にあり、大資本の三井物産などを除いて華商と競合はしていなく、とりわけ小売業は「住み分け」的な関係にあった[塚瀬進 1997]。満洲国下の華商の動向を伝える資料は少ないが、1937年に満鉄産業部が奉天で行った商業調査報告書は、華商について次のように記している(抜粋)[満鉄産業部 1937、32-39頁]。

一、商業経営比較

4、邦商ハ満商ニ比シ常時ストックノ多イコト、之ハ日本内地ヨリノ輸入ニ時日ヲ多ク要スルヲ以テ勢イ現地ニストックヲ持チ、商取引ヲ為ス必要ヨリ起ル現象ナルモ、満商ハ邦商ト異ナリ同業者相互間ニ商品ノ融通ヲ為スモノ多キヲ以テ、ストック少ナク商取引ヲナスヲ得、從テ邦商ニ比シ商品自体ノ回転率モ良ク又資本ノ回転率モ比較的良好ナル

六、日満商ノ競争関係並商圈分野

1、邦商ハ付属地ヲ商圈トセルニ反シ、満商ハ城内、商埠地ヲ商圈トシ、且取扱商品ヲ異ニセルヲ以テ日満商ノ競争関係ハ見受ケラレナイ

2、邦商ノ取引ノ相手方ハ常ニ邦人ナルニ反シ、満商ハ満人ヲ相手トシ日満商ノ商圈分野ハ判然トセルモ、最近ノ傾向トシテ邦商ハ満商ニ販路ヲ蚕食サレツツアル

「邦商」と「満商」の商業経営面での違い、「邦商」は日本人を顧客としていたのに対して、「満商」は「邦商」の商圈にも食い込んでいたことを述べている。この資料からは、満洲国の統治下でも旺盛な商業活動を繰り広げる、「満商」のたくましさを読みとることができよう。

しかしながら統制経済が拡大すると、商品自体の入手が困難になるとともに、配給制度の導入により商人たちの活動範囲は縮小した(3)。こうした影響は「満商」も「邦商」も例外ではなかった。表8は新京における店舗の開廃業状況を示している。「日系」は1940年の時点で廃業のほうが多く、「満系」も41年から開業より廃業のほうが多くなっている。

廃業の理由は商品の入手難が第一であった。奉天でも、1943年に商店数は大きく減少していた(4)。

統制経済の拡大による商店の減少とは反比例に、闇経済の勢力が拡大していた。闇経済への依存が高まっていたことは既述したが、満洲国政府は制度的に闇経済の拡大を取り締まる一方で、華商たちの商業モラルを改めようとしていた。満洲商工公会の理事劉徳権は、商人の目的は利益の追求ではなく、消費者のために公定価格で商品を販売し、人々が戦争協力に邁進できる状況をつくることにあると主張していた。そして、こうした目的に沿う商人を「国家的商人」と呼び、全商人がこの精神を持つべきだとしている(5)。また協和会の牛島晴男は、統制経済下における商業道徳として二宮尊徳の唱えた「報徳の道」の実践を主張していた(6)。「国家的商人」や「報徳の道」が、どれだけ華商を引き付けたかは大きく疑問である。なぜなら闇経済への依存は、1945年まで改まらなかったからである。

戦時体制が深まっていくなか、地方都市には工業化の振興が求められていた。1941年8月に決定された「地方産業自力振興並地方資金活用要綱」は、地方土着資本の活用により地方産業の振興を行い、原材料、労働力も自給を原則とし、現存設備を使い、重要生産資財は使用しない、という方針が示されていた(7)。地場産業を興していくには、その地の漢人資本を活用するしかなかった。そこで問題となったのは、商業資本が優位を占め、生産過程ではなく流通過程に利潤を求めていた漢人資本の特性であった(8)。『満洲商工経済』の創刊号には、次のような漢人の主張が掲載されている(9)。

…満系資本を吸収するにも満系資本は満系特有の民族性を持っていることを忘れてはならない。…内地式の株式募集をやっても大方不成功に終るは、満系には株式会社の組織そのものが不明瞭でなじみがたい点にもあるが、最初に必要な人間の動員が忘却され、誰の金でも金さへ集まれば目的は達せられると云ふ誤った考へ方に失敗の最大原因があると思ふ。…資本はあらゆる場合に高利子高利潤を求めて分枝発達する傾向があるのであって、利潤追求が、それ自体においては否定される今日にあっても、儒家思想の尚脈々として生きてゐる満系大衆層に、今直ちに高利潤を否定することの如何に困難であるかは指摘するまでもないところであろう。

これらの諸点を無視して、単なる精神運動、画一的なる事業計画等のみを以て、たゞ漠然と地場産業の振興を企てようとしても、労多き割に効少ない結果に陥るだけであろう。

漢人資本の特性に適合していない、日本国内の経験をもとに作られた政策をいくら主張しても、現実化しないことを指摘している。

満洲国政府が作っていた、行政、協和会、合作社の「三位一体」的機構はどれだけ農村を掌握していたのだろうか。「三位一体」的機構が農村支配にどのような影響を及ぼしていたのかを示す史料は乏しい。直接的なものではないが、協和会が開催していた第11回全国連合協議会(1943年)で、北安省代表の信雲久は小作人問題について次のように発言している[満洲帝国協和会1943、199頁]。

なお現在最も緊急なる問題を申し上げますれば収穫が終わったならば、地主と小作人の来年の小作契約を相談する時期であります。ところが農業経営は収支相償はざる現状でありまして、小作人はほとんど土地を耕作しない、所謂小作契約を締結しないの

であります。そういう場合は地主は仕方がないので、お前が土地を耕作しないならば協和会も許さないし、県公署も許さない、合作社は勿論許さない、そういう恫喝的方法を以て小作人を離農させないような方策を採っているのであります。

この史料で注目されるのは、小作人に対して耕作の放棄をするならば、「協和会も許さないし、県公署も許さない、合作社は勿論許さない」と、3つの機構が小作人を取り巻く状況を述べている点である。1943年の時点で北安省では行政、協和会、合作社の「三位一体」的機構が農村では意識されていたと考えられる。

「三位一体」的機構の形成にもかかわらず、農作物の蒐荷状況は芳しくなかった。1941年、42年の蒐荷結果は計画数量に達しなかった。その原因として、収買価格が生産費よりも下回っていたことや蒐荷制度の不備などが指摘されている[風間秀人 1993、137-144頁]。43年からは、計画達成を強行するため警察力をも動員した農産物の蒐荷が行われた(10)。43年、44年は豊作だったこと、綿製品の特別配給を実施して農産物と交換するという制度が効力を持ったこと、多額の資金投入が農業部門に実施されたこと、さらに警察力の動員などにより蒐荷目標は達成された[安富歩 1997、260-261頁]。蒐荷方法に問題があったとはいえ、「三位一体」的機構だけでは十分な蒐荷はできず、他の方法を併用して計画目標は達成されていたのであった。

「三位一体」的機構の問題は人材面にあった。確かに行政、協和会、合作社の運営を一元的に管轄する人物が存在すれば農村行政はやりやすいだろう。しかしながら、協和会は建国理念の実践をする組織であり、合作社は農業政策を円滑にするための組織と、両者には異なった知識、能力を持つ人が従事していた。さらにこれらと行政機関は別物であり、三者をこなせる人材を捜すことは容易ではなかった。かりに日本人が担当するならば、行政実務に精通し、建国理念の実践を呼び掛けるリーダーシップを持ち、農業についての専門的な知識を備え、さらには漢語をよく操り、他民族への配慮がうまく、辺鄙な田舎での生活を厭わないなどの条件を満たす必要があった。また「中国人」が担当するならば、日本語が巧みで、政府の要求に適合した政策を、農民との了解の上で推進できる政治的手腕を持つ人材が必要であった。

政府と農村を結ぶ人材が欠乏していた様子を、農業政策に深くかかわっていた横山敏男(11)は『満州評論』誌上で、次のように述べている(12)。

…中央の施策・計画は省を通じて県まで達するが、县城と農民とを結ぶ配達夫がみないので郵便は县城に止まってしまふといふのである。…

…農業政策が空転しないで真に農民の間に浸透するためには一定のベルトが要るのであり、そのベルトとなるべき、郵便の配達夫となるべき技術員の大量且つ緊急の養成と之が配置の必要は、農業生産力の拡充の上にとって避けることのできない道であり、それがためには農業教育の問題、試験等が一貫してとりあげられて然るべきなのである。

中央の政策を具現化する「郵便配達夫」がいないため、中央の指令が县城でとまってしまふ状況を述べている。協和会の中堅職員の育成を行って下部組織との連絡強化を試みてはいたが、満洲国の農村全てに人材を提供することなどはできなかった。それゆえ、「郵便」は「配達夫」がいないため、县城から農村へは届かなかったのである。

県城と農村を結ぶ人材の欠乏を、警察力などによってカバーしようとしたが、それでは恒常的な支配は難しかった。このため満洲国政府は1943年12月に「村建設要綱」を制定し、屯への介入を試みていた。この「要綱」は、農産物の増産、労働力の供出、生活必需物資の配給など、地方行政の重要問題は村より下の農民の生活単位である屯を起点に行われており、屯の掌握なくして戦時体制の確立は不可能だという観点から作成されていた(13)。それは、屯を機能させている力を次のように観察していたからである(14)。

…最近の如く国策がどん　と農村に下って来る。夫れを一体誰が動かして居るだろうかと云ふ事を詳細に検討して見たんです。処が矢張り幾百年か育った処の自然発生部落幾つかがその中に含まれておって、一つの共同体的の小さなその部落に、(行政側より)任命されない部落の長が居って、夫れが全部、部落民を率ひて実行して居ると云ふ事実を、ハッキリ見定めた訳であります。

末端農村社会を動かしているのは、行政側より任命されていない有力者であることを発見したのである。このため、これら有力者の懐柔がおこなわれたが、うまくはいかなかった。訥河県で農産物出荷にあっていた協和会の内田功六は、農村有力者に対する工作を次のように記している(15)。

協和会が出荷早期には宣伝を、中頃から後期にかけては会員の実践活動に努め、所謂有力者の要求の実現を図ろうとしなかったため、会員活動が非常に困難となったことである。この為め有力者に対しては、督励工作員としての指導訓練を通じて接触を図ると云ふことを企図したのである。十分な理解が有力者に得られたかどうかは、敢へて断言出来ないが、有力者の理解は或る程度獲得し得たと確信してゐる。然し会員真摯な活動の妨害をなすものに対しては、果して充分保護し援助し得たであろうかと不安心でならないのである。

有力者の意向を汲みとらなかつたため出荷はうまくいかず、有力者への工作もなされたが、十分な効果をあげることはできなかつたと述べている。

農村への統治力を浸透させるため、満洲国政府は興農会や村合作社の育成なども考えていた。興農会は1940年10月に設立された村や屯を単位とする興農合作社の下部組織で、43年にその拡大が推進された。そして屯ごとに興農会を設置し、その基盤の上に村合作社を設立して農村行政の円滑化をはかろうとした。とはいえ、国内全ての屯に興農会を設置して村合作社を組織するのは容易なことではなく、3～5年ぐらいかかるだろうという意見も出されていた(16)。

1940年代の満洲国の農業政策は、増産と出荷量増加で塗り潰されていた。増産は何よりも強調されたが、農民たちは農民たちの合理性に従ってこれを受け止めていた。興農合作社が主催した全満篤農家大会の席上で、黒山県の李成善は次のように発言していた(17)。

…農民は自分が余計に土地を作れば余計に出荷するのだという観念を持って居りますから、どれだけ荒地があっても開墾しません。…大体今の農民は誰も耕地を開拓したくない。出来れば自分の面積を縮めたいのが普通の考えであります。私は本当のことを言ひますと、十年前の農家は土地を余計作れば財産が余計増える、今は土地を余計作れば余計貧乏になるといふ状態になって居ます

一生懸命開墾し増産しても、結局出荷させられてしまうため、農業生産に熱が入らない農

民の姿を伝えている。満洲国のためではなく、自分の財産を増やすことが農民たちの働く目的だったのである。

また戦時体制の確立は声高に叫ばれたが、個々の農民たちには深く浸透していなかったことを、興農合作社の一員として農村工作に従事していた園田保は述べている。やや長い引用してみたい(18)。

次に農村の人々が如何様に時局を解して、そして協力しつつあるか、屯子に於ける話合ひの模様を記さう。

問「貴方々が自分の土地に自分で収穫した農産物を刈取後、野積の暇もなく早く、早く、出荷、出荷とせきたてて居るが、これはどうした事と思ふか」

しばらく黙して顔を見合せてゐる。

答「綿布をもらふためだ」と言う者がある。

問「その外に」黙してゐる、やうやくにして、

答「国家の関係だ」と言う者がある。

問「その通りだ、しかし私達は生れながらにして国家と国民と云ふ関係に於て切り離すことの出来ない間柄にあり、国家からの種々な御恩に報ゆるため、お互ひの職場を通じて御奉公しなければならないことはあたり前のことである。だが、この二三年来殊にやかましく増産だ、出荷だとせき立てられているが、これには直接的な原因が何かある筈だが…」と重ねて聞く。誰も答えぬ。一、二分後小声で、

答「戦争のためだ」と云ふ。

問「そうだ、君はよく気がついた。他の者は知らなかったかね」と問う。皆一せいに答「知って居る」と答える。

問「ではどことどこが戦争してゐるのか」またしばし声もない。

答「ヘンダリだ」はておかしなことを云ふ、そんな国はどこにあったかと、通訳にたしかめさすと伊太利のことである。またある一人が。

答「満洲国が今戦争してゐる」と答える。遂にそれ以外の国の名を聞くことが出来なかった。

自分は満洲国の農業政策浸透と云ふものが、他の工業政策に比し如何に困難なものであるかとの事を痛感した。おそらくこんな事については、過去何回となく彼等は耳にして或は目にしたのであらうに、現に一月前にも県行政科長が巡回して話をした筈なのに。

統制経済の実施、農産物供出の促進などは行政との関係なしにできるものではなく、行政と農村の関係は増大していた。その結果、農民たちは行政、協和会、合作社についての認識は持つようにはなっていた。しかしながら、有力者への依存、警察力を動員しなければ出荷量の達成は難しかったことなどに、行政側の限界がうかがえる(19)。

満洲国政府は屯の重要性を認識し、屯を動かしている有力者へ働きかけることが政策実施上でのポイントだと気が付いた。しかしながら、これらの有力者を引き付けることはできず、ましてやこれにとって代わって農村を動かすことなどもできなかった。したがって満洲国の農村支配は屯にはおよんでいなく、县城で止まっていたと言えよう。一時的に县城から出て国家権力を背景に歩き回ることであっても、县城の周囲に広がる農村地帯に対

する影響力は限られていた。県城を拠点として物資の配給や農産物の蒐荷を行うのが、満洲国による農村支配の到達点であったと考えられる。

- (1) 「国民隣保組織育成に関する座談会」『協和運動』3-5、1941
- (2) 「協和会と隣保組織」『満洲評論』21-24、1941
- (3) 「満州小売業経営の実態」『満洲経済』3-10、1941
- (4) 『満洲日日新聞』1943年7月31日
- (5) 劉徳権「商業者应有国家観念的自覚」『満洲商工経済』1-2、1944
- (6) 牛島晴男「新しき商業道德確立のために」『協和運動』6-3、1944
- (7) 『満州国現勢一康德10年』392頁。
- (8) 「工夫を要する地場産業の育成」『満洲経済』3-3、1942
- (9) 朱間章「一満系の希ひ」『満洲商工経済』1-1、1944
- (10) 吉林省警務庁経済保安科長登丸福寿「康德十年度農産物蒐荷取締を顧みて」『満洲国の経済警察』1944。
- (11) 横山敏男には『満洲国農業政策』東海堂、1943という著作がある。
- (12) 横山敏男「農業政策前進のために（覚え書）」『満洲評論』23-8、1942
- (13) 高橋勝治「村建設要綱解説」『協和運動』6-2、1944
- (14) 「村建設要綱座談会」『協和運動』6-2、1944
- (15) 内田功六「出荷運動体験記」『協和運動』5-10、1943
- (16) 「村合作社設立急ぐ」『満洲日日新聞』1943年12月23日
- (17) 「篤農道を語る」『興農』4-10、1943
- (18) 園田保「出荷工作に従事して」『興農』5-1、1944
- (19) 安富歩も農業金融の状況を検討した結果、満洲国の行政力は一定程度浸透していたが、末端の農民たちに対する掌握度は高いものではなかったことを指摘している[安富歩1997、272-273頁]。

おわりに

1940年代になると日本の満洲国に対する要求は農産物や戦略物資が最重要となり、これらの供出をめぐりマンチュリア社会との矛盾は増大していた。農村部では行政側は協和会、合作社と連携して、政策の浸透、農産物の供出をおこなった。だが、末端村落の掌握はできず、農民を戦時体制に協力させることは十分にはできていなかった。都市部では隣組を組織して消費財の配給に活用したり、商人へは戦時体制への協力を倫理的に呼び掛けた。しかし、「中国人」の特性への配慮が不足していたことから、闇経済の存在を許していた。

日本人が多数を占めた中央政府で決められた統治政策は、日本人の発想を越えることができず、マンチュリア社会には受容され難いものであった。統治政策の内容に問題があっただけでなく、地方でこれらを実施する人材を供給することもできていなかった。省公署に「中国人」より多数の日本人を配置していたとはいえ、広大な農村部に政策を実施させるだけの人材をそろえることは結局できなかった。

マンチュリアの歴史において、末端の農村までをも掌握しようと試みた政治権力は満洲国が最初であった。清朝や張作霖政権には、こうした指向を存在していなかった。社会の

底辺にまで及ぶ掌握はできなかつたとはいえ、1940年代前半のマンチュリア社会は政治権力と末端社会がかつてなく接近した時期ともみなされる。こうした方向性をさらに前進させたのが中国共産党であった。次章では、マンチュリア社会の特質を中国共産党はどのように認識し、いかなる統治政策を実施していたのかについて検討してみたい。

参考文献

江夏由樹

1997「土地権利関係をめぐる中国・日本の官民関係」『アジア経済』38-1 pp. 2-24

大豆生田稔

1986「日中戦争開戦当初における対植民地・満州米政策」『城西人文研究』13 pp. 380-357

1993「戦時食糧問題の発生」『岩波講座 近代日本と植民地』5 岩波書店 pp. 177-195

奥村弘

1993「地方統治における満州国協和会の位置」山本有造編『満州国の研究』京都大学人文科学研究所 pp. 157-189

風間秀人

1986「農村行政支配」浅田喬二、小林英夫編『日本帝国主義の満洲支配』時潮社 pp. 255-326

1993『満州民族資本の研究』緑蔭書房 270p

国務院総務庁企画処

1936『経済建設ニ関スル資料』489p

鈴木隆史

1992『日本帝国主義と満州 1900～1945』上、下 塙書房 451p、429p

高木真人

1942「農村に於ける協和会運動の再出発」『満州評論』23-2

塚瀬進

1997「中国東北地域における日本商の存在形態」『中央大学文学部紀要（史学科）』42 pp. 19-44

野間清

1940「双城県に於ける農民からの聴取調査覚書」『満鉄調査月報』20-1、1940

浜口裕子

1996『日本統治と東アジア社会』勁草書房 291p

原朗

1972「1930年代の満州経済統制政策」満州史研究会編『日本帝国主義下の満州』御茶の水書房 pp. 3-114

1976「満州における経済統制政策の展開」『日本経済政策史論』下 東京大学出版会 pp. 209-296

満州国史編纂刊行会編

1970『満州国史 総論』満蒙同胞援護会 880p

1971『満州国史 各論』満蒙同胞援護会 1291p

満洲国通信社

1934『満洲国現勢—大同二年』

満史会編

1964『満洲開発四十年史』下 満洲開発四十年史刊行会

満洲中央銀行史研究会編

1988『満洲中央銀行史』東洋経済新報社 348p

満洲帝国協和会

1943『全国連合協議会記録第11回—康德10年度—』

満鉄産業部

『奉天商業実態調査経緯報告』1937

安富歩

1997『「満洲国」の金融』創文社 295p、149p

解学詩

1995『偽満洲国史新編』人民出版社 862p

表1. 中央政府機関別の官吏内訳（1934.12）

機関名	日本人	「中国人」	合計
尚書府	1 (14%)	6 (86%)	7
宮内府	12 (11%)	95 (89%)	107
参議府	9 (50%)	9 (50%)	18
立法府	4 (18%)	18 (82%)	22
総務庁	111 (80%)	28 (20%)	139
財政部	117 (68%)	56 (32%)	173
交通部	71 (66%)	36 (34%)	107
実業部	87 (54%)	75 (46%)	162
民政部	161 (52%)	151 (48%)	312
外交部	51 (50%)	52 (50%)	103
蒙政部	34 (47%)	38 (53%)	72
司法部	47 (43%)	62 (57%)	109
文教部	29 (37%)	50 (63%)	79
軍政部	38 (35%)	71 (65%)	109
最高法院	32 (91%)	3 (9%)	35
最高検察庁	31 (94%)	2 (6%)	33
合計	835 (53%)	752 (47%)	1,587

注；直轄する部門の官吏数である。

例えば司法部は総務司、民事司、刑事司、行刑司の官吏数

出典；国務院総務庁『満洲国官吏録』1935年より作成。

表 2. 中央政府機関別の官吏内訳 (1940. 4)

機関名	日本人	「中国人」	合 計
尚書府	2 (33%)	4 (66%)	6
宮内府	35 (24%)	109 (76%)	144
参議府	10 (53%)	9 (50%)	19
立法府	1 (20%)	4 (80%)	5
総務庁	425 (80%)	106 (20%)	531
治安部	156 (79%)	41 (21%)	197
交通部	259 (88%)	36 (12%)	295
民政部	144 (57%)	111 (43%)	255
外交局	52 (63%)	30 (37%)	82
司法部	63 (61%)	41 (39%)	104
産業部	249 (75%)	82 (25%)	331
經濟部	208 (77%)	63 (23%)	271
最高法院	17 (33%)	35 (67%)	52
最高検察庁	7 (32%)	15 (68%)	22
合 計	1,628 (69%)	686 (31%)	2,314

注；直轄する部門の官吏数である。

兼職、休職者は除外してある。

出典；国務院総務庁『満洲国官吏録』1940年より作成。

表 3. 各省公署の官吏内訳 (1934. 12)

省名等	日本人	「中国人」	合 計
奉天省	52 (29%)	129 (71%)	181
吉林省	54 (30%)	125 (70%)	179
龍江省	41 (31%)	90 (69%)	131
熱河省	36 (35%)	68 (65%)	104
浜江省	46 (29%)	115 (71%)	161
錦州省	31 (30%)	76 (70%)	107
安東省	31 (30%)	74 (70%)	105
間島省	20 (31%)	44 (69%)	64
黒河省	18 (38%)	29 (62%)	47
興安 4 省	11 (9%)	116 (91%)	127
北満特別区	9 (21%)	33 (79%)	42
新京特別区	27 (37%)	46 (63%)	73
ハルビン特別区	62 (32%)	133 (68%)	195
合 計	438 (29%)	1,078 (71%)	1,516

出典；表 1 に同じ。

表 4. 各省公署の官吏内訳 (1940. 4)

省名等	日本人	「中国人」	合 計
奉天省	193 (64%)	107 (36%)	300
吉林省	158 (61%)	103 (39%)	261
龍江省	94 (54%)	79 (46%)	173
熱河省	103 (62%)	64 (38%)	167
浜江省	165 (65%)	87 (35%)	252
錦州省	94 (59%)	65 (41%)	159
安東省	101 (60%)	67 (40%)	168
間島省	106 (67%)	52 (33%)	158
黒河省	63 (72%)	25 (28%)	88
三江省	134 (69%)	61 (31%)	195
通化省	75 (60%)	50 (40%)	125
東安省	101 (78%)	28 (22%)	129
北安省	95 (73%)	36 (27%)	131
興安 4 省	225 (72%)	88 (28%)	313
新京特別区	67 (64%)	38 (36%)	105
合 計	1,774 (65%)	950 (35%)	2,724

出典；表 2 に同じ。

表 5. 協和会会員の民族構成 (1943 年度上半期)

民族名	人 数(人)	構成比(%)
日本人	345,647	8.1
漢人	3,703,647	86.4
朝鮮人	195,580	4.6
モンゴル人	39,268	0.9
ロシア人	5,453	0.1
その他	215	0.0
合 計	4285,414	100.0

注；合計は合わないが、そのままにした。

出典；満洲産業調査会編『満洲国政治指導綜覧』1943年 760 頁より作成。

表 6. 主要都市の小売物価指数

(1941 年 12 月 = 100)

年 月	新 京	奉 天	ハルビン
1942	142.2	155.0	163.8
1943	214.3	439.7	354.1
1944.6	595.1	696.9	544.9
.9	725.2	837.4	878.9
.12	1092.5	1394.3	1229.4
1945.3	1602.0	2211.0	1550.9
.6	2626.7	3053.7	2136.0

出典；日本帝国主義侵華档案資料選編

『東北経済掠奪』北京 中華書局

1991 192-193 頁より作成。

表 7. 公定価格と闇価格の比較（公定価格を 100 とした闇価格の指数）

品目	奉 天			新京			ハルビン		
	1942	1943	1944	1942	1943	1944	1942	1943	1944
米	416	1,258	1,669	328	765	1,151	379	934	1,414
コーリヤン	603	2,497	1,762	583	1,079	1,446	652	1,654	1,817
大豆	440	1,648	1,473	295	557	1,001	410	705	741
卵	173	202	324	176	227	330	144	225	308
豚肉	154	331	457	152	206	294	138	238	271
砂糖	417	1,214	2,058	398	978	3,084	447	879	2,470
綿布	1,000	1,527	6,974	851	1,499	6,160	808	1,750	5,550
石炭	238	355	857	203	242	1,100	154	186	972

出典；『旧満洲経済統計資料』柏書房、1991、547 頁より作成。

表 8. 新京における店舗の開廃業状況

年度	「日系」		「満系」	
	開業	廃業	開業	廃業
1940	61	93	487	388
1941	96	180	365	456
1942	83	150	473	919

出典；渡辺果「新京商業界の若干の考察」『大東亜経済』7-8 1943 より作成。

はじめに

満洲国の人口構成は「中国人」（以下、括弧は省略する）が圧倒的多数を占めていたが、その中国人が日々どのような思いを抱きながら生活していたのか、中国人自身が語った史料は乏しい。満洲国に関する史料のほとんどは、日本人が日本語で記述したものである。

ここで利用する吉林省档案馆所蔵の「関東憲兵隊通信検閲月報」（以下「検閲月報」と略）には、中国人が出した電報・郵便の日本語訳が収録されている（原文は掲載されていない）。

「検閲月報」の最大の史料的价值は、満洲国で生活した中国人が何を考えていたのか、その一端を知ることができる点である。いくつかの郵便は満洲国下での暮らしについて生々しく記述している。筆者の知る範囲では、この「検閲月報」以外に満洲国下の中国人が出した手紙類に関する史料を見たことはない(1)。

しかしながら、「検閲月報」が語る中国人の動向は、極めて限られたものでもある。なかには長文の手紙もあるが、伝えたい事柄を簡明に書いたものがほとんどである。発信者や受信者が既知の事柄、暗黙の了解については書いていなく、記述内容を立体的に理解することは難しい。また、発信者や受信者がどのような人物であるのか、その経歴を知ることがほとんどできないので、記述内容の背景を知ることが難しい。

最も注意が必要な点は、「検閲月報」に掲載された電報・郵便は、関東憲兵隊の検閲活動にひっかかった中から、「検閲月報」に掲載するに値すると判断されたものに限られていることである。関東憲兵隊は抗日通信、防諜上注意を要するもの、時局に対する不満、不正行為の企図などを基準に検閲しており、家族の音信や商業取引の動向などに関する電報・郵便はほとんど掲載されていない。こうした特定の基準から選別されていることに注意する必要はあるが、反面、通常では知ることのできない中国人の活動、本音について述べたものも掲載されている。

「検閲月報」はその全てが残っているわけではないので、満洲国の全期間（1932～45年）にわたる検討はできない。そのため、これまで史料状況から必ずしも十分に考察されたことのなかった 1940 年代の状況、とりわけ 1943 年の状況について検討した。その際、①生活に対する不満、②労働者の状況、③商業取引の状況、④農村部の状況、⑤満洲国統治に対する反発、という五つの側面から、満洲国に暮らした中国人の状況について考察してみたい。

1. 生活に対する不満

現存する「検閲月報」には、日中戦争以前の時点で日常生活上の不満を述べた中国人の郵便はほとんど掲載されていない。もっとも現存する「検閲月報」はすべてではなく、さらに 1939 年はノモンハン事件関係のものが大半を占めるという、きわめて不均等な残存状況であるという留保がつく。現存しない「検閲月報」に、不満を述べる中国人の手紙類が掲載されているかもしれない。とはいえ、日中戦争以前において満洲国政府が力を傾けていたのは行政機構の整備、各地の状況掌握などであり、中国人の日常生活を規制する試みはほとんどしていなかった。満洲国政府の圧力は、日中戦争以前では中国人の一般生活レ

ベルにはまだあまりおよんではいなかった。

こうした状況は日中戦争後になり、1940年代になると経済活動への統制が拡大し、中国人の生活は窮屈なものへと変わった。そして、アジア太平洋戦争の勃発以降、物資の不足や経済活動への統制はますます拡大し、日常生活における中国人たちの不満は増大した。43年6月に奉天地方検閲部が編纂した「検閲月報」には、物資不足のため苦しい生活を強いられ、不満を述べる中国人の郵便が掲載されている。そのうち二つをとりあげたい。一つは、43年の奉天の状況について記した、奉天市興京街に住む宋某が四川省成都の朱文鳳に宛てた手紙である。

宋某→朱文鳳 1943年6月 没収 部分引用

治安は平静を保って居りますが政治がよくなく、本年以来食料の配給を行っていますが、十軒の内五六軒は食料が足りませんので闇で買って居ります。高粱は一斗二十円、包米は十八円、粟四十円でなければ買えません。

食糧は配給制になり、しかもその配給状況が良くないこと、食糧は闇市場で購入するしかないが、闇相場が高くて困っている状況を知ることができる。

もう一つは、奉天市大西区隆昌街に住む李某が陝西省の苗道生に宛てた郵便であり、より詳しく闇相場について述べている。

李某→苗道生 1943年6月 没収 部分引用

奉天の生活は実に困苦です。食料品は総て官給です。余分に貰うことはできません。配給品の値段は高粱米が一斤十銭、包米は一斤十銭、粟は一二銭程度ですが、闇相場では高粱米は一斤二円五十銭、メリケン粉は一斤三円程度です。市中には豚の肉や牛肉の配給はありませんが、闇では一斤三円八十銭位です。焼酎は一斤八〇〇元。木綿製品は正当の売買がありません。

食糧はすべて配給のこと、豚肉や牛肉の配給はなかったが闇では購入できたこと、木綿製品の売買は闇以外では行われていない事実などは興味深い。この二つの手紙からは、1943年の奉天では配給の食糧だけで中国人が暮らすことは難しかったこと、コーリャン米は配給品価格では1斤10銭だが、闇相場では1斤2円50銭とあり、コーリャン米の闇相場は配給品より25倍も高かった状況を知ることができる。

奉天に暮らす中国人の生活が苦しかったことは、1943年10月に検閲を受けた奉天市東関区に住む徐某が北京市の姉に出した手紙にも述べられている。

徐某→北京在住の姉 1943年10月 没収 部分引用

現在奉天市の生活は日に増し困難を来して居ります。自分は毎月二百円の収入があるからやっと生活が維持出来ますが、一切の糧食配給は頗る不足を感じて居ります。一ヶ月中に配給される食糧は僅か三日を維持するに過ぎず、其の他は総て私買である。諸般の情形は、姉さんが奉天に居た時とは大変な相違です。此の分で行けば何時かは凍餓の憂いがあります。

食糧の配給が少なく、一ヶ月分の配給では三日間しか生活できないので、闇市場で食糧を購入しなければ生きていけないことを北京にいる姉に伝えている。

以上、3通の中国人の手紙から、1943年の奉天の状況を見てみた。こうした情報は現在参照可能な刊行資料から知ることはできない。筆者が探ることのできた奉天における中国

人の食糧事情について述べた刊行資料は、39年8月の状況が最後である。この資料は次のように述べている(2)。

満人大衆の主要糧穀たる高粱米、小米(精白米)、包米、豆類の配給方法は糧穀小売商組合より各組合員に対し、其の所要数量に依り割当を為し販売店より一般消費者たる市民に配給されてゐるが、現在の処未だ自由販売であり数量には何等制限を附してない。然し現在配給さるる高粱米の如きは品質粗悪にして、一般家庭の食用に供する能はざる状態にある。これが為め一般市民は止むなく精白高粱を闇相場にて購入し、生計を維持してゐる。大体当地方一日の高粱、小米需要量は約十五車(四十五吨)であるが僅かに五車見当の配給に過ぎず、為に相当食糧難は逼迫してゐるがこれは貨車停滞による一時的現象と思惟される。

刊行資料は闇相場や食料の配給状況について具体的には記述していなく、中国人の暮らしが苦しい状況にあるという全般的なことしか述べていない。しかしながら「検閲月報」の手紙からは、一ヵ月分の配給では三日間しか生活できないなどの具体的な状況を知ることができる。この点が「検閲月報」の史料価値だと指摘できよう。

奉天以外の場所での食糧の配給状況や闇相場について、「検閲月報」から知ることのできる情報は少ない。具体的な状況を述べたものとして、1943年6月に没収された雞寧県に住む福昌が山東省の王義に出した手紙には、闇相場について次のように書いている。

福昌→王義 1943年6月 没収 部分引用

当地食糧闇相場の値段は玉蜀黍一斤一円四、五十銭、玉蜀黍粉一袋四十円、小麦粉百二、三十円ですが、買う處なく食糧乏しく大打撃を受けています。毎日腹が飢えて堪えない。

食糧そのものが不足するため「買う處なく」という記述は雞寧県(東安省)の食糧事情の深刻さを伝えている。

中国人が食糧事情に対して不満を持っていることを関東憲兵隊も承知しており、1943年に関東憲兵隊が関東軍総司令官に提出した報告書は、以下のように述べている。

赫々たる日本の大戦果に益々信倚し、政府の施策に協力的態度を示しあるも、一部には統制経済及蒐荷工作に伴う民食不足に相当苦慮し、「将来全満洲国の商人は皆労働者にならなくては食べて行くことは出来ない。之以上に食料の配給が無かったら本当に土地を耕作することが出来ません」等、春耕期を目前に控え不安を抱くもの漸増の傾向にあり。

食糧の不足を訴える中国人が増え、現在の状態が続くならば農業生産に影響がでる可能性を指摘している。つまり、関東憲兵隊は中国人の間で食糧不足が生じていることを認識しており、さらに関東軍総司令官に報告する必要がある事柄だと判断していたのである。関東憲兵隊も食糧不足の深刻さを厳しく受け止めていたにもかかわらず、満洲国政府は中国人への食糧配給を改善する政策はおこなわなかった。その理由は、満洲国の農産物はアジア太平洋戦争を戦う日本への重要輸出品であったからである。

かつて満洲は関内の中国人にとっては重要な出稼ぎの場所であったが、1940年代の満洲国は出稼ぎ地としての魅力を失っていた。1943年5月に検閲を受けた錦州市に住む哈惠遠が、満洲国で働くことを考えている河北省の伯父に出した手紙には、満洲国は出稼ぎ場所

として不相当だと書かれている。

哈惠遠→伯父（河北省） 1943年5月 没収 部分引用

伯父様が満洲に来て仕事をしたいとのことですが、現在満洲では男十八才から四十才まで国兵勞工の義務があります。食事は糧穀不足のため、とても腹を満たすことは出来ません。諸物価暴騰し、殊に人間生活に必要な食料、薪炭の暴騰は非常にひどく、六、七月頃になれば高粱一斗六十銭になるだろうと人々の口から口に伝えられて（以下不明）。

諸物価の高騰、食糧の不足などに起因する日常生活の危機に対して、中国人も防衛策を講じていた。1943年5月に検閲を受けた、開原城内東街に住む程手諭（父親）が貴州省遵義県の息子である程昌如に出した郵便には次のようにある。

程手諭（父親）→程昌如（息子） 1943年5月 没収 部分引用

昨年の収穫が少なかったのに政府が一月から三月迄穀物を収発し、各戸毎に数量を割当、三月迄に出荷させ一粒もこっそりと残して置く事は許されません。皆な交易場へ出荷するのです。若しこっそり残して居ると、一万円の罰金か三年の懲役かです。（以下不明）今や春耕の季節だと云うのに、農家では一日二食で、しかも粥しか食べられません。息子よ、然し私の家では秘中の秘です。六つの穴蔵に五石ずつ計三十石蔵して居り、他の人は知って居ません。兄弟が皆なして、夜中に作ったのです。父は国法などは恐れて居ませんから、勝手にこの様な事をやったのです。蔵して居たからこそ、餓もしないのです。

どの家にも厳しく食糧供出が求められたにもかかわらず、程手諭（父親）は極秘に30石の穀物を自宅の穴倉に隠匿しているので、なんとか生活できるだろうと息子に告げている。

また1943年9月に検閲を受けた、建国大学の学生陳維揚が遼中県に住む父親に宛てた手紙は次のように述べている。

陳維揚→父親 1943年9月 没収 部分引用

新穀が市場に出たら一年中食す糧穀の買溜をせよ。第一次欧州大戦争の時に於ける物価の高騰は予測出来ざれ程高価だった。東亜の戦勝□□□□物資の維持は見るべきものあり。但し戦勝長久にニ従い、消費愈々重大なることはこれ定理なり。満洲と北支各地の重工業、鉱業及食糧の問題は□□と開発出来ないこの戦時、物資の欠乏は実に遺憾なり。今日の農業は生産者少く消費者多く、人口も建国当時は三千万、今は四千三百万。関内一帯は今年来災害続き、生活日々に困っている。故に彼等は餓死するもの多し。日本は満洲に食糧を頼り居る関係上、満洲は食糧不足だ、これ必然的形成だ。

建国大生の陳維揚は父親に対して、現在の状況では食糧不足が生じることはまちがいないので、新穀が市場に出たら一年分の穀物を買いだめしておくようにと進言している。しかしながら、この手紙は没収されてしまい、父親のもとには届かなかった。

以上の手紙からは、1943年になると食糧の不足、物価の高騰が深刻になり、中国人の日常生活は苦しい状況に置かれたこと、こうした状況を中国人は闇市場での購入や食糧の隠匿などによりきり抜けようとしていた状況を知ることができる。

2 労働者の状況

「検閲月報」からは、好条件で誘われたにもかかわらず、過酷な状況下で働かされてしまった中国人労働者の存在を知ることができる。東安省の関東倉庫東安支庫で働いていた王作聖が、1940年にハルビンに住む兄に宛てた手紙には、次のようにある。

王作聖→兄 1940年7月 没収 部分引用

小弟は去る一月大連より東安省関東陸軍倉庫苦力に応募、来東数ヶ月を経過せるが、此の間手紙も差上げず大変失礼しました。私は来東以来二ヶ月余り罹病した訳でありまして、一緒に来たのは四百余名でありましたが、中百五十余名も死亡しました。原因は水土の関係と、気候が大変寒いのに衣食悪く、凍死或は餓死したのです。天佑神助に依り助りましたが、一日の賃金は一円二十銭程度と言うものの、数ヶ月来一文の支払いをも受けず、目下無一文です。仕事を止めて帰ろうと思いますが、仲々難しい事です。兄さんは哈爾濱に於て交際広く、其上弟の錦奎君が在哈数年、岐度陸軍倉庫等に知合いがあると思えますから、何とかして私の身柄を抜き出す様にして下さい。然らざれば、今冬凍死の止むなき事と思えます。

日給1円20銭という条件を信じて東安省まで働きに来たのに、賃金は1銭ももらえず、劣悪な条件下で働かされたため病気になり、一緒に来た仲間も約400名中約150名が死亡したという状況を知ることが出来る。

1940年代には満洲国各地で食料不足が起きていたため、中国人労働者の生活にも支障が出ていた。食料不足に苦しむ中国人労働者の状況を示す手紙として、43年に東寧県で働いていた中国人が出した二つの手紙をあげたい。まず、東寧国際運輸会社の張喜臣が雞寧国際運輸会社の李福堂に出した手紙には次のようにある。

張喜臣→李福堂 1943年7月 没収 部分引用

福堂兄君去りし後の東寧は、非常に生活しにくくなったよ。食料の少い事に就き度々請求して見るが、少しも出して呉れません。仕方ないので組より金を百円程貰って馬鈴薯(芋)を買って代用食にして、やっと生活して居ります。此の五日間毎日「芋」ばかりなので皆我慢出来ず、六名も逃走してしまいました。其れで現在の人夫は皆逃走の腹を持って居ります。

もう一つは、東寧県洞庭で働く曾憲泉が牡丹江市に住む盧士才に出した手紙である。

曾憲泉→盧士才 1943年7月 没収 部分引用

当地の食料不足は本当に話になりません。食べる穀は全々なく、馬鈴薯六、七個(鶏卵位の大きさ)を毎日食べました。最近は少し前より好くなりましたが、毎日穀一斤と馬鈴薯一斤を一日二食にして食べて居ります。仕事する力は全々有りません。今迄二ヶ月余りになるが、豆油の配給は少しもありませんでした。地下足袋も有りません。兎に角穀一斤と馬鈴薯一斤の配給も名義で、本当は目方が足りません。皆は自分の命を繋ぐため、各々着物と蒲団を売りました。

どちらの手紙も勤め先が十分な食糧を配給してくれないこと、食糧不足が労働意欲を低めていることを述べている。十分な食糧を配給できないにもかかわらず、仕事は継続しなければならなかったため、強引なことが行われていた状況が推測できる。

東寧県で活動していた阿川組という会社は、中国人労働者の募集や労働環境の整備に問

題が多かったようで、不満を述べる中国人労働者の手紙が二通ほど「検閲月報」に掲載されている。二通ともに1943年8月に検閲を受けたものである。一つは東寧県の阿川組の楊成善(息子)が復県の父親の楊花純に宛てた手紙である。

楊成善(息子)→楊花純(父親) 1943年8月 没収 部分引用

私は病気の為半月程休み、家に何回も手紙を出したが何も返事もなし。郷里に帰ろうと思っても証明書がなく困って居ります。親父様御願ですが、村公所か瓦房店の劳工協会に行つて、私は今年二十才で国兵検査だから帰して下さいと願つて、阿川組宛電報を打つて下さい。私は此處に来る時も二十才だと言つたが、楊徳純にだまされ売られたのです。若し方法が付かないと、後に考虎沟の洞へ連れられて行きます。

証明書がないため帰郷できないこと、詳細は不明だが楊成善はおそらく一族の楊徳純という人物にだまされて阿川組で働くことになったこと、「考虎沟ノ洞」とはどのような場所かは不明だが過酷な工事現場であることなどを、この手紙からは知ることができる。

もう一つの阿川組出張所の曲克英が大連市の陳守山に出した手紙でも、東寧県の阿川組の現場で働く労働者の待遇が劣悪であったことを伝えている。

曲克英→陳守山 1943年8月 没収 部分引用

守山君目下東寧の伝染病流行は非常に多くの患者発生し、罹ると直に死亡する人が多いです。罹病して死なぬ人少く、阿川組苦力千名余りの内、現在迄に死亡せる者三百名余り有ります。

東寧県の阿川組の現場には伝染病が蔓延し、労働者1000人中300名が死亡する状態になっていたことがわかる。

開原にやつて来た兄が弟の凍振に宛てた手紙には、満洲国に働きにやつて来た労働者は1943年には食料の配給が受けられず、苦しい生活を強いられていた状況が書かれている。

兄→凍振(弟) 1943年8月 没収 部分引用

非常時局のため一切の米は悉く配給だ。康徳九年度入満者にして総ての手續を得た者には通帳が支給され、米も配給して呉れるが、康徳十年度の入満者には通帳も呉れず、依つて米の配給等は思いもよらぬことだ。闇で買えば沢山あるので買えるのだが、頗る高価で、もし発見されれば、罰せられるから駄目だ。兄は一家族を連れて開原へ来たが、九年度の入満者なのに、現在に至る迄通帳も呉れず、食うものもなく毎日悲痛の涙にくれて居る。如何なるものの配給も無いのだ。康徳十年度に入満した者は丁度黒人のそれと同様の有様だ。

1940年代には労働者をめぐる状況が悪化しただけなく、その人数も不足したので、一般の人を勤勞奉仕という名目で徴用していた。例えば、40年にハイラルの勤勞奉仕隊に参加していた弟がハルビンに住む兄の王佐忱に出した手紙には、ハイラルの様子について次のように述べている。

弟→王佐忱(兄) 1940年7月 没収 部分引用

目下海拉爾市民は一家族より一名宛必ず勤勞奉仕に出ねばなりません。もしも人手不足等にて出られない時には、人を雇い入れても出さねばなりません。現在の此の物価騰貴の場合に、人を頼めば四円乃至六円です。それでも頼んで出さねばなりません。このような義務行為は、あたかもその昔秦の始皇帝が犠牲を払つて作った「万里の長

城」の工事にも等しいものだと私は思います。

こうした勤労奉仕にかりだされた中国人も食料不足に苦しんでいた。1943年に勤労奉仕作業に出た黄紹文は穆稜県に住む両親へ、以下のような状況と不満を述べた手紙を出していた。

黄紹文→両親 1940年7月 没収 部分引用

御父母様、老黒山の奉仕作業は仲々良いのですが、食料不足には困ります。全隊員作業する時、食事が一杯なものだから涙の種です。私の仕事は日誌及日報管理係の関係上軽いものですが、食事が一杯なのは本当に困る。毎日憂えています。こんな事は早く家へ知らすのが本当ですが、心配かけるのが嫌でした。家の困難な事は知っていますが、少し食糧を送って呉れませんか。私は毎日空腹を抱えて生きています。毎日家の事を考えていますが四ヶ月間は帰れません。毎日酒保の売店で食事を買って空腹の一時しのぎをやっていますが、毎日此の様に買ったら、後三ヶ月も有るのに、私の持って来た金は少いので、いよいよ足りなくなります。御父母様、此の手紙が付き次第、麦粉を少し買って食物を作ってください。私は苦しくてたまりません。赦してください。もし出来なければ金でも良いです。帰ってから御返し致します。

奉仕作業先の食料事情は悪く、両親の協力がなければ4ヶ月間の作業機関を耐え抜くことが難しい、切迫した様子をこの手紙からは知ることができる。しかし、この手紙は検閲の結果没収となり、黄紹文の両親には届かなかった。

3. 商業取引の状況

「検閲月報」には、中国人が行っていた商業取引に関しても興味深い内容の郵便がいくつか掲載されている。1939年1月に図們地方検閲部が検閲した、図們在住の朴昌喜という人物が牡丹江の朱宰強という人物に宛てた郵便は以下のような内容であった。

朴昌喜→朱宰強 1939年1月 没収 全文引用

無事到着の便に接して安心しました。私は相不変無事に暮しています。持出したる品は質不良と云うか、本当に済ませません。買先に責任を問少し持参せば、賠償させる事が出来ます。此処の相場はクロ一両六円で入手難いです。又白米は良品で二十二、三円、普通で十八円二十銭位でありますから、持って来て下さい。諸方斡旋致します。

(クロは阿片、白米はモルヒネの略称ならん)

アヘンやモルヒネを個人が売買することを満洲国政府は禁止していたが、中国人らによる非合法的な売買が実際に行われていたが確認できる。相場が存在したという記述からは、アヘンやモルヒネの非合法的な売買は相当行われていたと思われる。

營口市の張某が、1939年に山西省榆次県の杜本栄という人物に宛てた郵便には、不正取引により利益を得ようとするたくらみが記述されている。

張某→杜本栄 1939年10月 発送 全文引用

天津より購入する事は困難ですが、今度三万円程買込みました。此の品を營口迄到着させると六万円に売れます。今度の品は少くとも二万円の純利益を得られると思います。両親様喜んで下さい。私も其の割前を二万円程貰えるでせう。然い此の事は絶対他人に漏してはいけません。固く御願ひして置きます。

この文面だけではどのような不正取引をしているのか、營口市の張某と山西省榆次県の杜本栄がどのような関係（親子？）かは不明だが、3万円で仕入れた物品を營口まで運んで売り払えば2倍の6万円になるとある。營口地方検閲部はこの郵便を意図的に発送し、調査することにした。

日中戦争の開始以降では商業活動にも規制が加えられ、中国人商人の活動も窮屈なものになっていた。1940年代以降の検閲月報には、商業活動の統制に対する中国人の不満が掲載されている。例えば、40年に營口の広生行という商店が、香港にある広生行に出した郵便には、營口の状況について次のように書いている。

營口広生行→香港広生行 1940年3月 没収 部分引用

此の事変の為当方の統制経済の状況は想像以上です。経済警察が活動して見た所で、此の物資の不足の時世には如何とも出来ません。日一日と物価は暴騰するのみです。金はあれ共物資の不足の為買うことが出来ず、故に高い闇相場で買い求めるより仕方ありませんから、市内の相場は紊乱して居ります。結局買留売惜の奸商の現出は当然です。此際金より物品を所持して居る方が安心ですからね。近く新政府が成立するか、早く事変が片付いて、此の不安を一掃されることを望んで居ります。

物資の不足と物価の高騰がひどく、必要な物資は闇相場で買い求めていること、金があっても物資不足のため購入できないので、金より物を持っているほうが良いという状況を述べている。

こうした中でも、統制の網の目をくぐりながら商売していた様子を知ることができる郵便がある。1942年に奉天市厚生市場同益祥で働く張峇閣という人物が、唐山市に住む張君仲という人物に宛てた郵便には以下のようにある。

張峇閣→張君仲 1942年11月 没収 部分引用

七月初旬より約一ヶ月余り食糧を販売し四百五十円儲けたが、不幸にも糧穀組合に察知され、残りを配給したので六十円欠損した。其後は食糧の販売を止めて仕舞った。それから八面城迄行き豚肉を販売した。奉天から五百満里の処に汽車で一往復し、一回四、五十円儲けたが、不幸にも第三回に鉄道警護隊員に発見没収され九〇円丈け損をした。

闇で食糧を販売して儲けたが、糧穀組合に見つかってしまい、最終的には損をしてしまった。ついで豚肉を奉天から八面城に持って行き、売ったところ最初は儲かったが、3回目には鉄道警護隊員に発見され、損失を出したことが書かれている。

日中戦争の開始以降、商業活動への統制は拡大したが、統制の網をかいくぐって商売を続ける中国人商人は多く、むしろ統制を逆手にとって利益をあげる中国人商人もいた。しかしながらアジア太平洋戦争が始まると、統制の範囲がいつそう拡大しただけではなく、物資が極端に不足し、商品の仕入れが難しくなり、商業活動を継続できない中国人商人が生まれていた。

奉天市に住む父親が華北の息子に宛てた1943年の手紙には、闇で食料を販売しようにも、食料を入手する方法がないことを述べている。

奉天市の父親→華北の息子 1943年2月 没収 部分引用

此の凶年に当りては生活の途なきもの独り華北方面のみではない。当地方面は更に甚

だしきものがある。店を休業する者続出し、一様に同病相憐むの状態である。糧食の配給は常に不足し、官庁は愈々嚴重に取締っている。田舎の糧穀も全部官庁が収納して、自家用の種子も食糧も、凡て許さぬのであるから、闇購入の糧食もない有様である。斯うなっては全く商売も如何とも方法がない。

食糧は政府が嚴重に取り扱っているため購入する方法がなく、「店を休業する者続出」し、商売したくてもできない状況にあると書いている。

1943年6月に検閲を受けた奉天市の某が北京の張学賢に出した郵便にも、奉天で商売することは不可能であり、さらに「行商人はまるで野良犬のように狩り立てられて、何処かへ連れ」ていかれてしまい、行商人の存在自体が許されなくなった状況を記している。また、43年9月に検閲を受けた、奉天市の某が河北省の某に出した手紙にも、奉天での商業活動が難しくなった状況が書かれている。

奉天市某→河北省の某 1943年9月 没収 部分引用

現在奉天市では時局の為街頭でぶらぶらしている人は、たえず官憲が捕えて労働者として何処かへ連れて行きます。これがため無職の者は一步も外へ出られない状態です。各商店は一様にさびれています。私の方の店も、これがため商売は全く思わしくありません。此の様子では今年一杯で大部分の店は閉店することになるでせう。

「ぶらぶらしている人」は労働者として連れていかれていること、商売を続けるのは難しいので、「今年一杯で大部分の店は閉店」せざるを得ないと述べている。

4. 農村部の状況

1940年代の満洲国内の社会状況を示す史料は、現在のところ非常に限られており、なかでも農村部の状況については、日本人の観察を通じてしか知るしかない。「検閲月報」にはわずかではあるが、農村部の中国人が40年代に書いた手紙が掲載されている。

雞寧県の劉成文が開原県の馬香九に出した手紙には、雞寧県下の農民の状況について次のように書いている。

劉成文→馬香九 1943年2月 没収 部分引用

目下当地の食糧は全部官庁に没収されたので、農民の食糧は十戸あれば九戸食糧がない。其の上官庁で闇取引商人を堅く取締るので、隠匿しある食糧の価格は物凄く高いです。食糧不足の為、農民は農業を廃止するものも相当居るだろうと思います。従て常傭人夫を傭ふ所もなく、「ルンペン」が多く雞寧に於ては生活を維持する方法がないことを確認致しました。貴地に就職口を許諾して戴けば直ぐ参ります。

雞寧県では農民の生活が危機的状況に陥っており、働く場所もないので開原で職を探して欲しいと述べている。また、同じ雞寧県の石玉山が遼陽県の孟栢茂に出した手紙も掲載されている。

石玉山→孟栢茂 1943年2月 没収 部分引用

東安省雞寧県管内は今年夏雨ばかりだったので、農作物は本当に不作でした。其の上百姓の食糧は全部出荷して仕舞ったので、各戸では食糧がなくて実に困難なる状況に陥り、金もなく、金があっても買う所は有ません。私は今腹を定めて居ります。東安省内に長らく住む気持は少しも有りませんので、直ぐに返信をお願い致します。若し

貴地の状況が良かったら、早速郵便為替にて金を送りますから、先ず空家と食糧と薪炭等を準備して戴けば、直ぐ帰省致したいと考えて居ります。

これら二通の手紙から、雞寧県では1943年に深刻な食糧不足が生じ、雞寧県での生活に見切りをつけて他に移りたいと考える人が少なからずいたことが推測できる。

1943年には雞寧県以外でも食糧不足が生じていた。1943年3月に検閲を受けた東寧県の曹明田が山東省の曹丙臣に宛てた手紙には、東寧県下の食糧状況について次のように述べている。

曹明田→曹丙臣 1943年3月 没収 部分引用

満洲国一切の食糧は皆役人の方から統制して、自由販売を禁止して居るから値は高くありません。穀一斗十五六円、小麦一斗十五円、高粱一斗十円、包米一斗九円、大豆一斗十二円です。然して百姓の所得食糧の十分の六を役所に売らねばなりません。又配給は各民戸へ致しますが、高粱なら一斗八円位、穀は一斗七円位です。最も困ることは配給が足りない事です。又金を送るにも送金停止となつて居るから、金があつても送る事が出来ないから方法はないです。

食糧は配給制になり自由な売買はできなくなったこと、農民は収穫の6割を役所に売らなければならなかった状況を述べている。

奉天市郊外の郭三屯村の那王(?)が、1943年に陝西省谷県鳳凰鎮の那景林に出した郵便には、食料不足に苦しむ農民の様子を述べている。

那王(?)→那景林 1943年9月 没収 部分引用

今年は糧穀が特に高く、粟一斗四十五円、高粱一斗百円余、高粱桿百束四十五円の値段で生活の困難は其の極に達している。即ち金があつても糧穀を買う処がなく、話に聞けば百戸から有る郭三屯村で、其の過半数の家が喰う物が無いとかです。

食糧不足のため生活は苦しく、金があつても買う場所がないので半分以上の家が食糧不足に陥っていると述べている。

雞寧県では農産物の不作と行政側の土地接収により、引越しを余儀なくされた農民がいたことを、雞寧県の某が寛甸県の張学智に出した1943年の年には、次のようにある。

雞寧県某→張学智 1943年8月 没収 部分引用

今年四、五响耕作致しましたが、農作物は全部夜盗虫に食われた為、秋の収穫は大部減収される事と思ひます。更に敷地全部を官庁に占有されて、どこかに引越さねばなりませんので、行く先は後で知らせます。

農村部の食糧事情を悪化させた原因の一つとして、1943年以降満洲国政府は警察力をも使った強引な農産物蒐荷政策を推進したことがあげられる。43年2月に関東憲兵隊司令官が関東軍総司令官に出した「検閲月報」には、中国人の動向について次のように述べている。

食料配給機構に対し「政府は強制蒐荷をなし農民の食糧を没収しあるも、我々の死活問題に関しては何等の策も施さず、こんな馬鹿馬鹿しい道理があり得ようか」等、為政者を論難するものあり。又蒐荷の惨状を誇張するもの及強制蒐荷に依る離農を企図するもの等、蒐荷に対する反響は相当注意を要するものあり。

強制的な農村部での食糧買収の結果、中国人の間では反政府的な言動が盛り上がり、危険

な兆候が出ていることを伝えている。

鶏寧県公署行政科周金閣が1943年に四三省民生庁文教科劉某に宛てた郵便には、中国人の目から見た農産物蒐荷工作の状況が記述されている。やや長文であるが、極めて興味深い史料なので以下に引用する。

周金閣→劉某 1943年2月 没収 全文引用

当県の命に依り、一月十九日より十五日間出荷督励の工作の為、全職員総動員して各地に出張致しました。出発の際県長の訓示に「今回の出荷は従来と違い、各自は戦場に赴く気持を持ち、若し命令に服せず、割当数量に達せざる場合は、作戦に負けたと見做して相当の罪を以て罰する」と云い、各班長は県長に向い宣誓文を朗読した。県のトラックを出して貰い、各自は担当地域内に出荷工作を開始しました。至る所で各戸毎に嚴重な調査を為し、穀物種子迄出荷させて、老若男女の泣声は天を衝くが如し。其の悲惨なる状況は、実に見られない状況です。

斯様に嚴重なる調査の上出荷させても、予定の数量から見れば僅かに百分の四十しか有りません。斯の如く毎日現地の生活をやって居りますが、県長の訓示の通り戦場で勝たなければ、帰しないと云う命令の下に、今日迄延引して来たのが一ヶ月余りになります。

私の担当地域内にも尚未出荷分が千六百噸程あります。此れを一体何處から出させて貰うか、上司の命令を執行するには実に頭が痛いです。就職以来始めて斯様な難局に遭遇して居ります。

鶏寧県(東安省)では1943年1月にかなり強引な農産物蒐荷をおこなったが、それでもこの周金閣の担当地区では未出荷量が1600トンあったことを述べている。満洲国では国境地域にあたる東安省鶏寧県の一地区の状況ではあるが、1943年に農民の生活を無視した農産物蒐荷工作が実施されていたことが確認できる。

5 満洲国統治に対する反発

1940年4月に満洲国政府は国兵法を公布し、翌41年から中国人に対する徴兵検査をおこなったが、これに反発する中国人は多かった(3)。兵隊になることへの不満を述べた郵便は検閲の対象であったので、そのいくつかは「検閲月報」には収録されている。

1943年に奉天市の徐鴻楽が北京の周嘉勳に出した手紙には、次のようにある。

徐鴻楽→周嘉勳 1943年9月 没収 部分引用

満洲は目下国勢調査を実行し、民籍法に依り年令十九才の青年は徴兵されるとの事です。工廠内の日本人も常に私に対し、関内に行き就職した方が良いと言って居ります。工廠から十九名徴兵されるとの事です。私は対策を考えて居りますが、早く関内に行き兵役を免れる様にして下さい。

満洲国を出て中国関内に行けば徴兵を逃れることができるので、北京の知人に対応をお願いしている。興味深いものとして、1943年9月に奉天第八国民高等学校の李孝賢(子)が復県南極村の父親に出した郵便は、人間関係を使って徴兵を避けようとしている様子を述べている。

李孝賢→父親 1943年9月 没収 部分引用

奉天市の人で同窓の友達に第一軍管区の徴兵処長を知って居る者があるので、今彼にたのんで色々と運動して居るのですが、復県の方の徴兵官の氏名が分かれば、とても好都合に行くらしいのです。早速御調査願ひ度いです。

また、1943年に奉天市某が姫有貞（住所不詳）に宛てた郵便には、賄賂を使い徴兵をのがれたことが述べられている。

奉天市某→姫有貞 1943年10月 没収 全文引用

国兵検査の一件は前回の信書で事情を詳細に通知申上げましたが、検査当初に当り店では運動費百円を消費したので、私は辛じて徴兵から免れました。この費用は総て店で負担したのです。之皆御両親の保佑の賜です。

満洲国政府は法律の整備を進め、満洲国を名実ともに法治国家にしようとしたが、中国人の間では法律ではなく依然として人間関係や賄賂を軸として、状況に対応していたことがうかがえる。

徴兵に対して中国人がどのような不満を持っていたのか、その一端を知ることのできる手紙として、徴兵検査に合格した海城県の湯宝平が奉天市の某に出した手紙をとりあげたい。

湯宝平→某 1943年9月 没収 全文引用

今度壮丁検査を受けたが不幸合格して終わった。全く運に恵まれないものだ。不運も極に達したよ。来年入営しなければならぬのだが、家の方はそれが為大変に困るのだが、一体誰が私にこんな運命を与えて呉れたのか。君も学校を終えて社会に出て、社会の労苦が分る様になると、又壮丁検査に行き人生の労苦をなめねばならぬ。本当に人生なんて無味なものだ。

徴兵検査に合格したことを「不幸」だと考え、「人生なんて無味」なものだと自分の運命を悲観する文面を書いている。

「検閲月報」に掲載された郵便は、差出人に何らかの用件を伝えるために書かれたものであり、個人の意見や主張を述べるために書かれたものではない。しかしながら、満洲国で暮らした中国人の考えを知ることのできる手紙も、わずかながら収録されている。1940年に奉天の中国銀行支店に勤める李宜良が、重慶の張承德に宛てた手紙からは、満洲国下で暮らした李宜良の思いをうかがうことができる。

李宜良→張承德 1940年1月 没収 部分引用

一、私は此の東三省に於て体は健康であると言うも、然し乍ら精神上に於ては種々の方面に常に不快を感じて居ります。

二、此方では新兵の試験があり、私の銀行からも三名引張り出された。本月一九日朝体格検査が施行された。奉天市で一万人募集して、三ヶ年訓練するのです。然し私が思うに、私達の銀行員の体格、国籍、思想等、種々の方面より考えて、一つも合格し得べき条件がないと思います。

三、私は決して日文を覚えて将来出世し様と思って居るのではありません。というのは私の意思、主張は断じて将来我等が日語を絶対に必要とすることを希望しないからです。私の希望する所は東省(満洲)に在っては、露西亜語と英語を必要としたい。

「種々の方面に常に不快」を感じながら毎日を過ごし、日本語の習得を拒み、将来は「露

西語と英語」を必要とする生活が来ることを期待している。

ハルビン農業大学（1940年5月設立）の曲国芸は奉天農業大学（1938年1月設立）の張際中に出した手紙で、心中の不満を次のように述べていた。

曲国芸→張際中 日時不明 没収 部分引用

私の申上げるのは決して出鱈目や虚偽ではありません。是非聴いて下さい。一体私をどうして哈爾濱に勤務させたか。私は毎日苦しみの中に生活して居るが、其の苦しみは泣いても笑っても追いつきそうもない。世の中は凡て出鱈目である。この学校の事情を御聴取してください。そうして私を他に転勤させて下さい。日系の人達は国に帰り度い者は帰るし、避暑に行き度い者は避暑にも行くし、自分勝手である。私達は一日中学生と実習し、疲れ切った日を送って居る。それで月俸は僅か七十五円位、東洋人は千円以上も取って居るのである。我々は東洋人から百姓と同様に酷使され、其の上なんだかんだ言われて、全く我々の頭は口ってしまう。我々は辞職か転任あるのみです。

ハルビン農業大学では日本人教師が幅をきかせて、自由に振舞っているのに対して、中国人教師は安月給で毎日働かされていた状況を知ることができる。この手紙を書いた曲国芸に「世の中は凡て出鱈目」だと感じさせ、「辞職か転任」するしかないと考えさせるに至った、ハルビン農業大学での中国人教師の日常とはどのようなものだったのだろうか。

おわりに

「検閲月報」に掲載された電報・郵便は「はじめに」で述べたように、満洲国各地で行われた通信検閲の結果、報告するに足ると判断されたものだけである。そうした限定的な史料であるとはいえ、1940年代のなかでも1943年時点での中国人の暮らしぶりの一端を明らかにすることができた。

中国人の手紙は、満洲国末期の1943年では食糧の不足、物価の高騰、経済活動への統制の拡大により、中国人の生活はかなり苦しい状況にあったことを述べている。なかには食糧不足がひどく、たとえ金があっても食糧を買うことのできない状況や、農村部での穀物供出の過酷な状況を鮮明に述べているものもある。また、苦しい生活を送りながらも、したたかに暮らす中国人の姿を浮かび上がらせてくれる手紙も含まれている。

徴兵に反発したり、中国人を差別する日本人に不満を覚える中国人は多数いたと考えられるが、反発や不満を覚えたことが、ただちに満洲国政府に対する抵抗運動に結びついたわけではない。日常生活に不満を持つ中国人は反満抗日運動を行っていた中国人とは異なり、一応は満洲国政府が許容する枠内で暮らしていた。市井に暮らす中国人が満洲国支配をどのように思っていたのかは、今後明らかにされなければならない重要な課題である。反満抗日運動の分析だけでは、満洲国支配下で暮らす中国人の姿を分析することにはつながらないと考える。

今後の満洲国史研究は、満洲国政府の支配政策を受け止めていた中国人の動向を視野に入れる必要がある。そして、支配政策の変化を日本国内の状況からだけでなく、中国人の動向により支配政策がどのように変化したのかを考察する必要がある。「検閲月報」はこうした分析視角に立った場合、有益な情報を与えてくれる史料である。

- (1) 東北三省の档案馆には、中国人の手紙などの史料が所蔵されているのかもしれない。だが、現在外国人が東北三省の档案馆所蔵史料を全面的に利用することはできない。
- (2) 奉天商工公会『奉天産業経済事情』1942年、476-477頁。
- (3) 満州国史編纂刊行会編『満州国史 各論』満蒙同胞援護会、1969年、260-261頁。

はじめに

満洲国の崩壊後、マンチュリアの支配をめぐり、中国共産党（以下、中共）と中華民国国民政府（以下、国民政府）は対立、抗争を繰り広げた。最終的には中共が 1948 年 11 月の遼瀋戦役の勝利により、マンチュリアを支配下に置いた。関内とは異なりマンチュリアには、満洲国の崩壊時には中共の勢力はほとんど存在しなかった。にもかかわらず、3 年間で中共はマンチュリアの支配に成功したのである。短期間で国民政府軍を撃退した軍事力を、中共はどのように動員したのかについては、門間理良[1997]が新兵動員を軸に検討している(1)。だが、いかに軍隊を維持したのか、つまり軍事力の保持を可能とした中共の財政的背景については未だ十分な考察は行われていない。

マンチュリアはそれまで中共が勢力範囲としてきた辺区とは異なり、農業生産力に富み、大都市や大工場が存在し、鉄道網も発達しているという経済的特徴を持っていた。中共が短い時間で大規模な軍事力を動員できた要因の一つには、豊かなマンチュリアの経済力を掌握した点にもあったのではないだろうか。こうした観点からマンチュリアでの中共の軍事動員を考えた場合、中共が東北解放区で実施した財政経済政策について検討する必要性が浮上してくる。

少ない先行研究のなかで、西村成雄[1984、第 6 章]は東北解放区で行われた財政経済政策を検討し、農村変革だけでない商工業者をも含む変革を「東北モデル」として位置づけた。そして、中国革命史像の認識には農村変革を中軸とした「延安モデル」と「東北モデル」の総合的な理解が必要であると主張した。「延安モデル」では理解しきれない東北解放区での中共の財政経済政策の特徴を指摘した見解は高く評価したいが、財政経済政策の具体的な執行過程やその結果については史料制約もあり、十分に検討されているといたい。

80 年代後半以降、中国では新史料の公開がはじまるとともに、財政経済政策に関する研究も出されるようになった。朱建華主編『東北解放区財政経済史稿』（黒龍江人民出版社、1987）は档案を利用した信頼性の高い研究である。史料集としては、『東北解放区財政経済史資料選編』全 4 巻（黒龍江人民出版社、1987）〔以下、『史料集』A〕、『東北解放区工商税収史料選編』全 3 巻（黒龍江人民出版社、1988）〔以下、『史料集』B〕が出された(1)。

本稿ではこれらの史料集を使い、東北解放区で実施された財政経済政策のなかでも、財政収入を支えた対外貿易の動向、農民・商工業者からの徴税について検討してみたい。その際、二つの点に留意して考察を進めた。第一には、東北解放区で行われた財政経済政策の具体的な内容、およびその問題点に力点を置いた。第二には、東北解放区での財政経済政策をマンチュリアの地域性から把握する観点をとり入れた。東北解放区での財政経済政策には中共固有の特徴も存在したとはいえ、マンチュリアの地域性に規定された側面もあったと考えるからである。

なお、本章は東北解放区で中共がおこなった財政経済政策の特徴とその問題に焦点を絞っており、国共内戦の推移がもたらした中共中央の政策変化による影響や、中共内部での財政経済政策の立案過程については考察から除外していることをあらかじめ述べておきた

い(2)。

(1)これらの資料集の概要については、石剛の解題を参照（井村哲郎編『1940年代の東アジア—文献解題』アジア経済研究所、1997）。

(2)本章では中共中央、中共中央東北局などの語句を使い分け、政策の決定、執行主体をできるだけ明確にした。しかし中共全般の動向を示す場合には、単に中共と記した。

1. 東北解放区の形成と財政経済政策の変遷

ソ連軍のマンチュリアへの進攻、日本のポツダム宣言受諾という新たな状況に対して、延安の朱徳は中共軍のマンチュリアへの進撃を1945年8月11日に命令した。熱河、山東、河北に駐屯した中共軍はマンチュリアへ向かい、11月までに約20万人の幹部、軍隊が送り込まれた(1)。一方、国民政府も10月以降マンチュリアの接收に乗り出した。ところが、国民政府軍はソ連軍や中共軍に阻まれて、マンチュリアに入ることができなかった[石井明1990]。10月から11月にかけて中共はマンチュリア各地に省政府を設立していった(表1参照)。だが、全域におよぶ支配は確立していなく、北部へ派遣された幹部、軍隊の人数は少なかった。11月末までに北部へ到着した「老部隊」(関内より移駐してきた部隊)は1500名に満たず、北部の中共の主体は新たにマンチュリアで組織された2万5000人の部隊であった(2)。11月になると国民政府軍はマンチュリアへの進撃をはじめた。11月16日に国民政府軍は山海関の中共軍を攻撃して撤退させ、同月26日に錦州へ入った[常城1986、403-404頁]。こうした情勢に対して、中共中央は軍事状況と「中ソ友好同盟条約」が国民政府に接收権を与えていたことを考慮し、大都市の放棄を11月20日に決定した(3)。この決定は、10月19日に出された国民政府軍とは徹底的に戦う方針の転換を意味していた(4)。中共中央の指令に従い、中共軍はハルビン、瀋陽、チチハルなどの大都市から撤退した。

大都市を放棄した中共は、北部を中心に勢力の扶植に努めたが、幹部の不足、反対勢力の抵抗から勢力の拡大は進まなかった(5)。中共中央東北局は農民の関心を引き寄せる手段として、満洲国の国有地や日本人開拓団の土地など、かつて日本人が所有した土地の没収、分配を1946年3月に指示した(6)。しかしながら、本格的な土地改革にはまだ着手していなく、土地を得た農民は限られていた。

1946年3月以降ソ連軍の撤退が始まり、国共間の緊張は増した。国民政府は「中ソ友好同盟条約」をたてにソ連軍撤退後の接收権を掲げ、3月13日に瀋陽を占拠した。そして北上して長春をも占領しようという動きを示した。中共中央は国民政府軍の北上をくい止めるため長春、ハルビンの確保を決定し、中共軍は4月18日に長春を、同月28日にハルビンを占拠した(7)。中共軍は長春南部で北上してきた国民政府軍と衝突し、4月18日から5月18日まで四平をめぐる攻防戦が行われた。中共軍はこの戦いに敗れ、松花江以北へ撤退した。以後、松花江を境に南側が国民政府の、北側が中共の勢力範囲となる。中共軍敗北の原因は、アメリカ軍の支援を受けた国民政府軍より攻撃力が劣っていた点にもあったが、基本方針が都市の確保にあるのか、農村の掌握にあるのか混乱していた点にもあった(8)。また華北や山東などの各地から派遣された「寄合い部隊」の性格を克服することができず、兵力は30万人を数えたものの半数以上は新たに参加した兵隊であったため、統率のとれた

軍事行動ができていなかった(9)。

中共中央東北局は松花江以北に退いた後、土地改革を進め、農民を中共側に引き寄せる方針を第一にした「7. 7 決議」を決定した(10)。この決議を受けて、1946年7月から9月にかけて1万2000人の幹部が農村に入り、土地改革を行った[常城 1986、436頁]。中共は土地改革の一方で、共産党員の拡大にも努めていた。黒龍江省では49年4月時点で党員数は約6万8000人に達し、総人口の1. 2%占めるに至った(11)。ほとんどゼロから出発したので、かなり急激な拡大をはかっていたと言えよう。注目されるのは、新たに入党した党員の57%が教育を受けたことのない点である。教育水準などは軽視して、政策に共鳴する人物を中共は積極的に党員にしていたのであった。かかる点は、満洲国期の行政官が中華民国期の有力者のなかから選ばなければならなかった点とは異なっている。東北解放区で中共の指導により末端行政を担った人は、以前の在地有力者とは違っていた点を指摘したい。

土地改革により中共は農民の支持を獲得したとはいえ、軍事的には劣勢であった。46年10月から国民政府軍は安東、通化への攻撃を行い、東部での軍事行動を拡大していた。46年末から47年初は、マンチュリアの中共軍が最も苦境に陥った時であった[朱建華 1987a、167-169頁]。

1947年5月から中共軍は攻勢に転じ、「夏季攻勢」(5月～6月)、「秋季攻勢」(9月～11月)、「冬季攻勢」(12月～48年3月)と連続した軍事行動を展開した。47年7月になると、中共軍と国民政府軍の兵力数は中共軍が上回り、以後両軍の兵力差は拡大していった(15)。48年3月に終了した「冬季攻勢」の結果、国民政府軍は長春、瀋陽などの大都市と錦州、興城などの北寧鉄道(京奉鉄道)沿線の都市を確保するのみになった[常城 1986、502頁]。この時点でマンチュリアにおける国共内戦の帰趨はほぼ決まった。最終的には48年11月2日に瀋陽が陥落し、中共はマンチュリアでの内戦に勝利した。マンチュリアを解放した中共軍は休む間もなく関内へと進撃し、東北解放区の役割は関内での内戦支援が主要となった。

以上がマンチュリアでの国共内戦のおおまかな経過であり、ついで財政経済政策の変遷について見てみたい。

中共中央東北局は1945年から46年にかけて軍事作戦に追われ、具体的な財政経済政策はほとんど実施できていなかった。46年8月にハルビンで開かれた各省市代表連席会議で林楓は、1年以内に財政面及び経済面での業務の基礎を打ち立てたいと述べている(13)。この主張からは、46年8月時点では財政経済部門の運営は著しく立ち遅れていたことを知ることができる。

軍事力を支える財源を確保するためにも財政経済政策は重大となり、中共中央東北局は1947年1月に第1回財政経済会議を哈爾濱で開いた。この会議で財政問題について報告した李六如は、東北解放区の財政は没収した敵産物資と銀行券の発行によりまかなってきたと述べている(14)。敵産資産の内訳については不明だが、満洲国政府に協力した人々の財産を没収していたと考えられる。銀行券の発行状況については、中共中央東北局は45年11月に東北銀行を開業して、東北銀行券の発行をはじめた(15)。東北銀行券の発行額は、46年では164億元だが49年には約12万億元に達しており、46年から49年にかけてその

発行額は約 730 倍も増えていた（表 2 参照）。東北解放区では軍隊への食料購入にあたって東北銀行券を増発して調達することもあり、東北銀行券発行による財政補填は 47 年以降も行われていた（16）。

敵産没収や銀行券発行に依存した財政状況から脱する方針として、第 1 回財政経済会議で報告した彰真は、農業生産を高め、農産物を売却して利益を得る方針を語り、軍事情勢が不安定なため工業建設の条件は備わっていないとし、工業より農業を優先する考えを示した（17）。

第 1 回財政経済会議での議論をもとに、中共中央東北局は 1947 年 3 月 4 日に 47 年度の経済方針について表明した。その方針は農業生産の発展、税制の整理、対外貿易の増進、財政政策の指導強化などをあげている（18）。

1947 年に出された報告の中で注目したいのは、東北解放区財経会議（ハルビン）での李富春の報告である（47 年 8 月）。李富春は、現在の戦争は空前の規模にあり、その勝利は財政政策の如何にかかっているとす。戦争は正規化した主力部隊によって行われ、遊撃戦ではないので、大規模な正規戦を支える財力が必要となっていると分析する。ついでマンチュリアの経済特徴を、陝北などとは違い農業生産が盛んで、これまで戦災の被害を大きくは受けていない。すでに土地改革は初歩的に行われ、かつての植民地的制度は消滅し、さらに鉱工業も発展しているだけでなく鉄道網も備わっており、東北解放区は戦争を支援する条件に恵まれていると分析している。もしマンチュリアの経済水準を高めることができれば、戦争勝利に結びつくことはまちがいないとし、農業、鉱工業、交通業、商業、金融のバランスのとれた育成を主張した（19）。李富春はマンチュリアの経済的特徴が華北の辺区とは異なることを指摘し、マンチュリア経済の潜在力を発揮させることが内戦勝利につながると主張したのである。

1948 年になると、工業への関心が高まった点が特徴としてあげられる。47 年では工業に関する指導経験、人材、経費の不足から、着手しやすい炭鉱の復興が第一に行われていた（20）。48 年になると東北解放区は拡大したため、多くの鉱山や工場を中共は掌握することができた。それゆえ、48 年になると中国のなかでも水準の高いマンチュリアの工業力に注目する意見が述べられるようになった（21）。また都市政策への関心も払われるようになった。農民の動員を第一にしていた東北解放区で、都市政策について中共中央東北局が明確な指示を出したのは 47 年 10 月であった。この指示は、東北解放区の人口の 3 分の 1 以上が都市住民になったことから、今後は都市の商工業者や労働者に対する工作も重視しなければならないとしている（22）。

このように東北解放区では変化する情勢に応じて財政経済政策の見直しも行われていたことが確認できるが、1948 年 8 月に陳雲（東北財政経済委員会主任）は中共中央に対してまだまだ問題は多いとする報告を出している。陳雲は現状の問題として、一つは財政経済政策の範囲が拡大し複雑になっている状況に対応できる経験を持っていないこと、もう一つは戦争と土地改革にのみ専心したため財政経済問題を看過してきたことを指摘し、財政経済政策は未だ「盲目状態」にあるとしている（23）。

東北解放区の財政収支について詳しい数字を明らかにすることは、現在の史料状況では無理である。金額の推移は不明だが、1947 年の収入の 31% は公糧（現物徴収による農業税）、

貿易収入が 57%、税収（貨物税、営業税など）が 3%で、支出は軍事費が約 80%を占めていた(24)。つまり 47 年の収入は、貿易収入と農民から徴収した公糧をあわせると 88%に達し、商工業者から徴収した貨物税や営業税は僅かであったとまとめられよう。48 年の収入も公糧（37%）と貿易収入（35%）の割合が大きかった。47 年では僅か 3%に止まった税収は 17%に増え、商工業者からの徴税は 48 年になると少しは機能するようになっていた。49 年になると、公糧の割合は 23%に止まり、企業収入（30%）の割合が増えていた[朱建華 1987b、440 頁]。企業収入の増加は、48 年 11 月の内戦終結後、東北解放区では企業の再建が進められたことを示していよう。

以下では、東北解放区の収入を支えた貿易動向、公糧徴収、商工業者からの徴税の実態を明らかにし、東北解放区で行われた財政経済政策の特徴と問題点について指摘してみたい。

- (1) マンチュリアの中共軍の名称は、東北人民自治軍、東北民主聯軍、東北人民解放軍隊、中国人民解放軍第四野戦軍と繁雑に変更されていた。本章では中共軍で統一した。
- (2) 陳雲「対満洲工作的几点意見（1945. 11. 30）」『陳雲文選 1926～1949 年』人民出版社、1984、223 頁。
- (3) 「中ソ友好同盟条約」の付属協定「今次の日本国にたいする共同作戦におけるソ連軍の中国東三省地域内への進入後のソ連軍最高司令官と中国行政当局とのあいだの関係に関する協定」では、軍事行動の終了後、マンチュリアは国民政府に引き渡されることが決められていた（日本国際問題研究所中国部会『新中国資料集成』1、日本国際問題研究所、1963、111-112 頁）。
- (4) 1945 年 9 月から 46 年 6 月までの中共の戦略変化については[丸山鋼二 1992]を参照。
- (5) 陳雲「北満根拠地建設的進展状況（1946. 4, 20）」『陳雲文選 1926-1949』225-228 頁。
- (6) 「中共中央東北局關於处理日偽土地的指示（1946. 3. 20）」『史料集』A1 卷、264-265 頁。
- (7) 「中央關於控制長春、哈爾濱及中東路保衛北満給東北局的指示（1946. 3. 24）」中央檔案館編『中共中央文件選集』16、中共中央党校出版社、1992、100 頁。
- (8) 羅榮桓「対東北解放戦争形勢与任務的分析和部隊政治思想工作」『遼瀋決戦』上、人民出版社、1988、37-38 頁。
- (9) 陳雲「發動農…民是建立東北根拠地的關鍵（1946. 7. 13）」『陳雲文選 1926-1949』237 頁。
- (10) 陳雲「關於形勢和任務的決議（1946. 7. 7）」『陳雲文選 1926-1949』229-235 頁。
- (11) 「黒龍江省党支部組織状況統計表」中共黒龍江省委組織部、中共黒龍江省委党史研究室、黒龍江省檔案館編『中国共産党黒龍江省組織史資料 1923-1987』、黒龍江人民出版社、1992、141 頁。
- (12) 「東北敵我軍力量各介時期比較表」『遼瀋決戦』下、685 頁。
- (13) 林楓「東北各省代表連席會議閉幕詞（1946. 8. 15）」『史料集』A1 卷、18 頁。
- (14) 李六如「關於財政問題的結論報告（1947. 1. 21）」『史料集』A1 卷、28-33 頁。
- (15) 「東北銀行總行三年來工作報告（1949. 5）」『史料集』A3 卷、570 頁。
- (16) 陳雲「把財經工作提到重要位置上来（1948. 8）」『陳雲文選 1926-1949』265-266 頁。

- (17) 彰真「存各省財經連席會議上關於工業建設問題的講話（1947. 1. 20）」『史料集』A2 卷、6-7 頁。
- (18) 東北局「關於 1947 年度財經工作方針与任務的指示（1947. 3. 4）」『史料集』A1 卷、33-40 頁。
- (19) 李富春「在財經會議的報告与總結（1947. 8）」『史料集』A1 卷、53-72 頁。
- (20) 工鈺処「關於東北工鈺業一些材料的匯集報告（1947. 3）」『史料集』A2 卷、11-22 頁。
- (21) 陳郁「東北工業概況（1948. 8）」『史料集』A2 卷、77-84 頁。
- (22) 東北局「關於加強城市工作的指示（1947. 10. 10）」『史料集』A1 卷、46 頁。
- (23) 注 16 に同じ。
- (24) 東北財政委員会「東北解放区 1947 年財政工作報告（1948. 1. 31）」『史料集』A4 卷、104-107 頁。

2. 對外貿易の動向

中共中央東北局はソ連に対して、大豆 10 万トンの売却を行いたいという協定の申し入れを 1946 年 8 月にした。ソ連は外交上の問題（「中ソ友好同盟条約」により国民政府を中央政権として認めていた点）と、大豆 10 万トンの輸出では少なすぎることを理由に、その申し入れを断った。45 年以降大豆の販路は閉塞したことから、大豆は余ってしまい燃料として燃やされるなど、輸出市場の消滅は農民たちに影響を及ぼしていた(1)。このため大豆の輸出市場を是非とも確保したいと考えた中共中央東北局は、輸出量の増加を提議して交渉を続けた(2)。その結果、46 年 12 月 21 日にソ連との協定は調印された[朱建華 1987b、408 頁]。

ソ連への農産物輸出が可能となったため、中共中央東北局は各省から穀物を買上げた。例えば大豆は、1947 年では約 16 万トン、48 年は約 20 万トン、49 年には約 24 万トン（3 月まで）が買上げられた[朱建華 1987b、348 頁](3)。大豆の買上げにより、大豆の価格は上昇した。47 年では大豆とコーリャン、トウモロコシの価格差はほとんどなかったが、49 年になると大豆価格はコーリャンより 25%、トウモロコシよりは 40% 高くなり、農民たちの大豆生産を助長した(4)。

しかしながら問題も生じていた。1947 年の買い上げはとにかく数量を確保するため、他地区への穀物搬出を禁止するという統制的な方法で行われた。それゆえ穀価は上がり、穀物の購入が難しくなるという現象がおきてしまった(5)。合江省では 47 年 3 月から農産物の買上げが始まり、裕華公司という企業が買収を担当していた。裕華公司是目標数量を達成するため不当な計量による買い上げを行ったことから、「裕華公司是まだ満洲国が派遣しているのか」と不満を述べる農民もいた(6)。また、農産物の買い上げは商人たちに投機的商売の機会を与えてしまった。ハルビンでは、穀物を買って占めて値上がりを待つという行動に出る商人が多かった。このため 47 年 5 月以降、吟爾浜の穀価は上がりはじめ、市場から農産物は消えはじめた。6 月になると穀物を求める人々が商店に列をなすようになり、ハルビンでは「購糧証」の発行による配給統制が行われ、食糧不安の沈静下をはかるといふ手段がとられた(7)。

ソ連との協定はその後も継続し、1948 年 2 月 27 日には第 2 回協定が、49 年 3 月 29 日に

は第3回協定が調印された[朱建華 1987b、410-411頁](8)。東北解放区の対外貿易額はソ連との貿易額が90%以上を占めたので、東北解放区の対外貿易とは対ソ貿易であったと言えよう(表3参照)。輸出では穀物が90%を占め、そのなかでも大豆は50%を占めていた(表4参照)。大豆の契約数量は48年では37万トン、49年では55万トンであり、1920～30年代には、100万トン以上を輸出していたのと比べると、大豆輸出の規模は大きく縮小していた。輸入は綿製品が約半分を占め、他は工業原料であった(表5参照)。

マンチュリアの貿易構造は、日露戦争以降大豆を輸出して綿製品を輸入するという「綿豆交換体制」が形成されており、綿製品は大きく輸入に依存していた[金子文夫 1991、42-43頁]。1920年代以降、瀋陽、大連などに紡績工場が作られ、満洲国期に生産規模の拡充がおこなわれたが、紡績工場の多くは南部に存在した。南部は国民党軍が制圧したため、東北解放区は綿製品の入手に苦しんだ。東北解放区では紡績業が奨励されたが(9)、綿製品はソ連からの輸入に依存していた(10)。東北解放区とソ連との貿易内容を見てみると、大豆を主とする農産物を輸出し、綿製品などの消費財を輸入するという、これまでのマンチュリア貿易の基本的な枠組みが存続していたことを示している(貿易全体の規模は以前に比べて縮小している)。

貿易決済がどのようにおこなわれていたのか詳細は不明だが、中共にとって対外貿易は初めてのため、その手続きに手間どっていた。例えば価格の決定にあたって、「国際比価」という単語は中共には「新名詞」であったという(11)。対ソ貿易の価格について、直接的に中共が不満を表明している資料を見ることはできなかった。しかし東北人民政府貿易部対外貿易局の文書には、貿易価格は両国の国内価格を酌量して決めているが、この方法は計算的に難しいだけでなく、国際価格は変化するのに貿易価格が固定されたままなのは不合理だとする意見を述べている。また、ソ連は48年の輸入品の価格を49年夏になって知らせて来たため、対応に苦慮したことも述べている(12)。

対ソ貿易のほとんどは満洲里経由か綏芬河経由で行われたが、大連経由もわずかながら存在した。大連はソ連軍の占領下に置かれたため、中共は公然と活動していた。延安から派遣され貿易業務に携わっていた楊勉の回想によると、大連で中共はソ連軍の協力を得て貿易活動を行い、山東半島、香港、朝鮮などと往来していた。国民党軍が東北南部を制圧していたことから朝鮮経由での大連と東北北部の往来は重視され、物資や兵隊を積んだ船は朝鮮北部の羅津まで運行していたと回想している(13)。

ソ連と比べると貿易額は少ないが、北朝鮮との貿易も行われていた。北朝鮮との貿易は対ソ連貿易が持っていた輸出市場と必需物資の確保という役割は小さく、戦略物資の輸送路として注目されていた。中共中央東北局は1946年7月に「駐朝鮮弁事処」を平壤に設置した。その目的は、北朝鮮を後方支源地として利用することにあつた(14)。具体的には、戦傷者の安全な収容や、マンチュリア北部と南部をつなぐ輸送路として北朝鮮内の通過を考えていた(15)。この任務に従って、47年10月20日に東北行政委員会と北朝鮮人民委員会は「中国東北物資通過北朝鮮協定書」を締結し、北朝鮮は15万トンの通過物資を中国のために輸送すること、その代金として石炭約5万8000トンと機関車1台をもらうことが決められた(16)。輸送経路には安東～新義州～南陽～図們と通化～輯安～満浦～図們の2経路があつた(17)。また、貿易協定の協議も進められ、48年8月には貿易協定が、同年9月

24日には「中朝経済協定」が締結された(18)。これらの協定には貿易品目、数量などに関する取り決めが存在したと考えられるが、現在のところ協定書本文を見ることができないので詳細については不明である(19)。

対外貿易とはみなしえないが、国民党支配区との交易も解放区にとっては重要な意味を持っていた。東北解放区内だけですべての物資が調達できたわけではなく、解放区内では売却できない特産物もあり、国民党支配区との交易は解放区の存続にとって不可欠であった。東北解放区では移出品の厳重な規制を行う一方で、商人たちに移出の見返りとして軍用品や必需品の入手を約束させるという、いうならばバーター交易の方法をとらせていた(20)。

遼寧省が1947年12月1日に通令した交易方法を事例に、具体的な方法について見てみたい(21)。穀物、綿製品、煙草などは移出禁止になっていた。移入品は税法が許可している物品はすべて移入できるとあるが、移入品の割合が60%以上は軍用品、生活必需品は30%、非必需品は10%以内と決められていた。移出入品の内容は、厳しく規制されていたのである。移出商についても厳しく審査された。移出商はまず公安局で「良民」である証明書を取得し、ついで税務局に保証人をつけた申請書を出して資格検査を受け、これに合格したならば移出品の納税を行い、「運搬証」を受領してようやく国民党区に赴くことができた。こうした交易統制が存在したにもかかわらず、解放区と国民党区の物価が違うことを利用して利益を得る商人がいた。例えば吉林省では綿花の価格が国民党区より高騰したため、国民党区から綿布を解放区へ持ち帰ってもうける商人がいた(22)。

国民党区との交易は軍用品や必需品の購入手段としてだけでなく、満洲国紙幣、ソ連軍票、国民政府紙幣(東北九省流通券)を回収、整理することにも活用されていた。具体的には、商人たちに満洲国紙幣などを持たせ、国民党区で物資を購入させることで東北銀行券以外の紙幣を解放区から締め出していた(23)。

以上の検討から、中共は対外貿易に適した地理的条件、輸出できるだけの農業生産力を持つマンチュリアの地域的特徴を活用し、不足する物資の調達をはかっていたと言えよう。そして対外貿易による財政収入は既述したように1947年は57%、48年は35%という高い割合を示しており、東北解放区の財政に寄与していたと考えられる(24)。

(1)「合江省政府関于購糧工作総結(1947. 7. 25)」『史料集』A3巻、20頁。

(2)「東北貿易総公司第一年度対外貿易工作総結与第二年度対外貿易意見草案」『史料集』A3巻、282-283頁。

(3)ここで依拠した「東北解放区歴年購糧統計表」は合計数量に不一致が多く、統計としての信憑性に疑問が残る。

(4)「商業部三年来工作概述(1949. 5)」『史料集』A3巻、216-217頁。

(5)同前、217頁。

(6)「合江省政府関于購糧工作総結(1947. 7. 25)」『史料集』A3巻、21頁。

(7)「哈市物価問題(1948. 5. 20)」『史料集』A3巻、88-89頁。

(8)いずれの協定も協定自体はどの資料集にも収録されていなく、具体的な内容は不明である。若干の概要が、曉春「略論解放戦争時期東北解放区的対外貿易」那安臣、白俊成主編『解放戦争与東北』遼寧大学出版社、1993、550-552頁に紹介されている。

- (9)「東北行政委員会關於發展紡績工業問題的指示（1947. 5. 17）」『史料集』A2 卷、22-23 頁。
- (10)「哈市金融物価総結（1947. 8）」『史料集』A3 卷、30-38 頁。
- (11)「二年来對外貿易工作初步総結（1947 年）」『史料集』A3 卷、312 頁。
- (12)「東北人民政府貿易部對外貿易局 1949 年對外貿易工作総結（1949. 1. 30）」『史料集』A3 卷、351 頁。
- (13)楊勉「遼南地区的貿易工作」商業部商業經濟研究所編『革命根拠地商業回憶録』中国商業出版社、1984。
- (14)「駐朝鮮弁事処」の設置にあたって、中共中央東北局は 1946 年 6 月に「以北朝鮮為隱蔽的後方來支援南滿作戰（北朝鮮を隠れ蓑として、後方から南滿作戰を支援する）」という方針を立てていた（丁曉春、戈福録、王世英主編『東北解放戦争大事記』中共党史資料出版社、1987、203 頁）。
- (15)丁雪松、侃振、齊光「回憶東北解放戦争期間東北局駐朝弁事処」『遼瀋決戦』上、625-633 頁。また鐸木昌之[1993、49-53 頁]を参照。
- (16)「北朝鮮人民委員会全權代表与中国東北行政委員会全權代表茶訂之《中国東北物資通過北朝鮮協定書》（1947. 10. 20）」『史料集』A3 卷、373-377 頁。
- (17)孟繁徳「解放戦争時期東滿根拠地的戰略地位及其作用」『解放戦争与東北』168 頁。
- (18)平壤商業代表団「一年的商務総結報告」『資料集』A3 卷、353-358 頁。
- (19)こうした協定の内容は北朝鮮側の資料によっても、現在のところでは確認不可能とのことである（鐸木昌之氏よりの教示）。
- (20)「吉林省吉北行政督察專員公署訓令一関子出入口. 物資管理与絹私工作範（1946. 9. 28）」『史料集』B3 卷、13-14 頁、「遼吉区行署関子特産出口的決定（1946, 11. 25）」『史料集』B3 卷、22-25 頁。
- (21)「遼寧省政府通令一頒布進出口物資管理及征稅臨時弁法（1947. 12. 1）」『史料集』B3 卷、69-70 頁。
- (22)「東北稅務総局 1947 年東北稅務工作過程（1947 年）」『史料集』B1 卷、367 頁。
- (23)「東北銀行総行三年来工作報告（1949. 5）」『史料集』A3 卷、571 頁。
- (24)表 3 の貿易動向からは 1947 年、48 年の輸出入額はほぼ均等であったことを示しているので、多額の貿易収入が存在したとは考えられない。財政狀況報告書と貿易報告書の数値が異なる理由については不明であり、確かな統計については新史料の発表を待たなければならない。

3. 農業政策の特徴

東北解放区では不足物資の確保はソ連への農産物輸出という方法でしていたので、農業生産の増加が求められた。農業生産の増加をうながす方法として、農民への農業資金の融資がおこなわれた。

中共による農業融資は 1946 年からおこなわれたが、この時点では地方ごとにバラバラにおこなわれていた[朱建華 1987b、540 頁]。46 年 12 月 26 日に東北行政委員会は農業融資に関する指示を出し、農業融資を本格的に行うことを明らかにした (1)。この指示は、農

業融資の目的は農業生産の発展であり救済扶助ではないことを主張し、融資は東北銀行が行う業務の一つであり、政府は補佐するだけであるとしている。つづいて、47年1月1日に東北行政委員会は5億元の農業融資を実施する指令を各省に出した(2)。

東北銀行を通じた農業融資は1947年に着手されたが、いくつかの問題が存在した。第一に、融資の対象となる地区の選定に問題があった。というのは、土地改革が終わったにもかかわらず農業生産が回復しない地区や山間部の農業条件に恵まれない地区は、返還が難しいと判断され融資の対象からはずされたからである。それゆえ必要のない地区に融資がおこなわれ、豊かな農村は益々豊かに、貧しい農村は益々貧しくなるという現象が生じてしまった。第二に、融資業務に携わる人数の不足から、農民に対する調査は十分にできず、農会の有力者に依存して融資先が決められた点があげられる。融資先は有力者の意向により決められ、農業生産を支援する役割を果たせないこともあった(3)。

融資農家の選定問題は1949年においても解決していなかった。富裕な農家に多く、貧農に少ないという状況は依然として存在し、農民は「農業融資は地主や富農に与えられ、貧農や雇農が借りることはできない」と話していた(4)。また、政府機関と東北銀行の関係が調整されていなく、長春では政府機関が東北銀行の承諾なしに融資することもあった。こうした問題を抱えながらも、48年には約100億元が、49年には約5000億元の農業融資が行われた(5)。

融資だけでなく、回収にも問題は生じていた。回収状況については吉林省の事例しか判明しないが、現金ではなく農作物で回収された関係から農産物の受け渡しに問題が存在した。1948年には農民たちは品質の劣る穀物を回収用にあてたことや、農産物受領所までの運搬費などをめぐって衝突が生じていた(6)。49年の回収にあたって東北銀行吉林省分行は、指導を施した「農貸員」を約180人用意し、省政府や合作社との関係も調整して臨んだ。回収は公平に行うことが求められ、「仁政」的観点は有害だとした(7)。こうした準備により、49年の東北銀行吉林省分行の回収は100%を達成した。だが、この成果は「右傾憐憫思想」を排除した回収工作の結果であると指摘された(8)。

農業資金の融資に問題が存在したとはいえ、農民への資金融資は一定の農業生産の改善には貢献したようである。吉林省では高利貸に頼る必要がなくなったことや(9)、生産資金として貢献していた事例が報告されている(10)。

既述したように、東北解放区の財政収入中、農民が負担する公糧（農民が農産物で納入する税）の割合は大きかった。土地改革により農民は無償で土地の分配を受けたが、農業税は徴収されていたのである。

1946年の公糧徴収は、緊迫した軍事情勢と土地改革の完了した地区が多くなかったため、約70万トンにとどまった(表6参照)。47年になると土地改革を終えた地区は増え、軍事情勢も中共に有利になったことを背景に、公糧の徴収量は前年の約2.2倍に増えた。注目したいのは、47年の総収穫量は46年より少ないにもかかわらず、公糧の徴収率は約2.3倍増え、徴収量を増やしていた点である。この点からは、47年になると東北解放区の農民に対する中共の影響力は増大した一側面をうかがうことができる。

1947年の時点では、まだ公糧の徴収には問題は多かった。徴収は土地の肥沃度にもとついて公平に徴収することが方針として掲げられたが、土地等級や生産量など、農業生産の

実態を把握するのは容易なことではなく、徴税負担に不公平が生じていた。また徴収した農産物を保管する倉庫も不足しており、農産物が腐ってしまう事態も生じていた(11)。公糧の徴収条例も各省ごとに異なっており(12)、東北解放区に共通する公糧の徴収条例が制定されるのは49年10月であった(13)。

1948年は公糧の徴収において画期となった年であり、それまでの経験をふまえ、農民に受け入れられる方法で徴収は進められた(14)。さらに48年は農業生産が回復し、総収穫量は前年より約1.7倍増加した。これらの要因から、47年より公糧の徴収率を下げても、公糧徴収量は47年の約1.5倍に増やすことができた。

表7は各解放区における公糧の負担状況をあらわしている。1947年度の数値と考えられるが、算出方法など詳しい統計上の性質は不明である(15)。これによると最も負担率が高いのは、冀察熱遼解放区で東北解放区は第2位にある。1人あたりの平均負担量では東北解放区は断然多く、華北、山東、西北の2倍以上である。公糧の負担率はそれほど高くないにもかかわらず、1人あたりの平均負担量が多いということは、1人あたりの農業生産量が多いことを意味していよう。つまり東北解放区は、他の解放区よりも1人あたり2倍近い公糧を徴収できた、豊かな農業生産が可能な解放区であったのである。

農民たちは軍隊や軍事行動の後方支援にも動員されていた。1948年9月時点で、黒龍江省からは約9万人が兵士として、約1万6000人が「民工」(軍事行動の後援をする)として参加した。松江省からは約20万人の「民工」が、合江省からは5万6000人の兵士と9600人の「民工」が参加した(16)。「民工」は東北解放区全体では、49年3月までに延べ300万人が動員された(17)。こうした大規模な動員の結果、生産活動に障害が出ていること、さらに動員された人への食糧、衣服の供給は重い負担となり、農民の暮らしに悪影響が出ているとする報告も行われていた(18)。「民工」への動員は、人々の自発性からのみ行われたのではなく、強制的な割当てや、うそをつき、ごまかして連れて来るともあったという(19)。

東北解放区は他の解放区に比べて多くの公糧をおさめることができ、農業生産を回復させながら軍事行動へ人員を出すことができたという、高い農業生産力を持っていたとまとめられよう。

- (1)「東北行政委員会關於東北銀行發放農貸問題的指示(1946. 12. 26)」(吉林省金融研究所『吉林省解放区銀行史料』北京、中国金融出版社、1990)177-179頁。
- (2)「東北行政委員会關於發放五億元農貸問題」(1947. 1. 1)『史料集』A3巻、382-383頁。
- (3)「吉林省分行向總行關於農業放款重点問題的報告(1948. 3. 17)」『吉林省解放区銀行史料』239-241頁。
- (4)「吉林省分行1949年春耕農貸總結」『吉林省解放区銀行史料』428頁。
- (5)「東北銀行總行1949年農貸工作報告(1950. 3)」『史料集』A3巻、640頁。
- (6)「吉林省分行1948年冬季工作總結報告一有關農貸檢查与回收工作」『吉林省解放区銀行史料』344-345頁。
- (7)「吉林省分行1949年農貸回收準備工作總結」『吉林省解放区銀行史料』434-440頁。
- (8)「吉林省分行1949年農貸工作全年總結一工作述要」『吉林省解放区銀行史料』448頁。

- (9)「吉林省分行夏鋤貸糧總結報告」『吉林省解放区銀行史料』431頁。
- (10)「吉林省分行1949年回収農貸總結」『吉林省解放区銀行史料』443頁。
- (11)東北糧食総局「三年來糧食工作總結報告(1949.6)」『史料集』A4巻、226-233頁。
- (12)例えば吉林省については、「吉林省政府徵収公糧暫行条例(1947.10.18)」『史料集』A4巻、63-67頁を参照。
- (13)東北人民政府「東北区公糧徵収暫行条例(1949.10)」『史料集』A4巻、305-309頁。
- (14)注11に同じ。
- (15)記述資料のなかには、華中の徵収率(48年)は大体20%で、山東の25%や華北の30%よりは低いと述べているものがあり、表7の数字には検討の余地が残されている(「華中工委関干壽借公糧確保戦争供給的決定(1948.12.12)」江蘇省財政庁、江蘇省档案馆、財政經濟史編写組編『華中解放区財政經濟史料選編』5、南京大学出版社、1989、292頁。
- (16)前掲『中国共産党黒龍江省組織史資料』123, 167, 192頁。
- (17)東北行政委員会民政部「東北三年來各地人力、畜力、戦勤統計表(1949,3.12)」『史料集』A4巻、566頁。
- (18)羅榮桓「東北解放戦争形勢～」『遼瀋決戦』上、34頁。
- (19)東北行政委員会民政部「東北三年來戦勤工作(1949.5)」『史料集』A4巻、570頁。

4. 商工業者への政策

1946年8月の東北各省代表聯席会議で採決された「東北各省市民主政府共同施政綱領」第4項には、「民営商工業」の保護や資本家への正当な利潤の保障などが盛り込まれた(1)。商工業者は打倒の対象ではなく、解放区を支える一勢力として位置づけられたのである。しかしながら、実際には商工業者への清算闘争は行われ、倒産する商店や閉鎖に追い込まれる工場が出ていた。商工業者への清算闘争は市場の混乱をまねくだけでなく労働者の失業も招くことから、中共中央東北局は46年10月に私営商工業を保護する指示をあらためて出した(2)。

東北解放区では土地改革が進められるなかで、地主が都市に所有した財産も追及されるようになり、地主の財産と関わりのある商工業者は闘争の対象となった。黒龍江省の克山県では1947年12月までに商店数597店のうち333店に闘争が及び(3)、賓県では全商工業者の約半数が闘争を受けた[朱建華1987b、111頁]。こうした商工業者に対する闘争により多数の商工業者は零落してしまい、地域社会への影響力は喪失したと考えられる。

ゆきすぎた闘争を抑えるため、中共中央東北局は1947年8月に商工業者への闘争に際しては事前に党委員の同意を得ることや、商工業者が所有する土地は没収の対象となるが財産は保護されるなどの指示を出した(4)。とはいえ、安東では47年11月から土地改革が激化し、それに呼応して商工業者に対する闘争も行われ、8月の指示以後も商工業者への闘争は行われていた(5)。48年2月27日に毛沢東は「商工業政策について」を発表し、「地主、富農の封建的搾取を一掃することと、地主、富農の経営する商工業を保護することは区別」するべきだとする見解を示した(6)。以後、商工業者への侵害はおさまりに、賠償も行われた(7)。

つまり東北解放区では1946年から私営商工業の保護は謳われてはいたが、土地改革の余

波を受けて商工業者への闘争が行われてしまい、最終的には毛沢東の指示により 48 年初頭に闘争は終了するという経緯をたどったのである。

東北解放区では正当な利益の獲得を目的とした商工業者は流通、生産の担い手として保護を受け（土地改革の影響から清算闘争を受けることもあったが）、税収を負担する存在としてみなされた。商工業者が負担したのは営業税と貨物産銷税（物品の製造者または輸送者が払う税）が主であったが、どちらもその徴収には問題が存在した。

貨物産銷税は物品に課税することから徴税しやすかったが、税務員の人数不足から徴税場を多く作ることは難しく、徴税場を避ける商人もいた(8)。また実際の製造量を報告しなかったり、二重帳簿による脱税なども行われていた(9)。1946～47 年では徴収に関する条例も各省ごとに異なっていた。東北解放区に共通する「貨物産銷税条例」が施行されるのは、48 年 1 月まで待たなければならなかった(10)。

営業税の徴収は貨物産銷税に比べてより問題が多かった。まず課税方法が統一されていなく、営業額にもとづく方法と純益にもとづく方法が混在していた[朱建華 1987b、451 頁]。どちらの課税方法をとるにしても、商工業者の営業内容を把握する必要があり、これに悩まされた。個々の商店すべてを税務局員が回り調査することは現実には不可能であった。このため典型商店の調査をおこない、それをもとに課税する方法、商人たちが集まり協議して各自の税額を決める方法、自主申告などの方法がとられた。いずれの方法により徴税するかは各地で異なり、バラバラな税制は問題があると指摘されていた(11)。脱税する商人はあとを絶たないことから、吉林省では「密告箱」を設けて脱税を取り締まるという手段も用いていた(12)。また、商人の納税意識を高める宣伝活動も行われ、遼東省では「徴税方法の改善が行われれば行われるほど、商人の防衛方法は巧妙になる」という連関を断ち切ろうとしていた(13)。

徴税される商工業者だけでなく、徴税する側にも問題はあった。第一に税務員の資質に問題があった。例えば、吉林省吉北分局では税務員が不足していたため、読み書き、計算ができるかどうかを基準に大量の税務員を採用した。それゆえ政治意識は低く、給料がもらえれば共産党でも国民党でもかまわないという人もいた(14)。さらに徴税をめぐる汚職も多く、1949 年になっても東北税務総局は汚職追放の通知を出していた(15)。

第二に、税務員が積極的に徴税業務に取り組めない状況が存在した。1947 年後半以降、商工業者の保護が明確化されると、税金の軽減や免除などの極端な保護が行われ、徴税業務を軽視する地方があらわれた(16)。また政治的批判を恐れ、「功あるを求めず、過ち無きを求める」という態度をとる税務員も少なくなかった(17)。中共党員のなかには徴税は「金集め」にすぎず、重要な仕事ではないと考えたり、政治機関に比べて待遇面で劣っていたことから敬遠する人もいた。何より懸念されたのは、厳しく徴税すれば人民の実情を軽視していると批判され、逆に民衆の意見をいれて徴税を軽くすると職務に励んでいないと批判されるという、業務評価が時々の政治状況によってかわることであった(18)。

商工業者からの徴税額が少なかったのは、商工業者が納税を逃れようとした点にも起因したが、商工業者の保護を謳いながらも清算闘争を許してしまった中共の指導力不足と中共が準備した徴税システムの混乱によるところが大きかったとまとめられよう(19)。

東北解放区の商工業者をめぐる状況は、新たに合作社や国営商店が設立されたことから

樂觀を許さないものへととなった。中共中央東北局は1948年に農村への日用品や農具などの供給機関として、合作社や国営商店の設立を主張した(20)。農村に設立された供銷合作社は、商人の中間搾取を減らし、農民への廉価な生活用品の供給を目的としていた。48年の時点では、まだ合作社の運営は軌道にのっていなく、今後の育成が強調されるという段階であった(21)。しかしながら、清算闘争の打撃により私営商店が減少した状況に乗じて、供銷合作社は勢力を伸ばし始めた(22)。

1949年になると、国営商店と供銷合作社を流通機構の主役とする試みが一層進められた。国営商店の供給金額は48年の約1万6000億元から、49年には21万6000億元に増えた(23)。農村部の供銷合作社は1949年12月までに7804社が作られた(24)。国営商店、供銷合作社の活動は拡大したとはいえ、私営商店に依存する部分も依然として存在した。国営商店の供給率は49年には44%を占めていたが、流通過程の末端では小売り商人に依存しており、国営商店は卸売商的な役割に止まっていた(25)。供銷合作社は多数設立されたものの、その運営は採算を無視していたり、社員の汚職も多かった(26)。このため農村部では私営商店を凌ぐことができず、例えば榆樹県では購入の59%を販売の77%が私営商店を通して行われた(27)。

私営商店は1949年においても必要ではあったが、私営商店をめぐる状況は確実に変化していた。48年11月に戦闘が終結するまで、商人たちは戦争がもたらす物価変動や物資の需給混乱を利用して利益をあげてきた。ところが、内戦が終わると市場に対する政府の統制がきくようになるとともに、物資の需給も関内との連絡により改善されたため、投機的な商業の余地は縮小した(28)。また商工業者のなかには、「樹大招風(木が大きいと強く風をうける)」を恐れて、経営規模の拡大を避ける動きも生じていた(29)。

私営商工業者の活動範囲は縮小していたが、私営商工業者の撲滅が考えられたわけではない。1949年11月に財政部長の顧卓新は今後の税務方針について語り、これからは商工業税への依存を高めていくので商工業の正当な発展を促し、「靖沢而魚」(沢を干して魚をとるほど、徹底的な方法をとる)ような方法はいけないと述べている。しかし商工業の発展には留保が付けられており、公営企業の発展を先にし、私営企業の単純な発展は諫める主張をしている(30)。

工業をめぐる状況も1949年には変化していた。東北解放区の工業が本格的な回復へ向かうのは、内戦が終結した48年11月以降のことであった[西村成雄1984、435-457頁]。ようやく回復を始めた東北工業を脅かしたのは天津や上海からの移入品であった。49年5月ごろから天津、上海の製品がマンチュリアに出回り始め、マンチュリア産の製品は売れなくなってしまった。また労務管理にも問題があり、仕事をしなくても給料が払われたり、規模縮小のため人員整理をしようとするならば高い解雇金を払うことが事業者には求められていた(31)。操業面でも問題は多く、コストを度外視した生産が行われたり、経験、知識に乏しい工場長がいたことから設備の破損は軽視され操業が止まることもあった(32)。

以上のように、1949年になると東北解放区の商工業者を取り巻く状況は変化し、私営商店は市場の縮小、活動の制限、工業は競争の激化、労使関係の調整という事態に対処していくことが求められるようになった。これらの問題は、50年代の「社会主義改造」下でその解決が追究されていく。

- (1) 「東北各省市民主政府共同施政綱領（1946. 8. 11）」『史料集』A1 卷、13 頁。
- (2) 「東北局關於城市工人店員工作的指示（1946. 10. 7）」『史料集』A2 卷、1-2 頁。
- (3) 「克山城區被闖工商業億樣处理的（1848. 5）」『史料集』A3 卷、98 頁。
- (4) 「東北局關於清算地主在城市中工商業的指示（1947. 8. 8）」『史料集』A3 卷、28-29 頁。
- (5) 「安東市私人工商業糾偏總結（1948. 6）」『史料集』A3 卷、107-116 頁。
- (6) 『毛沢東選集』第四卷、北京、人民出版社、1960 年、1283-1284 頁。
- (7) 三江省の状況については、「中共三江省委關於糾偏工作給東北局的報告（1948, 8. 5）」『史料集』A1 卷、418-423 頁参照。吉林省榆樹県の状況については、「榆樹城區被害侵工商業的初步研究（1948, 8）」『史料集』A3 卷、130 頁を参照。
- (8) 松江省工商管理局「1946～1947 年松江省稅收工作概況（1947 年）」『史料集』A4 卷、87 頁。
- (9) 「從清理產銷稅中看到的問題（1949. 2. 12）」『史料集』B3 卷、172-173 頁。
- (10) 「東北行政委員會令一頒布東北解放區貨物產銷稅暫行條例（1947. 12. 18）」『資料集』B2 卷、317-322 頁。49 年 2 月に改訂されている（『史料集』B2 卷、360-365 頁）。
- (11) 任泉生「稅收与工商業政策（1948. 7）」『史料集』B 1 卷、150 頁。課稅方法については、所得に応じた累進課稅による東北解放區工商所得稅暫行條例が 49 年 8 月に制定され統一された（東北行政委員會「東北解放區工商所得稅暫行條例（1949. 8. 2）」『史料集』A4 卷、250-255 頁）。
- (12) 「吉林省稅務局布告（1947. 6, 11）」『史料集』B3 卷、51 頁。
- (13) 「遼東省稅務局 1949 年稅收工作基本總結（1949 年）」『史料集』B1 卷、683 頁。
- (14) 「吉林省吉北稅務分局 1947 年稅收工作總結（1948. 1. 6）」『史料集』B1 卷、387-388 頁。
- (15) 「東北稅務總局為避免稅款去失加強幹部責任心与内部制度的通知（1949. 6. 23）」『史料集』B3 卷、518-519 頁。
- (16) 東北稅務總局「1946～1949 年東北稅收工作簡單報告（1949. 5. 17）」『史料集』A4 卷、181 頁。
- (17) 「檢查領導、改進工作一石英在松江省縣局長會議上的總結（1948. 10）」『史料集』B1 卷、436 頁。
- (18) 「吉林省稅務局 1948 年幹部狀況簡單總結（1948 年）」『史料集』B1 卷、508-509 頁。
- (19) 東北稅務局は商工業者の稅負担は農民より軽いとみなしていた（東北稅務總局「關於購銷証制度及農業稅与工商業稅稅率等問題（1949. 9. 1）」『史料集』B1 卷、209-225 頁）。商工業者が恐れたのは税金よりも、公債の負担だったようである（「中共錦州市委關於對私商進行稅務管理的工作報告（1949, 8. 8）」遼寧省檔案館『遼寧對資改造檔案選編 1949-1956』上、1987 38 頁）。
- (20) 「東北局關於開展農村合作社工作的指示（1948 年）」『史料集』A3 卷、163-165 頁。
- (21) 「東北局關於 1948 年農業生產的總結与 1949 年農業生產的決議（1948. 10. 6）」『史料集』A1 卷、498-499 頁。
- (22) 「吉林省分行 1948 年上半期工作總結一有關工商業概況、貨幣流通与物価」

『吉林省解放区銀行史料』190頁。

(23)「1949年東北区国営内地商業工作的簡要報告」『史料集』A3巻、261-262頁。

(24)東北合作総社「四年多的東北合作社工作（1950. 6）」『史料集』A3巻、272頁。

(25)注23に同じ。

(26)「東北局關於7、8兩月工作向毛主席的綜合報告（1949. 9）」『史料集』A1巻、186-188頁。

(27)高崗「在農村工作座談会上的總結發言（1950. 1）」『史料集』A1巻、625頁。

(28)注26、179～181頁。

(29)「中共遼西省委關於私營工商業問題初步檢查總結（1949. 7. 24）」『遼寧対資改造檔案選編 1949～1956』上、6-7頁。

(30)「關於稅務工作的几介問題—財政部顧卓新部長在県級稅幹輪訓班講話（1949. 11）」『史料集』B1巻、286-291頁。

(31)注26、180-183頁。

(32)高崗「關於3、4兩月工作向毛主席的綜合報告」『史料集』A1巻、112-113頁。

おわりに

これまでの研究は中共が内戦に勝利した原因を、土地改革により農民の支持を得た点に求める見解が多かった。土地改革が農民の支持獲得に大きな役割を果たしたことはまちがいないだろう。とはいえ、内戦勝利に必要な条件は軍事力の増強であり、軍事力を支える財政収入の確保であった。財政収入は土地改革だけでは確保できない側面もあった。

東北解放区で中共は、ソ連への農産物輸出を行うとともに農業生産の増加を促し、財政収入を増やそうとしていた。こうした対外貿易をテコに農業生産を増大させるという方法は、マンチュリア経済の歴史的特徴に適合した方向性でもあったと指摘できよう。マンチュリアで中共による内戦勝利を支えた要因として、土地改革の実施だけでなく、かかる財政経済政策を実施していた点にも注目したい。

商工業者への対応としては、中共はその保護を主張しながらも清算闘争を阻止できず、商工業者からの徴税を増やせる状況をつくりだせていなかった。また私営商工業の活動は規制する一方で、国営商店、供銷合作社の育成を行い、私営商工業者の勢力削減をはかっていた。そのため、有力な商工業者なかには没落し、その社会的影響力は低下していた人も多かった。

マンチュリアには満洲国期に拡充された工業設備が残っていたとはいえ、これらが稼働するようになるのは49年以降であり、中共は東北解放区の工業設備を内戦期には十分に活用できていなかった。つまり、東北解放区での内戦勝利を支えたのは農業であり、工業ではなかったのである。東北解放区の財政収入を支えた主因は、農産物の増産をはかって公糧を増やすとともに、農産物をソ連に輸出するといった農業を基調とした政策に求められる(1)。

中共がおこなった土地改革、商工業者への清算闘争により、満洲国期まで有力者であった人々の財産の多くは没収された。また中共は黨員に教育を受けたことのない人をも取り込んでおり、以前の有力者は行政機構にかかわることは難しい状況に置かれた。この時、

マンチュリア統治を担った人々には交替が生じ、以前の有力者は没落し、中共の政策に賛同し、その指導に従う人々がマンチュリアの統治を担うようになったと考えられる。

(1) このように内戦期の東北解放区における財政経済政策をまとめてみると、西村成雄氏の提唱した農村変革だけではない商工業者の変革をも含む「東北モデル」には不十分な点もある。豊かな農業生産力を背景に、農産物を輸出して不足物資を補うとともに財政収入を確保していた側面も組み込む必要があると言えよう。

参考文献日本語

石井明

1990「戦後内戦期の国共両党・ソ連の関係について」『中ソ関係史の研究 1945～1950』東京大学出版会 pp. 15-65

金子文夫

1991『近代日本における対満州投資の研究』近藤出版社 530p

鐸木昌之

1993「満州・朝鮮の革命的連繫」『岩波講座 近代日本と植民地』6、岩波書店 pp. 29-59

西村成雄

1984『中国近代東北地域史研究』法律文化社 490p

丸山鋼二

1992「中国共産党「満州戦略」の第一次転換」『アジア研究』39-1 pp. 25-53

門間理良

1997「国共内戦期の東北における新兵動員工作」『史境』35 pp. 20-39

参考文献中国語

朱建華

1987a『東北解放戦争史』黒龍江人民出版社 391p

1987b『東北解放区財政経済史稿』黒龍江人民出版社 625p

常城

1986 李鴻文、朱建華『現代東北史』黒龍江教育出版会 618p

終章

各章の検討を踏まえ、各時期にはいかなる社会変容が生じ、地域秩序はどのように変化していたのか、終章としてまとめてみたい。

明朝は衛所制度により遼東を統治し、ヌルガン地区は羈縻衛所制により管轄した。遼東とヌルガン地区の境には遼東辺牆を築き、その境界を明らかにした。遼東では衛所を設置して領域的支配をおこなったが、ヌルガン地区でおこなった羈縻衛所制は朝貢に来る首長を羈縻衛所の長に任命して、その配下の統治を委任する制度であり、領域的支配は伴わないものであった。こうした明朝が構築した地域秩序は、15世紀後半以降に変容していく。衛所制は軍士の逃亡により屯田は崩壊し、軍事力は有力者の家丁への依存を深めていた。より多く朝貢して明朝からの賜給品を増やしたかった女真は、明朝の朝貢制限をかいくぐるために互いの抗争を激化させていた。そのなかでヌルハチが台頭し、女真を統一して対明戦争をはじめた。この時羈縻衛所制と衛所制は消滅した。

清朝は明朝とはまったく異なるマンチュリア統治をおこない、旗人の生計保護を第一にした旗民制により地域秩序を構築した。清朝は、盛京では「旗民分治」、吉林・黒龍江では民人の流入禁止により旗人の生計を維持する統治をおこなった。そして柳条辺牆によりマンチュリアを区画し、マンチュリアに社会変容が生じることをできるだけ回避する方向性をとっていた。その一方、17世紀中ごろにロシア人がアムール川流域にあらわれ、ネルチンスク条約が結ばれたことから、清朝はスタノボイ山脈あたりまでをマンチュリアだと意識するようになった。もしロシア人が現れなかったならば、こうした領域の設定はおこなわれなかったかもしれない。清朝は旗人の生計維持を第一にした統治をしており、マンチュリアのすみずみにまで統治力をおよぼそうとはしていなかった。

清朝は民人の無原則な流入は禁止していたが、民人の流入はやまなかった。民人の流入により旗人と民人との間のバランスが崩れ、その調整がはかられるなか、19世紀後半にロシアが再びマンチュリアにあらわれた。露清間にはアイグン条約、ペキン条約が結ばれ、マンチュリアに国境が生まれた。また、朝鮮との間でも図們江、鴨緑江が国境として意識されるようになり、国境線に画されたマンチュリアの範囲が形成された。そして、国境がマンチュリアに住む人々の行動を制約する時代に入った。この時に形成された領域は、その後にも受け継がれ、中華民国期の東三省、満洲国の領域ともおおよそ重なっていた。本論文では、現在の国境を前提に過去を考察するのではなく、現在の国境が歴史的に形成されていく過程を考察するという方向で、マンチュリアの国境、領域について検証した。

1900年前後に鉄道が敷設されるとマンチュリアの人口は急増し、旗民制の維持はできなくなった。清朝は旗民制を放棄して、州県制の拡大、総督巡撫制度の導入により新たな統治を模索した。しかし、1912年に清朝は滅亡してしまった。

張作霖ら中華民国期の東三省の政治権力者は、土地の払い下げと大豆売買に利益を見出した。張作霖らは清朝が管轄した土地の払い下げを受けることにより、広大な土地を所有する地主となった。また、鉄道敷設により商業的農業が拡大し、大豆の売買が大きな利益を生むことを知った。それゆえ、張作霖政権は自己の都合に合わせて紙幣を発行し、その紙

幣を使って大豆を購入・販売し、大きな利益を得た。張作霖・張学良政権は東三省の地域統合をはかったが、通貨の相違に表れているように、各省の独自性を解消するまで統合の度合いを高めることはできていなかった。

満洲国は領域的主権国家を標榜し、国境にまで統治力をおよぼすとともに、中央集権的な統治をおこなった。そして、満洲国政府は以前の政治権力よりも、末端社会にまで統治力を浸透させようとした。しかしながら、統治政策の内容が「中国人」の特性と合致していなかったこと、政策を推進、実行する人材が不足していたことから、その浸透は限定的であった。

中国共産党は土地改革、商工業者の財産没収をおこない、これまでの土地、財産の状況を一変させた。この時、土地の権利関係にまつわりついていた清朝以来の土地権利や、清末・中華民国期から存続した有力者の土地、財産は消滅したと考えられる。

14世紀の元末明初から1949年の中華人民共和国の成立までの期間、三つの時期をマンチュリアで生じていた社会変容の画期として指摘したい。

第一には、16世紀末から17世紀の入関前後までの約100年あまりの時期である。この時期は女真諸部の台頭からはじまり、遼東での明朝と清朝との間の激しい戦闘、入関による大規模な旗人の関内への移動、対ロシア、ジュンガル戦に備えた先住民の八旗制への編入、軍事拠点への旗人の配置などの社会変容が続き、この時期にマンチュリアの住民状況は大きく変化した。この時、明朝がつくった地域秩序は消滅し、清朝は旗人の生計保護を第一にした旗民制をおこない、旗人が重要な地位に置かれた。

第二には、鉄道運行の開始と旗民制が放棄された1900年前後の時期である。鉄道が運行をはじめたことによりマンチュリアの人口は急増し、大豆を軸とする商品的農業が拡大した。この時、清代前期につくられた地域秩序は消滅した。そして、これまで重要な位置にあった旗人は没落し、土地払い下げや大豆生産・販売に関わった在地有力者が台頭した。この時マンチュリアにあらわれた在地有力者のなかには、満洲国期においても勢力を温存した人が多かった。

第三には、満洲国が崩壊して中華人民共和国が成立した前後の時期である。この時、第二期に台頭した在地有力者の土地、財産は中国共産党により没収され、土地に残っていた旗民関係も土地改革により消滅した。これ以後、中国共産党の指導の下で働く人々が、マンチュリアで重要な位置を占めるようになったと考えられる。

第二の画期(1900年前後)までのマンチュリアは、漢人、朝鮮人、モンゴル人、満洲人などの多様な人間集団の活動空間であった。しかし第二の画期(1900年前後)以降、マンチュリアは漢人の活動空間となった。漢人がマンチュリアで多数を占めるようになった歴史が浅いことを論拠に、中国とマンチュリアは同じではないと主張することもできる。また、国境が認識されるようになったのは、19世紀後半以降であり、これ以前に国境は存在したとも言えるが、マンチュリアに住む人々の行動を制約するものではなかった。それゆえ、マンチュリアには国境はなく、中国と画することはできないという主張も可能である。

こうした見解とは反対に、マンチュリアは中華王朝とはやや離れていたが、歴史的経過のなかで関内との統合が進み、そして中華人民共和国の成立に至ったと理解することもできる。現在の中華人民共和国のマンチュリア史に対する理解は、このようなものである。

しかしながら、これらの主張、理解は、過去のある時点の状況を強調した地域像であったり、近代ナショナリズムを経た地点から見た地域像であり、マンチュリアの歴史において自己に都合のよい部分だけを強調した見解だと指摘したい。

マンチュリアは統治権力の意向、ロシア、朝鮮、モンゴルなどの周辺との関係、日本やロシア(ソ連)による帝国主義的な政策などの内外の影響を受けて、今日では中華人民共和国の一部を形成しているとまとめられる。